明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和六十二年五月二十七日

○第百八回国会　参議院会議録第十四号（その一）

昭和六十二年五月二十七日（水曜日）
午後二時二分開議

○議事日程　第十五号
昭和六十二年五月二十七日
午後二時開議
第一　文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第二　商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第三　原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第四　原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第五　多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第六　関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百八十七年）の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第七　民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第八　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第九　国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第一〇　人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第一一　国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）
第一二　昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一三　昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一四　郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一五　昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一六　公害防止事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一七　絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一八　簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一九　簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二〇　電気通信事業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二一　放送法及び電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二二　電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二三　建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二四　国土利用計画法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二五　関西文化学術研究都市建設促進法案（衆議院提出）
第二六　児童扶養手当法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二七　原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二八　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二九　臨床工学技士法案（内閣提出、衆議院送付）
第三〇　義肢装具士法案（内閣提出、衆議院送付）
第三一　民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第三二　刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第三三　国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第三四　森林法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第三五　台湾人元日本兵等に対する補償措置の早期実現に関する請願
第三六　旧軍人恩給欠格者に対する特別給付金支給法の早期立法に関する請願
第三七　台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願
第三八　引揚者在外財産の補償の法的措置に関する請願（十九件）
第三九　傷病恩給等の改善に関する請願（十四件）
第四〇　重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願（三十二件）
第四一　文化政策の拡充に関する請願
第四二　私学助成の充実に関する請願
第四三　保育所制度の充実に関する請願（二十七件）
第四四　雇用対策に関する請願
第四五　保育制度の維持、充実に関する請願（二件）
第四六　腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（三十二件）
第四七　国立腎センター設立に関する請願（十一件）
第四八　雇用の確保に関する請願
第四九　重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願（三十六件）
第五〇　雇用確保対策の強化に関する請願
第五一　小規模障害者作業所等の助成に関する請願（十六件）
第五二　法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願（五十四件）
第五三　違法有線音楽放送事業者に対する法的対策に関する請願（六件）

○本日の会議に付した案件
一、日程第一より第二五まで
一、建設業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

一、日程第二六より第三四まで
一、集落地域整備法案（内閣提出、衆議院送付）
一、日程第三五より第五三までの請願及び米の貿易自由化阻止並びに食糧管理法の堅持、水田農業確立のための施策拡充に関する請願外五件の請願
一、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

○議長（藤田正明君）　これより会議を開きます。

日程第一　文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二　商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）の締結について承認を求めるの件

日程第三　原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第四　原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第五　多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件

日程第六　関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百八十七年）の締結について承認を求めるの件

日程第七　民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）の締結について承認を求めるの件

日程第八　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第九　国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第一〇　人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

（いずれも衆議院送付）

日程第一一　国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

以上十一件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長宮澤弘君。

審査報告書

文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

外務委員長　宮澤　弘

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の文化、教育及び学術の分野の交流を促進することを目的とし、両国政府が各分野における交流を奨励すること等を規定したものである。この協定を締結することにより、従来から種々の形式により行われてきた両国間の文化交流が今後相互主義の原則に基づく拡大均衡の方向で発展することが期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定

［本号（その二）に掲載］

審査報告書

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

外務委員長　宮澤　弘

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、国際的に統一された分類システムに基づく品目表を定めるとともに、各締約国の関税率表及び統計表をこの品目表に適合させること等について定めるものであり、また、議定書は、この条約の効力発生に関する規定の改正について定めるものである。我が国がこの条約及び議定書を締結することは、国際的に統一された品目表を確立する努力に寄与し、世界貿易の発展に資すると期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）の締結について承認を求めるの件

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

○議長（藤田正明君）　これより会議を開きます。

日程第一　文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二　商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）の締結について承認を求めるの件

日程第三　原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第四　原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第五　多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件

日程第六　関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百八十七年）の締結について承認を求めるの件

日程第七　民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）の締結について承認を求めるの件

日程第八　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第九　国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第一〇　人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

（いずれも衆議院送付）

日程第一一　国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

以上十一件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長宮澤弘君。

審査報告書

文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

外務委員長　宮澤　弘

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の文化、教育及び学術の分野の交流を促進することを目的とし、両国政府が各分野における交流を奨励すること等を規定したものである。この協定を締結することにより、従来から種々の形式により行われてきた両国間の文化交流が今後相互主義の原則に基づく拡大均衡の方向で発展することが期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定

［本号（その二）に掲載］

審査報告書

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

外務委員長　宮澤　弘

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、国際的に統一された分類システムに基づく品目表を定めるとともに、各締約国

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約
［本号（その二）に掲載］

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）
［本号（その二）に掲載］

審査報告書

原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

外務委員長　宮澤　弘

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、国際的な影響に伴う原子力事故が発生した場合に、その影響を受け、又は受けるおそれのある国が事故に関する情報を早期に入手できる制度を設けるものであり、対象となる事故の範囲、通報義務、提供される情報の範囲等について定めたものである。我が国がこの条約を締結することは、原子力の安全な開発及び利用における国際協力の強化に貢献するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十日

衆議院議長　原　健三郎　殿

原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めるの件

原子力事故の早期通報に関する条約
［本号（その二）に掲載］

審査報告書

原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

外務委員長　宮澤　弘

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、原子力事故又は放射線緊急事態の場合において、援助の提供を容易にするための国際的な枠組みを定めるものであり、援助の提供、経費の償還、特権及び免除等について規定したものである。我が国がこの条約を締結することは、原子力の安全な開発及び利用における国際協力の強化に貢献するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十日

衆議院議長　原　健三郎　殿

原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めるの件

原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約
［本号（その二）に掲載］

審査報告書

多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

外務委員長　宮澤　弘

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、開発途上国への投資の流れを促進するため、非商業的危険を扱う既存の投資保証制度を補完する機関として多数国間投資保証機関を設立すること及びその運営について定めることを目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、開発途上国に対する経済協力を積極的に推進しようとする我が国の基本政策に合致するものであり、また、我が国と開発途上国との友好関係を増進する見地からも有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

我が国の当初の授権資本への応募額（五千九十五万特別引出権）の十パーセントに当たる額を現金で、また、同額を債務証書で払い込むこととなるが、昭和六十二年度予算に現金払分に相当する八億九千九百万円が計上されている。

多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十日

衆議院議長　原　健三郎　殿

多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件

多数国間投資保証機関を設立する条約
［本号（その二）に掲載］

審査報告書

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百八十七年）の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

外務委員長　宮澤　弘

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、関税及び貿易に関する一般協定の参加国の譲許表を商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約に定められた品目表に適合させることについて規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、貿易実務の迅速化及び関税交渉の効率化に資すると期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百八十七年）の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百八十七年）の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百八十七年）の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百八十七年）

〔本号（その二）に掲載〕

審査報告書

民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

外務委員長　宮澤　弘

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、現行の民間航空機貿易に関する協定の対象産品を掲げる同協定の附属書を商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約に定められた品目表に基づく表に代えることについて規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、民間航空機貿易の発展に資すると期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）の締結について承認を求めるの件

民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）

〔本号（その二）に掲載〕

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

外務委員長　宮澤　弘

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、在日米軍従業員の安定的な雇用の維持を図り、もって在日米軍の効果的な活動を確保するため、昭和六十二年一月三十日に署名されたもので、我が国が、この協定の有効期間中、在日米軍従業員に支給される調整手当等に要する経費の一部を、当該経費の二分の一を限度として負担すること、我が国が負担する経費の具体的金額は、我が国が会計年度ごとに決定し、米国に対し速やかに通報すること、この協定は千九百九十二年三月三十一日まで効力を有すること等を規定しており、妥当な措置と認めた。

一、費用

この協定の実施に要する経費として、昭和六十二年度予算に百六十五億四百万円が計上されている。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

〔本号（その二）に掲載〕

審査報告書

国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

外務委員長　宮澤　弘

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、元首、政府の長、外務大臣、外交官等国際的に保護される者に対する殺人、誘拐等の侵害行為を犯罪として定め、その犯人の処罰、当該犯罪についての裁判権の設定等について規定している。我が国がこの条約を締結することは、国際的なテロリズムを防止する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十二日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十二日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

昭和六十二年五月二十七日　参議院会議録第十四号（その一）　文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件外十件

て、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約

［本号（その二）に掲載］

審査報告書

人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

外務委員長　宮澤　弘

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、国際的なテロリズムとしての人質をとる行為を犯罪として定め、その犯人の処罰、当該犯罪についての裁判権の設定等について規定している。我が国がこの条約を締結することは、国際的なテロリズムを防止する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十二日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

人質をとる行為に関する国際条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

人質をとる行為に関する国際条約

［本号（その二）に掲載］

審査報告書

国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

外務委員長　宮澤　弘

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和六十五年に開催される国際花と緑の博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約第十二条の規定に基づく政府代表として国際花と緑の博覧会政府代表を置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定めたものであつて、妥当な措置と認めた。

一、費用

本法施行に要する費用として、昭和六十二年度予算に千二十三万四千円が計上されている。

国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法

（目的等）

第一条　この法律は、昭和六十五年に開催される国際花と緑の博覧会に関し、国際博覧会条約第十二条の規定に基づく政府代表の設置及びその任務、給与等について定めることを目的とする。

2　この法律において、「国際博覧会条約」とは、千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約をいう。

（国際花と緑の博覧会政府代表）

第二条　外務省に、国際花と緑の博覧会政府代表（以下「代表」という。）一人を置く。

2　代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

（任務）

第三条　代表は、国際花と緑の博覧会に関する事項について、国際博覧会条約（同条約第二十七条の規定に基づいて制定された国際花と緑の博覧会一般規則を含む。）の定めるところにより日本国政府を代表することを任務とする。

第四条　関係各省庁の長は、代表の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置を執るものとする。

（任免）

第五条　代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。

2　代表は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

（給与及び災害補償）

第六条　代表の俸給月額は、百三万九千円とし、その他代表の給与、代表の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附　則

1　この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。

2　この法律は、国際花と緑の博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

〔宮澤弘君登壇、拍手〕

○宮澤弘君　ただいま議題となりました条約十件及び法律案一件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、ソ連との文化交流協定は、相互主義の原則に基づき、文化、教育及び学術の各分野における日ソ両国間の交流を促進することを目的として、展示会の実施、学者等の交換、政府広報資料の配布、文化交流委員会の設置等、両国間の文化交流の円滑な実施を確保するための枠組みについて定めたものであります。

次に、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び同条約の改正議定書は、関税協力理事会総会で採択されたものでありまして、そのうち、条約は、国際的に統一された分類システムに基づく品目表を定め、各国の関税率表及び統計表をこの品目表に適合させること等について規定するものであり、また、改正議定書は、条約の発効要件について規定するものであります。

次に、原子力事故関係の二条約はいずれも、昨年のチェルノブイリ原子力発電所の事故を契機に、国際原子力機関の場で作成されたものでありまして、原子力事故の国際的な影響について、その拡大を防止し、最小限にとどめることを目的とするものであります。そのうち、原子力事故通報条約は、条約の対象となる事故の範囲、通報義務、提供される情報の範囲等、原子力事故の場合にその影響を受ける国等が事故に関する情報を早期に入手できる制度を設けることについて規定しており、また、原子力事故援助条約は援助の提供、経費の償還、援助要員に対する特権及び免除等、原子力事故または放射線緊急事態の場合における援助の提供を容易にするための国際的な枠組みについて規定しております。

次に、多数国間投資保証機関を設立する条約は、開発途上国への投資の流れを促進するため、非商業的危険を扱う既存の投資保証制度を補完する機関として、多数国間投資保証機関を設立することを目的とし、同機関の設立、その目的、資本、業務、組織及び運営等について定めたものであります。

次に、関税及び貿易に関する一般協定ジュネーヴ議定書は、ガットの譲許表について、また、民間航空機貿易協定附属書の改正議定書は、同協定附属書に掲げる対象産品の表について、いずれも商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約に定められた品目表に適合した表にかえることを内容とするものであります。

次に、日米安保条約に基づく地位協定第二十四条の特別措置協定は、日米両国を取り巻く最近の経済情勢の変化により、在日米軍経費、なかんずく労務費が急激に逼迫してきている事態にかんがみ、在日米軍従業員の安定的な雇用の維持を図り、もって在日米軍の効果的な活動を確保することを目的とするものでありまして、この協定の有効期間中、我が国が在日米軍従業員に支給される調整手当等に要する経費の一部を、当該経費の二分の一を限度として負担すること、我が国が負担する経費の具体額は、我が国が会計年度ごとに決定し、米国に対し速やかに通報すること、この協定は、一九九二年三月三十一日まで効力を有すること等を内容とするものであります。

次に、国際テロリズム防止関係の二条約のうち、国家代表等に対する犯罪防止条約は、元首、政府の長、外務大臣、外交官など国際的に保護される者に対する殺人、誘拐等の侵害行為を、また、人質行為防止条約は、国際的なテロリズムとしての人質をとる行為を、それぞれ犯罪として定め、その犯人の処罰、裁判権の設定、容疑者の引き渡し等について規定したものであります。

最後に、国際花と緑の博覧会政府代表設置臨時措置法案は、昭和六十五年に大阪で開催される国際花と緑の博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約に基づく国際花と緑の博覧会政府代表を置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定めたものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

昨二十六日質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の立木委員より、日米安保条約に基づく地位協定第二十四条の特別措置協定、多数国間投資保証機関を設立する条約、関税及び貿易に関する一般協定ジュネーヴ議定書及び民間航空機貿易協定附属書の改正議定書について反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、ソ連との文化交流協定、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び同条約の改正議定書、原子力事故通報条約、原子力事故援助条約、国家代表等に対する犯罪防止条約及び人質行為防止条約の六件はいずれも全会一致をもって、また、多数国間投資保証機関を設立する条約、関税及び貿易に関する一般協定ジュネーヴ議定書、民間航空機貿易協定附属書の改正議定書及び日米安保条約に基づく地位協定第二十四条の特別措置協定の四件はいずれも多数をもって、それぞれ承認すべきものと決定し、国際花と緑の博覧会政府代表設置臨時措置法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。（拍手）

○議長（藤田正明君）　これより採決をいたします。

まず、日程第一、第二、第三、第四、第九及び第一〇の条約を一括して採決いたします。

六件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君）　総員起立と認めます。

よって、六件は全会一致をもって承認することに決しました。

次に、日程第五、第六及び第七の条約を一括して採決いたします。

三件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君）　過半数と認めます。

よって、三件は承認することに決しました。

次に、日程第八の条約の採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君）　過半数と認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

次に、日程第一一の国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（藤田正明君）　日程第一二　昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長岩本政光君。

審査報告書

昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十五日

内閣委員長　岩本　政光

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員等共済組合法の年金の額について、厚生年金保険法による年金たる保険給付の額及び国民年金法による年金たる給付の額の改定に準じ、改定の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和六十二年度において要する経費は約二十七億円と見込まれている。

昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十二日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

（小字及び――は衆議院修正）

昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案

昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律

（年金の額の改定の特例）

第一条　国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。第三項において「共済法」という。）による年金である給付については、昭和六十年の年平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率を基準として、昭和六十二年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2　前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3　前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、共済法第七十二条の二の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

（旧共済法による年金への準用）

第二条　前条第一項及び第二項の規定は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。次項において「昭和六十年改正法」という。）附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金について準用する。

2　前項の規定により年金の額の改定の措置が講じられたときは、昭和六十年改正法附則第五十条第一項及び第二項の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の適用については、これらの規定による年金の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、昭和六十二年四月一日から施行する。

〔岩本政光君登壇、拍手〕

○岩本政光君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、厚生年金及び国民年金の改定措置に倣い、退職共済年金等の国家公務員等共済組合法の年金について、昭和六十年の消費者物価指数に対する昭和六十一年の消費者物価指数の比率を基準として、本年四月分からその額を増額改定するほか、所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において施行期日について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、社会経済情勢に応じた年金改定のあり方、国鉄共済年金の今後の救済策、恩給改定との関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（藤田正明君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（藤田正明君）　日程第一三　昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長松浦功君。

審査報告書

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十五日

地方行政委員長　松浦　功

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方公務員等共済組合法の年金の額について、厚生年金保険法による年金たる保険給付の額及び国民年金法による年金たる給付の額の改定に準じ、改定の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十一日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

（小字及び――は衆議院修正）

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律

（年金の額の改定の特例）

第一条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。第三項において「共済法」という。）による年金である給付については、昭和六十年の年平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率を基準として、昭和六十二年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2　前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3　前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、共済法第七十四条の二の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

（旧共済法による年金への準用）

第二条　前条第一項及び第二項の規定は、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。次項において「昭和六十年改正法」という。）附則第九十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付について準用する。

2　前項の規定により年金の額の改定の措置が講じられたときは、昭和六十年改正法附則第九十五条の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

附則

この法律は、公布の日昭和六十二年四月一日から施行する。

〔松浦功君登壇、拍手〕

○松浦功君　ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、厚生年金及び国民年金の改定措置に倣い、地方公務員等共済組合法に基づく退職共済年金等につきまして、昭和六十年の消費者物価指数に対する昭和六十一年の消費者物価指数の比率を基準として、昭和六十一年の年金の額を改定することを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、地方公務員共済年金の額の改定方式のあり方等の問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（藤田正明君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（藤田正明君）　日程第一四　郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案

日程第一五　昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長井上裕君。

審査報告書

郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十五日

大蔵委員長　井上　裕

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、郵便貯金の事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計に新たに金融自由化対策資金を設けるとともに、同資金に係る経理を明確にするため、同会計を一般勘定及び金融自由化対策特別勘定に区分する等所要の規定の整備を図ろうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和六十二年度郵便貯金特別会計金融自由化対策特別勘定の歳入・歳出予算額として、それぞれ約二兆四百七十九億円が計上されている。

郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十二日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

（小字及び――は衆議院修正）

郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律

郵便貯金特別会計法（昭和二十六年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（勘定区分）

第二条の二　この会計は、一般勘定及び金融自由化対策特別勘定（以下「特別勘定」という。）に区分する。

第三条第一項中「この会計の資産」を「一般勘定の資産」に、「この会計において」を「同勘定において」に、「の規定に基づく」を「第六十四条の規定に基づく」に改め、同条第二項中「この会計」を「一般勘定」に、「預かり金」を「預り金」に改め、同条に次の二項を加える。

3　特別勘定の資産は、金融自由化対策資金に属する運用資産、特別勘定において保有する現金及び未収金その他の債権とする。

4　特別勘定の負債は、第十二条の二第二項の規定による借入金その他の債務とする。

第四条第一項中「取扱」を「取扱い」に、「第二項」を「次項」に、「収入及び」を「収入並びに」に、「この会計」を「一般勘定及び特別勘定」に改め、同条第二項中「取扱」を「取扱い」に改める。

第五条の見出しを「（歳入及び歳出）」に改め、同条中「この会計」を「一般勘定」に改め、「郵便貯金法」の下に「第六十四条」を、「貸付金の利子」の下に「、次条第一項の規定による特別勘定からの受入金」を加え、同条に次の一項を加える。

2　特別勘定においては、金融自由化対策資金の運用から生ずる収入、第五条の四第一項から第三項までの規定による金融自由化対策資金からの受入金、第十二条の二第二項若しくは第三項又は第十四条第二項ただし書の規定による借入金及び附属雑収入をもってその歳入とし、前条第一項の規定による郵政事業特別会計への繰入金、次条第一項の規定による一般勘定への繰入金、第五条の三第二項の規定による金融自由化対策資金への繰入金、第十二条の二第二項若し

くは第三項又は第十四条第二項ただし書の規定による借入金の償還金及び利子、同条第一項の規定による一時借入金の利子、金融自由化対策資金の運用に係る損失の補てん金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

第五条の次に次の四条を加える。

（特別勘定から一般勘定への繰入金）

第五条の二　一般勘定における郵便貯金の事業の健全な経営に資するため必要があるときは、予算の定めるところにより、特別勘定から一般勘定に繰入金をすることができる。

2　前項に規定する繰入金の額は、当該繰入金をする年度の前年度までに第九条の二第二項の規定により金融自由化対策資金に組み入れた金額の合計額（当該繰入金をするときまでに、既に第五条の四第一項又は第三項の規定により特別勘定に繰り入れた金額があるときは、これらの金額を控除した金額）に相当する金額を限度とする。

（資金の設置等）

第五条の三　特別勘定に金融自由化対策資金（以下「資金」という。）を置き、次項の規定による繰入金及び第九条の二第二項の規定による組入金をもつてこれに充てる。

2　資金には、特別勘定から第十二条の二第二項の規定による借入金に相当する金額を繰り入れるものとする。

3　資金は、郵便貯金法第十章の定めるところにより運用する。

（資金から特別勘定への繰入れ）

第五条の四　第五条の二第一項の規定により特別勘定から一般勘定へ繰入金をするときは、当該繰入金に相当する金額を資金から特別勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2　特別勘定において、第十二条の二第二項の規定による借入金の償還金があるときは、当該償還金に相当する金額を資金から特別勘定の歳入に繰り入れるものとする。

3　前二項に定めるもののほか、特別勘定における歳出の財源に充てるため必要があるときは、資金から特別勘定の歳入に繰り入れることができる。

4　第五条の二第二項の規定は、前項の規定による繰入金について準用する。この場合において、同条第二項中「当該繰入金をするときまでに、既に第五条の四第一項又は第三項の規定」とあるのは、「当該年度の前年度までに第五条の四第一項若しくは第三項の規定により特別勘定に繰り入れた金額、前項の規定により当該年度の繰入金として予算の定める金額又は当該年度において既に同条第三項の規定」と読み替えるものとする。

（資金の経理方法）

第五条の五　資金の受払いは、政令で定めるところにより、特別勘定の歳入歳出外として経理するものとする。

第六条の見出し中「作製」を「作成」に改め、同条第一項中「作製し」を「作成し」に改め、同条第二項中「左の」を「各勘定に係る次の」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第一号中「前前年度」を「前々年度」に改め、同条に次の一項を加える。

3　特別勘定にあつては、前項の書類のほか、資金の前々年度の増減に関する実績表並びに前年度及び当該年度の増減に関する計画表を添付しなければならない。

第七条を次のように改める。

（歳入歳出予算の区分）

第七条　この会計の歳入歳出予算は、一般勘定及び特別勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

第八条第二項中「及び同条第二項各号に掲げる」を「並びに同条第二項及び第三項の」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第九条第一項中「この会計」を「各勘定」に、「積立金」を「当該各勘定の積立金」に改め、同条第二項中「この会計」を「各勘定」に、「積立金」を「当該各勘定の積立金」に、「但し」を「ただし」に、「損失の繰越し」を「それぞれ当該各勘定の損失の繰越し」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第五条の二第一項の規定により特別勘定から一般勘定へ繰入金をしたときは、当該繰入金に相当する金額を特別勘定の積立金から減額して整理するものとする。

第九条の次に次の一条を加える。

（剰余金の繰入れ等）

第九条の二　一般勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを同勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2　特別勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを資金に組み入れるものとする。ただし、当該年度末における第十二条の二第三項又は第十四条第二項ただし書の規定による借入金の残高があるときは、当該剰余金のうち、これらの借入金の残高の合計額に相当する金額に達するまでの金額は、特別勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第十条の見出し中「作製」を「作成」に改め、同条第一項中「当該年度」を「各勘定に係る当該年度」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

3　特別勘定にあつては、前項の書類のほか、資金の当該年度の増減に関する実績表及び当該年度末における運用明細表を添付しなければならない。

第十一条第一項中「その会計」を「この会計」に改め、同条第二項中「に規定する貸借対照表及び損益計算書を添附しなければ」を「及び第三項の書類を添付しなければ」に改める。

第十二条の見出しを「（郵便貯金の払戻資金等）」に改め、同条中「払いもどし資金」を「払戻資金」に改め、「郵便貯金法」の下に「第六十四条」を加える。

第十二条の二第一項中「この会計において、」を「一般勘定において、同勘定における」に、「この会計の負担」を「同勘定の負担」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に、「国会の議決」を「、国会の議決」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　資金において運用の財源に充てるため必要があるときは、特別勘定の負担において資金運用部から借入金をすることができる。

3　前項の規定による借入金のほか、特別勘定における経費の財源に充てるため必要があるときは、特別勘定の負担において借入金をすることができる。

第十三条第一項中「この会計」を「一般勘定」に改める。

第十四条第一項中「この会計において、郵便貯金の利子以外の歳出」を「各勘定において、歳出（一般勘定にあつては、郵便貯金の利子を除く。）」に、「この会計の負担」を「当該各勘定の負担」に改め、同条第二項中「但し」を「ただし」に、「この会計」を「当該各勘定」に改め、同条に次の二項を加える。

3　前項ただし書の規定による借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　第一項の規定による特別勘定における一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

第十五条中「第十二条の二第一項」を「第十二条の二第一項から第三項まで」に、「一時借入金の借入」を「一時借入金の借入れ」に改める。

第十六条の見出し中「繰入」を「繰入れ」に改め、同条中「第十二条の二第一項」を「第十二条の二第一項から第三項まで」に改める。

第十七条中「除く外、この会計」を「除くほか、各勘定」に改める。

附則中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　資金は、第五条の三第三項の規定にかかわらず、郵便貯金法附則第三項の定めるところにより運用することができる。

附　則

1　この法律は、公布の日昭和六十二年四月一日から施行する。

2　改正後の郵便貯金特別会計法の規定は、昭和六十二年度の予算から適用し、昭和六十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、郵便貯金特別会計の昭和六十二年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、この会計の一般勘定の歳入に繰り入れるものとする。

3　この法律の施行の日の前日までに収納した郵便貯金特別会計の昭和六十二年度の歳入に属する収入はこの会計の一般勘定の同年度の歳入と、同日までにこの会計の同年度の予算（暫定予算を含む。）に基づいてした債務の負担又は支出は同勘定の同年度の予算に基づいてした債務の負担又は支出とみなす。

3 4　この法律の施行の際改正前の郵便貯金特別会計法による郵便貯金特別会計に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、この会計の一般勘定に帰属するものとする。

審査報告書

昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

大蔵委員長　井上　裕

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和六十二年度における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れ及び政府管掌健康保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例に関する措置を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和六十二年度一般会計予算の歳入に、特例公債金として四兆九千八百十億円が計上されている。また、歳出において、国債整理基金特別会計への繰入額のうち定率繰入れ等の停止に係る金額は、二兆三千百六十八億円、厚生保険特別会計健康勘定への繰入額から控除する金額は千三百五十億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について所要の措置を講ずべきである。

一、我が国経済の安定的発展と国民生活の質的向上を期するため、引き続き徹底した歳入歳出両面における見直しを行い、財政の改革を強力に推進してその対応力の回復に努めるとともに、財源対策としては、臨時的な税外収入に安易に依存することのないよう留意し、中長期にわたる展望に基づいた対応を図ること。

一、直面する内外経済情勢に対応し、均衡と調和を主眼とする経済発展を図るため、引き続き財政・金融政策の運営に当たつては適切かつ機動的に対処すること。

一、今後とも現行の減債制度の円滑な運営に努めるとともに、公債の償還に遺漏なきを期するよう、所要の償還財源の確保を図り、公債に対する国民の信頼の保持に万全を期すること。

一、為替相場の我が国経済に与える影響が極めて大きいことに配慮し、今後とも各国との政策協調等を通じて、適正かつ安定した為替相場の実現に努めること。

右決議する。

昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

（小字及び――は衆議院修正）

昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、昭和六十二年度における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、同年度における一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れ及び一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例に関する措置を定めるものとする。

（特例公債の発行等）

第二条　政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和六十二年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2　前項の規定による公債の発行は、昭和六十三年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、昭和六十二年度所属の歳入とする。

3　政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4　政府は、第一項の規定により発行した公債については、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。

5　政府は、第一項の規定により発行した公債について国債整理基金特別会計法第五条第一項又は第五条ノ二の規定による償還のための起債を行つた場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

（一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例）

第三条　昭和六十二年度において、国債整理基金特別会計法第二条第一項の規定により一般会計から繰り入れるべき金額のうち国債の元金の償還に充てるべき金額については、同条第二項及び同法第二条ノ二第一項の規定は、適用しない。

（一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例）

第四条　政府は、昭和六十二年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰入れについては、同年度の健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十条ノ三第一項及び第二項に規定する国庫補助に係るものについて、これらの額の合算額から千三百五十億円を控除して、繰り入れるものとする。

2　政府は、後日、政府の管掌する健康保険事業の適正な運営が確保されるために、各年度における厚生保険特別会計健康勘定の収入支出の状況を勘案して、予算の定めるところにより、一

般会計から当該勘定に千三百五十億円に達するまでの金額を繰り入れる措置その他の適切な措置を講じなければならない。

附　則

この法律は、公布の日昭和六十二年四月一日から施行する。

〔井上裕君登壇、拍手〕

○井上裕君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案は、郵便貯金の事業につきまして、金融自由化に適切に対応した健全な経営の確保に資するため、金融自由化対策資金を郵便貯金特別会計に設けるとともに、同資金に係る経理を明確にするため、同特別会計を一般勘定と金融自由化対策特別勘定とに区分し、これに伴う所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して赤桐操理事、公明党・国民会議を代表して塩出啓典理事、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して梶原清理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（藤田正明君）　ただいま委員長報告がありました議案のうち、昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。赤桐操君。

〔赤桐操君登壇、拍手〕

○赤桐操君　私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に反対の立場から討論を行うものであります。

まず最初に、四年半余りにわたる中曽根内閣の財政経済運営の失敗を指摘しなければなりません。

中曽根内閣の経済運営の羅針盤として五十八年八月に作成された「一九八〇年代経済社会の展望と指針」では、実質経済成長率四％、名目成長率六ないし七％を公約しながら、最近では、実質成長率二ないし三％、名目成長率四ないし五％と下方乖離の状況にあるにもかかわらず、これを放置し、不況と縮小均衡の全く逆の政策運営を行ってまいりました。

他方、国際経済では、貿易摩擦なき輸出で貿易の拡大均衡を図り、保護貿易主義の台頭を防止すると述べておりますが、中曽根総理就任以来、貿易黒字は年々ウナギ登りに増大し、貿易不均衡は年間一千億ドルとその極に達し、アメリカ議会においては、包括貿易法案で日本産業、経済つぶしの火の手が燃え盛っているではありませんか。

さらに、「展望と指針」で、政策の基本方向の第一に完全雇用の達成を掲げ、そのための施策の基本として、産業構造の急速な変化に対応し、失業に対する予防的、機動的対策を充実する、新たな雇用機会を積極的に開発する、労働時間の短縮等労働者福祉の向上を図り、ゆとりある職業生活を形成するとうたっているのでありますが、完全失業率は総理就任直前の二・五％から毎年上昇し三・〇％に達し、最近では完全失業者は百八十万人を超す状態で、失業の不安に多くの労働者は駆り立てられておるのであります。政府の約束した失業の予防的、機動的対策を初め、ゆとりある生活形成などは絵にかいたもちでしかなかったと断ぜざるを得ません。

私が財確法の反対討論の冒頭で、何ゆえ中曽根内閣の経済政策の失敗を糾弾するかと申しますると、実は六十二年度の歳入不足を補てんする赤字国債発行の根源がここにあるからであります。せめて「展望と指針」で公約された経済政策を着実に実行、推進されてきたならば、日本財政が今日これほどまでの苦境に追い込まれるはずはなかったのでありまして、財確法の提案は中曽根内閣の失政を余すところなく証明していると言わなければなりません。

次に、この財確法は、六十二年度欠陥予算を前提にその運営のための借金法案であるということであります。

六十二年度予算は、あの悪名高き公約違反の売上税創設を柱に税制改革をもくろんだわけですが、国民の総反撃に遭って売上税は廃案となり、その収入見込み額一兆百八十億円はもちろん、税制改革を前提とした増減税に大幅な狂いが生じたことはだれの目にも明らかであります。政府予算の歳入項目に編成時点と議決時点で大きな差異が生じたにもかかわらず、政府修正を行わず、歳入は見積もりにすぎないと殊さらに軽視の態度でこの二十日に欠陥予算の可決を図った政府のやり方は、憲法の予算編成権及び提出権の精神すら理解しておらず、財政民主主義の立場からも認められません。

さらに、歳入面に加え、歳出についても五兆円を超える追加をレーガン大統領初めEC閣僚会議等でも約束しており、この点でも六十二年度予算は国会審議段階で大型歳出追加補正を義務づけられたまことに異常、異例な歳出不足の欠陥予算であります。

申すまでもなく、一年間の歳入歳出を適正に見積もり予算を作成するのは、国に限らず、およそあらゆる団体、家計を含め、予算といわれるものの本質であります。こうした予算の必須要件を欠いた六十二年度の国の予算では、今後赤字国債の追加発行すら起きかねない状態にあると思うのであります。一年間を通じての借金見通しすらも不確実なままの財確法に賛成するわけにはまいりません。

次に、中曽根内閣の財政再建が完全に失敗し、将来見通しの全くないままの赤字国債発行に反対であります。

中曽根総理は、総理就任時に、増税なき財政再建で赤字国債の発行を六十五年度で終わらせるとの財政再建計画を公約いたしました。それまでの財政再建が三年とか五年を目途とし、期間が短かったことが失敗の原因であるとして、七年間にこれを延ばし、毎年度一兆円の赤字国債減額を行うと発表いたしました。

中曽根総理のもとでは、たったの一年でも目標の一兆円の赤字国債減額は行われませんでしたし、減額は逐年先細りで、六十二年度は目標額のほぼ四分の一の二千六百五十億円であり、さらに、六十二年度を含め四カ年度の平均削減額は五千億円を若干下回っております。赤字国債の発行

だけをやめるという中曽根総理の非常に限定し矮小化した財政再建ですら完全に失敗であります。

さらに、ここで指摘したいのは、総理が公約した財政再建に比べ大きなプラス要因があることであります。

まず、ＮＴＴ株の売却益による国債償還のための定率繰り入れ停止措置があります。五十七年度から六十一年度の繰り入れ停止八兆円、六十二年度から六十五年度までの今後の繰り入れ停止十兆円と見込まれることから見て、十八兆円ものプラス要因があって、なお財政再建に失敗した責任は重大であると言わなければなりません。

次に、六十五年度の財政再建に協力させる形で、厚生年金、国民年金、政管健保、住宅金融公庫等に対する後年度への負担繰り延べ措置が毎年度行われ、六十二年度末には十一兆円を超える金額になります。財政再建計画公表当時にはなかった一般会計負担の軽減プラス要因は、以上合計いたしまして約三十兆円にも達するはずであります。中曽根内閣が四カ年で行う赤字国債減額は一兆九千九百九十億円にしか達しませんが、これは一体どういうことでありましょうか。総理が立てた財政再建計画は、どんな歳入歳出見通しの上に立って単年度一兆円の赤字国債減額の答えが出されていたのか、理解に苦しむのであります。

また、さらに理解できない点では、これほど明確になった六十五年度赤字国債脱却の財政再建計画の失敗を総理は認めず、なお増税なき財政再建の看板だけはおろさないとの態度は、さらに納得いきません。六十二年度財確法は的確な財政再建の手法も持ち合わせずに、ただ借金をふやし、将来の国民を苦しめることになることは必定で、認めるわけにはまいらないのであります。

反対理由の最後は、終わる目途も立たない赤字財政の運営を許す結果になる六十二年度財確法に反対であります。

戦後間もなくつくられた財政法は、財政運営の破綻が国の将来をも誤るとの考えに立っていたはずであり、その中で重要な原則は、借金に頼らない財政の確立であったと思います。財政法四条は、建設国債ですら、例外で厳しい条件つきでしか発行を認めておりません。しかるに、四十一年度以来、二十年間にわたり発行が常態化し、その上に、五十一年度から、財政憲法である財政法が認めていない赤字国債を発行し続けております。この結果、今日、国債残高は百五十兆円前後に達し、その利払い費は十一兆円と、一般会計予算の二一％と最大の構成比を占め、大きな財政圧迫要因となっております。さらに、今後六十年間という気の遠くなるような期間、国民はこの借金を背負っていかなければならないのであります。

これは、政府の二十年余りにわたる財政憲法を忘れ借金財政に甘えた政策の結果であり、最近では借金財政麻痺の傾向さえ見られます。米国の財政赤字もそうでありますが、原則を軽視して軌道を一度踏み外すと、借金財政はコントロール不可能に陥り、国の財政経済並びに国民生活を破局のふちに沈めることを強く警告いたしまして、私の反対討論を終わります。（拍手）

○議長（藤田正明君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（藤田正明君）　これより採決をいたします。

まず、郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長（藤田正明君）　日程第一六　公害防止事業団法の一部を改正する法律案

日程第一七　絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境特別委員長曽根田郁夫君。

審査報告書

公害防止事業団法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十五日

環境特別委員長　曽根田郁夫

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、都市・生活型公害等近年における環境行政の主要課題に対応するため、公害防止事業団の目的の所要の改正を行うとともに、その業務につき、現行業務を整理、合理化するほか、新たに、都市における大気汚染防止対策としての緑地の整備及び国立・国定公園の利用の適正化のための複合施設等の整備を建設譲渡業務に加え、また、市街地土壌汚染防止等の事業及び政令で定める水質汚濁防止施設の設置に必要な資金の貸付けを融資業務の対象に加える等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行に係る所要資金は、昭和六十二年度特別会計予算に予定している四百七十八億円に含まれている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、環境問題がますます複雑・多様化している現状に対処するため、環境保全施策を総合的に推進するとともに、特に産業廃棄物その他の廃棄物問題の重要性にかんがみ、公害防止事業団の活用を含め、処理体制の整備を積極的に推進すること。

二、環境保全対策の重要性にかんがみ、国の唯一の専門的助成機関としての公害防止事業団が実効ある対応をし得るよう、その助成条件についてできるかぎりの配慮をするとともに、業務の充実と弾力化に努めること。

三、公害防止事業団の臨時業務とされる工場移転用地造成事業については、実需に対処し得るよう事業枠の確保を図ること。

四、本法の改正に伴い、公害防止事業団に対する監督手続のいたずらな繁雑化を避け、その経営の自主性を尊重し、組織の活性化を図るとともに、職員の雇用不安や労働条件の悪化をもたらさないよう配慮すること。

右決議する。

公害防止事業団法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十二日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

公害防止事業団法の一部を改正する法律案

公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十六条」に、「（第三十六条―第三十八条）」を「（第三十七条―第三十九条）」に改める。

第一条中「工場及び事業場が集中し、かつ、これらにおける事業活動に伴う大気の汚染、水質の汚濁等による」及び「これらの」を削り、「行ない」を「行い」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（定義）

第一条の二　この法律において「公害」とは、公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する公害をいう。

第八条第四項中「環境庁長官」を「主務大臣」に改める。

第九条第三項を次のように改める。

3　理事長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第十八条各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　工場及び事業場が集中し、かつ、これらにおける事業活動に伴う公害（以下「産業公害」という。）が著しく、若しくは著しくなるおそれがある地域における産業公害を防止するために工場若しくは事業場が集団して設置されるのに必要な建物（これに附属する建物を含む。）を設置し、又はこれと併せて当該工場若しくは事業場の利用に供するばい煙処理施設、汚水処理施設その他の産業公害を防止するための施設（これに附属する施設を含む。）を設置し、及びこれらを譲渡すること。

第十八条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第一号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三　大気の汚染による公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域において、大気の汚染による公害を防止するために設置することが必要な緑地で、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項第一号に規定する都市公園となるべきものを設置し、及び譲渡すること。

四　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第一号に規定する自然公園（都道府県立自然公園を除く。以下この号において同じ。）の区域において、利用者の過度の集中に伴う公害を防止するため、同法第十四条第三項又は第十五条第三項の規定による認可を受けて、自然公園の利用のための複合施設（二以上の同法第二条第六号に規定する施設を併せて整備するもので政令で定めるものをいう。）であつて汚水処理施設その他の公害を防止するための施設（これに附属する施設を含む。）を併設するものを設置し、及び譲渡すること。

第十八条第五号を次のように改める。

五　次のイからハまでに掲げる者に対し、それぞれイからハまでに定める資金の貸付けを行うこと。

イ　ばい煙処理施設、汚水処理施設その他の産業公害を防止するための施設（これに附属する施設を含む。）であつて政令で定めるものを設置しようとする者　その設置に必要な資金

ロ　公害の原因となる物質による市街地の土壌の汚染を防止し又は除去するための覆土事業その他の政令で定める事業を行おうとする者　その事業に必要な資金

ハ　水質の汚濁による公害を防止するための施設であつて政令で定めるもの（これに附属する施設を含む。）の設置に必要な資金の貸付けを行う者（金融機関を除く。）　その貸付けに必要な資金

第十八条第六号中「前五号」を「前各号」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加える。

2　事業団は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内において、委託に基づき、主務大臣の認可を受けて、同項第一号から第四号までの業務として行う工事と密接な関連を有する工事を行うことができる。

第十九条第一項中「前条第五号」を「前条第一項第五号」に改める。

第二十条第一項中「環境庁長官」の下に「、通商産業大臣及び建設大臣」を加え、同条第二項中「総理府令」を「総理府令・主務省令」に改める。

第二十一条第一項中「第十八条第一号」を「第十八条第一項第一号」に、「行なおう」を「行おう」に改め、「総理府令」の下に「、通商産業省令又は建設省令」を加え、「環境庁長官」を「主務大臣」に改める。

第二十四条に次の一項を加える。

3　事業団は、第一項の規定による環境庁長官の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

第三十一条及び第三十二条第一項中「環境庁長官」を「主務大臣」に改める。

第三十四条の見出しを「（協議）」に改め、同条第二項中「第二十条第二項又は」を削り、「大蔵大臣」の下に「、通商産業大臣及び建設大臣」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項第一号中「、第二十条第一項」を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3　環境庁長官、通商産業大臣及び建設大臣は、第二十条第一項の規定による認可をしようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

4　内閣総理大臣、通商産業大臣及び建設大臣は、第二十条第二項の総理府令・主務省令を定めようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

第三十四条に第一項として次の一項を加える。

環境庁長官は、次の場合には、通商産業大臣及び建設大臣と協議しなければならない。

一　第三条第二項、第二十三条又は第二十六条第一項、第二項ただし書若しくは第六項の規定による認可をしようとするとき。

二　第二十四条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三　第二十八条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

第三十八条中「一万円」を「五万円」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十七条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「環境庁長官の」を削り、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第五号中「環境庁長官の」を削り、同条を第三十八条とする。

第三十六条中「三万円」を「十万円」に改め、同条を第三十七条とする。

第六章中第三十五条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

（主務大臣等）

第三十五条　この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

一　役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、環境庁長官

二　第十八条第一項第一号の業務で中小企業構造の高度化に資するもの（同号に規定する地域において産業公害を防止するために行われる工場又は事業場の建物の利用の共同化に係る業務を除く。以下この号及び次号において「中小企業構造高度化業務」という。）及びこれに附帯する業務並びに同条第二項の規定により委託を受けて行う業務で中小企業構造高度化業務に係るものに関する事項については、通商産業大臣

三　第十八条第一項第一号の業務（中小企業構造高度化業務を除く。以下この号において同じ。）並びに同項第二号、第四号及び第五号の業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項の規定により委託を受けて行う業務で同条第一項第一号、第二号又は第四号の業務

に係るものに関する事項については、環境庁長官

四　第十八条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務並びに同条第二項の規定により委託を受けて行う業務で同号の業務に係るものに関する事項については、建設大臣

2　この法律において総理府令・主務省令は、内閣総理大臣及び主務大臣の発する命令とする。

附則に次の一条を加える。

（臨時の業務）

第十八条　事業団は、第十八条の規定にかかわらず、公害防止事業団法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第　号）による改正前の第十八条第三号の業務（これに附帯する業務を含む。）を昭和六十七年九月三十日（同日以前に開始された当該業務については当該業務が終了する日）まで行うことができる。この場合における第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「第十八条第一項第一号から第四号までの業務」とあるのは「附則第十八条に規定する業務」と、「主務大臣」とあるのは「環境庁長官」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第　号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に公害防止事業団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正）

第三条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十八条の三第二項中「第十八条第二号」を「第十八条第一項第一号」に、「同条第三号」を「同法附則第十八条」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第四条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

公害防止事業団	公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）

別表第三中五の項を削り、四の二の項を五の項とする。

（地方税法の一部改正）

第五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十九号中「公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一号から第四号までに規定する」を「直接その本来の」に、「不動産」を「不動産で政令で定めるもの」に改める。

第七十三条の十四第七項中「公害防止事業団法第十八条第二号に規定する産業公害を防止するための施設で政令で定めるもの」を「公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一項第一号に規定する施設のうち、同号に規定する地域において産業公害を防止するために設置される工場又は事業場の建物の利用の共同化に必要な施設で政令で定めるもの」に改める。

第七十三条の二十七の五第一項中「公害防止事業団法第十八条第二号若しくは第三号に規定する施設の用に供する不動産」を「施設の用に供する不動産で政令で定めるもの」に改める。

第五百八十六条第二項第四号を次のように改める。

四　削除

第七百一条の三十四第八項第四号中「第十八条第二号に規定する施設」を「第十八条第一項第一号に規定する施設のうち、同号に規定する地域において産業公害を防止するために設置される工場又は事業場の建物の利用の共同化に必要な施設で政令で定めるもの」に改める。

第七十八条の三第二項中「第十八条第二号」を「第十八条第一項第一号」に、「同条第三号」を「同法附則第十八条」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第四条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

公害防止事業団	公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）

別表第三中五の項を削り、四の二の項を五の項とする。

（地方税法の一部改正）

第五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十九号中「公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一号から第四号までに規定する」を「直接その本来の」に、「不動産」を「不動産で政令で定めるもの」に改める。

第七十三条の十四第七項中「公害防止事業団法第十八条第二号に規定する産業公害を防止するための施設で政令で定めるもの」を「公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一項第一号に規定する施設のうち、同号に規定する地域において産業公害を防止するために設置される工場又は事業場の建物の利用の共同化に必要な施設で政令で定めるもの」に改める。

第七十三条の二十七の五第一項中「公害防止事業団法第十八条第二号若しくは第三号に規定する施設の用に供する不動産」を「施設の用に供する不動産で政令で定めるもの」に改める。

第五百八十六条第二項第四号を次のように改める。

四　削除

第七百一条の三十四第八項第四号中「第十八条第二号に規定する施設」を「第十八条第一項第一号に規定する施設のうち、同号に規定する地域において産業公害を防止するために設置される工場又は事業場の建物の利用の共同化に必要な施設で政令で定めるもの」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第四条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

公害防止事業団	公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）

別表第三中五の項を削り、四の二の項を五の項とする。

（地方税法の一部改正）

第五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十九号中「公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一号から第四号までに規定する」を「直接その本来の」に、「不動産」を「不動産で政令で定めるもの」に改める。

第七十三条の十四第七項中「公害防止事業団法第十八条第二号に規定する産業公害を防止するための施設で政令で定めるもの」を「公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一項第一号に規定する施設のうち、同号に規定する地域において産業公害を防止するために設置される工場又は事業場の建物の利用の共同化に必要な施設で政令で定めるもの」に改める。

第七十三条の二十七の五第一項中「公害防止事業団法第十八条第二号若しくは第三号に規定する施設の用に供する不動産」を「施設の用に供する不動産で政令で定めるもの」に改める。

第五百八十六条第二項第四号を次のように改める。

四　削除

第七百一条の三十四第八項第四号中「第十八条第二号に規定する施設」を「第十八条第一項第一号に規定する施設のうち、同号に規定する地域において産業公害を防止するために設置される工場又は事業場の建物の利用の共同化に必要な施設で政令で定めるもの」に改める。

3　市町村は、公害防止事業団から公害防止事業団法附則第十八条に規定する業務として設置する施設の譲渡しを受けた者が当該施設の用に供する土地又はその取得に対しては、第五百八十五条第一項の規定にかかわらず、特別土地保有税を課することができない。

附則第三十二条の三第一項中「第十八条第二号に規定する施設」を「第十八条第一項第一号に規定する施設のうち、同号に規定する地域において産業公害を防止するために設置される工場又は事業場の建物の利用の共同化に必要な施設で政令で定めるもの」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　公害防止事業団から公害防止事業団法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第　号）による改正前の公害防止事業団法（以下この条において「旧事業団法」という。）第十八条第二号の規定により前条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第七十三条の十四第七項に規定する施設の譲渡しを受けた場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、なお従前の例による。

2　地方税法第七十三条の二十七の五第一項に規定する事業協同組合等が、公害防止事業団の設置し、又は造成した旧法第七十三条の二十七の五第一項に規定する旧事業団法第十八条第二号又は第三号に規定する施設の用に供する不動産を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等の組合員又は所属員に当該不動産を譲渡した場合における当該事業協同組合等による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3　旧法第五百八十六条第二項第四号に規定する施設の譲渡しを昭和六十二年九月三十日までに受けた者が当該施設の用に供する土地又はその取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4　前条の規定による改正後の地方税法（以下この条において「新法」という。）第七百一条の三十四第八項第四号の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に行われる地方税法第七百一条の三十二第三項の規定により新築とみなされる施設の譲渡による取得（以下この項において「取得」という。）に対して課すべき新増設に係る事業所税（地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に行われた取得に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

5　新法附則第三十二条の三第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和六十二年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税（地方税法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業及び昭和六十二年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

（公害防止事業費事業者負担法の一部改正）

第七条　公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第十八条第四号」を「第十八条第一項第二号」に改める。

第十八条中「第十八条第四号」を「第十八条第一項第二号」に、「行なう」を「行う」に改める。

（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第八条　公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第十八条第四号」を「第十八条第一項第二号」に、「行なう」を「行う」に改める。

（公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正）

第九条　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第六十八条中「地方公共団体」を「地方公共団体等」に改める。

第八十八条第五号中「機能訓練又は」を「機能訓練若しくは」に改め、「含む。）」の下に「又は公害防止事業団」を加える。

（中小企業庁設置法の一部改正）

第十条　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の二の三の次に次の一号を加える。

四の二の四　公害防止事業団に関すること。

（建設省設置法の一部改正）

第十一条　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二　公害防止事業団の業務の監督その他公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）の施行に関する事務を管理すること。

審査報告書

絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十五日

環境特別委員長　曽根田郁夫

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、過度の国際取引による絶滅のおそれのある野生動植物の保護の徹底を図るため、国内における譲渡規制等を行うとともに、保護のために必要な措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、規制の対象となる「希少野生動植物」の種は、ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる種に限定することなく、適切な評価を行うことにより同条約の効果的実施に資するよう、その範囲を定めること。

二、ワシントン条約に対する我が国の留保品目の数を削減するよう努めること。

三、絶滅のおそれのある野生動植物の保護施策を科学的、総合的に推進するため、海外の関係機関とも連携して調査研究の充実を図るとともに、保護体制の強化に努めること。

四、野生動植物の保護のため、原産国との協力を含め、その生息環境の保全を図り、必要な保護増殖対策を推進すること。また、野生動植物の保護の重要性について、積極的に普及啓発を図ること。

五、不正に輸入された生きた「希少野生動植物」について、原状回復を含めた適切な保護を行うとともに、その費用負担のあり方について検討すること。

六、関係省庁の連携を一層緊密にし、既存の関係法についても運用の強化に努め、ワシントン条約のより適切な実施を図ること。

右決議する。

絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十二日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律

絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、過度の国際取引による絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることの重要性にかんがみ、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十一号）及び特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律（昭和四十七年法律第四十九号）に定めるもののほか、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡等の規制を行うとともに、その保護を図るための措置について定めるものとする。

（希少野生動植物）

第二条　この法律において「希少野生動植物」とは、本邦又は本邦以外の地域において過度の国際取引による絶滅のおそれのある野生動植物で政令で定めるもの（その卵若しくは種子又は加工品で政令で定めるものを含む。）をいう。

2　内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

（希少野生動植物の譲渡等の禁止）

第三条　希少野生動植物は、譲り渡し、若しくは譲り受け、又は引き渡し、若しくはその引渡しを受けてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　環境庁長官が、総理府令で定める基準に従い、学術研究、繁殖その他の事由により特に必要であり、かつ、適切であると認めて許可をした場合

二　第六条第一項の規定による登録を受けた希少野生動植物を譲り渡し、若しくは譲り受け、又は引き渡し、若しくはその引渡しを受ける場合

三　希少野生動植物の輸出又は輸入に直接伴って譲り渡し、若しくは譲り受け、又は引き渡し、若しくはその引渡しを受ける場合

四　希少野生動植物を譲り渡し、若しくは譲り受け、又は引き渡し、若しくはその引渡しを受ける場合におけるその当事者の一方又は双方が国の機関であるとき。

2　前項第一号の許可を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に許可の申請をしなければならない。

3　第一項第一号の許可には、条件を付することができる。

4　前項の条件は、第一項第一号の許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することになるものであってはならない。

（陳列の禁止）

第四条　希少野生動植物は、販売の目的で陳列してはならない。ただし、第六条第一項の規定による登録を受けたものについては、この限りでない。

（措置命令）

第五条　環境庁長官は、第三条第三項の規定により付された許可の条件に違反している者に対して、当該許可に係る希少野生動植物の保護のために必要があると認めるときは、飼養施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　環境庁長官は、前条の規定に違反して希少野生動植物の陳列が行われているときは、当該陳列を行っている者に対して、その中止その他必要な措置を命ずることができる。

（希少野生動植物の登録）

第六条　環境庁長官は、希少野生動植物で商業的目的で繁殖されたものであることその他の政令で定める要件に該当するものの登録をするものとする。

2　前項の登録を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に登録の申請をしなければならない。

3　環境庁長官は、第一項の規定による登録をしたときは、申請者に対し、総理府令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。

4　登録を受けた希少野生動植物を所持する者は、当該希少野生動植物の登録票を喪失し、又は盗取されたときは、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に登録票の再交付を申請することができる。

5　環境庁長官は、前項の申請があつたときは、総理府令で定めるところにより、登録票を再交付するものとする。

（登録を受けた希少野生動植物の譲渡等）

第七条　登録を受けた希少野生動植物を譲り渡し、若しくは譲り受け、又は引き渡し、若しくはその引渡しを受ける者は、当該希少野生動植物の登録票とともにしなければならない。

2　登録票は、当該登録票に係る希少野生動植物とともにする場合を除いては、譲り渡し、若しくは譲り受け、又は引き渡し、若しくはその引渡しを受けてはならない。

3　登録を受けた希少野生動植物を譲り受け、又はその引渡しを受けた者は、総理府令で定めるところにより、三十日以内に環境庁長官にその旨を届け出なければならない。

（登録票の返納等）

第八条　登録を受けた希少野生動植物を所持する者は、次の各号の一に該当するに至つた場合においては、三十日以内に登録票（第二号の場合にあつては、回復した登録票）を環境庁長官に返納しなければならない。

一　当該希少野生動植物を喪失し、若しくは盗取されたことにより、又はその他の理由により所持しないこととなつた場合（登録票とともに当該希少野生動植物を譲り渡し、又は引き渡した場合を除く。）

二　登録票の再交付を受けた場合において、喪失し、又は盗取された登録票を回復したとき。

2　第六条第四項及び第五項の規定は、登録を受けた希少野生動植物を喪失し、又は盗取された者が、前項の規定により登録票を環境庁長官に返納した後、当該希少野生動植物を回復した場合について準用する。

（登録票の備付け）

第九条　登録を受けた希少野生動植物を販売の目的で陳列する場合には、登録票を備え付けておかなければならない。

（他の法律による処分との調整）

第十条　特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律第二条第一項に規定する特殊鳥類又はその卵である希少野生動植物については、同法第三条第一項ただし書の許可を受けた場合には、第三条第一項第一号の許可があつたものとみなす。

2　特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律第三条第二項の規定により付された同条第一項ただし書の許可の条件は、第三条第三項の規定により付された同条第一項第一号の許可の条件とみなす。

（立入検査）

第十一条　環境庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、第三条第一項第一号の許可を受けた者又は希少野生動植物を販売の目的で陳列している者に対し、当該希少野生動植物の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員をして、希少野生動植物の保管されているこれらの者の土地、店舗、事業所等に立ち入り、当該希少野生動植物若しくは飼養施設その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（希少野生動植物の保護）

第十二条　環境庁長官は、広報活動等を通じて、希少野生動植物の種の保存の重要性について、国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

2　希少野生動植物を所持する者は、当該希少野生動植物の種を保存することの重要性を自覚し、これを適切に管理しなければならない。

3　環境庁長官は、希少野生動植物の所持者に対して、当該希少野生動植物の保護を図るため必要があると認めるときは、飼養施設の改善その他の必要な措置について助言し、又は適当な飼養施設等のあつせんその他の措置を講ずることができる。

（国庫に帰属した希少野生動植物についての措置）

第十三条　関係行政機関の長は、法令の規定により国庫に帰属した希少野生動植物について必要な措置を講じなければならない。

（協議）

第十四条　環境庁長官は、第三条第一項第一号又は第六条第二項の総理府令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、農林水産大臣及び通商産業大臣に協議しなければならない。

（経過措置）

第十五条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（罰則）

第十六条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第三条第一項の規定に違反した者

二　第五条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

三　偽りその他不正の手段により第六条第一項の規定による登録を受けた者

第十七条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三条第三項の規定により付された許可の条件に違反した者

二　第四条の規定に違反した者

第十八条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　偽りその他不正の手段により第六条第五項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録票の再交付を受けた者

二　第七条第一項若しくは第二項、第八条第一項又は第九条の規定に違反した者

三　第七条第三項の規定による届出をしなかつた者

四　第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（自然環境保全法の一部改正）

2　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「及び特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律（昭和四十七年法律第四十九号）」を、「特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律（昭和四十七年法律第四十九号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第　号）」に改める。

（環境庁設置法の一部改正）

3　環境庁設置法（昭和四十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「及び特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律（昭和四十七年法律第四十九号）」を、「特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律（昭和四十七年法律第四十九号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第　号）」に改める。

〔曽根田郁夫君登壇、拍手〕

○曽根田郁夫君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、二法律案の内容について申し上げます。

公害防止事業団法の一部を改正する法律案は、近年における環境行政の主要課題に対応するため、公害防止事業団の業務につきまして、現行業務を整理合理化するとともに、都市における大気汚染防止対策としての緑地の整備等、環境行政上特に必要な業務を加える等の措置を講じようとするものであります。

次に、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案は、過度の国際取引による絶滅のおそれのある野生動植物の保護の徹底を図るため、環境庁長官が許可した場合及びその登録を受けた場合等を除き、これら動植物の譲渡等を禁止するとともに、その保護のために必要な措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上両案を一括議題として審査を進め、各般の質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して沓脱委員より公害防止事業団法の一部を改正する法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、公害防止事業団法の一部を改正する法律案は多数、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が全会一致をもって付されました。

以上、御報告いたします。（拍手）

○議長（藤田正明君）　これより採決をいたします。

まず、公害防止事業団法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君）　過半数と認めます。

よって、本案は、可決されました。

次に、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（藤田正明君）　日程第一八　簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案

日程第一九　簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案

日程第二〇　電気通信事業法の一部を改正する法律案

日程第二一　放送法及び電波法の一部を改正する法律案

日程第二二　電波法の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上五案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長高杉廸忠君。

審査報告書

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十五日

通信委員長　高杉　廸忠

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、簡易生命保険及び郵便年金の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金について、その運用範囲を拡大するとともに、簡易保険郵便年金福祉事業団において、これを借り入れて有利運用し、その利益を同特別会計に納付することができるようにするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和六十二年度特別会計予算総則において、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金による簡易保険郵便年金福祉事業団に対する貸付額三千五百億円が計上されている。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案

（小字及び――は衆議院修正）

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律

（簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律）

第一条　簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十四号中「、国際機関その他政令で定める外国法人の発行する債券」を「又は国際機関の発行する債券その他外国法人の発行する政令で定める債券」に改め、同項に次の一号を加える。

十七　簡易保険郵便年金福祉事業団に対する貸付け

第三条第二項中「次に掲げる額」を「積立金の総額の百分の二十に相当する額」に改め、同項各号を削る。

（簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部改正）

第二条　簡易保険郵便年金福祉事業団法（昭和三十七年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行なう」を「行うほか、簡易生命保険事業及び郵便年金事業の健全な経営に資するために必要な業務を行う」に改める。

第九条に次の一項を加える。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は郵政大臣に意見を提出することができる。

第十一条第一項を次のように改める。

理事長の任期は、三年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第十九条中「次の業務を行なう」を「次の業務を行う」に改め、同条第一号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二号中「前号」を「前二号」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　簡易生命保険及郵便年金特別会計から借り入れた資金の運用を行うこと。

第十九条の次に次の一条を加える。

（資金の運用）

第十九条の二　前条第二号に規定する資金の運用は、次の方法により安全かつ効率的に行わなければならない。

一　国債、地方債その他確実と認められる有価証券の取得

二　郵政大臣が適当と認めて指定する預金又は貯金

三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で運用方法を特定しないもの

第二十三条に次の一項を加える。

3　事業団は、第一項の規定による郵政大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（区分経理）

第二十三条の二　事業団の経理については、第十九条第一号の業務及びこれに附帯する業務（以下「一般業務」という。）に係るものと、同条第二号の業務及びこれに附帯する業務（以下「運用業務」という。）に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

第二十四条の見出し中「処理」の下に「並びに納付金」を加え、同条第一項中「その残余の額は、積立金として整理しなければならない」を「一般業務に係る勘定においては、その残余の額の全額を積立金として整理し、運用業務に係る勘定においては、その残余の額のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として積み立てなければならない」に改め、同条第二項中「積立金」の下に「又は準備金」を加え、同条に次の三項を加える。

3　事業団は、運用業務に係る勘定において、第一項の規定による残余の額から同項の規定により準備金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の五月三十一日までに簡易生命保険及郵便年金特別会計に納付しなければならない。

4　前項の規定による納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の簡易生命保険及郵便年金特別会計の歳入とし、政令の定めるところにより、簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定又は年金勘定に帰属させるものとする。

5　第三項の規定による納付金の納付の手続については、政令で定める。

第二十五条の見出しを「（借入金）」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項として次の一項を加える。

事業団は、郵政大臣の認可を受けて、簡易生命保険及郵便年金特別会計から第十九条第二号の業務に必要な長期借入金をすることができる。

第二十七条中「業務上の」を「一般業務に係る業務上の」に改め、同条に次の一項を加える。

2　運用業務に係る業務上の余裕金の運用については、第十九条の二の規定を準用する。

第三十五条第一号中「若しくは第二項ただし書」を「、第二項若しくは第三項ただし書」に改め、同条第四号中「第二十七条第一号又は第二号」を「第十九条の二第二号又は第二十七条第一項第一号若しくは第二号」に改める。

第三十七条及び第三十八条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第三十九条中「一万円」を「十万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日（昭和六十二年四月一日）から施行する。

（役員の任期に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に簡易保険郵便年金福祉事業団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正）

第四条　資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「及び商工組合中央金庫」を「、商工組合中央金庫及び簡易保険郵便年金福祉事業団」に改める。

（簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部改正）

第五条　簡易生命保険及郵便年金特別会計法（昭和十九年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条中「積立金ヨリ生ズル収入」の下に「、簡易保険郵便年金福祉事業団ヨリノ納付金」を加える。

審査報告書

簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十五日

逓信委員長　高杉　廸忠

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における長寿社会の進展等にかんがみ、簡易生命保険及び郵便年金の加入者に対する保障内容の充実又は利便の向上を図るため、終身保険の制度を改善するとともに、証券等を貸付金の弁済に充てることができるようにするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
昭和六十二年五月二十日
衆議院議長　原　健三郎
参議院議長　藤田　正明殿

簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案
簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律
（簡易生命保険法の一部改正）
第一条　簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「生死」の下に「（常時の介護を要する身体障害の状態にあることを含む。）」を加える。
第六条第一項第十二号中「特例」を「常時の介護を要する身体障害の状態、特例」に改める。
第十五条中「死亡したことに因り」を「死亡したことにより」に、「ことの外」を「ことのほか」に、「満了したことに因り」を「満了したことにより、若しくはその者の保険約款の定める常時の介護を要する身体障害の状態（以下「特定要介護状態」という。）が保険約款の定める期間継続したことにより」に改める。
第十六条の五中「因り」を「より」に改め、「入院」の下に「、当該疾病を直接の原因とする常時の介護を要する身体障害の状態」を加え、「因つて」を「よつて」に改める。
第十七条の二中「及び保険約款」を「、保険約款」に、「場合のそれぞれ」を「場合及び被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより支払う場合のそれぞれ」に改める。
第二十二条第二項中「死亡した後」の下に「又は被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続した後」を加え、「因る」を「よる」に改め、「を含む。」の下に「又は特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことによる保険金」を加え、「責に」を「責めに」に、「但し」を「ただし」に、「被保険者の死亡の原因」を「被保険者が死亡し、又は被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことの原因」に、「基かない」を「基づかない」に改める。
第三十五条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2　終身保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、前項の場合のほか、保険契約者、被保険者又は保険金受取人の故意による傷害又は疾病を原因として被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したときは、国は、保険金を支払う責めに任じない。ただし、その保険金受取人が保険金の一部を受け取るべき場合には、国は、他の保険金受取人にその残額を支払う。
第四十二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2　特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより保険金を支払うこととする終身保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、保険契約の復活があつた場合においても、その特定要介護状態には、保険契約の失効後その復活までの間における特定要介護状態は含まれないものとする。
第四十五条第一項中「主契約に係る被保険者」の下に「とし、特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより保険金を支払うこととする終身保険の被保険者を除く」を加える。
第五十二条の次に次の二条を加える。
（貸付金の証券等による弁済）
第五十二条の二　次に掲げる証券又は証書は、保険約款の定めるところにより、その表示する金額で、保険約款の定めるところによる保険契約者に対する貸付金の弁済に充てることができる。
一　小切手
二　郵便為替証書
三　郵便振替の払出証書及び支払通知書
四　前三号に掲げるもののほか、手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ、又は郵便局においてその表示する金額による払渡しを受けることができる証券又は証書の種類で保険約款で定めるものに属する証券又は証書
（弁済に充てられた証券等の決済不能等）
第五十二条の三　貸付金の弁済に充てられた証券又は証書につき、郵政省の責めに帰することができない事由により、その表示する金額による決済ができなかつたとき、又はその表示する金額による払渡しを受けることができなかつたときは、その弁済は、始めからなかつたものとみなす。
（郵便年金法の一部改正）
第二条　郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。
第三十七条の次に次の二条を加える。
（貸付金の証券等による弁済）
第三十七条の二　次に掲げる証券又は証書は、年金約款の定めるところにより、その表示する金額で、年金約款の定めるところによる年金契約者等に対する貸付金の弁済に充てることができる。
一　小切手
二　郵便為替証書
三　郵便振替の払出証書及び支払通知書
四　前三号に掲げるもののほか、手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ、又は郵便局においてその表示する金額による払渡しを受けることができる証券又は証書の種類で年金約款で定めるものに属する証券又は証書
（弁済に充てられた証券等の決済不能等）
第三十七条の三　貸付金の弁済に充てられた証券又は証書につき、郵政省の責めに帰することができない事由により、その表示する金額による決済ができなかつたとき、又はその表示する金額による払渡しを受けることができなかつたときは、その弁済は、始めからなかつたものとみなす。

附　則

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中簡易生命保険法第五十二条の次に二条を加える改正規定及び第二条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

審査報告書
電気通信事業法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
昭和六十二年五月二十六日
通信委員長　高杉　廸忠
参議院議長　藤田　正明殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における国際通信ニーズの多様化・高度化にかんがみ、本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する特別第二種電気通信事業の実現とその健全な発達を図るため、電気通信事業者が条約その他の国際約束により課された義務を誠実に履行することを確保する等の措置を定めるとともに、電気通信設備の接続等に関する規

定を整備しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、この法律の施行にあたり、我が国の電気通信事業及び国際的な電気通信事業の秩序ある発展を期するため、次の各項の実施に努めるべきである。

一、国際電気通信条約等国際約束を遵守し、我が国の通信主権を確保するとともに、国際電気通信事業が外国通信事業体との協調を基本として遂行されていることにかんがみ、国際電気通信サービスを行う第二種電気通信事業においても、その精神が守られるよう配意すること。

一、約款外役務について、第一種電気通信事業者の経営に与える影響を考慮し、専用線の単純再販を目的とする第二種電気通信事業者の契約締結の申込みが行われた場合、第一種電気通信事業者が承諾しないことを認めること。

一、国際電気通信連合において、新しい国際電気通信条約附属業務規則が採択された場合には、その円滑な履行が確保されるよう配意すること。

右決議する。

電気通信事業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

電気通信事業法の一部を改正する法律案

電気通信事業法の一部を改正する法律

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「の一に該当するとき、又は当該申請書」を削り、「係る申請書」の下に「を提出した者が次の各号（第二号を除く。）」を加える。

第三十一条第一項中「除く」の下に「。第三十八条第二項において同じ」を加え、同条第三項中「ただし、」の下に「第三十八条第二項の認可を受けた契約により一般第二種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者（以下この節において「第二種電気通信事業者」という。）に電気通信役務を提供する場合並びに」を加え、同条第六項中「、「第五項の規定により届け出た」を「第五項の規定により届け出た」と、「第三十八条第二項の認可を受けた契約により一般第二種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者（以下この節において「第二種電気通信事業者」という。）に電気通信役務を提供する場合並びに次項」とあるのは「次項」に改める。

第三十六条第二項中「阻害している」の下に「と認めるとき、又は第一種電気通信事業者が国際電気通信事業に関する条約その他の国際約束により課された義務を誠実に履行していないため若しくは第一種電気通信事業者が電気通信設備の接続若しくは共用若しくは第三十八条第二項の規定による電気通信役務の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行つているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがある」を、「利用者の利益」の下に「又は公共の利益」を加え、「その業務の方法を改善すべき」を「業務の方法の改善その他の措置をとるべき」に改める。

第三十七条中「一般第二種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者（以下この条において「第二種電気通信事業者」という。）」を「第二種電気通信事業者」に改め、「又は」の下に「第二種電気通信事業者が国際電気通信事業に関する条約その他の国際約束により課された義務を誠実に履行していないため、特別第二種電気通信事業者が電気通信設備の接続若しくは共用について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行つているため若しくは」を加え、「公共の利益が」を「、公共の利益が」に改める。

第三十八条の見出し中「接続又は共用に関する協定」を「接続に関する協定等」に改め、同条第一項中「第一種電気通信事業者」を「第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、他の第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者」に、「締結し」を「締結し、又は変更し」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該協定の当事者の双方が、特別第二種電気通信事業者であつて本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する第二種電気通信事業を営むもの以外の者（以下この条及び次条において「国内特別第二種電気通信事業者」という。）であるときは、この限りでない。

第三十八条第二項中「当該協定」を「前二項の規定による協定又は契約」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第一種電気通信事業者は、その提供条件が第三十一条第一項の規定により認可を受けた契約約款で定める提供条件と異なる電気通信役務（以下この条及び次条において「約款外役務」という。）を第二種電気通信事業者に提供するため、当該第二種電気通信事業者と約款外役務の提供に関する契約を締結し、又は変更しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第三十八条に次の一項を加える。

4　第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、一般第二種電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結し、又は変更しようとするときは、あらかじめ郵政大臣に届け出なければならない。国内特別第二種電気通信事業者が他の国内特別第二種電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結し、又は変更しようとするときも、同様とする。

第三十九条の見出し中「接続又は共用」を「接続等」に改め、同条第一項中「又は共用に関する第一種電気通信事業者間」を「若しくは共用に関する電気通信事業者間の協議（当事者の一方又は双方が一般第二種電気通信事業者であるもの及び当事者の双方が国内特別第二種電気通信事業者であるものを除く。）又は約款外役務の提供に関する第一種電気通信事業者と特別第二種電気通信事業者との間」に、「協議をする」を「これらの協議をする」に、「又は共用が」を「若しくは共用又は約款外役務の提供（以下この条において「接続等」という。）が」に、「接続又は共用に関し、前条第一項の規定による協定」を「接続等に関し、前条第一項又は第二項の規定による協定又は契約」に改め、同条第二項中「接続若しくは共用」を「接続等」に改め、同条第一項中「又は共用に関する第一種電気通信事業者間の協議（当事者の一方又は双方が一般第二種電気通信事業者であるもの及び当事者の双方が国内特別第二種電気通信事業者であるものを除く。）又は約款外役務の提供に関する第一種電気通信事業者と特別第二種電気通信事業者との間」に、「協議をする」を「これらの協議をする」に、「又は共用が」を「若しくは共用又は約款外役務の提供（以下この条において「接続等」という。）が」に、「接続又は共用に関し、前条第一項の規定による協定」を「接続等に関し、前条第一項又は第二項の規定による協定又は契約」に改め、同条第二項中「接続若しくは共用」を「接続等」に改める。

第四十一条第二項中「（特別第二種電気通信事業者に係るものにあつては、第一号から第三号までの事項）」を削る。

第百十一条第一号中「第四十三条第一項」を「第三十八条第四項、第四十三条第一項」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十七条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

審査報告書

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

逓信委員長　高杉　廸忠

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際放送の受信改善を図るため外国放送事業者と日本放送協会との間で相互に国際放送の中継を行うことができるようにするとともに、超短波多重放送を実用化するために必要な規定の整備を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

放送法及び電波法の一部を改正する法律

（放送法の一部改正）

第一条　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「基く」を「基づく」に、「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「をいう」を「であつて、中継国際放送以外のものをいう」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　「中継国際放送」とは、外国放送事業者（外国において放送事業を行う者をいう。以下同じ。）の委託により、その放送番組を外国において受信されることを目的としてそのまま送信する放送をいう。

第九条第一項第一号ロ中「及びニに掲げる放送に該当しない」を「に掲げる放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重畳して行う放送でない」に改め、同号ニ中「テレビジョン多重放送（」を「多重放送（超短波放送又は」に改め、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1)　超短波文字多重放送（超短波放送の電波に重畳して、文字、図形又は信号を送る放送をいう。）

第九条第二項第七号中「外国の放送局」を「外国放送事業者」に改め、同項第八号中「テレビジョン多重放送」を「多重放送」に改める。

第九条の二に次の二項を加える。

2　協会は、前項の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うことができる。

3　前項の協定は、中継国際放送に係る放送区域、放送時間その他郵政省令で定める放送設備に関する事項を内容とするものとし、協会は、当該協定を締結し、又は変更しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第三十二条第一項ただし書中「、テレビジョン放送に該当しないもの」を「テレビジョン放送に該当しないもの及び超短波文字多重放送」に改める。

第三十三条の見出し中「命令」を「命令等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第九条の二第二項及び第三項の規定は、協会が前項の規定により郵政大臣から命じられた国際放送を行う場合について準用する。この場合において、同条第三項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

第四十四条第六項中「テレビジョン多重放送」の下に「（テレビジョン放送の電波に重畳して行う多重放送をいう。以下同じ。）」を加える。

第四十四条の五第一項中「外国の放送局」を「外国放送事業者」に、「当つては」を「当たつては」に、「わが国」を「我が国」に、「つちかい」を「培い」に改める。

第四十八条第一項第一号中「指定」の下に「、第九条の二第三項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）」を加え、「第三十三条第一項」に改める。

第四十九条の三中「テレビジョン多重放送」を「多重放送」に改め、「、その」の下に「超短波放送又は」を加える。

第五十三条中「第四十九条の三の規定は」の下に「超短波放送又は」を加える。

第五十五条第一号中「第九条の二」を「第九条の二第一項及び第二項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二号中「第九条の三」を「第九条の二第三項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第九条の三」に改める。

（電波法の一部改正）

第二条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二を次のように改める。

（多重放送をする無線局の免許の効力）

第十三条の二　超短波放送（放送法第九条第一項第一号ロの超短波放送をいう。）又はテレビジョン放送（同号ハのテレビジョン放送をいう。）をする無線局の免許がその効力を失つたときは、その放送の電波に重畳して多重放送（同号ニの多重放送をいう。）をする無線局の免許は、その効力を失う。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正）

3　有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「聴取」を「受信」に改め、「ラジオ放送」の下に「（当該放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送を含む。以下同じ。）」を加え、同条第三号中「聴取」を「受信」に改める。

（有線テレビジョン放送法の一部改正）

4　有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第九条第一項第一号ニ」を「第四十四条第六項」に改める。

審査報告書

電波法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

逓信委員長　高杉　廸忠

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における電波利用の増加等の状況に対応して、広く国民が利用する無線局について免許手続の簡素合理化を図るとともに、郵政大臣が指定する公益法人に無線局の開

設等に必要な照会相談に応じる等の業務を行わせることとし、あわせて不法な無線局に対する対策を強化しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

電波法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

電波法の一部を改正する法律

電波法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

三　空中線電力が〇・〇一ワット以下である無線局のうち郵政省令で定めるものであつて、次条第一項の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信するもので、かつ、第三十八条の二第一項の技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用するもの

第四条の次に次の一条を加える。

（呼出符号又は呼出名称の指定等）

第四条の二　郵政大臣は、前条第三号に掲げる無線局に使用するための無線設備について、当該無線設備を使用する無線局の呼出符号又は呼出名称の指定を受けようとする者から申請があつたときは、郵政省令で定めるところにより、呼出符号又は呼出名称の指定を行う。

2　無線設備について前項の規定による呼出符号又は呼出名称の指定を受けた者は、郵政省令で定めるところにより、当該無線設備に、その指定された呼出符号又は呼出名称その他郵政省令で定める事項を表示しなければならない。

3　第一項の規定による呼出符号又は呼出名称の指定を受けた無線設備には、前項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

第八条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「含む。以下同じ。」又は呼出名称」を「含む。）、呼出名称その他の郵政省令で定める識別信号（以下「識別信号」という。）」に改める。

第十三条第二項中「基く」を「基づく」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　九百三メガヘルツから九百五メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が五ワット以下である無線局であつて、第三十八条の二第一項の技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用するものの免許の有効期間は、前項本文の規定にかかわらず、十年とする。

第十四条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第八号を次のように改める。

八　識別信号

第十九条中「呼出符号若しくは呼出名称」を「識別信号」に改める。

第五十三条中「呼出符号又は呼出名称」を「識別信号」に、「但し」を「ただし」に改める。

第五十四条中「免許状に記載されたものの範囲内で通信を行うため必要最小のものでなければ」を「次の各号の定めるところによらなければ」に、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の各号を加える。

一　免許状に記載されたものの範囲内であること。

二　通信を行うため必要最小のものであること。

第九十九条の十一第一項第一号中「及び第二号」を「、第二号及び第三号」に改め、「無線局」の下に「、第四条の二第一項（呼出符号又は呼出名称の指定）」を、「根本的基準」の下に「、第八条第一項第三号（識別信号）」を加え、同項第二号中「第三十八条の十四第二項（第四十七条の二及び第七十三条の二第五項」を「第三十八条の十四第二項（第四十七条の二、第七十三条の二第五項及び第百二条の十三第六項」に、「若しくは指定検査機関の指定」を「、指定検査機関若しくはセンターの指定」に改め、同項第三号中「又は第百二条の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定」を「、第百二条の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定又は第百二条の十三第一項の規定によるセンターの指定」に改める。

第百二条の十の次に次の三条を加える。

（基準不適合設備に関する勧告等）

第百二条の十一　郵政大臣は、無線局が他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えた場合において、その妨害が第三章に定める技術基準に適合しない設計に基づき製造され、又は改造された無線設備を使用したことにより生じたと認められ、かつ、当該設計と同一の設計に基づき製造され、又は改造された無線設備（以下この項及び次条において「基準不適合設備」という。）が広く販売されており、これを放置しては、当該基準不適合設備を使用する無線局が他の無線局の運用に重大な悪影響を与えるおそれがあると認めるときは、無線通信の秩序の維持を図るために必要な限度において、当該基準不適合設備の製造業者又は販売業者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2　郵政大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3　郵政大臣は、第一項の規定による勧告をしようとするときは、通商産業大臣の同意を得なければならない。

（報告の徴収）

第百二条の十二　郵政大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、基準不適合設備の製造業者又は販売業者から、その業務に関し報告を徴することができる。

（電波有効利用促進センター）

第百二条の十三　郵政大臣は、電波の有効かつ適正な利用に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、電波有効利用促進センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2　センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一　混信に関する調査その他の無線局の開設等に際して必要とされる事項について、照会及び相談に応ずること。

二　電波の利用に関する調査及び研究を行うこと。

三　電波の有効かつ適正な利用について啓発活動を行うこと。

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3　郵政大臣は、センターの役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第六項において準用する第三十八条の八第一項の業務規程に違反したときは、そのセンターに対し、その役員の解任を勧告することができる。

4　センターは、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、郵政大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5　郵政大臣は、センターに対し、第二項第一号に掲げる業務の実施に必要な無線局に関する情報の提供又は指導及び助言を行うことができる。

6　第三十八条の三第二項（第一号を除く。）、第三十八条の四、第三十八条の七、第三十八条の八、第三十八条の九第二項、第三十八条の十一、第三十八条の十二及び第三十八条の十四の規定は、センターについて準用する。この場合において、第三十八条の三第二項中「前条第二項」とあるのは「第百二条の十三第一項」と、同項第四号中「次のいずれか」とあるのは「次のイ」と、第三十八条の四第一項中「指定に係る区分、技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地並びに技術基準適合証明の」とあるのは「第百二条の十三第二項に規定する業務を行う事務所の所在地並びに同項に規定する」と、同条第二項、第三十八条の十一並びに第三十八条の十四第二項（第四号を除く。）及び第三項中「技術基準適合証明の」とあるのは「第百二条の十三第二項に規定する」と、第三十八条の七、第三十八条の八及び第三十八条の十四第二項第四号中「技術基準適合証明の」とあるのは「第百二条の十三第二項第一号に掲げる」と、第三十八条の七中「職員（証明員を含む。）」とあるのは「職員」と、第三十八条の十二第一項中「対し、技術基準適合証明の」とあるのは「対し、第百二条の十三第二項に規定する」と、「立ち入り、技術基準適合証明の」とあるのは「立ち入り、同項に規定する」と、第三十八条の十四第二項第一号中「この章」とあるのは「第百二条の十三第六項において準用するこの章」と、同項第二号中「第三十八条の三第一項各号（第四号を除く。）の一に適合しなくなつた」とあるのは「第百二条の十三第二項に規定する業務を適正かつ確実に実施することができない」と、同項第三号中「第三十八条の六第三項、第三十八条の八第二項」とあるのは「第三十八条の二第二項」と読み替えるものとする。

第百九条の二中「及び第百二条の十三第二項に規定する」を「、第百二条の十三第二項及び第百二条の十三第六項に規定する」に、「第三十八条の十一並びに第三十八条の十四第二項」を「第三十八条の十一並びに第三十八条の十四第二項」に改める。

第百十条第三号中「第五十三条」の下に「、第五十四条第一号」を加える。

第百十条の二中「及び第七十三条の二第五項」を「、第七十三条の二第五項及び第百二条の十三第六項」に、「又は指定検査機関」を「、指定検査機関又はセンター」に改める。

第百十二条中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第四条の二第三項の規定に違反した者

第百十三条に次の一号を加える。

九　第百二条の十二の規定により報告を徴された場合において、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百十三条の二中「又は指定検査機関」を「、指定検査機関又はセンター」に改め、同条第二号中「及び第七十三条の二第五項」を「、第七十三条の二第五項及び第百二条の十三第六項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十三条の改正規定及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の際現に免許を受けている無線局のうち、改正後の電波法（以下「新法」という。）第四条第三号の郵政省令で定める無線局に該当するものの無線設備は、この法律の施行の日に、新法第三十八条の二第一項の規定による技術基準適合証明を受け、かつ、新法第四条の二第一項の規定による呼出符号又は呼出名称の指定を受けたものとみなす。

3　前項の無線局の免許は、この法律の施行の日に、その効力を失う。

4　第十三条の改正規定の施行の際現に新法第十三条第二項の無線局の免許を受けている者は、当該無線局の免許状に記載された免許の有効期間に関する事項については、新法第二十一条の規定による訂正を受けることを要しない。

5　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔高杉廸忠君登壇、拍手〕

○高杉廸忠君　ただいま議題となりました五法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案は、簡易生命保険等の加入者利益の向上を図るため、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金を簡易保険郵便年金福祉事業団に貸し付けることができるようにするため、同事業団をその運用範囲に加えるとともに、同事業団においてこれを借り入れて有利運用し、その利益を同特別会計に納付することができるようにするものであります。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日について「昭和六十二年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われております。

次に、簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案は、最近における長寿社会の進展にかんがみ、簡易生命保険等の加入者に対する保障内容の充実または利便の向上を図るため、終身保険の制度を改善し、被保険者が常時介護を要するような状態になったときに保険金を支払うことができるとともに、証券等を貸付金の弁済に充てることができるようにするものであります。

委員会におきましては、両法律案を便宜一括して審査し、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案に対し、日本共産党山中委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、両法律案について順次採決の結果、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案は多数をもって、また、簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、電気通信事業法の一部を改正する法律案は、最近における国際通信ニーズの多様化、高度化にかんがみ、外国との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する特別第二種電気通信事業の実現とその健全な発達を図るため、電気通信事業者が条約その他の国際約束により課された義務の誠実な履行を確保する等の措置を定めるとともに、電気通信設備の接続等に関する規定を整備しようとするものであります。

また、放送法及び電波法の一部を改正する法律案は、国際放送の受信改善を図るため、外国放送事業者と日本放送協会の間で国際放送を相互に中継することができるようにするとともに、超短波多重放送を実用化するために必要な規定の整備を行おうとするものであります。

さらに、電波法の一部を改正する法律案は、最近における電波利用の増加等の状況にかんがみ、広く国民が利用する無線局について免許手続の簡素合理化を図るとともに、電波の有効利用の促進に資するために所要の改正を行い、さらに不法な無線局の増加に対処する等のため、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を便宜一括して審査し、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、電気通信事業法の一部を改正する法律案に対し、日本共産党山中委員より反対の意見が述べられました。

次いで、三法律案について順次採決の結果、電気通信事業法の一部を改正する法律案は多数をもっ

て、また、放送法及び電波法の一部を改正する法律案及び電波法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、電気通信事業法の一部を改正する法律案に対し、三項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（藤田正明君）　これより採決をいたします。

まず、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案及び電気通信事業法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君）　過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。

次に、簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案、放送法及び電波法の一部を改正する法律案及び電波法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君）　総員起立と認めます。

よって、三案は全会一致をもって可決されました。

○議長（藤田正明君）　**日程第二三　建築基準法の一部を改正する法律案**

日程第二四　国土利用計画法の一部を改正する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

日程第二五　関西文化学術研究都市建設促進法案（衆議院提出）

及び本日委員長から報告書が提出されました

建設業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

を日程に追加し、四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤田正明君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長鈴木和美君。

審査報告書

建築基準法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

建設委員長　鈴木　和美

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、建築物の防火及び構造に関する技術開発の進展に対応し、木造建築物等に係る防火等に関する制限の合理化を行うとともに、市街地における環境の整備保全を図りつつ土地の合理的な利用に資するため、道路との関係についての建築物の容積及び高さの制限並びに第一種住居専用地域内における建築物の高さの制限の合理化を行う等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、木造建築物の制限の改正については、安全性が十分に確保されるよう措置するとともに、良質な木造建築物の普及を図るため、地域の優良工務店の育成等関係業界等に対する指導、啓蒙に努めること。

二、容積率制限及び道路斜線制限等の改正については、良好な市街地環境が確保されるよう、地方公共団体と緊密な連携を図り、適切な執行に努めること。

三、第一種住居専用地域における十二メートルの高さ制限地区の指定に当たっては、地元住民の意向を踏まえ、地域の実情に十分配慮すること。

四、市街地内において土地の適切な高度利用が計画的に進むよう、都市基盤施設の整備の促進に努めること。

右決議する。

建築基準法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十二日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

建築基準法の一部を改正する法律案

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「第五十四条第一項」の下に「、第五十五条第一項」を加える。

第六条第一項第二号中「五百平方メートル」の下に「、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートル」を加える。

第二十一条第二項中「高さ」を「高さが」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「高さ十三メートル、軒の高さ九メートル又は延べ面積」を「延べ面積が」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える建築物は、主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を木造としてはならない。ただし、構造方法、主要構造部の防火の措置その他の事項について安全上及び防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物（政令で定める用途に供するものを除く。）は、この限りでない。

第二十六条中「こえる」を「超える」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号の一に該当する建築物については、この限りでない。

一　耐火建築物又は簡易耐火建築物

二　卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物で、イ又はロのいずれかに該当するもの

イ　主要構造部が不燃材料で造られたものその他これに類する構造のもの

ロ　構造方法、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合するもの

三　畜舎その他の政令で定める用途に供する建築物で、その周辺地域が農業上の利用に供され、又はこれと同様の状況にあって、特定行政庁がその構造及び用途並びに周囲の状況により避難上及び延焼防止上支障がないと認めるもの

第四十一条中「因り」を「より」に改め、「第二十一条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「及び第三十六条」を「並びに第三十六条」に改める。

第五十二条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　前面道路の境界線又はその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合に

おいて、特定行政庁が次に掲げる基準に適合すると認めて許可した建築物については、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線にあるものとみなして、第一項から第三項までの規定を適用するものとする。この場合においては、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

一　当該建築物がある街区内における土地利用の状況等からみて、その街区内において、前面道路と壁面線との間の敷地の部分が当該前面道路と一体的かつ連続的に有効な空地として確保されており、又は確保されることが確実と見込まれること。

二　交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと。

3　建築物の敷地が、幅員十五メートル以上の道路（以下この項において「特定道路」という。）に接続する幅員六メートル以上十二メートル未満の前面道路のうち当該特定道路からの延長が七十メートル以内の部分において接する場合における当該建築物に対する前二項の規定の適用については、第一項中「幅員」とあるのは、「幅員（第三項の特定道路に接続する同項の前面道路のうち当該特定道路からの延長が七十メートル以内の部分にあつては、その幅員に、当該特定道路から当該建築物の敷地が接する当該前面道路の部分までの延長に応じて政令で定める数値を加えたもの）」とする。

第五十四条第一項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第八項」に改める。

第五十五条を次のように改める。

（第一種住居専用地域内における建築物の高さの限度）

第五十五条　第一種住居専用地域内においては、建築物の高さは、十メートル又は十二メートルのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。

2　前項の都市計画において建築物の高さの限度が十メートルと定められた第一種住居専用地域内においては、その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものの高さの限度は、同項の規定にかかわらず、十二メートルとする。

3　前二項の規定は、次の各号の一に該当する建築物については、適用しない。

一　その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可したもの

二　学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したもの

4　第四十四条第二項の規定は、前項各号の規定による許可をする場合に準用する。

第五十六条第一項第一号を次のように改める。

一　別表第三(い)欄及び(ろ)欄に掲げる地域又は区域及び割合の限度の区分に応じ、前面道路の反対側の境界線からの水平距離が同表(は)欄に掲げる距離以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に、同表(に)欄に掲げる数値を乗じて得たもの

第五十六条第一項第二号中「従い」の下に「、イに掲げる建築物で高さが二十メートルを超える部分を有するもの又はロ若しくはハに掲げる建築物で高さが三十一メートルを超える部分を有するものにあつては、それぞれその部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに」を加え、同項第三号中「別表第三」を「別表第四」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項第二号及び第三号」に、「同項各号」を「これらの規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前面道路の境界線から後退した建築物に対する前項第一号の規定の適用については、同号中「前面道路の反対側の境界線」とあるのは、「前面道路の反対側の境界線から当該建築物の後退距離（当該建築物（地盤面下の部分その他政令で定める部分を除く。）から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のものをいう。）に相当する距離だけ外側の線」とする。

第五十六条の二第一項中「別表第三」を「別表第四」に改める。

第五十七条第二項及び第五十九条第四項中「第五十六条第一項第一号」の下に「及び第二項」を加える。

第五十九条の二第一項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

第六十二条第一項中「こえる」を「超える」に改め、「地階を除く階数が三である建築物又は」を削り、「が五百平方メートルを超え」に改め、「簡易耐火建築物」の下に「とし、地階を除く階数が三である建築物は耐火建築物、簡易耐火建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物」を加える。

第六十八条の五中「第四項及び第五項」を「第六項及び第七項」に改める。

第八十六条第一項中「第四項」を「第六項」に、「第五十五条第二項第三号」を「第五十五条第二項」に、「若しくは第三項」を「、第二項若しくは第四項」に改め、同条中第五項を第九項とし、第四項を第八項とし、第三項を第七項とし、同条第二項中「前項」を「第一項（第四項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　特定行政庁は、前項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えをなす建築物（以下この条において「総合的設計による同一敷地内建築物」という。）について建築主事が第六条第三項又は第十八条第三項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、これらの建築物について、建設省令で定める事項を公告しなければならない。

3　前項の規定による公告があつた日以後、総合的設計による同一敷地内建築物に係る一団地内において総合的設計による同一敷地内建築物以外の建築物を建築しようとする者は、建設省令で定めるところにより、当該建築物の位置及び構造が当該一団地内の他の建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の特定行政庁の認定を受けなければならない。

4　第一項の規定は、前項の規定による認定を受けた建築物及び当該一団地内の他の建築物について準用する。

5　総合的設計による同一敷地内建築物に係る一団地内に第三項の規定による認定を受けた建築物がある場合における同項の規定の適用については、当該建築物を総合的設計による同一敷地内建築物とみなす。

第八十六条の二中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第九十一条中「第五十六条の二まで」の下に「及び別表第三」を加える。

第九十八条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第百条中「三万円」を「十万円」に改める。

第百二条中「十万円」を「二十万円」に改める。

別表第一中「別表第一　耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない特殊建築物」を「別

表第一　耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない特殊建築物（第六条、第二十七条、第二十八条、第三十五条、第三十五条の三、第九十条の三関係）」に改める。

別表第二中「別表第二　用途地域内の建築物の制限」を「別表第二　用途地域内の建築物の制限（第二十七条、第四十八条関係）」に改める。

別表第三中「別表第三　日影による中高層の建築物の制限」を「別表第三　日影による中高層の建築物の制限（第五十六条、第五十六条の二関係）」に改め、同表を別表第四とし、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三　前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限（第五十六条、第九十一条関係）

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	建築物がある地域又は区域	第五十二条第一項から第三項までの規定による延べ面積の敷地面積に対する割合の限度	距離	数値
一	第一種住居専用地域、第二種住居専用地域又は住居地域内の建築物	十分の二十以下の場合	二十メートル	一・二五
		十分の二十を超え、十分の三十以下の場合	二十五メートル	
		十分の三十を超える場合	三十メートル	
二	近隣商業地域又は商業地域内の建築物	十分の四十以下の場合	二十メートル	一・五
		十分の四十を超え、十分の六十以下の場合	二十五メートル	
		十分の六十を超え、十分の八十以下の場合	三十メートル	
		十分の八十を超える場合	三十五メートル	
三	準工業地域、工業地域又は工業専用地域内の建築物	十分の二十以下の場合	二十メートル	一・五
		十分の二十を超え、十分の三十以下の場合	二十五メートル	
		十分の三十を超える場合	三十メートル	
四	用途域地の指定のない区域内の建築物	十分の二十以下の場合	二十メートル	一・五
		十分の二十を超え、十分の三十以下の場合	二十五メートル	
		十分の三十を超える場合	三十メートル	

備考

一　建築物がこの表い欄に掲げる地域又は区域の二以上にわたる場合においては、同欄中「建築物」とあるのは、「建築物の部分」とする。

二　建築物の敷地がこの表い欄に掲げる地域又は区域の二以上にわたる場合における同表(は)欄に掲げる距離の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（総合的設計による一団地の建築物の取扱いに関する経過措置）

第二条　特定行政庁は、この法律の施行の際現に改正前の建築基準法（以下「旧法」という。）第八十六条第一項の規定により同一敷地内にあるものとみなされている二以上の構えをなす建築物でこの法律の施行前に建築主事が建築基準法第六条第三項又は第十八条第三項の規定による通知をしたものについて、この法律の施行の日から起算して六月以内に、建設省令で定める事項を公告しなければならない。

2　前項の規定によりされた公告は、改正後の建築基準法（以下「新法」という。）第八十六条第二項の規定によりされた公告とみなす。

（処分又は手続に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前に旧法の規定によりされた許可、申請等の処分又は手続は、それぞれ新法の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（建築士法の一部改正）

第五条　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　木造の建築物又は建築物の部分で、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの

第三条の二第一項第一号中「前条第一項第二号」を「前条第一項第三号」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第六条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第二号ロ中「及び同法第五十四条」を「、同法第五十四条」に改め、「同条に規定する外壁の後退距離の限度にあつては、」を削り、「限る。）」の下に「及び同法第五十五条第一項に規定する建築物の高さの限度」を加える。

（第一種住居専用地域内における建築物の高さの限度に関する経過措置）

第七条　この法律の施行の際現に存する第一種住居専用地域における建築物の高さの限度は、十メートルと定められているものとみなす。

審査報告書

国土利用計画法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

建設委員長　鈴木　和美

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における地価の高騰に対処するため、都道府県知事が指定する区域に所在する土地について権利の移転等の届出を要する面積の限度を引き下げることができることとする等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、土地に対する投機的需要を抑制するため、引き続き国土利用計画法の的確かつ厳正な運用に努めるとともに、社会経済情勢の変化に対応して、同法による土地取引規制のあり方について必要な検討を行うよう努めること。

二、監視区域制度の運用については、地方公共団体の事務の増大に的確に対処するため必要な措置について配慮すること。

三、国公有地等の利用及び処分については、土地利用計画等に関する地方公共団体の意向を尊重するとともに、周辺の地価に悪影響を及ぼさないよう配慮すること。

四、国土の適正かつ合理的な利用を図り、地価の高騰を抑制するため、土地利用制度、土地税制等の関連諸制度全般について必要な検討を行い、総合的な土地対策を確立すること。

右決議する。

国土利用計画法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十一日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

国土利用計画法の一部を改正する法律案

国土利用計画法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十七条の五」に改める。

第二十三条第二項第三号中「国又は地方公共団体」を「国等」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、次条第一項の規定による勧告又は同条第三項の規定による通知を受けた場合は、この限りでない。

第二十四条に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、第一項の規定による勧告をする必要がないと認めたときは、遅滞なく、その旨を前条第一項の規定による届出をした者に通知しなければならない。

第五章中第二十七条の次に次の四条を加える。

（監視区域の指定）

第二十七条の二　都道府県知事は、当該都道府県の区域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域（第十二条第一項の規定により規制区域として指定された区域を除く。）を、期間を定めて、監視区域として指定することができる。

2　都道府県知事は、監視区域を指定しようとする場合には、あらかじめ、土地利用審査会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3　第十二条第二項から第五項まで及び第十項から第十二項までの規定は、監視区域について準用する。この場合において、同条第十一項中「第一項」とあるのは「第二十七条の二第一項」と、「行うものとする」とあるのは「行うことができる」と読み替えるものとする。

4　第二項及び第十二条第五項の規定は、前項において準用する同条第十二項の規定による監視区域の指定の解除及びその公告について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項」とあるのは「第二十七条の二第三項において準用する第十二条第十二項」と、「指定された区域及び期間その他総理府令で定める事項」とあり、及び「当該事項」とあるのは「その旨」と読み替えるものとする。

5　第三項において準用する第十二条第十二項及び前項の規定は、監視区域に係る区域の減少及びその公告について準用する。

6　監視区域の全部又は一部の区域が、第十二条第一項の規定により規制区域として指定された場合においては、当該監視区域の指定が解除され、又は当該一部の区域について監視区域に係る区域の減少があつたものとする。この場合においては、同条第三項の規定による公告をもつて監視区域の指定の解除又は区域の減少の公告があつたものとみなす。

（土地に関する権利の移転等の届出に関する特例）

第二十七条の三　監視区域に所在する土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第二十三条第二項の規定の適用については、同項中「次の各号の一に」とあるのは「第一号又は第三号に」と、同項第一号中「次のイからハまでに規定する面積未満」とあるのは「次のイからハまでに規定する面積に満たない範囲内で都道府県知事が都道府県の規則で別に定める面積以上」と、「次のイからハまでに規定する面積未満」とあるのは「当該都道府県の規則で定められた面積以上」とする。

2　都道府県知事は、前条第一項の規定により監視区域を指定するときは、前項の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項第一号に規定する都道府県の規則を定めなければならない。

3　都道府県知事は、前条第三項において準用する第十二条第十項の規定による調査の結果、必要があると認めるときは、前項の都道府県の規則で定める面積を変更するものとする。

4　前条第二項の規定は、第二項の都道府県の規則を定めようとする場合について準用する。

（報告の徴収）

第二十七条の四　都道府県知事は、第二十七条の二第三項において準用する第十二条第十項の規定による調査を適正に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、監視区域に所在する土地について土地売買等の契約を締結した者（第二十三条第一項の規定による届出をした者及び同条第二項第三号に該当するため同条第一項の規定による届出をしないで土地売買等の契約を締結した者を除く。）に対し、当該土地売買等の契約及び当該契約に係る土地の利用について報告を求めることができる。

（国等の適正な地価の形成についての配慮）

第二十七条の五　国等は、土地売買等の契約を締結しようとする場合には、適正な地価の形成が図られるよう配慮するものとする。

第三十九条第九項中「第二十四条第一項」の下に「、第二十七条の二第二項（同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第二十七条の三第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十八条中「同項の期間内に」を削る。

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定、第二十三条及び第二十四条の改正規定、第二十七条の次に四条を加える改正規定（第二十七条の五に係る部

分に限る。）、第四十八条の改正規定並びに次項及び附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

2　改正後の国土利用計画法（以下「新法」という。）第二十七条の二第一項の規定による監視区域の指定及び新法第二十七条の三第二項の規定による都道府県の規則の制定（新法第四十四条の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長に適用があるものとされた新法第二十七条の三第二項の規定による指定都市の規則の制定を含む。）については、都道府県知事及び指定都市の長は、この法律の施行前においても土地利用審査会及び関係市町村長の意見を聴くことができる。

（条例との関係）

3　都道府県又は指定都市の条例の規定で新法第五章の規定に相当するもの（新法第五章の規定に係る新法第八章及び第九章の規定に相当する規定を伴うものに限る。以下単に「条例の規定」という。）に基づく新法第二十三条第一項の規定による届出に相当する行為（以下「届出相当行為」という。）のうち、この法律の施行前に行われたものについて、条例で、この法律の施行後も土地売買等の契約（新法第十四条第一項の土地売買等の契約をいう。以下同じ。）に関し従前の例による規制を行う旨を規定する場合においては、当該届出相当行為を行った者がこの法律の施行後に当該届出相当行為に係る土地売買等の契約を締結しようとするときにおいても、新法第二十三条第一項の規定による届出を要しない。

4　この法律の施行前に行われた届出相当行為に係る土地又はこの法律の施行前に条例の規定に違反して届出相当行為を行わないで土地売買等の契約が締結された土地を含む一団の土地につき土地に関する権利の移転又は設定（新法第十四条第一項の土地に関する権利の移転又は設定をいう。）をすることとなるときは、当該土地の面積を含めて、新法第二十七条の三第一項の規定により読み替えて適用される新法第二十三条第二項第一号に規定する当該一団の土地の面積を算定する。

（公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正）

5　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「土地を有償で譲り渡す場合」を「同法第二十四条第一項の規定による勧告又は同条第三項の規定による通知を受けないで土地を有償で譲り渡す場合」に、「土地を有償で譲り渡した者」を「同法第二十四条第一項の規定による勧告又は同条第三項の規定による通知を受けないで土地を有償で譲り渡した者」に改める。

審査報告書

関西文化学術研究都市建設促進法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

建設委員長　鈴木　和美

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設しようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う昭和六十二年度における租税の減収見込額は、約三千万円である。

関西文化学術研究都市建設促進法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十二年五月二十二日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

関西文化学術研究都市建設促進法

（目的）

第一条　この法律は、関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設し、もって我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「関西文化学術研究都市」とは、京都府綴喜郡田辺町、同府相楽郡木津町、同府同郡精華町、枚方市、四條畷市、交野市、奈良市及び生駒市の区域のうち内閣総理大臣が定める区域を地域とし、当該地域に文化学術研究施設、文化学術研究交流施設、公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設を一体的に整備することを目的として建設する都市をいう。

2　この法律で「文化学術研究地区」とは、関西文化学術研究都市の地域のうち、文化学術研究施設又は文化学術研究交流施設を整備し、及び公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設を整備すべき地区であって、第五条第一項の建設計画においてその区域が定められるものをいう。

3　この法律で「周辺地区」とは、関西文化学術研究都市の地域のうち、文化学術研究地区の区域以外の地域であって、文化学術研究地区の整備に関連して、必要な施設を整備し、及び環境を保全すべき地区をいう。

4　この法律で「文化学術研究施設」とは、主として文化の発展、学術の振興又は研究開発を目的とする施設であって、文化学術研究地区において整備されるものをいう。

5　この法律で「文化学術研究交流施設」とは、文化の発展、学術の振興並びに研究開発に係る交流及び共同研究を推進するための施設であって、次の各号に掲げる要件に該当するものをいう。

一　次条第一項の基本方針において、関西文化学術研究都市を通じ、一の文化学術研究地区において、かつ、一を限り、整備すべきものと定められるものであること。

二　当該施設の設置及び運営を行うことを目的とする株式会社であって、次条第一項の基本方針に従い、内閣総理大臣が、一を限り、指定するものにより整備されるものであること。

6　この法律で「公共施設」とは、道路、公園、緑地、水道、下水道、ごみ処理施設、河川及び砂防設備をいう。

7　この法律で「公益的施設」とは、学校、保育所、病院その他の施設で、関西文化学術研究都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。

（基本方針の決定及び変更）

第三条　内閣総理大臣は、関係府県知事の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を決定しなければならない。

2　内閣総理大臣は、基本方針を決定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係府県知事に通知しなければならない。

3　前二項の規定は、基本方針を変更する場合について準用する。

（基本方針の内容）

第四条　基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一　関西文化学術研究都市の建設の目標

二　関西文化学術研究都市の建設における学術、産業及び行政の各分野の協力の方針
三　関西文化学術研究都市の地域内の人口の規模及び配分並びに土地の利用に関する基本的事項
四　関西文化学術研究都市の地域内の文化学術研究地区の配置及び整備の方針
五　関西文化学術研究都市において整備されるべき文化学術研究施設の類型その他文化学術研究施設の整備に関する基本的事項
六　関西文化学術研究都市の中心となるべき文化学術研究地区において整備されるべき文化学術研究交流施設の整備に関する基本的事項
七　周辺地区の整備及び保全に関する基本的事項
八　公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に関する基本的事項
九　その他関西文化学術研究都市の建設に関する基本的事項

（建設計画の承認）

第五条　関係府県知事は、基本方針に基づき、関係市町長、住宅・都市整備公団及び財団法人関西文化学術研究都市推進機構の意見を聴いて、当該府県の区域内の関西文化学術研究都市の地域について、関西文化学術研究都市の建設に関する計画（以下「建設計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

2　内閣総理大臣は、建設計画を承認しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3　関係府県知事は、建設計画の承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4　前三項の規定は、建設計画を変更する場合について準用する。

（建設計画の内容）

第六条　建設計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一　文化学術研究地区の名称及び区域
二　各文化学術研究地区の区域内の人口の規模及び土地の利用に関する事項
三　各文化学術研究地区において整備されるべき文化学術研究施設の種別その他文化学術研究施設の整備に関する事項
四　文化学術研究交流施設を整備すべき文化学術研究地区にあつては、その施設の具備すべき機能その他文化学術研究交流施設の整備に関する事項
五　周辺地区の整備及び保全に関する事項
六　公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に関する事項
七　その他関西文化学術研究都市の建設に関する事項

2　建設計画は、近畿圏整備計画と調和したものでなければならない。

（施設の整備）

第七条　国及び地方公共団体は、建設計画の達成に資するため、関西文化学術研究都市の建設に必要な施設の整備に努めなければならない。

（資金の確保等）

第八条　国は、関西文化学術研究都市の建設に資するため必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

（地方債についての配慮）

第九条　地方公共団体が建設計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（税制上の措置）

第十条　国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、関西文化学術研究都市の建設に必要な措置を講ずるものとする。

（地方税の不均一課税に伴う措置）

第十一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、文化学術研究地区内において文化学術研究施設のうち自治省令で定める施設を建設計画に従つて新設し、又は増設した者について、当該文化学術研究施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該文化学術研究施設の用に供する償却資産若しくは家屋若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（農地法等の許可）

第十二条　国の行政機関の長又は関係府県知事は、文化学術研究地区内の土地を建設計画で定める用途に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、関西文化学術研究都市の建設が促進されるよう配慮するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（租税特別措置法の一部改正）

2　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第四十三条の二の次に次の一条を加える。

（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設等の特別償却）

第四十三条の三　青色申告書を提出する法人が、関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第　号）第五条第一項に規定する建設計画の承認の日から昭和六十四年三月三十一日までの間に、同法第二条第二項に規定する文化学術研究地区において整備される次の表の各号の上欄に掲げる施設に含まれる当該各号の中欄に掲げる減価償却資産で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製作し若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該減価償却資産（前二条又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該減価償却資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該減価償却資産の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

施設	資産	割合
一　関西文化学術研究都市建設促進法第二条第四項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定める要件を満たす研究所用の施設	研究所用の建物及びその附属設備並びに機械及び装置で政令で定めるもの	百分の三十（研究所用の建物及びその附属設備については、百分の十五）
二　関西文化学術研究都市建設促進法第二条第五項に規定する文化学術研究交流施設	建物及びその附属設備	百分の十五

2　第四十三条の二の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十四条第一項中「前二条」を「前三条」に改める。

第四十四条の二第一項中「前三条」を「第四十三条から前条まで」に改める。

第六十六条の十七の見出し中「会社」の下に「又は関西文化学術研究都市における文化学術研究交流施設の設置等を行う会社」を加え、同条第一項中「昭和六十一年四月一日から昭和六十六年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）」を「指定期間」に、「（次項」を「又は関西文化学術研究都市建設促進法第二条第五項第二号に規定する文化学術研究交流施設の設置及び運営を行うことを目的とする株式会社（以下この条」に改め、「決算において」の下に「各特定会社別に」を加える。

第六十六条の十七第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「場合には、」の下に「当該特定会社に係る」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項各号列記以外の部分中「前項」を「第一項」に改め、同項第一号及び第二号中「日における」の下に「当該特定会社に係る」を加え、「前項」を「第一項」に改め、同項第三号中「日における」の下に「当該特定会社に係る」を加え、同項第五号中「場合において」の下に「特定会社に係る」を、「日における」の下に「当該特定会社に係る」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する指定期間とは、同項に規定する東京湾横断道路建設事業者である株式会社の特定株式の取得にあつては昭和六十一年四月一日から昭和六十六年三月三十一日までの期間をいい、同項に規定する文化学術研究交流施設の設置及び運営を行うことを目的とする株式会社の特定株式の取得にあつては関西文化学術研究都市建設促進法の施行の日から昭和六十七年三月三十一日までの期間をいう。

（地方税法の一部改正）

3　地方税法の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究交流施設等に係る地方税の特例）

第三十九条　関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第　号）第二条第五項第二号の指定を受けた者（以下本条において「指定事業者」という。）が、同法第五条第一項の規定による承認を受けた同項の関西文化学術研究都市の建設に関する計画（以下本条において「承認計画」という。）に従つて整備される同法第二条第五項に規定する文化学術研究交流施設のうち政令で定めるものの用に供する家屋でその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、これを当該指定事業者の事業の用に供した場合には、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の取得が当該承認計画の公表の日から昭和六十四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の価格の二分の一に相当する金額を当該家屋の価格から控除する。

2　道府県は、指定事業者が承認計画の公表の日から昭和六十四年三月三十一日までの間に土地を取得した場合において、当該土地の上に前項の規定に該当する家屋を当該期間内に取得し、これを当該指定事業者の事業の用に供したときは、当該土地のうち当該家屋の敷地である部分の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該税額の二分の一に相当する額を減額するものとする。

3　第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第三十九条第二項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内の期間を限つて」とあるのは「昭和六十四年三月三十一日まで」と、「これら」とあるのは「同項」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第三十九条第二項」と、第七十三条の二十七第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第三十九条第二項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

4　指定事業者で、承認計画の公表の日から昭和六十四年三月三十一日までの間に、当該承認計画に従つて整備される関西文化学術研究都市建設促進法第二条第五項に規定する文化学術研究交流施設のうち政令で定めるものの用に供する家屋を建設してこれを当該指定事業者の事業の用に供した場合には、当該家屋及びその敷地である土地（当該指定事業者が当該期間内に取得した土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該家屋が当該指定事業者の事業の用に供された日の属する年の翌年の一月一日（当該指定事業者の事業の用に供された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

5　前項の適用がある場合には、附則第十五条の四中「前三条」とあるのは、「前三条又は附則第三十九条第四項」とする。

6　市町村は、指定事業者が、承認計画の公表の日から昭和六十四年三月三十一日までの間に、当該承認計画に従つて整備される関西文化学術研究都市建設促進法第二条第五項に規定する文化学術研究交流施設のうち政令で定めるものの用に供する家屋を建設してこれを当該指定事業者の事業の用に供した場合には、当該家屋の敷地である土地で、当該指定事業者が当該期間内に取得し、かつ、保有するものに対しては、第五百八十五条第一項の規定にかかわらず、特別土地保有税を課することができない。

7　市町村は、承認計画の公表の日から昭和六十四年三月三十一日までの間に、当該承認計画に従つて関西文化学術研究都市建設促進法第二条第四項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定めるものを整備した者が当該施設の用に供する研究所用の建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含み、当該期間内に取得され、かつ、取得された日の翌日から起算して一年以内に、当該土地を敷地とする当該研究所用の建物の建設に着手したものに限る。）又はその取得に対しては、第五百八十五条第一項の規定にかかわらず、特別土地保有税を課することができない。

8　第五百八十六条第四項の規定は、前二項の場合について準用する。

9　第六項又は第七項の規定の適用がある場合には、第五百九十五条及び第五百九十九条第二項第一号中「又は第五百八十七条」とあるのは「第五百八十七条又は附則第三十九条第六項若しくは第七項」と、第六百一条第一項中「第五百八十六条第二項の規定」とあるのは「第五百八十六条第二項又は附則第三十九条第六項若しくは第七項の規定」と、「同項第八号」とあるのは「第五百八十六条第二項第八号」と、附則第三十一条の五第二項中「第六百一条第一項」とあるのは「附則第三十九条第九項において読み替えて適用される第六百一条第一項」とする。

10　指定都市等は、事業所用家屋で承認計画に従つて整備される関西文化学術研究都市建設促進法第二条第四項に規定する文化学術研究

施設のうち政令で定めるものに係るものの新築又は増築（第七百一条の三十一第一項第六号に規定する増築をいう。以下本項において同じ。）で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が当該承認計画の公表の日から昭和六十四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税（同条第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。次項において同じ。）を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

11　前項の規定の適用がある場合における第四章第五節の規定の適用については、附則第三十二条の三第八項（新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、同項中「前各項」とあり、及び「附則第三十二条の三第三項から第七項まで」とあるのは、「附則第三十九条第十項」と読み替えるものとする。

12　第十項に規定する文化学術研究施設に係る事業所等（第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下本項において同じ。）において行う事業に対して課する事業に係る事業所税（第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下本項において同じ。）のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該文化学術研究施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該文化学術研究施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該文化学術研究施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）から当該文化学術研究施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

13　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国土庁設置法の一部改正）

4　国土庁設置法（昭和四十九年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十号中シをエとし、ミをシとし、メをミとし、ユをメとし、キをユとし、サをキとし、アをサとし、テをアとし、エをテとし、コをエとし、フをコとし、ケをフとし、マをケとし、ヤをマとし、クをヤとし、オをクとし、ノをオとし、キをノとし、ウをノキとし、ムをウとし、ラをムとし、ナをラとし、ネをナとし、ツをネとし、ソをツとし、レをソとし、タをレとし、ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ　関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第　号）

（総合保養地域整備法の一部改正）

5　総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第三条のうち地方税法附則第三十八条第十一項の改正規定中「附則第三十八条第十一項」の下に「及び第三十九条第十一項」を加える。

審査報告書

建設業法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十七日

建設委員長　鈴木　和美

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、建設業における施工技術水準の高度化、経営体質の改善等に資するため、特定建設業の許可基準の改正、監理技術者制度の整備、技術検定に係る指定試験機関制度の導入、経営審査制度の整備等を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、建設業許可制度の改正が、中小零細建設業者の淘汰・排除をもたらさないよう十分配慮するとともに、中小零細建設業者の経営基盤強化のための諸施策を一層推進すること。

二、技術者がより的確な施工管理能力を習得できるよう、実務経験の豊かな者に対する受検資格の優遇など、施工管理技士の資格取得の促進に十分配慮すること。

三、施工技術の進歩に対応して技術力の維持・向上を図るため、建設業者団体等が自主的に行う技術者に対する教育・講習会等について、積極的な援助・指導を一層推進すること。

四、施工技術の適正な確保に必要な国家資格の創設については、その必要性等を勘案し、中小零細建設業者の負担とならないよう配慮すること。

五、経営事項審査制度の見直しによつて、中小零細建設業者の受注機会を狭める結果とならないよう配慮すること。

右決議する。

建設業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十二日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

建設業法の一部を改正する法律案

建設業法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十七条の二十二」に、「（第二十七条の二―第二十七条の五）」を「（第二十七条の二十三―第二十七条の三十二）」に、「（第二十七条の六・第二十七条の三十三・第二十七条の三十四）」を「（第二十七条の七）」に、「第二十七条の二」を「第四十四条」に改める。

第十五条第二号ロ中「第七条第二号イ、ロ又はハに該当し、かつ、次の」を「次の」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、施工技術（設計図書に従つて建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。）の総合性、施工技術の普及状況その他の事情を考慮して政令で定める建設業（以下「指定建設業」という。）の許可を受けようとする者にあつては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、イに該当する者又はハの規定により建設大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならない。

第十五条第二号ロ中「イに掲げる」を「イ又はロに掲げる」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「許可」を「第七条第二号イ、ロ又はハに該当する

者のうち、許可」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ建設大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ建設大臣が定めるものを受けた者

第十七条中「三年」と」の下に「、第十一条第四項中「同条第二号イ、ロ若しくはハ」とあるのは「第十五条第二号イ、ロ若しくはハ」と、「同号ハ」とあるのは「同号イ、ロ又はハ」と、同条第五項中「第七条第一号若しくは第十五条第二号」とあるのは「第七条第一号若しくは第十五条第二号」と」を加える。

第二十五条の七第二項中「一年」を「二年」に改める。

第二十五条の二十五中「（設計図書に従つて建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2　建設大臣は、前項の施工技術の確保に資するため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

第二十六条の前の見出し中「主任技術者」の下に「及び監理技術者」を加え、同条第二項中「第七条第二号イ、ロ又はハに該当し、かつ、第十五条第二号イ又はロに該当する者」を「第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあつては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）」に改め、同条に次の二項を加える。

4　指定建設業に係る建設工事で国、地方公共団体その他政令で定める法人が発注者である工作物に関するものについては、前項の規定により専任の者でなければならない監理技術者は、第二十七条の十八第一項の規定による指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、これを選任しなければならない。

5　前項の規定により選任された監理技術者は、同項の工作物の発注者から請求があつたときは、指定建設業監理技術者資格者証を提示しなければならない。

第二十七条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　前項の検定は、学科試験及び実地試験によつて行う。

3　建設大臣は、第一項の検定に合格した者に、合格証明書を交付する。

4　合格証明書の交付を受けた者は、合格証明書を滅失し、又は損傷したときは、合格証明書の再交付を申請することができる。

第四章の三中第二十七条の七を第二十七条の三十四とする。

第二十七条の六中「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十七条の三十三とする。

第二十七条の五中「第二十七条の二第一項の審査及び前条」を「経営事項審査及び第二十七条の二十八」に改め、第四章の二中同条を第二十七条の三十二とする。

第二十七条の四中「第二十七条の二第一項の審査」を「経営事項審査（指定経営状況分析機関が行つた経営状況分析を含む。）」に、「当該審査を行なつた」を「当該経営事項審査を行つた」に改め、同条を第二十七条の二十八とし、同条の次に次の三条を加える。

（委任都道府県知事の指定等）

第二十七条の二十九　委任都道府県知事は、その行わせることとした経営状況分析の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定経営状況分析機関に対して、当該経営状況分析の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示し、又は当該経営状況分析の状況に関し必要な報告を求め、若しくはその職員に、当該経営状況分析を取り扱う指定経営状況分析機関の事務所に立ち入り、当該経営状況分析の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　第二十七条の十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（委任の撤回等）

第二十七条の三十　委任都道府県知事は、指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を指定経営状況分析機関に通知しなければならない。

2　委任都道府県知事は、指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせないこととしたときは、その旨を建設大臣に報告しなければならない。

3　建設大臣は、委任都道府県知事が第二十七条の二十四第四項において準用する第二十七条の十五第一項の規定により経営状況分析を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により経営状況分析を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

4　委任都道府県知事は、指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせないこととしたとき、又は前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

（手数料）

第二十七条の三十一　経営事項審査を受けようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国又は都道府県に納めなければならない。

2　指定経営状況分析機関が行う経営状況分析を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定経営状況分析機関に納めなければならない。

3　前項の規定により指定経営状況分析機関に納められた手数料は、指定経営状況分析機関の収入とする。

第二十七条の三第一項中「前条第一項の審査を受けた建設業者の請求があつたときは、当該建設業者」を「経営事項審査を行つたときは、遅滞なく、当該経営事項審査の申請をした建設業者」に、「その者に係る審査」を「当該経営事項審査」に改め、同条第二項中「前条第一項の建設工事の発注者の請求があつた」を「第二十七条の二十三第一項の申請をした建設業者の求めに基づいて同項の建設工事の発注者が請求をした」に、「同項の審査」を「当該建設業者に係る経営事項審査」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第二十七条の二十七とする。

2　指定経営状況分析機関は、前条第一項の申請をした建設業者に係る経営状況分析を行つたときは、遅滞なく、当該経営状況分析の結果を建設省令で定めるところにより建設大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

第二十七条の二の見出しを「（経営事項審査）」に改め、同条第一項中「建設業者で」を「建設業者が」に、「申出をしたもの」を「申請をしたときは、その建設業者」に改め、「経営規模その他」を削り、「審査を行なう」を「審査（以下「経営事項審査」という。）を行う」に改め、同条第二項中「前項の審査」を「前項に定めるもののほか、経営事項審査」に、「きいて」を「聴いて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　経営事項審査を行うには、経営規模の認定をし、経営状況の分析をし、並びにこれらの認定及び分析の結果を考慮して客観的事項の全体について総合的な評定をしなければならない。

第二十七条の二に次の三項を加える。

4　第一項の申請は、建設省令で定める事項を記載した経営事項審査申請書を提出してしなければならない。

5　経営事項審査申請書には、経営事項審査に必要な事実を証する書類として建設省令で定める書類を添付しなければならない。

6　建設大臣又は都道府県知事は、経営事項審査のため必要があると認めるときは、第一項の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。

第二十七条の二を第二十七条の二十三とし、同条の次に次の三条を加える。

（指定経営状況分析機関）

第二十七条の二十四　建設大臣又は都道府県知事は、建設大臣の指定する者（以下「指定経営状況分析機関」という。）に、経営状況の分析（以下「経営状況分析」という。）を行わせることができる。

2　前項の規定による指定は、経営状況分析を行おうとする者の申請により行う。

3　建設大臣又は都道府県知事は、指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせるときは、当該経営状況分析を行わないものとする。この場合において、建設大臣又は都道府県知事は、当該指定経営状況分析機関が第二十七条の二十七第二項の規定により通知する経営状況分析の結果を考慮して経営事項審査を行わなければならない。

4　第二十七条の三から第二十七条の五まで、第二十七条の七から第二十七条の十五まで及び第二十七条の十七の規定は、指定経営状況分析機関について準用する。この場合において、第二十七条の三第一項及び第二項中「前条第二項」とあるのは「第二十七条の二十四第二項」と、同条第一項、第二十七条の五第二項、第二十七条の七、第二十七条の八、第二十七条の十、第二十七条の十一、第二十七条の十二第一項、第二十七条の十三第一項及び第二項、第二十七条の十四第二項及び第三項、第二十七条の十五並びに第二十七条の十七中「試験事務」とあるのは「経営状況分析」と、第二十七条の四第一項、第二十七条の九第一項及び第二十七条の十四第二項中「第二十七条の二第一項」とあるのは「第二十七条の五第二項、第二十七条の八及び第二十七条の十四第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「経営状況分析規程」と、第二十七条の七第一項中「職員（前条第一項の試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第二十七条の九第二項中「建設大臣」とあるのは「建設大臣及び第二十七条の二十四第一項の規定により指定経営状況分析機関にその経営状況分析を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）」と、第二十七条の十四第二項第二号中「第二十七条の四第二項、第二十七条の六第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十七条の四第二項」と、同項第三号中「第二十七条の五第二項（第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十七条の五第二項」と、第二十七条の十五中「建設大臣」とあるのは「建設大臣又は委任都道府県知事」と、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「建設大臣が前条第二項」と、「必要があると認めるときは」とあるのは「建設大臣が必要があると認めるときは」と、「第二十七条の二第三項」とあるのは「第二十七条の二十四第三項」と、同条第三項中「第二十七条の十三第一項」とあるのは「建設大臣が第二十七条の十三第一項」と、「又は前条第一項」とあるのは「若しくは前条第一項」と、「取り消した場合」とあるのは「取り消した場合又は委任都道府県知事が指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせないこととした場合」と、第二十七条の十七中「指定試験機関」とあるのは「この法律に別段の定めがある場合を除き、指定経営状況分析機関」と読み替えるものとする。

（委任の公示等）

第二十七条の二十五　委任都道府県知事は、指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせることとしたときは、その旨を建設大臣に報告するとともに、当該指定経営状況分析機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該経営状況分析を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせることとした日を公示しなければならない。

2　指定経営状況分析機関は、その名称、主たる事務所の所在地又は経営状況分析を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは、委任都道府県知事（経営状況分析を取り扱う事務所の所在地については、関係委任都道府県知事）に、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

3　委任都道府県知事は、前項の届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（指定経営状況分析機関に対する申請）

第二十七条の二十六　建設大臣又は委任都道府県知事が指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせることとしたときは、経営事項審査を受けようとする建設業者は、経営状況分析については、第二十七条の二十三第一項の規定にかかわらず、建設省令で定めるところにより、指定経営状況分析機関に申請をしなければならない。

2　第二十七条の二十三第四項及び第五項の規定は前項の申請について、同条第六項の規定は指定経営状況分析機関による経営状況分析について準用する。

第四章中第二十七条の次に次の二十一条を加える。

（指定試験機関の指定）

第二十七条の二　建設大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、学科試験及び実地試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2　前項の規定による指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3　建設大臣は、指定試験機関に試験事務を行わせるときは、当該試験事務を行わないものとする。

（指定の基準）

第二十七条の三　建設大臣は、前条第二項の規定による申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一　職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二　前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三　試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって試験事務が不公正になるおそれがないこと。

2　建設大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が次の各号の一に該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一　民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二　この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。

三　第二十七条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四　その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ　第二号に該当する者

ロ　第二十七条の五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（指定の公示等）

第二十七条の四　建設大臣は、第二十七条の二第一項の指定をしたときは、当該指定

を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2　指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3　建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（役員の選任及び解任）

第二十七条の五　指定試験機関の役員の選任及び解任は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　建設大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第二十七条の八第一項の試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（試験委員）

第二十七条の六　指定試験機関は、建設省令で定める要件を備える者のうちから試験委員を選任し、試験の問題の作成及び採点を行わせなければならない。

2　指定試験機関は、前項の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3　前条第二項の規定は、第一項の試験委員の解任について準用する。

（秘密保持義務等）

第二十七条の七　指定試験機関の役員若しくは職員（前条第一項の試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（試験事務規程）

第二十七条の八　指定試験機関は、建設省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　建設大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第二十七条の九　指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第二十七条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。

（帳簿の備付け等）

第二十七条の十　指定試験機関は、建設省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

（監督命令）

第二十七条の十一　建設大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対して、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第二十七条の十二　建設大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（試験事務の休廃止）

第二十七条の十三　指定試験機関は、建設大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2　建設大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

3　建設大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第二十七条の十四　建設大臣は、指定試験機関が第二十七条の三第二項各号（第三号を除く。）の一に該当するに至つたときは、当該指定試験機関について聴聞を行つた後、その指定を取り消さなければならない。

2　建設大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、当該指定試験機関について聴聞を行つた後、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第二十七条の三第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

二　第二十七条の四第二項、第二十七条の六第一項若しくは第二項、第二十七条の九、第二十七条の十又は前条第一項の規定に違反したとき。

三　第二十七条の五第二項（第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。）第二十七条の八第二項又は第二十七条の十一の規定による命令に違反したとき。

四　第二十七条の八第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五　不正な手段により第二十七条の二第一項の規定による指定を受けたとき。

3　建設大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

4　第三十二条ただし書の規定は、第一項又は第二項の聴聞について準用する。

（建設大臣による試験事務の実施）

第二十七条の十五　建設大臣は、指定試験機関が第二十七条の十三第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定試験機関に対して試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第二十七条の二第三項の規定にかかわらず、当該試験事務の全部又は一部を行うものとする。

2　建設大臣は、前項の規定により試験事務を行うこととし、又は同項の規定により行つている試験事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3　建設大臣が、第一項の規定により試験事務を行うこととし、第二十七条の十三第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し

た場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、建設省令で定める。

（手数料）

第二十七条の十六　学科試験若しくは実地試験を受けようとする者又は合格証明書の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定試験機関が行う試験を受けようとする者は、指定試験機関）に納めなければならない。

2　前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

（指定試験機関がした処分等に係る審査請求）

第二十七条の十七　指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、建設大臣に対して、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

（指定建設業監理技術者資格者証の交付）

第二十七条の十八　建設大臣は、指定建設業監理技術者資格（指定建設業の種類に応じ、第十五条第二号イの規定により建設大臣が定める試験に合格し、同号イの規定により建設大臣が定める免許を受け、又は同号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして建設大臣がした認定を受けていることをいう。以下同じ。）を有する者の申請により、その申請者に対して、指定建設業監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）を交付する。

2　資格者証には、交付を受ける者の氏名、交付の年月日、交付を受ける者が有する指定建設業監理技術者資格、指定建設業の種類その他の建設省令で定める事項を記載するものとする。

3　第一項の場合において、申請者が二以上の指定建設業監理技術者資格を有する者であるときは、これらの指定建設業監理技術者資格を合わせて記載した資格者証を交付するものとする。

4　資格者証の有効期間は、五年とする。

5　資格者証の有効期間は、申請により更新する。

6　第四項の規定は、更新後の資格者証の有効期間について準用する。

（指定資格者証交付機関）

第二十七条の十九　建設大臣は、その指定する者（以下「指定資格者証交付機関」という。）に、資格者証の交付及びその有効期間の更新の実施に関する事務（以下「交付等事務」という。）を行わせることができる。

2　前項の規定による指定は、交付等事務を行おうとする者の申請により行う。

3　建設大臣は、前項の規定による申請をした者が次の各号の一に該当するときは、第一項の規定による指定をしてはならない。

一　民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二　第五項において準用する第二十七条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

4　建設大臣は、指定資格者証交付機関に交付等事務を行わせるときは、当該交付等事務を行わないものとする。

5　第二十七条の四、第二十七条の八、第二十七条の十二、第二十七条の十三、第二十七条の十四（同条第二項第一号を除く。）、第二十七条の十五及び第二十七条の十七の規定は、指定資格者証交付機関について準用する。この場合において、第二十七条の四第一項及び第二十七条の十四第二項第五号中「第二十七条の二第一項」とあるのは「第二十七条の十九第一項」と、第二十七条の八及び第二十七条の十四第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「交付等事務規程」と、第二十七条の十二第一項、第二十七条の十三第一項及び第二項、第二十七条の十四第二項及び第三項、第二十七条の十五並びに第二十七条の十七中「試験事務」とあるのは「交付等事務」と、第二十七条の十四第一項中「第二十七条の三第二項各号（第三号を除く。）の一に」とあるのは「第二十七条の十九第三項第一号に」と、同条第二項第二号中「第二十七条の六第一項若しくは第二項、第二十七条の九、第二十七条の十又は前条第一項」とあるのは「前条第一項又は第二十七条の二十」と、同項第三号中「第二十七条の五第二項（第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第二項又は第二十七条の十一」とあるのは「第二十七条の八第二項」と、第二十七条の十五第一項中「第二十七条の十九第四項」と読み替えるものとする。

（事業計画等）

第二十七条の二十　指定資格者証交付機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、建設省令で定めるところにより、建設大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　指定資格者証交付機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、建設省令で定めるところにより、建設大臣に提出しなければならない。

（手数料）

第二十七条の二十一　資格者証の交付又は資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関）に納めなければならない。

2　前項の規定により指定資格者証交付機関に納められた手数料は、指定資格者証交付機関の収入とする。

（省令への委任）

第二十七条の二十二　この章に規定するもののほか、資格者証に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第四十一条第一項中「第二十七条の六」を「第二十七条の三十三」に、「行なう」を「行う」に改める。

第七章中第四十四条の次に次の一条を加える。

（経過措置）

第四十四条の二　この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第四十五条第一項中「三十万円」を「百万円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第四十五条の二　第二十七条の七第一項（第二十七条の二十四第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十五条の三　第二十七条の十四第二項（第二十七条の十九第五項及び第二十七条の二十四第四項において準用する場合を含む。）の規定による試験事務、交付等事務又は経営状況分析の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関、指定資格者証交付機関又は指定経営状況分析機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十六条中「五万円」を「三十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十六条の二　次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関、指定資格者証交付機関又は指定経営状況分析機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一　第二十七条の十（第二十七条の二十四第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二　第二十七条の十二第一項（第二十七条の十九第五項及び第二十七条の二十四第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しく

は第二十七条の二十九の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十七条の十二第一項若しくは第二十七条の二十九の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三　第二十七条の十三第一項（第二十七条の十九第五項及び第二十七条の二十四第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けないで、試験事務、交付等事務又は経営状況分析の全部を廃止したとき。

第四十七条中「二万円」を「十万円」に改める。

第四十八条中「から前条まで」を「、第四十六条又は第四十七条」に、「罰する外」を「罰するほか」に改める。

第四十九条中「一万円」を「五万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の際現に建設工事紛争審査会の特別委員に任命されている者の任期については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前に申出をした建設業者についての経営に関する事項の審査については、なお従前の例による。

4　この法律の施行前に行った経営に関する事項の審査及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に行った経営に関する事項の審査に関する再審査については、なお従前の例による。

5　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔鈴木和美君登壇、拍手〕

○鈴木和美君　ただいま議題となりました四法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、建築基準法の一部を改正する法律案は、建築物の防火及び構造に関する技術開発の進展に対応し、準防火地域において三階建ての木造建築物の建築ができることとする等、木造建築物等に係る防火等に関する制限の合理化を行うとともに、市街地における環境の整備保全を図りつつ、土地の合理的な利用に資するため、道路との関係についての建築物の容積及び高さの制限並びに第一種住居専用地域内における建築物の高さの制限の合理化を行う等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議案が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、国土利用計画法の一部を改正する法律案は、最近における地価の高騰に対処するため、都道府県知事が指定する区域に所在する土地について権利の移転等の届け出を要する面積の限度を引き下げることができることとするなどの措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、日本共産党を代表して上田委員より修正案が提出され、討論なく、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、関西文化学術研究都市建設促進法案は、衆議院提出に係るもので、関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、文化、学術及び研究の中心となるべき都市の建設を推進しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、建設業法の一部を改正する法律案は、建設業における施工技術水準の高度化、経営体質の改善等に資するため、特定建設業の許可基準の改正、監理技術者制度の整備、技術検定に係る指定試験機関制度の導入、経営事項審査制度の整備等を行おうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（藤田正明君）　これより採決をいたします。

まず、建築基準法の一部を改正する法律案、関西文化学術研究都市建設促進法案及び建設業法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君）　過半数と認めます。

よって、三案は可決されました。

次に、国土利用計画法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（藤田正明君）　日程第二六　児童扶養手当法等の一部を改正する法律案

日程第二七　原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

日程第二八　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

日程第二九　臨床工学技士法案

日程第三〇　義肢装具士法案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上五案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長佐々木満君。

審査報告書

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

社会労働委員長　佐々木　満

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、母子家庭、心身障害者及び老人の福祉の向上を図るため、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、老齢福祉年金等の額の引上げ等を行うとともに、拠出制国民年金及び厚生年金保険について、昭和六十二年度において特例として年金額を改定する措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和六十二年度一般会計予算に約十四億円、厚生保険特別会計年金勘定に約九十一億円、国民年金特別会計国民年金勘定に約三十八億円、同福祉年金勘定に約二十五億円が計上されている。

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

（小字及び――は衆議院修正）

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案

児童扶養手当法等の一部を改正する法律（児童扶養手当法の一部改正）

第一条　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「二万三千七百円」を「二万三千九百円」に、「三万八千七百円」を「三万八千九百円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「二万七千二百円」を「二万七千四百円」に、「四万八百円」を「四万千百円」に改める。

第十八条中「一万千五百五十円」を「一万千六百五十円」に改める。

第二十六条の三中「二万八百円」を「二万九百円」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第一項中「次条第一項」を「附則第三十三条第一項」に改め、同条第二項の表中「三十二万六千四百円」を「三十二万八千八百円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十二条の二　前条第一項に規定する年金たる給付のうち老齢年金（老齢福祉年金及び旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給されるものを除く。）については、前条第一項の規定にかかわらず、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給をその期の年金は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

附　則

（施行期日○等）

第一条　この法律は、公布の日昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「法律第三十四号」という。）附則第三十二条第二項の改正規定を除く。）は、昭和六十三年一月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定、第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十八条（法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条の三の規定並びに第三条の規定による改正後の法律第三十四号附則第三十二条第二項の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　昭和六十二年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　昭和六十二年三月以前の月分の特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の額については、なお従前の例による。

（法律第三十四号の一部改正に伴う経過措置）

第四条　昭和六十二年三月以前の月分の法律第三十四号第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下この条において「旧国民年金法」という。）による老齢福祉年金及び旧国民年金法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

（年金額の改定措置の特例）

第五条　国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付、法律第三十四号附則第三十二条第三項に規定する年金たる給付並びに法律第三十四号附則第七十八条第一項及び第八十七条第四項に規定する年金たる保険給付については、昭和六十年の年平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率を基準として、昭和六十二年四月以降の当該年金たる給付又は年金たる保険給付の額を改定する。

2　前項の規定による年金たる給付又は年金たる保険給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3　前二項の規定により年金たる給付又は年金たる保険給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、国民年金法第十六条の二の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の適用については同条の規定による年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなし、厚生年金保険法第三十四条の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の適用については同条の規定による年金たる保険給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

4　第一項及び第二項の規定による年金たる給付又は年金たる保険給付の額の改定の措置は、農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第三十四条の二の規定の適用については、国民年金法第十六条の二の規定により同法による年金たる給付（付加年金を除く。）の額を改定する措置とみなす。

審査報告書

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

社会労働委員長　佐々木　満

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和六十二年度一般会計予算に約五億九千八百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、広い意味における国家補償の見地に立つてその対策が講じられるべきであるとの原爆被爆者対策基本問題懇談会の意見等にかんがみ、被害の実態に即応した援護対策を一層拡充するよう努めるとともに、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、死没者を含む実態調査の速やかな解析、その集大成を図ること。また、生存者調査の結果を踏まえて、被爆者対策の充実を図ること。
二、被爆者の障害の実態に即して所得制限を撤廃するとともに、医療特別手当等については、他制度との関連も考慮し、生活保護の収入認定から外すことについて検討すること。
三、原爆症の認定については、被爆者の実情に即応するよう、制度と運営の改善を行うとともに、健康管理手当の認定についても、原爆被爆者が高齢化していることを踏まえ、そのあり方について検討すること。
四、原爆病院の整備改善を行い、病院財政の助成に十分配慮するとともに、その運営に当たっては被爆者が必要とする医療を十分受けられるよう万全の措置を講ずるとともに、被爆者に対する家庭奉仕員制度の充実及び相談業務の強化を図ること。
五、被爆者とその子及び孫に対する放射能の影響についての調査、研究及びその対策について十分配慮するとともに、原爆医療調査機関の一元一体化について検討し、その促進を図ること。
六、放射線影響研究所の研究成果を、被爆者の健康管理と治療に、より役立てるため、運営の一層の改善、同研究所の移転、原爆病院との連携強化等につき検討すること。
右決議する。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
昭和六十二年五月二十日
衆議院議長　原　健三郎
参議院議長　藤田　正明殿

（小字及び■は衆議院修正）

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律
（昭和四十三年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第三項中「十一万八百円」を「十一万千六百円」に改める。
第三条第三項中「四万八百円」を「四万千百円」に改める。
第四条の二第三項中「三万八千百円」を「三万八千四百円」に改める。
第五条第四項中「二万七千二百円」を「二万七千四百円」に改める。
第五条の二第三項中「一万三千六百円」を「一万三千七百円」に、「二万七千二百円」を「二万七千四百円」に改める。
附　則
1　この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第二条第三項、第三条第三項、第四条の二第三項、第五条第四項及び第五条の二第三項の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。
2　昭和六十二年三月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。
3　この法律の施行前に支給された昭和六十二年四月以降の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当は、この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の内払とみなす。

審査報告書
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
昭和六十二年五月二十六日
社会労働委員長　佐々木　満
参議院議長　藤田　正明殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるものであり、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行に要する経費として、昭和六十二年度一般会計予算に約二十億七千万円が計上されている。

附帯決議
政府は、次の事項について、速やかに格段の努力を払うべきである。
一、戦没者遺族等の老齢化の現状及び生活の実態にかんがみ、国民の生活水準の向上等に見合って、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。
二、戦没者遺族等の高齢化にかんがみ、海外旧戦域における遺骨収集、慰霊巡拝等について、さらに積極的に推進すること。
三、生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連携を密にし、調査及び帰還の促進に万全を期すること。
四、訪日調査により肉親が判明しなかった中国残留日本人孤児について、引き続き肉親調査に最大限の努力をするとともに、今後とも、日本人であることが判明した中国残留孤児については、すべて訪日調査の対象とすること。
また、帰国を希望する日本人孤児が一日も早く日本に帰国できるよう、受入体制の整備を図るとともに、関係省庁及び地方自治体が一体となって、広く国民の協力を得ながら、日本語教育、就職対策、住宅対策等の諸施策の総合的実施に遺憾なきを期すること。
五、かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等に係る戦後処理のなお未解決な諸問題については、人道的な見地に立ち、早急に関係省庁が一体となって必要な措置を講ずるよう検討すること。
六、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行うとともにその改善に努めること。
七、法律の内容について必要な広報等に努める等さらにその周知徹底を図るとともに、相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化にさらに努めること。
右決議する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
昭和六十二年五月二十日
衆議院議長　原　健三郎
参議院議長　藤田　正明殿

（小字及び■は衆議院修正）

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律
（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）
第一条　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年金額
特別項症	第一項症の年金額に三、一八七、八〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	四、五五四、〇〇〇円
第二項症	三、七九四、〇〇〇円
第三項症	三、一二六、〇〇〇円
第四項症	二、四七二、〇〇〇円
第五項症	二、〇〇一、〇〇〇円
第六項症	一、六一七、〇〇〇円
第一款症	一、四七六、〇〇〇円
第二款症	一、三四一、〇〇〇円
第三款症	一、〇七六、〇〇〇円
第四款症	八六五、〇〇〇円
第五款症	七六五、〇〇〇円

第八条第二項中「十六万八千円を」を「十八万円を」に、「十一万四千円」を「十二万円」に、「十六万八千円」を「十八万円」に改め、同条第三項中「十六万八千円」を「十七万四千円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	金額
第一款症	四、八四四、〇〇〇円
第二款症	四、〇一九、〇〇〇円
第三款症	三、四四八、〇〇〇円
第四款症	二、八三三、〇〇〇円
第五款症	二、二七二、〇〇〇円

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年金額
特別項症	第一項症の年金額に二、四三〇、一〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	三、四七一、五〇〇円
第二項症	二、三九三、一〇〇円
第三項症	一、八九六、八〇〇円
第四項症	一、五四二、六〇〇円
第五項症	一、二四九、九〇〇円
第六項症	一、一三六、四〇〇円
第一款症	一、〇三四、四〇〇円
第二款症	八三一、六〇〇円
第三款症	六七一、九〇〇円
第四款症	五九一、一〇〇円
第五款症	一、七三三、三〇〇円

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	金額
第一款症	三、六九二、七〇〇円
第二款症	三、〇六四、〇〇〇円
第三款症	二、六二七、八〇〇円
第四款症	二、一五八、九〇〇円
第五款症	一、七三三、三〇〇円

第二十六条第一項中「百五十一万千円」を「百五十四万三千四百円」に改める。

第二十七条第一項中「百五十一万千円」を「百五十四万三千四百円」に、「百十九万六千円」を「百二十二万二千四百円」に改め、同条第三項の表中「三五八、八〇〇円」を「三七〇、六〇〇円」に、「二八二、六〇〇円」を「二九二、二〇〇円」に、「一九一、二〇〇円」を「一九八、一〇〇円」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「十六万八千円」を「十八万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から昭和六十二年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「改正後の遺族援護法」という。）の規定及び第二条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　昭和六十二年四月から同年七月までの月分の遺族年金及び遺族給与金については、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「改正後の遺族援護法」という。）第二十六条第一項中「百五十四万三千四百円」とあるのは「百五十三万九千円」と、改正後の遺族援護法第二十七条第一項中「百五十四万三千四百円」とあるのは「百五十三万九千円」と、「百二十二万二千四百円」とあるのは「百二十一万八千円」と、同条第三項の表中「三七〇、六〇〇円」とあるのは「三六四、九〇〇円」と、「二九二、二〇〇円」とあるのは「二八七、二〇〇円」と、「一九八、一〇〇円」とあるのは「一九三、九〇〇円」とする。

審査報告書

臨床工学技士法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

社会労働委員長　佐々木　満

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年医療機器の進歩等により生命維持管理装置の操作及び保守点検に従事する専門技術者の果たす役割が重要になつてきたことにかんがみ、新たに臨床工学技士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律するものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、現に病院又は診療所等において、医師の指示のもとに、生命維持管理装置の操作及び保守点検に従事している者が円滑に受験資格を取得できるよう、講習会の実施等について十分配慮すること。

二、医療現場においてチーム医療が適切に行われるよう、臨床工学技士その他の医療関係者の十分な連携の確保につき、関係者に対しその周知徹底を図ること。

三、臨床工学技士の将来需給予測を踏まえ、早期に、必要なマンパワーの養成体制の整備を図ること。

右決議する。

臨床工学技士法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

臨床工学技士法案

臨床工学技士法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　免許（第三条―第九条）
第三章　試験（第十条―第三十六条）
第四章　業務等（第三十七条―第四十二条）
第五章　罰則（第四十三条―第四十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、臨床工学技士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もつて医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「生命維持管理装置」とは、人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている装置をいう。

2　この法律で「臨床工学技士」とは、厚生大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。）及び保守点検を行うことを業とする者をいう。

第二章　免許

（免許）

第三条　臨床工学技士になろうとする者は、臨床工学技士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

（絶対的欠格事由）

第四条　目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、免許を与えない。

（相対的欠格事由）

第五条　次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一　罰金以上の刑に処せられた者

二　前号に該当する者を除くほか、臨床工学技士の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

三　素行が著しく不良である者

四　精神病者、麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者又は伝染性の疾病にかかつている者

（臨床工学技士名簿）

第六条　厚生省に臨床工学技士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証の交付）

第七条　免許は、臨床工学技士名簿に登録することによつて行う。

2　厚生大臣は、免許を与えたときは、臨床工学技士免許証を交付する。

（免許の取消し等）

第八条　臨床工学技士が第四条の規定に該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消さなければならない。

2　臨床工学技士が第五条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて臨床工学技士の名称の使用の停止を命ずることができる。

3　前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事

項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

4　厚生大臣は、第一項又は第二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（省令への委任）

第九条　この章に規定するもののほか、免許の申請、臨床工学技士名簿の登録、訂正及び消除並びに臨床工学技士免許証の交付、書換え交付、再交付、返納及び提出に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第三章　試験

（試験の目的）

第十条　試験は、臨床工学技士として必要な知識及び技能について行う。

（試験の実施）

第十一条　試験は、毎年一回以上、厚生大臣が行う。

（臨床工学技士試験委員）

第十二条　試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生省に臨床工学技士試験委員（次項及び次条において「試験委員」という。）を置く。

2　試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

（不正行為の禁止）

第十三条　試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

（受験資格）

第十四条　試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した臨床工学技士養成所において、三年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの

二　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は厚生省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において二年（高等専門学校にあつては、五年）以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修めた者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した臨床工学技士養成所において、一年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの

三　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は厚生省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において一年（高等専門学校にあつては、四年）以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修めた者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した臨床工学技士養成所において、二年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの

四　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において厚生大臣が指定する科目を修めて卒業した者

五　外国の生命維持管理装置の操作及び保守点検に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で臨床工学技士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

（試験の無効等）

第十五条　厚生大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2　厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

（受験手数料）

第十六条　試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2　前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

（指定試験機関の指定）

第十七条　厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2　指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3　厚生大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一　職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二　前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4　厚生大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一　申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二　申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三　申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四　申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ　次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（指定試験機関の役員の選任及び解任）

第十八条　指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　厚生大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第二十条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（事業計画の認可等）

第十九条　指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

（試験事務規程）

第二十条　指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　試験事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

3　厚生大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（指定試験機関の臨床工学技士試験委員）

第二十一条　指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を臨床工学技士試験委員（次項から第四項まで、次条及び第二十四条第一項において「試験委員」という。）に行わせなければならない。

2　指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3　指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4　第十八条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

第二十二条　試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

（受験の停止等）

第二十三条　指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に関して不正の行為があつたときは、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させることができる。

2　前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第十五条及び第十六条第一項の規定の適用については、第十五条第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第二十三条第一項」と、第十六条第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3　前項の規定により読み替えて適用する第十六条第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

（秘密保持義務等）

第二十四条　指定試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（帳簿の備付け等）

第二十五条　指定試験機関は、厚生省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

（監督命令）

第二十六条　厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告）

第二十七条　厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生省令で定めるところにより、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

（立入検査）

第二十八条　厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（試験事務の休廃止）

第二十九条　指定試験機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（指定の取消し等）

第三十条　厚生大臣は、指定試験機関が第十七条第四項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2　厚生大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第十七条第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二　第十八条第二項（第二十一条第四項において準用する場合を含む。）、第二十条第三項又は第二十六条の規定による命令に違反したとき。

三　第十九条、第二十一条第一項から第三項まで又は前条の規定に違反したとき。

四　第二十条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五　次条第一項の条件に違反したとき。

（指定等の条件）

第三十一条　第十七条第一項、第十八条第一項、

第十九条第一項、第二十条第一項又は第二十九条の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（聴聞）

第三十二条　厚生大臣は、第三十条の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（指定試験機関がした処分等に係る不服申立て）

第三十三条　指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

（厚生大臣による試験事務の実施等）

第三十四条　厚生大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2　厚生大臣は、指定試験機関が第二十九条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

（公示）

第三十五条　厚生大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第十七条第一項の規定による指定をしたとき。

二　第二十九条の規定による許可をしたとき。

三　第三十条の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四　前条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

（試験の細目等）

第三十六条　この章に定めるもののほか、試験科目、受験手続、試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関並びに第十四条第一号から第三号までの規定による学校又は臨床工学技士養成所の指定に関し必要な事項は、省令で定める。

第四章　業務等

（業務）

第三十七条　臨床工学技士は、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができる。

2　前項の規定は、第八条第二項の規定により臨床工学技士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

（特定行為の制限）

第三十八条　臨床工学技士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生省令で定める生命維持管理装置の操作を行つてはならない。

（他の医療関係者との連携）

第三十九条　臨床工学技士は、その業務を行うに当たつては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

（秘密を守る義務）

第四十条　臨床工学技士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。臨床工学技士でなくなつた後においても、同様とする。

（名称の使用制限）

第四十一条　臨床工学技士でない者は、臨床工学技士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

（経過措置）

第四十二条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章　罰則

第四十三条　第二十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十四条　第三十条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十三条又は第二十二条の規定に違反して、不正の採点をした者

二　第四十条の規定に違反した者

2　前項第二号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第四十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第八条第二項の規定により臨床工学技士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、臨床工学技士の名称を使用したもの

二　第三十八条又は第四十一条の規定に違反した者

第四十七条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第二十五条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二　第二十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　第二十八条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四　第二十九条の許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（受験資格の特例）

第二条　臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であつて、文部大臣又は厚生大臣が指定したものにおいて、この法律の施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又はこの法律の施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者は、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

第三条　この法律の施行の際現に病院又は診療所において、医師の指示の下に、適法に生命維持管理装置の操作及び保守点検を業として行つている者であつて、次の各号のいずれにも該当するに至つたものは、昭和六十八年三月三十一日までは、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一　学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学できる者又は政令で定める者

二　厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者

三　病院又は診療所において、医師の指示の下に、適法に生命維持管理装置の操作及び保守点検を五年以上業として行つた者

第四条　旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十四条第一号及び前条第一号の規定の適用については、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者とみなす。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に臨床工学技士又はこれに紛らわしい名称を使用している者については、第四十一条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（登録免許税法の一部改正）

第六条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号(六)イ(3)中「視能訓練士」の下に「、臨床工学技士」を加える。

（厚生省設置法の一部改正）

第七条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三十一号の次に次の二号を加える。

三十一の二　臨床工学技士の養成所を指定し、臨床工学技士の試験を行い、並びに臨床工学技士の免許及び登録を行い、並びに免許を取り消し、及び名称の使用の停止を命ずること。

三十一の三　臨床工学技士法（昭和六十二年法律第　号）の規定に基づき、指定試験機関を指定し、指定試験機関に対し、認可その他監督を行うこと。

審査報告書

義肢装具士法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

社会労働委員長　佐々木　満

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年リハビリテーション医療の分野において義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合に従事する専門技術者の果たす役割が重要になつてきたことにかんがみ、新たに義肢装具士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律するものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、現に病院等において、医師の指示のもとに、義肢装具を製作し、身体に適合させる等の業務に従事している者が円滑に受験資格を取得できるよう、講習会の実施等について十分配慮すること。

二、医療現場においてチーム医療が適正に行われるよう、義肢装具士その他の医療関係者の十分な連携の確保につき、関係者に対しその周知徹底を図ること。

三、義肢装具士の将来需給予測を踏まえ、早期に、必要なマンパワーの養成体制の整備を図ること。

右決議する。

義肢装具士法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

義肢装具士法案

義肢装具士法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　免許（第三条―第九条）
第三章　試験（第十条―第三十六条）
第四章　業務等（第三十七条―第四十二条）
第五章　罰則（第四十三条―第四十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、義肢装具士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もつて医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「義肢」とは、上肢又は下肢の全部又は一部に欠損のある者に装着して、その欠損を補てんし、又はその欠損により失われた機能を代替するための器具器械をいう。

2　この法律で「装具」とは、上肢若しくは下肢の全部若しくは一部又は体幹の機能に障害のある者に装着して、当該機能を回復させ、若しくはその低下を抑制し、又は当該機能を補完するた

めの器具器械をいう。

3　この法律で「義肢装具士」とは、厚生大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合（以下「義肢装具の製作適合等」という。）を行うことを業とする者をいう。

第二章　免許

（免許）

第三条　義肢装具士になろうとする者は、義肢装具士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

（絶対的欠格事由）

第四条　目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、免許を与えない。

（相対的欠格事由）

第五条　次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一　罰金以上の刑に処せられた者

二　前号に該当する者を除くほか、義肢装具士の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

三　素行が著しく不良である者

四　精神病者、麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者又は伝染性の疾病にかかつている者

（義肢装具士名簿）

第六条　厚生省に義肢装具士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証の交付）

第七条　免許は、義肢装具士名簿に登録することによつて行う。

2　厚生大臣は、免許を与えたときは、義肢装具士免許証を交付する。

（免許の取消し等）

第八条　義肢装具士が第四条の規定に該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消さなければならない。

2　義肢装具士が第五条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて義肢装具士の名称の使用の停止を命ずることができる。

3　前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

4　厚生大臣は、第一項又は第二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（省令への委任）

第九条　この章に規定するもののほか、免許の申請、義肢装具士名簿の登録、訂正及び消除並びに義肢装具士免許証の交付、書換え交付、再交付、返納及び提出に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第三章　試験

（試験の目的）

第十条　試験は、義肢装具士として必要な知識及び技能について行う。

（試験の実施）

第十一条　試験は、毎年一回以上、厚生大臣が行う。

（義肢装具士試験委員）

第十二条　試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生省に義肢装具士試験委員（次項及び次条において「試験委員」という。）を置く。

2　試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

（不正行為の禁止）

第十三条　試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

（受験資格）

第十四条　試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した義肢装具士養成所において、三年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの

二　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は厚生省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において一年（高等専門学校にあつては、四年）以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修めた者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した義肢装具士養成所において、二年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの

三　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第六十二条第一項の規定に基づく義肢及び装具の製作に係る技能検定に合格した者（厚生省令で定める者に限る。）で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した義肢装具士養成所において、一年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの

四　外国の義肢装具の製作適合等に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で義肢装具士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

（試験の無効等）

第十五条　厚生大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2　厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

（受験手数料）

第十六条　試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2　前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

（指定試験機関の指定）

第十七条　厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2　指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3　厚生大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一　職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二　前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4　厚生大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一　申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二　申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三　申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四　申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ　次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（指定試験機関の役員の選任及び解任）

第十八条　指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　厚生大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第二十条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（事業計画の認可等）

第十九条　指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

（試験事務規程）

第二十条　指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　試験事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

3　厚生大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（指定試験機関の義肢装具士試験委員）

第二十一条　指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を義肢装具士試験委員（次項から第四項まで、次条及び第二十四条第一項において「試験委員」という。）に行わせなければならない。

2　指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3　指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4　第十八条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

第二十二条　試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

（受験の停止等）

第二十三条　指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に関して不正の行為があつたときは、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させることができる。

2　前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第十五条及び第十六条第一項の規定の適用については、第十五条第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第二十三条第一項」と、第十六条第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3　前項の規定により読み替えて適用する第十六条第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

（秘密保持義務等）

第二十四条　指定試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（帳簿の備付け等）

第二十五条　指定試験機関は、厚生省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

（監督命令）

第二十六条　厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告）

第二十七条　厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生省令で定めるところにより、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

（立入検査）

第二十八条　厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度

で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（試験事務の休廃止）

第二十九条　指定試験機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（指定の取消し等）

第三十条　厚生大臣は、指定試験機関が第十七条第四項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2　厚生大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第十七条第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二　第十八条第二項（第二十一条第四項において準用する場合を含む。）、第二十条第三項又は第二十六条の規定による命令に違反したとき。

三　第十九条、第二十一条第一項から第三項まで又は前条の規定に違反したとき。

四　第二十条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五　次条第一項の条件に違反したとき。

（指定等の条件）

第三十一条　第十七条第一項、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項又は第二十九条の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（聴聞）

第三十二条　厚生大臣は、第三十条の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（指定試験機関がした処分等に係る不服申立て）

第三十三条　指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

（厚生大臣による試験事務の実施等）

第三十四条　厚生大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2　厚生大臣は、指定試験機関が第二十九条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

（公示）

第三十五条　厚生大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第十七条第一項の規定による指定をしたとき。

二　第二十九条の規定による許可をしたとき。

三　第三十条の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四　前条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

（試験の細目等）

第三十六条　この章に定めるもののほか、試験科目、受験手続、試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関並びに第十四条第一号から第三号までの規定による学校又は義肢装具士養成所の指定に関し必要な事項は、省令で定める。

第四章　業務等

（業務）

第三十七条　義肢装具士は、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合を行うことを業とすることができる。

2　前項の規定は、第八条第二項の規定により義肢装具士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

（特定行為の制限）

第三十八条　義肢装具士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生省令で定める義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合を行つてはならない。

（他の医療関係者との連携）

第三十九条　義肢装具士は、その業務を行うに当たつては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

（秘密を守る義務）

第四十条　義肢装具士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。義肢装具士でなくなつた後においても、同様とする。

（名称の使用制限）

第四十一条　義肢装具士でない者は、義肢装具士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

（経過措置）

第四十二条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章　罰則

第四十三条　第二十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十四条　第三十条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十三条の又は第二十二条の規定に違反して、不正の採点をした者

二　第四十条の規定に違反した者

2　前項第二号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第四十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第八条第二項の規定により義肢装具士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、義肢装具士の名称を使用したもの

二　第三十八条又は第四十一条の規定に違反した者

第四十七条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第二十五条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二　第二十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　第二十八条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四　第二十九条の許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（受験資格の特例）

第二条　義肢装具士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であつて、文部大臣又は厚生大臣が指定したものにおいて、この法律の施行の際現に義肢装具士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又はこの法律の施行の際現に義肢装具士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者は、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

第三条　この法律の施行の際現に病院、診療所その他厚生省令で定める施設において、医師の指示の下に、適法に義肢装具の製作適合等を業として行つている者であつて、次の各号のいずれにも該当するに至つたものは、昭和六十八年三月三十一日までは、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一　厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者

二　病院、診療所その他厚生省令で定める施設において、医師の指示の下に、適法に義肢装具の製作適合等を五年以上業として行つた者

第四条　旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十四条第一号の規定の適用については、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者とみなす。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に義肢装具士又はこれに紛らわしい名称を使用している者については、第四十一条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（登録免許税法の一部改正）

第六条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号(六)イ(3)中「又は」を「、義肢装具士又は」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第七条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三十六号の次に次の二号を加える。

三十六の二　義肢装具士の養成所を指定し、義肢装具士の試験を行い、並びに義肢装具士の免許及び登録を行い、並びに免許を取り消し、及び名称の使用の停止を命ずること。

三十六の三　義肢装具士法（昭和六十二年法律第　号）の規定に基づき、指定試験機関を指定し、指定試験機関に対し、認可その他監督を行うこと。

〔佐々木満君登壇、拍手〕

○佐々木満君　ただいま議題となりました五法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案は、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、老齢福祉年金等の額を引き上げるとともに、拠出制国民年金及び厚生年金の物価スライドの特例措置を行おうとするものであります。

次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、医療特別手当その他の手当の額を引き上げるものであります。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案は、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるものであります。

委員会におきましては、以上三案を一括議題とし質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、日本共産党を代表して内藤委員より修正案が提出されました。

討論はなく、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について順次採決の結果、両案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次いで、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について諮りましたところ、日本共産党提出の修正案は賛成少数で否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が付されております。

次に、臨床工学技士法案及び義肢装具士法案は、それぞれ新たに臨床工学技士、義肢装具士の資格を定めるとともに、その業務が適正に行われ

るよう規律するものであります。
委員会におきましては、両案を一括議題として質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終了し、討論はなく、順次採決の結果、両案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。
なお、両案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（藤田正明君）　これより五案を一括して採決いたします。
五案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（藤田正明君）　総員起立と認めます。
よって、五案は全会一致をもって可決されました。

○議長（藤田正明君）　日程第三一　民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。商工委員長前田勲男君。

審査報告書

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

商工委員長　前田　勲男

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における内外の経済的環境の変化にかんがみ、経済社会の情報化及び国際化に即応した都市機能の高度化又は港湾の利用の高度化を図るために設置される施設並びに外国企業等の我が国の市場の開拓を円滑化するために設置される施設を新たに「特定施設」に追加しようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
昭和六十二年五月二十日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項に次の二号を加える。
七　情報処理又は電気通信の高度化により経済社会の情報化及び国際化に即応した都市機能の高度化又は港湾の利用の高度化を図るために設置される次の施設
イ　情報処理の事業の業務を行うための施設であって、内外の各種の情報につき計算、検索その他これらに類する処理を高度に行うための機能を有するもので、かつ、広く一般の需要に応ずるためのもの（これと一体的に設置される会議場施設その他の共同利用施設を含む。）
ロ　電気通信業の業務を行うための施設であって、通信衛星を利用して本邦外又は本邦内の場所との間の電気通信を高度に行うための機能を有するもので、かつ、広く一般の需要に応ずるためのもの（これと一体的に設置される会議場施設その他の共同利用施設を含む。）
ハ　事業場として相当数の企業等に利用させるための施設であって、当該企業等の業務の円滑な実施を図るため、イ又はロに掲げる施設の機能を活用するための共同利用設備を備え、かつ、建築設備の制御及び作動状態の監視を高度に行うための機能を有するもので、それぞれイ又はロに掲げる施設と一体的に設置されるもの
八　外国企業等の我が国の市場の開拓を円滑化するために設置される施設であって、事業場として相当数の外国企業等に利用させるための施設及び当該外国企業等の業務の円滑な実施を図るための展示施設、研修施設その他の共同利用施設を備えたもの
第三条第三項中「前条第一項第一号から第五号まで」の下に「、第七号及び第八号」を加え、「及び第六号」を「から第八号まで」に改める。
第四条第三項第四号中「及び第六号」を「から第八号まで」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
三　第二条第一項第七号に掲げる特定施設にあっては、特定都市開発地区又は特定港湾開発地区に設置されるものであること。
第九条中「第二条第一項第五号」の下に「、第七号及び第八号」を加える。
第五十九条第三号中「第二条第一項第五号イ」の下に「及び第八号」を加え、同条に次の一号を加える。
六　第二条第一項第七号に掲げる特定施設については、次に掲げる区分に応じ、通商産業大臣、運輸大臣、郵政大臣又は建設大臣
イ　第二条第一項第七号イに掲げる施設のみが設置されるもの　通商産業大臣（基本指針に関する事項のうち特定都市開発地区の指定に関するものその他特定都市開発地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定都市開発地区（特定港湾開発地区を除く。）において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については通商産業大臣及び建設大臣、基本指針に関する事項のうち特定港湾開発地区の指定に関するものその他特定港湾開

発地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定港湾開発地区（特定都市開発地区を除く。）において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については通商産業大臣及び運輸大臣、当該特定施設が特定都市開発地区であつて特定港湾開発地区である区域において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣）

ロ　第二条第一項第七号イに掲げる施設及び同号ハに掲げる施設が一体として設置されるもの　通商産業大臣及び建設大臣（基本指針に関する事項のうち特定港湾開発地区の指定に関するものその他特定港湾開発地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定港湾開発地区において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については、通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣）

ハ　第二条第一項第七号ロに掲げる施設のみが設置されるもの　郵政大臣（基本指針に関する事項のうち特定都市開発地区の指定に関するものその他特定都市開発地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定都市開発地区（特定港湾開発地区を除く。）において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については、郵政大臣及び建設大臣、基本指針に関する事項のうち特定港湾開発地区の指定に関するものその他特定港湾開発地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定港湾開発地区（特定都市開発地区を除く。）において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については、通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣）

ニ　第二条第一項第七号ロに掲げる施設及び同号ハに掲げる施設が一体として設置されるもの　郵政大臣及び建設大臣（基本指針に関する事項のうち特定港湾開発地区の指定に関するものその他特定港湾開発地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定港湾開発地区において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については、運輸大臣、郵政大臣及び建設大臣）

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（地方税法の一部改正）

2　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三十八条第二項中「特定施設」の下に「（同項第七号ハ及び第八号に掲げるものを除く。以下本条において同じ。）」を加える。

――――――――――

〔前田勲男君登壇、拍手〕

○前田勲男君　ただいま議題となりました民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、経済社会の情報化及び国際化に即応して設置されるインテリジェントビル等の中核的施設並びに外国企業等の我が国への進出を円滑化するために設置される施設を新たに民活法の対象施設に追加しようとするものであります。

委員会におきましては、民活プロジェクト不振の理由、民活プロジェクトにおける官民のかかわり方などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

――――――――――

○議長（藤田正明君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

――――――――――

○議長（藤田正明君）　日程第三二　刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長太田淳夫君。

――――――――――

審査報告書

刑法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

法務委員長　太田　淳夫

参議院議長　藤田　正明殿

――――――――――

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電子情報処理組織の普及にかんがみ、電子計算機に用いられる電磁的記録の不正作出、毀棄等の行為、電子計算機に対する加害による業務妨害行為及び電子情報処理組織を悪用する不法利得行為の処罰規定を整備するとともに、国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約及び人質をとる行為に関する国際条約の実施上必要な国外犯の処罰規定及び人質をとる行為についての処罰規定の整備をしようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

――――――――――

刑法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十二日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

――――――――――

刑法等の一部を改正する法律案

刑法等の一部を改正する法律

（刑法の一部改正）

第一条　刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「及ビ第百五十八条」を「、第百五十八条及ビ公務所又ハ公務員ニ依リ作ラル可キ電磁的記録ニ係ル第百六十一条ノ二」に改める。

第三条第三号中「第百六十一条」の下に「及ビ前条第五号ニ記載シタル以外ノ電磁的記録ニ係ル第百六十一条ノ二」を加える。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条ノ二　前三条ノ外本法ハ何人ヲ問ハズ日本国外ニ於テ第二編ノ罪ニシテ条約ニ依リ日本国外ニ於テ犯シタルトキト雖モ罰ス可キモノトセラレタルモノヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

第七条の次に次の一条を加える。

第七条ノ二　本法ニ於テ電磁的記録ト称スルハ電子的方式、磁気的方式其他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ

第百五十七条第一項中「不実ノ記載ヲ」の下に「為サシメ又ハ権利、義務ニ関スル公正証書ノ原本タル可キ電磁的記録ニ不実ノ記録ヲ」を加える。

第百五十八条第一項中「又ハ図画ヲ行使シタル」を「若クハ図画ヲ行使シ又ハ前条第一項ニ記載シタル電磁的記録ヲ公正証書ノ原本トシテノ用ニ供シタル」に改め、「不実ノ記載」の下に「若クハ記録」を加える。

第二編第十七章中第百六十一条の次に次の一条を加える。

第百六十一条ノ二　人ノ事務処理ヲ誤ラシムル目的ヲ以テ其事務処理ノ用ニ供スル権利、義務又ハ事実証明ニ関スル電磁的記録ヲ不正ニ作リタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ罪公務所又ハ公務員ニ依リ作ラル可キ電磁的記録ニ係ルトキハ十年以下ノ懲役又ハ二千円以下ノ罰金ニ処ス

不正ニ作ラレタル権利、義務又ハ事実証明ニ関スル電磁的記録ヲ第一項ノ目的ヲ以テ人ノ事務処理ノ用ニ供シタル者ハ其電磁的記録ヲ不正ニ作リタル者ト同一ノ刑ニ処ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二編第三十五章中第二百三十四条の次に次の一条を加える。

第二百三十四条ノ二　人ノ業務ニ使用スル電子計算機若クハ其用ニ供スル電磁的記録ヲ損壊シ若クハ人ノ業務ニ使用スル電子計算機ニ虚偽ノ情報若クハ不正ノ指令ヲ与ヘ又ハ其他ノ方法ヲ以テ電子計算機ヲシテ使用目的ニ副フ可キ動作ヲ為サシメズ又ハ使用目的ニ違フ動作ヲ為サシメテ人ノ業務ヲ妨害シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ二千円以下ノ罰金ニ処ス

第二百四十六条の次に次の一条を加える。

第二百四十六条ノ二　前条ノ外人ノ事務処理ニ使用スル電子計算機ニ虚偽ノ情報若クハ不正ノ指令ヲ与ヘテ財産権ノ得喪、変更ニ係ル不実ノ電磁的記録ヲ作リ又ハ財産権ノ得喪、変更ニ係ル虚偽ノ電磁的記録ヲ人ノ事務処理ノ用ニ供シテ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ処ス

第二百五十八条及び第二百五十九条中「文書」の下に「又ハ電磁的記録」を加える。

（人質による強要行為等の処罰に関する法律の一部改正）

第二条　人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「前三条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条」を「第一条の罪は刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条及び第四条ノ二の例に、前三条の罪は同法第二条」に改め、同条を第五条とする。

第三条第一項中「第一条」を「第二条」に改め、同条を第四条とし、第二条を第三条とする。

第一条の前の見出しを「（加重人質強要）」に改め、同条中「逮捕」を「逮捕し、」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（人質による強要等）

第一条　人を逮捕し、又は監禁し、これを人質にして、第三者に対し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者は、六月以上十年以下の懲役に処する。

2　第三者に対して義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求するための人質にする目的で、人を逮捕し、又は監禁した者も、前項と同様とする。

3　前項の未遂罪は、罰する。

（暴力行為等処罰に関する法律の一部改正）

第三条　暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条ノ二第三項中「第三条」の下に「及第四条ノ二」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第一条中刑法第四条の次に一条を加える改正規定、第二条及び第三条の規定並びに次項の規定及び附則第四項中新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）第二条第一項第十一号の改正規定は、国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約又は人質をとる行為に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の刑法第四条ノ二の規定並びに人質による強要行為等の処罰に関する法律第五条及び暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ二第三項の規定（刑法第四条ノ二に係る部分に限る。）は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

（罰金等臨時措置法の適用）

3　罰金等臨時措置法（昭和二十三年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定は、この法律による改正後の刑法第百六十一条ノ二及び第二百三十四条ノ二の罪につき定めた罰金についても、適用されるものとする。

（新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法の一部改正）

4　新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第二百三十四条（威力業務妨害）」の下に「、第二百三十四条ノ二（電子計算機損壊等業務妨害）」を加え、同項第十一号中「第一条又は第二条（人質による強要）」を「第一条第一項若しくは第二項（人質による強要等）、第二条又は第三条（加重人質強要）」に改める。

――――――――――――

〔太田淳夫君登壇、拍手〕

○太田淳夫君　ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、電子情報処理組織に関連する不正行為に対処するため、電子計算機に用いられる電磁的記録の不正作出、毀棄等の行為、電子計算機に対する加害による業務妨害行為及び電子情報処理組織を悪用する不法利得行為の処罰規定を設けるとともに、国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約及び人質をとる行為に関する国際条約の実施上必要な国外犯の処罰規定及び人質をとる行為についての処罰規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、国外犯処罰規定、人質強要行為処罰規定、電磁的記録の不正作出行為及び業務妨害行為等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討議に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

――――――――――――

○議長（藤田正明君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

――――――――――――

○議長（藤田正明君）　日程第三三　国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案

日程第三四　森林法の一部を改正する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

及び本日委員長から報告書が提出されました集落地域整備法案（内閣提出、衆議院送付）を日程に追加し、三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤田正明君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長高木正明君。

――――――――――――

審査報告書

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

農林水産委員長　高木　正明

参議院議長　藤田　正明殿

――――――――――――

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国有林野事業の経営の状況にかんがみ、その改善を推進するため、国有林野の保全に要する経費の一部についての一般会計から国有林野事業特別会計への繰入れ、借入金の償還金の財源の借入れ等の措置を定めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、昭和六十二年度において、資金運用部からの借入金として百億円が、一般会計からの受入金として六億三千六百万円が、それぞれ国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定に計上されている。

――――――――――――

附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、我が国の森林・林業の重要性にかんがみ、その中核的役割を担っている国有林野事業に課せられた使命の推進を図るため、長期的・総合的な展望に立って、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一　森林資源は国民の生活向上及び国民経済の発展にとって極めて重要な役割を果たしており、国有林野事業の使命である林産物の計画的な供給、国土の保全、水資源の涵養、良好な自然環境の保全等森林の有する多面的機能を総合的に発揮させるため、森林の整備拡充に必要な措置を積極的に講ずること。

また、国有林野事業の公益性にかんがみ、一般会計からの繰入れ等財政上の援助措置を積極的に講ずるように努めること。

二　改善計画の改定及びその実施に当たっては、国有林野事業が直面している構造的要因を認識し、国民各層の意見を徴し、円滑に推進するよう努めること。

三　森林施業の実施に当たっては、国有林野の森林資源を維持培養するとともに、森林の有する多面的機能の高度発揮、木材需要の多様化等に対処するため、人工林の適正な整備、複層林の造成、天然林施業等を着実に実施し、森林の総合的利用に対応できる多様な森林の配備に努めること。

四　国有林野事業の収益性を確保するため、木材需要の開発推進、生産技術の開発等によるコストの低減、的確な市況或いは市場の調査に努めるとともに需要動向に応じた産地銘柄の形成等販売戦略の展開に努めること。

五　森林・林業の活性化を図るため、木材需要の拡大、国産材の振興を通して国産材の自給率及び利活用の向上等に配慮するとともに、木材関連産業の積極的な振興を図り、外材との競争力を高めるよう施策の充実に努めること。

また、世界的な森林資源の減少傾向にかんがみ、輸出国の資源の保続培養に必要な国際協力を一層推進すること。

六　国有林野のもつ森林空間を、保健休養、地域振興の観点から積極的に利用し、民間活力を活

用した事業の展開を図るとともに、国有林野の貸付け、売払いを行うに当たっては、緑の保全に十分配慮し、国有林野事業の管理運営との適切な調整を図るものとすること。

七　林業事業体に対しては、雇用関係の明確化、労働条件の改善及び国有林内での安全対策について積極的な指導・監督を行い、優秀な労働力の確保に努めること。

八　山村地域の森林資源を有効に活用し、林業生産活動の活発化、就労機会・所得の増大及び生活環境基盤の整備などについて市町村等を主体とし、地域の実態に即した山村地域林業の振興に努めること。

右決議する。

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律

国有林野事業改善特別措置法（昭和五十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（事業施設費等の一般会計からの繰入れ）

第三条　政府は、改善期間において、次に掲げる経費の一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、一般会計から国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定（以下「事業勘定」という。）に繰り入れることができる。

一　国有林野（国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する国有林野をいう。以下同じ。）の管理経営上重要な林道の開設に要する経費その他の国有林野事業に係る事業施設費で改善計画の円滑な実施に必要なものとして政令で定めるもの

二　国有林野のうち森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項又は第二項の規定により保安林として指定された森林その他の公益的機能が高い森林における松くい虫の駆除又はそのまん延の防止、標識の設置その他の森林保全に要する経費で改善計画の円滑な実施に必要なものとして政令で定めるもの

第四条の見出し中「退職手当」を「退職手当等」に改め、同条第三項中「第一項の規定による借入金については」を「第一項及び第二項の規定による借入金については」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　事業勘定においては、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、改善期間において、国有林野事業の収支の改善に努めても、なお同法第五条第一項の規定による借入金で政令で定めるものの償還金の財源に不足を生ずると認められるときは、その財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができる。

第五条中「及び前条第一項」を「並びに前条第一項及び第二項」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

森林法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十六日

農林水産委員長　高木　正明

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最高裁判所において違憲無効の判決が行われた森林法第百八十六条の共有林の分割請求の制限に関する規定を削除しようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

森林法の一部を改正する法律案

森林法の一部を改正する法律

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百八十六条」を「第百八十七条」に改める。

第百八十六条を削る。

第六章を次のように改める。

第六章　削除

第七十四条から第百八十六条まで　削除

第二百条中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

集落地域整備法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十七日

農林水産委員長　高木　正明

参議院議長　藤田　正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における集落地域をめぐる諸情勢にかんがみ、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を計画的に推進するため、集落地域整備基本方針を策定し、これに基づき集落地区計画及び集落農業振興地域整備計画を定める等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、集落地域における虫食い的な農地転用と無秩序な建築活動を防止し、地価対策にも留意した適正な土地利用を実現するとともに、生産性の高い農業の確立と良好な居住環境の確保が図られるよう、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一　本法については、農業振興地域の整備に関する法律及び都市計画法との整合性をもつた運用を図りつつ、地域の特性にふさわしい整備が行われるよう指導すること。

二　本法の運用に当たつては、農林水産、建設両省の協力体制を確立するとともに、法律の実施主体である地方公共団体の関係部局間において密接な連携が図られるよう指導すること。

三　整備の対象となる集落地域の要件を明確にするとともに、都道府県知事が集落地域整備基本方針を策定するに当たつては、当該地域の実情と地元の意向が反映されるよう指導すること。

四　市町村が集落地区計画及び集落農業振興地域整備計画を策定し、またこれに基づき事業を実施するに当たつては、地権者のみならず地域住民及び関係機関・団体の意見を十分尊重するとともに、両計画の整合性が保たれるよう指導すること。この場合、地域住民の連帯感を醸成し地域ぐるみの整備が進められるよう努めること。

五　国は、集落地区計画及び集落農業振興地域整備計画が円滑に実施されるよう、各種事業の適切な採択と必要な予算の確保を図り、もつて、内需の拡大と雇用の場の確保に資するよう努めること。

なお、事業の実施に当たつては、受益者負担の軽減を図るよう努めること。

六　農用地の保全及び利用に関する協定の円滑な締結が図られるよう、関係者に対する啓もうに努めるとともに、交換分合、基盤整備事業を積極的に推進すること。

また、協定に係る農用地の有効活用が図られるよう、必要に応じ、作業の受委託の促進、地域農業集団、農用地利用改善団体、集団的生産組織の育成に努めること。

右決議する。

集落地域整備法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十二日

衆議院議長　原　健三郎

参議院議長　藤田　正明殿

集落地域整備法案

集落地域整備法

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　集落地域整備基本方針（第四条）
第三章　集落地区計画（第五条・第六条）
第四章　集落農業振興地域整備計画等（第七条―第十二条）
第五章　雑則（第十三条・第十四条）
第六章　罰則（第十五条―第十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、土地利用の状況等からみて良好な営農条件及び居住環境の確保を図ることが必要であると認められる集落地域について、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を計画的に推進するための措置を講じ、もつてその地域の振興と秩序ある整備に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「農用地」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条第一号に規定する農用地をいう。

2　この法律において「公共施設」とは、道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

（集落地域）

第三条　この法律による措置は、集落及びその周辺の農用地を含む一定の地域で、次に掲げる要件に該当するもの（以下「集落地域」という。）について講じられるものとする。

一　当該地域の土地利用の状況等からみて、営農条件及び居住環境の確保に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる地域であること。

二　当該地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、調和のとれた農業の生産条件の整備と都市環境の整備とを図り、及び適正な土地利用を図る必要があると認められる地域であること。

三　当該地域内に相当規模の農用地が存し、かつ、農用地及び農業用施設等を整備することにより良好な営農条件を確保し得ると見込まれること。

四　当該地域内に相当数の住居等が存し、かつ、公共施設の整備の状況等からみて、一体としてその特性にふさわしい良好な居住環境を有する地域として秩序ある整備を図ることが相当であると認められること。

五　当該地域が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により指定された都市計画区域（同法第七条第一項の規定による市街化区域を除く。）内にあり、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域内にあること。

第二章　集落地域整備基本方針

（集落地域整備基本方針）

第四条　都道府県知事は、集落地域について、その整備又は保全に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　集落地域の位置及び区域に関する基本的事項

二　集落地域の整備又は保全の目標

三　集落地域における土地利用に関する基本的事項

四　集落地域における農用地及び農業用施設等の整備その他良好な営農条件の確保に関する基本的事項

五　集落地域における公共施設の整備及び良好な居住環境の整備に関する基本的事項
六　その他必要な事項

3　基本方針は、国土総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興開発計画、山村振興計画、過疎地域振興計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

4　都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、関係市町村の意見を聴かなければならない。

5　都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、当該基本方針に定める集落地域の位置及び区域に関する基本的事項その他の政令で定める事項について、農林水産大臣及び建設大臣の承認を受けなければならない。

6　農林水産大臣及び建設大臣は、前項の承認をしようとするときは、国土庁長官その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

7　都道府県知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣及び建設大臣に報告しなければならない。

8　第四項から前項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章　集落地区計画

（集落地区計画）

第五条　集落地域の土地の区域で、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るため、当該集落地域の特性にふさわしい整備及び保全を行うことが必要と認められるものについては、都市計画に集落地区計画を定めることができる。

2　集落地区計画は、基本方針に基づいて定めなければならない。

3　集落地区計画については、都市計画法第十二条の四第二項に定める事項のほか、当該集落地区計画の目標その他当該区域の整備及び保全に関する方針並びに主として当該区域内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設（次項及び第五項において「集落地区施設」という。）及び建築物その他の工作物（以下この章において「建築物等」という。）の整備並びに土地の利用に関する計画（以下この章において「集落地区整備計画」という。）を都市計画に定めるものとする。

4　集落地区整備計画においては、次に掲げる事項のうち、集落地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

一　集落地区施設の配置及び規模
二　建築物等の用途の制限、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物等の高さの最高限度その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの
三　前二号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの

5　集落地区計画を都市計画に定めるに当たっては、次に掲げるところに従わなければならない。

一　集落地区施設の配置及び規模は、当該集落地域の特性を考慮して、当該区域及びその周辺において定められている他の都市計画と併せて適切な配置及び規模の公共施設を備えた良好な居住環境を形成し、又は保持するよう、必要な位置に適切な規模で定めること。
二　建築物等に関する事項は、建築物等が当該集落地域の特性にふさわしい用途、形態等を備えた適正な土地の利用形態を示すように定めること。

6　集落地区計画を都市計画に定める際、当該集落地区計画の区域の全部又は一部について集落地区整備計画を定めることができない特別の事情があるときは、当該区域の全部又は一部について集落地区整備計画を定めることを要しない。この場合において、集落地区計画の区域の一部について集落地区整備計画を定めるときは、当該集落地区整備計画の区域をも都市計画に定めなければならない。

（行為の届出等）

第六条　集落地区計画の区域（集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、建設省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他建設省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
二　非常災害のため必要な応急措置として行う行為
三　国又は地方公共団体が行う行為
四　都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
五　都市計画法第二十九条の許可を要する行為
その他政令で定める行為

2　前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち設計又は施行方法その他の建設省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、建設省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3　市町村長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が集落地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し、設計の変更その他の必要な措置を執ることを勧告することができる。

4　市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地に関する権利の処分についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四章　集落農業振興地域整備計画等

（集落農業振興地域整備計画）

第七条　市町村は、農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。第三項において同じ。）を達成するとともに、集落地域について、居住環境と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地及び農業用施設等の整備を一体的に推進する必要があると認める場

合には、集落農業振興地域整備計画を定めることができる。

2　集落農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　集落農業振興地域整備計画の区域

二　前号の区域内における土地の農業上の効率的な利用に関する事項

三　第一号の区域内における農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第二号、第四号及び第六号に掲げる事項

3　集落農業振興地域整備計画は、基本方針及び農業振興地域整備計画に適合するとともに、農業振興地域の整備に関する法律第四条第三項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、前項第一号の区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該区域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。

4　農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項、第十条第二項、第十二条及び第十三条（第一項後段を除く。）の規定は、集落農業振興地域整備計画について準用する。この場合において、同法第十三条第一項前段中「農業振興地域整備基本方針」とあるのは、「集落地域整備法第四条第一項の基本方針若しくは農業振興地域整備計画」と読み替えるものとする。

（集落地域における農用地の保全等に関する協定）

第八条　集落農業振興地域整備計画の区域内にある相当規模の一団の農用地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（国及び地方公共団体を除く。第三項において「農用地所有者等」という。）は、当該農用地の良好な営農条件を確保するため、農用地の保全及び利用に関する協定（以下この章において「協定」という。）を締結し、当該協定が適当である旨の市町村長の認定を受けることができる。

2　協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　協定の対象となる農用地の区域（以下この章において「協定区域」という。）

二　農用地を保全し、効率的に利用するために必要な事項

三　協定に違反した場合の措置

四　協定の有効期間

五　その他必要な事項

3　協定については、協定区域内の農用地に係る農用地所有者等の全員の合意がなければならない。

4　協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。

5　協定の有効期間は、十年を超えてはならない。

（協定の認定等）

第九条　市町村長は、前条第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

一　申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。

二　協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。

三　協定の内容が集落農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。

2　市町村長は、前条第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、協定の認定（協定の変更の認定を含む。）及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

（農用地区域設定の特例）

第十条　第八条第一項の認定を受けた協定に係る協定区域内の一団の農用地の所有者は、市町村に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該農用地につき所有権以外の同項に規定する権利、先取特権又は抵当権を有する者の全員の同意を得て、当該農用地の区域を農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号の農用地区域（次項において「農用地区域」という。）として定めるべきことを要請することができる。

2　前項の要請に基づき、市町村が同項の要請に係る農用地の区域の全部又は一部を農用地区域として定める場合には、農業振興地域の整備に関する法律第十一条の規定は、適用しない。

（交換分合）

第十一条　市町村は、集落農業振興地域整備計画の区域内における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農業経営の動向等を考慮して、当該区域内の土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して当該区域内にある土地の農業上の効率的な利用の確保を図るとともに、第八条第一項の認定を受けた協定を維持し、又はその締結を促進するため、特に必要があると認められる場合には、当該協定区域（協定区域とすることが適切であり、かつ、その大部分について協定区域となることが確実と認められる農用地の区域を含む。第三項において同じ。）内にある農用地を含む集落農業振興地域整備計画の区域内にある一定の農用地に関し交換分合を行うことができる。

2　市町村は、前項の規定により交換分合を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、交換分合計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3　交換分合計画は、集落農業振興地域整備計画の区域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して協定区域内において一団の農用地の効率的な利用を確保するとともに、農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定めるものでなければならない。

第十二条　農業振興地域の整備に関する法律第十三条の三の規定並びに土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十九条（第一項を除く。）、第百一条第二項、第百二条から第百七条まで、第百八条第一項及び第二項、第百九条、第百十条、第百十二条、第百十三条、第百十四条第一項、第百十五条、第百十八条（第二項を除く。）並びに第百二十一条から第百二十三条までの規定は、前条第一項の規定による交換分合について準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章　雑則

（政令への委任）

第十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（経過措置）

第十四条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六章　罰則

第十五条　第十二条において準用する土地改良法第百九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十六条　第六条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（建築基準法の一部改正）

第二条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十五号を第二十八号とし、第二十四号の次に次の三号を加える。

二十五　集落地区計画　都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる集落地区計画をいう。

二十六　集落地区整備計画　集落地域整備法（昭和六十二年法律第　号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。

二十七　地区計画等　都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。

第六十八条の二第一項中「地区計画又は沿道整備計画」を「地区計画等」に改め、「（地区計画」の下に「又は集落地区計画」を、「地区整備計画」の下に「又は集落地区整備計画」を加え、「地区計画等の区域」という。」を「同じ。」に改め、同条第二項中「考慮し、」の下に「地区計画又は沿道整備計画の区域にあつては」を、「確保するため」の下に「、集落地区計画の区域にあつては当該集落地区計画の区域の特性にふさわしい良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るため、それぞれ」を加える。

第六十八条の三及び第六十八条の四第一項中「地区計画又は沿道整備計画」及び「これらの計画」を「地区計画等」に改める。

（農地法の一部改正）

第三条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「若しくは農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）」を「、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）若しくは集落地域整備法（昭和六十二年法律第　号）」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第四条　都市計画法の一部を次のように改正する。

第十二条の四第一項に次の一号を加える。

三　集落地域整備法（昭和六十二年法律第　号）第五条第一項の規定による集落地区計画

第十二条の四第七項中「沿道整備計画」の下に「及び集落地区計画」を加える。

第十三条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　集落地区計画は、営農条件と調和のとれた居住環境を整備するとともに、適正な土地利用が図られるように定めること。

第十三条第三項中「並びに沿道整備計画」を「、沿道整備計画並びに集落地区計画」に改める。

第十四条第二項中「及び沿道整備計画の区域」を「、沿道整備計画の区域及び集落地区計画の区域（集落地区計画の区域の一部について集落地区整備計画（集落地域整備法第五条第三項の規定による集落地区整備計画をいう。以下同じ。）が定められているときは、集落地区計画の区域及び集落地区整備計画の区域）」に改める。

第二十一条第一項中「第十三条第一項第九号」を「第十三条第一項第十号」に改める。

第三十三条第一項第五号中「地区計画（当該土地について地区整備計画が定められているものに限る。）又は沿道整備計画」を「地区計画等（地区計画又は集落地区計画又は集落地区整備計画又は沿道整備計画又は集落地区整備計画をいう。以下同じ。）が定められているものに限る。）」に、「当該地区計画又は沿道整備計画」を「当該地区計画等」に改める。

第三十四条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　集落地区計画の区域（集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、当該集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

第五条　農業振興地域の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条の五」を「第十三条の六」に改める。

第四章中第十三条の五の次に次の一条を加える。

（集落農業振興地域整備計画）

第十三条の六　第八条第一項の市町村は、同条に定める農業振興地域整備計画のほか、別に法律で定めるところにより集落農業振興地域整備計画を定めることができる。

（浄化槽法の一部改正）

第六条　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「第二条第二十五号本文」を「第二条第二十八号本文」に改める。

（建設省設置法の一部改正）

第七条　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「及び民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第　号）」を、「民間都市開発の推進に関する特別措

置法（昭和六十二年法律第　号）及び集落地域整備法（昭和六十二年法律第　号）」に改める。

〔高木正明君登壇、拍手〕

○高木正明君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、国有林野事業の経営改善を推進するため、一般会計から国有林野事業特別会計への繰り入れ等の措置を講じようとするものであります。

また、森林法改正案は、違憲無効判決のあった共有林分割請求の制限に関する規定を削除しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、質疑を行いましたが、その内容は会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終局しましたところ、国有林野事業改善特別措置法改正案について、日本社会党・護憲共同を代表して稲村理事より、また、日本共産党を代表して諫山委員より、それぞれ修正案が提出されました。

両修正案とも予算を伴うものでありましたので、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣の意見を聴取しましたところ、両修正案ともに反対である旨の発言がありました。

続いて、国有林野事業改善特別措置法改正案及び両修正案について討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して菅野委員より、原案に反対し、稲村理事提出の修正案に賛成する旨の、また、日本共産党を代表して下田委員より、原案に反対し、稲村理事提出の修正案に賛成し得る旨の発言がそれぞれありました。

討論終局の後、採決の結果、まず、諫山委員提出の修正案及び稲村理事提出の修正案はそれぞれ賛成少数をもって否決され、国有林野事業改善特別措置法改正案は、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

次いで、森林法改正案について討論に入りましたところ、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、集落地域整備法案は、集落地域について、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を計画的に推進しようとするものであります。

委員会における質疑の内容は会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑終局の後、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。（拍手）

○議長（藤田正明君）　これより採決をいたします。

まず、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、森林法の一部を改正する法律案及び集落地域整備法案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君）　総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長（藤田正明君）　内閣委員長外五委員長から報告書が提出されております**日程第三五より第五三までの請願及び本日、農林水産委員長から報告書が提出されました米の貿易自由化阻止並びに食糧管理法の堅持、水田農業確立のための施策拡充に関する請願外五件の請願**を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤田正明君）　御異議ないと認めます。

審査報告書（内閣委員会請願審査報告第一号）

一、採択すべきもの

㈠内閣に送付するを要するもの

第四九号　台湾人元日本兵等に対する補償措置の早期実現に関する請願

第三一〇号　旧軍人恩給欠格者に対する特別給付金支給法の早期立法に関する請願

第一一〇〇号　台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願

第二二三四号、第二二三六号、第二二三七号、第二二三八号、第二二三九号、第二二四〇号、第二二四一号、第二二四二九号、第二二五一四号、第二二七九五号、第二九二五号、第三一二〇号、第三一三六号、第五六四八号、第六一八三号、第六三六〇号、第七一三五号　引揚者在外財産の補償の法的措置に関する請願

第五八一三号、第五八一四号、第六一八五号、第六一八九号、第六二一八四号、第六二一八五号、第六三六一号、第六四四〇号、第六六三号、第六七七〇号、第六九八六号、第六九八七号、第七二一二号、第七五二三号　傷病恩給等の改善に関する請願

右のとおり審査決定した。よって報告する。

昭和六十二年五月二十五日

内閣委員長　岩本　政光

参議院議長　藤田　正明殿

審査報告書（地方行政委員会請願審査報告第一号）

一、採択すべきもの

㈠内閣に送付するを要するもの

第六三五一号、第六四四二号、第六四四三号、第六五〇三号、第六五二〇号、第六六一八号、第六六六四号、第六七二〇号、第六七五八号、第六八五八号、第六八六〇号、第六九四六号、第六九八八号、第六九八九号、第七〇九〇号、第七一一八号、第七一九四号、第七二一四号、第七二一五号、第七二七六号、第七二九二号、第七三二六号、第七三二七号、第七三三八号、第七四一〇号、第七四四〇号、第七四八六号、第七五二四号、第七五二六号、第七五二七号、第七五七

七号　重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願（別紙意見書案添付）

右のとおり審査決定した。よって報告する。

昭和六十二年五月二十五日

地方行政委員長　松浦　功

参議院議長　藤田　正明殿

意見書案

重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願（第六三五一号外三一件）

右の請願は、

一、地震、火災などの場合における避難体制を確立すること。

二、寒冷地に住む脊髄損傷者の住宅の屋根の除雪費を支給するか、さもなければその現物給付をすること。

との願意であるが、右のうち、二の部分を除き、一はおおむね妥当と認められる。

内閣においては、今後検討の上、その実現に努力されたい。

昭和　年　月　日

参議院議長　藤田　正明

内閣総理大臣　中曽根康弘殿

審査報告書（文教委員会）（請願審査報告第一号）

一、採択すべきもの

㈠内閣に送付するを要するもの

第三六九七号　文化政策の拡充に関する請願

第四九五四号　私学助成の充実に関する請願

右のとおり審査決定した。よって報告する。

昭和六十二年五月二十六日

文教委員長　仲川　幸男

参議院議長　藤田　正明殿

審査報告書（社会労働委員会）（請願審査報告第一号）

一、採択すべきもの

㈠内閣に送付するを要するもの

第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第一〇号、第一一号、第三二号、第三三号、第五〇号、第六六号、第七七号、第一〇二号、第一〇三号、第一一八号、第一五四号、第二〇七号、第二四三号、第三一二号、第三六七号、第三六八号、第四八六号、第一四二二号、第二三二号、第二七九六号、第六三五九号　保育所制度の充実に関する請願

第一二号　雇用対策に関する請願

第一五三号、第五五二号　保育制度の維持、充実に関する請願

第二二五号、第二三九号、第二四〇号、第二四一号、第二四二号、第二四四号、第二七六号、第二八二号、第二八三号、第三一三号、第三一四号、第三一五号、第三一六号、第三一七号、第三一八号、第三一九号、第三二〇号、第三六九号、第三七〇号、第三七一号、第三七二号、第四三〇号、第四八七号、第四八八号、第五五一号、第五九八号、第六四九号、第七二一号、第一〇二六号、第三五一六号、第三八一八号、第七三二四号　腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

第一四九四号、第二五一五号、第三七〇九号、第三八二六号、第五〇五一号、第五〇五二号、第五〇五三号、第五〇五四号、第五〇五五号、第五〇五六号、第五〇五七号、第五〇五八号、第五〇五九号、第五〇六〇号、第五〇六一号、第五〇六二号、第五〇六三号、第五〇六四号、第五〇六五号、第五〇六六号、第五〇六七号、第五〇六八号、第五〇六九号、第五〇七〇号、第五〇七一号、第五〇七二号、第五〇七三号、第五〇七四号、第五〇七五号、第五〇七六号、第五〇七七号、第五〇七八号、第五〇七九号、第五〇八〇号、第五〇八一号、第五〇八二号、第五〇八三号、第五〇八四号、第五〇八五号、第五〇八六号、第五〇八七号、第五〇八八号、第五〇八九号、第五〇九〇号、第五〇九一号、第五〇九二号、第五〇九三号、第五〇九四号、第五〇九五号、第五〇九六号、第五〇九七号、第五〇九八号、第五〇九九号、第五一〇〇号、第五一〇一号、第五一〇二号、第五一〇三号、第五一〇四号、第五一〇五号、第五一〇六号、第五一〇七号、第五一〇八号、第五一〇九号、第五一一〇号、第五一一一号、第五一一二号、第五一一三号、第五一一四号、第五一一五号、第五一一六号、第五一一七号、第五一一八号、第五一一九号、第五一二〇号、第七五二一号、第七五六五号、第七五八九号、第七六一三号、第七六一四号、第七六一六号、第七六一七号、第七六一八号、第七六一九号、第七六二〇号、第七六二一号、第七六二二号、第七六二三号、第七六二四号、第七六二五号、第七六二六号、第七六二七号、第七六二八号、第七六二九号、第七六三〇号、第七六三一号、第七六三二号、第七六三三号、第七六三四号、第七六三五号、第七六三六号、第七六三七号、第七六三八号、第七六三九号、第七六四〇号、第七六四一号、第七六四二号、第七六四三号、第七六四四号、第七六四五号、第七六四六号、第七六四七号、第七六四八号、第七六四九号、第七六五〇号、第七六五一号、第七六五二号、第七六五三号、第七六五四号、第七六五五号、第七六五六号、第七六五七号、第七六五八号、第七六五九号、第七六六〇号、第七六六一号、第七六六二号、第七六六三号、第七六六四号、第七六六五号、第七六六六号、第七六六七号、第七六六八号、第七六六九号、第七六七〇号、第七六七一号、第七六七二号、第七六七三号、第七六七四号、第七六七五号、第七六七六号、第七六七七号、第七六七八号、第七六七九号、第七六八〇号、第七六八一号、第七六八二号、第七六八三号、第七六八四号、第七六八五号、第七六八六号、第七六八七号、第七六八八号、第七六八九号、第七六九〇号、第七六九一号、第七六九二号、第七六九三号、第七六九四号、第七六九五号、第七六九六号、第七六九七号、第七六九八号、第七六九九号、第七七〇〇号、第七七〇一号、第七七〇二号、第七七〇三号、第七七〇四号、第七七〇五号、第七七〇六号、第七七〇七号、第七七〇八号、第七七〇九号、第七七一〇号、第七七一一号、第七七一二号、第七七一三号、第七七一四号、第七七一五号、第七七一六号、第七七一七号、第七七一八号、第七七一九号、第七七二〇号、第七七二一号、第七七二二号、第七七二三号、第七七二四号、第七七二五号、第七七二六号、第七七二七号、第七七二八号、第七七二九号、第七七三〇号、第七七三一号、第七七三二号、第七七三三号、第七七三四号、第七七三五号、第七七三六号、第七七三七号、第七七三八号、第七七三九号、第七七四〇号、第七七四一号、第七七四二号、第七七四三号、第七七四四号、第七七四五号、第七七四六号、第七七四七号、第七七四八号、第七七四九号、第七七五〇号、第七七五一号、第七七五二号、第七七五三号、第七七五四号、第七七五五号、第七七五六号、第七七五七号、第七七五八号、第七七五九号、第七七六〇号、第七七六一号、第七七六二号、第七七六三号、第七七六四号、第七七六五号、第七七六六号、第七七六七号、第七七六八号、第七七六九号、第七七七〇号、第七七七一号、第七七七二号、第七七七三号、第七七七四号、第七七七五号、第七七七六号、第七七七七号、第七七七八号、第七七七九号、第七七八〇号、第七七八一号、第七七八二号、第七七八三号、第七七八四号、第七七八五号、第七七八六号、第七七八七号、第七七八八号、第七七八九号、第七七九〇号、第七七九一号、第七七九二号、第七七九三号、第七七九四号、第七七九五号、第七七九六号、第七七九七号、第七七九八号、第七七九九号、第七八〇〇号、第七八〇一号、第七八〇二号、第七八〇三号、第七八〇四号、第七八〇五号、第七八〇六号、第七八〇七号、第七八〇八号、第七八〇九号、第七八一〇号、第七八一一号、第七八一二号、第七八一三号、第七八一四号、第七八一五号、第七八一六号、第七八一七号、第七八一八号、第七八一九号、第七八二〇号、第七八二一号、第七八二二号、第七八二三号、第七八二四号、第七八二五号、第七八二六号、第七八二七号、第七八二八号、第七八二九号、第七八三〇号、第七八三一号、第七八三二号、第七八三三号、第七八三四号、第七八三五号、第七八三六号、第七八三七号、第七八三八号、第七八三九号、第七八四〇号、第七八四一号、第七八四二号、第七八四三号、第七八四四号、第七八四五号、第七八四六号、第七八四七号、第七八四八号、第七八四九号、第七八五〇号、第七八五一号、第七八五二号、第七八五三号、第七八五四号、第七八五五号、第七八五六号、第七八五七号、第七八五八号、第七八五九号、第七八六〇号、第七八六一号、第七八六二号、第七八六三号、第七八六四号、第七八六五号、第七八六六号、第七八六七号、第七八六八号、第七八六九号、第七八七〇号、第七八七一号、第七八七二号、第七八七三号、第七八七四号、第七八七五号、第七八七六号、第七八七七号、第七八七八号、第七八七九号、第七八八〇号、第七八八一号、第七八八二号、第七八八三号、第七八八四号、第七八八五号、第七八八六号、第七八八七号、第七八八八号、第七八八九号、第七八九〇号、第七八九一号、第七八九二号、第七八九三号、第七八九四号、第七八九五号、第七八九六号、第七八九七号、第七八九八号、第七八九九号、第七九〇〇号、第七九〇一号、第七九〇二号、第七九〇三号、第七九〇四号、第七九〇五号、第七九〇六号、第七九〇七号、第七九〇八号、第七九〇九号、第七九一〇号、第七九一一号、第七九一二号、第七九一三号、第七九一四号、第七九一五号、第七九一六号、第七九一七号、第七九一八号、第七九一九号、第七九二〇号、第七九二一号、第七九二二号、第七九二三号、第七九二四号、第七九二五号、第七九二六号、第七九二七号、第七九二八号、第七九二九号、第七九三〇号、第七九三一号、第七九三二号、第七九三三号、第七九三四号、第七九三五号、第七九三六号、第七九三七号、第七九三八号、第七九三九号、第七九四〇号、第七九四一号、第七九四二号、第七九四三号、第七九四四号、第七九四五号、第七九四六号、第七九四七号、第七九四八号、第七九四九号、第七九五〇号、第七九五一号、第七九五二号、第七九五三号、第七九五四号、第七九五五号　重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

第四九五五号　雇用確保対策の強化に関する請願

第七四九六号、第七五〇四号、第七五〇八号、第七五〇九号、第七五一〇号、第七五一一号、第七五一二号、第七五二一号、第七五六五号、第七五七〇号、第七五七一号、第七五七二号、第七五七三号、第七五七四号、第七五七五号、第七五七六号　小規模障害者作業所等の助成に関する請願

右のとおり審査決定した。よって報告する。

昭和六十二年五月二十六日

社会労働委員長　佐々木　満

参議院議長　藤田　正明殿

審査報告書（法務委員会）（請願審査報告第一号）

一、採択すべきもの

㈠内閣に送付するを要するもの

第三六九八号、第三六九九号、第三八二四号、第三九四四号、第四〇三八号、第四〇四〇号、第四〇四一号、第四〇四二号、第四〇四三号、第四〇四四号、第四〇四五号、第四〇四六号、第四〇四七号、第四〇四八号、第四〇四九号、第四〇五〇号、第四〇五一号、第四〇五二号、第四〇五三号、第四〇五四号、第四一一六号、第四一一七号、第四一一八号、第四一一九号、第四一二〇号、第四一三一号、第四一三二号、第四一三三号、第四一三四号、第四一三五号、第四一三六号、第四一三七号、第四一三八号、第四一四〇号、第四一四一号、第四一四二号、第四一四三号、第四一四四号、第四一四五号、第四一四六号、第四一四七号、第四一四八号、第四一四九号、第四一五〇号、第四一五一号、第四一五二号、第四一五三号、第四一五四号、第四一五五号、第四一五六号　入国管理官署の大幅増員に関する請願

右のとおり審査決定した。よって報告する。

昭和六十二年五月二十六日

法務委員長　太田　淳夫

参議院議長　藤田　正明殿

審査報告書（通信委員会）（請願審査報告第一号）

一、採択すべきもの

㈠内閣に送付するを要するもの

第一三〇六号、第一四二一号、第一五三三号、第二二三一号、第二二三三号、第六二八〇号　違法有線音楽放送事業者に対する法的対策に関する請願

右のとおり審査決定した。よって報告する。

昭和六十二年五月二十六日

通信委員長　高杉　廸忠

参議院議長　藤田　正明殿

審査報告書（農林水産委員会）（請願審査報告第一号）

一、採択すべきもの

㈠内閣に送付するを要するもの

第三一一号　米の貿易自由化阻止並びに食糧管理法の堅持、水田農業確立のための施策拡充に関する請願

第二五一六号　国民食料の確保と農業政策の確立に関する請願

第三一二八号、第三一七八号、第三七一一号　国民の食料を守り、農業再建に関する請願

第三四四一号　国民の食糧を守り、農業の再建に関する請願

右のとおり審査決定した。よって報告する。

昭和六十二年五月二十七日

農林水産委員長　高木　正明

参議院議長　藤田　正明殿

○議長（藤田正明君）　これらの請願は、各委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤田正明君）　御異議ないと認めます。

○議長（藤田正明君）　この際、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についてお諮りいたします。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際開発協力基本法案（参第三号）

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書

一、昭和五十九年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

一、宇宙開発基本法案（参第二号）

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査会

一、外交・総合安全保障に関する調査

国民生活に関する調査会

一、国民生活に関する調査

産業・資源エネルギーに関する調査会

一、産業・資源エネルギーに関する調査

○議長（藤田正明君）　本件は各委員長及び各調査会長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤田正明君）　御異議ないと認めます。よって、本件は各委員長及び各調査会長要求のとおり決しました。

○議長（藤田正明君）　今期国会議事を終了するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年十二月二十九日に召集されました今常会も、本日の議事をもちましてここに百五十日間にわたる会期を終了する運びとなりました。

この間、議員各位におかれましては、大局的見地に立たれ、限られた期間に昭和六十二年度総予算を初め幾多の議案について極めて精力的に審議を尽くされ、また、国政調査の分野におきましても、長期的視野に立った有益な調査を積極的に進められました。ここに各位の御努力に対し、参議院の存在意義を高からしめたものと心からの敬意と謝意を表する次第でございます。

また、懸案の参議院改革につきましては、議員各位の御協力により逐次その成果を上げているところでありますが、今後とも本院が独自性を発揮し、もって両院制の使命を果たし得るよう引き続き改革を進めてまいりたいと存じますので、この上とも各位の積極的な御協力をお願いしてやみません。

内外の時局いよいよ多端の折から、各位におかれましては、御自愛の上、ますます御活躍くださいますようお祈りをいたして、ごあいさつといたします。（拍手）

これにて散会いたします。

午後三時十分散会

出席者は左のとおり。

議長　藤田　正明君
副議長　瀬谷　英行君

議員

片上　公人君　勝木　健司君　柳澤　錬造君　三治　重信君　長田　裕二君　井上　吉夫君　木宮　和彦君　久世　公堯君
平野　清君　刈田　貞子君　高平　公友君　林　寛子君　梶木　又三君　小島　静馬君　沓掛　哲男君　久保田真苗君
猪熊　重二君　及川　順郎君　三木　忠雄君　原田　立君　藤井　孝男君　海江田鷲造君　松浦　功君　福田　宏一君
橋本孝一郎君　木本平八郎君　高桑　栄松君　中西　珠子君　工藤万砂美君　志村　哲良君　仲川　幸男君　名尾　良孝君
青木　茂君　鶴岡　洋君　栗林　卓司君　下条進一郎君　野沢　太三君　永野　茂門君　高木　正明君　関口　恵造君
馬場　富君　矢原　秀男君　北　修二君　多田　省吾君　永田　良雄君　中曽根弘文君　川原新次郎君　小川　仁一君
小西　博行君　抜山　映子君　田代富士男君　高木健太郎君　高橋　清孝君　志村　哲良君　松尾　官平君　板垣　正君
藤野　賢二君　塩出　啓典君　伏見　康治君　藤井　恒男君　石井　道子君　永野　茂門君　岩本　政光君　大河原太一郎君
太田　淳夫君　中野　明君　田渕　哲也君　三池　信君　守住　有信君　田辺　哲夫君　大木　浩君　岡部　三郎君
広中和歌子君　井上　計君　田中　正巳君　徳永　正利君　寺内　弘子君　添田増太郎君　梶原　清君　安恒　良一君
林　健太郎君　出口　廣光君　青島　幸男君　西川　潔君　上杉　光弘君　石井　道子君　岡田　広君　大島　友治君
中野　鉄造君　峯山　昭範君　宮崎　秀樹君　本村　和喜君　青木　幹雄君　寺内　弘子君　林　迪君　久保　亘君
和田　教美君　飯田　忠雄君　下村　泰君　喜屋武眞榮君　倉田　寛之君　佐藤栄佐久君　岡田　広君　矢田部　理君
　　　　　　　　　　　　　　山田耕三郎君　松浦　孝治君　石井　一二君　大城　眞順君　梶原　清君
　　　　　　　　　　　　　　福田　幸弘君　前島英三郎君　宮澤　弘君　杉山　令肇君　及川　一夫君
　　　　　　　　　　　　　　水谷　力君　吉川　博君　向山　一人君　森山　眞弓君　下条進一郎君
　　　　　　　　　　　　　　矢野俊比古君　宮島　滉君　村上　正邦君　森田　重郎君　井上　裕君
　　　　　　　　　　　　　　吉川　芳男君　吉村　真事君　田代由紀男君　谷川　寛三君　岩上　二郎君
　　　　　　　　　　　　　　竹山　裕君　曽根田郁夫君　岩崎　純三君　山東　昭子君　中村　太郎君
　　　　　　　　　　　　　　杉元　恒雄君　岡野　裕君　坂野　重信君　斎藤栄三郎君　山内　一郎君
　　　　　　　　　　　　　　大浜　方栄君　井上　孝君　土屋　義彦君　西村　尚治君　原　文兵衛君
　　　　　　　　　　　　　　遠藤　政夫君　降矢　敬義君　西村　尚治君　原　文兵衛君　鈴木　省吾君
　　　　　　　　　　　　　　堀江　正夫君　増岡　康治君　原　文兵衛君　鈴木　省吾君　山崎　竜男君
　　　　　　　　　　　　　　真鍋　賢二君　最上　進君　鈴木　省吾君　山崎　竜男君　星　長治君
　　　　　　　　　　　　　　田沢　智治君　亀長　友義君　山崎　竜男君　星　長治君　柳川　覺治君
　　　　　　　　　　　　　　成相　善十君　金丸　三郎君　星　長治君　柳川　覺治君　野末　陳平君
　　　　　　　　　　　　　　後藤　正夫君　佐々木　満君　柳川　覺治君　野末　陳平君　下稲葉耕吉君
　　　　　　　　　　　　　　沢田　一精君　長谷川　信君　野末　陳平君　下稲葉耕吉君　田　英夫君
　　　　　　　　　　　　　　堀内　俊夫君　鳴崎　均君　下稲葉耕吉君　田　英夫君　小野　清子君
　　　　　　　　　　　　　　熊谷太三郎君　加藤　武徳君　田　英夫君　小野　清子君
　　　　　　　　　　　　　　植木　光教君　木村　睦男君　小野　清子君
　　　　　　　　　　　　　　石本　茂君　服部　安司君

昭和六十二年五月二十七日　参議院会議録第十四号（その一）　会期終了に際し議長のあいさつ

志苫　裕君　山中　郁子君
吉岡　吉典君　穐山　篤君
野田　哲君　粕谷　照美君
赤桐　操君　小山　一平君
立木　洋君　市川　正一君
対馬　孝且君　青木　薪次君
村沢　牧君　上野　雄文君
小野　明君　秋山　長造君
小笠原貞子君　上田耕一郎君

国務大臣

法務大臣
自治大臣臨時代理　遠藤　要君
外務大臣　倉成　正君
大蔵大臣　宮澤　喜一君
厚生大臣　斎藤　十朗君
農林水産大臣　加藤　六月君
通商産業大臣　田村　元君
郵政大臣　唐沢俊二郎君
建設大臣　天野　光晴君
国務大臣（国土庁長官）　綿貫　民輔君
国務大臣（環境庁長官）　稲村　利幸君

議長の報告事項

一昨二十五日山口県選出議員江島淳君が逝去された。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠
柳澤　錬造君　関　嘉彦君

法務委員

辞任　補欠
宮本　顕治君　諫山　博君
関　嘉彦君　柳澤　錬造君

大蔵委員

辞任　補欠
斎藤　十朗君（国会法第四十二条第二項但書の規定によるもの）　大城　眞順君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

農林水産委員

辞任　補欠
諫山　博君　宮本　顕治君

決算委員

辞任　補欠
青木　幹雄君　河本嘉久蔵君

議院運営委員

辞任　補欠
河本嘉久蔵君　青木　幹雄君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

辞任　補欠
原　文兵衛君　守住　有信君
森下　泰君　福田　幸弘君

同日次のとおり理事を選任した。

環境特別委員会

理事　高桑　栄松君（高桑栄松君の補欠）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

旅客鉄道株式会社が建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関する事業の日本鉄道建設公団への引継ぎに関する法律案（細田吉蔵君外四名提出）（衆第二〇号）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを科学技術特別委員会に付託した。

海洋開発基本法案（貝沼次郎君外二名提出）（衆第一六号）

海洋開発委員会設置法案（貝沼次郎君外二名提出）（衆第一七号）

同日議長は、予備審査のため次の議員提出案を衆議院に送付した。

国際開発協力基本法案（中西珠子君外二名発議）

戦時災害援護法案（浜本万三君外三名発議）

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律案

年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案

医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案（閣法第七三号）

農林漁業信用基金法案

治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案

民間都市開発の推進に関する特別措置法案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。

昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

昭和六十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

昭和六十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

昭和六十年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

昭和六十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

昭和六十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

昭和六十年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

同日委員長から次の報告書が提出された。

昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案（閣法第七三号）審査報告書

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案（閣法第七六号）審査報告書
郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第七〇号）審査報告書
公害防止事業団法の一部を改正する法律案（閣法第八三号）審査報告書
絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案（閣法第八四号）審査報告書
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案（閣法第八五号）審査報告書
簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案（閣法第五号）審査報告書
内閣委員会請願審査報告書（第一号）
地方行政委員会請願審査報告書（第一号）

同日本院は、公正取引委員会委員に佐藤徳太郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、公害等調整委員会委員長に勝見嘉美君、同委員に面家正起君及び山本宜正君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、土地鑑定委員会委員に新井清光君、幾代通君、枝村利一君、大神三千雄君、久保田誠三君、小林忠雄君及び中村友治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、中央更生保護審査会委員長に石原一彦君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律
多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律
年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律
医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律
郵便貯金法の一部を改正する法律
郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律
郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律
昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律
農林漁業信用基金法
沿山沿水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律
民間都市開発の推進に関する特別措置法

同日国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
昭和五十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書
昭和六十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
昭和六十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
昭和六十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
昭和六十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
昭和六十年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　吉川　春子君　　補欠　宮本　顕治君
　　関　嘉彦君　　柳澤　錬造君
地方行政委員
辞任　久世　公堯君　　補欠　大塚清次郎君
　　渡辺　四郎君　　安永　英雄君
　　抜山　映子君　　山田　勇君
法務委員
辞任　徳永　正利君　　補欠　石井　道子君
　　安永　英雄君　　一井　淳治君
　　諫山　博君　　吉川　春子君
　　柳澤　錬造君　　関　嘉彦君
外務委員
辞任　大鷹　淑子君　　補欠　曽根田郁夫君
　　三池　信君　　宮崎　秀樹君
大蔵委員
辞任　大城　眞順君　　補欠　高橋　清孝君
（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）
文教委員
辞任　佐藤　昭夫君　　補欠　上田耕一郎君
社会労働委員
辞任　曽根田郁夫君　　補欠　大鷹　淑子君
　　宮崎　秀樹君　　三池　信君
　　石井　道子君　　徳永　正利君
農林水産委員
辞任　大塚清次郎君　　補欠　久世　公堯君
　　宮本　顕治君　　諫山　博君
建設委員
辞任　一井　淳治君　　補欠　渡辺　四郎君
　　上田耕一郎君　　佐藤　昭夫君
　　山田　勇君　　抜山　映子君
議院運営委員
辞任　高橋　清孝君　　補欠　山本　富雄君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術特別委員
辞任　補欠　堀内　俊夫君

環境特別委員
辞任　補欠
福田　幸弘君　森下　泰君
守住　有信君　原　文兵衛君

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案
林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案
森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案
外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案
刑事確定訴訟記録法案

同日委員長から次の報告書が提出された。

建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第四九号）審査報告書
児童扶養手当法等の一部を改正する法律案（閣法第四五号）審査報告書
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四六号）審査報告書
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第四七号）審査報告書
臨床工学技士法案（閣法第九一号）審査報告書
義肢装具士法案（閣法第九二号）審査報告書
国土利用計画法の一部を改正する法律案（閣法第七七号）審査報告書
関西文化学術研究都市建設促進法案（衆第二一号）審査報告書
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第五一号）審査報告書
文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）審査報告書
商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）審査報告書
原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）審査報告書
原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）審査報告書
多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）審査報告書
関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百八十七年）の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）審査報告書
民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）審査報告書
国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案（閣法第三八号）審査報告書
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）審査報告書
国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）審査報告書
人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）審査報告書
電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第九三号）審査報告書
放送法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）審査報告書
電波法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）審査報告書
刑法等の一部を改正する法律案（閣法第八二号）審査報告書
国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）審査報告書
昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法第一号）審査報告書
森林法の一部を改正する法律案（閣法第一〇〇号）審査報告書
法務委員会請願審査報告書（第一号）
文教委員会請願審査報告書（第一号）
社会労働委員会請願審査報告書（第一号）
逓信委員会請願審査報告書（第一号）

同日議員から次の質問主意書が提出された。

沖縄県における不発弾処理等に関する質問主意書（喜屋武眞榮君提出）
売上税関連法案と沖縄県産砂糖に係る砂糖消費税の軽減措置の延長に関する質問主意書（喜屋武眞榮君提出）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員喜屋武眞榮君提出総理府が実施する世論調査に関する質問に対する答弁書

同日議員から次の懲罰動議が撤回された。

議員青島幸男君を懲罰に付するの動議（吉川芳男君外一名提出）

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律
林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律
森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律

刑事確定訴訟記録法

同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく昭和六十一年度観光の状況に関する年次報告及び昭和六十二年度において講じようとする観光政策についての文書を受領した。

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「昭和六十一年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「昭和六十二年度において実施すべき交通安全施策に関する計画」の報告を受領した。

本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　永野　茂門君　浦田　勝君
　　宮本　顕治君　吉川　春子君

地方行政委員

辞任　大塚清次郎君　久世　公堯君
　　安永　英雄君　渡辺　四郎君
　　山田　勇君　抜山　映子君

法務委員

辞任　石井　道子君
　　一井　淳治君
　　吉川　春子君

補欠　徳永　正利君
　　安永　英雄君
　　宮本　顕治君

外務委員

辞任　曽根田郁夫君
　　宮崎　秀樹君

補欠　大鷹　淑子君
　　三池　信君

大蔵委員

辞任　高橋　清孝君

補欠　斎藤　十朗君

文教委員

辞任　上田耕一郎君
　　勝木　健司君

補欠　佐藤　昭夫君
　　山田　勇君

社会労働委員

辞任　大鷹　淑子君
　　徳永　正利君
　　三池　信君

補欠　曽根田郁夫君
　　石井　道子君
　　宮崎　秀樹君

農林水産委員

辞任　久世　公堯君
　　浦田　勝君

補欠　大塚清次郎君
　　永野　茂門君

建設委員

辞任　志村　哲良君（国会法第四十二条第二項但書の規定によるもの）

補欠　鈴木　貞敏君（国会法第四十二条第二項の規定によるもの）
　　渡辺　四郎君
　　佐藤　昭夫君
　　抜山　映子君

議院運営委員

辞任　山本　富雄君　高橋　清孝君

補欠　一井　淳治君
　　上田耕一郎君
　　勝木　健司君

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）の締結について承認を求めるの件

原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めるの件

原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めるの件

多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百八十七年）の締結について承認を求めるの件

民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件

人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案

郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案

昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

公害防止事業団法の一部を改正する法律案

絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案
電気通信事業法の一部を改正する法律案
放送法及び電波法の一部を改正する法律案
電波法の一部を改正する法律案
建築基準法の一部を改正する法律案
国土利用計画法の一部を改正する法律案
建設業法の一部を改正する法律案
児童扶養手当法等の一部を改正する法律案
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
臨床工学技士法案
義肢装具士法案
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
刑法等の一部を改正する法律案
国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案
森林法の一部を改正する法律案
集落地域整備法案

本日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

関西文化学術研究都市建設促進法案

本日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。

外務委員会
一、国際開発協力基本法案（参第三号）

決算委員会
一、昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書
一、昭和五十九年度国有財産増減及び現在額総計算書
一、昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総計算書
一、昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）

議院運営委員会
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会
一、宇宙開発基本法案（参第二号）

本日委員長及び調査会長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。

内閣委員会
一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会
一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会
一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会
一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会
一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会
一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会
一、社会保障制度等に関する調査
一、労働問題に関する調査

農林水産委員会
一、農林水産政策に関する調査

商工委員会
一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会
一、運輸事情等に関する調査

逓信委員会
一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会
一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会
一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

科学技術特別委員会
一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会
一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会
一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会
一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査会
一、外交・総合安全保障に関する調査

国民生活に関する調査会
一、国民生活に関する調査

産業・資源エネルギーに関する調査会
一、産業・資源エネルギーに関する調査

本日委員長から次の報告書が提出された。

建設業法の一部を改正する法律案（閣法第五八号）審査報告書
集落地域整備法案（閣法第八九号）審査報告書
農林水産委員会請願審査報告書（第一号）

本日議員から次の質問主意書が提出された。

養殖業に関する質問主意書（鶴岡洋君提出）

本日次の質問主意書を内閣に転送した。

沖縄県における不発弾処理等に関する質問主意書（喜屋武眞榮君提出）
売上税関連法案と沖縄県産砂糖に係る砂糖消費税の軽減措置の延長に関する質問主意書（喜屋武眞榮君提出）

養殖業に関する質問主意書（鶴岡洋君提出）

本日議院において採択した「台湾人元日本兵等に対する補償措置の早期実現に関する請願」外二百六十二件の請願は、即日これを内閣に送付した。

本日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）の締結について承認を求めるの件

原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めるの件

原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めるの件

多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百八十七年）の締結について承認を求めるの件

民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件

人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法

昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律

郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律

昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律

公害防止事業団法の一部を改正する法律

絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律

簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律

電気通信事業法の一部を改正する法律

放送法及び電波法の一部を改正する法律

電波法の一部を改正する法律

建築基準法の一部を改正する法律

国土利用計画法の一部を改正する法律

関西文化学術研究都市建設促進法

建設業法の一部を改正する法律

児童扶養手当法等の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

臨床工学技士法

義肢装具士法

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律

刑法等の一部を改正する法律

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律

森林法の一部を改正する法律

集落地域整備法

本日本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

二、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際開発協力基本法案（参第三号）

二、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査

二、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

逓信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会
一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査
予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会
一、昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書
二、昭和五十九年度国有財産増減及び現在額総計算書
三、昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総計算書
四、昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）
五、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
議院運営委員会
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
科学技術特別委員会
一、宇宙開発基本法案（参第二号）
二、科学技術振興対策樹立に関する調査
環境特別委員会
一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査
災害対策特別委員会
一、災害対策樹立に関する調査
選挙制度に関する特別委員会
一、選挙制度に関する調査
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査
外交・総合安全保障に関する調査会
一、外交・総合安全保障に関する調査
国民生活に関する調査会
一、国民生活に関する調査
産業・資源エネルギーに関する調査会
一、産業・資源エネルギーに関する調査

本日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会
一、行政機構並びにその運営に関する件
二、恩給及び法制一般に関する件
三、公務員の制度及び給与に関する件
四、栄典に関する件
地方行政委員会
一、地方自治に関する件
二、地方財政に関する件
三、警察に関する件
四、消防に関する件
法務委員会
一、民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第八一号）
二、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第五二号）
三、外国人登録法の一部を改正する法律案（内閣提出第六二号）
四、裁判所の司法行政に関する件
五、法務行政及び検察行政に関する件
六、国内治安及び人権擁護に関する件
外務委員会
一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第二号）
二、国際緊急援助隊の派遣に関する法律案（内閣提出第六三号）
三、国際情勢に関する件
大蔵委員会
一、国の会計に関する件
二、税制に関する件
三、関税に関する件
四、金融に関する件
五、証券取引に関する件
六、外国為替に関する件
七、国有財産に関する件
八、専売事業に関する件
九、印刷事業に関する件
一〇、造幣事業に関する件
文教委員会
一、学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案（内閣提出第四〇号）
二、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（馬場昇君外一名提出、第百七回国会衆法第四号）
三、文教行政の基本施策に関する件
四、学校教育に関する件
五、社会教育に関する件
六、体育に関する件
七、学術研究及び宗教に関する件
八、国際文化交流に関する件
九、文化財保護に関する件
社会労働委員会
一、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案（内閣提出、第百七回国会閣法第一一号）
二、北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法の一部を改正する法律案（戸井田三郎君外四名提出、第百七回国会衆法第七号）
三、雇用対策法の一部を改正する法律案（村山富市君外六名提出、衆法第七号）
四、雇用保険法の一部を改正する法律案（池端清一君外六名提出、衆法第八号）
五、雇用保険法に基づく失業給付等についての臨時特例に関する法律案（中沢健次君外六名提出、衆法第九号）

六、短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案（永井孝信君外六名提出、衆法第一〇号）
七、厚生関係の基本施策に関する件
八、労働関係の基本施策に関する件
九、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
一〇、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会
一、食糧管理法の一部を改正する法律案（内閣提出第六〇号）
二、大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第六一号）
三、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案（宮崎茂一君外五名提出、第百七回国会衆法第六号）
四、本邦漁業者の漁業生活活動の確保に関する法律案（安井吉典君外十六名提出、衆法第一号）
五、農林水産業の振興に関する件
六、農林水産物に関する件
七、農林水産業団体に関する件
八、農林水産金融に関する件
九、農林漁業災害補償制度に関する件

商工委員会
一、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案（二見伸明君外四名提出、衆法第一八号）
二、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（二見伸明君外四名提出、衆法第一九号）
三、通商産業の基本施策に関する件
四、中小企業に関する件
五、資源エネルギーに関する件
六、特許及び工業技術に関する件
七、経済の計画及び総合調整に関する件
八、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
九、鉱業と一般公益との調整等に関する件

運輸委員会
一、日本航空株式会社法を廃止する等の法律案（内閣提出第五九号）
二、旅客鉄道株式会社が建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関する事業の日本鉄道建設公団への引継ぎに関する法律案（細田吉蔵君外四名提出、衆法第二〇号）
三、陸運に関する件
四、海運に関する件
五、航空に関する件
六、港湾に関する件
七、海上保安に関する件
八、観光に関する件
九、気象に関する件

通信委員会
一、通信行政に関する件
二、郵政事業に関する件
三、郵政監察に関する件
四、電気通信に関する件
五、電波監理及び放送に関する件

建設委員会
一、中水道の整備の促進に関する法律案（伏木和雄君外二名提出、第百七回国会衆法第五号）
二、建設行政の基本施策に関する件
三、都市計画に関する件
四、河川に関する件
五、道路に関する件
六、住宅に関する件
七、建築に関する件
八、国土行政の基本施策に関する件

科学技術委員会
一、海洋開発基本法案（貝沼次郎君外二名提出、衆法第一六号）
二、海洋開発委員会設置法案（貝沼次郎君外二名提出、衆法第一七号）
三、科学技術振興の基本施策に関する件
四、原子力の開発利用とその安全確保に関する件
五、宇宙開発に関する件
六、海洋開発に関する件
七、生命科学に関する件
八、新エネルギーの研究開発に関する件

環境委員会
一、公害健康被害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出第三六号）
二、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（福島譲二君外四名提出、衆法第一二号）
三、環境保全の基本施策に関する件
四、公害の防止に関する件
五、自然環境の保護及び整備に関する件
六、快適環境の創造に関する件
七、公害健康被害救済に関する件
八、公害紛争の処理に関する件

予算委員会
一、予算の実施状況に関する件

決算委員会
一、昭和六十年度一般会計歳入歳出決算
　昭和六十年度特別会計歳入歳出決算
　昭和六十年度国税収納金整理資金受払計算書
　昭和六十年度政府関係機関決算書
二、昭和六十年度国有財産増減及び現在額総計算書
三、昭和六十年度国有財産無償貸付状況総計算書
四、昭和六十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
　昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
　昭和六十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）
　（承諾を求めるの件）
五、昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）

六、歳入歳出の実況に関する件
七、国有財産の増減及び現況に関する件
八、政府関係機関の経理に関する件
九、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
一〇、国又は公社が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

議院運営委員会
一、国会法等改正に関する件
二、議長よりの諮問事項
三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

災害対策特別委員会
一、災害対策に関する件

公職選挙法改正に関する調査特別委員会
一、公職選挙法改正に関する件

石炭対策特別委員会
一、石炭対策に関する件

物価問題等に関する特別委員会
一、物価問題等に関する件

交通安全対策特別委員会
一、交通安全対策に関する件

沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関する件

安全保障特別委員会
一、国の安全保障に関する件

本日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出第三〇号）
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出第三一号）

地方行政委員会
地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第八五号）
留置施設法案（内閣提出第九八号）

法務委員会
刑事施設法案（内閣提出第九六号）
刑事施設法施行法案（内閣提出第九七号）

社会労働委員会
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第六五号）
職業安定法等の一部を改正する法律案（内閣提出第六六号）
労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出第五七号）
後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案（内閣提出第九〇号）
精神衛生法等の一部を改正する法律案（内閣提出第六四号）

運輸委員会
海上保安庁の留置施設に関する法律案（内閣提出第九九号）

総理府が実施する世論調査に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

昭和六十二年五月十九日

喜屋武眞榮

参議院議長　藤田　正明　殿

総理府が実施する世論調査に関する質問主意書

総理府が実施する世論調査について伺いたい。

一　総理府はどのような目的で世論調査を実施しているのか。

二　どのような問題について実施しているのか。

三　定期的調査と臨時的調査の別はあるのか。

四　全国的調査と特定地域の調査の別はあるのか。

五　総理府の世論調査は、いつから実施されているのか。

六　現在までに実施された世論調査の総計及び年度別回数を示されたい。

七　現在までの調査はすべて公表されているのか。公表されないものがあるとすれば、公表されたものとされないもの、それぞれの件数と割合を示されたい。

八　世論調査の実施主体たる総理府は、公表をするか否かの選択の自由を有するのか。然りとすれば、公表をするか否かの判断の基準は何か。

九　私は、総理府が実施した世論調査は、すべて必ず公表をすべきであると考える。なぜなら、同調査の目的は、政府が国の施策の参考資料を得るためであると同時に、国民が調査対象となった問題について、適切な判断をするための基礎資料を提供することにもあると考えるからである。そうであるならば、国の機関が国費を使って実施した世論調査の結果は、当然にすべて国民の前に明らかにされるべきものである。それが政府の都合によって公表されたり、されなかったりするとすれば、国民の側からすれば、政府にとって都合の悪いことは知らされないという結果となり、主権者たる国民の知る権利が侵害されたことになる。もし、そのようなことがあるとすれば、それは民主主義にとってゆゆしい問題である。政府の見解を承りたい。

十　次に、個別の件について伺いたい。

(1)　昭和六十年六月二十六日に提出された臨時教育審議会（岡本道雄会長）の第一次答申に対する国民の評価について、総理府が、同年七月三日と四日の両日にわたって、全国二千人の男女を対象に世論調査を実施したとされているが、それは事実か。

(2)　右の調査が事実とすれば、その調査の内容を示されたい。

(3)　その調査結果の公表は、いつ、どのような形で行つたのか。

(4)　同年七月十七日付の毎日新聞に掲載された同調査に関する報道の内容については、政府は、どのような見解をもつているのか伺いたい。

右質問する。

昭和六十二年五月二十六日

内閣総理大臣　中曽根康弘

参議院議長　藤田　正明殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出総理府が実施する世論調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出総理府が実施する世論調査に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

総理府では、国民意識の基本的な動向を継続的に把握するとともに、政府施策の参考資料を得ることを目的として世論調査を実施している。世論調査は、政府の主要施策、各省庁の要望等を勘案しながらその調査事項を調整・決定し、統計的手法に基づく層化二段無作為抽出法によつて調査対象者を選定し、調査員による面接聴取法により実施している。

総理府が行う世論調査には、「国民生活に関する世論調査」、「社会意識に関する世論調査」等のように定期的に実施しているものと、「自然保護に関する世論調査」、「長寿社会に関する世論調査」等のように適時実施しているものがある。また、世論調査は原則として全国二十歳以上の男女を対象とした調査であるが、なかには「沖縄県民の意識に関する世論調査」のように沖縄県民だけを調査対象としたものや「大都市圏の住宅・宅地に関する世論調査」のように大都市圏に居住する世帯主だけを調査対象としたものがある。

総理府では、昭和二十二年以来毎年世論調査を実施しているが、最近五年間の実施状況は次のとおりである。

昭和五十七年度	二十一件
昭和五十八年度	十九件
昭和五十九年度	二十一件
昭和六十年度	二十七件
昭和六十一年度	二十一件
計	百九件

七から十までについて

総理府が行う世論調査は、公表を原則としているが、なかには「政府広報に関する世論調査」等当初から内部資料を得ることを目的とした公表していない調査もあり、最近五年間に実施した世論調査のうち公表しなかつたものは六件（五・五％）である。なお、世論調査ではないが、世論調査の精度の向上や新規に行う世論調査のためのプリテスト等を目的とする調査を随時簡便な方法により実施している。

総理府では、昭和六十年七月に臨時教育審議会の第一次答申に対する周知度等に関する調査を行つたが、これはその後行う世論調査の準備を目的として簡便な方法により実施したものであつたので、公表はしていない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和六十二年五月二十七日

○第百八回国会　参議院会議録第十四号（その二）

［本号（その一）参照］

文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定 …… 九五五

文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定

日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、

千九百七十二年一月二十七日付けの両国外務大臣間の交換公文及び千九百七十三年十月十日付けの両国外務大臣間の交換公文が両国間の文化交流の発展を促進してきたことを考慮し、

文化、教育及び学術の分野における両国間の交流を更に拡大することが両国の国民の間の相互理解の増進及び両国間の関係の進展に寄与することを確信して、

次のとおり協定した。

第一条

両締約国政府は、文化、教育及び学術の分野における両国間の交流を発展させるものとし、相互主義の原則に基づきこの協定を適用する。

この協定に基づく交流に参加する一方の国の国民及び団体は、他方の国において、当該他方の国の国内法令を遵守しなければならない。

各締約国政府は、自国において、この協定に基づく交流に参加する他方の国の国民及び団体に対し、活動及び滞在のために必要な便宜を与える。

第二条

両締約国政府は、特に次の方法による文化の分野における交流を奨励する。

(a)　芸術家、文化機関の職員その他の文化の分野の活動に従事する者の交換

(b)　芸術家の団体の間又は文化機関の間における協力

(c)　展示会、演奏会及び舞台芸術の実施

(d)　講演、セミナー及び会議の実施

(e)　テレビジョン、ラジオ及び映画の分野における協力

(f)　文化の分野における出版物の交換

第三条

各締約国政府は、他方の国の文化、文学、歴史、社会制度及び生活様式についての理解の増進を目的として次のことを行う。

(a)　自国において、他方の国による展示会、演奏会及び舞台芸術の実施を奨励すること。この場合において、第十九条2の規定に従って作成される計画に含まれるものについては、これに関する他方の国の国民又は団体に対する支払の形態及び種類につき、両国間の文化交流の拡大のため、両国の関係当事者の間の協議の結果を考慮し、必要に応じ、第十九条1に規定する日ソ文化交流委員会で協議するものとする。

(b)　自国において、他方の締約国政府に対し、展示会、演奏会及び舞台芸術を政府レベルで実施する機会を与えるものとし、それらの実施の時期、回数、場所その他の条件につき他方の締約国政府と合意すること。

第四条

1　両締約国政府は、テレビジョン及びラジオの分野において、番組の交換及び共同制作、番組の素材の準備に必要な援助のそれぞれの国における提供、テレビジョン及びラジオの分野の活動に従事する者の交換その他の方法による交流を奨励する。

2　各締約国政府は、自国の法令及び慣行に従って、他方の国の代表者が、当該他方の国の文化、文学、歴史、社会制度及び生活様式を理解させることを目的として自国のテレビジョン又はラジオに出演する機会を与える。

第五条

1　両締約国政府は、映画の分野において、映画フィルムの営利的又は非営利的目的のための交換、映画フィルムの共同制作、映画の分野の活動に従事する者の交換その他の方法による交流を奨励する。

2　各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、自国において毎年映画祭を政府レベルで実施する機会を与える。

第六条

両締約国政府は、特に次の方法による教育及び学術の分野における交流を奨励する。

(a)　研究、講演又は修学のための教授その他の高等教育機関の教員及び高等教育機関の学生の交換

(b)　研究、講演又は視察のための学者及び研究員の交換

(c)　高等教育機関の間又は研究機関の間における協力

(d)　講演、セミナー及び会議の実施

(e)　高等教育機関用の出版物、学術的内容の出版物及び視聴覚資材の交換

第七条

1　両締約国政府は、相互に関心を有する教育及び学術の分野における研究、講演又は修学を目的とする教授その他の高等教育機関の教員又は高等教育機関の学生の交換を行う。

2　両締約国政府は、相互に関心を有する教育及び学術の分野における研究、講演又は視察を目的とする学者及び研究員の交換を行う。

第八条

両締約国政府は、それぞれの国において、他方の国の国民に対し、研究又は修学のための奨学金その他の便宜を与えることを奨励する。

第九条

両締約国政府は、それぞれの国において、高等教育機関及び研究機関における他方の国の言語、文学、芸術、歴史、経済、社会制度その他の側面についての教育及び研究を奨励する。

第十条

両締約国政府は、両国の学位及び教育に関する資格証書の同等性についての相互評価に資するような情報の交換について協力する。

第十一条

1　各締約国政府は、それぞれの国において定められた手続に従い、他方の国の国民に対し、研究、修学その他のこの協定に合致した目的のために図書館、博物館、美術館、公文書館その他の文化的性質を有する施設を利用する機会を与える。

2　両締約国政府は、1に規定する施設の間における交流を奨励する。

第十二条

両締約国政府は、著作権の分野における両国の団体の間の協力を奨励し、それぞれの国において、他方の国の文学的、音楽的、美術的又は学術的内容の著作物の翻訳、複製及び出版を奨励する。

第十三条

1　両締約国政府は、両締約国政府の間で合意される手続に従って、それぞれの国の公の刊行物を交換する。

2　両締約国政府は、両締約国政府の間で合意される手続に従って、それぞれの国の政府の機関が発行する広報資料を他方の国において配布することができる。

第十四条

両締約国政府は、両国の報道関係者の団体の間又は報道機関の間における交流を奨励するとともに、それぞれの国において、他方の国の報道関係者に対し、職務上の接触を含む任務の遂行について便宜を与える。

第十五条

両締約国政府は、両国の青少年及び青少年団体の間並びにスポーツマン及びスポーツ団体の間の協力及び交流を奨励する。

第十六条

両締約国政府は、両国の国民の間の相互理解を増進するため、両国間における観光旅行を奨励する。

第十七条

両締約国政府は、この協定の目的に従って行われる両国の各種団体及び機関の間の文化、教育及び学術の分野における交流を奨励する。

第十八条

この協定のいかなる規定も、いずれか一方の国の査証の付与並びに外国人の入国、在留及び出国に関する法令に影響を与えるものとみなされてはならない。

第十九条

1　両締約国政府は、日ソ文化交流委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、少なくとも二年に一回日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦において交互に会合する。各締約国政府は、委員会の会合のためにそれぞれの委員を任命する。

2　委員会は、その任務として、この協定の実施状況の検討、この協定の実施に関する二年間の計画の相互主義の原則に基づく作成並びに文化、教育及び学術の分野における両国間の交流に関する問題についての意見交換を行う。

3　2に規定する計画は、各締約国政府がそれぞれの国の法令に従つて実施を確保するものとし、各締約国政府がそれぞれの国の法令により定められた手続に従つて当該計画を承認したことを通知する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

4　2の規定は、委員会により作成される二年間の計画に含まれない両国間の文化、教育及び学術の分野における交流を妨げるものではない。両締約国政府は、可能な範囲内で、そのような交流について相互に通報する。

第二十条

両締約国政府は、この協定の規定の実施に関する細目及び手続につき合意することができる。

第二十一条

この協定は、批准されなければならない。この協定は、東京で行われる批准書の交換の日に効力を生ずる。

第二十二条

この協定は、六年間効力を有するものとし、その後においても、いずれか一方の締約国政府がこの協定を終了させる意思を他方の締約国政府に対し文書により通告した日から一年の期間が満了するまで引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百八十六年五月三十一日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
安倍晋太郎

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために
E・シェヴァルナッゼ

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約

前文

関税協力理事会の主催の下に作成されたこの条約の締約国は、

国際貿易を容易にすることを希望し、

統計、特に国際貿易に関する統計の収集、比較及び分析を容易にすることを希望し、

国際貿易の過程において物品が一の分類システムから他の分類システムへ移動する場合に当該物品の再記述及び再分類に要する費用を軽減すること並びに貿易に係る文書の標準化及びデータの伝達を容易にすることを希望し、

技術及び国際貿易の態様の変化により、千九百五十年十二月十五日にブラッセルで作成された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の広範な修正が必要とされていることを考慮し、

また、政府及び貿易関係者が関税及び統計の目的のために必要とする詳細の程度が、同条約に附属する品目表の詳細の程度をはるかに超えていることを考慮し、

正確かつ比較可能なデータが国際貿易交渉のために重要であることを考慮し、

統一システムが種々の運送方法における運賃表及び運送統計のために使用されることを意図するものであることを考慮し、

統一システムが商品の名称及び分類に関する商業用のシステムにできる限り導入されることを意図するものであることを考慮し、

統一システムが輸出入貿易統計と生産統計との間のできる限り緊密な相互の関係を促進することを意図するものであることを考慮し、

統一システムと国際連合の標準国際貿易分類（SITC）との間の緊密な相互の関係を維持すべきであることを考慮し、

種々の国際貿易関係者の使用に適する関税及び統計に関する統合された品目表により前記の要請を満たすことが望ましいことを考慮し、

統一システムを技術又は国際貿易の態様の変化に照らして最新のものにすることを確保することが重要であることを考慮し、

関税協力理事会によつて設置された統一システム委員会がこの分野において成し遂げた作業を考慮に入れ、

前記の条約がこれらの目的の一部を達成するための効果的な文書であるが、この問題について望ましい成果を得るための最善の方法が新たな国際条約を締結することであることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この条約の適用上、

(a)　「商品の名称及び分類についての統一システム」（以下「統一システム」という。）とは、附属書に定める項及び号の規定並びにこれらの番号、部、類及び号の注並びに統一システムの解釈に関する通則から成る品目表をいう。

(b)　「関税率表における品目表」とは、締約国が輸入物品に関税を課するため自国の法令により定める品目表をいう。

(c)　「統計品目表」とは、締約国が輸出入貿易統計のためのデータの収集のために作成した品目表をいう。

(d)　「関税及び統計に関する統合された品目表」とは、関税率表における品目表及び統計品目表を統合した品目表で、輸入の際の物品の申告のため締約国により法的に必要とされるものをいう。

(e)　「理事会を設立する条約」とは、千九百五十年十二月十五日にブラッセルで作成された関税協力理事会を設立する条約をいう。

(f)　「理事会」とは、(e)にいう関税協力理事会をいう。

(g)　「事務総局長」とは、理事会の事務総局長をいう。

(h)　「批准」とは、批准、受諾又は承認をいう。

第二条　附属書

この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、条約というときは、附属書を含む。

第三条　締約国の義務

1　次条に規定する例外的な場合を除くほか、(a)　締約国は、(c)に規定する場合を除くほか、この条約が自国について効力を生ずる日から自国の関税率表における品目表及び統計品目表を統一システムに適合させることを約束する。締約国は、自国の関税率表における品目表及び統計品目表に関し次のことを約束する。

(i)　統一システムのすべての項及び号を追加又は変更をすることなく使用し並びにこれらの番号を使用すること。

(ii)　統一システムの解釈に関する通則並びにすべての部、類及び号の注を適用すること並びに統一システムの部、類、項又は号の適用範囲を変更しないこと。

(iii)　統一システムの数字上の配列に従うこと。

(b)　締約国は、また、自国の輸出入貿易統計を、その公表が商業上の秘密、国家の安全保障等の例外的理由により妨げられている場合を除くほか、統一システムの六桁番号に従い又は自己の発意に基づきその水準を超えて、公に入手可能なものにする。

(c)　この条のいかなる規定も、締約国が関税及び統計に関する統合された品目表において(a)の(i)から(iii)までの義務を履行する場合には、当該締約国が自国の関税率表における品目表において統一システムの号を使用することを要求するものではない。

2　1(a)の約束の履行に当たり、締約国は、統一システムについて自国の国内法令において実施するために必要な形式上の調整を行うことができる。

3　この条のいかなる規定も、締約国が自国の関税率表における品目表又は統計品目表において物品の分類のための細分を統一システムの水準を超えて設定することを妨げるものではない。ただし、附属書に定める六桁番号を超えて当該細分を設定する場合に限る。

第四条　開発途上締約国による部分的適用

1　開発途上締約国は、自国の国際貿易の態様又は行政能力を考慮して、統一システムの号の一部又は全部の適用を必要な期間遅らせることができる。

2　この条の規定に基づき統一システムの部分的適用を選択する開発途上締約国は、この条約が自国について効力を生ずる日から五年以内に又は1の規定を考慮して自国が必要と認める期間内に完全な六桁統一システムを適用するため最善の努力を払うことを約束する。

3　この条の規定に基づき統一システムの部分的適用を選択する開発途上締約国は、いずれかの上位の号に属する下位の号をすべて適用し若しくは全く適用せず、又はいずれかの項に属する上位の号をすべて適用し若しくは全く適用しない。このような部分的適用の場合において、適用しない統一システムの番号の六桁目の数字又は五桁目及び六桁目の数字は、それぞれ「〇」又は「〇〇」によって置き換える。

4　この条の規定に基づき統一システムの部分的適用を選択する開発途上国は、事務総局長に対し、この条約が自国について効力を生ずる日において適用しない号を締約国となるに際して通告し、その後においてこれらの号のうち適用することとした号を通告する。

5　この条の規定に基づき統一システムの部分的適用を選択する開発途上国は、締約国となるに際し、事務総局長に対し、この条約が自国について効力を生ずる日から三年以内に完全な六桁又は自己の発意に基づきその水準を超えて、統一システムを適用することを正式に約束する旨を通告することができる。

6　この条の規定に基づき統一システムを部分的に適用する開発途上締約国は、適用しない号につき前条の義務を免除される。

第五条　開発途上国に対する技術的援助

先進締約国は、開発途上国が要請する場合には、相互に合意する条件で、技術的援助、特に、要員の訓練、現行の品目表の統一システムへの移行及びこのように移行した品目表の体系を統一システムの改正に適合させて最新のものにすることに関する助言又はこの条約の適用に関する助言についての技術的援助を提供する。

第六条　統一システム委員会

1　この条約に基づき統一システム委員会という名称の委員会を設置するものとし、同委員会は、締約国の代表者で構成する。

2　統一システム委員会は、通常毎年少なくとも二回会合する。

3　統一システム委員会の会合は、事務総局長が招集するものとし、締約国が別段の決定を行わない限り、理事会の本部で開催する。

4　各締約国は、統一システム委員会において、一の投票権を有する。ただし、関税同盟又は経済同盟及びその一又は二以上の構成国が締約国となる場合には、当該締約国は、この条約の適用上、及び将来のいかなる条約も害することなく、全体として一票のみを行使する。同様に、第十一条(b)の規定に基づき締約国となる資格を有する関税同盟又は経済同盟のすべての構成国が締約国となる場合には、当該構成国は、全体として一票のみを行使する。

5　統一システム委員会は、議長及び一人又は二人以上の副議長を選出する。

6　統一システム委員会は、その構成員に属する票の三分の二以上の多数による議決でその手続規則を定める。手続規則は、理事会により承認されなければならない。

7　統一システム委員会は、適当と認める政府間機関その他の国際機関に対し、オブザーバーとして作業に参加するよう招請する。

8　統一システム委員会は、必要に応じ、特に次条1(a)の規定を考慮して、小委員会又は作業部会を設置するものとし、当該小委員会又は作業部会の構成員、投票権及び手続規則を決定する。

第七条　統一システム委員会の任務

1　統一システム委員会は、次条の規定を考慮して、次の任務を遂行する。

(a)　特に、利用者の要請及び技術又は国際貿易の態様の変化を考慮し、望ましいと認めるこの条約の改正を提案すること。

(b)　統一システムの解釈のため、解説書、分類に関する意見書その他の助言を起案すること。

(c)　統一システムの統一的な解釈及び適用を確保するため勧告を起案すること。

(d)　統一システムの適用に関する情報を取りまとめ、配布すること。

(e)　自己の発意により又は要請に応じ、締約国、理事会の構成員及び委員会が適当と認める政府間機関その他の国際機関に対し、統一システムにおける物品の分類に関するすべての事項について情報を提供し又は指導を行うこと。

(f)　理事会の会合に対し、統一システム委員会の活動（改正の提案及び解説書、分類に関する意見書その他の助言の提案を含む。）に関する報告書を提出すること。

(g)　統一システムに関し、理事会又は締約国が必要と認めるその他の権限及び任務を行使し又は遂行すること。

2　統一システム委員会の管理上の決定であつて財政に係るものは、理事会により承認されなければならない。

第八条　理事会の役割

1　理事会は、統一システム委員会が起案したこの条約の改正案を検討するものとし、締約国で

あつて理事会の構成員であるものが当該改正案又はその一部を再検討のため統一システム委員会に付託することを要請しない限り、第十六条に規定する手続に従い締約国に対し当該改正案を勧告する。

2　前条1の規定により統一システム委員会の会期中に起案された解説書、分類に関する意見書その他の統一システムの解釈に関する助言並びに統一システムの統一的な解釈及び適用を確保するための勧告は、締約国が、理事会への付託を要請する旨を当該会期の終了する日の属する月の翌々月の末日までに事務総局長に通告しない限り、理事会により承認されたものとみなす。

3　2の規定により解説書、分類に関する意見書その他の助言又は勧告が理事会に付託される場合には、締約国であつて理事会の構成員であるものがこれらの事項の全部又は一部を再検討のため統一システム委員会に付託することを要請しない限り、理事会は、これらの事項を承認する。

第九条　関税率

締約国は、この条約により関税率に関するいかなる義務も負うものではない。

第十条　紛争の解決

1　この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争は、できる限り当該締約国間の交渉によつて解決する。

2　交渉によつて解決されない紛争は、紛争当事国が統一システム委員会に付託するものとし、同委員会は、当該紛争について検討し、その解決のための勧告を行う。

3　統一システム委員会が紛争を解決することができない場合には、同委員会は、これを理事会に付託するものとし、理事会は、理事会を設立する条約第三条(e)の規定に基づき勧告を行う。

4　紛争当事国は、あらかじめ、統一システム委員会又は理事会の勧告を拘束力を有するものとして受諾することを合意することができる。

第十一条　締約国となる資格

次の国及び関税同盟又は経済同盟は、この条約の締約国となる資格を有する。

(a)　理事会の構成国

(b)　この条約によつて規律される事項の一部又は全部に関し条約を締結する権限を移譲された関税同盟又は経済同盟

(c)　理事会の指示により事務総局長が締約国となることを招請したその他の国

第十二条　締約国となるための手続

1　締約国となる資格を有するいずれの国又は関税同盟若しくは経済同盟も、次のいずれかの方法によりこの条約の締約国となることができる。

(a)　批准を条件とすることなく署名すること。

(b)　批准を条件として署名した後に批准書を寄託すること。

(c)　署名のための開放の期間が終了した後に加入すること。

2　この条約は、ブラッセルにある理事会の本部において、千九百八十六年十二月三十一日までは前条に規定する国及び関税同盟又は経済同盟による署名のため、その後は加入のため、開放しておく。

3　批准書又は加入書は、事務総局長に寄託する。

第十三条　効力発生

1　この条約は、第十一条に規定する国及び関税同盟又は経済同盟のうち少なくとも十七の国又は関税同盟若しくは経済同盟が批准を条件とすることなく署名し又は批准書若しくは加入書を寄託した後十二箇月を超え二十四箇月以内に属する一月一日（千九百八十七年一月一日前の日を除く。）に効力を生ずる。

2　この条約は、1に定める十七の数に到達した後に、批准を条件とすることなく署名し又は批准し若しくは加入する国又は関税同盟若しくは経済同盟については、一層早い日を明示する場合を除くほか、当該国又は関税同盟若しくは経済同盟が批准を条件とすることなく署名し又は批准書若しくは加入書を寄託した後十二箇月を超え二十四箇月以内に属する一月一日に効力を生ずる。ただし、この2の規定による効力発生の日は、1に定める効力発生の日よりも前であつてはならない。

第十四条　非独立地域における適用

1　いずれの国も、締約国となる際に又はその後いつでも、事務総局長にあてた通告により、自国が国際関係について責任を有し、かつ、当該通告に明記する領域の全部又は一部についてこの条約を適用することを宣言することができる。通告は、一層早い日が当該通告に明記されている場合を除くほか、事務総局長が当該通告を受領した日の後十二箇月を超え二十四箇月以内に属する一月一日に効力を生ずる。ただし、この条約は、これが当該国について効力を生ずる前には、当該領域について適用しない。

2　この条約は、締約国が1に規定する領域の国際関係について責任を有しなくなつた日又は次条に規定する手続により事務総局長に通告した一層早い日に、当該領域についてその効力を失う。

第十五条　廃棄

この条約の有効期間は、無期限とする。ただし、いずれの締約国も、この条約を廃棄することができる。廃棄は、一層遅い日が廃棄書に明記されている場合を除くほか、事務総局長が当該廃棄書を受領した後一年で効力を生ずる。

第十六条　改正手続

1　理事会は、締約国に対し、この条約の改正を勧告することができる。

2　いずれの締約国も、事務総局長に対し、勧告された改正に対する異議を通告することができるものとし、その後、3に定める期間内に当該異議を撤回することができる。

3　勧告された改正は、事務総局長によるその通告の日の後六箇月で受諾されたものとみなす。ただし、この期間の終了の時に異議がない場合に限る。

4　受諾された改正は、すべての締約国について、次のいずれかの日に効力を生ずる。

(a)　勧告された改正が四月一日前に通告される場合には、その通告の日の二年後の日が属する年の一月一日

(b)　勧告された改正が四月一日以後に通告される場合には、その通告の日の三年後の日が属する年の一月一日

5　締約国の統計品目表及び関税率表における品目表又は第三条1(c)に規定する場合にはその関税及び統計に関する統合された品目表は、4に定める日に、改正された統一システムに適合させる。

6　この条約に批准を条件とすることなく署名し又はこれを批准し若しくはこれに加入する国又は関税同盟若しくは経済同盟は、当該国又は関税同盟若しくは経済同盟が締約国となる日に効力を生じ又は3の規定により受諾されているすべての改正を受諾したものとみなす。

第十七条　統一システムに関する締約国の権利

統一システムに影響を及ぼす事項に関し、第六条4、第八条及び前条2の規定は、締約国に次の権利を与える。

(a)　締約国がこの条約の規定により適用する統一システムのすべての部分についての権利

(b)　第十三条の規定によりこの条約が締約国についてに効力を生ずる日までは、当該締約国がこの条約の規定によりその日から適用する義務を負うこととなる統一システムのすべての部分についての権利

(c)　締約国が第四条5に定める三年の期間内に完全な六桁統一システムを適用することを正式に約束する場合には、当該期間の終了の日まで統一システムのすべての部分についての権利

第十八条　留保

この条約に対するいかなる留保も、認められない。

第十九条　事務総局長による通告

事務総局長は、締約国、他の署名国、この条約の締約国でない理事会の構成国及び国際連合事務総長に対し、次の事項を通告する。

(a)　第四条の規定による署名、批准及び加入

(b)　第十二条の規定による通告

(c)　第十三条の規定によるこの条約の効力発生の日

(d)　第十四条の規定による通告

(e)　第十五条の規定による廃棄

(f)　第十六条の規定により勧告されたこの条約の改正

(g)　第十六条の規定により勧告された改正に対する異議及び該当する場合にはその撤回

(h)　第十六条の規定により受諾された改正及びその効力発生の日

第二十条　国際連合への登録

この条約は、理事会の事務総局長の要請により、国際連合憲章第百二条の規定に従つて、国際連合事務局に登録する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十三年六月十四日にブラッセルで、ひとしく正文である英語及びフランス語により原本一通を作成した。原本は、理事会の事務総局長に寄託するものとし、同事務総局長は、第十一条に規定するすべての国及び関税同盟又は経済同盟に対し、その認証謄本を送付する。

附属書

目次

統一システムの解釈に関する通則

第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品

第一類　動物（生きているものに限る。）

第二類　肉及び食用のくず肉

第三類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

第四類　酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

第二部　植物性生産品

第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

第七類　食用の野菜、根及び塊茎

第八類　食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料

第一〇類　穀物

第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

第一二類　採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

第一三類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

第一四類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品

第一六類　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

第一七類　糖類及び砂糖菓子

第一八類　ココア及びその調製品

第一九類　穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

第二〇類　野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

第二一類　各種の調製食料品

第二二類　飲料、アルコール及び食酢

第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

第二四類　たばこ及び製造たばこ代用品

第五部　鉱物性生産品

第二五類　塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

第二六類　鉱石、スラグ及び灰

第二七類　鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

第六部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

第二八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

第二九類　有機化学品

第三〇類　医療用品

第三一類　肥料

第三二類　なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

第三三類　精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

第三四類　せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品

第三五類　たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素

第三六類　火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

第三七類　写真用又は映画用の材料

第三八類　各種の化学工業生産品

第七部　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品

第三九類　プラスチック及びその製品

第四〇類　ゴム及びその製品

第八部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

第四一類　原皮（毛皮を除く。）及び革

第四二類　革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

第四三類　毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第四四類　木材及びその製品並びに木炭
第四五類　コルク及びその製品
第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第一〇部　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品
第四七類　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
第四八類　紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品
第四九類　印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案
第一一部　紡織用繊維及びその製品
第五〇類　絹及び絹織物
第五一類　羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
第五二類　綿及び綿織物
第五三類　その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
第五四類　人造繊維の長繊維及びその織物
第五五類　人造繊維の短繊維及びその織物
第五六類　ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品
第五七類　じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
第五八類　特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びしゆう布
第五九類　染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品
第六〇類　メリヤス編物及びクロセ編物
第六一類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
第六二類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）
第六三類　紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ
第一二部　履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品
第六四類　履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品
第六五類　帽子及びその部分品
第六六類　傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品
第六七類　調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品
第一三部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品
第六八類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品
第六九類　陶磁製品
第七〇類　ガラス及びその製品
第一四部　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第七一類　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第一五部　卑金属及びその製品
第七二類　鉄鋼
第七三類　鉄鋼製品
第七四類　銅及びその製品
第七五類　ニッケル及びその製品
第七六類　アルミニウム及びその製品
第七七類　（この類の使用は、統一システムにおいて将来使用する可能性に備えて保留する。）
第七八類　鉛及びその製品
第七九類　亜鉛及びその製品
第八〇類　すず及びその製品
第八一類　その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品
第八二類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品
第八三類　各種の卑金属製品
第一六部　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第八四類　原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
第八五類　電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第一七部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品
第八六類　鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）
第八七類　鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
第八八類　航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品
第八九類　船舶及び浮き構造物
第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品
第九〇類　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

第九一類　時計及びその部分品
第九二類　楽器並びにその部分品及び附属品
第一九部　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
第九三類　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
第二〇部　雑品
第九四類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物
第九五類　がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品
第九六類　雑品
第二一部　美術品、収集品及びこっとう
第九七類　美術品、収集品及びこっとう
第九八類　（この類は、締約国による独自の使用のため保留する。）
第九九類　（この類は、締約国による独自の使用のため保留する。）

統一システムの解釈に関する通則

この品目表における物品の所属は、次の原則により決定する。

1　部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この品目表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。

2　(a)　各項に記載するいずれかの物品には、未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また、完成した物品（この2の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。）で、提示の際に組み立てていないもの及び分解してあるものを含む。

(b)　各項に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品も含む。二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、3の原則に従って決定する。

3　2(b)の規定の適用により又は他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a)　最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは結合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。

(b)　混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であって、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。

(c)　(a)及び(b)の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

4　前記の原則によりその所属を決定することができない物品は、当該物品に最も類似する物品が属する項に属する。

5　前記の原則のほか、次の物品については、次の原則を適用する。

(a)　写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させたものであって、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものは、当該物品に含まれる。ただし、この(a)の原則は、重要な特性を全体に与えている容器については、適用しない。

(b)　(a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。ただし、この(b)の規定は、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、適用しない。

6　この品目表の適用に当たっては、項のうちのいずれの号に物品が属するかは、号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、かつ、前記の原則を準用して決定するものとし、この場合において、同一の水準にある号のみを比較することができる。この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品

注

1　この部の属又は種の動物には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、当該属又は種の未成熟の動物を含む。

2　この品目表において乾燥した物品には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、脱水し、水分を蒸発させ又は凍結乾燥したものを含む。

第一類　動物（生きているものに限る。）

注

1　この類には、次の物品を除くほか、すべての動物（生きているものに限る。）を含む。

(a)　第〇三・〇一項、第〇三・〇六項又は第〇三・〇七項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

(b)　第三〇・〇二項の培養微生物その他の物品

(c)　第九五・〇八項の動物

○一・○一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）
○一○一・一一	馬
○一○一・一九	純粋種の繁殖用のもの
○一○一・二○	その他のもの
○一○一・二一	ろ馬、ら馬及びヒニー
○一・○二	牛（生きているものに限る。）
○一○二・一○	純粋種の繁殖用のもの
○一○二・九○	その他のもの
○一・○三	豚（生きているものに限る。）
○一○三・一○	純粋種の繁殖用のもの
○一○三・九一	その他のもの
○一○三・九二	一頭の重量が五○キログラム未満のもの
○一・○四	一頭の重量が五○キログラム以上のもの
○一○四・一○	羊及びやぎ（生きているものに限る。）
○一○四・二○	羊
○一・○五	やぎ
○一○五・一一	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちよう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）
○一○五・一九	一羽の重量が一八五グラム以下のもの
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）
○一○五・九一	その他のもの
○一○五・九九	鶏（ガルルス・ドメスティクス）
○一・○六	その他のもの
○一○六・○○	その他の動物（生きているものに限る。）

第二類　肉及び食用のくず肉

1　注

(a)　この類には、次の物品を含まない。

第○二・○一項から第○二・○八項まで又は第○二・一○項の物品で、食用に適しないもの

(b)　動物の腸、ぼうこう及び胃（第○五・○四項参照）並びに動物の血（第○五・一一項及び第三○・○二項参照）

(c)　動物性脂肪（第一五類参照。第○二・○九項の物品を除く。）

○二・○一	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二○一・一○	枝肉及び半丸枝肉
○二○一・二○	その他の骨付き肉
○二○一・三○	骨付きでない肉
○二・○二	牛の肉（冷凍したものに限る。）
○二○二・一○	枝肉及び半丸枝肉
○二○二・二○	その他の骨付き肉
○二○二・三○	骨付きでない肉
○二・○三	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
○二○三・一一	生鮮のもの及び冷蔵したもの
○二○三・一二	枝肉及び半丸枝肉
○二○三・一九	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）
○二○三・二一	その他のもの
○二○三・二二	冷凍したもの
○二○三・二九	枝肉及び半丸枝肉
○二・○四	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）
○二○四・一○	その他のもの
○二○四・二一	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
○二○四・二二	子羊の枝肉及び半丸枝肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二○四・二三	その他の羊の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二○四・三○	枝肉及び半丸枝肉
○二○四・四一	その他の骨付き肉
○二○四・四二	骨付きでない肉
○二○四・四三	やぎの肉
○二○四・五○	その他のもの
○二・○五	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
○二○五・○○	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
○二・○六	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二○六・一○	牛のもの（冷凍したものに限る。）
○二○六・二一	舌
○二○六・二二	肝臓
○二○六・二九	その他のもの

○二〇六・三〇	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二〇六・四一	豚のもの（冷凍したものに限る。）
○二〇六・四九	肝臓
○二〇六・八〇	その他のもの
○二〇六・九〇	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二・〇七	その他のもの（冷凍したものに限る。）
○二〇七・一〇	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
○二〇七・二一	分割してない家きん（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二〇七・二二	分割してない家きん（冷凍したものに限る。）
○二〇七・二三	鶏（ガルルス・ドメスティクス）
○二〇七・三一	七面鳥
○二〇七・三九	あひる、がちょう及びほろほろ鳥
○二〇七・四一	家きんの分割した肉及びくず肉（肝臓を含むものとし、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二〇七・四二	がちょう又はあひるの脂肪質の肝臓
○二〇七・四三	その他のもの
○二〇七・五〇	家きんの分割した肉及びくず肉（冷凍したものに限るものとし、肝臓を除く。）
○二・〇八	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの
○二〇八・一〇	七面鳥のもの
○二〇八・二〇	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの
○二〇八・九〇	家きんの肝臓（冷凍したものに限る。）
○二・〇九	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
○二〇九・〇〇	うさぎのもの
	かえるの脚
	その他のもの
○二・一〇	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）
○二〇一・一〇	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール
○二〇二・一一	豚の肉
○二〇二・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）
○二〇二・一九	ばら肉及びこれを分割したもの
○二〇二・二〇	その他のもの
○二〇二・九〇	牛の肉
	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）

第三類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

1　注

この類には、次の物品を含まない。

(a)　海棲哺乳動物（第〇一・〇六項参照）及びその肉（第〇二・〇八項及び第〇二・一〇項参照）

(b)　生きていない魚（肝臓、卵及びしらこを含む。）並びに生きていない甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物で、食用に適しない種類又は状態のもの（第五類参照）並びに魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの（第二三・〇一項参照）

(c)　キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物（第一六・〇四項参照）

○三・〇一	魚（生きているものに限る。）
○三〇一・一〇	観賞用の魚
○三〇一・九一	その他の魚（生きているものに限る。）
○三〇一・九二	ます（サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアボニタ及びサルモ・ギラエ）
○三〇一・九三	うなぎ（アングイルラ属のもの）
○三〇一・九九	こい
	その他のもの
○三・〇二	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）
○三〇二・一一	さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）
○三〇二・一二	ます（サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアボニタ及びサルモ・ギラエ）
○三〇二・一九	太平洋さけ（オンコルヒュンクス属のもの）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）
	その他のもの
○三〇二・二一	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）
○三〇二・二二	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）
○三〇二・二三	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）
○三〇二・二九	ソール（ソレア属のもの）
	その他のもの

○三〇二・三一	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）
○三〇二・三二	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）
○三〇二・三三	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）
○三〇二・三九	かつお
○三〇二・四〇	その他のもの
○三〇二・五〇	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）
○三〇二・六一	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）
○三〇二・六二	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）
○三〇二・六三	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）
○三〇二・六四	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）
○三〇二・六五	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）
○三〇二・六六	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）
○三〇二・六九	さめ
○三〇二・七〇	うなぎ（アングイルラ属のもの）
○三・〇三	その他のもの
○三〇三・一〇	肝臓、卵及びしらこ
○三〇三・二一	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）
○三〇三・二二	太平洋さけ（オンコルヒュンクス属のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）
○三〇三・二九	その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）
○三〇三・三一	ます（サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアボニタ及びサルモ・ギラエ）
○三〇三・三二	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）
○三〇三・三九	その他のもの
	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）
○三〇三・三一	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）
○三〇三・三二	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）
○三〇三・三三	ソール（ソレア属のもの）
○三〇三・三九	その他のもの

○三〇三・四一	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）
○三〇三・四二	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）
○三〇三・四三	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）
○三〇三・四九	かつお
○三〇三・五〇	その他のもの
	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）
○三〇三・六〇	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）
	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）
○三〇三・七一	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）
○三〇三・七二	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）
○三〇三・七三	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）
○三〇三・七四	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）
○三〇三・七五	さめ
○三〇三・七六	うなぎ（アングイルラ属のもの）
○三〇三・七七	シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プンクタトゥス）
○三〇三・七八	ヘイク（メルルシウス属又はウロフィキス属のもの）
○三〇三・七九	その他のもの
○三〇三・八〇	肝臓、卵及びしらこ
○三・〇四	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）
○三〇四・一〇	生鮮のもの及び冷蔵したもの
○三〇四・二〇	冷凍したフィレ
○三〇四・九〇	その他のもの
○三・〇五	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）及びフィッシュミール（食用に適するものに限る。）
○三〇五・一〇	フィッシュミール（食用に適するものに限る。）
○三〇五・二〇	肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）
○三〇五・三〇	魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）

○三○五・四一	くん製した魚（フィレを含む。）
○三○五・四二	太平洋さけ（オンコルヒュンクス属のもの）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）
○三○五・四九	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）
	その他のもの
○三○五・五一	乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）
○三○五・五九	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）
	その他のもの
○三○五・六一	塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けした魚
○三○五・六二	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）
	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）
○三○五・六三	かたくちいわし（エングラウリス属のもの）
○三○五・六九	その他のもの
○三・○六	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）
○三○六・一一	冷凍したもの
	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）
○三○六・一二	ロブスター（ホマルス属のもの）
○三○六・一三	シュリンプ及びプローン
○三○六・一四	かに
○三○六・一九	その他のもの
	冷凍してないもの
○三○六・二一	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）
○三○六・二二	ロブスター（ホマルス属のもの）
○三○六・二三	シュリンプ及びプローン
○三○六・二四	かに
○三○六・二九	その他のもの
○三・○七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及び水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）
○三○七・一○	かき
○三○七・二一	スキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）
○三○七・二九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
	その他のもの
○三○七・三一	い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）
○三○七・三九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
	その他のもの
○三○七・四一	いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のもの）
○三○七・四九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
	その他のもの
○三○七・五一	たこ（オクトプス属のもの）
○三○七・五九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
	その他のもの
○三○七・六○	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）
	その他のもの
○三○七・九一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
○三○七・九九	その他のもの

第四類　酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

注

1　「ミルク」とは、全乳及び部分的又は完全に脱脂した乳をいう。

2　ホエイにミルク又は乳脂肪を加えた物品で濃縮又は乾燥をして得たものは、次のすべての特性を有するものに限り、チーズとして第○四・○六項に属する。

(a)　乳脂肪分が全乾燥重量の五％以上であること。

(b)　乾燥固形分が全重量の七○％以上八五％以下であること。

(c)　成型したもの又は成型が可能なものであること。

○四・○一	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）
○四○一・一○	脂肪分が全重量の一％以下のもの
○四○一・二○	脂肪分が全重量の一％を超え六％以下のもの
○四○一・三○	脂肪分が全重量の六％を超えるもの

○四・○二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）
○四○二・一○	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。）
○四○二・二一	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％を超えるものに限る。）
○四○二・二九	砂糖その他の甘味料を加えてないもの
	その他のもの
○四○二・九一	砂糖その他の甘味料を加えてないもの
○四○二・九九	その他のもの
○四・○三	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）
○四○三・一○	ヨーグルト
○四○三・九○	その他のもの
○四・○四	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）
○四○四・一○	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）
○四○四・九○	その他のもの
○四・○五	ミルクから得たバターその他の油脂
○四○五・○○	チーズ及びカード
○四・○六	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、発酵していないものに限る。）及びカード
○四○六・一○	おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）
○四○六・二○	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）
○四○六・三○	ブルーベインドチーズ
○四○六・四○	その他のチーズ
○四○六・九○	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）
○四・○七	
○四○七・○○	
○四・○八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）
	卵黄
○四○八・一一	乾燥したもの
○四○八・一九	その他のもの
	その他のもの
○四○八・九一	乾燥したもの
○四○八・九九	その他のもの
○四・○九	天然はちみつ
○四○九・○○	
○四・一○	食用の動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）
○四一○・○○	

第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　食用の物品（動物の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片並びに動物の血で、液状のもの及び乾燥したものを除く。）

(b)　原皮及び毛皮（第四一類及び第四三類参照。第○五・○五項の物品並びに第○五・一一項の原皮くず及び毛皮くずを除く。）

(c)　動物性紡織用繊維（第一一部参照。馬毛及びそのくずを除く。）

(d)　ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品（第九六・○三項参照）

2　第○五・○一項において毛を長さにより選別したもの（毛の向きをそろえたものを除く。）は、加工したものとみなさない。

3　この品目表において象、せいうち、いつかく又はいのししのきば、さい角及びすべての動物の歯は、アイボリーとする。

4　この品目表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。

○五・○一	人髪（加工してないものに限るものとし、洗ってあるかないかを問わない。）及びそのくず
○五○一・○○	豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず
○五・○二	豚毛及びいのししの毛並びにこれらのくず
○五○二・一○	その他のもの
○五○二・九○	馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）
○五・○三	
○五○三・○○	

○五・○四	動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片
○五○四・○○	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるかないかを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず
○五・○五	綿毛及び詰物用の羽毛
○五○五・一○	その他のもの
○五○五・九○	骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず
○五・○六	オセイン及び酸処理した骨
○五○六・一○	その他のもの
○五○六・九○	アイボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず
○五・○七	アイボリー並びにその粉及びくず
○五○七・一○	その他のもの
○五○七・九○	さんごその他これに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限る。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず
○五・○八	動物性の海綿
○五○八・○○	アンバーグリス、海狸香、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）
○五・○九	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの
○五○九・○○	牛の精液
○五・一○	その他のもの
○五一○・○○	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの
○五・一一	その他のもの
○五一一・一○	第二部　植物性生産品
○五一一・九一	注
○五一一・九九	1　この部において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は全重量の三%以下の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。
	第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
	注
	1　この類には、第○六・○一項のチコリー及びその根の場合を除くほか、通常、苗、苗木又は花きの生産業者が販売業者が提供する樹木（生きているものに限る。）その他の物品（野菜の苗を含む。）で、栽培用又は装飾用のもののみを含むものとし、第七類のばれいしよ、たまねぎ、シャロット、にんにくその他の物品を含まない。
	2　第○六・○三項又は第○六・○四項の物品には、全部又は一部をこれらの物品から作つた花束、花かご、花輪その他これらに類する物品（附属品のいかんを問わない。）を含むものとし、第九七・○一項のコラージュその他これに類する装飾板を含まない。
	○六・○一
○六○一・一○	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し、生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・一二項のものを除く。）
○六○一・二○	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠しているものに限る。）
○六・○二	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根
○六○二・一○	その他の生きている植物（根を含む。）、挿穂、接ぎ穂及びきのこ菌糸
○六○二・二○	根を有しない挿穂及び接ぎ穂
○六○二・三○	樹木及び灌木（食用の果実又はナットのものに限るものとし、接ぎ木してあるかないかを問わない。）
○六○二・四○	しやくなげ、つつじその他のつつじ属の植物（接ぎ木してあるかないかを問わない。）
○六○二・九一	ばら（接ぎ木してあるかないかを問わない。）
○六○二・九九	その他のもの
	きのこ菌糸
	その他のもの

○六・○三	切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）
○六○三・一○	生鮮のもの
○六○三・九○	その他のもの
○六・○四	植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）
○六○四・一○	こけ及び地衣
	その他のもの
○六○四・九一	生鮮のもの
○六○四・九九	その他のもの

第七類　食用の野菜、根及び塊茎

注

1　この類には、第一二・一四項の飼料用植物を含まない。

2　第○七・○九項から第○七・一二項までにおいて野菜には、食用きのこ、トリフ、オリーブ、ケーパー、かぼちや、なす、スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）、とうがらし属又はピメンタ属の果実、ういきよう、パセリ、チャービル、タラゴン、クレス及びスイートマージョラム（マヨラナ・ホルテンスィス及びオリガヌム・マヨラナ）を含む。

3　第○七・一二項には、次の物品を除くほか、第○七・○一項から第○七・一一項までの野菜を乾燥したすべてのものを含む。

(a)　乾燥した豆でさやを除いたもの（第○七・一三項参照）

(b)　第一一・○二項から第一一・○四項までに定める形状のスイートコーン

(c)　ばれいしよの粉、ミール及びフレーク（第一一・○五項参照）

(d)　第○七・一三項の乾燥した豆の粉及びミール（第一一・○六項参照）

4　この類には、とうがらし属又はピメンタ属の果実を乾燥し、破砕し又は粉砕したものを含まない（第○九・○四項参照）。

○七・○一	ばれいしよ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七○一・一○	種ばれいしよ
○七○一・九○	その他のもの
○七・○二	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七○二・○○	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七・○三	たまねぎ及びシャロット
○七○三・一○	にんにく
○七○三・二○	リーキその他のねぎ属のもの
○七○三・九○	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七・○四	カリフラワー
○七○四・一○	芽キャベツ
○七○四・二○	その他のもの
○七○四・九○	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七・○五	レタス
○七○五・一一	結球レタス
○七○五・一九	その他のもの
○七○五・二一	チコリー
	ウイットルーフチコリー（キコリウム・インテュブス変種フォリオスム）
○七○五・二九	その他のもの
○七・○六	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七○六・一○	にんじん及びかぶ
○七○六・九○	その他のもの
○七・○七	きゆうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七○七・○○	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）
○七・○八	えんどう（ピスム・サティヴム）
○七○八・一○	ささげ属又はいんげんまめ属の豆
○七○八・二○	その他の豆
○七○八・九○	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七・○九	アーティチョーク
○七○九・一○	アスパラガス
○七○九・二○	なす
○七○九・三○	セルリー（セルリアクを除く。）
○七○九・四○	きのこ及びトリフ
○七○九・五一	きのこ
○七○九・五二	トリフ
○七○九・六○	とうがらし属又はピメンタ属の果実
○七○九・七○	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草
○七○九・九○	その他のもの
○七・一○	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）

○七一〇・一〇	ばれいしよ
○七一〇・二一	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）
○七一〇・二二	えんどう（ピスム・サティヴム）
○七一〇・二九	ささげ属又はいんげんまめ属の豆
○七一〇・三〇	その他のもの
○七一〇・四〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草
○七一〇・八〇	スイートコーン
○七一〇・九〇	その他の野菜
○七・一一	野菜を混合したもの
○七一一・一〇	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）
○七一一・二〇	たまねぎ
○七一一・三〇	オリーブ
○七一一・四〇	ケーパー
○七一一・九〇	きゆうり及びガーキン
○七・一二	その他の野菜及び野菜を混合したもの
○七一二・一〇	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）
○七一二・二〇	ばれいしよ（切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）
○七一二・三〇	たまねぎ
○七一二・九〇	きのこ及びトリフ
○七・一三	その他の野菜及び野菜を混合したもの
○七一三・一〇	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）
○七一三・二〇	えんどう（ピスム・サティヴム）
○七一三・三一	ひよこ豆
○七一三・三二	ささげ属又はいんげんまめ属の豆
○七一三・三三	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）
○七一三・三九	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）
○七一三・四〇	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）
○七一三・五〇	その他のもの
○七一四	ひら豆
○七一四・一〇	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）
○七一四・二〇	その他のもの
○七一四・九〇	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしよその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄
○七一四・一〇	カッサバ芋
○七一四・二〇	かんしよ
○七一四・九〇	その他のもの

第八類　食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

注

1　この類には、食用でない果実及びナットを含まない。

2　冷蔵した果実及びナットは、当該果実及びナットで、生鮮のものと同一の項に属する。

○八・○一	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）
○八○一・一○	ココやしの実
○八○一・二○	ブラジルナット
○八○一・三○	カシューナット
○八・○二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）
○八○二・一一	アーモンド
○八○二・一二	殻付きのもの
○八○二・二一	殻を除いたもの
○八○二・二二	ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）
○八○二・三一	殻付きのもの
○八○二・三二	殻を除いたもの
○八○二・四○	くるみ
○八○二・五○	殻付きのもの
○八○二・九○	殻を除いたもの
○八・○三	くり（カスタネア属のもの）
○八○三・○○	ピスタチオナット
○八・○四	その他のもの
○八○四・一○	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
	なつめやしの実

○八〇四・二〇	いちじく	
○八〇四・三〇	パイナップル	
○八〇四・四〇	アボカド	
○八〇四・五〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン	
○八・〇五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
○八〇五・一〇	オレンジ	
○八〇五・二〇	マンダリン、タンジェリン及びうんしゆうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	
○八〇五・三〇	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア）	
○八〇五・四〇	グレープフルーツ	
○八〇五・九〇	その他のもの	
○八・〇六	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
○八〇六・一〇	生鮮のもの	
○八〇六・二〇	乾燥したもの	
○八・〇七	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）	
○八〇七・一〇	メロン（すいかを含む。）	
○八〇七・二〇	パパイヤ	
○八・〇八	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）	
○八〇八・一〇	りんご	
○八〇八・二〇	なし及びマルメロ	
○八・〇九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）	
○八〇九・一〇	あんず	
○八〇九・二〇	さくらんぼ	
○八〇九・三〇	桃（ネクタリンを含む。）	
○八〇九・四〇	プラム及びスロー	
○八・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）	
○八一〇・一〇	ストロベリー	
○八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	
○八一〇・三〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	
○八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実	
○八一〇・九〇	その他のもの	
○八・一一	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
○八一一・一〇	ストロベリー	
○八一一・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	
○八一一・九〇	その他のもの	
○八・一二	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	
○八一二・一〇	さくらんぼ	
○八一二・二〇	ストロベリー	
○八一二・九〇	その他のもの	
○八・一三	乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	
○八一三・一〇	あんず	
○八一三・二〇	プルーン	
○八一三・三〇	りんご	
○八一三・四〇	その他の果実	
○八一三・五〇	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの	
○八・一四	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	
○八一四・〇〇		

第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料

注

1　第〇九・〇四項から第〇九・一〇項までの物品の混合物は、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a)　同一の項の二以上の物品の混合物は、その項に属する。

(b)　異なる項の二以上の物品の混合物は、第〇九・一〇項に属する。

第〇九・〇四項から第〇九・一〇項までの物品（(a)又は(b)の混合物を含む。）に他の物品を加えて得た混合物のうち、当該各項の物品の重要な特性を保持するものについてはその属する項は変わらないものとし、その他のものについてはこの類に属さず、混合調味料にしたものは第二一・〇三項に属する。

2　この類には、第一二・一一項のクベバ（ピペル・クベバ）その他の物品を含まない。

○九・〇一	コーヒー（いってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーのいってあるかないかを問わない。）
○九〇一・一一	コーヒー（いってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーのいってあるかないかを問わない。） カフェインを除いてないもの

○九○一・一二		カフェインを除いたもの
○九○一・一九		コーヒー（いつたものに限る。）
○九○一・二一		カフェインを除いてないもの
○九○一・三○		カフェインを除いたもの
○九○一・四○		コーヒー豆の殻及び皮
○九○二		コーヒーを含有するコーヒー代用物
○九○二・一○		茶
○九○二・二○		緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）
○九○二・三○		その他の緑茶（発酵していないものに限る。）
○九○二・四○		紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）
○九○三		その他の紅茶及び部分的に発酵した茶
○九○三・○○		マテ
○九○四		とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしよう属のペッパー
○九○四・一一		破砕及び粉砕のいずれもしてないもの
○九○四・一二		破砕し又は粉砕したもの
○九○四・二○		とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）
○九○五		バニラ豆
○九○五・○○		けい皮及びシンナモンツリーの花
○九○六・一○		破砕及び粉砕のいずれもしてないもの
○九○六・二○		破砕し又は粉砕したもの
○九○七		丁子（果実、花及び花梗に限る。）
○九○七・○○		肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類
○九○八		肉ずく
○九○八・一○		肉ずく花
○九○八・二○		カルダモン類
○九○八・三○		アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン、カラウエイ又はジュニパーの種
○九・○九		アニス又は大ういきようの種
○九○九・一○		コリアンダーの種
○九○九・二○		クミンの種
○九○九・三○		カラウエイの種
○九○九・四○		ういきよう又はジュニパーの種
○九○九・五○		しようが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料
○九・一○		しようが
○九一○・一○		サフラン
○九一○・二○		うこん
○九一○・三○		月けい樹の葉及びタイム
○九一○・四○		カレー
○九一○・五○		その他の香辛料
○九一○・九一		この類の注1(b)の混合物
○九一○・九九		その他のもの

第一〇類　穀物

注

1 (a)　この類の各項の物品は、穀粒があるもの（穂又は茎に付いているかいないかを問わない。）に限り、当該各項に属する。

(b)　この類には、殻の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第一〇・〇六項には、玄米、精米、研磨した米、つや出しした米、パーボイルドライス、コンバーテッドライス及び砕米を含む。

2　第一〇・〇五項には、スイートコーンを含まない（第七類参照）。

号注

1「デュラム小麦」とは、トリティクム・デュルム種の小麦及び当該種の種間交雑により生じた雑種で染色体数がトリティクム・デュルム種と同数（二八）のものをいう。

一○・○一		小麦及びメスリン
一○○一・一○		デュラム小麦
一○○一・九○		その他のもの
一○・○二		ライ麦
一○○二・○○		
一○・○三		大麦及び裸麦
一○○三・○○		
一○・○四		オート
一○○四・○○		
一○・○五		とうもろこし
一○○五・一○		播種用のもの
一○○五・九○		その他のもの
一○・○六		米
一○○六・一○		もみ

一〇〇六・二〇	玄米
一〇〇六・三〇	精米（研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。）
一〇〇六・四〇	砕米
一〇・〇七	
一〇〇七・〇〇	グレーンソルガム
一〇・〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物
一〇〇八・一〇	そば
一〇〇八・二〇	ミレット
一〇〇八・三〇	カナリーシード
一〇〇八・九〇	その他の穀物

第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　いつた麦芽で、コーヒー代用物にしたもの（第〇九・〇一項及び第二一・〇一項参照）

(b)　第一九・〇一項の調製した穀粉、ミール及びでん粉

(c)　第一九・〇四項のコーンフレークその他の物品

(d)　第二〇・〇一項、第二〇・〇四項又は第二〇・〇五項の調製し又は保存に適する処理をした野菜

(e)　医療用品（第三〇類参照）

(f)　調製香料又は化粧品類の特性を有するでん粉（第三三類参照）

2　(A)　次の表の(1)欄の穀物を製粉その他これに類する方法により加工した物品で、でん粉又は灰分の含有率（乾燥状態における重量比による。）が次の(a)及び(b)のいずれの要件も満たすものはこの類に属するものとし、その他のものは第二三・〇二項に属する。

(a)　でん粉の含有率（エヴェルスの偏光計法の改良法により求めたものに限る。）が、次の表の(2)欄に掲げる率を超えること。

(b)　灰分の含有率（鉱物質が添加してあるときは、これを控除して計算する。）が、次の表の(3)欄に掲げる率以下であること。

(B)　(A)の規定によりこの類に属する物品で、次の表の(4)欄又は(5)欄に定める目開きを有するふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率（重量比による。）が当該穀物について次の表の(4)欄又は(5)欄に掲げる率以上であるものは第一一・〇一項又は第一一・〇二項に属するものとし、その他のものは第一一・〇三項又は第一一・〇四項に属する。

(1) 穀物	(2) でん粉の含有率	(3) 灰分の含有率	(4) 目開きが三一五ミクロンのふるいに対する通過率	(5) 目開きが五〇〇ミクロンのふるいに対する通過率
小麦及びライ麦	四五％	二・五％	八〇％	—
大麦及び裸麦	四五％	三％	八〇％	—
オート	四五％	五％	八〇％	—
とうもろこし及びグレーンソルガム	四五％	二％	—	九〇％
米	四五％	一・六％	八〇％	—
そば	四五％	四％	八〇％	—

3　第一一・〇三項において「ひき割り穀物」及び「穀物のミール」とは、穀物を破砕して得た物品で次のものをいう。

(a)　とうもろこしから得た物品については、目開きが二ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の九五％以上のもの

(b)　その他の穀物から得た物品については、目開きが一・二五ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の九五％以上のもの

一一・〇一	小麦粉及びメスリン粉
一一〇一・〇〇	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）
一一・〇二	ライ麦粉
一一〇二・一〇	とうもろこし粉
一一〇二・二〇	米粉
一一〇二・三〇	その他のもの
一一〇二・九〇	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット
一一・〇三	ひき割り穀物及び穀物のミール
一一〇三・一一	小麦のもの
一一〇三・一二	オートのもの
一一〇三・一三	とうもろこしのもの
一一〇三・一四	米のもの
一一〇三・一九	その他の穀物のもの
	ペレット
一一〇三・二一	小麦のもの
一一〇三・二九	その他の穀物のもの
一一・〇四	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物

一一〇四・一一	大麦又は裸麦のもの	
一一〇四・一二	オートのもの	
一一〇四・一九	その他の穀物のもの	
	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）	
一一〇四・二一	大麦又は裸麦のもの	
一一〇四・二二	オートのもの	
一一〇四・二三	とうもろこしのもの	
一一〇四・二九	その他の穀物のもの	
一一〇四・三〇	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	
一一・〇五	ばれいしよの粉、ミール及びフレーク	
一一〇五・一〇	粉及びミール	
一一〇五・二〇	フレーク	
一一・〇六	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール	
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）の粉及びミール	
一一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール	
一一〇六・三〇	第八類の物品の粉及びミール	
一一・〇七	麦芽（いつてあるかないかを問わない。）	
一一〇七・一〇	いつてないもの	
一一〇七・二〇	いつたもの	
一一・〇八	でん粉及びイヌリン	
一一〇八・一一	でん粉	
一一〇八・一二	小麦でん粉	
一一〇八・一三	とうもろこしでん粉（コーンスターチ）	
一一〇八・一四	ばれいしよでん粉	
一一〇八・一九	マニオカ（カッサバ）でん粉	
一一〇八・二〇	その他のでん粉	
一一・〇九	イヌリン	
一一〇九・〇〇	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	

第一二類　採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

注

1　第一二・〇七項には、油やしの実、パーム核、綿実、ひまの種、ごま、マスタードの種、サフラワーの種、けしの種及びシャナットを含むものとし、オリーブ（第七類及び第二〇類参照）及び第〇八・〇一項又は第〇八・〇二項の物品を含まない。

2　第一二・〇八項には、脱脂してない粉及びミールのほか、部分的に脱脂した粉及びミール並びに脱脂後完全に又は部分的にもとの油脂を加えた粉及びミールを含むものとし、第二三・〇四項から第二三・〇六項までの油かすを含まない。

3　ビート、牧草、観賞用の花、野菜、森林樹、果樹、ベッチ（ヴィキア・ファバ種を除く。）又はルーピンの種は、第一二・〇九項の播種用の種とみなす。

もつとも、次の物品は、播種用のものであつても、第一二・〇九項には含まない。

(a)　豆及びスイートコーン（第七類参照）

(b)　第九類の香辛料その他の物品

(c)　穀物（第一〇類参照）

(d)　第一二・〇一項から第一二・〇七項まで又は第一二・一一項の物品

4　第一二・一一項には、バジル、ボレージ、おたねにんじん、ヒソップ、甘草、ミント類、ローズマリー、ヘンルーダ、セージ及びにがよもぎ並びにこれらの部分を含むものとし、第一二・一一項には、次の物品を含まない。

(a)　第三〇類の医薬品

(b)　第三三類の調製香料及び化粧品類

(c)　第三八・〇八項の殺虫剤、殺菌剤、除草剤、消毒剤その他これらに類する物品

5　第一二・一二項において海草その他の藻類には、次の物品を含まない。

(a)　第二一・〇二項の単細胞微生物（生きていないものに限る。）

(b)　第三〇・〇二項の培養微生物

(c)　第三一・〇一項又は第三一・〇五項の肥料

一二・〇一	大豆（割つてあるかないかを問わない。）
一二〇一・〇〇	落花生（いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）
一二・〇二	殻付きのもの
一二〇二・一〇	殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）
一二〇二・二〇	
一二・〇三	コプラ
一二〇三・〇〇	
一二・〇四	亜麻の種（割つてあるかないかを問わない。）
一二〇四・〇〇	

一二・〇五	菜種（割ってあるかないかを問わない。）
一二〇五・〇〇	
一二・〇六	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）
一二〇六・〇〇	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）
一二・〇七	油やしの実及びパーム核
一二〇七・一〇	綿実
一二〇七・二〇	ひまの種
一二〇七・三〇	ごま
一二〇七・四〇	マスタードの種
一二〇七・五〇	サフラワーの種
一二〇七・六〇	その他のもの
一二〇七・九一	けしの種
一二〇七・九二	シャナット
一二〇七・九九	その他のもの
一二・〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）
一二〇八・一〇	大豆のもの
一二〇八・九〇	その他のもの
一二・〇九	播種用の種、果実及び胞子
一二〇九・一一	ビートの種
一二〇九・一九	てん菜の種
	その他のもの
一二〇九・二一	飼料用植物の種（ビートの種を除く。）
一二〇九・二二	ルーサン（アルファルファ）の種
一二〇九・二三	クローバー（トリフォリウム属のもの）の種
一二〇九・二四	フェスクの種
一二〇九・二五	ケンタッキーブルーグラス（ポア・プラテンスィス）の種
	ライグラス（ロリウム・ムルティフロルム及びロリウム・ペレネ）の種
一二〇九・二六	チモシーの種
一二〇九・二九	その他のもの
一二〇九・三〇	園芸用草花の種
	その他のもの
一二〇九・九一	野菜の種
一二〇九・九九	その他のもの
一二・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン
一二一〇・一〇	ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものを除く。）
一二一〇・二〇	ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものに限る。）及びルプリン
一二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）
一二一一・一〇	甘草
一二一一・二〇	おたねにんじん
一二一一・九〇	その他のもの
一二・一二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）
一二一二・一〇	ローカストビーン（種を含む。）
一二一二・二〇	海草その他の藻類
一二一二・三〇	あんず、桃又はプラムの核及び仁
一二一二・九一	その他のもの
一二一二・九二	てん菜
一二一二・九九	さとうきび
一二・一三	その他のもの
一二一三・〇〇	穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）
一二・一四	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）
一二一四・一〇	ルーサン（アルファルファ）のミール及びペレット
一二一四・九〇	その他のもの

第一三類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

注

1　第一三・〇二項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。

(a)　甘草エキスで、しよ糖の含有量が全重量の一〇％を超えるもの及び菓子にしたもの（第一七・〇四項参照）

(b) 麦芽エキス（第一九・〇一項参照）	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びバルサム
(c) コーヒー、茶又はマテのエキス（第二一・〇一項参照）	ラック
(d) アルコールを含有する飲料を構成する植物性の液汁及びエキス並びに飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（第二二類参照）	アラビアゴム
(e) 第二九・一四項又は第二九・三八項のしょう脳、グリシルリジンその他の物品	その他のもの
(f) 第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品及び血液型判定用試薬（第三〇・〇六項参照）	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）
(g) なめしエキス及び染色エキス（第三二・〇一項及び第三二・〇三項参照）	植物性の液汁及びエキス
(h) 精油、コンクリート、アブソリュート及びレジノイド並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション（第三三類参照）	生あへん
(ij) 天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（第四〇・〇一項参照）	甘草のもの
	ホップのもの
	除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの
	その他のもの
	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩
	植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）
	寒天
	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）
	その他のもの

一三・〇一	一三〇二・一一
一三〇一・一〇	一三〇二・一二
一三〇一・二〇	一三〇二・一三
一三〇一・九〇	一三〇二・一四
一三・〇二	一三〇二・一九
一三〇二・一〇	一三〇二・二〇
一三〇二・三一	一三〇二・三二
一三〇二・三九	

第一四類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

注

1　この類には、主として紡織用繊維の製造に使用する植物性材料及び植物性繊維（調製したものを含む。）並びに紡織用繊維の材料としての用途のみに適する状態に加工したその他の植物性材料を含まないものとし、これらの物品は、第一一部に属する。

2　第一四・〇一項には、竹（割り、縦にひき、特定の長さに切り、端を丸め、漂白し、不燃加工をし、磨き又は染色したものであるかないかを問わない。）及びオージア、あしその他これらに類する植物を割ったもの並びにとうのしん及びとうを引き抜き又は割ったものを含むものとし、チップウッド（第四四・〇四項参照）を含まない。

3　第一四・〇二項には、木毛（第四四・〇五項参照）を含まない。

4　第一四・〇三項には、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品（第九六・〇三項参照）を含まない。

一四・〇一	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）
	竹
	とう
	その他のもの
一四〇一・一〇	主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）
一四〇一・二〇	カポック
一四〇一・九〇	その他のもの
一四・〇二	ベジタブルヘア
	その他のもの
一四〇二・一〇	主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）
一四〇二・九九	ほうきもろこし（ソルガム・ヴルガレ変種テクニクム）
一四・〇三	その他のもの
一四〇三・一〇	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）
一四〇三・九〇	主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料
一四・〇四	コットンリンター
一四〇四・一〇	その他のもの
一四〇四・二〇	
一四〇四・九〇	

第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第〇二・〇九項の豚又は家きんの脂肪

(b)　カカオ脂（第一八・〇四項参照）

(c)　調製食料品（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五％を超えるものに限る。主として第二一類に属する。）

(d)　獣脂かす（第二三・〇一項参照）及び第二三・〇四項から第二三・〇六項までの油かす

(e)　単一の脂肪酸、調製ろう、医薬品、ペイント、ワニス、せっけん、調製香料、化粧品類、硫酸化油その他の第六部の物品

(f)　油から製造したファクチス（第四〇・〇二項参照）

2　第一五・〇九項には、オリーブから溶剤抽出により得た油を含まない（第一五・一〇項参照）。

3　第一五・一八項には、単に変性した油脂及びその分別物を含まないものとし、これらの物品は、変性していない油脂及びその分別物が属する項に属する。

4　ソープストック、油さい、ステアリンピッチ、グリセリンピッチ及びウールグリースの残留物は、第一五・二二項に属する。

一五・〇一	ラードその他の豚脂及び家きん脂（溶出したものに限るものとし、圧搾又は溶剤抽出により得たものであるかないかを問わない。）
一五〇一・〇〇	
一五・〇二	牛、羊又はやぎの脂肪（粗のもの及び溶出したものに限るものとし、圧搾又は溶剤抽出により得たものであるかないかを問わない。）
一五〇二・〇〇	
一五・〇三	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）
一五〇三・〇〇	
一五・〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五〇四・一〇	魚の肝油及びその分別物
一五〇四・二〇	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）
一五〇四・三〇	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物
一五・〇五	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）
一五〇五・一〇	ウールグリース（粗のものに限る。）
一五〇五・九〇	その他のもの
一五・〇六	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五〇六・〇〇	
一五・〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五〇七・一〇	粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）
一五〇七・九〇	その他のもの
一五・〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五〇八・一〇	粗油
一五〇八・九〇	その他のもの
一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五〇九・一〇	バージン油
一五〇九・九〇	その他のもの
一五・一〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五一〇・〇〇	
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五一一・一〇	粗油
一五一一・九〇	その他のもの
一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五一二・一一	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物
一五一二・一九	粗油
	その他のもの
一五一二・二一	綿実油及びその分別物
一五一二・二九	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）
	その他のもの

一五・一三	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五一三・一一	やし（コプラ）油及びその分別物
一五一三・一九	粗油
一五一三・二一	その他のもの
一五一三・二九	パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物
一五・一四	粗油
一五一四・一〇	その他のもの
一五一四・九〇	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五・一五	粗油
	その他のもの
一五一五・一一	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五一五・一九	亜麻仁油及びその分別物
一五一五・二一	粗油
一五一五・二九	その他のもの
一五一五・三〇	とうもろこし油及びその分別物
一五一五・四〇	粗油
一五一五・五〇	その他のもの
一五一五・六〇	ひまし油及びその分別物
一五一五・九〇	桐油及びその分別物
一五・一六	ごま油及びその分別物
	ホホバ油及びその分別物
	その他のもの
	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）
一五一六・一〇	動物性油脂及びその分別物
一五一六・二〇	植物性油脂及びその分別物
一五・一七	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）
一五一七・一〇	マーガリン（液状マーガリンを除く。）
一五一七・九〇	その他のもの
一五・一八	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
一五一八・〇〇	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール
一五・一九	工業用の脂肪性モノカルボン酸
一五一九・一一	ステアリン酸
一五一九・一二	オレイン酸
一五一九・一三	トール油脂肪酸
一五一九・一九	その他のもの
一五一九・二〇	アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの
一五一九・三〇	工業用の脂肪性アルコール
一五・二〇	グリセリン（純粋であるかないかを問わない。）、グリセリン水及びグリセリン廃液
一五二〇・一〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液
一五二〇・九〇	その他のもの（合成グリセリンを含む。）
一五・二一	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）
一五二一・一〇	植物性ろう
一五二一・九〇	その他のもの
一五・二二	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物
一五二二・〇〇	

第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品

注

1　この部において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は全重量の三％以下の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。

第一六類　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

注

1　この類には、第二類又は第三類に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物を含まない。

2　ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動

物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第一九・〇二項の詰物をした物品及び第二一・〇三項又は第二一・〇四項の調製品については、適用しない。

号注

1　第一六〇二・一〇号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る育児食用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第一六・〇二項の他のいかなる号にも優先する。

2　第一六・〇四項又は第一六・〇五項の号において、慣用名のみで定める魚及び甲殻類は、第三類において同一の慣用名で定める魚及び甲殻類と同一の種に属する。

一六・〇一	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品
一六〇一・〇〇	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血
一六・〇二	均質調製品
一六〇二・一〇	動物の肝臓のもの
一六〇二・二〇	第〇一・〇五項の家きんのもの
一六〇二・三一	七面鳥のもの
一六〇二・三九	その他のもの
一六〇二・四一	豚のもの
一六〇二・四二	もも肉及びこれを分割したもの
一六〇二・四九	肩肉及びこれを分割したもの
一六〇二・五〇	その他のもの（混合物を含む。）
一六〇二・九〇	牛のもの
一六・〇三	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）
一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース
一六・〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物
	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）
一六〇四・一一	さけ
一六〇四・一二	にしん
一六〇四・一三	いわし
一六〇四・一四	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお
一六〇四・一五	さば
一六〇四・一六	かたくちいわし
一六〇四・一九	その他のもの
一六〇四・二〇	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚
一六〇四・三〇	キャビア及びその代用物
一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）
一六〇五・一〇	かに
一六〇五・二〇	シュリンプ及びプローン
一六〇五・三〇	ロブスター
一六〇五・四〇	その他の甲殻類
一六〇五・九〇	その他のもの

第一七類　糖類及び砂糖菓子

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　ココアを含有する砂糖菓子（第一八・〇六項参照）

(b)　第二九・四〇項の糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）その他の物品

(c)　第三〇類の医薬品その他の物品

号注

1　第一七〇一・一一号及び第一七〇一・一二号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計（旋光度を測定するものに限る。）の読みで九九・五度未満に相当する砂糖をいう。

一七・〇一	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）
一七〇一・一一	粗糖（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）
一七〇一・一二	甘しや糖
	てん菜糖
一七〇一・九一	その他のもの
一七〇一・九九	香味料又は着色料を加えたもの
	その他のもの

一七・〇二	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル
一七〇二・一〇	乳糖及び乳糖水
一七〇二・二〇	かえで糖及びかえで糖水
一七〇二・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）
一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上五〇％未満のものに限る。）
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）
一七〇二・六〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限る。）
一七〇二・九〇	その他のもの（転化糖を含む。）
一七・〇三	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）
一七〇三・一〇	甘しや糖みつ
一七〇三・九〇	その他のもの
一七・〇四	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）
一七〇四・一〇	チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）
一七〇四・九〇	その他のもの

第一八類　ココア及びその調製品

注

1　この類には、第〇四・〇三項、第一九・〇一項、第一九・〇四項、第一九・〇五項、第二一・〇五項、第二二・〇二項、第二二・〇八項、第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の調製品を含まない。

2　第一八・〇六項には、ココアを含有する砂糖菓子及び、1の調製品を除くほか、ココアを含有するその他の調製食料品を含む。

一八・〇一	カカオ豆（生のもの及びいつたもので、全形のもの及び割つたものに限る。）
一八〇一・〇〇	
一八・〇二	カカオ豆の殻、皮その他のくず
一八〇二・〇〇	
一八・〇三	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）
一八〇三・一〇	脱脂してないもの
一八〇三・二〇	完全に又は部分的に脱脂したもの
一八・〇四	カカオ脂
一八〇四・〇〇	
一八・〇五	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）
一八〇五・〇〇	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品
一八・〇六	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）
一八〇六・一〇	その他の調製品（塊状又は板状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）
一八〇六・二〇	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）
一八〇六・三一	詰物をしたもの
一八〇六・三二	詰物をしてないもの
一八〇六・九〇	その他のもの

第一九類　穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びペーカリー製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超えるもの（第一六類参照。第一九・〇二項の詰物をした物品を除く。）

(b)　飼料用のビスケットその他の穀粉又はでん粉の調製飼料（第二三・〇九項参照）

(c)　第三〇類の医薬品その他の物品

2　この類において「穀粉」及び「ミール」とは、第一一類の穀粉及びミール並びに他の類の植物性の粉及びミールをいう。

3　第一九・〇四項には、ココア粉の含有量が全重量の八％を超える調製品及び第一八・〇六項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で覆つた調製品を含まない（第一八・〇六項参照）。

4　第一九・〇四項において「その他の調製をしたもの」とは、第一〇類又は第一一類の項又は注に定める調製又は加工の程度を超えて調製又は加工をしたものをいう。

一九・〇一	麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココア粉を含有するものにあつてはその含有量が全重量の五〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉を含有するものにあつてはその含有量が全重量の一〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
一九〇一・一〇	育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。）
一九〇一・二〇	第一九・〇五項のペーカリー製品製造用の混合物及び練り生地

一九〇一・九〇	その他のもの
一九・〇二	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）
一九〇二・一一	パスタ（加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をしたものを除く。）
一九〇二・一九	卵を含有するもの
一九〇二・二〇	その他のもの
一九〇二・三〇	パスタ（詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わない。）
一九〇二・四〇	その他のパスタ
一九・〇三	クースクース
一九〇三・〇〇	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）
一九・〇四	穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）及び粒状の穀物（とうもろこしを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの
一九〇四・一〇	穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品
一九〇四・九〇	その他のもの
一九・〇五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品
一九〇五・一〇	クリスプブレッド
一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品
一九〇五・三〇	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー
一九〇五・四〇	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品
一九〇五・九〇	その他のもの

第二〇類　野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第七類、第八類又は第一一類に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実及びナット

(b)　ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超えるもの（第一六類参照）

(c)　第二一・〇四項の均質混合調製食料品

2　第二〇・〇七項及び第二〇・〇八項には、フルーツゼリー、フルーツペースト、砂糖で覆つたアーモンドその他これらに類する物品で、砂糖菓子の形状のもの（第一七・〇四項参照）及びチョコレート菓子の形状のもの（第一八・〇六項参照）を含まない。

3　第二〇・〇一項、第二〇・〇四項及び第二〇・〇五項には、第七類、第一一・〇五項又は第一一・〇六項の物品（第八類の物品の粉及びミールを除く。）で1(a)に定める方法以外の方法により調製し又は保存に適する処理をしたもののみを含む。

4　トマトジュースで含有物の乾燥重量が全重量の七％以上のものは、第二〇・〇二項に属する。

5　第二〇・〇九項において「発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないもの」とは、アルコール分（第二二類の注2参照）が全容量の〇・五％以下のものをいう。

号注

1　第二〇〇五・一〇号において「均質調製野菜」とは、微細に均質化した野菜から成る育児食用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の野菜の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第二〇・〇五項の他のいかなる号にも優先する。

2　第二〇〇七・一〇号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る育児食用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の果実の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第二〇・〇七項の他のいかなる号にも優先する。

二〇・〇一	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分
二〇〇一・一〇	きゆうり及びガーキン
二〇〇一・二〇	たまねぎ
二〇〇一・九〇	その他のもの
二〇・〇二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）
二〇〇二・一〇	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）
二〇〇二・九〇	その他のもの
二〇・〇三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）
二〇〇三・一〇	きのこ

	トリフ	
二〇〇三・二〇	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
二〇・〇四	ばれいしよ	
二〇〇四・一〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	
二〇〇四・九〇	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
二〇・〇五	均質調製野菜	
二〇〇五・一〇	ばれいしよ	
二〇〇五・二〇	サワークラウト	
二〇〇五・三〇	えんどう（ピスム・サティヴム）	
二〇〇五・四〇	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	
二〇〇五・五一	さやを除いた豆	
二〇〇五・五九	その他のもの	
二〇〇五・六〇	アスパラガス	
二〇〇五・七〇	オリーブ	
二〇〇五・八〇	スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）	
二〇〇五・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	
二〇・〇六	砂糖により調製した果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）	
二〇〇六・〇〇	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱による調理をした調製品に限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
二〇・〇七	均質調製果実	
二〇〇七・一〇	その他のもの	
	かんきつ類の果実	
二〇〇七・九一	その他のもの	
二〇〇七・九九	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）	
二〇・〇八	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）	
	落花生	
二〇〇八・一一	その他のもの（混合したものを含む。）	
二〇〇八・一九	パイナップル	
二〇〇八・二〇	かんきつ類の果実	
二〇〇八・三〇	なし	
二〇〇八・四〇	あんず	
二〇〇八・五〇	さくらんぼ	
二〇〇八・六〇	桃	
二〇〇八・七〇	ストロベリー	
二〇〇八・八〇	その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）	
二〇〇八・九一	パームハート	
二〇〇八・九二	混合したもの	
二〇〇八・九九	その他のもの	
二〇・〇九	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
二〇〇九・一一	オレンジジュース	
二〇〇九・一九	冷凍したもの	
二〇〇九・二〇	その他のもの	
二〇〇九・三〇	グレープフルーツジュース	
二〇〇九・四〇	その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）	
二〇〇九・五〇	パイナップルジュース	
二〇〇九・六〇	トマトジュース	
二〇〇九・七〇	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）	
二〇〇九・八〇	りんごジュース	
二〇〇九・九〇	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）	
	混合ジュース	

第二一類　各種の調製食料品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第〇七・一二項の野菜を混合したもの

(b)　コーヒーを含有するコーヒー代用物（いつたものに限るものとし、コーヒーの含有量のいかんを問わない。第〇九・〇一項参照）

(c)　第〇九・〇四項から第〇九・一〇項までの香辛料その他の物品

(d)　ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超えるもの（第一六類参照。第二一・〇三項及び第二一・〇四項のものを除く。）

(e) 飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもののうちアルコール分（第二二類の注2参照）が〇・五%を超えるもの（第二二・〇八項参照）

(f) 酵母で、第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品その他の物品にしたもの

(g) 第三五・〇七項の調製した酵素

2 1(b)のコーヒー代用物のエキスは、第二一・〇一項に属する。

3 第二一・〇四項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜及び果実）から成る混合物を微細に均質化したものから成る育児食用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。

二一・〇一	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物
二一〇一・一〇	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品
二一〇一・二〇	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品
二一〇一・三〇	チコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物
二一・〇二	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー
二一〇二・一〇	酵母（活性のものに限る。）
二一〇二・二〇	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）
二一〇二・三〇	調製したベーキングパウダー
二一・〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード
二一〇三・一〇	醤油（しょうゆ）
二一〇三・二〇	トマトケチャップその他のトマトソース
二一〇三・三〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード
二一〇三・九〇	その他のもの
二一・〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品
二一〇四・一〇	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品
二一〇四・二〇	均質混合調製食料品
二一・〇五	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）
二一〇五・〇〇	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）
二一・〇六	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質
二一〇六・一〇	その他のもの
二一〇六・九〇	

第二二類　飲料、アルコール及び食酢

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 海水（第二五・〇一項参照）

(b) 蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水（第二八・五一項参照）

(c) 酢酸の水溶液（酢酸の含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る。第二九・一五項参照）

(d) 第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品

(e) 調製香料及び化粧品類（第三三類参照）

2 第二〇類からこの類までにおいてアルコール分は、温度二〇度におけるアルコールの容量分による。

3 第二二・〇二項において「アルコールを含有しない飲料」とは、アルコール分が〇・五%以下の飲料をいう。アルコール飲料は、第二二・〇三項から第二二・〇六項まで又は第二二・〇八項に属する。

号注

1 第二二〇四・一〇号において「スパークリングワイン」とは、温度二〇度における密閉容器内のゲージ圧力が三バール以上のぶどう酒をいう。

二二・〇一	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪
二二〇一・一〇	鉱水及び炭酸水
二二〇一・九〇	その他のもの
二二・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）
二二〇二・一〇	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）
二二〇二・九〇	その他のもの
二二・〇三	ビール
二二〇三・〇〇	

二二一・〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二二〇・〇九項のものを除く。）
二二〇四・一〇	スパークリングワイン
	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの
	二リットル以下の容器入りにしたもの
二二〇四・二一	その他のもの
二二〇四・二九	その他のぶどう搾汁
二二〇四・三〇	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）
二二〇五・一〇	二リットル以下の容器入りにしたもの
二二〇五・九〇	その他のもの
二二一・〇六	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）
二二〇六・〇〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）
二二一・〇七	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）
二二〇七・一〇	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）
二二〇七・二〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料並びに飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの
二二一・〇八	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの
	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒
二二〇八・一〇	ウイスキー
二二〇八・二〇	ラム及びタフィア
二二〇八・三〇	ジン及びジュネヴァ
二二〇八・四〇	その他のもの
二二〇八・五〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物
二二〇八・九〇	
二二一・〇九	
二二〇九・〇〇	

第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

注

1　第二三・〇九項には、植物性又は動物性の材料をその特性が消失する程度に処理して得た飼料用に供する種類の物品（植物のくず、植物のかす及び当該処理の際に生ずる副産物を除く。）で、他の項に該当しないものを含む。

二三・〇一	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす
二三〇一・一〇	肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット並びに獣脂かす
二三〇一・二〇	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット
二三・〇二	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）
二三〇二・一〇	とうもろこしのもの
二三〇二・二〇	米のもの
二三〇二・三〇	小麦のもの
二三〇二・四〇	その他の穀物のもの
二三〇二・五〇	豆のもの
二三・〇三	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）
二三〇三・一〇	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす
二三〇三・二〇	ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす
二三〇三・三〇	醸造又は蒸留の際に生ずるかす
二三・〇四	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）
二三〇四・〇〇	
二三・〇五	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）
二三〇五・〇〇	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）
二三・〇六	綿実油かす
二三〇六・一〇	亜麻仁油かす
二三〇六・二〇	ひまわり油かす
二三〇六・三〇	菜種油かす
二三〇六・四〇	やし（コプラ）油かす
二三〇六・五〇	パーム油かす及びパーム核油かす
二三〇六・六〇	その他のもの
二三〇六・九〇	ぶどう酒かす及びアーゴル
二三・〇七	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）
二三〇七・〇〇	
二三・〇八	

二三〇八・一〇	かし又はとちの実	
二三〇八・九〇	その他のもの	
二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品	
二三〇九・一〇	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）	
二三〇九・九〇	その他のもの	

第二四類　たばこ及び製造たばこ代用品

注

1　この類には、薬用の紙巻たばこを含まない（第三〇類参照）。

二四・〇一	たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ
二四〇一・一〇	たばこ（骨を除いてないものに限る。）
二四〇一・二〇	たばこ（全部又は一部の骨を除いたものに限る。）
二四〇一・三〇	くずたばこ
二四・〇二	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）
二四〇二・一〇	葉巻たばこ、シェルート及びシガリロ（たばこを含有するものに限る。）
二四〇二・二〇	紙巻たばこ（たばこを含有するものに限る。）
二四〇二・九〇	その他のもの
二四・〇三	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス
二四〇三・一〇	喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）
二四〇三・九一	その他のもの　シートたばこ
二四〇三・九九	その他のもの

第五部　鉱物性生産品

第二五類　塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

注

1　この類の物品は、文脈又は4の規定により別に解釈される場合を除くほか、粗のもの、洗つたもの（構造を変化させることなく化学物質により不純物を除いたものを含む。）、破砕し、粉砕し、粉状にし又はふるい分けたもの及び浮遊選鉱、磁気選鉱その他の機械的又は物理的な方法により選鉱したもの（結晶法により選鉱したものを除く。）に限るものとし、焼き、混合し又は各項において定める処理方法を超えて加工したものを含まない。

この類の物品には、アンチダスティング剤を加えたもの（これを加えることにより特定の用途に適するようにしたものを除く。）を含む。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄（第二八・〇二項参照）

(b)　アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇％以上のもの（第二八・二一項参照）

(c)　第三〇類の医薬品その他の物品

(d)　調製香料及び化粧品類（第三三類参照）

(e)　舗装用の石、縁石及び敷石（第六八・〇一項参照）、モザイクキューブその他これに類する物品（第六八・〇二項参照）並びに屋根用、上張り用又は防湿層用のスレート（第六八・〇三項参照）

(f)　貴石及び半貴石（第七一・〇二項及び第七一・〇三項参照）

(g)　第三八・二三項の塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムを培養した結晶（一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）及び塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムから製造した光学用品（第九〇・〇一項参照）

(h)　ビリヤードチョーク（第九五・〇四項参照）

(ij)　テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク（第九六・〇九項参照）

3　第二五・一七項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第二五・一七項に属する。

4　第二五・三〇項には、蛭石、真珠岩及び緑泥岩（膨脹させてないものに限る。）、アースカラー（焼いてあるかないか又は相互に混合してあるかないかを問わない。）、天然の雲母酸化鉄、こはく、海泡石（磨いてあるかないかを問わない。）、板状、棒状その他これらに類する形状に凝結させたこはく及び海泡石（凝結させたものにあつては、成形後に加工したものを除く。）、黒玉、ストロンチアナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。）並びに陶磁製品の破片を含む。

二五・〇一	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないかを問わない。）及び海水
二五〇一・〇〇	
二五・〇二	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）
二五〇二・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）
二五・〇三	粗のもの及び精製してないもの
二五〇三・一〇	その他のもの
二五〇三・九〇	天然黒鉛
二五・〇四	粉状又はフレーク状のもの
二五〇四・一〇	その他のもの
二五〇四・九〇	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）
二五・〇五	けい砂
二五〇五・一〇	その他のもの
二五〇五・九〇	

石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	二五・〇六
石英	二五〇六・一〇
けい岩	
粗のもの及び粗削りしたもの	二五〇六・二一
その他のもの	二五〇六・二九
カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	二五・〇七
その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	二五〇七・〇〇
ベントナイト	二五・〇八
デカライジングアース及びフーラーズアース	二五〇八・一〇
耐火粘土	二五〇八・二〇
その他の粘土	二五〇八・三〇
アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト	二五〇八・四〇
ムライト	二五〇八・五〇
シャモット及びダイナスアース	二五〇八・六〇
白亜	二五〇八・七〇
天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜	二五・〇九
粉砕してないもの	二五〇九・〇〇
粉砕したもの	二五・一〇
天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）	二五一〇・一〇
天然の硫酸バリウム（重晶石）	二五一〇・二〇
天然の炭酸バリウム（毒重石）	二五・一一
けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	二五一一・一〇
コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミスストーン及びエメリー	二五一一・二〇
	二五・一二
	二五一二・〇〇
	二五・一三
	二五一三・一一
	二五一三・一九
	二五・一四
	二五一四・〇〇
	二五・一五
	二五一五・一一
	二五一五・一二
	二五一五・二〇
	二五・一六
	二五一六・一一
	二五一六・一二
パミスストーン	
粗のもの及び不規則な形状のもの（破砕したもの（ピムスキー）を含む。）	二五一六・二一
その他のもの	二五一六・二二
エメリー、天然のコランダム、天然のガーネットその他の天然の研磨用の材料	
粗のもの及び不規則な形状のもの	
その他のもの	
スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	
大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	
大理石及びトラバーチン	
粗のもの及び粗削りしたもの	
のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったもの	
エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石及びアラバスター	
花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	
花こう岩	
粗のもの及び粗削りしたもの	
のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったもの	
砂岩	
粗のもの及び粗削りしたもの	
のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったもの	
その他の石碑用又は建築用の岩石	

二五・一七	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）
二五一七・一〇	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにシングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）
二五一七・二〇	スラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（第二五一七・一〇号の物品を混入してあるかないかを問わない。）
二五一七・三〇	タールマカダム
二五一七・四一	第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）
二五一七・四九	大理石のもの
二五・一八	その他のもの
二五一八・一〇	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないかを問わない。）及び凝結ドロマイト（タールドロマイトを含む。）
二五一八・二〇	ドロマイト（焼いたものを除く。）
二五一八・三〇	ドロマイト（焼いたものに限る。）
二五・一九	凝結ドロマイト（タールドロマイトを含む。）
二五一九・一〇	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）
二五一九・九〇	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）
二五・二〇	その他のもの
二五二〇・一〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）
二五二〇・二〇	天然石膏及び天然無水石膏
	プラスター

二五・二一	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）
二五二一・〇〇	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）
二五・二二	生石灰
二五二二・一〇	消石灰
二五二二・二〇	水硬性石灰
二五二二・三〇	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）
二五・二三	セメントクリンカー
二五二三・一〇	ポートランドセメント
二五二三・二一	白色セメント（人工着色をしてあるかないかを問わない。）
二五二三・二九	その他のもの
二五二三・三〇	アルミナセメント
二五二三・九〇	その他の水硬性セメント
二五・二四	石綿
二五二四・〇〇	雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず
二五・二五	粗のもの及びシート状又は片状にしたもの
二五二五・一〇	粉
二五二五・二〇	くず
二五二五・三〇	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びタルク
二五・二六	破砕してなく、かつ、粉状にしてないもの
二五二六・一〇	破砕し又は粉状にしたもの
二五二六・二〇	天然の氷晶石及びチオライト
二五・二七	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの
二五二七・〇〇	天然のほう酸ナトリウム
二五・二八	その他のもの
二五二八・一〇	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石
二五二八・九〇	長石
二五・二九	
二五二九・一〇	

二五二九・二一	ほたる石
二五二九・二二	ふつ化カルシウムの含有量が全重量の九七％以下のもの
二五二九・三〇	ふつ化カルシウムの含有量が全重量の九七％を超えるもの
二五・三〇	白榴石、ネフェリン及びネフェリンサイアナイト
二五三〇・一〇	鉱物（他の項に該当するものを除く。）
二五三〇・二〇	蛭石、真珠岩及び緑泥岩（膨脹させてないものに限る。）
二五三〇・三〇	キーゼル石及び滝利塩（天然の硫酸マグネシウム）
二五三〇・四〇	アースカラー
二五三〇・九〇	天然の雲母酸化鉄
	その他のもの

第二六類　鉱石、スラグ及び灰

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　スラグその他工業において生ずるこれに類するくずでマカダムとして調製したもの（第二五・一七項参照）

(b)　天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト。焼いてあるかないかを問わない。第二五・一九項参照）

(c)　第三一類の塩基性スラグ

(d)　スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール（第六八・〇六項参照）

(e)　貴金属のくず及び貴金属を張つた金属のくず（第七一・一二項参照）

(f)　製錬工程において製造される銅、ニッケル又はコバルトのマット（第一五部参照）

2　第二六・〇一項から第二六・一七項までにおいて「鉱」とは、水銀又は第二八・四四項、第一四部若しくは第一五部の金属を採取するために冶金工業において実際に使用する種類の鉱物（冶金用以外の用途に供するものも含む。）をいう。ただし、第二六・〇一項から第二六・一七項までには、冶金工業において通常行わない工程を経た鉱物を含まない。

3　第二六・二〇項には、工業において金属の採取又は金属化合物の製造原料に使用する種類の灰及び残留物のみを含む。

二六・〇一	鉄鉱（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。）
二六〇一・一一	鉄鉱（精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。）
二六〇一・一二	凝結させてないもの
二六〇一・二〇	凝結させたもの
二六・〇二	焼いた硫化鉄鉱
二六〇二・〇〇	マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含マンガン鉄鉱（精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上のものに限る。）
二六〇三・〇〇	銅鉱（精鉱を含む。）
二六・〇四	
二六〇四・〇〇	ニッケル鉱（精鉱を含む。）
二六・〇五	
二六〇五・〇〇	コバルト鉱（精鉱を含む。）
二六・〇六	
二六〇六・〇〇	アルミニウム鉱（精鉱を含む。）
二六・〇七	
二六〇七・〇〇	鉛鉱（精鉱を含む。）
二六・〇八	
二六〇八・〇〇	亜鉛鉱（精鉱を含む。）
二六・〇九	
二六〇九・〇〇	すず鉱（精鉱を含む。）
二六・一〇	
二六一〇・〇〇	クロム鉱（精鉱を含む。）
二六・一一	
二六一一・〇〇	タングステン鉱（精鉱を含む。）
二六・一二	
二六一二・一〇	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）
二六一二・二〇	ウラン鉱（精鉱を含む。）
二六・一三	トリウム鉱（精鉱を含む。）
二六一三・一〇	モリブデン鉱（精鉱を含む。）
二六一三・九〇	焼いたもの
二六・一四	その他のもの
二六一四・〇〇	チタン鉱（精鉱を含む。）
二六・一五	ニオブ鉱、タンタル鉱、バナジウム鉱及びジルコニウム鉱（精鉱を含む。）
二六一五・一〇	ジルコニウム鉱（精鉱を含む。）
二六一五・九〇	その他のもの
二六・一六	貴金属鉱（精鉱を含む。）
二六一六・一〇	銀鉱（精鉱を含む。）
二六一六・九〇	その他のもの
二六・一七	その他の鉱（精鉱を含む。）
二六一七・一〇	アンチモン鉱（精鉱を含む。）
二六一七・九〇	その他のもの
二六・一八	粒状スラグ（スラグサンド。鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）
二六一八・〇〇	

二六・一九	スラグ、ドロス（粒状スラグを除く。）、スケールその他のくず（鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）
二六一九・〇〇	
二六・二〇	灰及び残留物（金属又はその化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）
二六二〇・一一	亜鉛を主成分とするもの
二六二〇・一九	ハードジンクスペルター
二六二〇・二〇	その他のもの
二六二〇・三〇	鉛を主成分とするもの
二六二〇・四〇	銅を主成分とするもの
二六二〇・五〇	アルミニウムを主成分とするもの
二六二〇・九〇	バナジウムを主成分とするもの
二六・二一	その他のもの
二六二一・〇〇	その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）

第二七類　鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　化学的に単一の有機化合物（第二七・一一項の純粋なメタン及びプロパンを除く。）

(b)　第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品

(c)　第三三・〇一項、第三三・〇二項又は第三八・〇五項の混合不飽和炭化水素

2　第二七・一〇項において石油及び歴青油には、石油及び歴青油のほか、その製法を問わず、これらに類する物品及び主として混合不飽和炭化水素から成る物品で、非芳香族成分の重量が芳香族成分の重量を超えるものを含む。

ただし、同項の石油及び歴青油には、減圧蒸留法により蒸留した場合において一、〇一三ミリバールに換算したときの温度三〇〇度における留出容量が全容量の六〇％未満の液状の合成ポリオレフィンを含まない（第三九類参照）。

号注

1　第二七〇一・一一号において「無煙炭」とは、無水無鉱物質ベースでの揮発分が一四％以下の石炭をいう。

2　第二七〇一・一二号において「歴青炭」とは、無水無鉱物質ベースでの揮発分が一四％を超え、含水無鉱物質ベースでの発熱量が一キログラムにつき五、八三三キロカロリー以上の石炭をいう。

3　第二七〇七・一〇号、第二七〇七・二〇号、第二七〇七・三〇号、第二七〇七・四〇号及び第二七〇七・六〇号において「ベンゾール」、「トルオール」、「キシロール」、「ナフタレン」又は「フェノール」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン、ナフタレン又はフェノールの含有量が全重量の五〇％を超える物品をいう。

二七・〇一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの
二七〇一・一一	石炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）
二七〇一・一二	無煙炭
二七〇一・一九	歴青炭
二七〇一・二〇	その他の石炭
二七・〇二	練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの
二七〇二・一〇	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）
二七〇二・二〇	亜炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）
二七・〇三	亜炭（凝結させたものに限る。）
二七〇三・〇〇	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）
二七・〇四	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン
二七〇四・〇〇	
二七・〇五	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）
二七〇五・〇〇	
二七・〇六	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）
二七〇六・〇〇	
二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの
二七〇七・一〇	ベンゾール
二七〇七・二〇	トルオール
二七〇七・三〇	キシロール
二七〇七・四〇	ナフタレン
二七〇七・五〇	その他の芳香族炭化水素混合物で、ＡＳＴＭ　Ｄ　八六の方法による温度二五〇度における減失量加算留出容量が全容量の六五％以上のもの

二七〇七・六〇	フェノール	
二七〇七・九一	その他のもの	
二七〇七・九九	クレオソート油	
二七・〇八	その他のもの	
	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）	
二七〇八・一〇	ピッチ	
二七〇八・二〇	ピッチコークス	
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）	
二七一〇・〇〇	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
二七・一一	石油ガスその他のガス状炭化水素	
二七一一・一一	液化したもの	
二七一一・一二	天然ガス	
二七一一・一三	プロパン	
二七一一・一四	ブタン	
二七一一・一九	エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン	
	その他のもの	
二七一一・二一	ガス状のもの	
二七一一・二九	天然ガス	
二七・一二	その他のもの	
	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）	
二七一二・一〇	ペトロラタム	
二七一二・二〇	パラフィンろう（油の含有量が全重量の〇・七五％未満のものに限る。）	
二七一二・九〇	その他のもの	
二七・一三	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物	
	石油コークス	
二七一三・一一	焼いてないもの	
二七一三・一二	焼いたもの	
二七一三・二〇	石油アスファルト	
二七一三・九〇	その他の石油又は歴青油の残留物	
二七・一四	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック	
二七一四・一〇	歴青質頁岩、油母頁岩及びタールサンド	
二七一四・九〇	その他のもの	
二七・一五	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）	
二七・一六		
二七一六・〇〇	電気エネルギー（任意項）	

第六部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

注

1 (a) 第二八・四四項又は第二八・四五項に該当する物品は、放射性鉱物を除くほか、当該各項に属するものとし、この品目表の他の項には属しない。

(b) 第二八・四三項又は第二八・四六項に該当する物品は、(a)の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。

2 投与量又は小売用にしたことにより第三〇・〇四項から第三〇・〇六項まで、第三二・一二項、第三三・〇三項から第三三・〇七項まで、第三五・〇六項、第三七・〇七項又は第三八・〇八項のいずれかに属するとみられる物品は、1の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この品目表の他の項には属しない。

3 二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、この部又は第七部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次のすべての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。

(a) 取りそろえた状態からみて、詰め替えることなく共に使用するためのものであることが明らかに認められること。

(b) 共に提示するものであること。

(c) 当該構成成分の性質又は相対的な量の比のいずれかにより互いに補完し合うものであることが認められること。

第二八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

1 注

この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。

(a) 化学的に単一の元素及び化合物（不純物を含有するかしないかを問わない。）

(b) (a)の物品の水溶液

(c) (a)の物品を水以外の溶媒に溶かしたもの（当該溶媒に溶かすことが安全又は輸送のため通常行われ、かつ、必要な場合に限るものとし、特定の用途に適するようにしたものを除く。）

(d) (a)、(b)又は(c)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたもの

(e)　(a)、(b)、(c)又は(d)の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料を加えたもの（特定の用途に適するようにしたものを除く。）

2　この類には、炭素化合物にあつては、亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩で、有機安定剤を加えたもの（第二八・三二項参照）、無機塩基の炭酸塩及びペルオキソ炭酸塩（第二八・三六項参照）、無機塩基のシアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩（第二八・三七項参照）、無機塩基の雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩（第二八・三八項参照）、第二八・四三項から第二八・四六項までの有機物並びに炭化物（第二八・四九項参照）のほか、次のもののみを含む。

(a)　炭素の酸化物及びシアン化水素、雷酸、イソシアン酸、チオシアン酸その他のシアンの酸（錯化合物のものを含む。）（第二八・一一項参照）

(b)　炭素のハロゲン化酸化物（第二八・一二項参照）

(c)　二硫化炭素（第二八・一三項参照）

(d)　チオ炭酸塩、セレノ炭酸塩、テルロ炭酸塩及びセレノシアン酸塩、テルロシアン酸塩、テトラチオシアナトジアミノクロム酸塩（ライネケ塩）その他の錯シアン酸塩（無機塩基のものに限る。第二八・四二項参照）

(e)　尿素により固形化した過酸化水素（第二八・四七項参照）並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジシアン、ハロゲン化ジシアン、シアナミド及びシアナミドの金属誘導体（第二八・五一項参照）（カルシウムシアナミド（純粋であるかないかを問わない。第三一類参照）を除く。）

3　この類には、この部の注1の物品を除くほか、次の物品を含まない。

(a)　第五部の塩化ナトリウム、酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）その他の物品

(b)　オルガノインオルガニック化合物（2の物品を除く。）

(c)　第三一類の注2から注5までの物品

(d)　第三二・〇六項のルミノホアとして使用する種類の無機物

(e)　人造黒鉛（第三八・〇一項参照）、第三八・一三項の消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品、第三八・二三項の小売用の容器入りにしたインキ消し及び第三八・二三項のアルカリ金属又はアルカリ土類金属のハロゲン化物を培養した結晶（一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）

(f)　天然、合成又は再生の貴石及び半貴石並びにこれらのダスト及び粉（第七一・〇二項から第七一・〇五項まで参照）並びに第七一類の貴金属及びその合金

(g)　第一五部の金属（純粋であるかないかを問わない。）及びその合金

(h)　光学用品（例えば、アルカリ金属又はアルカリ土類金属のハロゲン化物から製造したもの。第九〇・〇一項参照）

4　第二節の非金属酸と第四節の金属酸とから成る化学的に単一の錯酸は、第二八・一一項に属する。

5　第二八・二六項から第二八・四二項までには、金属又はアンモニウムの塩及びペルオキシ塩のみを含む。

6　複塩及び錯塩は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第二八・四二項に属する。第二八・四四項には、次の物品のみを含む。

(a)　テクネチウム（原子番号四三）、プロメチウム（原子番号六一）、ポロニウム（原子番号八四）及び原子番号が八四を超えるすべての元素

(b)　天然又は人工の放射性同位元素（これらを相互に混合してあるかないかを問わないものとし、第一四部又は第一五部の貴金属又は卑金属のものを含む。）

(c)　(a)又は(b)の元素又は同位元素の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないか又はこれらを相互に混合してあるかないかを問わない。）

(d)　(a)から(c)までの元素、同位元素又は無機若しくは有機の化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物で、比放射能が一グラムにつき〇・〇〇二マイクロキュリーを超えるもの

(e)　使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）

(f)　放射性残留物（使用可能であるかないかを問わない。）

この注、第二八・四四項及び第二八・四五項において「同位元素」とは、次の物品をいう。個々の核種（天然に単核種として存在するものを除く。）

同一の元素の同位元素の混合物で、一種類又は数種類の当該同位元素を濃縮したもの（同位元素の天然の組成を人為的に変えたもの）

7　第二八・四八項には、りんの含有量が全重量の一五％を超えるりん銅を含む。

8　元素（例えば、けい素及びセレン）を電子工業用にドープ処理したもののうち、引上げ法により製造したままの形状のもの及び円柱状又は棒状のものはこの類に属するものとし、円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状に切つたものは第三八・一八項に属する。

	第一節　元素
二八・〇一	ふつ素、塩素、臭素及びよう素
二八〇一・一〇	塩素
二八〇一・二〇	よう素
二八〇一・三〇	ふつ素及び臭素
二八・〇二	昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄
二八〇二・〇〇	
二八・〇三	炭素（カーボンブラックその他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除く。）
二八〇三・〇〇	
二八・〇四	水素、希ガスその他の非金属元素
二八〇四・一〇	水素
	希ガス
二八〇四・二一	アルゴン
二八〇四・二九	その他のもの
二八〇四・三〇	窒素

二八〇四・四〇	酸素
二八〇四・五〇	ほう素及びテルル
二八〇四・六一	けい素
二八〇四・六九	けい素の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの
二八〇四・七〇	その他のもの
二八〇四・八〇	りん
二八〇四・九〇	砒素
二八・〇五	セレン
二八〇五・一一	アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀
二八〇五・一九	アルカリ金属
	ナトリウム
	その他のもの
二八〇五・二一	アルカリ土類金属
二八〇五・二二	カルシウム
二八〇五・三〇	ストロンチウム及びバリウム
	希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）
二八〇五・四〇	水銀
	第二節　無機酸及び無機非金属酸化物
二八・〇六	塩化水素（塩酸）及びクロロ硫酸
二八〇六・一〇	塩化水素（塩酸）
二八〇六・二〇	クロロ硫酸
二八・〇七	硫酸及び発煙硫酸
二八〇七・〇〇	硫酸及び発煙硫酸
二八・〇八	硝酸及び硫硝酸
二八〇八・〇〇	硝酸及び硫硝酸
二八・〇九	五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸
二八〇九・一〇	五酸化二りん
二八〇九・二〇	りん酸及びポリりん酸
二八・一〇	ほう素の酸化物及びほう酸
二八一〇・〇〇	その他の無機酸及び無機非金属酸化物
二八・一一	その他の無機酸
二八一一・一一	ふっ化水素（ふっ化水素酸）
二八一一・一九	その他のもの

二八一一・二一	その他の無機非金属酸化物
二八一一・二二	二酸化炭素
二八一一・二三	二酸化けい素
二八一一・二九	二酸化硫黄
二八一二・一一	その他のもの
	第三節　非金属のハロゲン化物及び硫黄化合物
二八一二・一〇	非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物
二八一二・九〇	塩化物及び塩化酸化物
二八・一三	その他のもの
二八一三・一〇	非金属硫化物及び商慣行上三硫化りんとして取引する物品
二八一三・九〇	二硫化炭素
二八・一四	その他のもの
二八一四・一〇	第四節　無機塩基並びに金属の酸化物、水酸化物及び過酸化物
二八一四・二〇	無水アンモニア及びアンモニア水
二八・一五	無水アンモニア
	アンモニア水
二八一五・一一	水酸化ナトリウム（かせいソーダ）、水酸化カリウム（かせいカリ）及びナトリウム又はカリウムの過酸化物
二八一五・二〇	水酸化ナトリウム（かせいソーダ）
二八一五・三〇	固体のもの
	水溶液のもの（ソーダ液）
二八・一六	水酸化カリウム（かせいカリ）
二八一六・一〇	ナトリウム又はカリウムの過酸化物
二八一六・二〇	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物
二八一六・三〇	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物
二八・一七	ストロンチウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物
二八一七・〇〇	バリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物
二八・一八	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛
二八一八・一〇	酸化アルミニウム（人造コランダムを含む。）及び水酸化アルミニウム
二八一八・二〇	人造コランダム
二八一八・三〇	その他の酸化アルミニウム
二八・一九	水酸化アルミニウム
二八一九・一〇	クロムの酸化物及び水酸化物
二八一九・九〇	三酸化クロム
	その他のもの

二八・二〇	マンガンの酸化物
二八二〇・一〇	二酸化マンガン
二八二〇・九〇	その他のもの
二八・二一	アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇％以上のもの並びに鉄の酸化物及び水酸化物
二八二一・一〇	鉄の酸化物及び水酸化物
二八二一・二〇	アースカラー
二八・二二	コバルトの酸化物及び水酸化物並びに商慣行上酸化コバルトとして取引する物品
二八・二三	チタンの酸化物
二八二三・〇〇	鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛
二八・二四	一酸化鉛（リサージ）
二八二四・一〇	鉛丹及びオレンジ鉛
二八二四・二〇	その他のもの
二八二四・九〇	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物
二八・二五	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩
二八二五・一〇	酸化リチウム及び水酸化リチウム
二八二五・二〇	バナジウムの酸化物及び水酸化物
二八二五・三〇	ニッケルの酸化物及び水酸化物
二八二五・四〇	銅の酸化物及び水酸化物
二八二五・五〇	ゲルマニウムの酸化物及び二酸化ジルコニウム
二八二五・六〇	モリブデンの酸化物及び水酸化物
二八二五・七〇	アンチモンの酸化物
二八二五・八〇	その他のもの
二八二五・九〇	第五節　無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩
二八・二六	ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩その他のふつ素錯塩
二八二六・一一	ふつ化物
二八二六・一二	アンモニウム又はナトリウムのもの
二八二六・一九	アルミニウムのもの
二八二六・二〇	その他のもの
二八二六・三〇	ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩
二八二六・九〇	ヘキサフルオロアルミン酸ナトリウム（人造氷晶石）
	その他のもの

二八・二七	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物
二八二七・一〇	塩化アンモニウム
二八二七・二〇	塩化カルシウム
二八二七・三一	その他の塩化物
二八二七・三二	マグネシウムのもの
二八二七・三三	アルミニウムのもの
二八二七・三四	鉄のもの
二八二七・三五	コバルトのもの
二八二七・三六	ニッケルのもの
二八二七・三七	亜鉛のもの
二八二七・三八	すずのもの
二八二七・三九	バリウムのもの
二八二七・四一	その他のもの
二八二七・四九	塩化酸化物及び塩化水酸化物
二八二七・五一	銅のもの
二八二七・五九	その他のもの
二八二七・六〇	臭化物及び臭化酸化物
二八・二八	ナトリウム又はカリウムの臭化物
二八二八・一〇	その他のもの
二八二八・九〇	よう化物及びよう化酸化物
二八・二九	次亜塩素酸塩、商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩
二八二九・一一	商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品その他カルシウムの次亜塩素酸塩
二八二九・一九	その他のもの
二八二九・九〇	塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩
二八・三〇	塩素酸塩
二八三〇・一〇	ナトリウムのもの
二八三〇・二〇	その他のもの
二八三〇・三〇	その他のもの
二八三〇・九〇	硫化物及び多硫化物
	ナトリウムの硫化物
	硫化亜鉛
	硫化カドミウム
	その他のもの

二八・三一	亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩
二八三一・一〇	ナトリウムのもの
二八三一・九〇	その他のもの
二八・三二	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩
二八三二・一〇	ナトリウムの亜硫酸塩
二八三二・二〇	その他の亜硫酸塩
二八三二・三〇	チオ硫酸塩
二八・三三	硫酸塩、みようばん及びペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）
二八三三・一一	ナトリウムの硫酸塩
二八三三・一九	硫酸二ナトリウム
	その他のもの
二八三三・二一	その他の硫酸塩
二八三三・二二	マグネシウムのもの
二八三三・二三	アルミニウムのもの
二八三三・二四	クロムのもの
二八三三・二五	ニッケルのもの
二八三三・二六	銅のもの
二八三三・二七	亜鉛のもの
二八三三・二九	バリウムのもの
二八三三・三〇	その他のもの
二八三三・四〇	みようばん
二八・三四	ペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）
二八三四・一〇	亜硝酸塩及び硝酸塩
	亜硝酸塩
二八三四・二一	カリウムのもの
二八三四・二二	ビスマスのもの
二八三四・二九	その他のもの
二八・三五	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩
二八三五・一〇	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）及びホスホン酸塩（亜りん酸塩）
	りん酸塩
二八三五・二一	三アンモニウムのもの
二八三五・二二	一ナトリウム又は二ナトリウムのもの
二八三五・二三	三ナトリウムのもの
二八三五・二四	カリウムのもの
二八三五・二五	オルトりん酸水素カルシウム（りん酸二カルシウム）
二八三五・二六	カルシウムのその他のりん酸塩
二八三五・二九	その他のもの
二八三五・三一	ポリりん酸塩
二八三五・三九	三りん酸ナトリウム（トリポリりん酸ナトリウム）
二八・三六	その他のもの
二八三六・一〇	炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩（過炭酸塩）及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの
二八三六・二〇	商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品その他アンモニアの炭酸塩
二八三六・三〇	炭酸二ナトリウム
二八三六・四〇	炭酸水素ナトリウム（重炭酸ナトリウム）
二八三六・五〇	カリウムの炭酸塩
二八三六・六〇	炭酸カルシウム
二八三六・七〇	炭酸バリウム
二八三六・九一	炭酸鉛
二八三六・九二	その他のもの
二八三六・九三	リチウムの炭酸塩
二八三六・九九	炭酸ストロンチウム
二八三七・一一	炭酸ビスマス
二八三七・一九	その他のもの
二八三七・二〇	シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩
二八三八・〇〇	シアン化物及びシアン化酸化物
二八・三九	ナトリウムのもの
二八三九・一一	その他のもの
二八三九・一九	シアノ錯塩
二八三九・二〇	雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩
二八三九・九〇	けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品
二八・四〇	ナトリウムのメタけい酸塩
二八四〇・一一	その他のもの
二八四〇・一九	カリウムのもの
二八四〇・二〇	その他のもの
二八四〇・三〇	ほう酸塩及びペルオキソほう酸塩（過ほう酸塩）
	四ほう酸二ナトリウム（精製ほう砂）
	無水物
	その他のもの
	その他のほう酸塩
	ペルオキソほう酸塩（過ほう酸塩）

二八・四一	オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩
二八四一・一〇	アルミン酸塩
二八四一・二〇	クロム酸塩（亜鉛又は鉛のものに限る。）
二八四一・三〇	二クロム酸ナトリウム
二八四一・四〇	二クロム酸カリウム
二八四一・五〇	その他のクロム酸塩及び二クロム酸塩並びにペルオキソクロム酸塩
二八四一・六〇	亜マンガン酸塩、マンガン酸塩及び過マンガン酸塩
二八四一・七〇	モリブデン酸塩
二八四一・八〇	タングステン酸塩（ウォルフラム酸塩）
二八四一・九〇	その他のもの
二八・四二	その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩（アジ化物を除く。）
二八四二・一〇	けい酸の複塩及び錯塩
二八四二・九〇	その他のもの
二八・四三	第六節　その他のもの
	貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム
二八四三・一〇	コロイド状貴金属
	銀化合物
二八四三・二一	硝酸銀
二八四三・二九	その他のもの
二八四三・三〇	金化合物
二八四三・九〇	その他の化合物及びアマルガム
二八・四四	放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物
	天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物
二八四四・一〇	ウラン二三五を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物
二八四四・二〇	ウラン二三五を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を減少させたウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物
二八四四・三〇	放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物（第二八四四・一〇号、第二八四四・二〇号又は第二八四四・三〇号のものを除く。）並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物
二八四四・五〇	使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）
二八・四五	同位元素（第二八・四四項のものを除く。）及びその無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）
二八四五・一〇	重水（酸化重水素）
二八四五・九〇	その他のもの
二八・四六	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物
二八四六・一〇	セリウム化合物
二八四六・九〇	その他のもの
二八・四七	過酸化水素（尿素により固形化してあるかないかを問わない。）
二八四七・〇〇	りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）
二八・四八	銅のもの（りん銅。りんの含有量が全重量の一五％を超えるものに限る。）
二八四八・一〇	その他の金属又は非金属のもの
二八四八・九〇	炭化物（化学的に単一であるかないかを問わない。）
二八・四九	カルシウムのもの
二八四九・一〇	けい素のもの
二八四九・二〇	その他のもの
二八四九・九〇	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わない。）
二八・五〇	その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）
二八五〇・〇〇	
二八・五一	
二八五一・〇〇	

第二九類　有機化学品

注

1　この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。

(a)　化学的に単一の有機化合物（不純物を含有するかしないかを問わない。）

(b)　同一の有機化合物の二以上の異性体の混合物（不純物を含有するかしないかを問わないものとし、飽和又は不飽和の非環式炭化水素にあつては、立体異性体以外の異性体の混合物（第二七類参照）を除く。）

(c) 第二九・三六項から第二九・三九項までの物品、第二九・四〇項の糖エーテル及び糖エステル並びにこれらの塩並びに第二九・四一項の物品（この(c)の物品については、化学的に単一であるかないかを問わない。）

(d) (a)、(b)又は(c)の物品の水溶液

(e) (a)、(b)又は(c)の物品を水以外の溶媒に溶かしたもの（当該溶媒に溶かすことが安全又は輸送のため通常行われ、かつ、必要な場合に限るものとし、特定の用途に適するようにしたものを除く。）

(f) (a)、(b)、(c)、(d)又は(e)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたもの

(g) (a)、(b)、(c)、(d)、(e)又は(f)の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料若しくは香気性物質を加えたもの（特定の用途に適するようにしたものを除く。）

(h) ジアゾニウム塩及びそのカップリング成分並びにジアゾ化することができるアミン及びその塩で、アゾ染料生成用のもののうち標準的な濃度にしたもの

2　この類には、次の物品を含まない。

(a) 第一五・〇四項の物品及びグリセリン（第一五・二〇項参照）

(b) エチルアルコール（第二二・〇七項及び第二二・〇八項参照）

(c) メタン及びプロパン（第二七・一一項参照）

(d) 第二八類の注2の炭素化合物

(e) 尿素（第三一・〇二項及び第三一・〇五項参照）

(f) 植物性又は動物性の着色料（第三二・〇三項参照）、有機合成着色料及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（第三二・〇四項参照）並びに小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料（第三二・一二項参照）

(g) 酵素（第三五・〇七項参照）

(h) メタアルデヒド、ヘキサメチレンテトラミンその他これらに類する物質をタブレット状、棒状その他これらに類する形状にした燃料並びにたばこ用ライター又はこれに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）（第三六・〇六項参照）

(ij) 第三八・一三項の消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品及び第三八・二三項の小売用の容器入りにしたインキ消し

(k) 光学用品（例えば、酒石酸エチレンジアミンから製造したもの。第九〇・〇一項参照）

3　この類の二以上の項に属するとみられる物品は、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

4　第二九・〇四項から第二九・〇六項まで、第二九・〇八項から第二九・一一項まで及び第二九・一三項から第二九・二〇項までにおいて、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体（例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体）を含む。

ニトロ基及びニトロソ基は、第二九・二九項においては窒素官能基としない。第二九・一一項、第二九・一二項、第二九・一四項、第二九・一八項及び第二九・二二項において酸素官能基は、第二九・〇五項から第二九・二〇項までの酸素を有する有機官能基に限る。

5 (a) 第一節から第七節までの酸官能有機化合物とこれらの節の有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物又は有機化合物が属する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

(b) エチルアルコール又はグリセリンと第一節から第七節までの酸官能有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物が属する項に属する。

(c) 次の塩は、この部の注1及び第二八類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。

(1) 第一節から第一〇節まで又は第二九・四二項の酸官能化合物、フェノール官能化合物、エノール官能化合物、有機塩基その他の有機化合物の無機塩は、これを構成する有機化合物が属する項に属する。

(2) 第一節から第一〇節まで又は第二九・四二項の有機化合物の相互間の塩は、これを構成する塩基又は酸（フェノール官能化合物及びエノール官能化合物を含む。）が属する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

(d) 金属アルコラートは、エタノール及びグリセリンの場合を除くほか、これを構成するアルコールが属する項に属する（第二九・〇五項参照）。

(e) カルボン酸の酸ハロゲン化物は、これを構成するカルボン酸が属する項に属する。

6　第二九・三〇項又は第二九・三一項の化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原子のほか硫黄、砒素、水銀、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合している有機化合物に限る。

第二九・三〇項（有機硫黄化合物）及び第二九・三一項（その他のオルガノインオルガニック化合物）には、炭素原子と直接に結合している原子が、水素、酸素又は窒素であり、かつ、スルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体（これらの複合誘導体を含む。）の特性を与える硫黄又はハロゲンのみであるものを含まない。

7　第二九・三二項から第二九・三四項までには、エポキシドで三員環のもの、ケトンペルオキシド、アルデヒド又はチオアルデヒドの環式重合体、多塩基カルボン酸の酸無水物、多価アルコール又は多価フェノールと多塩基酸との環式エステル及び多塩基酸のイミドを含まない。

前段の規定は、複素環構造を形成するヘテロ原子が前段の環を形成する基のみに含まれている場合に限り適用する。

号注

1　この類において化合物の誘導体は、当該誘導体が他のいかなる号にも含まれておらず、かつ、関連する号中に「その他のもの」を定める号がない場合には、当該化合物が属する号に属する。

二九・〇一	第一節　炭化水素並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九〇一・一〇	非環式炭化水素
	飽和のもの
	不飽和のもの
二九〇一・一一	エチレン
二九〇一・一二	プロペン（プロピレン）
二九〇一・一三	ブテン（ブチレン）及びその異性体
二九〇一・二四	ブター一・三―ジエン及びイソプレン
二九〇一・二九	その他のもの
二九・〇二	環式炭化水素
	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素及びシクロテルペン炭化水素
二九〇二・一一	シクロヘキサン
二九〇二・一九	その他のもの
二九〇二・二〇	ベンゼン
二九〇二・三〇	トルエン
	キシレン
二九〇二・四一	オルト―キシレン
二九〇二・四二	メタ―キシレン
二九〇二・四三	パラ―キシレン
二九〇二・四四	キシレン異性体の混合物
二九〇二・五〇	スチレン
二九〇二・六〇	エチルベンゼン
二九〇二・七〇	クメン
二九〇二・九〇	その他のもの
二九・〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体
	非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。）
二九〇三・一一	クロロメタン（塩化メチル）及びクロロエタン（塩化エチル）
二九〇三・一二	ジクロロメタン（塩化メチレン）
二九〇三・一三	クロロホルム（トリクロロメタン）
二九〇三・一四	四塩化炭素
二九〇三・一五	一・二―ジクロロエタン（二塩化エチレン）
二九〇三・一六	一・二―ジクロロプロパン（二塩化プロピレン）及びジクロロブタン
二九〇三・一九	その他のもの
	非環式炭化水素の塩素化誘導体（不飽和のものに限る。）
二九〇三・二一	塩化ビニル（クロロエチレン）
二九〇三・二二	トリクロロエチレン
二九〇三・二三	テトラクロロエチレン（ペルクロロエチレン）
二九〇三・二九	その他のもの
二九〇三・三〇	非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体
二九〇三・四〇	非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）
	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体
二九〇三・五一	一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン
二九〇三・五九	その他のもの
二九〇三・六一	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体
二九〇三・六二	クロロベンゼン、オルト―ジクロロベンゼン及びパラ―ジクロロベンゼン
二九〇三・六九	ヘキサクロロベンゼン及びDDT（一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（パラ―クロロフェニル）エタン）
二九・〇四	その他のもの
	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）
二九〇四・一〇	スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエチルエステル
二九〇四・二〇	ニトロ基又はニトロソ基のみを有する誘導体
二九〇四・九〇	その他のもの
二九・〇五	第二節　アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
	飽和一価アルコール
二九〇五・一一	メタノール（メチルアルコール）
二九〇五・一二	プロパン―一―オール（プロピルアルコール）及びプロパン―二―オール（イソプロピルアルコール）
二九〇五・一三	ブタン―一―オール（ノルマル―ブチルアルコール）
二九〇五・一四	その他のブタノール
二九〇五・一五	ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体
二九〇五・一六	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体
二九〇五・一七	ドデカン―一―オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン―一―オール（セチルアルコール）及びオクタデカン―一―オール（ステアリルアルコール）
二九〇五・一九	その他のもの
	不飽和一価アルコール
二九〇五・二一	アリルアルコール

二九〇五・二二	非環式テルペンアルコール
二九〇五・二九	その他のもの
	二価アルコール
二九〇五・三一	エチレングリコール（エタンジオール）
二九〇五・三二	プロピレングリコール（プロパン―一・二―ジオール）
二九〇五・三九	その他のもの
	その他の多価アルコール
二九〇五・四一	二―エチル―二―（ヒドロキシメチル）プロパン―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン）
二九〇五・四二	ペンタエリトリトール
二九〇五・四三	マンニトール
二九〇五・四四	D―グルシトール（ソルビトール）
二九〇五・四九	その他のもの
二九〇五・五〇	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・〇六	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九〇六・一一	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体
二九〇六・一二	メントール
二九〇六・一三	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール
二九〇六・一四	ステロール及びイノシトール
二九〇六・一九	テルピネオール
	その他のもの
	芳香族アルコール及びその誘導体
二九〇六・二一	ベンジルアルコール
二九〇六・二九	その他のもの
	第三節　フェノール及びフェノールアルコール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・〇七	フェノール及びフェノールアルコール
	一価フェノール
二九〇七・一一	石炭酸（ヒドロキシベンゼン）及びその塩
二九〇七・一二	クレゾール及びその塩
二九〇七・一三	オクチルフェノール及びノニルフェノール並びにこれらの異性体並びにこれらの塩
二九〇七・一四	キシレノール及びその塩
二九〇七・一五	ナフトール及びその塩
二九〇七・一九	その他のもの
	多価フェノール
二九〇七・二一	レソルシノール及びその塩
二九〇七・二二	ヒドロキノン（キノール）及びその塩
二九〇七・二三	四・四′―イソプロピリデンジフェノール（ビスフェノールA又はジフェニロールプロパン）及びその塩
二九〇七・二九	その他のもの
二九〇七・三〇	フェノールアルコール
二九・〇八	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九〇八・一〇	ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩
二九〇八・二〇	スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエステル
二九〇八・九〇	その他のもの
	第四節　エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・〇九	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九〇九・一一	非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九〇九・一九	ジエチルエーテル
二九〇九・二〇	その他のもの
二九〇九・三〇	飽和脂環式エーテル、不飽和脂環式エーテル及びシクロテルペンエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
	芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九〇九・四一	エーテルアルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九〇九・四二	二・二′―オキシジエタノール（ジエチレングリコール又はジゴール）
	エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノメチルエーテル

二九〇九・四三	エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノブチルエーテル
二九〇九・四四	エチレングリコール又はジエチレングリコールのその他のモノアルキルエーテル
二九〇九・四九	その他のもの
二九〇九・五〇	エーテルフェノール及びエーテルアルコールフェノール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九〇九・六〇	アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九一〇・一〇	オキシラン（エチレンオキシド）
二九一〇・二〇	メチルオキシラン（プロピレンオキシド）
二九一〇・三〇	一―クロロ―二・三―エポキシプロパン（エピクロロヒドリン）
二九一〇・九〇	その他のもの
二九・一一	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九一一・〇〇	第五節　アルデヒド官能化合物
二九・一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド
二九一二・一一	非環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。）
二九一二・一二	メタナール（ホルムアルデヒド）
二九一二・一三	エタナール（アセトアルデヒド）
二九一二・一九	ブタナール（ブチルアルデヒド又はノルマル―ブチルアルデヒド）
二九一二・二一	その他のもの
二九一二・二九	環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。）
二九一二・三〇	ベンズアルデヒド
二九一二・四一	その他のもの
二九一二・四二	アルデヒドアルコール
	アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド
	バニリン（四―ヒドロキシ―三―メトキシベンズアルデヒド）
	エチルバニリン（三―エトキシ―四―ヒドロキシベンズアルデヒド）
二九一二・四九	その他のもの
二九一二・五〇	アルデヒドの環式重合体
二九一二・六〇	パラホルムアルデヒド
二九・一三	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九一三・〇〇	第六節　ケトン官能化合物及びキノン官能化合物
二九・一四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九一四・一一	非環式ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）
二九一四・一二	アセトン
二九一四・一三	ブタノン（メチルエチルケトン）
二九一四・一九	四―メチルペンタン―二―オン（メチルイソブチルケトン）
二九一四・二一	その他のもの
二九一四・二二	飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）
二九一四・二三	しょう脳
二九一四・二九	シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン
二九一四・三〇	イオノン及びメチルイオノン
二九一四・四一	その他のもの
二九一四・四九	芳香族ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）
二九一四・五〇	ケトンアルコール及びケトンアルデヒド
二九一四・六一	四―ヒドロキシ―四―メチルペンタン―二―オン（ジアセトンアルコール）
二九一四・七〇	その他のもの
二九・一五	ケトンフェノール及び他の酸素官能基を有するケトンキノン
	アントラキノン
	その他のもの
	ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
	第七節　カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

ぎ酸並びにその塩及びエステル	二九一五・一一
ぎ酸の塩	二九一五・一二
ぎ酸のエステル	二九一五・一三
酢酸及びその塩並びに無水酢酸	
酢酸	二九一五・二一
酢酸ナトリウム	二九一五・二二
酢酸コバルト	二九一五・二三
無水酢酸	二九一五・二四
その他のもの	二九一五・二九
酢酸のエステル	
酢酸エチル	二九一五・三一
酢酸ビニル	二九一五・三二
酢酸ノルマル―ブチル	二九一五・三三
酢酸イソブチル	二九一五・三四
酢酸―二―エトキシエチル	二九一五・三五
その他のもの	二九一五・三九
モノクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸並びにこれらの塩及びエステル	二九一五・四〇
プロピオン酸並びにその塩及びエステル	二九一五・五〇
酪酸及び吉草酸並びにこれらの塩及びエステル	二九一五・六〇
パルミチン酸及びステアリン酸並びにこれらの塩及びエステル	二九一五・七〇
その他のもの	二九一五・九〇
不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九・一六
不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九一六・一一
アクリル酸及びその塩	二九一六・一二
アクリル酸のエステル	二九一六・一三
メタクリル酸及びその塩	二九一六・一四
メタクリル酸のエステル	二九一六・一五
オレイン酸、リノール酸及びリノレン酸並びにこれらの塩及びエステル	
その他のもの	二九一六・一九
飽和脂環式モノカルボン酸、不飽和脂環式モノカルボン酸及びシクロテルペンモノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九一六・二〇

芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九一六・三一
安息香酸並びにその塩及びエステル	二九一六・三二
過酸化ベンゾイル及び塩化ベンゾイル	二九一六・三三
フェニル酢酸並びにその塩及びエステル	二九一六・三九
その他のもの	二九・一七
ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
非環式ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九一七・一一
しゆう酸並びにその塩及びエステル	二九一七・一二
アジピン酸並びにその塩及びエステル	二九一七・一三
アゼライン酸及びセバシン酸並びにこれらの塩及びエステル	二九一七・一四
無水マレイン酸	二九一七・一九
その他のもの	二九一七・二〇
飽和脂環式ポリカルボン酸、不飽和脂環式ポリカルボン酸及びシクロテルペンポリカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九一七・二一
芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九一七・二二
オルトフタル酸ジオクチル	二九一七・二三
オルトフタル酸ジノニル及びオルトフタル酸ジデシル	二九一七・三六
その他のオルトフタル酸エステル	二九一七・三七
無水フタル酸	二九一七・三九
テレフタル酸及びその塩	二九・一八
テレフタル酸ジメチル	
その他のもの	
カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九一八・一一
アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九一八・一二
乳酸並びにその塩及びエステル	二九一八・一三
酒石酸	
酒石酸の塩及びエステル	

くえん酸	二九一八・一四
くえん酸の塩及びエステル	二九一八・一五
グルコン酸並びにその塩及びエステル	二九一八・一六
フェニルグリコール酸（マンデル酸）並びにその塩及びエステル	二九一八・一七
その他のもの	二九一八・一九
フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
サリチル酸及びその塩	二九一八・二一
オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	二九一八・二二
サリチル酸のその他のエステル及びその塩	二九一八・二三
その他のもの	二九一八・二九
アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九一八・三〇
その他のもの	二九一八・九〇
第八節　無機酸のエステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九一九・一九
その他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九一九・〇〇
チオりん酸エステル（ホスホロチオエート）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九・二〇
その他のもの	二九二〇・一〇
第九節　窒素官能化合物	二九二〇・九〇
アミン官能化合物	
非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	二九・二一
メチルアミン、ジメチルアミン及びトリメチルアミン並びにこれらの塩	二九二一・一一
ジエチルアミン及びその塩	二九二一・一二
その他のもの	二九二一・一九
非環式ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	
エチレンジアミン及びその塩	二九二一・二一
ヘキサメチレンジアミン及びその塩	二九二一・二二
その他のもの	二九二一・二九
飽和脂環式モノアミン、不飽和脂環式モノアミン、シクロテルペンモノアミン、飽和脂環式ポリアミン、不飽和脂環式ポリアミン及びシクロテルペンポリアミン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	二九二一・三〇
芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	
アニリン及びその塩	二九二一・四一
アニリン誘導体及びその塩	二九二一・四二
トルイジン及びその誘導体並びにこれらの塩	二九二一・四三
ジフェニルアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	二九二一・四四
一―ナフチルアミン（アルファ―ナフチルアミン）及び二―ナフチルアミン（ベータ―ナフチルアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	二九二一・四五
その他のもの	二九二一・四九
芳香族ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	二九二一・五一
オルト―フェニレンジアミン、メタ―フェニレンジアミン、パラ―フェニレンジアミン及びジアミノトルエン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	二九二一・五九
その他のもの	二九・二二
酸素官能のアミノ化合物	
アミノアルコール並びにそのエーテル及びエステル（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	二九二二・一一
モノエタノールアミン及びその塩	二九二二・一二
ジエタノールアミン及びその塩	二九二二・一三
トリエタノールアミン及びその塩	二九二二・一九
その他のもの	
アミノナフトールその他のアミノフェノール並びにそのエーテル及びエステル（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	二九二二・二一
アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	二九二二・二二
アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩	二九二二・二九
その他のもの	二九二二・三〇
アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	二九二二・四一
アミノ酸及びそのエステル（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	
リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	

二九二二・四二
二九二二・四九
二九二二・五〇
二九・二三
二九二三・一〇
二九二三・二〇
二九二三・九〇
二九・二四
二九二四・一〇
二九二四・二一
二九二四・二九
二九・二五
二九二五・一一
二九二五・一九
二九二五・二〇
二九・二六
二九二六・一〇
二九二六・二〇
二九二六・九〇
二九・二七
二九二七・〇〇
二九・二八
二九二八・〇〇
二九・二九
二九二九・一〇
二九二九・九〇
二九・三〇
二九三〇・一〇
二九三〇・二〇
二九三〇・三〇
二九三〇・四〇
二九三〇・九〇
二九・三一
二九三一・〇〇
二九・三二
二九三二・一一
二九三二・一二
二九三二・一三
二九三二・一九
二九三三・一一
二九三三・一九
二九三三・二一
二九三三・二九
二九三三・三一
二九三三・三九
二九三三・四〇
二九三三・五一
二九三三・五九

グルタミン酸及びその塩
その他のもの
アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物
第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド
コリン及びその塩
レシチンその他のホスホアミノリピド
その他のもの
カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物
非環式アミド（非環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩
環式アミド（環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩
ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩
その他のもの
カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物
イミド及びその誘導体並びにこれらの塩
サッカリン及びその塩
その他のもの
イミン及びその誘導体並びにこれらの塩
ニトリル官能化合物
アクリロニトリル
一―シアノグアニジン（ジシアンジアミド）
その他のもの
ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物
ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体
その他の窒素官能基を有する化合物
イソシアナート
その他のもの
第一〇節　オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド
有機硫黄化合物
ジチオカルボナート（キサントゲン酸塩）
チオカルバマート及びジチオカルバマート
チウラムモノスルフィド、チウラムジスルフィド及びチウラムテトラスルフィド
メチオニン
その他のもの
その他のオルガノインオルガニック化合物
複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）
非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物
テトラヒドロフラン
二―フルアルデヒド（フルフラール）
フルフリルアルコール及びテトラヒドロフルフリルアルコール
その他のもの
ラクトン
クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン
その他のラクトン
その他のもの
複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）並びに核酸及びその塩
非縮合ピラゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物
フェナゾン（アンチピリン）及びその誘導体
その他のもの
非縮合イミダゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物
ヒダントイン及びその誘導体
その他のもの
非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物
ピリジン及びその塩
その他のもの
キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物
ピリミジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）又はピペラジン環を有する化合物並びに核酸及びその塩
マロニル尿素（バルビツル酸）及びその誘導体並びにこれらの塩
その他のもの

非縮合トリアジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	二九三二・六一
メラミン	二九三二・六九
その他のもの	
ラクタム	
六―ヘキサンラクタム（イプシロン―カプロラクタム）	二九三三・七一
その他のラクタム	二九三三・七九
その他のもの	二九三三・九〇
その他の複素環式化合物	二九・二四
非縮合チアゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	二九三四・一〇
ベンゾチアゾール環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	二九三四・二〇
フェノチアジン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	二九三四・三〇
その他のもの	二九三四・九〇
スルホンアミド	二九・三五
第一一節　プロビタミン、ビタミン及びホルモン	二九三五・〇〇
プロビタミン及びビタミンのもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）	二九・三六
プロビタミン（混合してないものに限る。）	二九三六・一〇
ビタミン及びその誘導体（混合してないものに限る。）	
ビタミンA及びその誘導体	二九三六・二一
ビタミンB_1及びその誘導体	二九三六・二二
ビタミンB_2及びその誘導体	二九三六・二三
D―パントテン酸及びDL―パントテン酸（ビタミンB_3又はビタミンB_5）並びにこれらの誘導体	二九三六・二四
ビタミンB_6及びその誘導体	二九三六・二五
ビタミンB_{12}及びその誘導体	二九三六・二六
ビタミンC及びその誘導体	二九三六・二七
ビタミンE及びその誘導体	二九三六・二八
その他のビタミン及びその誘導体	二九三六・二九
その他のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）	二九三六・九〇
ホルモン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの並びにその他のステロイドで主としてホルモンとして使用するもの	二九・三七
脳下垂体前葉ホルモンその他これに類するホルモン及びこれらの誘導体	二九三七・一〇
副腎皮質ホルモン及びその誘導体	二九三七・二一
コルチゾン、ヒドロコルチゾン、プレドニゾン（デヒドロコルチゾン）及びプレドニゾロン（デヒドロヒドロコルチゾン）	二九三七・二二
副腎皮質ホルモンのハロゲン化誘導体	二九三七・二九
その他のもの	
その他のホルモン及びその誘導体並びにその他のステロイドで主としてホルモンとして使用するもの	二九三七・九一
インスリン及びその塩	二九三七・九二
エストロゲン及びプロゲストゲン	二九三七・九九
その他のもの	
第一二節　グリコシド及び植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体	二九・三八
グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	二九三八・一〇
ルトシド（ルチン）及びその誘導体	二九三八・九〇
その他のもの	二九・三九
植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	二九三九・一〇
あへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	二九三九・二一
キナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	二九三九・二九
キニーネ及びその塩	二九三九・三〇
その他のもの	二九三九・四〇
カフェイン及びその塩	二九三九・五〇
エフェドリン類及びその塩	二九三九・六〇
テオフィリン及びアミノフィリン（テオフィリン―エチレンジアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	二九三九・七〇
ライ麦麦角のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	二九三九・九〇
ニコチン及びその塩	
その他のもの	
第一三節　その他の有機化合物	

二九・四〇 二九四〇・〇〇	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖エステル、糖エーテルの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）
二九・四一 二九四一・一〇	抗生物質 ペニシリン及びその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）並びにこれらの塩
二九四一・二〇	ストレプトマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩
二九四一・三〇	テトラサイクリン及びその誘導体並びにこれらの塩
二九四一・四〇	クロラムフェニコール及びその誘導体並びにこれらの塩
二九四一・五〇	エリスロマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩
二九四一・九〇	その他のもの
二九・四二 二九四二・〇〇	その他の有機化合物

第三〇類　医療用品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　食餌療法用の食料、強化食料、食餌補助剤、強壮飲料、鉱水その他の飲食物（第四部参照）

(b)　歯科用に特に焼き又は細かく粉砕したプラスター（第二五・二〇項参照）

(c)　精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューションで、医薬用に適するもの（第三三・〇一項参照）

(d)　第三三・〇三項から第三三・〇七項までの調製品（治療作用又は予防作用を有するものを含む。）

(e)　第三四・〇一項のせっけんその他の物品で医薬品を加えたもの

(f)　プラスターをもととした歯科用の調製品（第三四・〇七項参照）

(g)　治療用又は予防用に調製してない血液アルブミン（第三五・〇二項参照）

2　第三〇・〇三項、第三〇・〇四項及び3(d)においては、次に定めるところによる。

(a)　混合してないものには、次の物品を含む。

(1)　混合してないものの水溶液

(2)　第二八類又は第二九類のすべての物品

(3)　第一三・〇二項の一の植物性エキスで、単に標準化したもの及び溶媒に溶かしたもの

(b)　混合したものには、次の物品を含む。

(1)　コロイド状の溶液及び懸濁体（コロイド硫黄を除く。）

(2)　植物性材料の混合物を処理して得た植物性エキス

(3)　天然の鉱水を蒸発させて得た塩及び濃縮物

3　第三〇・〇六項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第三〇・〇六項に属するものとし、この品目表の他の項には属しない。

(a)　外科用のカットガットその他これに類する縫合材及び切開創縫合用の接着剤（殺菌したものに限る。）

(b)　ラミナリア及びラミナリア栓（殺菌したものに限る。）

(c)　外科用又は歯科用の吸収性止血材（殺菌したものに限る。）

(d)　エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬（混合してないもので投与量にしたもの及び二以上の成分から成るもので検査用又は診断用に混合したものに限る。）

(e)　血液型判定用試薬

(f)　歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメント

(g)　救急箱及び救急袋

(h)　避妊用化学調製品（ホルモン又は殺精子剤をもととしたものに限る。）

三〇・〇一	臓器療法用の腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質（他の項に該当するものを除く。）
三〇〇一・一〇	腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）
三〇〇一・二〇	腺その他の器官又はその分泌物の抽出物
三〇〇一・九〇	その他のもの
三〇・〇二	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品
三〇〇二・一〇	免疫血清その他の血液分画物
三〇〇二・二〇	人用のワクチン
三〇〇二・三一	動物用のワクチン
三〇〇二・三九	口蹄疫ワクチン
三〇〇二・九〇	その他のもの
三〇・〇三	その他のもの
	医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）
三〇〇三・一〇	ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの

三〇〇三・二〇	その他の抗生物質を含有するもの
	第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。）
	インスリンを含有するもの
三〇〇三・三一	その他のもの
三〇〇三・三九	アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）
三〇〇三・四〇	その他のもの
三〇〇三・九〇	医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にし又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）
三〇〇四・一〇	ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの
三〇〇四・二〇	その他の抗生物質を含有するもの
	第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。）
三〇〇四・三一	インスリンを含有するもの
三〇〇四・三二	副腎皮質ホルモンを含有するもの
三〇〇四・三九	その他のもの
三〇〇四・四〇	アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）
三〇〇四・五〇	その他の医薬品（第二九・三六項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。）
三〇〇四・九〇	その他のもの
三〇・〇五	脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品（例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤）で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの
三〇〇五・一〇	接着性を有する被覆材その他の接着層を有する製品
三〇〇五・九〇	その他のもの
三〇・〇六	この類の注3の医療用品
三〇〇六・一〇	外科用のカットガットその他これに類する縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓及び外科用又は歯科用の吸収性止血材（殺菌したものに限る。）
三〇〇六・二〇	血液型判定用試薬
三〇〇六・三〇	エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬
三〇〇六・四〇	歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメント
三〇〇六・五〇	救急箱及び救急袋
三〇〇六・六〇	避妊用化学調製品（ホルモン又は殺精子剤をもととしたものに限る。）

第三一類　肥料

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第〇五・一一項の動物の血

(b)　化学的に単一の化合物（2(A)、3(A)、4(A)又は5のものを除く。）

(c)　第三八・二三項の塩化カリウムを培養した結晶（一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）及び塩化カリウムから製造した光学用品（第九〇・〇一項参照）

2　第三一・〇二項には、次の物品（第三一・〇五項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。

(A)　次のいずれかに該当する物品

(i)　硝酸ナトリウム（純粋であるかないかを問わない。）

(ii)　硝酸アンモニウム（純粋であるかないかを問わない。）

(iii)　硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの複塩（純粋であるかないかを問わない。）

(iv)　硫酸アンモニウム（純粋であるかないかを問わない。）

(v)　硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムとの複塩（純粋であるかないかを問わない。）又は混合物

(vi)　硝酸カルシウムと硝酸マグネシウムとの複塩（純粋であるかないかを問わない。）又は混合物

(vii)　カルシウムシアナミド（純粋であるかないか又は油により処理してあるかないかを問わない。）

(viii)　尿素（純粋であるかないかを問わない。）

(B)　(A)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料

(C)　塩化アンモニウム又は(A)若しくは(B)の物品と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料

(D)　(A)の(ii)若しくは(viii)の物品又はこれらの混合物を水溶液にし又はアンモニア溶液にした液状肥料

3　第三一・〇三項には、次の物品（第三一・〇五項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。

(A)　次のいずれかに該当する物品

(i)　塩基性スラグ

(ii)　第二五・一〇項の天然のりん酸塩を焼き又は不純物を除くための熱処理を超える熱処理をしたもの

(iii)　過りん酸石灰又は重過りん酸石灰

(iv) りん酸水素カルシウム（ふつ素の含有量が乾燥状態における無水物の全重量の〇・二％以上のものに限る。）

(B) (A)の物品（ふつ素の含有量のいかんを問わない。）のうち二以上を相互に混合した肥料

(C) (A)又は(B)の物品（ふつ素の含有量のいかんを問わない。）と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料

4 第三一・〇四項には、次の物品（第三一・〇五項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。

(A) 次のいずれかに該当する物品

(i) 天然のカリウム塩類（粗のものに限る。例えば、カーナリット、カイナイト及びシルバイト）

(ii) 塩化カリウム（純粋であるかないかを問わないものとし、1(c)の物品を除く。）

(iii) 硫酸カリウム（純粋であるかないかを問わない。）

(iv) 硫酸マグネシウムカリウム（純粋であるかないかを問わない。）

(B) (A)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料

5 オルトりん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）及びオルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）（純粋であるかないかを問わない。）並びにこれらの混合物は、第三一・〇五項に属する。

6 第三一・〇五項のその他の肥料は、肥料として使用する種類の物品で、主要成分として少なくとも、窒素、りん又はカリウムのいずれか一の肥料成分を含有するものに限る。

三一・〇一	動物性又は植物性の肥料（これらを相互に混合してあるかないか又は化学的に処理してあるかないかを問わない。）及び動物性又は植物性の生産品を混合し又は化学的に処理して得た肥料
三一〇一・〇〇	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）
三一・〇二	尿素（水溶液にしてあるかないかを問わない。）
三一〇二・一〇	硫酸アンモニウム並びに硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物
三一〇二・一一	硫酸アンモニウム
三一〇二・一九	その他のもの
三一〇二・二〇	硝酸アンモニウム（水溶液にしてあるかないかを問わない。）
三一〇二・三〇	硝酸アンモニウムと炭酸カルシウムその他の肥料でない無機物との混合物
三一〇二・四〇	硝酸ナトリウム
三一〇二・五〇	硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物
三一〇二・六〇	カルシウムシアナミド
三一〇二・七〇	尿素と硝酸アンモニウムとの混合物（水溶液又はアンモニア溶液にしたものに限る。）
三一〇二・八〇	その他のもの（混合物を含むものとし、この項の他の号に該当するものを除く。）
三一〇二・九〇	りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）
三一・〇三	過りん酸石灰及び重過りん酸石灰
三一〇三・一〇	塩基性スラグ
三一〇三・二〇	その他のもの
三一〇三・九〇	カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）
三一・〇四	カーナリット、シルバイトその他の天然カリウム塩類（粗のものに限る。）
三一〇四・一〇	塩化カリウム
三一〇四・二〇	硫酸カリウム
三一〇四・三〇	その他のもの
三一〇四・九〇	肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器とも一〇キログラム以下に包装したもの
三一・〇五	この類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの
三一〇五・一〇	鉱物性肥料及び化学肥料（窒素、りん及びカリウムを含有するものに限る。）
三一〇五・二〇	オルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）及びこれとオルトりん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）との混合物
三一〇五・三〇	その他の鉱物性肥料及び化学肥料（窒素及びりんを含有するものに限る。）
三一〇五・四〇	硝酸塩類及びりん酸塩類を含有するもの
三一〇五・五一	その他のもの
三一〇五・五九	鉱物性肥料及び化学肥料（りん及びカリウムを含有するものに限る。）
三一〇五・六〇	その他のもの
三一〇五・九〇	

第三二類　なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 化学的に単一の元素及び化合物（第三二・〇三項又は第三二・〇四項のもの、ルミノホアとして使用する種類の無機物（第三二・〇六項参照）、石英ガラスで第三二・〇七項に定める形状のもの及び第三二・一二項の小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料を除く。）

(b) 第二九・三六項から第二九・三九項まで、第二九・四一項又は第三五・〇一項から第三五・〇四項までの物品のタンナートその他のタンニン誘導体

(c) アスファルトマスチックその他の歴青質マスチック(第二七・一五項参照)

2 第三二・〇四項には、アゾ染料を生成させるために安定化ジアゾニウム塩とカップリング成分とを混合した物品を含む。

3 第三二・〇三項から第三二・〇六項までには、着色料(第三二・〇六項にあつては、第二五・三〇項又は第二八類の着色用顔料並びに金属のフレーク及び粉を含む。)をもととした調製品で、物品(種類を問わない。)の着色に使用し又は着色用の調製品の成分として使用するものを含むものとし、顔料を水以外の媒体に分散させた液体及びペーストで、ペイント(エナメルを含む。第三二・一二項参照)の製造に使用する種類のもの及び第三二・〇七項から第三二・一〇項まで、第三二・一二項、第三二・一三項又は第三二・一五項のその他の調製品を含まない。

4 第三二・〇八項には、第三九・〇一項から第三九・一三項までの物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液(溶剤の含有量が全重量の五〇%を超えるものに限るものとし、コロジオンを除く。)を含む。

5 この類において着色料には、油ペイントの体質顔料として使用する種類の物品(水性塗料の着色に適するか適しないかを問わない。)を含まない。

6 第三二・一二項においてスタンプ用のはくには、書籍の表紙、帽子のすべり革その他の物品への印捺に使用する種類の薄いシート状の物品で、次のものから成るもののみを含む。

(a) 金属の粉(貴金属の粉を含む。)及び顔料で、これらをにかわ、ゼラチンその他の結合剤により凝結させたもの

(b) 金属(貴金属を含む。)及び顔料で、これらをシート状の支持物(材料を問わない。)の上に付着させたもの

三二・〇一	植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体
三二〇一・一〇	ケブラチョエキス
三二〇一・二〇	ワットルエキス
三二〇一・三〇	オークエキス及びチェスナットエキス
三二〇一・九〇	その他のもの
三二・〇二	合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤(天然なめし料を含有するかしないかを問わない。)及びなめし前処理用の酵素系調製品
三二〇二・一〇	合成有機なめし剤
三二〇二・九〇	その他のもの
三二・〇三	植物性又は動物性の着色料(染色エキスを含み、化学的に単一であるかないかを問わないものとし、獣炭を除く。)及びこの類の注3の調製品で植物性又は動物性の着色料をもととしたもの
三二〇三・〇〇	有機合成着色料(化学的に単一であるかないかを問わない。)、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物(化学的に単一であるかないかを問わない。)
三二・〇四	有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの
三二〇四・一一	分散染料及びこれをもととした調製品
三二〇四・一二	酸性染料(金属塩にしてあるかないかを問わない。)及びこれをもととした調製品並びに媒染染料及びこれをもととした調製品
三二〇四・一三	塩基性染料及びこれをもととした調製品
三二〇四・一四	直接染料及びこれをもととした調製品
三二〇四・一五	建染め染料(顔料としてそのまま使用することができるものを含む。)及びこれをもととした調製品
三二〇四・一六	反応染料及びこれをもととした調製品
三二〇四・一七	顔料及びこれをもととした調製品
三二〇四・一九	その他のもの(第三二〇四・一一号から第三二〇四・一九号までのうち二以上の号の着色料を混合した物品を含む。)
三二〇四・二〇	蛍光増白剤として使用する種類の合成した有機物
三二〇四・九〇	その他のもの
三二・〇五	レーキ顔料及びこの類の注3の調製品でレーキ顔料をもととしたもの
三二〇五・〇〇	その他の着色料、この類の注3の調製品(第三二・〇三項から第三二・〇五項までのものを除く。)及びルミノホアとして使用する種類の無機物(化学的に単一であるかないかを問わない。)
三二・〇六	二酸化チタンをもととした顔料及び調製品
三二〇六・一〇	クロム化合物をもととした顔料及び調製品
三二〇六・二〇	カドミウム化合物をもととした顔料及び調製品
三二〇六・三〇	その他の着色料及び調製品
三二〇六・四一	ウルトラマリン及びこれをもととした調製品
三二〇六・四二	硫化亜鉛をもととしたリトポンその他の顔料及び調製品
三二〇六・四三	ヘキサシアノ鉄酸塩(フェロシアン酸塩及びフェリシアン酸塩)をもととした顔料及び調製品
三二〇六・四九	その他のもの
三二〇六・五〇	ルミノホアとして使用する種類の無機物
三二・〇七	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラスターその他これらに類する調製品(窯業に使用する種類のものに限る。)及びガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの

三二〇七・一〇	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具その他これらに類する調製品
三二〇七・二〇	ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップその他これらに類する調製品
三二〇七・三〇	液状ラスターその他これに類する調製品
三二〇七・四〇	ガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの
三二・〇八	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）並びにこの類の注4の溶液
三二〇八・一〇	ポリエステルをもととしたもの
三二〇八・二〇	アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの
三二〇八・九〇	その他のもの
三二〇九・一〇	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）
三二〇九・九〇	アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの
三二・一〇	その他のもの
三二一〇・〇〇	その他のペイント及びワニス（エナメル、ラッカー及び水性塗料を含む。）並びに革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料
三二・一一	調製ドライヤー
三二一一・〇〇	顔料（金属の粉又はフレークから成るものを含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもので、液状又はペースト状のものに限る。）、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料
三二・一二	スタンプ用のはく
三二一二・一〇	その他のもの
三二一二・九〇	画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類（タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限る。）
三二・一三	絵の具セット
三二一三・一〇	その他のもの
三二一三・九〇	ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材
三二・一四	マスチック及び塗装用の充てん料
三二一四・一〇	その他のもの
三二一四・九〇	
三二・一五	印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ（濃縮してあるかないか又は固形のものであるかないかを問わない。）
三二一五・一一	印刷用インキ
三二一五・一九	黒色のもの
三二一五・九〇	その他のもの
	その他のもの

第三三類　精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第二二・〇八項の飲料の製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの

(b)　第三四・〇一項のせっけんその他の物品

(c)　第三八・〇五項のガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油その他の物品

2　第三三・〇三項から第三三・〇七項までには、これらの項の物品としての用途に適する物品のうち、当該用途に供するため小売用の包装にしたもの（混合してあるかないかを問わないものとし、精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューションを除く。）を含む。

3　第三三・〇七項において調製香料及び化粧品類には、におい袋、燃焼させて使用する香気性の調製品、香紙、化粧料を染み込ませ又は塗布した紙、コンタクトレンズ用又は義眼用の液、香料又は化粧料を染み込ませ、塗布し又は被覆したウォッディング、フェルト及び不織布並びに動物用の化粧品類を含む。

三三・〇一	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション
三三〇一・一一	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）
三三〇一・一二	ベルガモットのもの
三三〇一・一三	オレンジのもの
三三〇一・一四	レモンのもの
三三〇一・一九	ライムのもの
三三〇一・二一	その他のもの
	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）
	ゼラニウムのもの

三三〇一・二二	ジャスミンのもの	
三三〇一・二三	ラベンダー又はラバンジンのもの	
三三〇一・二四	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの	
三三〇一・二五	その他のミントのもの	
三三〇一・二六	ベチベルのもの	
三三〇一・二九	その他のもの	
三三〇一・三〇	レジノイド	
三三〇一・九〇	その他のもの	
三三〇一	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）	
三三〇二・一〇	食品工業又は飲料工業において使用する種類のもの	
三三〇二・九〇	その他のもの	
三三〇二		
三三〇三・〇〇	香水類及びオーデコロン類	
三三〇四	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	
三三〇四・一〇	唇のメーキャップ用の調製品	
三三〇四・二〇	眼のメーキャップ用の調製品	
三三〇四・三〇	マニキュア用又はペディキュア用の調製品	
三三〇四・九一	その他のもの	
三三〇四・九九	パウダー（固形にしたものを含む。）	
三三〇五	その他のもの	
三三〇五・一〇	頭髪用の調製品	
三三〇五・二〇	シャンプー	
三三〇五・三〇	パーマネント用の調製品	
三三〇五・九〇	ヘアラッカー	
三三〇六	その他のもの	
三三〇六・一〇	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）	
三三〇六・九〇	歯磨き	
三三〇七	その他のもの	
三三〇七・一〇	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）	
三三〇七・二〇	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品	
三三〇七・三〇	身体用の防臭剤及び汗止め	
三三〇七・四一	芳香を付けた浴用塩その他の浴用の調製品	
三三〇七・四九	室内に芳香を付けるため又は室内防臭用の調製品（宗教的儀式用の香気性の調製品を含む。）	
三三〇七・九〇	アガバティその他の香気性の調製品で燃焼させて使用するもの	
	その他のもの	
	その他のもの	

第三四類　せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　動物性又は植物性の油脂の食用の混合物及び調製品で、離型用の調製品として使用する種類のもの（第一五・一七項参照）

(b)　化学的に単一の化合物

(c)　せっけんその他有機界面活性剤を含有するシャンプー、歯磨き、ひげそりクリーム、ひげそりフォーム及び浴用の調製品（第三三・〇五項から第三三・〇七項まで参照）

2　第三四・〇一項においてせっけんは、水溶性のせっけんに限るものとし、同項のせっけんその他の物品には、消毒剤、粉状研磨材、充てん料、医薬品その他の物品が加えてあるかないかを問わない。ただし、粉状研磨材を含有する物品のうち、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものは第三四・〇一項に属するものとし、その他の形状のものは擦り磨き用の粉その他これに類する調製品として第三四・〇五項に属する。

3　第三四・〇二項において有機界面活性剤は、温度二〇度において〇・五％の濃度で水と混合し、同温度で一時間放置した場合において、次のいずれの要件も満たす物品をいう。

(a)　不溶物を析出することなく透明若しくは半透明の液体又は安定したエマルジョンを生成すること。

(b)　水の表面張力を一メートルにつき〇・〇四五ニュートン（一センチメートルにつき四五ダイン）以下に低下させること。

4　第三四・〇三項において「石油及び歴青油」とは、第二七類の注2に定める石油及び歴青油をいう。

5　第三四・〇四項において「人造ろう及び調製ろう」とは、次の物品をいう。

(A)　化学的に得た有機物でろうの特性を有するもの（水溶性であるかないかを問わない。）

(B)　異種のろうを混合することにより得た物品

(C)　一以上のろうをもととし、脂、樹脂、鉱物性物質その他の材料を含有する物品で、ろうの特性を有するもの

ただし、第三四・〇四項には、次の物品を含まない。

(a) 第一五・一六項、第一五・一九項又は第三四・〇二項の物品（ろうの特性を有するものを含む。）	
(b) 第一五・二一項の動物性又は植物性のろう（混合してないものに限るものとし、着色してあるかないかを問わない。）	
(c) 第二七・一二項の鉱物性ろうその他これに類する物品（これらを相互に混合してあるかないか又は単に着色してあるかないかを問わない。）	
(d) 液状の媒体と混合し又はこれに分散させ若しくは溶解させたろう（第三四・〇五項、第三八・〇九項等参照）	
三四・〇一	せっけん並びに有機界面活性剤及びその調製品（せっけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。）並びにせっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布
三四〇一・一一	せっけん、有機界面活性剤及びその調製品（棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限る。）並びにせっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布
三四〇一・一九	化粧用のもの（薬用のものを含む。）
三四〇一・二〇	その他のもの
三四・〇二	せっけん（その他の形状のもの）
三四〇二・一一	有機界面活性剤（せっけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第三四・〇一項のものを除く。）
三四〇二・一二	有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）
三四〇二・一三	陰イオン（アニオン）系のもの
三四〇二・一九	陽イオン（カチオン）系のもの
三四〇二・二〇	非イオン系のもの
三四〇二・九〇	その他のもの
三四・〇三	調製品（小売用にしたものに限る。）
	その他のもの
三四〇三・一一	調製潤滑剤（調製した切削油、ボルト又はナットの離脱剤、防錆防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもととしたものを含む。）及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品を除く。）
三四〇三・一九	石油又は歴青油を含有するもの
	紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品
	その他のもの
三四〇三・九一	その他のもの
三四〇三・九九	紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品
三四・〇四	その他のもの
三四〇四・一〇	人造ろう及び調製ろう
三四〇四・二〇	化学的に変性させたモンタンろうのもの
三四〇四・九〇	ポリエチレングリコールのもの
三四・〇五	その他のもの
	履物用、家具用、床用、車体用、ガラス用又は金属用の磨き料及びクリーム、擦り磨き用のペースト及び粉並びにこれらに類する調製品（この項の調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト、不織布、プラスチックフォーム及びセルラーラバーを含むものとし、第三四・〇四項のろうを除く。）
三四〇五・一〇	履物用又は革用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品
三四〇五・二〇	木製の家具、床その他の木製品の維持用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品
三四〇五・三〇	車体用の磨き料その他これに類する調製品（メタルポリッシュを除く。）
三四〇五・四〇	擦り磨き用のペースト、粉その他の調製品
三四〇五・九〇	その他のもの
三四・〇六	ろうそく及びこれに類する物品
三四〇六・〇〇	モデリングペースト（児童用のものを含む。）、歯科用のワックス及び印象材（セットにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限る。）並びに焼いた石膏又は硫酸カルシウムから成るプラスターをもととしたその他の歯科用の調製品
三四・〇七	
三四〇七・〇〇	

第三五類　たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a) 酵母（第二一・〇二項参照）

(b) 第三〇類の血液分画物（治療用又は予防用に調製してない血液アルブミンを除く。）、医薬品その他の物品

(c) なめし前処理用の酵素系調製品（第三二・〇二項参照）

(d) 第三四類の酵素系の調製浸せき剤、調製洗剤その他の物品

(e) 硬化たんぱく質（第三九・一三項参照）

(f) ゼラチンに印刷した物品（第四九類参照）

2　第三五・〇五項において「デキストリン」とは、でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の一〇％以下のものをいう。

でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の一〇％を超えるものは、第一七・〇二項に属する。

三五・〇一	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー
三五〇一・一〇	カゼイン
三五〇一・九〇	その他のもの
三五・〇二	アルブミン及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体
三五〇二・一〇	卵白
三五〇二・九〇	その他のもの
三五・〇三	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）
三五〇三・〇〇	
三五・〇四	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみようばんを加えたものを含む。）
三五〇四・〇〇	
三五・〇五	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤
三五〇五・一〇	デキストリンその他の変性でん粉
三五〇五・二〇	膠着剤
三五・〇六	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）
三五〇六・一〇	膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）
三五〇六・九一	その他のもの
三五〇六・九九	ゴム又はプラスチック（人造樹脂を含む。）をもととした接着剤
三五・〇七	その他のもの
三五〇七・一〇	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素
三五〇七・九〇	レンネット及びその濃縮物
	その他のもの

第三六類　火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

注

1　この類には、2の(a)又は(b)の物品を除くほか、化学的に単一の化合物を含まない。

2　第三六・〇六項において可燃性材料の製品は、次の物品に限る。

(a)　メタアルデヒド、ヘキサメチレンテトラミンその他これらに類する物質をタブレット状、棒状その他これらに類する形状にした燃料及びアルコールをもととした燃料その他これに類する調製燃料で固体又は半固体のもの

(b)　たばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）

(c)　レジントーチ、付け木その他これらに類する物品

三六・〇一	火薬
三六〇一・〇〇	
三六・〇二	爆薬
三六〇二・〇〇	
三六・〇三	導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管
三六〇三・〇〇	
三六・〇四	花火、信号せん光筒、レインロケット、霧中信号用品その他の火工品
三六〇四・一〇	花火
三六〇四・九〇	その他のもの
三六・〇五	マッチ（第三六・〇四項の火工品を除く。）
三六〇五・〇〇	フェロセリウムその他の発火性合金（形状を問わない。）及びこの類の注2の可燃性材料の製品
三六・〇六	たばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）
三六〇六・一〇	
三六〇六・九〇	その他のもの

第三七類　写真用又は映画用の材料

注

1　この類には、くずを含まない。

2　この類において「写真用」とは、光又はその他の放射線の作用により、感光性を有する表面に直接又は間接に可視像を形成するために使用することをいう。

三七・〇一	感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。）

三七〇一・一〇	エックス線用のもの
三七〇一・二〇	インスタントプリントフィルム
三七〇一・三〇	その他のプレート及びフィルム（いずれかの辺の長さが二五五ミリメートルを超えるものに限る。）
	その他のもの
三七〇一・九一	カラー写真用のもの（ポリクローム）
三七〇一・九九	その他のもの
三七・〇二	感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）
三七〇二・一〇	エックス線用のもの
三七〇二・二〇	インスタントプリントフィルム
三七〇二・三一	その他のフィルム（スプロケットホールのないもので、幅が一〇五ミリメートル以下のものに限る。）
三七〇二・三二	カラー写真用のもの（ポリクローム）
三七〇二・三九	その他のもの（ハロゲン化銀の乳剤を使用したものに限る。）
	その他のもの
三七〇二・四一	その他のフィルム（スプロケットホールのないもので、幅が一〇五ミリメートルを超えるものに限る。）
三七〇二・四二	幅が六一〇ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）
三七〇二・四三	幅が六一〇ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）
三七〇二・四四	幅が一〇五ミリメートルを超え六一〇ミリメートル以下のもの
三七〇二・五一	その他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）
三七〇二・五二	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートル以下のもの
三七〇二・五三	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートルを超えるもの
三七〇二・五四	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの（スライド用のものに限る。）
三七〇二・五五	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの（スライド用のものを除く。）
三七〇二・五六	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの
	幅が三五ミリメートルを超えるもの
三七〇二・九一	その他のもの
三七〇二・九二	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートル以下のもの
三七〇二・九三	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの
三七〇二・九四	幅が三五ミリメートルを超えるもの
三七〇二・九五	幅が三五ミリメートルを超えるもの
三七・〇三	感光性の写真用の紙、板紙及び紡織用繊維（露光してないものに限る。）
三七〇三・一〇	ロール状のもので、幅が六一〇ミリメートルを超えるもの
三七〇三・二〇	その他のもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）
三七〇三・九〇	その他のもの
三七・〇四	写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用繊維（露光したもので、現像してないものに限る。）
三七〇四・〇〇	写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。）
三七・〇五	オフセット用のもの
三七〇五・一〇	マイクロフィルム
三七〇五・二〇	その他のもの
三七〇五・九〇	映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するか有しないかを問わない。）
三七・〇六	幅が三五ミリメートル以上のもの
三七〇六・一〇	その他のもの
三七〇六・九〇	写真用の化学調製品（ワニス、膠着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。）
三七・〇七	感光性の乳剤
三七〇七・一〇	その他のもの
三七〇七・九〇	

第三八類　各種の化学工業生産品

1　注

この類には、次の物品を含まない。

(a)　化学的に単一の元素及び化合物。ただし、次の物品を除く。

(1)　人造黒鉛（第三八・〇一項参照）

(2)　第三八・〇八項に定める形状又は包装にした殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品

(3)　消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品（第三八・一三項参照）

(4)　2の(a)又は(c)の物品

(b) 化学品と食用品その他の栄養価を有する物質との混合物で食料品の調製に使用する種類のもの（主として第二一・〇六項に属する。）	三八・〇一
(c) 医薬品（第三〇・〇三項及び第三〇・〇四項参照）	三八〇一・一〇
2　第三八・二三項には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この品目表の他のいずれの項にも属しない。	三八〇一・二〇
(a) 酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化物を培養した結晶（一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）	三八〇一・三〇
(b) フーゼル油及びディッペル油	三八〇一・九〇
(c) 小売用の容器入りにしたインキ消し	三八・〇二
(d) 小売用の容器入りにした謄写版原紙修正剤その他の修正液	三八〇二・一〇
(e) 炉用溶融温度計（例えば、ゼーゲルコーン）	三八〇二・九〇
人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）	三八・〇三
人造黒鉛	三八〇三・〇〇
コロイド状又は半コロイド状の黒鉛	三八・〇四
電極用の炭素質ペーストその他これに類する炉の内張り用のもの	三八〇四・〇〇
その他のもの	
活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）	三八・〇五
活性炭	
その他のもの	
トール油（精製してあるかないかを問わない。）	三八〇五・一〇
木材パルプの製造の際に生ずる廃液（リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わず、第三八・〇三項のトール油を除く。）	三八〇五・二〇
ガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファーテルピネオールを主成分とするものに限る。）	三八〇五・九〇
ガムテレビン油、ウッドテレビン油及び硫酸テレビン油	三八・〇六
パイン油	
その他のもの	
ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム	

ロジン	三八〇六・一〇
ロジン又は樹脂酸の塩	三八〇六・二〇
エステルガム	三八〇六・三〇
その他のもの	三八〇六・九〇
木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの	三八・〇七
殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）	三八〇七・〇〇
殺虫剤	三八・〇八
殺菌剤	三八〇八・一〇
除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤	三八〇八・二〇
消毒剤	三八〇八・三〇
その他のもの	三八〇八・四〇
仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	三八〇八・九〇
でん粉質の物質をもととしたもの	三八〇九・一〇
その他のもの	
繊維工業において使用する種類のもの	三八〇九・九一
製紙工業において使用する種類のもの	三八〇九・九二
その他のもの	三八〇九・九九
金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒のしん又は被覆に使用する種類の調製品	三八・一〇
金属表面処理用の調製浸せき剤並びにはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの	三八一〇・一〇
その他のもの	三八一〇・九〇
アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。）	三八・一一
アンチノック剤	
鉛化合物をもととしたもの	三八一一・一一

三八一一・一九	その他のもの
	潤滑油用の添加剤
三八一一・二一	石油又は歴青油を含有するもの
三八一一・二九	その他のもの
三八一一・九〇	その他のもの
三八・一二	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤
三八一二・一〇	調製したゴム加硫促進剤
三八一二・二〇	ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤
三八一二・三〇	ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤
三八・一三	消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消火弾
三八一三・〇〇	有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤
三八・一四	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）
三八一四・〇〇	担体付き触媒
三八・一五	活性物質としてニッケル又はその化合物を使用したもの
三八一五・一一	活性物質として貴金属又はその化合物を使用したもの
三八一五・一二	その他のもの
三八一五・一九	その他のもの
三八一五・九〇	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第三八・〇一項の物品を除く。）
三八・一六	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・〇二項の物品を除く。）
三八一六・〇〇	混合アルキルベンゼン
三八・一七	混合アルキルナフタレン
三八一七・一〇	元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの
三八一七・二〇	
三八・一八	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％未満のものに限る。）
三八一八・〇〇	
三八・一九	
三八一九・〇〇	
三八・二〇	
三八二〇・〇〇	
三八・二一	
三八二一・〇〇	
三八・二二	
三八二二・〇〇	
三八・二三	
三八二三・一〇	
三八二三・二〇	
三八二三・三〇	
三八二三・四〇	
三八二三・五〇	
三八二三・六〇	
三八二三・九〇	

調製不凍液及び調製解凍液
徴生物用の調製培養剤
診断用又は理化学用の調合試薬（第三〇・〇二項又は第三〇・〇六項のものを除く。）
鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに当該工業において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）
鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤
ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く。）及びエステル
金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）
セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤
非耐火性のモルタル及びコンクリート
ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）
その他のもの

第七部　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品

注

1　二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、第六部又はこの部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次のすべての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。

(a)　取りそろえた状態からみて、詰め替えることなく共に使用するためのものであることが明らかに認められること。

(b)　共に提示するものであること。

(c)　当該構成成分の性質又は相対的な量の比のいずれかにより互いに補完し合うものであることが認められること。

2　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し付随的でないものは、第四九類に属する。ただし、第三九・一八項又は第三九・一九項の物品を除く。

第三九類　プラスチック及びその製品

注

1　この品目表において「プラスチック」とは、第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料で、重合の段階又はその後の段階で、加熱、加圧その他の外部の作用（必要に応じ溶剤又は可塑剤を加えることができる。）の下で、鋳造、押出し、圧延その他の方法により成形

することができ、かつ、外部の作用の除去後もその形を維持することができるものをいう。

この品目表においてプラスチックには、バルカナイズドファイバーを含むものとし、第一一部の紡織用繊維とみなされる材料を含まない。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a) 第二七・一二項又は第三四・〇四項のろう
(b) 化学的に単一の有機化合物（第二九類参照）
(c) ヘパリン及びその塩（第三〇・〇一項参照）
(d) 第三二・一二項のスタンプ用のはく
(e) 第三四・〇二項の有機界面活性剤及び調製品
(f) ランガム及びエステルガム（第三八・〇六項参照）
(g) 第四〇類の合成ゴム及びその製品
(h) 動物用の装着具（第四二・〇一項参照）及び第四二・〇二項のトランク、スーツケース、ハンドバッグその他の容器
(ij) 第四六類のさなだ、枝条細工物その他の製品
(k) 第四八・一四項の壁面被覆材
(l) 第一一部の物品（紡織用繊維及びその製品）
(m) 第一二部の物品（例えば、履物、帽子、傘、つえ及びむち並びにこれらの部分品）
(n) 第七一・一七項の身辺用模造細貨類
(o) 第一六部の物品（機械類及び電気機器）
(p) 第一七部の航空機又は車両の部分品
(q) 第九〇類の物品（例えば、光学用品、眼鏡のフレーム及び製図機器）
(r) 第九一類の物品（例えば、時計のケース）
(s) 第九二類の物品（例えば、楽器及びその部分品）
(t) 第九四類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）
(u) 第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）
(v) 第九六類の物品（例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、ペン並びにシャープペンシル）

3　第三九・〇一項から第三九・一一項までには、化学合成により製造した物品で次のもののみを含む。

(a) 減圧蒸留法により蒸留した場合において一、〇一三ミリバールに換算したときの温度三〇〇度における留出容量が全容量の六〇％未満の液状の合成ポリオレフィン（第三九・〇一項及び第三九・〇二項参照）
(b) 低重合のクマロン－インデン系樹脂（第三九・一一項参照）
(c) その他の合成重合体で平均五以上の単量体から成るもの
(d) シリコーン（第三九・一〇項参照）
(e) レゾール（第三九・〇九項参照）その他のプレポリマー

4　この類において共重合体（共重縮合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。）及びポリマーブレンドは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、これらを構成するコモノマーのうち最大の重量を占めるコモノマーの重合体が属する項に属する。この場合において、同一の項に属する重合体を構成するコモノマーは、一のコモノマーとみなす。

最大の重量を占めるコモノマーが存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

「共重合体」とは、重合体の全重量の九五％以上を占める一の単量体を有しないすべての重合体をいう。

5　化学的に変性させた重合体、すなわち、重合体の主鎖に付随する部分のみを化学反応により変化させたものは、変性させてない重合体が属する項に属する。この規定は、グラフト共重合体に適用しない。

6　第三九・〇一項から第三九・一四項までにおいて一次製品は、次の形状の物品に限る。

(a) 液状又はペースト状のもの（ディスパーション（乳化し又は懸濁しているもの）及び溶液を含む。）
(b) 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの

7　第三九・一五項には、一の熱可塑性材料のくずで一次製品の形状にしたものを含まない（第三九・〇一項から第三九・一四項まで参照）。

8　第三九・一七項において「管及びホース」とは、中空の物品（半製品であるか又は完成品であるかを問わない。）で、主として気体又は液体の運搬用又は配送用に供するもの（例えば、リブ付きの庭用ホース及び穴あき管）をいうものとし、ソーセージケーシングその他のへん平な管を含む。ただし、内部の横断面が円形、だ円形、長方形（長さが幅の一・五倍以下のものに限る。）又は正多角形以外のものは、へん平な管の場合を除くほか、形材とみなすものとし、管及びホースとはしない。

9　第三九・一八項において「プラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材」とは、壁又は天井の装飾に適した幅が四五センチメートル以上のロール状の物品のうちプラスチックを紙以外の材料で裏張りしたもので、プラスチック層の表面に木目付けをし、浮出し模様を付け、着色し、図案印刷をし又はその他の装飾を施したものをいう。

10　第三九・二〇項及び第三九・二一項において板、シート、フィルム、はく及びストリップは、板、シート、フィルム、はく、ストリップ（第五四類のものを除く。）及び規則正しい幾何学的形状の塊（印刷その他の表面加工をしてあるかないかを問わない。）で、切ってないもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切ったもの（長方形（正方形を含む。）に限るものとし、更ことによりそのまま使用することができる製品になったものを含む。）に加工したものを除く。

11　第三九・二五項には、第二節の同項よりも前の項の物品を除くほか、次の製品のみを含む。

(a)	貯蔵槽、タンク（浄化槽を含む。）、おけその他これらに類する容器（容積が三〇〇リットルを超えるものに限る。）
(b)	構造物の要素（例えば、床用、壁用、仕切り壁用、天井用又は屋根用のもの）
(c)	雨どい及びその取付具
(d)	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居
(e)	バルコニー、手すり、塀、門その他これらに類する仕切り
(f)	よろい戸、日よけ（ベネシャンブラインドを含む。）その他これらに類する製品並びにこれらの部分品及び取付具
(g)	店、作業場、倉庫等において組み立て、恒久的に取り付けるための大型の棚
(h)	装飾用の建築用品（例えば、フルーティング、小丸屋根及びはと小屋）
(ij)	取付具（例えば、取手、掛けくぎ、腕木、タオル掛け及びスイッチ板その他の保護板。戸、窓、階段、壁その他の建物の部分に恒久的に取り付けるためのものに限る。）

号注

1　この類の各項において共重合体（共重縮合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。）は、最大の重量を占めるコモノマーから成るホモポリマーが属する号に属し、また、この類の注5の化学的に変性させた重合体は、化学的に変性させてない重合体が属する号に属する。ただし、当該共重合体又は化学的に変性させた重合体が他のいかなる号にも含まれておらず、かつ、関連する号中に「その他のもの」を定める号がない場合に限る。ポリマーブレンドは、これを構成する単量体を同一の割合で有するホモポリマー又は共重合体が属する号に属する。

三九・〇一	第一節　一次製品
三九〇一・一〇	エチレンの重合体（一次製品に限る。）
三九〇一・二〇	比重が〇・九四未満のポリエチレン
三九〇一・三〇	比重が〇・九四以上のポリエチレン
三九〇一・九〇	エチレン―酢酸ビニル共重合体
三九・〇二	その他のもの
三九〇二・一〇	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）
三九〇二・二〇	ポリプロピレン
三九〇二・三〇	ポリイソブチレン
三九〇二・九〇	プロピレンの共重合体
三九・〇三	その他のもの
	スチレンの重合体（一次製品に限る。）
三九〇三・一一	ポリスチレン
三九〇三・一九	多泡性のもの
三九〇三・二〇	その他のもの
三九〇三・三〇	スチレン―アクリロニトリル（ＳＡＮ）共重合体
	アクリロニトリル―ブタジエン―スチレン（ＡＢＳ）共重合体
三九〇三・九〇	その他のもの
三九・〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）
三九〇四・一〇	ポリ塩化ビニル（他の物質と混合してないものに限る。）
	その他のポリ塩化ビニル
三九〇四・二一	可塑化してないもの
三九〇四・二二	可塑化したもの
三九〇四・三〇	塩化ビニル―酢酸ビニル共重合体
三九〇四・四〇	その他の塩化ビニルの共重合体
三九〇四・五〇	塩化ビニリデンの重合体
	ふっ素系重合体
三九〇四・六一	ポリテトラフルオロエチレン
三九〇四・六九	その他のもの
三九〇四・九〇	その他のもの
三九・〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）
三九〇五・一一	酢酸ビニルの重合体
三九〇五・一九	水に分散しているもの
三九〇五・二〇	その他のもの
	ポリビニルアルコール（加水分解してないアセテート基を含有するかしないかを問わない。）
三九〇五・九〇	その他のもの
三九・〇六	アクリル重合体（一次製品に限る。）
三九〇六・一〇	ポリメタクリル酸メチル
三九〇六・九〇	その他のもの
三九・〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）
三九〇七・一〇	ポリアセタール
三九〇七・二〇	その他のポリエーテル
三九〇七・三〇	エポキシ樹脂
三九〇七・四〇	ポリカーボネート
三九〇七・五〇	アルキド樹脂
三九〇七・六〇	ポリエチレンテレフタレート
	その他のポリエステル
三九〇七・九一	不飽和のもの
三九〇七・九九	その他のもの

三九・〇八	ポリアミド（一次製品に限る。）
三九〇八・一〇	ポリアミド―六、―一一、―一二、―六・六、―六・九、―六・一〇又は―六・一二
三九〇八・九〇	その他のもの
三九・〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）
三九〇九・一〇	尿素樹脂及びチオ尿素樹脂
三九〇九・二〇	メラミン樹脂
三九〇九・三〇	その他のアミノ樹脂
三九〇九・四〇	フェノール樹脂
三九〇九・五〇	ポリウレタン
三九・一〇	シリコーン（一次製品に限る。）
三九一〇・〇〇	石油樹脂、クマロン―インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
三九・一一	石油樹脂、クマロン樹脂、インデン樹脂、クマロン―インデン樹脂及びポリテルペン
三九一一・一〇	その他のもの
三九一一・九〇	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
三九・一二	酢酸セルロース
三九一二・一一	可塑化してないもの
三九一二・一二	可塑化したもの
三九一二・二〇	ニトロセルロース（コロジオンを含む。）
三九一二・三一	セルロースエーテル
三九一二・三九	カルボキシメチルセルロース及びその塩
三九一二・九〇	その他のもの
三九・一三	その他のもの
三九一三・一〇	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
三九一三・九〇	アルギン酸並びにその塩及びエステル
三九・一四	その他のもの
三九一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）

三九・一五	第二節　くず、半製品及び製品
三九一五・一〇	プラスチックのくず
三九一五・二〇	エチレンの重合体のもの
三九一五・三〇	スチレンの重合体のもの
三九一五・九〇	塩化ビニルの重合体のもの
三九・一六	その他のプラスチックのもの
三九一六・一〇	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）
三九一六・二〇	硬化たんぱく質製又はセルロース系材料製の人造ガット（ソーセージケーシング）
三九一六・九〇	管及びホース（硬質のものに限る。）
三九・一七	エチレンの重合体製のもの
三九一七・一〇	プロピレンの重合体製のもの
三九一七・二一	塩化ビニルの重合体製のもの
三九一七・二二	その他のプラスチック製のもの
三九一七・二三	その他の管及びホース
三九一七・二九	フレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（破裂圧が二七・六メガパスカル以上のものに限る。）
三九一七・三一	その他のもの（継手なしのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）
三九一七・三二	その他のもの（継手付きのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）
三九一七・三三	その他のもの
三九・一八	継手
三九一七・四〇	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材
三九一八・一〇	塩化ビニルの重合体製のもの
三九一八・九〇	その他のプラスチック製のもの

三九・一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）
三九一九・一〇	ロール状のもので、幅が二〇センチメートル以下のもの
三九一九・九〇	その他のもの
三九二〇・一〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）
三九二〇・二〇	エチレンの重合体製のもの
三九二〇・三〇	プロピレンの重合体製のもの
	スチレンの重合体製のもの
三九二〇・四一	塩化ビニルの重合体製のもの
三九二〇・四二	硬質のもの
	軟質のもの
三九二〇・五一	アクリル重合体製のもの
三九二〇・五九	ポリメタクリル酸メチル製のもの
	その他のもの
三九二〇・六一	ポリカーボネート製、アルキド樹脂製、ポリアリルエステル製その他のポリエステル製のもの
三九二〇・六二	ポリカーボネート製のもの
三九二〇・六三	ポリエチレンテレフタレート製のもの
三九二〇・六九	その他の不飽和ポリエステル製のもの
	その他のポリエステル製のもの
三九二〇・七一	セルロース製のもの及びその化学的誘導体製のもの
三九二〇・七二	再生セルロース製のもの
三九二〇・七三	バルカナイズドファイバー製のもの
三九二〇・七九	酢酸セルロース製のもの
	その他のセルロース誘導体製のもの
三九二〇・九一	その他のプラスチック製のもの
三九二〇・九二	ポリビニルブチラール製のもの
三九二〇・九三	ポリアミド製のもの
三九二〇・九四	アミノ樹脂製のもの
三九二〇・九九	フェノール樹脂製のもの
	その他のプラスチック製のもの
三九・二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ
	多泡性のもの
三九二一・一一	スチレンの重合体製のもの
三九二一・一二	塩化ビニルの重合体製のもの
三九二一・一三	ポリウレタン製のもの
三九二一・一四	再生セルロース製のもの
三九二一・一九	その他のプラスチック製のもの
三九二一・九〇	その他のもの
三九・二二	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品
三九二二・一〇	浴槽、シャワーバス及び洗面台
三九二二・二〇	便座及び便器用の覆い
三九二二・九〇	その他のもの
三九・二三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品
三九二三・一〇	箱、ケース、クレートその他これらに類する製品
	袋（円すい状のものを含む。）
三九二三・二一	エチレンの重合体製のもの
三九二三・二九	その他のプラスチック製のもの
三九二三・三〇	瓶、フラスコその他これらに類する製品
三九二三・四〇	スプール、コップ、ボビンその他これらに類する支持物
三九二三・五〇	栓、ふた、キャップその他これらに類する物品
三九二三・九〇	その他のもの
三九・二四	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品
三九二四・一〇	食卓用品及び台所用品
三九二四・九〇	その他のもの
三九・二五	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）
三九二五・一〇	貯蔵槽、タンク、おけその他これらに類する容器（容積が三〇〇リットルを超えるものに限る。）
三九二五・二〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居
三九二五・三〇	よろい戸、日よけ（ベネシャンブラインドを含む。）その他これらに類する製品及びこれらの部分品
三九二五・九〇	その他のもの
三九・二六	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品
三九二六・一〇	事務用品及び学用品
三九二六・二〇	衣類及び衣類附属品（手袋を含む。）
三九二六・三〇	家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具
三九二六・四〇	小像その他の装飾品
三九二六・九〇	その他のもの

第四〇類　ゴム及びその製品

注

1　この品目表において「ゴム」とは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム、合成ゴム及び油から製造したファクチス並びにこれらの再生品（加硫してあるかないか又は硬質化してあるかないかを問わない。）をいう。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第一一部の物品（紡織用繊維及びその製品）

(b)　第六四類の履物及びその部分品

(c)　第六五類の帽子（水泳帽を含む。）及びその部分品

(d)　第一六部の機械類及び電気機器（電気用品を含む。）並びにこれらの部分品で、硬質ゴム製のもの

(e)　第九〇類、第九二類、第九四類又は第九六類の物品

(f)　第九五類の物品（運動用の手袋及び第四〇・一一項から第四〇・一三項までの製品を除く。）

3　第四〇・〇一項から第四〇・〇三項まで及び第四〇・〇五項において一次製品は、次の形状の物品に限る。

(a)　液状又はペースト状のもの（ラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）その他のディスパーション及び溶液を含む。）

(b)　塊（不規則な形のものに限る。）、ベール、粉、粒、小片その他これらに類する形状のもの

4　1及び第四〇・〇二項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。

(a)　不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができ、かつ、この非熱可塑性物質が、温度一八度から二九度までにおいて、もとの長さの三倍に伸ばしても切れず、もとの長さの二倍に伸ばした後五分以内にもとの長さの一・五倍以下に戻るもの。この試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反応に必要な物質を加えることができるものとし、5(b)の(ii)又は(iii)の物質の存在も許容される。ただし、エキステンダー、可塑剤、充てん料その他の架橋反応に必要でない物質の存在は許容されない。

(b)　チオプラスト（TM）

(c)　天然ゴムにプラスチックをグラフトし又は混合することにより変性させたもの、天然ゴムを解重合したもの及び不飽和の合成物質と飽和の合成高重合体との混合物で、(a)に定める加硫、伸長性及び復元性に係る要件を満たすもの

5　(a)　第四〇・〇一項及び第四〇・〇二項には、凝固の前又は後に次の物品を配合したゴム及びゴムの混合物を含まない。

(i)　加硫剤、加硫促進剤、加硫遅延剤又は加硫助剤（プリバルカナイズドラバーラテックスの調製のために加えたものを除く。）

(ii)　顔料その他の着色料（単に識別のために加えたものを除く。）

(iii)　可塑剤又はエキステンダー（油展ゴムの場合の鉱物油を除く。）、充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質（(b)の(i)から(iii)までのものを除く。）

(b)　第四〇・〇一項及び第四〇・〇二項には、次の物質を含有するゴム及びゴムの混合物を含む。ただし、ゴム及びゴムの混合物が原材料としての重要な特性を保持する場合に限る。

(i)　乳化剤又は粘着防止剤

(ii)　乳化剤の分解生成物（少量を含有する場合に限る。）

(iii)　主として感熱ゴムラテックスを得るための感熱剤、主として酸性ゴムラテックスを得るための陽イオン界面活性剤、老化防止剤、凝固剤、顆粒化剤、凍結防止剤、ペプタイザー、保存剤、安定剤、粘度調整剤その他これらに類する特殊な目的のための添加剤（極めて少量を含有する場合に限る。）

6　第四〇・〇四項において「くず」とは、ゴムの製造又は加工により生ずるゴムのくず及び切断、摩耗その他の理由により明らかにそのままでは使用することができないゴム製品をいう。

7　加硫したゴムのみから成る糸で横断面の最大寸法が五ミリメートルを超えるものは、ストリップ、棒又は形材として第四〇・〇八項に属する。

8　第四〇・一〇項には、コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチングで、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類から製造したもの及びゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用繊維の糸又はコードから製造したものを含む。

9　第四〇・〇一項から第四〇・〇三項まで、第四〇・〇五項及び第四〇・〇八項において板、シート及びストリップは、板、シート、ストリップ及び規則正しい幾何学的形状の塊で、切つてないもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切つたもの（製品としての特性を有するか有しないか又はプリントその他の表面加工をしてあるかないかを問わない。）に限るものとし、その他の特定の形状に切つたもの及び更に加工したものを除く。

第四〇・〇八項において棒及び形材は、棒及び形材で、一定の長さに切つてあるかないか又は表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしてないものに限る。

四〇・〇一	天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）
四〇〇一・一〇	天然ゴムのラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）
四〇〇一・二一	その他の形状の天然ゴム
四〇〇一・二二	スモークドシート
四〇〇一・二九	技術的格付けをした天然ゴム（TSNR）
四〇〇一・三〇	その他のもの
	バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム

四〇・〇二	合成ゴム、油から製造したファクチス及び第四〇・〇一項の物品とこの項の物品との混合物（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）
四〇〇二・一一	スチレン―ブタジエンゴム（ＳＢＲ）及びカルボキシル化スチレン―ブタジエンゴム（ＸＳＢＲ）
四〇〇二・一九	ラテックス
四〇〇二・二〇	その他のもの
四〇〇二・三一	ブタジエンゴム（ＢＲ）
四〇〇二・三九	イソブテン―イソプレンゴム（ブチルゴム又はＩＩＲ）及びハロ―イソブテン―イソプレンゴム（ＣＩＩＲ及びＢＩＩＲ）
四〇〇二・四一	イソブテン―イソプレンゴム（ブチルゴム又はＩＩＲ）
四〇〇二・四九	その他のもの
四〇〇二・五一	クロロプレンゴム（クロロブタジエンゴム又はＣＲ）
四〇〇二・五九	ラテックス
四〇〇二・六〇	その他のもの
四〇〇二・七〇	アクリロニトリル―ブタジエンゴム（ＮＢＲ）
四〇〇二・八〇	ラテックス
四〇〇二・九一	その他のもの
四〇〇二・九九	再生ゴム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）
四〇〇三・〇〇	ゴム（硬質ゴムを除く。）のくず並びにこれから得た粉及び粒
四〇〇四・〇〇	配合ゴム（加硫してないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）
四〇〇五・一〇	カーボンブラック又はシリカを配合したもの
四〇〇五・二〇	ディスパーション（第四〇〇五・一〇号のものを除く。）及び溶液
四〇〇五・九一	その他のもの
四〇〇五・九九	板、シート及びストリップ
四〇〇六・一〇	その他のもの
四〇〇六・九〇	加硫してないゴムで、その他の形状のもの（例えば、棒、管及び形材）及び製品にしたもの（例えば、円盤及びリング）
四〇〇七・〇〇	ゴムタイヤ更生用のキャメルバックストリップ
四〇〇八	その他のもの
四〇〇八・一一	糸及びひも（加硫したゴムのものに限る。）
四〇〇八・一九	板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。）
四〇〇八・二一	セルラーラバーのもの
四〇〇八・二九	板、シート及びストリップ
四〇〇八・三〇	その他のもの
四〇〇九・一〇	セルラーラバー以外のゴムのもの
四〇〇九・二〇	板、シート及びストリップ
四〇〇九・三〇	その他のもの
四〇〇九・四〇	管及びホース（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、継手（例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）を取り付けてあるかないかを問わない。）
四〇〇九・五〇	他の材料により補強してないもの及び他の材料と組み合わせてないもの（継手なしのものに限る。）
四〇〇九・九〇	金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせたもの（継手なしのものに限る。）
四〇一〇・一〇	紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせたもの（継手なしのものに限る。）
四〇一〇・九一	他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたもの（継手なしのものに限る。）
四〇一〇・九九	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。）
四〇一一・一〇	横断面が台形のもの（Ｖベルト及びＶベルチング）
四〇一一・二〇	その他のもの
四〇一一・三〇	幅が二〇センチメートルを超えるもの
四〇一一・四〇	その他のもの
四〇一一・五〇	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）
	乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）に使用する種類のもの
	バス又は貨物自動車に使用する種類のもの
	航空機に使用する種類のもの
	モーターサイクルに使用する種類のもの
	自転車に使用する種類のもの

その他のもの	四〇一一・九一
杉綾模様その他これに類するトレッドを有するもの	四〇一一・九九
その他のもの	四〇一二
ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、交換性タイヤトレッド及びタイヤフラップ	四〇一二・一〇
更生タイヤ	四〇一二・二〇
空気タイヤ（中古のものに限る。）	四〇一二・九〇
その他のもの	四〇一三
ゴム製のインナーチューブ	四〇一三・一〇
乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	四〇一三・二〇
自転車に使用する種類のもの	四〇一三・九〇
その他のもの	四〇一四
衛生用又は医療用の製品（乳首を含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、硬質ゴム製の取付具を有するか有しないかを問わない。）	四〇一四・一〇
コンドーム	四〇一四・九〇
その他のもの	四〇一五
衣類及び衣類附属品（手袋を含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）	
手袋	四〇一五・一一
外科用のもの	四〇一五・一九
その他のもの	四〇一五・九〇
その他のもの	四〇一六
その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。）	四〇一六・一〇
セルラーラバー製のもの	四〇一六・一一
その他のもの	四〇一六・一九
床用敷物及びマット	四〇一六・二〇
消しゴム	四〇一六・九二
ガスケット、ワッシャーその他のシール	四〇一六・九三
防舷材（膨らませることができるかできないかを問わない。）	四〇一六・九四
その他の製品（膨らませることができるものに限る。）	四〇一六・九五
その他のもの	四〇一六・九九
硬質ゴム（例えば、エボナイト。くずを含むものとし、形状を問わない。）及びその製品	四〇一七・〇〇

第八部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

第四一類　原皮（毛皮を除く。）及び革

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　原皮くず（第〇五・一一項参照）

(b)　第〇五・〇五項又は第六七・〇一項の羽毛皮及びその部分

(c)　毛が付いている獣皮及びこれをなめし又は仕上げたもの（第四三類参照）。ただし、牛（水牛を含む。）、馬類の動物、羊（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。）、やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。）、豚（ペカリーを含む。）、シャモア、ガゼル、となかい、しか又は犬の毛が付いている原皮は、第四一類に属する。

2　この品目表において「コンポジションレザー」とは、第四一・一一項の物品のみをいう。

四一・〇一	
牛又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）	四一〇一・一〇
全形の牛皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一四キログラム以下のものに限る。）	四一〇一・二一
その他の牛皮（生鮮のもの及び湿式塩蔵をしたものに限る。）	四一〇一・二二
全形のもの	四一〇一・二九
バット及びベンズ	四一〇一・三〇
その他のもの	四一〇一・四〇
その他の牛皮（その他の保存に適する処理をしたものに限る。）	四一〇二
馬類の動物の皮	
羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）	四一〇二・一〇
毛が付いているもの	四一〇二・二一
毛が付いていないもの	
酸漬けしたもの	四一〇二・二九
その他のもの	

四一・〇三	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）
四一〇三・一〇	やぎのもの
四一〇三・二〇	爬虫類のもの
四一〇三・九〇	その他のもの
四一・〇四	牛又は馬類の動物の革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）
四一〇四・一〇	全形の牛革（表面積が一枚につき二八平方フィート（二・六平方メートル）以下のものに限る。）
四一〇四・二一	その他の牛革及び馬類の動物の革（なめしたもの及び再なめししたもので、これらを超える加工をしてないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）
四一〇四・二二	牛革（植物性前なめしをしたものに限る。）
四一〇四・二九	その他のもの
四一〇四・三一	その他の牛革及び馬類の動物の革（パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したものに限る。）
四一〇四・三九	フルグレーン及びグレーンスプリット
四一・〇五	その他のもの
四一〇五・一一	羊革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）
四一〇五・一二	なめしたもの及び再なめししたもの（これらを超える加工をしてないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）
四一〇五・一九	植物性前なめしをしたもの
四一〇五・二〇	その他の前なめしをしたもの
四一・〇六	その他のもの
四一〇六・一一	パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したもの
四一〇六・一二	やぎ革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）
四一〇六・一九	なめしたもの及び再なめししたもの（これらを超える加工をしてないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）
四一〇六・二〇	植物性前なめしをしたもの
	その他の前なめしをしたもの
	その他のもの
四一・〇七	その他の動物の革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）
四一〇七・一〇	豚のもの
	爬虫類のもの
四一〇七・二一	植物性前なめしをしたもの
四一〇七・二九	その他のもの
四一〇七・九〇	その他の動物のもの
四一・〇八	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）
四一〇八・〇〇	パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザー
四一・〇九	革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉
四一〇九・〇〇	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）
四一・一〇	
四一一〇・〇〇	
四一一一・〇〇	

第四二類　革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

1　注

この類には、次の物品を含まない。

(a) 外科用のカットガットその他これに類する縫合材（殺菌したものに限る。第三〇・〇六項参照）

(b) 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（第四三・〇三項及び第四三・〇四項参照。毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したもの及び手袋を除く。）

(c) 網地から製造した製品（第五六・〇八項参照）

(d) 第六四類の物品

(e) 第六五類の帽子及びその部分品

(f) 第六六・〇二項のむちその他の製品

(g) カフスボタン、腕輪その他の身辺用模造細貨類（第七一・一七項参照）

(h) あぶみ、くつわ、真ちゆう製動物用装飾具、留金その他の動物用装着具の取付具及びトリミング（個別に提示するものに限る。主として第一五部に属する。）

(ij) ドラムその他これに類する楽器の革、弦その他の楽器の部分品（第九二・〇九項参照）

(k) 第九四類の物品（例えば、家具及びランプその他の照明器具）

(1) 第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

(m) 第九六・〇六項のボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク

2 第四二・〇二項には、1の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。

(a) 取手付きのプラスチックシート製の袋（印刷してあるかないかを問わないものとし、長期間の使用を目的としないものに限る。第三九・二三項参照）

(b) 組物材料の製品（第四六・〇二項参照）

(c) 貴金属、貴金属を張つた金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品（第七一類参照）

3 第四二・〇三項において衣類及び衣類附属品には、手袋（運動用のものを含む。）、エプロンその他の保護衣類、ズボンつり、ベルト、負い革及び腕輪（時計用のものを除く。第九一・一三項参照）を含む。

四二・〇一	動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）
四二〇一・〇〇	
四二・〇二	旅行用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器
四二〇二・一一	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器
四二〇二・一二	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの
四二〇二・一九	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの
	その他のもの
四二〇二・二一	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）
四二〇二・二二	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの
四二〇二・二九	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの
	その他のもの
四二〇二・三一	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品
四二〇二・三二	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの
四二〇二・三九	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの
	その他のもの
四二〇二・九一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの
四二〇二・九二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの
四二〇二・九九	その他のもの
四二・〇三	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）
四二〇三・一〇	衣類
四二〇三・二一	手袋、ミトン及びミット
四二〇三・二九	特に運動用に製造したもの
四二〇三・三〇	その他のもの
四二〇三・四〇	ベルト及び負い革
四二・〇四	その他の衣類附属品
四二〇四・〇〇	機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンポジションレザー製品
四二・〇五	その他の革製品及びコンポジションレザー製品
四二〇五・〇〇	腸、ゴールドビーターススキン、ぼうこう又は腱（けん）の製品
四二・〇六	カットガット
四二〇六・一〇	その他のもの
四二〇六・九〇	

第四三類　毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

注

1 この品目表において「毛皮」とは、第四三・〇一項の原毛皮を除くほか、毛が付いている獣皮をなめし又は仕上げたものをいう。

2 この類には、次の物品を含まない。

(a) 羽毛皮及びその部分（第〇五・〇五項及び第六七・〇一項参照）

(b) 第四一類の注1(c)のただし書の毛が付いている原皮

(c) 革と毛皮又は革と人造毛皮とから成る手袋（第四二・〇三項参照）

(d) 第六四類の物品

(e) 第六五類の帽子及びその部分品

(f) 第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

3 第四三・〇三項には、他の材料を加えて組み合わせた毛皮及びその部分並びに衣類（部分品及び附属品を含む。）その他の製品の形状に縫い合わせた毛皮及びその部分を含む。

4 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（2の物品及び毛皮

又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したものを除く。）は、第四三・〇三項又は第四三・〇四項に属する。

5　この品目表において「人造毛皮」とは、獣毛その他の繊維を革、織物その他の材料に接着し又は縫い付けた模造の毛皮をいうものとし、織り又は編むことにより得た模造の毛皮（主として第五八・〇一項又は第六〇・〇一項に属する。）を含まない。

四三・〇一	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）
四三〇一・一〇	ミンクのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）
四三〇一・二〇	うさぎのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）
四三〇一・三〇	子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）
四三〇一・四〇	ビーバーのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）
四三〇一・五〇	マスクラットのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）
四三〇一・六〇	きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）
四三〇一・七〇	あざらしのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）
四三〇一・八〇	その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）
四三〇一・九〇	頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものなめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）
四三・〇二	全形のもの（組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）
四三〇二・一一	ミンクのもの
四三〇二・一二	うさぎのもの
四三〇二・一三	子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊に限る。）
四三〇二・一九	その他のもの
四三〇二・二〇	頭部、尾部、足部その他の切片で、組み合わせてないもの
四三〇二・三〇	全形のもの及び切片で、組み合わせたもの
四三・〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品
四三〇三・一〇	衣類及び衣類附属品
四三〇三・九〇	その他のもの
四三・〇四	人造毛皮及びその製品
四三〇四・〇〇	

第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

第四四類　木材及びその製品並びに木炭

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する木材（チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉砕し又は粉状にしたものに限る。第一二・一一項参照）

(b)　第一四・〇一項の竹その他の組物材料

(c)　主として染色又はなめしに使用する木材（チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉砕し又は粉状にしたものに限る。第一四・〇四項参照）

(d)　活性炭（第三八・〇二項参照）

(e)　第四二・〇二項の製品

(f)　第四六類の物品

(g)　第六四類の履物及びその部分品

(h)　第六六類の物品（例えば、傘及びつえ並びにこれらの部分品）

(ij)　第六八・〇八項の物品

(k)　第七一・一七項の身辺用模造細貨類

(l)　第一六部又は第一七部の物品（例えば、機械の部分品、ケース、カバー、機械用のキャビネット及び車両）

(m)　第一八部の物品（例えば、時計のケース及び楽器並びにこれらの部分品）

(n)　火器の部分品（第九三・〇五項参照）

(o)　第九四類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物）

(p)　第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

(q)　第九六類の物品（例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン並びに鉛筆。第九六・〇三項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。）

(r)　第九七類の物品（例えば、美術品）

2　この類において「改良木材」とは、化学的又は物理的な処理（木材を相互に接着したものにあつては、接着に必要とする処理を超えたものに限る。）によつて密度又は硬度を増加させることにより、機械的強度、化学的作用に対する抵抗性又は電気抵抗特性を改善した木材をいう。

3　第四四・一四項から第四四・二一項までには、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材の製品を含む。

4　第四四・一〇項から第四四・一二項までの物品には、第四四・〇九項に定める加工をしたもの及び曲げ、波形にし、穴をあけ、長方形（正方形を含む。）以外の形状に切り若しくは成形し又はその他の加工をしたもので、他の項に属する製品の特性を有しないものを含む。

5　第四四・一七項には、刃、作用端、作用面その他の作用する部分が第八二類の注1に定める材料から成る工具を含まない。

6　この類において木材には、1の(b)又は(f)のものを除くほか、竹その他の木に類する材料を含む。

四四・〇一	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材
四四〇一・一〇	薪材
四四〇一・二一	チップ状又は小片状の木材
四四〇一・二二	針葉樹のもの
四四〇一・三〇	針葉樹以外のもの
四四・〇二	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）
四四〇二・〇〇	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）
四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）、ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの
四四〇三・一〇	その他のもの（針葉樹のものに限る。）
四四〇三・二〇	その他のもの（次の熱帯産木材のものに限る。）
四四〇三・三一	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ
四四〇三・三二	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン
四四〇三・三三	クルイン、ラミン、カプール、チーク、ジョンコン、メルバウ、ジェルトン及びケンパス
四四〇三・三四	オクメ、オベチェ、サペリ、シポ、アカジョアフリカ、マコレ及びイロコ
四四〇三・三五	ティアマ、マンソニア、イロンバ、ジベツ、リンバ及びアゾベ
四四〇三・九一	その他のもの
四四〇三・九二	オークのもの
四四〇三・九九	ビーチのもの
四四・〇四	その他のもの
四四〇四・一〇	たが材、割つたポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの
四四〇四・二〇	針葉樹のもの
四四・〇五	針葉樹以外のもの
四四〇五・〇〇	木毛及び木粉
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木
四四〇六・一〇	染み込ませてないもの
四四〇六・九〇	その他のもの
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。）
四四〇七・一〇	針葉樹のもの
四四〇七・二一	熱帯産木材（次のものに限る。）のもの
四四〇七・二二	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、メランチバカウ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ、アラン、クルイン、ラミン、カプール、チーク、ジョンコン、メルバウ、ジェルトン及びケンパス
四四〇七・二三	オクメ、オベチェ、サペリ、シポ、アカジョアフリカ、マコレ、イロコ、ティアマ、マンソニア、イロンバ、ジベツ、リンバ及びアゾベ
四四〇七・九一	バボン、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、インブイア及びバルサ
四四〇七・九二	その他のもの
四四〇七・九九	オークのもの
四四〇八	ビーチのもの
	その他のもの
	薄板及び合板用単板（はぎ合わせをしてあるかないかを問わない。）並びにその他の木材（縦にひき、平削りし又は丸はぎしたものに限る。）（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。）

四四〇八・一〇	針葉樹のもの	
四四〇八・二〇	熱帯産木材（ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バボン、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、ブラジリアンローズウッド及びボアドローズフメルに限る。）のもの	
四四〇八・九〇	その他のもの	
四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁又は面に沿つて連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。）	
四四〇九・一〇	針葉樹のもの	
四四〇九・二〇	針葉樹以外のもの	
四四・一〇	パーティクルボードその他これに類するボード（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）	
四四一〇・一〇	木材のもの	
四四一〇・九〇	その他の木質の材料のもの	
四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	
	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるものに限る。）	
四四一一・一一	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	
四四一一・一九	その他のもの	
	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・五グラムを超え〇・八グラム以下のものに限る。）	
四四一一・二一	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	
四四一一・二九	その他のもの	
	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・三五グラムを超え〇・五グラム以下のものに限る。）	
四四一一・三一	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	
四四一一・三九	その他のもの	
四四一一・九一	その他のもの	
	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	
四四一一・九九	その他のもの	
四四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	
	合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）	
四四一二・一一	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バボン、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、ブラジリアンローズウッド及びボアドローズフメルに限る。）のもの	
四四一二・一二	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	
四四一二・一九	その他のもの	
	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	
四四一二・二一	少なくとも一層がパーティクルボードのもの	
四四一二・二九	その他のもの	
四四一二・九一	少なくとも一層がパーティクルボードのもの	
四四一二・九九	その他のもの	
四四・一三	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）	
四四一三・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	
四四・一四	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、	
四四一四・〇〇	木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の	
四四・一五	積載用ボード	
四四一五・一〇	ケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器及び	
四四一五・二〇	ケーブルドラム	
四四・一六	パレット、ボックスパレットその他の積載用ボード	
四四一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	
四四・一七	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り	
四四一七・〇〇	並びに靴の木型	
四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。）	
四四一八・一〇	窓及びフランス窓並びにこれらの枠	
四四一八・二〇	戸及びその枠並びに敷居	
四四一八・三〇	寄せ木パネル	
四四一八・四〇	コンクリート型枠	

四四一八・五〇	こけら板	
四四一八・九〇	その他のもの	
四四・一九	木製の食卓用品及び台所用品	
四四一九・〇〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具	
四四二〇・一〇	木製の小像その他の装飾品	
四四二〇・九〇	その他のもの	
四四・二二	その他の木製品	
四四二二・一〇	衣類用ハンガー	
四四二二・九〇	その他のもの	

第四五類　コルク及びその製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第六四類の履物及びその部分品

(b)　第六五類の帽子及びその部分品

(c)　第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

四五・〇一	天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）、コルクくず及び破砕し、粒にし又は粉砕したコルク	
四五〇一・一〇	天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）	
四五〇一・九〇	その他のもの	
四五・〇二	天然コルク（鬼皮を除いたもの、粗く角にしたもの及び長方形（正方形を含む。）の塊状、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、栓のブランクで角が鋭いものを含む。）	
四五〇二・〇〇	天然コルクの製品	
四五・〇三	栓	
四五〇三・一〇	その他のもの	
四五〇三・九〇	凝集コルク（凝集剤を使用してあるかないかを問わない。）及びその製品	
四五・〇四	塊、板、シート、ストリップ、タイル（形状を問わない。）及び円柱（中空でないものに限るものとし、円盤を含む。）	
四五〇四・一〇	コルクタイル	
四五〇四・九〇	その他のもの	

第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

注

1　この類において「組物材料」とは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状の材料をいい、当該材料には、わら、オージア、柳、竹、いぐさ、あし、樹皮のストリップ、経木その他の植物性材料のストリップ（例えば、ラフィア、細い葉及び広い葉を切つたストリップ）、紡績してない天然の紡織用繊維及びプラスチックの単繊維、ストリップその他これらに類する物品並びに紙のストリップを含むものとし、革、コンポジションレザー、フェルト又は不織布のストリップ、人髪、馬毛、紡織用繊維のローピング及び糸並びに第五四類の単繊維、ストリップその他これらに類する物品を含まない。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第四八・一四項の壁面被覆材

(b)　ひも、綱及びケーブル（組んであるかないかを問わない。第五六・〇七項参照）

(c)　第六四類又は第六五類の履物及び帽子並びにこれらの部分品

(d)　かご細工製の乗物及びそのボデー（第八七類参照）

(e)　第九四類の物品（例えば、家具及びランプその他の照明器具）

3　第四六・〇一項において「組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品」とは、組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を並列にしたものをつなぎ合わせてシート状にしたものをいい、つなぎ合わせるために使用した材料が紡績した紡織用繊維であるかないかを問わない。

四六・〇一	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織つた物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。）	
四六〇一・一〇	さなだその他これに類する組物材料の物品（シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）	
四六〇一・二〇	その他のもの	
四六〇一・九一	植物性材料製のもの	
四六〇一・九九	その他のもの	
四六・〇二	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品	
四六〇二・一〇	植物性材料製のもの	
四六〇二・九〇	その他のもの	

第一〇部　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品

第四七類　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙

注

1　第四七・〇二項において「化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）」とは、水酸化ナトリウムを一八％含有するかせいソーダ溶液に温度二〇度で一時間浸せきした後の不溶解性部分の重量が、ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）にあつては全重量の九二％

四七・〇一	機械木材パルプ	以上、亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）にあつては全重量の八八％以上の化学木材パルプをいう。ただし、亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）については、灰分の含有量が全重量の〇・一五％以下のものに限る。
四七〇一・〇〇	化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）	
四七・〇二	化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）	
四七〇二・〇〇	さらしてないもの	
四七・〇三	針葉樹のもの	
四七〇三・一一	針葉樹以外のもの	
四七〇三・一九	半さらしのもの及びさらしたもの	
四七〇三・二一	針葉樹のもの	
四七〇三・二九	針葉樹以外のもの	
四七・〇四	化学木材パルプ（亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）	
四七〇四・一一	さらしてないもの	
四七〇四・一九	針葉樹のもの	
四七〇四・二一	針葉樹以外のもの	
四七〇四・二九	半さらしのもの及びさらしたもの	
四七・〇五	針葉樹のもの	
四七〇五・〇〇	針葉樹以外のもの	
四七・〇六	セミケミカル木材パルプ	
四七〇六・一〇	その他の繊維素繊維を原料とするパルプ	
四七〇六・九一	コットンリンターパルプ	
四七〇六・九二	その他のもの	
四七〇六・九三	機械パルプ	
四七・〇七	化学パルプ	
四七〇七・一〇	セミケミカルパルプ	
四七〇七・二〇	古紙	
四七〇七・三〇	さらしてないクラフト紙又はクラフト板紙のもの及びコルゲート加工をした紙又は板紙のもの	
四七〇七・九〇	その他の紙又は板紙のもの（主としてさらした化学パルプから製造したものに限るものとし、全体を着色したものを除く。）	主として機械パルプから製造した紙又は板紙のもの（例えば、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物）
		その他のもの（区分けしてない古紙を含む。）

第四八類　紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

1　注

この類には、次の物品を含まない。

(a) 第三〇類の物品

(b) 第三二・一二項のスタンプ用のはく

(c) 香紙及び化粧料を染み込ませ又は塗布した紙（第三三類参照）

(d) せっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウォッディング（第三四・〇一項参照）並びに磨き料、クリームその他これらに類する調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウォッディング（第三四・〇五項参照）

(e) 第三七・〇一項から第三七・〇四項までの感光性の紙及び板紙

(f) 一層のプラスチックを塗布し又は被覆した一枚の紙及び板紙で、プラスチックの層の厚さが全体の半分を超えるもの並びに紙又は板紙により補強した積層プラスチックのシート並びにこれらの製品（第三九類参照。第四八・一四項の壁面被覆材を除く。）

(g) 第四二・〇二項の製品（例えば、旅行用具）

(h) 第四六類の製品（組物材料の製品）

(ij) 紙糸及びその織物製品（第一一部参照）

(k) 第六四類又は第六五類の物品

(l) 研磨紙及び研磨板紙（第六八・〇五項参照）並びに紙又は板紙を裏張りした雲母（第六八・一四項参照）。ただし、雲母粉を塗布した紙及び板紙は、この類に属する。

(m) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく（第一五部参照）

(n) 第九二・〇九項の物品

(o) 第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）及び第九六類の物品（例えば、ボタン）

2　6の規定が適用される場合を除くほか、第四八・〇一項から第四八・〇五項までには、カレンダー仕上げ、スーパーカレンダー仕上げ、グレーシング仕上げその他これらに類する仕上げ、擬透き入れ又は表面サイジングをした紙及び板紙並びに着色し又は大理石模様を入れた紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（全体を着色したものに限る。）を含む。ただし、第四八・〇三項に別段の定めがある場合を除くほか、これらの項には、その他の加工をした紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（例えば、塗布し又は染み込ませたもの）を含まない。

3　この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙（サイジングしてないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であつて、機械木材パルプの含有量が全繊維重量の六五％以上で、各面の平滑度が二〇〇秒ベック以下、重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上五七グラム以下であり、かつ、灰分の含有量が全重量の八％以下であるものをいう。

4　第四八・〇二項には、手すきの紙及び板紙のほか、主にさらしパルプ又は機械パルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。

重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下の紙及び板紙にあつては、

(a)　機械パルプの含有量が一〇％以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

1　重量が一平方メートルにつき八〇グラム以下であること。

2　全体を着色してあること。

(b)　灰分の含有量が八％を超え、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

1　重量が一平方メートルにつき八〇グラム以下であること。

2　全体を着色してあること。

(c)　灰分の含有量が三％を超え、かつ、白色度(*)が六〇％以上であること。

(d)　灰分の含有量が三％を超え八％以下であつて、白色度(*)が六〇％未満であり、かつ、比破裂強さが一グラム毎平方メートルの紙につき二・五キロパスカル以下であること。

(e)　灰分の含有量が三％以下であつて、白色度(*)が六〇％以上であり、かつ、比破裂強さが一グラム毎平方メートルの紙につき二・五キロパスカル以下であること。

重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超える紙及び板紙にあつては、

(a)　全体を着色してあること。

(b)　白色度(*)が六〇％以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

1　厚さが二二五マイクロメートル（ミクロン）以下であること。

2　厚さが二二五マイクロメートル（ミクロン）以下であり、かつ、灰分の含有量が三％を超えること。

(c)　白色度(*)が六〇％未満であつて、厚さが二五四マイクロメートル（ミクロン）以下であり、かつ、灰分の含有量が八％を超えること。

ただし、第四八・〇二項には、フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード（ティーバッグペーパーを含む。）並びにフェルトペーパー及びフェルトペーパーボードを含まない。

＊　白色度は、エルレフォ法若しくはGEブライトネステスターを使用する方法又はこれらと同等の国際的に認められた白色度試験方法により測定する。

5　この類において「クラフト紙及びクラフト板紙」とは、硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の八〇％以上の紙及び板紙をいう。

6　第四八・〇一項から第四八・一一項までの二以上の項に属するとみられる紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブは、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

7　第四八・〇一項、第四八・〇二項、第四八・〇四項から第四八・〇八項まで、第四八・一〇項及び第四八・一一項には、紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。

(a)　幅が一五センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの

(b)　折り畳んでない状態において一辺の長さが三六センチメートルを超え、その他の辺の長さが一五センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもの

もつとも、手すきの紙及び板紙のうち、すいたままのもので縁を切つてないもの（大きさ及び形状を問わない。）は、6の規定が適用される場合を除くほか、第四八・〇二項に属する。

8　第四八・一四項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。

(a)　壁又は天井の装飾に適するロール状の紙のうち、幅が四五センチメートル以上一六〇センチメートル以下の次のもの

(i)　木目付けをし、型押しをし、表面に着色し、図案を印刷し又は繊維のフロックを付着させる等の方法により表面に装飾を施したもの（透明な保護用プラスチックを塗布してあるかないか又は被覆してあるかないかを問わない。）

(ii)　木材、わら等の小片を混入した結果、平たんでない表面を有するもの

(iii)　プラスチックを表に塗布し又は被覆したもの（当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。）

(iv)　組物材料（平行につないであるかないか又は織つてあるかないかを問わない。）で表を覆つたもの

(b)　縁又はフリーズに使用する(a)の(i)から(iv)までのいずれかの処理をした紙で、壁又は天井の装飾に適するもの（ロール状であるかないかを問わない。）

(c)　数枚のパネルから成る紙製の壁面被覆材（ロール状又はシート状のものに限る。）で、壁に張り付けたとき、風景、図案又はモチーフが現れるように印刷したもの

紙又は板紙をもととした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、第四八・一五項に属する。

9　第四八・二〇項には、特定の大きさに切つたとじてないシート及びカード（印刷し、型押しをし又はせん孔したものであるかないかを問わない。）を含まない。

10　第四八・二三項には、ジャカードその他これに類する機械に使用するせん孔した紙及び板紙並びに紙製のレースを含む。

11　第四八・一四項又は第四八・二一項の物品を除くほか、紙、板紙及びセルロースウォッディング並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し付随的でないものは、第四九類に属する。

号注

1　第四八〇四・一一号及び第四八〇四・一九号において「クラフトライナー」とは、木材を原料とした硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の八〇％以上で、重量が一平方メートルにつき一一五グラムを超え、かつ、次の表の上欄のひよう量に該当するものにあつては対応する同表の下欄のミューレン破裂強さの最低値を有し、その他のひよう量のものにあつては一次内挿値又は一次外挿値と等値のミューレン破裂強さの最低値を有するマシン仕上げ又はマシングレイズをした紙及び板紙（ロール状のものに限る。）をいう。

ひよう量（グラム毎平方メートル）	ミューレン破裂強さの最低値（キロパスカル）
一一五	三九三
一二五	四一七
二〇〇	六三七
三〇〇	八二四
四〇〇	九六一

2　第四八〇四・二一号及び第四八〇四・二九号において「重袋用クラフト紙」とは、硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の八〇％以上であって、重量が一平方メートルにつき六〇グラム以上一一五グラム以下であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすマシン仕上げをした紙（ロール状のものに限る。）をいう。

(a)　ミューレン比破裂強さが三八以上で、横方向の伸び率が四・五％を超え、かつ、縦方向の伸び率が二％を超えること。

(b)　次の表の上欄のひよう量に該当するものにあつては対応する同表の中欄の引裂き強さの最低値及び下欄の引張強さの最低値を有すること又はその他のひよう量のものにあつては一次内挿値と等値の引裂き強さの最低値及び引張強さの最低値を有すること。

ひよう量（グラム毎平方メートル）	引裂き強さの最低値（ミリニュートン）		引張強さの最低値（キロニュートン毎メートル）	
	縦方向	縦方向と横方向の和	横方向	縦方向と横方向の和
六〇	七〇〇	一、五一〇	一・九	六
七〇	八三〇	一、七九〇	二・三	七・二
八〇	九六五	二、〇七〇	二・八	八・三
一〇〇	一、二三〇	二、六三五	三・七	一〇・六
一一五	一、四二五	三、〇六〇	四・四	一二・三

3　第四八〇五・一〇号において「段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）」とは、さらしてないセミケミカルパルプ（広葉樹のものに限る。）の含有量が全繊維重量の六五％以上であり、かつ、CMT　六〇（コンコラ中しん試験で六〇分調湿後）による圧縮強さが相対湿度五〇％、温度二三度において二〇キログラム重を超えるロール状の紙をいう。

4　第四八〇五・三〇号において「サルファイト包装紙」とは、木材を原料とした亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の含有量が全繊維重量の四〇％を超え、灰分の含有量が八％以下であり、かつ、ミューレン比破裂強さが一五以上のマシングレイズした紙をいう。

5　第四八一〇・二一号において「軽量コート紙」とは、両面を塗布した紙であつて、機械木材パルプの含有量が全繊維重量の五〇％以上で、片面の塗布量が一平方メートルにつき一五グラム以下であり、かつ、総重量が一平方メートルにつき七二グラム以下であるものをいう。

四八・〇一	新聞用紙（ロール状又はシート状のものに限る。）
四八〇一・〇〇	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙並びにせん孔テープ用紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇一項又は第四八・〇三項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙
四八〇二・一〇	手すきの紙及び板紙
四八〇二・二〇	写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙
四八〇二・三〇	カーボン原紙
四八〇二・四〇	壁紙原紙
四八〇二・五一	その他の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇％以下のものに限る。）
四八〇二・五二	重量が一平方メートルにつき四〇グラム未満のもの
四八〇二・五三	重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のもの
四八〇二・六〇	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの
四八・〇三	その他の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇％を超えるものに限る。）
四八〇三・〇〇	トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が三六センチメートルを超えるロール状のもの及び折り畳んでない状態において少なくとも一辺の長さが三六センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。）
四八・〇四	クラフト板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇二項又は第四八・〇三項のものを除く。）
四八〇四・一一	クラフトライナー
四八〇四・一九	さらしてないもの
四八〇四・二一	その他のもの
	重袋用クラフト紙
	さらしてないもの

四八〇四・二九	その他のもの	
	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のものに限る。）	
四八〇四・三一	さらしてないもの	
四八〇四・三九	その他のもの	
四八〇四・四一	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超え二二五グラム未満のものに限る。）	
四八〇四・四二	さらしてないもの	
	全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五％を超えるもの	
四八〇四・四九	その他のもの	
	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき二二五グラム以上のものに限る。）	
四八〇四・五一	さらしてないもの	
四八〇四・五二	全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五％を超えるもの	
四八〇四・五九	その他のもの	
四八・〇五	その他の紙及び板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限る。）	
四八〇五・一〇	段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）	
	多層ずきの紙及び板紙	
四八〇五・一一	各層をさらしたもの	
四八〇五・一二	外層の一方のみをさらしたもの	
四八〇五・一三	三層以上のもので、両外層のみをさらしたもの	
四八〇五・一九	その他のもの	
四八〇五・三〇	サルファイト包装紙	
四八〇五・四〇	フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード	
四八〇五・五〇	フェルトペーパー及びフェルトペーパーボード	
四八〇五・六〇	その他の紙及び板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のものに限る。）	
四八〇五・七〇	その他の紙及び板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超え二二五グラム未満のものに限る。）	
四八〇五・八〇	その他の紙及び板紙（重量が一平方メートルにつき二二五グラム以上のものに限る。）	
四八・〇六	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙（ロール状又はシート状のものに限る。）	
四八〇六・一〇	硫酸紙	
四八〇六・二〇	耐脂紙	
四八〇六・三〇	トレーシングペーパー	
四八〇六・四〇	グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙	
四八・〇七	接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。）	
四八〇七・一〇	ビチューメン、タール又はアスファルトの層を内部に有する紙及び板紙	
四八〇七・九一	その他のもの	
	わらパルプ製の紙及び板紙（わらパルプ製の紙以外の紙で被覆してあるかないかを問わない。）	
四八〇七・九九	その他のもの	
四八・〇八	コルゲート加工をし（平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。）、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇三項又は第四八・一八項のものを除く。）	
四八〇八・一〇	コルゲート加工をした紙及び板紙（せん孔してあるかないかを問わない。）	
四八〇八・二〇	重袋用クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないかを問わない。）	
四八〇八・三〇	その他のクラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないかを問わない。）	
四八〇八・九〇	その他のもの	
四八・〇九	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、幅が三六センチメートルを超えるロール状のもの及び折り畳んでない状態において少なくとも一辺の長さが三六センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。）	
四八〇九・一〇	カーボン紙その他これに類する複写紙	
四八〇九・二〇	セルフコピーペーパー	
四八〇九・九〇	その他のもの	
四八・一〇	紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又はシート状のものに限るものとし、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）	

四八一〇・一一	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇％以下のものに限る。）
四八一〇・一二	重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの
	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの
四八一〇・二一	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇％を超えるものに限る。）
四八一〇・二九	軽量コート紙
	その他のもの
四八一〇・三一	クラフト紙及びクラフト板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものを除く。）
	全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五％を超え、かつ、重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの
四八一〇・三二	全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五％を超え、かつ、重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの
	その他のもの
四八一〇・三九	その他の紙及び板紙
	多層すきのもの
四八一〇・九一	その他のもの
四八一〇・九九	紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又はシート状のもので、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第四八・〇三項、第四八・〇九項、第四八・一〇項又は第四八・一八項の物品を除く。）
四八一一・一〇	タール、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙
四八一一・二一	粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙
四八一一・二九	セルフアドヒーシブのもの
	その他のもの
四八一一・三一	プラスチック（接着剤を除く。）を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙
	さらしたもので重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの
四八一一・三九	その他のもの
四八一一・四〇	ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙
四八一一・九〇	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ
四八一二・〇〇	製紙用パルプ製のフィルタープロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート
四八一三・一〇	製造たばこ用巻紙（特定の大きさに切り、小冊子状にし又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。）
四八一三・二〇	小冊子状又は円筒状のもの
四八一三・九〇	ロール状のもの（幅が五センチメートル以下のものに限る。）
	その他のもの
四八一四・一〇	壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー
四八一四・二〇	イングレインペーパー
四八一四・三〇	壁紙その他これに類する壁面被覆材（プラスチックを表に塗布し又は被覆した紙から成るもので、当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。）
四八一四・九〇	壁紙その他これに類する壁面被覆材（紙物材料で表を覆った紙から成るものに限るものとし、当該紙物材料を平行につなぎ又は織ってあるかないかを問わない。）
四八一五・〇〇	その他のもの
四八一六・一〇	紙又は板紙をもととした床敷き（特定の大きさに切ってあるかないかを問わない。）
四八一六・二〇	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第四八・〇九項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかないかを問わない。）
四八一六・三〇	カーボン紙その他これに類する複写紙
四八一六・九〇	セルフコピーペーパー
四八一七・一〇	謄写版原紙
四八一七・二〇	その他のもの
四八一七・三〇	紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの
四八一八	封筒
	通信用カード
	封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの
	製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のトイレットペーパー、ハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、乳児用のおむつ、タンポ

四八一八・一〇	ン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品
四八一八・二〇	トイレットペーパー
四八一八・三〇	ハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル
四八一八・四〇	テーブルクロス及びナプキン
四八一八・五〇	生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品
四八一八・九〇	衣類及び衣類附属品
四八・一九	その他のもの
	紙製、板紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの
四八一九・一〇	段ボール製の箱及びケース
四八一九・二〇	紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース（段ボール製のものを除く。）
四八一九・三〇	袋（底の幅が四〇センチメートル以上のものに限る。）
四八一九・四〇	その他の袋（円すい形のものを含む。）
四八一九・五〇	その他の包装容器（レコード用ジャケットを含む。）
四八一九・六〇	書類箱、レタートレイ、格納箱その他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの
四八・二〇	紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、練習帳、吸取紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー
四八二〇・一〇	帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品
四八二〇・二〇	練習帳
四八二〇・三〇	バインダー、書類挟み及びファイルカバー
四八二〇・四〇	転写式の事務用印刷物及び挿入式カーボンセット
四八二〇・五〇	アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）
四八二〇・九〇	その他のもの
四八・二一	紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるかないかを問わない。）
四八二一・一〇	印刷したもの
四八二一・九〇	その他のもの
四八二二・一〇	製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類（せん孔してあるかないか又は硬化してあるかないかを問わない。）
四八二二・九〇	紡織用繊維の糸を巻くために使用する種類のもの
四八・二三	その他のもの
	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。）並びに紙製用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品
四八二三・一一	粘着剤又は接着剤を塗布した紙（ストリップ状又はロール状のものに限る。）
四八二三・一九	セルフアドヒーシブのもの
四八二三・二〇	その他のもの
四八二三・三〇	フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード
四八二三・四〇	せん孔カード式機械用のカード（せん孔してないものに限るものとし、ストリップ状であるかないかを問わない。）
四八二三・五一	自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤
四八二三・五九	その他の紙及び板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものに限る。）
四八二三・六〇	印刷し、型押しをし又はせん孔したもの
四八二三・七〇	その他のもの
四八二三・九〇	紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品
	成型し又は加圧成形をした製紙用パルプの製品
	その他のもの

第四九類　印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　透明なベース上の写真のネガ及びポジ（第三七類参照）

(b)　浮出し地図、浮出し設計図及び浮出し地球儀（印刷してあるかないかを問わない。第九〇・二三項参照）

(c)　第九五類の遊戯用カードその他の物品

(d)　銅版画、木版画、石版画その他の版画（第九七・〇二項参照）、第九七・〇四項の郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品及び製作後一〇〇年を超えたこつとうその他の第九七類の物品

2　この類において印刷したものには、複写機により複写したもの、コンピュータにより打ち出したもの、型押しをしたもの、写真に撮つたもの、感光複写をしたもの、感熱複写をしたもの及びタイプしたものを含む。

3　新聞、雑誌その他の定期刊行物を紙以外の物品により製本したもの及び新聞、雑誌その他の定期刊行物の二号以上を単一のカバーによりセットしたもの（広告を含んでいるかいないかを問わない。）は、第四九・〇一項に属する。

4　第四九・〇一項には、次の物品を含む。

(a)　美術品、図案等を複製した印刷物を集めたもの（内容に関連する文章を伴うもので、ページを入れて書籍の作成に適するようにしたものに限る。）

(b)　書籍に補足として附属する絵画（書籍とともに提示するものに限る。）

(c)　書籍又は小冊子を構成する印刷物（束ねた若しくは単独のシート又は折り丁のもので、完成品の全体又は一部を構成し、かつ、製本に適するものに限る。）

もつとも、絵又は挿絵を印刷したもの（折り丁又は単独のシートのものに限る。）で文章を伴わないものは、第四九・一一項に属する。

5　3の物品を除くほか、第四九・〇一項には、本質的に広告を目的とする出版物（例えば、小冊子、パンフレット、リーフレット、商業用カタログ、商業団体が出版した年鑑及び観光案内書）を含まない。これらの物品は、第四九・一一項に属する。

6　第四九・〇三項において「幼児用の絵本」とは、絵が主体で、文章が副次的な幼児用の本をいう。

四九・〇一	印刷した書籍、小冊子、リーフレットその他これらに類する印刷物（単一シートのものであるかないかを問わない。）
四九〇一・一〇	単一シートのもの（折り畳んであるかないかを問わない。）
四九〇一・九一	その他のもの
四九〇一・九九	辞典及び事典（シリーズの形式で発行するものを含む。）
四九・〇二	その他のもの
四九〇二・一〇	新聞、雑誌その他の定期刊行物（挿絵を有するか有しないか又は広告を含んでいるかいないかを問わない。）
四九〇二・九〇	一週に四回以上発行するもの
四九・〇三	その他のもの
四九〇三・〇〇	幼児用の絵本及び習画本
四九・〇四	楽譜（印刷したもの及び手書きのものに限るものとし、製本してあるかないか又は挿絵を有するか有しないかを問わない。）
四九〇四・〇〇	地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）
四九・〇五	地球儀、天球儀その他これらに類するもの
四九〇五・一〇	その他のもの
四九〇五・九一	製本したもの
四九〇五・九九	その他のもの
四九・〇六	設計図及び図案（建築用、工学用、工業用、商業用、地形測量用その他これらに類する用途に供するもので手書き原図に限る。）並びに手書き文書並びにこれらをカーボン複写し又は感光紙に写真複写したもの
四九〇六・〇〇	
四九・〇七	郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品（輸入する国において通用し又は発行するもので使用してないものに限る。）、これらを紙に印刷した物品及び小切手帳並びに紙幣、銀行券、株券、債券その他これらに類する有価証券
四九〇七・〇〇	デカルコマニア
四九・〇八	デカルコマニア（ガラス化することができるものに限る。）
四九〇八・一〇	その他のもの
四九〇八・九〇	
四九・〇九	葉書（印刷したもの及び挿絵を有するものに限る。）及び個人のあいさつ、伝言又は通知を印刷したカード（挿絵を有するか有しないか又は封筒若しくはトリミング付きであるかないかを問わない。）
四九〇九・〇〇	
四九・一〇	カレンダー（カレンダーブロックを含むものとし、印刷したものに限る。）
四九〇一〇・〇〇	その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。）
四九・一一	広告、商業用カタログその他これらに類する物品
四九一一・一〇	その他のもの
四九一一・九一	絵画、デザイン及び写真
四九一一・九九	その他のもの

第一一部　紡織用繊維及びその製品

注

1　この部には、次の物品を含まない。

(a)　ブラシ製造用の獣毛（第〇五・〇二項参照）並びに馬毛及びそのくず（第〇五・〇三項参照）

(b)　人髪及びその製品（第〇五・〇一項、第六七・〇三項及び第六七・〇四項参照。搾油機その他これに類する機械に通常使用するろ過布（第五九・一一項参照）を除く。）

(c)　第一四類のコットンリンターその他の植物性材料

(d)　第二五・二四項の石綿及び第六八・一二項又は第六八・一三項の石綿の製品その他の物品

(e)　第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品（例えば、脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する医療用又は獣医用の物品及び殺菌した外科用縫合材）

(f) 第三七・〇一項から第三七・〇四項までの感光性の紡織用繊維

(g) プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの及びプラスチックのストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー）で見掛け幅が五ミリメートルを超えるもの（第三九類参照）並びにこれらの組物、織物類、かご細工物及び枝条細工物（第四六類参照）

(h) 織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト及び不織布で、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの並びにこれらの製品のうち、第三九類のもの

(ij) 織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト及び不織布で、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの並びにこれらの製品のうち、第四〇類のもの

(k) 毛が付いている獣皮及び毛皮（第四一類及び第四三類参照）、第四三・〇三項の毛皮製品並びに第四三・〇四項の人造毛皮及びその製品

(l) 第四二・〇一項又は第四二・〇二項の紡織用繊維の製品

(m) 第四八類の物品（例えば、セルロースウォッディング）

(n) 第六四類の履物及びその部分品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品

(o) 第六五類のヘアネット及びその他の帽子並びにこれらの部分品

(p) 第六七類の物品

(q) 研磨材料を塗布した紡織用繊維（第六八・〇五項参照）並びに第六八・一五項の炭素繊維及びその製品

(r) ガラス繊維及びその製品（第七〇類参照。ガラス繊維の糸によりししゆうしたもので基布が見えるものを除く。）

(s) 第九四類の物品（例えば、家具、寝具及びランプその他の照明器具）

(t) 第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具、運動用具及びネット）

2 (A) 第五〇類から第五五類まで、第五八・〇九項又は第五九・〇二項のいずれかに属するとみられる物品で二以上の紡織用繊維から成るものは、構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。

(B) (A)の規定の適用については、次に定めるところによる。

(a) 馬毛をしん糸に使用したジンプヤーン（第五一・一〇項参照）及び金属を交えた糸（第五六・〇五項参照）は、単一の紡織用繊維とみなすものとし、その重量は、これを構成する要素の重量の合計による。また、織物の所属の決定に当たり、金属糸は、紡織用繊維とみなす。

(b) 所属の決定に当たっては、まず類の決定を行うものとし、次に当該類の中から、当該類に属しない構成材料を考慮することなく、項を決定する。

(c) 第五四類及び第五五類の両類を他の類とともに考慮する必要がある場合には、第五四類及び第五五類は、一の類として取り扱う。

(d) 異なる紡織用繊維が一の類又は項に含まれる場合には、これらは、単一の紡織用繊維とみなす。

(C) (A)及び(B)の規定は、3から6までの糸についても適用する。

3 (A) この部において次の糸（単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーン）は、(B)の物品を除くほか、ひも、綱及びケーブルとする。

(a) 絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸で、二〇、〇〇〇デシテックスを超えるもの

(b) 人造繊維の糸（第五四類の二本以上の単繊維から製造した糸を含む。）で、一〇、〇〇〇デシテックスを超えるもの

(c) 大麻糸及び亜麻糸で、次のもの

(i) 磨き又はつや出ししたもので、一、四二九デシテックス以上のもの

(ii) 磨いてなく、かつ、つや出ししてないもので、二〇、〇〇〇デシテックスを超えるもの

(d) コイヤヤーンで三本以上の糸をよったもの

(e) その他の植物性繊維の糸で、二〇、〇〇〇デシテックスを超えるもの

(f) 金属糸により補強した糸

(B) (A)の規定は、次の物品については適用しない。

(a) 羊毛その他の獣毛の糸及び紙糸（金属糸による補強した糸を除く。）

(b) 第五四類のマルチフィラメントヤーン（よってないもの及びより数が一メートルにつき五未満のものに限る。）及び第五五類の人造繊維の長繊維のトウ

(c) 第五〇・〇六項の天然てぐす及び第五四類の単繊維

(d) 第五六・〇五項の金属を交えた糸（金属糸により補強した糸を除く。）

(e) 第五六・〇六項のシェニールヤーン、ジンプヤーン及びループウェールヤーン

4 (A) 第五〇類から第五二類まで、第五四類及び第五五類において糸との関連で「小売用にしたもの」とは、(B)の物品を除くほか、次のいずれかの糸（単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーン）をいう。

(a) カード、リール、チューブその他これらに類する糸巻に巻いた糸で一個の重量（糸巻の重量を含む。）が次の重量以下であるもの

(i) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬糸及び人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム

(ii) その他の糸については、一二五グラム

(b) ボール巻又はかせ巻の糸については、一個の重量が次の重量以下であるもの

(i) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬糸及び三、〇〇〇デシテックス未満の人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム

(ii) 二、〇〇〇デシテックス未満のその他の糸については、一二五グラム

(iii) その他の糸については、五〇〇グラム

(c) 数個の小さなかせに区分してある等しい重量のかせ巻の糸については、一個の小さなかせの重量が次の重量以下であるもの

(i) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬糸及び人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム

(ii) その他の糸については、一二五グラム

(B) (A)の規定は、次の物品については適用しない。

(a) 紡織用繊維の単糸。ただし、次のものを除く。

(i) 羊毛又は繊獣毛の単糸で漂白してないもの
(ii) 羊毛又は繊獣毛の単糸で、漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、五、〇〇〇デシテックスを超えるもの
(b) マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、漂白してないもののうち、次のもの
(i) 絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（体裁を問わない。）
(ii) その他の紡織用繊維の糸でかせ巻のもの（羊毛又は繊獣毛の糸を除く。）
(c) マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸に限る。）で、漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、一、三三三デシテックス以下のもの
(d) 紡織用繊維の単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次のもの
(i) あやかせのもの
(ii) コップ、ねん糸用のチューブ、パーン、円すい状ボビン、スピンドルその他の糸巻に巻いたもの、繭の形状に巻いたものでしゅう機に使用するものその他の繊維工業において使用する体裁にしたもの

5　第五二・〇四項、第五四・〇一項及び第五五・〇八項において「縫糸」とは、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次のすべての要件を満たすものをいう。
(a) 糸巻（例えば、リール及びチューブ）に巻いたもので重量（糸巻の重量を含む。）が一、〇〇〇グラム以下であること。
(b) 仕上加工をしてあること。
(c) 最後にZよりをかけてあること。

6　この部において「強力糸」とは、次の糸をいう。
ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルの単糸で、テナシティが一テックスにつき六〇センチニュートンを超えるもの
ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのマルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、テナシティが一テックスにつき五三センチニュートンを超えるもの
ビスコースレーヨンの単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、テナシティが一テックスにつき二七センチニュートンを超えるもの

7　この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。
(a) 長方形（正方形を含む。）以外の形状に裁断した物品
(b) 完成したもので、単に分割糸を切ることにより又はそのままで使用することができるもの（縫製その他の加工を要しないものに限る。例えば、ダスター、タオル、テーブルクロス、スカーフ及び毛布）
(c) 縁縫いし、縁かがりをし又は縁に房を付けた物品（反物の裁断した縁にほつれ止めのための簡単な加工をしたものを除く。）
(d) 特定の大きさに裁断した物品でドロンワークをしたもの
(e) 縫製、のり付けその他の方法によりつなぎ合わせた物品（同種の織物類を二以上つなぎ合わせた反物及び二以上の織物類を重ね合わせた反物（詰物をしてあるかないかを問わない。）を除く。）
(f) メリヤス編み又はクロセ編みにより特定の形状に編み上げたもの（単一の物品に裁断してないもの）

8　第五〇類から第五五類まで及び、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第五六類から第六〇類までには、7に定義する製品にしたものを含まない。第五〇類から第五五類までには、第五六類から第五九類までの物品を含まない。

9　第五〇類から第五五類までの織物には、紡織用繊維の糸を平行に並べた層を鋭角又は直角に重ね合わせ、糸の交点で接着剤又は熱溶融により結合した物品を含む。

10　紡織用繊維にゴム糸を組み合わせたものから成る弾力性のある物品は、この部に属する。

11　この部において染み込ませたものには、浸せきしたものを含む。

12　この部においてポリアミドには、アラミドを含む。

13　文脈により別に解釈される場合を除くほか、紡織用繊維から成る衣類で異なる項に属するものは、小売用のセットにした場合であつても当該各項に属する。

号注

1　この部及び適用可能な場合にはこの品目表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
(a) 「弾性糸」とは、合成繊維の長繊維の糸（単繊維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。）で、もとの長さの三倍に伸ばしても切れず、もとの長さの二倍に伸ばした後五分以内にもとの長さの一・五倍以下に戻るものをいう。
(b) 「漂白してない糸」とは、次のいずれかの糸をいう。
(i) 構成繊維固有の色を有するもので、漂白、浸染（全体を浸染してあるかないかを問わない。）及びなせんのいずれもしてないもの
(ii) 反毛した紡織用繊維から製造したもので、色を特定することができないもの（グレーヤーン）
漂白してない糸には、無色の仕上げをしたもの又は一時的に染めたもので単にせつけんで洗浄することにより染めが消失するものを含むものとし、人造繊維の糸にあつては、つや消し剤（例えば、二酸化チタン）により全体を処理したものを含む。
(c) 「漂白した糸」とは、次のいずれかの糸をいう。
(i) 漂白工程を経たもの、漂白した繊維から成るもの又は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色に浸染し（全体を浸染してあるかないかを問わない。）若しくは白色の仕上げをしたもの
(ii) 漂白してない繊維と漂白した繊維とを混合したものから成るもの
(iii) マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで、漂白してない糸と漂白した糸とから成るもの
(d) 「着色した糸（浸染し又はなせんした糸）」とは、次のいずれかの糸をいう。
(i) 浸染したもの（全体を浸染してあるかないかを問わないものとし、白色に浸染したもの及び一時的に染めたものを除く。）、なせんしたもの又は浸染し若しくはなせんした繊維から成るもの

(ii) 異なる色に浸染した繊維を混合したものから成るもの、漂白してない繊維若しくは漂白した繊維と着色した繊維とを混合したものから成るもの（単糸本又はミキスチュアヤーン）又は一以上の色で点状の模様をなせんしたもの

(iii) なせんしたスライバー又はローピングから得たもの

(iv) マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで、着色した糸と漂白してない糸又は漂白した糸とから成るもの

(a)から(d)までの規定は、単繊維及び第五四類のストリップその他これに類する物品に準用する。

(e) 繊物との関連で「漂白してないもの」とは、漂白してない糸から成る織物で、漂白、浸染及びなせんのいずれもしてないものをいうものとし、無色の仕上げをしたもの及び一時的に染めたものを含む。

(f) 織物との関連で「漂白したもの」とは、次のいずれかの織物をいう。

(i) 織つた後に漂白したもの又は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、織つた後に白色に着色し若しくは白色の仕上げをしたもの

(ii) 漂白した糸から成るもの

(iii) 漂白してない糸と漂白した糸とから成るもの

(g) 織物との関連で「浸染したもの」とは、次のいずれかの織物をいう。

(i) 織つた後に単一の色で均一に浸染したもの（文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色に浸染したものを除く。）又は織つた後に色付きの仕上げをしたもの（文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色の仕上げをしたものを除く。）

(ii) 単一の色で均一に着色した糸から成るもの

(h) 織物との関連で「異なる色の糸から成るもの」とは、次のいずれかの織物（なせんした織物を除く。）をいう。この場合において、織物の耳又は端に使用する糸は、考慮しない。

(i) 異なる色の糸から成るもの又は同色で濃淡の異なる糸から成るもの（構成繊維固有の色のみを有するものを除く。）

(ii) 着色した糸と漂白してない糸又は漂白した糸とから成るもの

(iii) 単糸本又はミキスチュアヤーンから成るもの

(ij) 織物との関連で「なせんしたもの」とは、織つた後なせんした織物をいい、異なる色の糸から成るものであるかないかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。

(a)から(ij)までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。

(k) 「平織り」とは、各よこ糸が交互にたて糸の上下を通過し、各たて糸が交互によこ糸の上下を通過する織物組織をいう。

2 (A) 第五六類から第六三類までの物品で二以上の紡織用繊維から成るものは、第五〇類から第五五類までの物品で当該二以上の紡織用繊維から成るものの所属の決定に際してこの部の注2の規定に従い選択される紡織用繊維のみから成る物品とみなす。

(B) (A)の規定の適用については、次に定めるところによる。

(a) 統一システムの解釈に関する通則3を適用する場合には、同通則3により当該物品の所属を決定する部分についてのみ(A)の規定を適用する。

(b) 基布とパイル又はループの面とから成る紡織用繊維製の物品については、基布を考慮しない。

(c) 第五八・一〇項のしゆう布については、基布のみを考慮する。ただし、基布が見えないしゆう布については、しゆう糸のみを考慮する。

第五〇類　絹及び絹織物

五〇・〇一	繭（繰糸に適するものに限る。）
五〇〇一・〇〇	
五〇・〇二	生糸（よつてないものに限る。）
五〇〇二・〇〇	
五〇・〇三	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）
五〇〇三・一〇	カード及びコームのいずれもしてないもの
五〇〇三・九〇	その他のもの
五〇・〇四	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）
五〇〇四・〇〇	
五〇・〇五	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）
五〇〇五・〇〇	
五〇・〇六	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす
五〇〇六・〇〇	
五〇・〇七	絹織物
五〇〇七・一〇	絹ノイル織物
五〇〇七・二〇	その他の織物（絹又はそのくず（絹ノイルを除く。）の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）
五〇〇七・九〇	その他の織物

第五一類　羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

1 注

この品目表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「羊毛」とは、羊又は子羊の天然繊維をいう。

(b) 「繊獣毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ、やく、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）、ビーバー、ヌートリヤ又はマスクラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。

(c) 「粗獣毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の繊獣毛以外の獣毛をいう。ただし、ブラシ製造用の獣毛（第〇五・〇二項参照）及び馬毛（第〇五・〇三項参照）を除く。

五一・〇一	羊毛（カードし又はコームしたものを除く。）	
五一〇一・一一	脂付きのもの（フリースウォッシュしたものを含む。）	
五一〇一・一九	剪毛したもの	
	その他のもの	
五一〇一・二一	脂を除いたもの（化炭処理をしてないものに限る。）	
五一〇一・二九	剪毛したもの	
五一〇一・三〇	その他のもの	
五一・〇二	化炭処理をしたもの	
五一〇二・一〇	繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたものを除く。）	
五一〇二・二〇	繊獣毛	
五一・〇三	粗獣毛	
五一〇三・一〇	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）	
五一〇三・二〇	羊毛又は繊獣毛のノイル	
五一〇三・三〇	羊毛又は繊獣毛のその他のくず	
五一・〇四	粗獣毛のくず	
五一〇四・〇〇	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）	
五一・〇五	羊毛、繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。）	
五一〇五・一〇	羊毛（カードしたものに限る。）	
	羊毛のトップその他の羊毛（コームしたものに限る。）	
五一〇五・二一	小塊状のもの（コームしたものに限る。）	
五一〇五・二九	その他のもの	
五一〇五・三〇	繊獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）	
五一〇五・四〇	粗獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）	
五一・〇六	紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	
五一〇六・一〇	羊毛の重量が全重量の八五％以上のもの	
五一〇六・二〇	羊毛の重量が全重量の八五％未満のもの	
五一・〇七	梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	
五一〇七・一〇	羊毛の重量が全重量の八五％以上のもの	
五一〇七・二〇	羊毛の重量が全重量の八五％未満のもの	
五一・〇八	紡毛糸及び梳毛糸（繊獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	
五一〇八・一〇	紡毛糸	
五一〇八・二〇	梳毛糸	
五一・〇九	羊毛製又は繊獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）	
五一〇九・一〇	羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五％以上のもの	
五一〇九・九〇	その他のもの	
五一・一〇	粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	
五一一〇・〇〇	紡毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	
五一・一一	羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五％以上のもの	
五一一一・一一	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	
五一一一・一九	その他のもの	
五一一一・二〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）	
五一一一・三〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）	
五一一一・九〇	その他のもの	
五一・一二	梳毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	
五一一二・一一	羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五％以上のもの	
五一一二・一九	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの	
五一一二・二〇	その他のもの	
五一一二・三〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）	
五一一二・九〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）	
五一・一三	その他のもの	
五一一三・〇〇	毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）	

第五二類　綿及び綿織物

号注

1　第五二〇九・四二号及び第五二一一・四二号において「デニム」とは、三枚たて綾織り又は四枚たて綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物で、たて糸に青色に浸染した糸を使用し、よこ糸に漂白してない糸、漂白した糸、灰色に浸染した糸又はたて糸より淡い青色に着色した糸を使用したものをいう。

五二・〇一	実綿及び繰綿（カードし又はコームしたものを除く。）	
五二〇一・〇〇	綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	
五二・〇二	糸くず	
五二〇二・一〇	その他のもの	
	反毛した繊維	
五二〇二・九一	その他のもの	
五二〇二・九九		

五二・〇三	綿（カード又はコームしたものに限る。）
五二〇三・〇〇	綿製の縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）
五二・〇四	小売用にしたものでないもの
五二〇四・一一	綿の重量が全重量の八五％以上のもの
五二〇四・一九	その他のもの
五二〇四・二〇	小売用にしたもの
五二・〇五	綿糸（綿の重量が全重量の八五％以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）
五二〇五・一一	単糸（コームした繊維製のものを除く。）
	七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）
五二〇五・一二	二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）
五二〇五・一三	一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）
五二〇五・一四	一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）
五二〇五・一五	一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの）
五二〇五・二一	単糸（コームした繊維製のものに限る。）
	七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）
五二〇五・二二	二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）
五二〇五・二三	一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）
五二〇五・二四	一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）
五二〇五・二五	一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの）
	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。）
五二〇五・三一	構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）
五二〇五・三二	構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）
五二〇五・三三	構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）
五二〇五・三四	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）
五二〇五・四一	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）
五二〇五・四二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。）
五二〇五・四三	構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）
五二〇五・四四	構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）
五二〇五・四五	構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）
五二・〇六	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）
五二〇六・一一	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）
五二〇六・一二	綿糸（綿の重量が全重量の八五％未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）
五二〇六・一三	単糸（コームした繊維製のものを除く。）
五二〇六・一四	七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）
五二〇六・一五	二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）
	一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）
	一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）
	一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの）
	単糸（コームした繊維製のものに限る。）

五二〇六・二一	七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）
五二〇六・二二	二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）
五二〇六・二三	一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）
五二〇六・二四	一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）
五二〇六・二五	一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの）
五二〇六・三一	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。）
五二〇六・三二	構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）
五二〇六・三三	構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）
五二〇六・三四	構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）
五二〇六・三五	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）
五二〇六・四一	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）
五二〇六・四二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。）
五二〇六・四三	構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）
五二〇六・四四	構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）
五二〇六・四五	構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）
五二〇七・一〇	構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）
五二〇七・九〇	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）
五二〇八・一一	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。）
五二〇八・一二	構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）
五二〇八・一三	構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）
五二〇八・一九	構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）
五二〇八・二一	構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）
五二〇八・二二	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）
五二〇八・二三	綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）
五二〇八・二九	綿の重量が全重量の八五％以上のもの
五二〇八・三一	その他のもの
五二〇八・三二	綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）
五二〇八・三九	漂白してないもの
五二〇八・四一	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの
五二〇八・四二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの
五二〇八・四三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
五二〇八・四九	その他の織物
五二〇八・五一	漂白したもの
	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの
	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの
	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
	その他の織物
	異なる色の糸から成るもの
	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの
	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの
	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
	その他の織物
	なせんしたもの
	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの

五二〇八・五二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの
五二〇八・五三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
五二〇八・五九	その他の織物
五二・〇九	綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）
五二〇九・一一	漂白してないもの
五二〇九・一二	平織りのもの
五二〇九・一九	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
	その他の織物
五二〇九・二一	漂白したもの
五二〇九・二二	平織りのもの
五二〇九・二九	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
	その他の織物
五二〇九・三一	浸染したもの
五二〇九・三二	平織りのもの
五二〇九・三九	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
	その他の織物
五二〇九・四一	異なる色の糸から成るもの
五二〇九・四二	平織りのもの
五二〇九・四三	デニム
五二〇九・四九	その他の三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物
	その他の織物
五二〇九・五一	なせんしたもの
五二〇九・五二	平織りのもの
五二〇九・五九	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
五二・一〇	その他の織物
	綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）
五二一〇・一一	漂白してないもの
五二一〇・一二	平織りのもの
五二一〇・一九	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
	その他の織物
五二一〇・二一	漂白したもの
五二一〇・二二	平織りのもの
	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

五二一〇・二九	その他の織物
五二一〇・三一	浸染したもの
五二一〇・三二	平織りのもの
五二一〇・三九	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
	その他の織物
五二一〇・四一	異なる色の糸から成るもの
五二一〇・四二	平織りのもの
五二一〇・四九	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
	その他の織物
五二一〇・五一	なせんしたもの
五二一〇・五二	平織りのもの
五二一〇・五九	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
五二・一一	その他の織物
	綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）
五二一一・一一	漂白してないもの
五二一一・一二	平織りのもの
五二一一・一九	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
	その他の織物
五二一一・二一	漂白したもの
五二一一・二二	平織りのもの
五二一一・二九	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
	その他の織物
五二一一・三一	浸染したもの
五二一一・三二	平織りのもの
五二一一・三九	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
	その他の織物
五二一一・四一	異なる色の糸から成るもの
五二一一・四二	平織りのもの
五二一一・四三	デニム
五二一一・四九	その他の三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物
	その他の織物
五二一一・五一	なせんしたもの
五二一一・五二	平織りのもの
五二一一・五九	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
	その他の織物

五二・一二	その他の綿織物
五二一二・一一	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの
五二一二・一二	漂白してないもの
五二一二・一三	漂白したもの
五二一二・一四	浸染したもの
五二一二・一五	異なる色の糸から成るもの
	なせんしたもの
五二一二・二一	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの
五二一二・二二	漂白してないもの
五二一二・二三	漂白したもの
五二一二・二四	浸染したもの
五二一二・二五	異なる色の糸から成るもの
	なせんしたもの

第五三類　その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

五三・〇一	亜麻（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
五三〇一・一〇	亜麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）
五三〇一・二一	亜麻（破茎、スカッチング、ハックリングその他の処理をしたものに限るものとし、精紡したものを除く。）
五三〇一・二九	破茎し又はスカッチングしたもの
五三〇一・三〇	その他のもの
五三・〇二	亜麻のトウ及びくず
五三〇二・一〇	大麻（カナビス・サティヴァ。精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
五三〇二・九〇	大麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）
五三・〇三	その他のもの
五三〇三・一〇	ジュートその他の紡織用靱皮繊維（精紡したもの、亜麻、大麻及びラミーを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
五三〇三・九〇	ジュートその他の紡織用靱皮繊維（生のもの及びレッティングしたものに限る。）
五三・〇四	その他のもの
五三〇四・一〇	サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
五三〇四・九〇	サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維（生のものに限る。）
	その他のもの
五三・〇五	ココやし、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
五三〇五・一一	ココやしのもの（コイヤ）
五三〇五・一九	生のもの
	その他のもの
五三〇五・二一	アバカのもの
五三〇五・二九	生のもの
	その他のもの
五三〇五・九一	その他のもの
五三〇五・九九	生のもの
五三・〇六	その他のもの
五三〇六・一〇	亜麻糸
五三〇六・二〇	単糸
五三・〇七	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン
五三〇七・一〇	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の糸
五三〇七・二〇	単糸
五三・〇八	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン
五三〇八・一〇	その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸
五三〇八・二〇	コイヤヤーン
五三〇八・三〇	大麻糸
五三〇八・九〇	紙糸
五三・〇九	その他のもの
五三〇九・一一	亜麻織物
五三〇九・一九	亜麻の重量が全重量の八五％以上のもの
五三〇九・二一	漂白してないもの及び漂白したもの
五三〇九・二九	その他のもの
五三・一〇	亜麻の重量が全重量の八五％未満のもの
五三一〇・一〇	漂白してないもの及び漂白したもの
五三一〇・九〇	その他のもの
五三・一一	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の織物
五三一一・〇〇	漂白してないもの
	その他のもの
	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物

第五四類　人造繊維の長繊維及びその織物

注

1　この品目表において「人造繊維」とは、次の繊維をいう。

(a)　有機単量体の重合により製造した短繊維又は長繊維（例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリウレタン又はポリビニル誘導体のもの）

(b)　繊維素、カゼイン、プロテイン、アルガエその他の天然有機重合体を化学的に変化させることにより製造した短繊維又は長繊維（例えば、ビスコースレーヨン、アセテート、キュプラ及びアルギネート）

この場合において、「合成繊維」とは(a)の繊維をいうものとし、「再生繊維又は半合成繊維」又は場合により「再生繊維若しくは半合成繊維」とは(b)の繊維をいう。

人造繊維、合成繊維及び再生繊維又は半合成繊維の各用語は、材料の語とともに使用する場合においてもそれぞれ前記の意味と同一の意味を有する。

2　第五四・〇二項及び第五四・〇三項には、第五五類の合成繊維の長繊維のトウ及び再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウを含まない。

五四・〇一	縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）
五四〇一・一〇	合成繊維の長繊維のもの
五四〇一・二〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のもの
五四・〇二	合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）
五四〇二・一〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）
五四〇二・二〇	テクスチャード加工糸
五四〇二・三一	ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇テックス以下のものに限る。）
五四〇二・三二	ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇テックスを超えるものに限る。）
五四〇二・三三	ポリエステルのもの
五四〇二・三九	その他のもの
五四〇二・四一	その他の単糸（より数が一メートルにつき五〇以下のものに限る。）
五四〇二・四二	ナイロンその他のポリアミドのもの
五四〇二・四三	ポリエステルのもの（部分的に配向性を与えたものに限る。）
五四〇二・四九	その他のポリエステルのもの
五四〇二・五一	その他のもの
五四〇二・五二	その他の単糸（より数が一メートルにつき五〇を超えるものに限る。）
五四〇二・五九	ナイロンその他のポリアミドのもの
五四〇二・六一	ポリエステルのもの
五四〇二・六二	その他のもの
五四〇二・六九	その他のもの
五四・〇三	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）
五四〇三・一〇	強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）
五四〇三・二〇	テクスチャード加工糸
五四〇三・三一	その他の単糸
五四〇三・三二	ビスコースレーヨンのもの（より数が一メートルにつき一二〇以下のものに限る。）
五四〇三・三三	ビスコースレーヨンのもの（より数が一メートルにつき一二〇を超えるものに限る。）
五四〇三・三九	アセテートのもの
五四〇三・四一	その他のもの
五四〇三・四二	その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン
五四〇三・四九	ビスコースレーヨンのもの
五四・〇四	アセテートのもの
	その他のもの
五四〇四・一〇	合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）
五四〇四・九〇	単繊維
五四・〇五	その他のもの
五四〇五・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）
五四・〇六	人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）
五四〇六・一〇	合成繊維の長繊維の糸
五四〇六・二〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸
五四・〇七	合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇四項の材料の織物を含む。）
五四〇七・一〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのものに限る。）の織物

ストリップその他これに類する物品の織物	五四〇七・二〇
この部の注9の織物	五四〇七・三〇
その他の織物（ナイロンその他のポリアミドの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	
漂白してないもの及び漂白したもの	五四〇七・四一
浸染したもの	五四〇七・四二
異なる色の糸から成るもの	五四〇七・四三
なせんしたもの	五四〇七・四四
その他の織物（テクスチャード加工をしたポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	
漂白してないもの及び漂白したもの	五四〇七・五一
浸染したもの	五四〇七・五二
異なる色の糸から成るもの	五四〇七・五三
なせんしたもの	五四〇七・五四
その他の織物（テクスチャード加工をしてないポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	五四〇七・六〇
その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	
漂白してないもの及び漂白したもの	五四〇七・七一
浸染したもの	五四〇七・七二
異なる色の糸から成るもの	五四〇七・七三
なせんしたもの	五四〇七・七四
その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）	
漂白してないもの及び漂白したもの	五四〇七・八一
浸染したもの	五四〇七・八二
異なる色の糸から成るもの	五四〇七・八三
なせんしたもの	五四〇七・八四
その他の織物	
漂白してないもの及び漂白したもの	五四〇七・九一
浸染したもの	五四〇七・九二
異なる色の糸から成るもの	五四〇七・九三
なせんしたもの	五四〇七・九四
再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇五項の材料の織物を含む。）	五四・〇八
強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）の織物	五四〇八・一〇
その他の織物（再生繊維若しくは半合成繊維の長繊維又は再生繊維若しくは半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	
漂白してないもの及び漂白したもの	五四〇八・二一
浸染したもの	五四〇八・二二
異なる色の糸から成るもの	五四〇八・二三
なせんしたもの	五四〇八・二四
その他の織物	
漂白してないもの及び漂白したもの	五四〇八・三一
浸染したもの	五四〇八・三二
異なる色の糸から成るもの	五四〇八・三三
なせんしたもの	五四〇八・三四

第五五類　人造繊維の短繊維及びその織物

1　注

第五五・〇一項及び第五五・〇二項には、人造繊維の長繊維のトウで、同一の長さの平行した繊維（トウの長さに等しい長さのものに限る。）から成るもののうち、次のすべての要件を満たすもののみを含む。

(a)　長さが二メートルを超えること。

(b)　より数が一メートルにつき五未満であること。

(c)　構成する一本の長繊維が六七デシテックス未満であること。

(d)　合成繊維の長繊維のトウについては、延伸処理をしたもので、その長さの二倍を超えて伸びないこと。

(e)　一束につき二〇、〇〇〇デシテックスを超えること。

長さが二メートル以下のトウは、第五五・〇三項又は第五五・〇四項に属する。

合成繊維の長繊維のトウ	五五・〇一
ナイロンその他のポリアミドのもの	五五〇一・一〇
ポリエステルのもの	五五〇一・二〇
アクリル又はモダクリルのもの	五五〇一・三〇
その他のもの	五五〇一・九〇
再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ	五五・〇二
合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	五五〇二・〇〇
ナイロンその他のポリアミドのもの	五五・〇三
ポリエステルのもの	五五〇三・一〇
アクリル又はモダクリルのもの	五五〇三・二〇
	五五〇三・三〇

五五〇三・四〇	ポリプロピレンのもの
五五〇三・九〇	その他のもの
五五・〇四	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）
五五〇四・一〇	ビスコースレーヨンのもの
五五〇四・九〇	その他のもの
五五・〇五	人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）
五五〇五・一〇	合成繊維のもの
五五〇五・二〇	再生繊維又は半合成繊維のもの
五五・〇六	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）
五五〇六・一〇	ナイロンその他のポリアミドのもの
五五〇六・二〇	ポリエステルのもの
五五〇六・三〇	アクリル又はモダクリルのもの
五五〇六・九〇	その他のもの
五五・〇七	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）
五五〇七・〇〇	繊糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）
五五・〇八	合成繊維の短繊維のもの
五五〇八・一〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの
五五〇八・二〇	合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）
五五・〇九	ナイロンその他のポリアミドの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの
五五〇九・一一	単糸
五五〇九・一二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン
五五〇九・二一	ポリエステルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの
五五〇九・二二	単糸
五五〇九・二三	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン
五五〇九・三一	アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの
五五〇九・三二	単糸
五五〇九・四一	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン
五五〇九・四二	その他の紡績糸（ポリエステルの短繊維のものに限る。）
五五〇九・五一	混用繊維の全部又は大部分が再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの
五五〇九・五二	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの
五五〇九・五三	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの
五五〇九・五九	その他のもの
五五〇九・六一	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの
五五〇九・六二	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの
五五〇九・六九	その他のもの
五五〇九・九一	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの
五五〇九・九二	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの
五五〇九・九九	その他のもの
五五・一〇	再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）
五五一〇・一一	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの
五五一〇・一二	単糸
五五一〇・二〇	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン
五五一〇・三〇	その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のものに限る。）
五五一〇・九〇	その他の紡績糸
五五・一一	人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）
五五一一・一〇	合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）
五五一一・二〇	合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の重量が全重量の八五％未満のものに限る。）
五五一一・三〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの
五五・一二	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）
五五一二・一一	ポリエステルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの
五五一二・一九	漂白してないもの及び漂白したもの
五五一二・二一	その他のもの
五五一二・二九	アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの
	漂白してないもの及び漂白したもの
	その他のもの

五五一二・九一	その他のもの
五五一二・九九	漂白してないもの及び漂白したもの
五五・一三	その他のもの
	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。）
五五一三・一一	漂白してないもの及び漂白したもの
五五一三・一二	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
五五一三・一三	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）
五五一三・一九	ポリエステルの短繊維のその他の織物
	その他の織物
五五一三・二一	浸染したもの
五五一三・二二	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
五五一三・二三	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）
五五一三・二九	ポリエステルの短繊維のその他の織物
	その他の織物
五五一三・三一	異なる色の糸から成るもの
五五一三・三二	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
五五一三・三三	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）
五五一三・三九	ポリエステルの短繊維のその他の織物
	その他の織物
五五一三・四一	なせんしたもの
五五一三・四二	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）
五五一三・四三	ポリエステルの短繊維のその他の織物
五五一三・四九	その他の織物
五五・一四	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。）
	漂白してないもの及び漂白したもの
五五一四・一一	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
五五一四・一二	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）
五五一四・一三	ポリエステルの短繊維のその他の織物

五五一四・一九	その他の織物
五五一四・二一	浸染したもの
五五一四・二二	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
五五一四・二三	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）
五五一四・二九	ポリエステルの短繊維のその他の織物
	その他の織物
五五一四・三一	異なる色の糸から成るもの
五五一四・三二	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
五五一四・三三	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）
五五一四・三九	ポリエステルの短繊維のその他の織物
	その他の織物
五五一四・四一	なせんしたもの
五五一四・四二	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）
五五一四・四三	ポリエステルの短繊維のその他の織物
五五一四・四九	その他の織物
五五・一五	合成繊維の短繊維のその他の織物
	ポリエステルの短繊維のもの
五五一五・一一	混用繊維の全部又は大部分がビスコースレーヨンの短繊維のもの
五五一五・一二	混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの
五五一五・一三	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの
五五一五・一九	その他のもの
	アクリル又はモダクリルの短繊維のもの
五五一五・二一	混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの
五五一五・二二	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの
五五一五・二九	その他のもの
	その他の織物
五五一五・九一	混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの
五五一五・九二	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの
五五一五・九九	その他のもの
五五・一六	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの
五五一六・一一	漂白してないもの及び漂白したもの
五五一六・一二	浸染したもの
五五一六・一三	異なる色の糸から成るもの

五五一六・一四	なせんしたもの
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの
五五一六・二一	漂白してないもの及び漂白したもの
五五一六・二二	浸染したもの
五五一六・二三	異なる色の糸から成るもの
五五一六・二四	なせんしたもの
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの
五五一六・三一	漂白してないもの及び漂白したもの
五五一六・三二	浸染したもの
五五一六・三三	異なる色の糸から成るもの
五五一六・三四	なせんしたもの
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のもの
五五一六・四一	漂白してないもの及び漂白したもの
五五一六・四二	浸染したもの
五五一六・四三	異なる色の糸から成るもの
五五一六・四四	なせんしたもの
	その他のもの
五五一六・九一	漂白してないもの及び漂白したもの
五五一六・九二	浸染したもの
五五一六・九三	異なる色の糸から成るもの
五五一六・九四	なせんしたもの

第五六類　ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第三三類の香料若しくは化粧料、第三四・〇一項のせっけん若しくは洗浄剤、第三四・〇五項の磨き料、クリームその他これらに類する調製品又は第三八・〇九項の繊物柔軟剤等の物質又は調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆したウォッディング、フェルト及び不織布（紡織用繊維が単に媒体となっているものに限る。）

(b)　第五八・一一項の紡織用繊維の物品

(c)　天然又は人造の研磨材料の粉又は粒をフェルト又は不織布に付着させたもの（第六八・〇五項参照）

(d)　凝結雲母又は再生雲母をフェルト又は不織布により裏張りしたもの（第六八・一四項参照）

(e)　金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたもの（第一五部参照）

2　フェルトには、ニードルルームフェルト及び紡織用繊維のウェブから成る織物類でウェブ自体の繊維を使用してステッチボンディング方式により当該織物類の抱合力を高めたものを含む。

3　第五六・〇二項及び第五六・〇三項には、それぞれフェルト及び不織布で、プラスチック又はゴム（性状が密又は多泡性であるものに限る。）を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを含む。

また、第五六・〇三項には、プラスチック又はゴムを結合剤として使用した不織布を含む。

ただし、第五六・〇二項及び第五六・〇三項には、次の物品を含まない。

(a)　フェルトにプラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもので紡織用繊維の重量が全重量の五〇％以下の物品及びフェルトをプラスチック又はゴムの中に完全に埋め込んだ物品（第三九類及び第四〇類参照）

(b)　不織布をプラスチック又はゴムの中に完全に埋め込んだ物品及び不織布の両面をすべてプラスチック又はゴムで塗布し又は被覆した物品でその結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができるもの（第三九類及び第四〇類参照）

(c)　フェルト又は不織布と多泡性のプラスチック又はセルラーラバーの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該フェルト又は不織布を単に補強の目的で使用したもの（第三九類及び第四〇類参照）

4　第五六・〇四項には、紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができないものを含まない（通常、第五〇類から第五五類までに属する。）。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。

五六・〇一	紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ
五六〇一・一〇	生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品（ウォッディング製のものに限る。）
	その他のウォッディング製品及びウォッディング
五六〇一・二一	綿製のもの
五六〇一・二二	人造繊維製のもの
五六〇一・二九	その他のもの
五六〇一・三〇	紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ
五六・〇二	フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）
五六〇二・一〇	ニードルルームフェルト及びステッチボンディング方式により製造した織物類

五六〇二・二一	その他のフェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを除く。）
五六〇二・二九	羊毛製又は繊獣毛製のもの
五六〇二・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
五六・〇三	その他のもの
五六〇三・〇〇	不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）
五六・〇四	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）
五六〇四・一〇	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）
五六〇四・二〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。）
五六〇四・九〇	その他のもの
五六・〇五	金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）
五六〇五・〇〇	ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品をしんに使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シェニールヤーン（フロックシェニールヤーンを含む。）及びループウェールヤーン
五六・〇六	ひも、網及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）
五六〇六・〇〇	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維製のもの
五六・〇七	サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維製のもの
五六〇七・一〇	結束用又は包装用のひも
五六〇七・一一	その他のもの
五六〇七・一九	アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）その他の硬質繊維のもの
五六〇七・三〇	ポリエチレン製又はポリプロピレン製のもの
五六〇七・四一	結束用又は包装用のひも
五六〇七・四九	その他のもの
五六〇七・五〇	その他の合成繊維製のもの
五六〇七・九〇	その他のもの
五六・〇八	結び網地（ひも又は網から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）
五六〇八・一一	人造繊維製のもの
五六〇八・一九	漁網（製品にしたものに限る。）
五六〇八・九〇	その他のもの
五六・〇九	その他のもの
五六〇九・〇〇	糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、網又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）

第五七類　じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

注

1　この類において「じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物」とは、使用時の露出面が紡織用繊維である床用敷物をいうものとし、床用敷物としての特性を有する物品で他の用途に供するものを含む。

2　この類には、床用敷物の下敷きを含まない。

五七・〇一	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）
五七〇一・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
五七〇一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
五七・〇二	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフト又はフロック加工をしたものを除く。）
五七〇二・一〇	ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物
五七〇二・二〇	ココやし繊維（コイヤ）製の床用敷物
五七〇二・三一	その他のもの（パイル織物のものに限るものとし、製品にしたものを除く。）
五七〇二・三二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
五七〇二・三九	人造繊維材料製のもの
五七〇二・四一	その他の紡織用繊維製のもの
五七〇二・四二	その他のもの（パイル織物のもので製品にしたものに限る。）
	羊毛製又は繊獣毛製のもの
	人造繊維材料製のもの

五七〇二・四九	その他の紡織用繊維製のもの
	その他のもの（パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。）
五七〇二・五一	羊毛製又は繊獣毛製のもの
五七〇二・五二	人造繊維材料製のもの
五七〇二・五九	その他の紡織用繊維製のもの
	その他のもの（製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。）
五七〇二・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの
五七〇二・九二	人造繊維材料製のもの
五七〇二・九九	その他の紡織用繊維製のもの
五七・〇三	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）
五七〇三・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
五七〇三・二〇	ナイロンその他のポリアミド製のもの
五七〇三・三〇	その他の人造繊維材料製のもの
五七〇三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
五七・〇四	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）
五七〇四・一〇	タイル（表面積が〇・三平方メートル以下のものに限る。）
五七〇四・九〇	その他のもの
五七・〇五	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）
五七〇五・〇〇	

第五八類　特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゆう布

注

1　この類には、第五九類の注1の紡織用繊維の織物類で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの及び第五九類のその他の物品を含まない。

2　第五八・〇一項には、よこパイル織物で、その浮糸を切らず、起毛したパイルを有しないものを含む。

3　第五八・〇三項において「もじり織物」とは、その組織の全部又は一部において地たて糸及びこれに絡まるもじりたて糸が一本以上のよこ糸ごとに一以上の絡み目を作つているものをいう。

4　第五八・〇四項には、第五六・〇八項のひも又は綱から製造した結び網地を含まない。

5　第五八・〇六項において「細幅織物」とは、次のいずれかの物品をいう。

(a)　幅が三〇センチメートル以下の織物（切つて幅を三〇センチメートル以下にしたものを含むものとし、両側に織込み、のり付けその他の方法により作つた耳を有するものに限る。）

(b)　袋織物で平らにした幅が三〇センチメートル以下のもの

(c)　縁を折つたバイアステープで縁を広げた幅が三〇センチメートル以下のもの

織物自体の糸により縁に房を付けた細幅織物は、第五八・〇八項に属する。

6　第五八・一〇項においてししゆう布には、金属糸又はガラス繊維の糸によりししゆうした物品で紡織用繊維の織物類の基布が見えるもの及び紡織用繊維その他の材料の薄片、ビーズ又は装飾品を縫い付けてアプリケにした物品を含むものとし、手針によりつづれ織り風にした織物（第五八・〇五項参照）を含まない。

7　この類には、第五八・〇九項の物品のほか、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の金属糸製の物品を含む。

五八・〇一	パイル織物及びシェニール織物（第五八・〇二項又は第五八・〇六項の織物類を除く。）
五八〇一・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
	綿製のもの
五八〇一・二一	よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）
五八〇一・二二	コール天（パイルを切つたものに限る。）
五八〇一・二三	その他のよこパイル織物
五八〇一・二四	たてパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）
五八〇一・二五	シェニール織物
五八〇一・二六	人造繊維製のもの
五八〇一・三一	よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）
五八〇一・三二	コール天（パイルを切つたものに限る。）
五八〇一・三三	その他のよこパイル織物
五八〇一・三四	たてパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）
五八〇一・三五	たてパイル織物（パイルを切つたものに限る。）
五八〇一・三六	シェニール織物
五八〇一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
五八・〇二	テリータオル地その他のテリー織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（第五七・〇三項の物品を除く。）
五八〇二・一一	テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）
五八〇二・一九	漂白してないもの
五八〇二・二〇	その他のもの
五八〇二・三〇	テリータオル地その他のテリー織物（その他の紡織用繊維製のもの）
五八・〇三	タフテッド織物類
五八〇三・一〇	もじり織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）
	綿製のもの

五八〇三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
五八・〇四	チュールその他の網地（織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限る。）
五八〇四・一〇	チュールその他の網地
	機械製のレース
五八〇四・二一	人造繊維製のもの
五八〇四・二九	その他の紡織用繊維製のもの
五八〇四・三〇	手製のレース
五八・〇五	ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びプチポワン、クロスステッチ等を使用して手針によりつづれ織り風にした織物（製品にしたものであるかないかを問わない。）
五八〇五・〇〇	細幅織物（第五八・〇七項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）
五八・〇六	パイル織物（テリータオル地その他のテリー織物を含む。）及びシェニール織物
五八〇六・一〇	その他の織物（弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のものに限る。）
五八〇六・二〇	その他の織物
	綿製のもの
五八〇六・三一	人造繊維製のもの
五八〇六・三二	その他の紡織用繊維製のもの
五八〇六・三九	接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）紡織用繊維から成るラベル、バッジその他これらに類する物品（反物状又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切つたものに限るものとし、ししゆうしたものを除く。）
五八〇六・四〇	織つたもの
五八・〇七	その他のもの
	組ひも及び装飾用トリミング（そのまま特定の用途に供しないものに限るものとし、装飾用トリミングにあつては、ししゆうしたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品
五八〇七・一〇	組ひも（そのまま特定の用途に供しないものに限る。）
五八〇七・九〇	その他のもの
五八・〇八	金属糸又は第五六・〇五項の金属を交えた糸の織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
五八〇八・一〇	ししゆう布（モチーフを含む。）
五八〇八・九〇	ししゆう布（基布が見えないものに限る。）
五八〇九・〇〇	その他のししゆう布
	綿製のもの
五八一〇・九一	人造繊維製のもの
五八一〇・九二	その他の紡織用繊維製のもの
五八一〇・九九	縫製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品（第五八・一〇項のししゆう布を除く。）
五八・一〇	
五八一〇・一〇	
五八一一・〇〇	

第五九類　染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

1　注

文脈により別に解釈される場合を除くほか、この類において紡織用繊維の織物類は、第五〇類から第五五類まで、第五八・〇三項又は第五八・〇六項の織物、第五八・〇八項の組ひも及び装飾用トリミング並びに第六〇・〇二項のメリヤス編物及びクロセ編物に限る。

2　第五九・〇三項には、次の物品を含む。

(a)　紡織用繊維の織物類で、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの（一平方メートルについての重量を問わず、また、当該プラスチックの性状が密又は多泡性であるものに限る。）。ただし、次の物品を除く。

(1)　染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類（通常、第五〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する。）。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。

(2)　温度一五度から三〇度までにおいて直径が七ミリメートルの円筒に手で巻き付けたときに、き裂を生ずる物品（通常、第三九類に属する。）

(3)　紡織用繊維の織物類をプラスチックの中に完全に埋め込んだ物品及び紡織用繊維の織物類の両面をすべてプラスチックで塗布し又は被覆した物品で、その結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことが肉眼により判別することができるもの（第三九類参照）

(4)　織物類にプラスチックを部分的に塗布し又は被覆することにより図案を表したもの（通常、第五〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する。）

(5)　紡織用繊維の織物類と多泡性のプラスチックの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該紡織用繊維の織物類を単に補強の目的で使用したもの（第三九類参照）

(6)　第五八・一一項の紡織用繊維の物品

(b)　第五六・〇四項の糸、ストリップその他これらに類する物品（プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）から成る織物類

3　第五九・〇五項において「紡織用繊維の壁面被覆材」とは、壁又は天井の装飾に適するロール状の物品（表面が紡織用繊維製のものに限る。）で、幅が四五センチメートル以上のもののうち裏張りしたもの及びのり付けできるよう裏面に染み込ませ又は塗布したものをいう。

もつとも、第五九・〇五項には、紡織用繊維のフロック又はダストを直接紙に付着させた壁面被覆材（第四八・一四項参照）及び当該フロック又はダストを直接紡織用繊維に付着させた壁面被覆材（主として第五九・〇七項に属する。）を含まない。

4　第五九・〇六項において「ゴム加工をした紡織用繊維の織物類」とは、次の物品をいう。

(a)　ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類で、次のいずれかの要件を満たすもの

(i)　重量が一平方メートルにつき一、五〇〇グラム以下であること。

(ii)　重量が一平方メートルにつき一、五〇〇グラムを超え、かつ、紡織用繊維の重量が全重量の五〇％を超えること。

(b)　第五六・〇四項の糸、ストリップその他これらに類する物品（ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）から成る織物類

(c)　平行した紡織用繊維の糸をゴムにより凝結させた織物類（一平方メートルについての重量を問わない。）

(d)　紡織用繊維の織物類とセルラーラバーの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該紡織用繊維の織物類が単なる補強でないもの（第五八・一一項の紡織用繊維の物品を除く。）

5　第五九・〇七項には、次の物品を含まない。

(a)　染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類（通常、第五〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する。）。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。

(b)　図案を描いた織物類（劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品を除く。）

(c)　紡織用繊維のフロック又はダスト、コルク粉その他これらに類する物品を付着させて図案を表した織物類。ただし、模造パイル織物類は、第五九・〇七項に属する。

(d)　でん粉質その他これに類する物品を使用した通常の仕上げをした織物類

(e)　木製薄板を紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（第四四・〇八項参照）

(f)　天然又は人造の研磨材料の粉又は粒を紡織用繊維の織物類に付着させたもの（第六八・〇五項参照）

(g)　凝結雲母又は再生雲母を紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（第六八・一四項参照）

(h)　金属のはくを紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（第一五部参照）

6　第五九・一〇項には、次の物品を含まない。

(a)　伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、厚さが三ミリメートル未満のもの

(b)　伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類から製造したもの及びゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用繊維の糸又はコードから製造したもの（第四〇・一〇項参照）

7　第五九・一一項には、次の物品のみを含むものとし、当該物品は、この部の他のいずれの項にも属しない。

(a)　特定の長さに裁断し又は単に長方形（正方形を含む。）に裁断した紡織用繊維の物品及び反物状の紡織用繊維の物品（第五九・〇八項から第五九・一〇項までの物品の特性を有するものを除く。）で、次のもの

(i)　フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したもののうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの

(ii)　ふるい用の布

(iii)　搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（紡織用繊維製又は人髪製のものに限る。）

(iv)　機械又はその他の技術的用途に供する種類の紡織用繊維の織物（シート状に織つたもので経緯糸のいずれかに合ねん糸を使用したものに限るものとし、フェルト化し、染み込ませ又は塗布したものであるかないかを問わない。）

(v)　技術的用途に供する種類の紡織用繊維の織物類（金属により補強したものに限る。）

(vi)　パッキング又は潤滑材料として工業において使用する種類のコード、組ひもその他これらに類する物品（染み込ませ、塗布し又は金属により補強したものであるかないかを問わない。）

(b)　技術的用途に供する種類の紡織用繊維製品（例えば、エンドレス状又は連結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト（製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用する種類のものに限る。）、ガスケット、ワッシャー、ポリッシングディスクその他の機械部分品。第五九・〇八項から第五九・一〇項までのものを除く。）

五九・〇一	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類
五九〇一・一〇	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類で、ガム又はでん粉質の物質を塗布したもの
五九〇一・九〇	その他のもの
五九・〇二	タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）
五九〇二・一〇	ナイロンその他のポリアミド製のもの
五九〇二・二〇	ポリエステル製のもの
五九〇二・九〇	その他のもの

五九・〇三	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。）
五九〇三・一〇	ポリ塩化ビニルを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの
五九〇三・二〇	ポリウレタンを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの
五九〇三・九〇	その他のもの
五九・〇四	リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切ってあるかないかを問わない。）
五九〇四・一〇	リノリウム
五九〇四・九一	その他のもの
五九〇四・九二	ニードルルームフェルト又は不織布を基布とするもの
五九・〇五	その他の紡織用繊維を基布とするもの
五九〇五・〇〇	紡織用繊維の壁面被覆材
五九・〇六	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。）
五九〇六・一〇	接着テープ（幅が二〇センチメートル以下のものに限る。）
五九〇六・九一	その他のもの
五九〇六・九九	メリヤス編み又はクロセ編みのもの
五九・〇七	その他のもの
五九〇七・〇〇	その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類
五九・〇八	紡織用繊維製のしん（織り、組み又は編んだもので、ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませてあるかないかを問わない。）
五九〇八・〇〇	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料により内張りし又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。）
五九・〇九	伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）
五九〇九・〇〇	紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注7のものに限る。）
五九・一〇	フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料の一以上の層と結合したもののうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供するもの
五九一〇・一〇	ふるい用の布（製品にしたものであるかないかを問わない。）
五九一〇・二〇	エンドレス状又は連結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト（製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用する種類のものに限る。）
五九一一・三一	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム未満のもの
五九一一・三二	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム以上のもの
五九一一・四〇	搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（人髪製のものを含む。）
五九一一・九〇	その他のもの

第六〇類　メリヤス編物及びクロセ編物

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第五八・〇四項のクロセ編みのレース

(b)　第五八・〇七項のメリヤス編み又はクロセ編みのラベル、バッジその他これらに類する物品

(c)　メリヤス編物及びクロセ編物で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの（第五九類参照）。ただし、メリヤス編み又はクロセ編みのパイル編物で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものは、第六〇・〇一項に属する。

2　この類には、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の金属糸製の編物を含む。

3　この品目表においてメリヤス編みの物品には、ステッチボンディング方式により得た物品でチェーンステッチが紡織用繊維の糸のものを含む。

六〇・〇一	パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
六〇〇一・一〇	ロングパイル編物
六〇〇一・二一	ループドパイル編物
六〇〇一・二二	綿製のもの
六〇〇一・二九	人造繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
	その他のもの
六〇〇一・九一	綿製のもの
六〇〇一・九二	人造繊維製のもの

六〇〇一・九九	その他の紡織用繊維製のもの
六〇・〇二	その他のメリヤス編物及びクロセ編物
六〇〇二・一〇	幅が三〇センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五％以上のもの
六〇〇二・二〇	その他のもの（幅が三〇センチメートル以下のものに限る。）
六〇〇二・三〇	幅が三〇センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五％以上のもの
	その他の編物（たてメリヤス編みのものに限るものとし、ガルーンメリヤス機により編んだものを含む。）
六〇〇二・四一	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六〇〇二・四二	綿製のもの
六〇〇二・四三	人造繊維製のもの
六〇〇二・四九	その他のもの
	その他のもの
六〇〇二・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六〇〇二・九二	綿製のもの
六〇〇二・九三	人造繊維製のもの
六〇〇二・九九	その他のもの

第六一類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

注

1　この類の物品は、メリヤス編物又はクロセ編物を製品にしたものに限る。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第六二・一二項の物品

(b)　第六三・〇九項の中古の衣類その他の物品

(c)　整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品（第九〇・二一項参照）

3　第六一・〇三項及び第六一・〇四項においては、次に定めるところによる。

(a)　「スーツ」とは、同一の生地から製造した二点又は三点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。

下半身用の衣類一点（ズボン、半ズボン若しくはショーツ（水着を除く。）又はスカート若しくはキュロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの）

上半身用のスーツコート又はジャケット一点（袖の部分を除くほか、表生地が四以上の身ごろから成るもので、縫製したベストが附属しているかいないかを問わない。）

スーツを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。下半身用の構成部分が二点以上ある場合（例えば、ズボンと半ズボン又はスカートとズボン）には、ズボン（女子用のスーツの場合には、スカート又はキュロットスカート）をスーツの下半身用の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。

スーツには、前記のすべての要件を満たしているかいないかを問わず、次の衣類の組合せを含む。

モーニング（背中に十分下まで下がる丸みを持つ垂れを有する無地のジャケット（カッタウェイ）と縞模様のズボンとを組み合わせた製品）

燕尾服（テールコート。通常、黒い生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には、臀部から切込みのある細幅の垂れを有する製品）

タキシード（ジャケットのスタイルは、シャツの胸部の露出部分が一層大きい場合があることを除くほか、通常のジャケットに類似しているが、光沢のある絹又はイミテーションシルクの下襟を有する製品）

(b)　「アンサンブル」とは、第六一・〇九項から第六一・〇七項までの製品以外の衣類を組み合わせて小売用にした製品（スーツを除く。）で、同一の生地から製造したもののうち次の構成部分から成るものをいう。

上半身用の衣類一点（プルオーバー一点がツインセットを構成する場合及びベスト一点と他の上半身用の衣類一点とを組み合わせた場合に限り、当該ツインセット又は組合せを一点とみなす。）

一又は二種類の下半身用の衣類（ズボン、半ズボン、ショーツ（水着を除く。）、スカート又はキュロットスカート）

アンサンブルを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。アンサンブルには、第六一・一二項のトラックスーツ及びスキースーツを含まない。

4　第六一・〇五項及び第六一・〇六項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、すそにゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦一〇センチメートル、横一〇センチメートルにつき一〇未満である衣類を含まない。第六一・〇五項には、袖無しの衣類を含まない。

5　第六一・一一項については、次に定めるところによる。

(a)　「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が八六センチメートル以下の乳幼児用のものをいうものとし、乳児用のおむつを含む。

(b)　第六一・一一項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第六一・一一項に属する。

6　第六一・一二項において「スキースーツ」とは、全体的な外観及び風合により、主にスキー（クロスカントリー又はアルペン）を行う際に着用するものと認められる衣類及び当該衣類を組み合わせたもので、次のものをいう。

(a)　スキーオーバーオール（上下一体の全身用の衣類。袖及び襟のほか、ポケット又は足部の締めひもを有するものを含む。）

(b)　スキーアンサンブル（二点又は三点の衣類を組み合わせて小売用にした製品で、次の構成部分から成るもの）

アノラック、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する衣類一点（スライドファスナー（ジッパー）で閉じるものに限るものとし、ベストが附属しているかいないかを問わない。）

ズボン（ウエストより上部まで届くか届かないかを問わない。）、半ズボン又は胸当てズボンのいずれか一点

スキーアンサンブルには、(a)のスキーオーバーオールに類似したオーバーオールとこの上に着用する詰物をした袖無しジャケットとから成る製品を含む。

スキーアンサンブルを構成する衣類は、風合、スタイル及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。ただし、色が同一であるかないかを問わない。

7　第六一・一三項及びこの類の他の項（第六一・一一項を除く。）に同時に属するとみられる衣類は、第六一・一三項に属する。

8　この類の製品で、男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。

9　この類の物品には、金属糸から製造したものを含む。

六一・〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇三項のものを除く。）
六一〇一・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇一・二〇	綿製のもの
六一〇一・三〇	人造繊維製のもの
六一〇一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六一・〇二	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く。）
六一〇二・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇二・二〇	綿製のもの
六一〇二・三〇	人造繊維製のもの
六一〇二・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六一・〇三	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
	スーツ
六一〇三・一一	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇三・一二	合成繊維製のもの
六一〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの
	アンサンブル
六一〇三・二一	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇三・二二	綿製のもの
六一〇三・二三	合成繊維製のもの
六一〇三・二九	その他の紡織用繊維製のもの
	ジャケット及びブレザー
六一〇三・三一	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇三・三二	綿製のもの
六一〇三・三三	合成繊維製のもの
六一〇三・三九	その他の紡織用繊維製のもの
六一〇三・四一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ
六一〇三・四二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇三・四三	綿製のもの
六一〇三・四九	合成繊維製のもの
六一・〇四	その他の紡織用繊維製のもの
	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
六一〇四・一一	スーツ
六一〇四・一二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇四・一三	綿製のもの
六一〇四・一九	合成繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六一〇四・二一	アンサンブル
六一〇四・二二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇四・二三	綿製のもの
六一〇四・二九	合成繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六一〇四・三一	ジャケット
六一〇四・三二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇四・三三	綿製のもの
六一〇四・三九	合成繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六一〇四・四一	ドレス
	羊毛製又は繊獣毛製のもの

六一〇四・四二	綿製のもの	
六一〇四・四三	合成繊維製のもの	
六一〇四・四四	再生繊維又は半合成繊維製のもの	
六一〇四・四九	その他の紡織用繊維製のもの	
六一〇四・五一	スカート及びキュロットスカート	
六一〇四・五二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六一〇四・五三	綿製のもの	
六一〇四・五九	合成繊維製のもの	
六一〇四・六一	その他の紡織用繊維製のもの	
六一〇四・六二	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ	
六一〇四・六三	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六一〇四・六九	綿製のもの	
	合成繊維製のもの	
	その他の紡織用繊維製のもの	
六一〇五・一〇	男子用のシャツ（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一〇五・二〇	綿製のもの	
六一〇五・九〇	人造繊維製のもの	
六一・〇六	その他の紡織用繊維製のもの	
	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一〇六・一〇	綿製のもの	
六一〇六・二〇	人造繊維製のもの	
六一〇六・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
六一・〇七	男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
	綿製のもの	
六一〇七・一一	人造繊維製のもの	
六一〇七・一二	その他の紡織用繊維製のもの	
六一〇七・一九	パンツ、ズボン下及びブリーフ	
六一〇七・二一	綿製のもの	
六一〇七・二二	人造繊維製のもの	
六一〇七・二九	その他の紡織用繊維製のもの	
	その他のもの	
六一〇七・九一	綿製のもの	
六一〇七・九二	人造繊維製のもの	
六一〇七・九九	その他の紡織用繊維製のもの	
六一・〇八	女子用のスリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一〇八・一一	スリップ及びペティコート	
六一〇八・一九	人造繊維製のもの	
六一〇八・二一	その他の紡織用繊維製のもの	
六一〇八・二二	ブリーフ及びパンティ	
六一〇八・二九	綿製のもの	
六一〇八・三一	人造繊維製のもの	
六一〇八・三二	その他の紡織用繊維製のもの	
六一〇八・三九	ナイトドレス及びパジャマ	
六一〇八・九一	綿製のもの	
六一〇八・九二	人造繊維製のもの	
六一〇八・九九	その他の紡織用繊維製のもの	
六一・〇九	その他のもの	
	綿製のもの	
六一〇九・一〇	人造繊維製のもの	
六一〇九・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
六一・一〇	Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一一〇・一〇	綿製のもの	
六一一〇・二〇	その他の紡織用繊維製のもの	
六一一〇・三〇	ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一一〇・九〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六一・一一	綿製のもの	
	人造繊維製のもの	
六一一一・一〇	その他の紡織用繊維製のもの	
六一一一・二〇	乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一一一・三〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六一一一・九〇	綿製のもの	
六一一二・一一	合成繊維製のもの	
	その他の紡織用繊維製のもの	
	トラックスーツ、スキースーツ及び水着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
	トラックスーツ	
	綿製のもの	

六一一二・一二	合成繊維製のもの	
六一一二・一九	その他の紡織用繊維製のもの	
六一一二・二〇	スキースーツ	
	男子用の水着	
六一一二・三一	合成繊維製のもの	
六一一二・三九	その他の紡織用繊維製のもの	
	女子用の水着	
六一一二・四一	合成繊維製のもの	
六一一二・四九	その他の紡織用繊維製のもの	
六一・一三	衣類（第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。）	
六一一三・〇〇	その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一・一四	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六一一四・一〇	綿製のもの	
六一一四・二〇	人造繊維製のもの	
六一一四・三〇	その他の紡織用繊維製のもの	
六一一四・九〇	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類（静脈瘤症用のストッキング及び履物として使用するもの（更に別の底を取り付けてないものに限る。）を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一・一五	パンティストッキング及びタイツ	
六一一五・一一	合成繊維製のもの（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）	
六一一五・一二	合成繊維製のもの（構成する単糸が六七デシテックス以上のものに限る。）	
六一一五・一九	その他の紡織用繊維製のもの	
六一一五・二〇	女子用の長靴下（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）	
	その他のもの	
六一一五・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六一一五・九二	綿製のもの	
六一一五・九三	合成繊維製のもの	
六一一五・九九	その他の紡織用繊維製のもの	
六一・一六	手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一一六・一〇	プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した手袋	
	その他のもの	
六一一六・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六一一六・九二	綿製のもの	
六一一六・九三	合成繊維製のもの	
六一一六・九九	その他の紡織用繊維製のもの	
六一・一七	その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一一七・一〇	ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品	
六一一七・二〇	ネクタイ	
六一一七・八〇	その他の附属品	
六一一七・九〇	部分品	

第六二類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

注

1　この類の物品は、紡織用繊維の織物類（ウォッディングを除く。）を製品にしたものに限るものとし、メリヤス編み又はクロセ編みの物品（第六二・一二項のものを除く。）を含まない。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第六三・〇九項の中古の衣類その他の物品

(b)　整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品（第九〇・二一項参照）

3　第六二・〇三項及び第六二・〇四項においては、次に定めるところによる。

(a)　「スーツ」とは、同一の生地から製造した二点又は三点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。

下半身用の衣類一点（ズボン、半ズボン若しくはショーツ（水着を除く。）又はスカート若しくはキュロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの）

上半身用のスーツコート又はジャケット一点（袖の部分を除くほか、表生地が四以上の身ごろから成るもので、縫製したベストが附属しているかいないかを問わない。）

スーツを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。下半身用の構成部分が二点以上ある場合（例えば、ズボンと半ズボン又はスカート若しくはキュロットスカートとズボン）には、ズボン（女子用のスーツの場合には、スカート又はキュロットスカート）をスーツの下半身用の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。

スーツには、前記のすべての要件を満たしているかいないかを問わず、次の衣類の組合せを含む。

モーニング（背中に十分下まで下がる丸みを持つ垂れを有する無地のジャケット（カッタウェイ）と縞模様のズボンとを組み合わせた製品）

燕尾服（テールコート。通常、黒い生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には臀部から切込みのある細幅の垂れを有する製品）

タキシード（ジャケットのスタイルは、シャツの胸部の露出部分が一層大きい場合があることを除くほか、通常のジャケットに類似しているが、光沢のある絹又はイミテーションシルクの下襟を有する製品）

(b)　「アンサンブル」とは、第六二・〇七項又は第六二・〇八項の製品以外の衣類を組み合わせて小売用にした製品（スーツを除く。）で、同一の生地から製造したもののうち次の構成部分から成るものをいう。

上半身用の衣類一点（ベスト一点と他の上半身用の衣類一点とを組み合わせた場合に限り、当該組合せを一点とみなす。）

一又は二種類の下半身用の衣類（ズボン、胸当てズボン、半ズボン、ショーツ（水着を除く。）、スカート又はキュロットスカート）

アンサンブルを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。アンサンブルには、第六二・一一項のトラックスーツ及びスキースーツを含まない。

4　第六二・〇九項については、次に定めるところによる。

(a)　「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が八六センチメートル以下の乳幼児用のものをいうものとし、乳児用のおむつを含む。

(b)　第六二・〇九項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第六二・〇九項に属する。

5　第六二・一〇項及びこの類の他の項（第六二・〇九項を除く。）に同時に属するとみられる衣類は、第六二・一〇項に属する。

6　第六二・一一項において「スキースーツ」とは、全体的な外観及び風合により、主にスキー（クロスカントリー又はアルペン）を行う際に着用するものと認められる衣類及び当該衣類を組み合わせたもので、次のものをいう。

(a)　スキーオーバーオール（上下一体の全身用の衣類。袖及び襟のほか、ポケット又は足部の締めひもを有するものを含む。）

(b)　スキーアンサンブル（二点又は三点の衣類を組み合わせて小売用にした製品で、次の構成部分から成るもの）

アノラック、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する衣類一点（スライドファスナー（ジッパー）で閉じるものに限るものとし、ベストが附属しているかいないかを問わない。）

ズボン（ウエストより上部まで届くか届かないかを問わない。）、半ズボン又は胸当てズボンのいずれか一点

スキーアンサンブルには、(a)のスキーオーバーオールに類似したオーバーオールとこの上に着用する詰物をした袖無しジャケットとから成る製品を含む。

スキーアンサンブルを構成する衣類は、風合、スタイル及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。ただし、色が同一であるかないかを問わない。

7　スカーフその他これに類する物品で正方形又は正方形に近い形状のもののうち各辺の長さが六〇センチメートル以下のものは、ハンカチとして第六二・一三項に属する。ハンカチで一辺の長さが六〇センチメートルを超えるものは、第六二・一四項に属する。

8　この類の製品で、男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。

9　この類の物品には、金属糸から製造したものを含む。

六二・〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇三項のものを除く。） オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品
六二〇一・一一	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇一・一二	綿製のもの
六二〇一・一三	人造繊維製のもの
六二〇一・一九	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇一・九一	その他のもの 羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇一・九二	綿製のもの
六二〇一・九三	人造繊維製のもの
六二〇一・九九	その他の紡織用繊維製のもの
六二・〇二	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇四項のものを除く。） オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品
六二〇二・一一	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇二・一二	綿製のもの
六二〇二・一三	人造繊維製のもの
六二〇二・一九	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇二・九一	その他のもの 羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇二・九二	綿製のもの
六二〇二・九三	人造繊維製のもの

六二〇二・九九	その他の紡織用繊維製のもの
六二・〇三	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）
六二〇三・一一	スーツ
六二〇三・一二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇三・一九	合成繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇三・二一	アンサンブル
六二〇三・二二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇三・二三	綿製のもの
六二〇三・二九	合成繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇三・三一	ジャケット及びブレザー
六二〇三・三二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇三・三三	綿製のもの
六二〇三・三九	合成繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇三・四一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ
六二〇三・四二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇三・四三	綿製のもの
六二〇三・四九	合成繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六二・〇四	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）
六二〇四・一一	スーツ
六二〇四・一二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇四・一三	綿製のもの
六二〇四・一九	合成繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇四・二一	アンサンブル
六二〇四・二二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇四・二三	綿製のもの
六二〇四・二九	合成繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇四・三一	ジャケット
六二〇四・三二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
	綿製のもの

六二〇四・三三	合成繊維製のもの
六二〇四・三九	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇四・四一	ドレス
六二〇四・四二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇四・四三	綿製のもの
六二〇四・四四	合成繊維製のもの
六二〇四・四九	再生繊維又は半合成繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇四・五一	スカート及びキュロットスカート
六二〇四・五二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇四・五三	綿製のもの
六二〇四・五九	合成繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇四・六一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ
六二〇四・六二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇四・六三	綿製のもの
六二〇四・六九	合成繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六二・〇五	男子用のシャツ
六二〇五・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇五・二〇	綿製のもの
六二〇五・三〇	人造繊維製のもの
六二〇五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二・〇六	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（絹（絹のくずを含む。）製のもの
六二〇六・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇六・二〇	綿製のもの
六二〇六・三〇	人造繊維製のもの
六二〇六・四〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇六・九〇	男子用のシングレットその他これらに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品
六二・〇七	パンツ、ズボン下及びブリーフ
六二〇七・一一	綿製のもの
六二〇七・一九	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇七・二一	ナイトシャツ及びパジャマ
六二〇七・二二	綿製のもの
	人造繊維製のもの

六二〇七・二九	その他の紡織用繊維製のもの
	その他のもの
六二〇七・九一	綿製のもの
六二〇七・九二	人造繊維製のもの
六二〇七・九九	その他の紡織用繊維製のもの
六二・〇八	女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品
六二〇八・一一	スリップ及びペティコート
六二〇八・一九	人造繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇八・二一	ナイトドレス及びパジャマ
六二〇八・二二	綿製のもの
六二〇八・二九	人造繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇八・九一	その他のもの
六二〇八・九二	綿製のもの
六二〇八・九九	人造繊維製のもの
六二・〇九	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇九・一〇	乳児用の衣類及び衣類附属品
六二〇九・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇九・三〇	綿製のもの
六二〇九・九〇	合成繊維製のもの
六二・一〇	その他の紡織用繊維製のもの
	衣類（第五六・〇二項、第五六・〇三項、第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項の織物類から製品にしたものに限る。）
六二一〇・一〇	第五六・〇二項又は第五六・〇三項の織物類から成るもの
六二一〇・二〇	その他の衣類（第六二〇一・一一号から第六二〇一・一九号までのものと同一種類のものに限る。）
六二一〇・三〇	その他の衣類（第六二〇二・一一号から第六二〇二・一九号までのものと同一種類のものに限る。）
六二一〇・四〇	その他の男子用の衣類
六二一〇・五〇	その他の女子用の衣類
六二・一一	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類
	水着
六二一一・一一	男子用のもの
六二一一・一二	女子用のもの
六二一一・二〇	スキースーツ

六二一一・三一	その他の男子用の衣類
	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二一一・三二	綿製のもの
六二一一・三三	人造繊維製のもの
六二一一・三九	その他の紡織用繊維製のもの
	その他の女子用の衣類
六二一一・四一	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二一一・四二	綿製のもの
六二一一・四三	人造繊維製のもの
六二一一・四九	その他の紡織用繊維製のもの
六二・一二	ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないかを問わない。）
六二一二・一〇	ブラジャー
六二一二・二〇	ガードル及びパンティガードル
六二一二・三〇	コースレット
六二一二・九〇	その他のもの
六二・一三	ハンカチ
六二一三・一〇	絹（絹のくずを含む。）製のもの
六二一三・二〇	綿製のもの
六二一三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二・一四	ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品
六二一四・一〇	絹（絹のくずを含む。）製のもの
六二一四・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二一四・三〇	合成繊維製のもの
六二一四・四〇	再生繊維又は半合成繊維製のもの
六二一四・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二・一五	ネクタイ
六二一五・一〇	絹（絹のくずを含む。）製のもの
六二一五・二〇	人造繊維製のもの
六二一五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二・一六	手袋、ミトン及びミット
六二一六・〇〇	その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第六二・一二項のものを除く。）
六二・一七	附属品
六二一七・一〇	部分品
六二一七・九〇	

第六三類　紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

注

1　第一節の物品は、紡織用繊維の織物類を製品にしたものに限る。

2　第一節には、次の物品を含まない。

(a)　第五六類から第六二類までの物品

(b)　第六三・〇九項の中古の衣類その他の物品

3　第六三・〇九項には、次の物品のみを含む。

(a)　次の紡織用繊維製の物品

(i)　衣類及び衣類附属品並びにこれらの部分品

(ii)　毛布及びひざ掛け

(iii)　ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン

(iv)　室内用品（第五七・〇一項から第五七・〇五項までのじゅうたん及び第五八・〇五項の織物を除く。）

(b)　履物及び帽子で、石綿以外の材料のもの

ただし、第六三・〇九項には、(a)又は(b)の物品で次のいずれの要件も満たすもののみを含む。

(i)　使い古したものであることが外観から明らかであること。

(ii)　ばら積み又はベール、サックその他これらに類する包装で提示すること。

第一節　紡織用繊維のその他の製品

毛布及びひざ掛け	
六三・〇一	電気毛布
六三〇一・一〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）
六三〇一・二〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（綿製のものに限る。）
六三〇一・三〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（合成繊維製のものに限る。）
六三〇一・四〇	その他の毛布及びひざ掛け
六三〇一・九〇	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン
六三・〇二	ベッドリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
六三〇二・一〇	綿製のもの
六三〇二・二一	人造繊維製のもの
六三〇二・二二	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇二・二九	その他のベッドリネン
六三〇二・三一	綿製のもの
六三〇二・三二	人造繊維製のもの
六三〇二・三九	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇二・四〇	テーブルリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
	その他のテーブルリネン
六三〇二・五一	綿製のもの
六三〇二・五二	亜麻製のもの
六三〇二・五三	人造繊維製のもの
六三〇二・五九	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇二・六〇	トイレットリネン及びキッチンリネン（テリータオル地その他のテリー織物で綿製のものに限る。）
	その他のもの
六三〇二・九一	綿製のもの
六三〇二・九二	亜麻製のもの
六三〇二・九三	人造繊維製のもの
六三〇二・九九	その他の紡織用繊維製のもの
六三・〇三	カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス
六三〇三・一一	メリヤス編み又はクロセ編みのもの
六三〇三・一二	綿製のもの
六三〇三・一九	合成繊維製のもの
六三〇三・九一	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇三・九二	その他のもの
六三〇三・九九	綿製のもの
六三・〇四	合成繊維製のもの
六三〇四・一一	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇四・一九	その他の室内用品（第九四・〇四項のものを除く。）
	ベッドスプレッド
六三〇四・九一	メリヤス編み又はクロセ編みのもの
六三〇四・九二	その他のもの
六三〇四・九三	その他のもの
六三〇四・九九	メリヤス編み又はクロセ編みのもの
六三・〇五	綿製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）
六三〇五・一〇	合成繊維製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）
六三〇五・二〇	その他の紡織用繊維製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）
	包装に使用する種類の袋
	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維製のもの
	綿製のもの
	人造繊維材料製のもの

六三〇五・三一		ポリエチレン又はポリプロピレンのストリップ又はこれに類するものから製造したもの
六三〇五・三九		その他のもの
六三〇五・九〇		その他の紡織用繊維製のもの
六三・〇六		ターポリン、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）、日よけ、テント及びキャンプ用品
六三〇六・一一		綿製のもの
六三〇六・一二		合成繊維製のもの
六三〇六・一九		その他の紡織用繊維製のもの
六三〇六・二一		テント
六三〇六・二二		綿製のもの
六三〇六・二九		合成繊維製のもの
		その他の紡織用繊維製のもの
六三〇六・三一		帆
六三〇六・三九		合成繊維製のもの
		その他の紡織用繊維製のもの
六三〇六・四一		空気マットレス
六三〇六・四九		綿製のもの
		その他の紡織用繊維製のもの
六三〇六・九一		その他のもの
六三〇六・九九		綿製のもの
六三・〇七		その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）
六三〇七・一〇		床掃除用の布、皿洗い用の布、ぞうきんその他これらに類する清掃用の布
六三〇七・二〇		救命胴衣及び救命帯
六三〇七・九〇		その他のもの
		第二節　セット
六三・〇八		
六三〇八・〇〇		織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゆうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）
		第三節　中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ
六三・〇九		
六三〇九・〇〇		中古の衣類その他の物品

六三・一〇		ぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）
六三一〇・一〇		選別したもの
六三一〇・九〇		その他のもの
		第一二部　履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品
		第六四類　履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品
		注
		1　この類には、次の物品を含まない。
		(a)　履物として使用する紡織用繊維製品で更に別の底を取り付けてないもの（第六一類及び第六二類参照）
		(b)　第六三・〇九項の中古の履物
		(c)　石綿製品（第六八・一二項参照）
		(d)　整形外科用の履物その他の機器及びその部分品（第九〇・二一項参照）
		(e)　がん具の靴及びアイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴並びにすね当てその他これに類する保護用スポーツウエア（第九五類参照）
		2　第六四・〇六項において部分品には、くぎ、ブーツプロテクター、アイレット、ブーツフック、バックル、装飾品、ひも、レース、ポンポンその他のトリミング（それぞれ該当する項に属する。）及び第九六・〇六項のボタンその他の物品を含まない。
		3　この類においてゴム又はプラスチックには、紡織用繊維の外面にゴム又はプラスチックを目に見える程度に塗布し又は被覆したものを含む。
		4　3の規定に従うことを条件として、
		(a)　甲の材料は、外面に占める面積が最も大きい構成材料により決定するものとし、附属品及び補強材（例えば、アンクルパッチ、縁取り、装飾品、バックル、タブ及びアイレットステー）を考慮しない。
		(b)　本底の構成材料は、地面に接する面積が最も大きい材料により決定するものとし、附属品及び補強材（例えば、スパイク、バー、くぎ及び保護物）を考慮しない。
		号注
		1　第六四〇二・一一号、第六四〇二・一九号、第六四〇三・一一号、第六四〇三・一九号及び第六四〇四・一一号においてスポーツ用の履物とは、次の物品に限る。
		(a)　スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリッグ、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの
		(b)　スケート靴、スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）、レスリングシューズ、ボクシングシューズ及びサイクリングシューズ

六四・〇一	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）
六四〇一・一〇	履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）
	その他の履物
六四〇一・九一	ひざを覆うもの
六四〇一・九二	くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）
六四〇一・九九	その他のもの
六四・〇二	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）
	スポーツ用の履物
六四〇二・一一	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）
六四〇二・一九	その他のもの
六四〇二・二〇	履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。）
六四〇二・三〇	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）
	その他の履物
六四〇二・九一	くるぶしを覆うもの
六四〇二・九九	その他のもの
六四・〇三	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）
	スポーツ用の履物
六四〇三・一一	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）
六四〇三・一九	その他のもの
六四〇三・二〇	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）
六四〇三・三〇	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）
六四〇三・四〇	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）
	その他の履物（本底が革製のものに限る。）
六四〇三・五一	くるぶしを覆うもの
六四〇三・五九	その他のもの
	その他の履物
六四〇三・九一	くるぶしを覆うもの
六四〇三・九九	その他のもの
六四・〇四	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）
	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）
六四〇四・一一	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物
六四〇四・一九	その他のもの
六四〇四・二〇	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）
六四・〇五	その他の履物
六四〇五・一〇	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの
六四〇五・二〇	甲が紡織用繊維製のもの
六四〇五・九〇	その他のもの
六四・〇六	履物の部分品及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品
六四〇六・一〇	甲及びその部分品（しんを除く。）
六四〇六・二〇	本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）
	その他のもの
六四〇六・九一	木製のもの
六四〇六・九九	その他の材料製のもの

第六五類 帽子及びその部分品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第六三・〇九項の中古の帽子

(b) 石綿製の帽子（第六八・一二項参照）

(c) 第九五類の人形又はがん具の帽子及びカーニバル用品

2 第六五・〇二項には、縫い合わせて作つた帽体（単にストリップをら旋状に縫い合わせて作つたものを除く。）を含まない。

六五・〇一	六五〇一・〇〇	フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）
六五・〇二	六五〇二・〇〇	帽体（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作つたものに限るものとし、成型し、つばを付け、裏張りし又はトリミングしたものを除く。）
六五・〇三	六五〇三・〇〇	フェルト製の帽子（第六五・〇一項の帽体又はプラトウから作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）
六五・〇四	六五〇四・〇〇	帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）

六五・〇五	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）
六五〇五・一〇	ヘアネット
六五〇五・九〇	その他のもの
六五・〇六	その他の帽子（裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）
六五〇六・一〇	安全帽子
	その他のもの
六五〇六・九一	ゴム製又はプラスチック製のもの
六五〇六・九二	毛皮製のもの
六五〇六・九九	その他の材料製のもの
六五・〇七	帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレーム、ひさし及びあごひも
六五〇七・〇〇	

第六六類　傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　ものさし兼用のつえその他これに類する物品（第九〇・一七項参照）

(b)　ステッキ銃、仕込みづえ、鉛を詰めた護身用のつえその他これらに類する物品（第九三類参照）

(c)　第九五類の物品（例えば、がん具の傘）

2　第六六・〇三項には、紡織用繊維製の部分品、トリミング及び附属品並びにカバー、タッセル、ひも、傘のケースその他これらに類する物品（材料を問わない。）を含まない。これらの物品は、提示の際に第六六・〇一項又は第六六・〇二項の製品に取り付けてない場合には、当該製品を構成する部分品として取り扱わないものとし、それぞれ該当する項に属する。

六六・〇一	傘（つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。）
六六〇一・一〇	ビーチパラソルその他これに類する傘
	その他のもの
六六〇一・九一	折畳み式のもの
六六〇一・九九	その他のもの
六六・〇二	つえ、シートステッキ、むちその他これらに類する製品
六六〇二・〇〇	
六六・〇三	第六六・〇一項又は第六六・〇二項の製品の部分品、トリミング及び附属品
六六〇三・一〇	握り
六六〇三・二〇	傘の骨（中棒に取り付けたものを含む。）
六六〇三・九〇	その他のもの

第六七類　調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　人髪製のろ過布（第五九・一一項参照）

(b)　レース、ししゆう布その他の紡織用繊維の織物類から製造した花柄のモチーフ（第一一部参照）

(c)　履物（第六四類参照）

(d)　帽子及びヘアネット（第六五類参照）

(e)　がん具、運動用具及びカーニバル用品（第九五類参照）

(f)　羽毛製のダスター、化粧用パフ及び人髪製のふるい（第九六類参照）

2　第六七・〇一項には、次の物品を含まない。

(a)　羽毛又は鳥の綿毛を詰物としてのみ使用した物品（例えば、第九四・〇四項の羽根布団）

(b)　衣類及び衣類附属品で、羽毛又は鳥の綿毛を単にトリミング又は詰物として使用したもの

(c)　第六七・〇二項の人造の花及び葉並びにこれらの部分品及び製品

3　第六七・〇二項には、次の物品を含まない。

(a)　ガラス製品（第七〇類参照）

(b)　陶磁器、石、金属、木その他の材料から製造した人造の花、葉及び果実で、成型、鍛造、彫刻、打抜きその他の方法により一体として製造したもの並びに結束、接着、はめ込み結合及びこれらに類する方法により部分品を組み立てたもの

六七・〇一	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛、羽毛の部分及び鳥の綿毛並びにこれらの製品（この項には、第〇五・〇五項の物品並びに加工した羽軸及び羽茎を含まない。）
六七〇一・〇〇	
六七・〇二	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品
六七〇二・一〇	プラスチック製のもの
六七〇二・九〇	その他の材料製のもの
六七・〇三	人髪（仕上げをし、梳き、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）及び羊毛、獣毛その他の紡織用繊維（かつらその他これに類する物品の製造用に調製したものに限る。）
六七〇三・〇〇	

六七・〇四	かつら、付けひげ、付け眉毛、付けまつげ、かもじその他これらに類する物品（人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限る。）及び人髪製品（他の項に該当するものを除く。）
六七〇四・一一	合成繊維材料製のもの
六七〇四・一九	かつら（完成品に限る。）
六七〇四・二〇	その他のもの
六七〇四・九〇	人髪製のもの
	その他の材料製のもの

第一三部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品

第六八類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第二五類の物品

(b)　第四八・一〇項又は第四八・一一項の塗布し、染み込ませ又は被覆した紙（例えば、雲母粉、黒鉛、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙）

(c)　第五六類又は第五九類の塗布し、染み込ませ又は被覆した紡織用繊維の織物類（例えば、雲母粉を塗布し又は被覆した織物類及びビチューメン又はアスファルトを塗布した織物類）

(d)　第七一類の製品

(e)　第八二類の工具及びその部分品

(f)　第八四・四二項のリソグラフィックストーン

(g)　がい子（第八五・四六項参照）及び第八五・四七項の電気絶縁用物品

(h)　歯科用バー（第九〇・一八項参照）

(ij)　第九一類の物品（例えば、時計及び時計のケース）

(k)　第九四類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物）

(l)　第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

(m)　第九六・〇二項の物品で第九六類の注2(b)に掲げる材料から製造したもの、第九六・〇六項の物品（例えば、ボタン）、第九六・〇九項の物品（例えば、石筆）及び第九六・一〇項の物品（例えば、石盤）

(n)　第九七類の物品（例えば、美術品）

2　第六八・〇二項において加工した石碑用又は建築用の石には、第二五・一五項又は第二五・一六項の石を加工したもののほか、その他の天然石（例えば、けい石、フリント、ドロマイト及びステアタイト）を加工したものを含むものとし、スレートを加工したものを含まない。

六八・〇一	舗装用の石、縁石及び敷石（天然石のものに限るものとし、スレートのものを除く。）
六八〇一・〇〇	加工した石碑用又は建築用の石及びその製品（スレートを加工したもの及び第六八・〇一項の物品を除く。）、天然石（スレートを含む。）製のモザイクキューブその他これに類する物品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに人工的に着色した天然石（スレートを含む。）の粒、細片及び粉
六八・〇二	タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が七センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）並びに人工的に着色した粒、細片及び粉
六八〇二・一〇	その他の石碑用又は建築用の石及びその製品（単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなものに限る。）
六八〇二・二一	大理石、トラバーチン及びアラバスター
六八〇二・二二	その他の石灰質の石
六八〇二・二三	花こう岩
六八〇二・二九	その他の石
六八〇二・九一	その他のもの
六八〇二・九二	大理石、トラバーチン及びアラバスター
六八〇二・九三	その他の石灰質の石
六八〇二・九九	花こう岩
六八〇三・〇〇	その他の石
六八・〇四	スレート（加工したものに限る。）、スレート製品及び凝結スレート製品
六八〇四・一〇	ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品（粉砕用、研磨用、整形用又は切断用のものに限るものとし、フレーム付きのものを除く。）及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの（この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。）
六八〇四・二一	ミルストーン及びグラインドストーン（製粉用、粉砕用又はパルプ用のものに限る。）
六八〇四・二二	その他のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品
	凝結させた合成又は天然のダイヤモンド製のもの
	その他の凝結させた研磨材料製のもの及び陶磁製のもの

六八〇四・二三	天然石製のもの
六八〇四・三〇	手研ぎ用砥石
六八・〇五	粉状又は粒状の天然又は人造の研磨材料を紡織用繊維、紙、板紙その他の材料に付着させた物品（特定の形状に切り、縫い合わせ又はその他の加工をしたものであるかないかを問わない。）
六八〇五・一〇	紡織用繊維の織物のみに付着させたもの
六八〇五・二〇	紙又は板紙のみに付着させたもの
六八〇五・三〇	その他の材料に付着させたもの
六八・〇六	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及びはく離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨脹させた鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品（第六八・一一項、第六八・一二項又は第六九類のものを除く。）
六八〇六・一〇	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール（これらの相互の混合物を含むものとし、バルク状、シート状又はロール状のものに限る。）
六八〇六・二〇	はく離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨脹させた鉱物性材料（これらの相互の混合物を含む。）
六八〇六・九〇	その他のもの
六八・〇七	アスファルトその他これに類する材料（例えば、石油アスファルト及びコールタールピッチ）の製品
六八〇七・一〇	ロール状のもの
六八〇七・九〇	その他のもの
六八・〇八	パネル、ボード、タイル、ブロックその他これらに類する物品（植物性繊維、わら又はかんなくず、ウッドチップ、小片、のこくずその他の木くずをセメント、プラスターその他の鉱物性結合材により凝結させたものに限る。）
六八〇八・〇〇	プラスター又はプラスターをもととした材料から成る製品
六八・〇九	ボード、シート、パネル、タイルその他これらに類する製品（装飾してないものに限る。）
六八〇九・一一	紙又は板紙のみを張つたもの及びこれらのみにより補強したもの
六八〇九・一九	その他のもの
六八〇九・九〇	その他の製品
六八・一〇	セメント製品、コンクリート製品及び人造石製品（補強してあるかないかを問わない。）
六八・一一	タイル、敷石、れんがその他これらに類する製品
六八一〇・一一	建築用のブロック及びれんが
六八一〇・一九	その他のもの
六八一〇・二〇	管
六八一〇・九一	その他の製品
六八一〇・九九	建築用又は土木建設用のプレハブ式の構築材
六八・一一	その他のもの
六八一一・一〇	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品
六八一一・二〇	波板
六八一一・三〇	その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品
六八一一・九〇	管及び管用継手
六八・一二	その他の製品
六八一二・一〇	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第六八・一一項又は第六八・一三項の物品を除く。）
六八一二・二〇	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物
六八一二・三〇	糸
六八一二・四〇	ひも（組んであるかないかを問わない。）
六八一二・五〇	織物及び編物
六八一二・六〇	衣類、衣類附属品、履物及び帽子
六八一二・七〇	紙、厚紙及びフェルト
六八・一三	ジョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又はロール状のものに限る。）
六八一三・一〇	その他のもの
六八一三・九〇	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品（例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。）
六八・一四	ブレーキライニング及びブレーキパッド
	その他のもの
	雲母（加工したものに限る。）及び雲母製品（凝結雲母及び再生雲母を含むものとし、紙、板紙その他の材料により支持してあるかないかを問わない。）

六八一四・一〇	凝結雲母又は再生雲母の板、シート及びストリップ（支持してあるかないかを問わない。）
六八一四・九〇	その他のもの
六八・一五	石その他の鉱物性材料の製品（泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）
六八一五・一〇	黒鉛その他の炭素の製品（電気用品を除く。）
六八一五・二〇	泥炭製品
	その他の製品
六八一五・九一	マグネサイト、ドロマイト又はクロマイトを含有するもの
六八一五・九九	その他のもの

第六九類　陶磁製品

注

1　この類には、成形した後に焼成した陶磁製品のみを含むものとし、第六九・〇四項から第六九・一四項までには、第六九・〇一項から第六九・〇三項までに属するとみられる物品を含まない。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第二八・四四項の物品

(b)　第七一類の物品（例えば、身辺用模造細貨類）

(c)　第八一・一三項のサーメット

(d)　第八二類の物品

(e)　がい子（第八五・四六項参照）及び第八五・四七項の電気絶縁用物品

(f)　義歯（第九〇・二一項参照）

(g)　第九一類の物品（例えば、時計及び時計のケース）

(h)　第九四類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物）

(ij)　第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

(k)　第九六・〇六項の物品（例えば、ボタン）及び第九六・一四項の物品（例えば、喫煙用パイプ）

(l)　第九七類の物品（例えば、美術品）

第一節　けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造した製品及び耐火製品

六九・〇一	れんが、ブロック、タイルその他の陶磁製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものに限る。）
六九〇一・〇〇	耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁製耐火製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）
六九・〇二	マグネシウム、カルシウム又はクロムを酸化マグネシウム、酸化カルシウム又は三酸化二クロムとして計算した重量が、単独で又は合計して全重量の五〇％を超えるもの
六九〇二・二〇	アルミナ（Al_2O_3）若しくはシリカ（SiO_2）又はこれらの相互の混合物若しくは化合物の含有量が全重量の五〇％を超えるもの
六九・〇三	その他のもの
六九〇二・九〇	その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューペル、管、さや及び棒。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）
六九〇三・一〇	黒鉛その他の形態の炭素又は異なる形態の炭素の相互の混合物の含有量が全重量の五〇％を超えるもの
六九〇三・二〇	アルミナとシリカ（SiO_2）との混合物若しくは化合物の含有量が全重量の五〇％を超えるもの
六九〇三・九〇	その他のもの
六九・〇四	第二節　その他の陶磁製品
六九〇四・一〇	陶磁製の建設用れんが、床用ブロック、サポートタイル、フィラータイルその他これらに類する物品
六九〇四・九〇	建設用れんが
	その他のもの
六九・〇五	かわら、煙突用品、建築用装飾品その他の建設用陶磁製品
六九〇五・一〇	かわら
六九〇五・九〇	その他のもの
六九・〇六	陶磁製の管、導管、とい及び管用継手
六九〇六・〇〇	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものを除く。）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したものを除くものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）
六九・〇七	タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が七センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）
六九〇七・一〇	その他のもの
六九〇七・九〇	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものに限る。）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）
六九・〇八	

六九〇八・一〇	タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が七センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）
六九〇八・九〇	その他のもの
六九〇九	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品、農業に使用する種類のおけ、かめその他これらに類する容器及び輸送又は包装に使用する種類のつぼ、ジャーその他これらに類する製品
六九〇九・一一	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品
六九〇九・一九	磁器製のもの
六九〇九・九〇	その他のもの
六九一〇・一〇	陶磁製の台所用流し、洗面台、浴槽、ビデ、便器、水洗用水槽その他これらに類する衛生用備付品
六九一〇・一〇	磁器製のもの
六九一〇・九〇	その他のもの
六九一一・一〇	磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品
六九一一・九〇	食卓用品及び台所用品
六九一二・〇〇	その他のもの
六九一三・一〇	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。）
六九一三・九〇	磁器製のもの
六九一四・一〇	その他のもの
六九一四・九〇	陶磁製の小像その他の装飾品
	磁器製のもの
	その他のもの
	その他の陶磁製品
	磁器製のもの
	その他のもの

第七〇類　ガラス及びその製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第三二・〇七項の物品（例えば、ほうろう及びうわぐすり並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの）

(b)　第七一類の物品（例えば、身辺用模造細貨類）

(c)　第八五・四四項の光ファイバーケーブル、がい子（第八五・四六項参照）及び電気絶縁用物品（第八五・四七項参照）

(d)　第九〇類の光ファイバー、光学的に研磨した光学用品、皮下注射器、義眼、温度計、気圧計、浮きばかりその他の物品

(e)　第九四・〇五項のランプその他の照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品（光源を据え付けたものに限る。）及びこれらの部分品

(f)　第九五類のがん具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品（仕掛けを有しないガラス製の眼で第九五類の人形その他の物品に使用するものを除く。）

(g)　第九六類のボタン、魔法瓶、香水用噴霧器その他の物品

2　第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までにおいては、次に定めるところによる。

(a)　焼きなまし前に経た工程は、加工としない。

(b)　板ガラスには、特定の形状に切つたものを含む。

(c)　「吸収層又は反射層」とは、ガラスの透明度又は半透明度を保持しつつ、赤外線等を吸収し又は反射特性を高めるために塗布した金属又は化合物（例えば、金属酸化物）の極めて薄い層をいう。

3　第七〇・〇六項の物品は、製品の特性を有するか有しないかを問わない。

4　第七〇・一九項において「グラスウール」とは、次の物品をいう。

(a)　シリカ（SiO_2）の含有量が全重量の六〇％以上の鉱物性ウール

(b)　シリカ（SiO_2）の含有量が全重量の六〇％未満の鉱物性ウールで、アルカリ金属の酸化物（K_2O又はNa_2O）の含有量が全重量の五％を超え又は三酸化二ほう素（B_2O_3）の含有量が全重量の二％を超えるもの

(a)及び(b)に該当しない鉱物性ウールは、第六八・〇六項に属する。

5　この品目表においてガラスには、石英ガラスを含む。

号注

1　第七〇一三・二一号、第七〇一三・三一号及び第七〇一三・九一号において「鉛ガラス」とは、一酸化鉛（PbO）の含有量が全重量の二四％以上のガラスのみをいう。

七〇・〇一	ガラスのくず及び塊
七〇〇一・〇〇	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）
七〇・〇二	球
七〇〇二・一〇	棒
	管
七〇〇二・三一	石英ガラスのもの
七〇〇二・三二	その他のガラス（線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限る。）のもの
	その他のもの
七〇〇二・三九	

七〇・〇三	鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層又は反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）
七〇〇三・一一	板ガラス（金属の線又は網を入れたものを除く。）
七〇〇三・一九	色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層又は反射層を有するもの
七〇〇三・二〇	その他のもの
七〇〇三・三〇	板ガラス（金属の線又は網を入れたものに限る。）
七〇・〇四	溝型ガラス
	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層又は反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）
七〇〇四・一〇	板ガラス（色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層又は反射層を有するものに限る。）
七〇〇四・九〇	その他のもの
七〇・〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層又は反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）
七〇〇五・一〇	金属の線又は網を入れてないガラスで吸収層又は反射層を有するもの
七〇〇五・二一	金属の線又は網を入れてないその他のガラス
七〇〇五・二九	色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び単に表面を粗く磨いたもの
七〇〇五・三〇	その他のもの
七〇・〇六	金属の線又は網を入れたもの
七〇〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）
	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）
七〇・〇七	強化ガラス
七〇〇七・一一	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの
七〇〇七・一九	その他のもの
	合わせガラス
七〇〇七・二一	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの
七〇〇七・二九	その他のもの

七〇・〇八	断熱用複層ガラス
七〇〇八・〇〇	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）
七〇・〇九	バックミラー（車両用のものに限る。）
七〇〇九・一〇	その他のもの
七〇〇九・九一	枠付きでないもの
七〇〇九・九二	枠付きのもの
七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品
七〇一〇・一〇	アンプル
七〇一〇・九〇	その他のもの
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）
七〇一一・一〇	電灯用のもの
七〇一一・二〇	陰極線管用のもの
七〇一一・九〇	その他のもの
七〇・一二	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶
七〇一二・〇〇	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）
七〇・一三	ガラスセラミックス製のもの
七〇一三・一〇	コップ類（ガラスセラミックス製のものを除く。）
七〇一三・二一	鉛ガラス製のもの
七〇一三・二九	その他のもの
七〇一三・三一	食卓用又は台所用に供する種類のガラス製品（コップ類及びガラスセラミックス製のものを除く。）
七〇一三・三二	鉛ガラス製のもの
七〇一三・三九	線膨張係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のもの
七〇一三・九一	その他のもの
七〇一三・九九	その他のガラス製品
	鉛ガラス製のもの
	その他のもの

七〇・一四	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）
七〇一四・〇〇	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント
七〇・一五	視力矯正眼鏡用のガラス
七〇一五・一〇	その他のもの
七〇一五・九〇	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス
七〇・一六	ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）
七〇一六・一〇	その他のもの
七〇一六・九〇	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）
七〇・一七	石英ガラス製のもの
七〇一七・一〇	その他のガラス（線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限る。）
七〇一七・二〇	製のもの
七〇一七・九〇	その他のもの
七〇・一八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）
七〇一八・一〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨
七〇一八・二〇	ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）
七〇一八・九〇	その他のもの
七〇・一九	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）
七〇一九・一〇	スライバー、ローピング、糸及びチョップドストランド
七〇一九・二〇	織物（細幅織物を含む。）
七〇一九・三一	薄いシート（ボイル）、ウェブ、マット、マットレス、ボードその他これらに類する織つてない物品
七〇一九・三二	マット
七〇一九・三九	薄いシート（ボイル）
七〇一九・九〇	その他のもの
七〇・二〇	その他のもの
七〇二〇・〇〇	ガラス製品

第一四部　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

第七一類　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

1　注

全部又は一部が次の材料から成る製品は、第六部の注1(a)及びこの類の他の注において別段の定めがある場合を除くほか、すべてこの類に属する。

(a)　天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石

(b)　貴金属又は貴金属を張つた金属

2　(a)　第七一・一三項から第七一・一五項までには、貴金属又は貴金属を張つた金属をさ細な取付具、装飾物その他の部分（例えば、頭文字、はめ輪及び縁金）のみに使用した物品を含まない。1(b)の規定は、当該物品には適用しない。（後段の規定を採用するかしないかは、任意とする。）

(b)　第七一・一六項には、貴金属又は貴金属を張つた金属を使用した製品（これらをさ細な部分に使用したものを除く。）を含まない。

3　この類には、次の物品を含まない。

(a)　貴金属のアマルガム及びコロイド状貴金属（第二八・四三項参照）

(b)　第三〇類の殺菌した外科用縫合材、歯科用充てん料その他の物品

(c)　第三二類の物品（例えば、液状ラスター）

(d)　第四二・〇二項のハンドバッグその他の製品及び第四二・〇三項の製品

(e)　第四三・〇三項又は第四三・〇四項の製品

(f)　第一一部の物品（紡織用繊維及びその製品）

(g)　第六四類又は第六五類の履物、帽子その他の物品

(h)　第六六類の傘、つえその他の物品

(ij)　第六八・〇四項、第六八・〇五項又は第八二類の研磨用品で天然又は合成の貴石又は

半貴石のダスト又は粉を使用したもの、第八二類の物品で作用する部分が天然、合成又は再生の貴石又は半貴石であるもの並びに第一六部の機械類、電気機器及びこれらの部分品。ただし、第一六部の物品で全部が天然、合成又は再生の貴石又は半貴石であるものは、針用に加工したサファイヤ及びダイヤモンド（取り付けられていないものに限る。第八五・二二項参照）を除くほか、この類に属する。

(k) 第九〇類から第九二類までの物品（精密機器、時計及び楽器）

(l) 武器及びその部分品（第九三類参照）

(m) 第九五類の注2の物品

(n) 第九六類の物品（第九六・〇一項から第九六・〇六項まで又は第九六・一五項のものを除く。）

(o) 彫刻、塑像、鋳像その他これらに類する物品（第九七・〇三項参照）、収集品（第九七・〇五項参照）及び製作後一〇〇年を超えたこっとう（第九七・〇六項参照）。ただし、天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石を除く。

4 (a)「貴金属」とは、銀、金及び白金をいう。

(b)「白金」とは、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。

(c) 貴石又は半貴石には、第九六類の注2(b)の物品を含まない。

5 この類において貴金属を含有する合金（焼結したもの及び金属間化合物を含む。）のうち、貴金属のいずれか一の含有量が全重量の二%以上であるものは、貴金属の合金として取り扱う。この場合において、貴金属の合金については、次に定めるところによる。

(a) 白金の含有量が全重量の二%以上のものは、白金の合金として取り扱う。

(b) 金の含有量が全重量の二%以上で、白金の含有量が全重量の二%未満のものは、金の合金として取り扱う。

(c) その他の合金で、銀の含有量が全重量の二%以上のものは、銀の合金として取り扱う。

6 この品目表において貴金属には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、5の規定により貴金属の合金として取り扱われる合金を含むものとし、貴金属を張つた金属及び貴金属を卑金属又は非金属にめつきした物品を含まない。

7 この品目表において「貴金属を張つた金属」とは、金属の一以上の面にはんだ付け、ろう付け、溶接、熱間圧延その他これらに類する機械的方法により貴金属を張つた金属をいう。ただし、文脈により別に解釈される場合を除くほか、卑金属に貴金属を象眼したものを含む。

8 第七一・一三項において「身辺用細貨類」とは、次の物品をいう。

(a) 小形の身辺用装飾品（例えば、指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用鎖、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル及び記章。宝石を取り付けてあるかないかを問わない。）

(b) 通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身辺に付けて使用する身辺用品（例えば、シガレットケース、おしろい入れ、鎖入れ及び口中剤入れ）

9 第七一・一四項において細工品には、装飾品、食卓用品、化粧用品、喫煙用具その他家庭用、事務用又は宗教用の製品を含む。

10 第七一・一七項において「身辺用模造細貨類」とは、8(a)の身辺用細貨類（第九六・〇六項のボタンその他の物品並びに第九六・一五項のくし、ヘアスライドその他これらに類する物品及びヘアピンを除く。）で、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張つた金属を使用してないものをいう。これらの物品で、貴金属をめつきしたもの及び貴金属又は貴金属を張つた金属をさ細な部分に使用したものは、身辺用模造細貨類に含まれる。

号注

1 第七一〇六・一〇号、第七一〇八・一一号、第七一一〇・一一号、第七一一〇・二一号、第七一一〇・三一号及び第七一一〇・四一号において「粉」及び「粉状のもの」とは、目開きが〇・五ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇%以上のものをいう。

2 第七一一〇・一一号及び第七一一〇・一九号において白金には、注4(b)の規定にかかわらず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。

3 第七一・一〇項の合金は、白金、パラジウム、ロジウム、イリジウム、オスミウム又はルテニウムのうち含有する重量が最大の金属が属する号に属する。

七一・〇一		第一節　天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石 天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）
七一〇一・一〇		天然真珠
		養殖真珠
七一〇一・二一		加工してないもの
七一〇一・二二		加工したもの
七一・〇二		ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）
七一〇二・一〇		選別してないもの
		工業用のもの
七一〇二・二一		加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの
七一〇二・二九		その他のもの
		工業用以外のもの
七一〇二・三一		加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの
七一〇二・三九		その他のもの

七一・〇三	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）
七一〇三・一〇	加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったもの
七一〇三・九一	その他の加工をしたもの
七一〇三・九九	ルビー、サファイヤ及びエメラルド
七一・〇四	その他のもの
	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）
七一〇四・一〇	ピエゾエレクトリッククオーツ
七一〇四・二〇	その他のもの（加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったものに限る。）
七一〇四・九〇	その他のもの
七一・〇五	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉
七一〇五・一〇	ダイヤモンドのもの
七一〇五・九〇	その他のもの
七一・〇六	第二節　貴金属及び貴金属を張つた金属
	銀（金又は白金をめつきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）
七一〇六・一〇	粉
	その他のもの
七一〇六・九一	加工してないもの
七一〇六・九二	一次製品
七一・〇七	
七一〇七・〇〇	銀を張つた卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）
七一・〇八	金（白金をめつきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）
	マネタリーゴールド以外のもの
七一〇八・一一	粉
七一〇八・一二	その他の形状のもの（加工してないものに限る。）
七一〇八・一三	その他の形状のもの（一次製品に限る。）
七一〇八・二〇	マネタリーゴールド

七一・〇九	金を張つた卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）
七一〇九・〇〇	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）
七一・一〇	白金
七一一〇・一一	加工してないもの及び粉状のもの
七一一〇・一九	その他のもの
七一一〇・二一	パラジウム
七一一〇・二九	加工してないもの及び粉状のもの
七一一〇・三一	その他のもの
七一一〇・三九	ロジウム
七一一〇・四一	加工してないもの及び粉状のもの
七一一〇・四九	その他のもの
七一・一一	イリジウム、オスミウム及びルテニウム
七一一一・〇〇	加工してないもの及び粉状のもの
七一・一二	その他のもの
七一一二・一〇	白金を張つた卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）
七一一二・二〇	貴金属又は貴金属を張つた金属のくず
七一一二・九〇	金のくず（金を張つた金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有する加工くずを除く。）
七一・一三	白金のくず（白金を張つた金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有する加工くずを除く。）
	その他のもの
七一一三・一一	第三節　身辺用細貨類、細工品その他の製品
七一一三・一九	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）
七一一三・二〇	貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）
七一・一四	銀製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）
	その他の貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）
	貴金属を張つた卑金属製のもの
	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）
	貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるか

七一一四・一一	ないかを問わない。）
	銀製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）
七一一四・一九	その他の貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）
七一一四・二〇	貴金属を張つた卑金属製のもの
七一・一五	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）
七一一五・一〇	触媒（白金をワイヤクロス状又はワイヤグリル状にしたものに限る。）
七一一五・九〇	その他のもの
七一・一六	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品
七一一六・一〇	天然又は養殖の真珠製のもの
七一一六・二〇	天然、合成又は再生の貴石製又は半貴石製のもの
七一・一七	身辺用模造細貨類
	卑金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないかを問わない。）
七一一七・一一	カフスボタン及び飾りボタン
七一一七・一九	その他のもの
七一一七・九〇	その他のもの
七一・一八	貨幣
七一一八・一〇	貨幣（法貨でないものに限るものとし、金貨を除く。）
七一一八・九〇	その他のもの

第一五部　卑金属及びその製品

注

1　この部には、次の物品を含まない。

(a)　調製ペイント、インキその他の物品で金属のフレーク又は粉をもととしたもの（第三二・〇七項から第三二・一〇項まで、第三二・一二項、第三二・一三項及び第三二・一五項参照）

(b)　フェロセリウムその他の発火性合金（第三六・〇六項参照）

(c)　第六五・〇六項又は第六五・〇七項の帽子及びその部分品

(d)　第六六・〇三項の傘の骨その他の物品

(e)　第七一類の物品（例えば、貴金属の合金、貴金属を張つた卑金属及び身辺用模造細貨類）

(f)　第一六部の物品（機械類及び電気機器）

(g)　組み立てた鉄道用又は軌道用の線路（第八六・〇八項参照）その他の第一七部の物品（車両、船舶及び航空機）

(h)　第一八部の機器（時計用ばねを含む。）

(ij)　銃砲弾用に調製した鉛弾（第九三・〇六項参照）その他の第一九部の物品（武器及び銃砲弾）

(k)　第九四類の物品（例えば、家具、マットレスサポート、ランプその他の照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）

(l)　第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

(m)　手ふるい、ボタン、ペン、ペンシルホルダー、ペン先その他の第九六類の物品（雑品）

(n)　第九七類の物品（例えば、美術品）

2　この品目表において「はん用性の部分品」とは、次の物品をいう。

(a)　第七三・〇七項、第七三・一二項、第七三・一五項、第七三・一七項又は第七三・一八項の物品及び非鉄卑金属製のこれらに類する物品

(b)　卑金属製のばね及びばね板（時計用ばね（第九一・一四項参照）を除く。）

(c)　第八三・〇一項、第八三・〇二項、第八三・〇八項又は第八三・一〇項の製品並びに第八三・〇六項の卑金属製の縁及び鏡

第七三類から第七六類まで及び第七八類から第八二類まで（第七三・一五項を除く。）において部分品には、(a)から(c)までに定めるはん用性の部分品を含まない。

第二文及び第八三類の注1の規定に従うことを条件として、第七二類から第七六類まで及び第七八類から第八一類までの物品には、第八二類又は第八三類の物品を含まない。

3　合金（第七二類注1(c)又は第七四類注1(c)のフェロアロイ及びマスターアロイを除く。）については、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a)　卑金属合金は、含有する金属のうち重量が最大の金属の合金とする。

(b)　この部の卑金属とこの部に属しない元素とから成る合金であつて、当該卑金属の含有量の合計重量が当該元素の含有量の合計重量以上であるものは、この部の卑金属の合金として取り扱う。

(c)　この部において合金には、金属粉の混合物を焼結したもの、溶融により製造した金属の不均質な混合物（サーメットを除く。）及び金属間化合物を含む。

4　この品目表において卑金属には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、3の規定によりそれぞれの卑金属の合金とされるものを含む。

5　二以上の卑金属を含む卑金属の物品（卑金属以外の材料を混ぜた物品で、統一システムの解釈に関する通則の規定により卑金属の物品とされるものを含む。）は、項において別段の定めがある場合を除くほか、含有する金属のうち重量が最大の卑金属の物品として取り扱う。この場合においては、次に定めるところによる。

(a)　鉄及び鋼は、同一の金属とみなす。

(b)　合金は、3の規定によりその合金とされる金属ですべて構成されているものとみなす。

(c)　第八一・一三項のサーメットは、一の卑金属とみなす。

6　この部の次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「くず」とは、金属の製造又は機械的加工の際に生ずる金属くず及び破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属の物品をいう。

(b)　「粉」とは、目開きが一ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇％以上のものをいう。

第七二類　鉄鋼

注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。ただし、(d)から(f)までの規定は、この品目表全体について適用する。

(a)　「銑鉄」とは、実用上圧延又は鍛造に適しない鉄と炭素の合金のうち、炭素の含有量が全重量の二％を超え、鉄及び炭素以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる限度を超えないものをいう。

クロム	一〇％
マンガン	六％
りん	三％
けい素	八％
その他の元素	合計一〇％

(b)　「スピーゲル」とは、マンガンの含有量が全重量の六％を超え三〇％以下である鉄と炭素の合金で、マンガン以外の元素の含有量については、(a)に定める要件を満たすものをいう。

(c)　「フェロアロイ」とは、なまこ形、ブロック、ランプその他これらに類する一次形状、連続鋳造法により得た形状又は粒状若しくは粉状（凝結させてあるかないかを問わない。）の合金であつて、他の合金製造の際の添加用又は鉄の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に通常供するもので、主として実用上圧延又は鍛造に適しないもののうち、鉄の含有量が全重量の四％以上であり、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合を超えるもの（銅の含有量が全重量の一〇％を超えるものを除く。）をいう。

クロム	一〇％
マンガン	三〇％
りん	三％
けい素	八％
その他の元素（炭素を除く。）	合計一〇％

(d)　「鋼」とは、実用上圧延又は鍛造に適する鉄材（鋳造により製造した鉄材にあつては、実用上圧延又は鍛造に適しないものを含むものとし、第七二・〇三項のものを除く。）で、炭素の含有量が全重量の二％以下のものをいう。ただし、クロム鋼には、炭素の含有量が全重量の二％を超えるものを含む。

(e)　「ステンレス鋼」とは、炭素の含有量が全重量の一・二％以下で、クロムの含有量が全重量の一〇・五％以上の合金鋼（鉄、炭素及びクロム以外の元素を含有するかしないかを問わない。）をいう。

(f)　「その他の合金鋼」とは、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合以上の鋼で、ステンレス鋼の定義に該当しないものをいう。

アルミニウム	○・三％
ほう素	○・○○○八％
クロム	○・三％
コバルト	○・三％
銅	○・四％
鉛	○・四％
マンガン	一・六五％
モリブデン	○・○八％
ニッケル	○・三％
ニオブ	○・○六％
けい素	○・六％
チタン	○・○五％
タングステン	○・三％
バナジウム	○・一％
ジルコニウム	○・○五％
その他の元素（硫黄、りん、炭素及び窒素を除く。）	○・一％

(g)　「鉄鋼の再溶解用のインゴット」とは、フィーダーヘッド若しくはホットトップのないインゴット状又はなまこ形の粗鋳造品で、表面に明らかに欠陥があり、かつ、銑鉄、スピーゲル又はフェロアロイの化学的組成に該当しないものをいう。

(h)　「粒」とは、目開きが一ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇％未満の物品で、目開きが五ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇％以上のものをいう。

(ij)　「半製品」とは、中空でない連続鋳造製品（第一次の熱間圧延をしてあるかないかを問わない。）及び第一次の熱間圧延をし又は粗鍛造した中空でないその他の物品（形鋼のブランクを含むものとし、更に加工したものを除く。）をいうものとし、巻いたものを除く。

(k)　「フラットロール製品」とは、横断面が長方形（正方形を除く。）であり、かつ、中空でない圧延製品で、(ij)の規定に該当しないもののうち次のものをいう。

連続的に層状に重ねて巻いたもの

巻いてないもので、厚さが四・七五ミリメートル未満、幅が厚さの一〇倍以上であるもの又は厚さが四・七五ミリメートル以上で、幅が一五〇ミリメートルを超え、かつ、幅が厚さの二倍以上であるもの

フラットロール製品には、圧延工程中に直接付けた浮出し模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし又は研磨したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

フラットロール製品で、長方形（正方形を含む。）以外の形状のもの（大きさを問わない。）のうち、他の項の物品の特性を有しないものは、幅が六〇〇ミリメートル以上の物品とみなしてその所属を決定する。

(l)「棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）」とは、中空でない不規則に巻いた熱間圧延製品で、横断面が円形、弓形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、三角形その他凸多角形のものをいうものとし、圧延工程で節、リブ、溝その他の異形を付けたもの（鉄筋用の棒）を含む。

(m)「その他の棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状（円形、弓形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、三角形その他凸多角形に限る。）を有し、かつ、中空でない物品で、(ij)から(l)までの規定及び線の定義のいずれにも該当しないものをいうものとし、圧延工程で節、リブ、溝その他の異形を付けたもの（鉄筋用の棒）及び圧延後ねじったものを含む。

(n)「形鋼」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない物品で、(ij)から(m)までの規定及び線の定義のいずれにも該当しないものをいう。

ただし、第七二類には、第七三・〇一項又は第七三・〇二項の物品を含まない。

(o)「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない冷間成形をした物品（巻いたものに限るものとし、横断面の形状を問わない。）で、フラットロール製品の定義に該当しないものをいう。

(p)「中空ドリル棒」とは、ドリル用の中空棒であつて、横断面の外側の最大寸法が一五ミリメートルを超え五二ミリメートル以下であり、かつ、横断面の内側の最大寸法が外側の最大寸法の二分の一以下であるもの（横断面の形状を問わない。）をいうものとし、鉄鋼のその他の中空棒は、第七三・〇四項に属する。

2　材質の異なる鉄鋼によりクラッドした鉄鋼の物品は、重量が最大の鉄鋼から成るものとみなしてその所属を決定する。

3　電解法、圧力鋳造法又は焼結法により製造した鉄鋼は、その形状、組成及び外観に従い、これに類する熱間圧延をした物品が属するこの類の項に属する。

号注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)「合金銑鉄」とは、次に掲げる元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合を超える銑鉄をいう。

クロム	〇・二%
銅	〇・三%
ニッケル	〇・三%
アルミニウム、モリブデン、チタン、タングステン、バナジウム	〇・一%

(b)「非合金快削鋼」とは、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対して硫黄及び鉛にあつてはそれぞれ次に掲げる割合以上の非合金鋼をいい、これら以外の元素にあつてはそれぞれ次に掲げる割合を超える非合金鋼をいう。

硫黄	〇・〇八%
鉛	〇・一%
セレン	〇・〇五%
テルル	〇・〇一%
ビスマス	〇・〇五%

(c)「けい素電気鋼」とは、けい素の含有量が全重量の〇・六%以下六%以下で、炭素の含有量が全重量の〇・〇八%以下の合金鋼（アルミニウムの含有量が全重量の一%以下のものを含むものとし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを除く。）をいう。

(d)「高速度鋼」とは、モリブデン、タングステン及びバナジウムのうちいずれか二以上を含有し、その含有量の合計が全重量の七%以上であつて、炭素の含有量が全重量の〇・六%以上であり、かつ、クロムの含有量が全重量の三%以上六%以下である合金鋼（その他の元素を含有するかしないかを問わない。）をいう。

(e)「シリコマンガン鋼」とは、次のすべての要件を満たす合金鋼をいう。

炭素の含有量が全重量の〇・三五%以上〇・七%以下であること。

マンガンの含有量が全重量の〇・五%以上一・二%以下であること。

けい素の含有量が全重量の〇・六%以上二・三%以下であること。

ただし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを除く。

2　第七二・〇二項のフェロアロイについては、次に定めるところによりその所属を決定する。

一の合金元素の含有量が全重量に対して注1(c)に掲げる当該元素の割合を超えるフェロアロイは、二成分系のフェロアロイとみなして、該当する号に属する。同様に、二又は三の合金元素の含有量が注1(c)に掲げる当該元素の全重量に対する割合を超える場合には、それぞれ三成分系又は四成分系のフェロアロイとみなす。

この規定は、注1(c)に掲げるその他の元素については、それぞれの元素の含有量が全重量に対して一〇%を超える場合に限り適用する。

	第一節　一次材料及び粒状又は粉状の物品	
七二・〇一	銑鉄及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）	
七二〇一・一〇	非合金銑鉄（りんの含有量が全重量の〇・五%以下のものに限る。）	
七二〇一・二〇	非合金銑鉄（りんの含有量が全重量の〇・五%を超えるものに限る。）	
七二〇一・三〇	合金銑鉄	
七二〇一・四〇	スピーゲル	
七二・〇二	フェロアロイ	
	フェロマンガン	
七二〇二・一一	炭素の含有量が全重量の二%を超えるもの	

七二〇二・一九	その他のもの	
七二〇二・二一	フェロシリコン	
七二〇二・二九	けい素の含有量が全重量の五五％を超えるもの	
七二〇二・三〇	その他のもの	
七二〇二・四一	フェロシリコマンガン	
七二〇二・四九	フェロクロム	
七二〇二・五〇	炭素の含有量が全重量の四％を超えるもの	
七二〇二・六〇	その他のもの	
七二〇二・七〇	フェロシリコクロム	
七二〇二・八〇	フェロニッケル	
七二〇二・九一	フェロモリブデン	
七二〇二・九二	フェロタングステン及びフェロシリコタングステン	
七二〇二・九三	その他のもの	
七二〇二・九九	フェロチタン及びフェロシリコチタン	
七二・〇三	フェロバナジウム	
	フェロニオブ	
	その他のもの	
	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が九九・九四％以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）	
七二〇三・一〇	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼	
七二〇三・九〇	その他のもの	
七二・〇四	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	
七二〇四・一〇	鋳鉄のくず	
	合金鋼のくず	
七二〇四・二一	ステンレス鋼のもの	
七二〇四・二九	その他のもの	
七二〇四・三〇	すずをめっきした鉄鋼のくず	
	その他のくず	
七二〇四・四一	切削くず及び打抜きくず（束ねてあるかないかを問わない。）	
七二〇四・四九	その他のもの	
七二〇四・五〇	再溶解用のインゴット	
七二・〇五	銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉	
七二〇五・一〇	粒	
	粉	
七二〇五・二一	合金鋼のもの	
七二〇五・二九	その他のもの	

七二・〇六	第二節　鉄及び非合金鋼	
七二〇六・一〇	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。）	
七二〇六・九〇	インゴット	
七二・〇七	その他のもの	
七二〇七・一一	鉄又は非合金鋼の半製品	
七二〇七・一二	炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のもの	
七二〇七・一九	横断面が長方形（正方形を含む。）のもので、幅が厚さの二倍未満のもの	
七二〇七・二〇	その他のもの（横断面が長方形のものに限るものとし、正方形のものを除く。）	
七二・〇八	その他のもの	
	炭素の含有量が全重量の〇・二五％以上のもの	
	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	
七二〇八・一一	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）	
七二〇八・一二	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	
七二〇八・一三	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	
七二〇八・一四	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	
七二〇八・二一	厚さが三ミリメートル未満のもの	
七二〇八・二二	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）	
七二〇八・二三	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	
七二〇八・二四	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	
	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	
	厚さが三ミリメートル未満のもの	
七二〇八・三一	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）	
	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一、二五〇ミリメートル以下、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様のないものに限る。）	

七二〇八・三二	その他のもの（厚さが一〇ミリメートルを超えるものに限る。）	
七二〇八・三三	その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のものに限る。）	
七二〇八・三四	その他のもの（厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のものに限る。）	
七二〇八・三五	その他のもの（厚さが三ミリメートル未満のものに限る。）	
七二〇八・四一	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）	
七二〇八・四二	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一、二五〇ミリメートル以下、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様のないものに限る。）	
七二〇八・四三	その他のもの（厚さが一〇ミリメートルを超えるものに限る。）	
七二〇八・四四	その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のものに限る。）	
七二〇八・四五	その他のもの（厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のものに限る。）	
七二〇八・九〇	その他のもの（厚さが三ミリメートル未満のものに限る。）	
七二・〇九	その他のもの 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。） 厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）	
七二〇九・一一	厚さが三ミリメートル以上のもの	
七二〇九・一二	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	
七二〇九・一三	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	
七二〇九・一四	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	
七二〇九・二一	その他のもの（冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）	
七二〇九・二二	厚さが三ミリメートル以上のもの	
七二〇九・二三	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	
七二〇九・二四	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	
	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	
	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）	
七二〇九・三一	厚さが三ミリメートル以上のもの	
七二〇九・三二	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	
七二〇九・三三	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	
七二〇九・三四	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの（冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）	
七二〇九・四一	厚さが三ミリメートル以上のもの	
七二〇九・四二	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	
七二〇九・四三	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	
七二〇九・四四	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	
七二〇九・九〇	厚さが三ミリメートル以上のもの（冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）	
七二・一〇	厚さが一ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	
七二一〇・一一	厚さが〇・五ミリメートル以上のもの	
七二一〇・一二	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	
七二一〇・二〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	
七二一〇・三一	厚さが〇・五ミリメートル以上のもの	
	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	
七二一〇・三九	その他のもの	
七二一〇・四一	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	
七二一〇・四九	厚さが三ミリメートル以上のもの	
七二一〇・五〇	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	
	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	
七二一〇・六〇	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	
七二一〇・七〇	その他のもの（冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）	
七二一〇・九〇	厚さが三ミリメートル以上のもの	
七二・一一	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	
	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	
	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	
	その他のもの（冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）	
	厚さが三ミリメートル以上のもの	
	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	
	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	
	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	
	その他のもの（冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）	
	厚さが三ミリメートル以上のもの	
	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	
	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	
	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	
	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	
	厚さが三ミリメートル以上のもの	
	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	
	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	
	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	
	すずをめつきしたもの	
	厚さが〇・五ミリメートル以上のもの	
	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	
	鉛をめつきしたもの（ターンプレートを含む。）	
	亜鉛を電気めつきしたもの	
	厚さが三ミリメートル未満の鋼にあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	
	その他のもの	
	亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）	
	波形にしたもの	
	その他のもの	
	クロムの酸化物を被覆したもの及びクロムとクロムの酸化物とを被覆したもの	
	アルミニウムをめつきしたもの	
	ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの	
	その他のもの	
	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）	
	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（熱間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	

七二一一・一一	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一五〇ミリメートルを超え、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様がなく、かつ、巻いてないものに限る。）
七二一一・一二	その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限る。）
七二一一・一九	その他のもの
七二一一・二一	その他のもの（熱間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二一一・二二	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一五〇ミリメートルを超え、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様がなく、かつ、巻いてないものに限る。）
七二一一・二九	その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限る。）
七二一一・三〇	その他のもの
七二一一・四一	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二一一・四九	その他のもの（冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二一一・九〇	炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のもの
七二一二・一二	その他のもの
七二一二・一〇	その他のもの
七二一二・二一	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）
七二一二・二九	すずをめつきしたもの
七二一二・三〇	亜鉛を電気めつきしたもの
七二一二・四〇	厚さが三ミリメートル未満の鋼にあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの
七二一二・五〇	その他のもの
七二一二・六〇	亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）
七二一二・一三	ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの
七二一三・一〇	その他のもの（めつきし又は被覆したものに限る。）
七二一三・二〇	クラッドしたもの
	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）
	節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの
	非合金快削鋼のもの

七二一三・三一	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のものに限る。）
七二一三・三九	横断面が円形のもの（直径が一四ミリメートル未満のものに限る。）
	その他のもの
七二一三・四一	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五％以上〇・六％未満のものに限る。）
七二一三・四九	その他のもの
七二一三・五〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・六％以上のものに限る。）
七二一四	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじつたものを含む。）
七二一四・一〇	鍛造したもの
七二一四・二〇	節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの及び圧延後ねじつたもの
七二一四・三〇	非合金快削鋼のもの
七二一四・四〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のものに限る。）
七二一四・五〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五％以上〇・六％未満のものに限る。）
七二一四・六〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・六％以上のものに限る。）
七二一五	鉄又は非合金鋼のその他の棒
七二一五・一〇	非合金快削鋼のもの（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二一五・二〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二一五・三〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五％以上〇・六％未満のものに限る。）
七二一五・四〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・六％以上のものに限る。）
七二一五・九〇	鉄又は非合金鋼の形鋼
七二一六・一〇	U形鋼、I形鋼及びH形鋼（高さが八〇ミリメートル未満のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工

したものを除く。）	
山形鋼及びT形鋼（高さが八〇ミリメートル未満のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	七二一六・二一
山形鋼	七二一六・二二
T形鋼	
U形鋼、I形鋼及びH形鋼（高さが八〇ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	七二一六・三一
U形鋼	七二一六・三二
I形鋼	七二一六・三三
H形鋼	七二一六・四〇
山形鋼及びT形鋼（高さが八〇ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	七二一六・五〇
その他の形鋼（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	七二一六・六〇
形鋼（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	七二一六・九〇
その他のもの	七二一七
鉄又は非合金鋼の線	
炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のもの	
めっき及び被覆のいずれもしてないもの（研磨してあるかないかを問わない。）	七二一七・一一
亜鉛をめっきしたもの	七二一七・一二
その他の卑金属をめっきしたもの	七二一七・一三
その他のもの	七二一七・一九
炭素の含有量が全重量の〇・二五%以上〇・六%未満のもの	
めっき及び被覆のいずれもしてないもの（研磨してあるかないかを問わない。）	七二一七・二一
亜鉛をめっきしたもの	七二一七・二二
その他の卑金属をめっきしたもの	七二一七・二三
その他のもの	七二一七・二九
炭素の含有量が全重量の〇・六%以上のもの	
めっき及び被覆のいずれもしてないもの（研磨してあるかないかを問わない。）	七二一七・三一
亜鉛をめっきしたもの	七二一七・三二
その他の卑金属をめっきしたもの	七二一七・三三

その他のもの	七二一七・三九
第三節　ステンレス鋼	
ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	
インゴットその他の一次形状のもの	七二一八・一〇
その他のもの	七二一八・九〇
ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のもので熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの）	七二一九・一一
厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	七二一九・一二
厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	七二一九・一三
厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	七二一九・一四
熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの	
厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	七二一九・二一
厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	七二一九・二二
厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	七二一九・二三
厚さが三ミリメートル未満のもの	七二一九・二四
冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）	
厚さが四・七五ミリメートル以上のもの	七二一九・三一
厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	七二一九・三二
厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	七二一九・三三
厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	七二一九・三四
厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	七二一九・三五
その他のもの	七二一九・九〇
ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のもので熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。））	七二一〇・二〇
熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）	
厚さが四・七五ミリメートル以上のもの	七二二〇・一一
厚さが四・七五ミリメートル未満のもの	七二二〇・一二
冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）	七二二〇・二〇
その他のもの	七二二〇・九〇
ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	七二二一・〇〇
ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼	七二二二・二二
棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	七二二二・一〇
棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	七二二二・二〇

七二二二・三〇	その他の棒
七二二二・四〇	形鋼
七二・二三	ステンレス鋼の線
七二二三・〇〇	第四節　その他の合金鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒
七二・二四	その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品
七二二四・一〇	インゴットその他の一次形状のもの
七二二四・九〇	その他のもの
七二・二五	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）
七二二五・一〇	けい素電気鋼のもの
七二二五・二〇	高速度鋼のもの
七二二五・三〇	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）
七二二五・四〇	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）
七二二五・五〇	その他のもの（冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二二五・九〇	その他のもの
七二・二六	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）
七二二六・一〇	けい素電気鋼のもの
七二二六・二〇	高速度鋼のもの
七二二六・九一	その他のもの
七二二六・九二	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）
七二二六・九九	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）
七二・二七	その他のもの
七二二七・一〇	その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）
七二二七・二〇	高速度鋼のもの
七二二七・九〇	シリコマンガン鋼のもの
七二・二八	その他のもの
七二二八・一〇	その他の合金鋼の中空ドリル棒
七二二八・二〇	高速度鋼の棒
七二二八・三〇	シリコマンガン鋼の棒
	その他の棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二二八・四〇	その他の棒（鍛造したものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二二八・五〇	その他の棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二二八・六〇	その他の棒
七二二八・七〇	形鋼
七二二八・八〇	中空ドリル棒
七二・二九	その他の合金鋼の線
七二二九・一〇	高速度鋼のもの
七二二九・二〇	シリコマンガン鋼のもの
七二二九・九〇	その他のもの

第七三類　鉄鋼製品

注

1　この類において「鋳鉄」とは、含有する元素のうち鉄の重量が最大の鋳造品で、第七二類の注1(d)に定義する鋼の化学的組成を有しないものをいう。

2　この類において「線」とは、熱間成形又は冷間成形をした製品で、横断面の最大寸法が一六ミリメートル以下のもの（横断面の形状を問わない。）をいう。

七三・〇一	鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼
七三〇一・一〇	鋼矢板
七三〇一・二〇	形鋼
七三・〇二	レール、ガードレール、ラックレール及びトングレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）
七三〇二・一〇	レール
七三〇二・二〇	まくら木
七三〇二・三〇	トングレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分
七三〇二・四〇	継目板及びソールプレート
七三〇二・九〇	その他のもの
七三・〇三	鋳鉄製の管及び中空の形材
七三〇三・〇〇	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）
七三・〇四	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ
七三〇四・一〇	

七三〇四・二〇	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ
七三〇四・三一	その他のもの（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）
七三〇四・三九	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの
	その他のもの
七三〇四・四一	その他のもの（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）
七三〇四・四九	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの
	その他のもの
	その他のもの（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）
七三〇四・五一	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの
七三〇四・五九	その他のもの
七三〇四・九〇	その他のもの
七三・〇五	鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面の外側及び内側が円形のもので、外径が四〇六・四ミリメートルを超えるものに限る。）
七三〇五・一一	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ
七三〇五・一二	縦方向にサブマージアーク溶接をしたもの
七三〇五・一九	その他のもの（縦方向に溶接したものに限る。）
	その他のもの
七三〇五・二〇	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング
	その他の溶接管
七三〇五・三一	縦方向に溶接したもの
七三〇五・三九	その他のもの
七三〇五・九〇	その他のもの
七三・〇六	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）
七三〇六・一〇	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ
七三〇六・二〇	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング
七三〇六・三〇	その他の溶接管（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）
七三〇六・四〇	その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）
七三〇六・五〇	その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）
七三〇六・六〇	その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）
七三〇六・九〇	その他のもの
七三・〇七	鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）
七三〇七・一一	鋳造した継手
七三〇七・一九	非可鍛鋳鉄製のもの
	その他のもの
七三〇七・二一	その他のもの（ステンレス鋼製のものに限る。）
七三〇七・二二	フランジ
七三〇七・二三	エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）
七三〇七・二九	継手（突合せ溶接式のものに限る。）
	その他のもの
七三〇七・九一	その他のもの
七三〇七・九二	フランジ
七三〇七・九三	エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）
七三〇七・九九	継手（突合せ溶接式のものに限る。）
七三・〇八	その他のもの
七三〇八・一〇	構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品
七三〇八・二〇	橋及び橋げた
七三〇八・三〇	塔及び格子柱
七三〇八・四〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居
七三〇八・九〇	足場用、枠組み用又は坑道用の支柱その他これに類する物品
七三・〇九	その他のもの
七三〇九・〇〇	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）
七三・一〇	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）
七三一〇・一〇	内容積が五〇リットル以上のもの
	内容積が五〇リットル未満のもの

七三一〇・二一	缶（ほんだ付け又はクリンプ加工により密閉するものに限る。）
七三一〇・二九	その他のもの
七三一一・一一	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器
七三一一・〇〇	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）
七三一二・一〇	より線、ロープ及びケーブル
七三一二・九〇	その他のもの
七三一三・一三	鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつたもの（有刺のものであるかないかを問わない。）及び縒くよつた二重線で柵に使用する種類のもの
七三一三・〇〇	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵（鉄鋼の線から製造したものに限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル
七三一四・一一	織つた物品
七三一四・一九	ステンレス鋼製のもの
七三一四・二〇	その他のもの
	ワイヤグリル、網及び柵（横断面の最大寸法が三ミリメートル以上の線から製造し、網目の大きさが一〇〇平方センチメートル以上のもので、網目の交点を溶接したものに限る。）
七三一四・三〇	その他のワイヤグリル、網及び柵（網目の交点を溶接したものに限る。）
七三一四・四一	その他のワイヤグリル、網及び柵
七三一四・四二	亜鉛をめつきしたもの
七三一四・四九	プラスチックを被覆したもの
七三一四・五〇	その他のもの
七三一五	エキスパンデッドメタル
	鉄鋼製の鎖及びその部分品
七三一五・一一	連接リンクチェーン及びその部分品
七三一五・一二	ローラーチェーン
七三一五・一九	その他の鎖
七三一五・二〇	部分品
	スキッドチェーン
七三一五・八一	その他の鎖
七三一五・八二	スタッド付きチェーン
七三一五・八九	その他のもの（溶接リンクのものに限る。）
	その他のもの

七三一五・九〇	その他の部分品
七三一六・一六	鉄鋼製のいかり及びその部分品
七三一六・〇〇	鉄鋼製のくぎ、びよう、画びよう、波くぎ、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）
七三一七・〇〇	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品
七三一八・一八	ねじを切つた製品
七三一八・一一	コーチスクリュー
七三一八・一二	その他の木ねじ
七三一八・一三	スクリューフック及びスクリューリング
七三一八・一四	セルフタッピングスクリュー
七三一八・一五	その他のねじ及びボルト（ナット又は座金付きであるかないかを問わない。）
七三一八・一六	ナット
七三一八・一九	その他のもの
七三一八・二一	ねじを切つてない製品
七三一八・二二	ばね座金その他の止め座金
七三一八・二三	その他の座金
七三一八・二四	リベット
七三一八・二九	コッター及びコッターピン
七三一八・九〇	その他のもの
七三一九・一〇	鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゆう用穴あけ手針その他これらに類する物品
七三一九・二〇	縫針、かがり針及びししゆう針
七三一九・三〇	安全ピン
七三一九・九〇	その他のピン
七三二〇・一〇	その他のもの
七三二〇・二〇	鉄鋼製のばね及びばね板
七三二〇・九〇	板ばね及びそのばね板
	コイルばね
	その他のもの

七三・二二	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）
七三二一・一一	調理用加熱器具及び皿温め器
七三二一・一二	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの
七三二一・一三	液体燃料用のもの
	固体燃料用のもの
七三二一・八一	その他の器具
七三二一・八二	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの
七三二一・八三	液体燃料用のもの
七三二一・九〇	固体燃料用のもの
七三・二三	部分品
	セントラルヒーティング用のラジエーター（電気加熱式のものを除く。）及びその部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（新鮮な又は調節した空気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品（この項の物品は、鉄鋼製のものに限る。）
七三二二・一一	ラジエーター及びその部分品
七三二二・一九	鋳鉄製のもの
七三二二・九〇	その他のもの
七三・二三	その他のもの
	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品
七三二三・一〇	鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品
	その他のもの
七三二三・九一	鋳鉄製のもの（ほうろう引きのものを除く。）
七三二三・九二	鋳鉄製のもの（ほうろう引きのものに限る。）
七三二三・九三	ステンレス鋼製のもの
七三二三・九四	その他の鉄鋼製のもの（ほうろう引きのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）
七三二三・九九	その他のもの
七三・二四	衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）
七三二四・一〇	ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台
	浴槽
七三二四・二一	鋳鉄製のもの（ほうろう引きをしてあるかないかを問わない。）
七三二四・二九	その他のもの
七三二四・九〇	その他のもの（部分品を含む。）
七三・二五	その他の鋳造製品（鉄鋼製のものに限る。）
七三二五・一〇	非可鍛鋳鉄製のもの
七三二五・九一	その他のもの
七三二五・九九	粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品
七三・二六	その他のもの
	その他の鉄鋼製品
七三二六・一一	鍛造又は型打ちをしたもの（更に加工したものを除く。）
七三二六・一九	粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品
七三二六・二〇	その他のもの
七三二六・九〇	鉄鋼の線から製造したもの
	その他のもの

第七四類　銅及びその製品

注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「精製銅」とは、銅の含有量が全重量の九九・八五%以上である金属及び銅の含有量が全重量の九七・五%以上であり、かつ、銅以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。

元素	全重量に対する限度(%)
銀(Ag)	〇・二五
砒素(As)	〇・五
カドミウム(Cd)	一・三
クロム(Cr)	一・四
マグネシウム(Mg)	〇・八
鉛(Pb)	一・五
硫黄(S)	〇・七
すず(Sn)	〇・八
テルル(Te)	〇・八
亜鉛(Zn)	一
ジルコニウム(Zr)	〇・三
その他の各元素(*)	〇・三

＊　その他の各元素とは、例えば、アルミニウム、ベリリウム、コバルト、鉄、マンガン、ニッケル及びけい素をいう。

(b)「銅合金」とは、含有する元素のうち銅の重量が最大の金属（粗銅を除く。）で次のいずれかのものをいう。

(i) 銅以外の元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ(a)の表に掲げる限度を超えるもの

(ii) 銅以外の元素の含有量の合計が全重量の二・五%を超えるもの

(c)「マスターアロイ」とは、銅と他の元素の合金（銅の含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る。）で、実用上圧延及び鍛造のいずれにも適せず、かつ、通常その他の合金の製造の際の添加用又は非鉄金属の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するものをいう。ただし、りんの含有量が全重量の一五%を超えるりん銅は、第二八・四八項に属する。

(d)「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

もつとも、ワイヤバー及びビレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパー加工その他の加工をしたものは、第七四・〇三項の塊とみなす。

(e)「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(f)「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては全長を通じて一様な厚さを有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

もつとも、ワイヤバー及びビレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパー加工その他の加工をしたものは、第七四・〇三項の塊とみなす。

(g)「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第七四・〇三項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第七四・〇九項又は第七四・一〇項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(h)「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)「銅・亜鉛合金（黄銅）」とは、銅と亜鉛の合金（銅及び亜鉛以外の元素を含有するかしないかを問わない。）をいうものとし、銅及び亜鉛以外の元素を含有する場合には、次のすべての要件を満たすものをいう。

銅以外の含有する元素のうち亜鉛の重量が最大であること。

ニッケルの含有量が全重量の五%未満であること（銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）参照）。

すずの含有量が全重量の三%未満であること（銅・すず合金（青銅）参照）。

(b)「銅・すず合金（青銅）」とは、銅とすずの合金（銅及びすず以外の元素を含有するかしないかを問わない。）をいうものとし、銅及びすず以外の元素を含有する場合には、銅以外の含有する元素のうちすずの重量が最大であるものをいう。ただし、すずの含有量が全重量の三%以上であり、かつ、亜鉛の含有量が全重量の一〇%未満である場合には、含有する亜鉛の重量がすずの重量を超えるものも含む。

(c)「銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）」とは、銅とニッケルと亜鉛の合金（銅、ニッケル及び亜鉛以外の元素を含有するかしないかを問わない。）で、ニッケルの含有量が全重量の五%以上のものをいう（銅・亜鉛合金（黄銅）参照）。

(d)「銅・ニッケル合金」とは、銅とニッケルの合金（銅及びニッケル以外の元素を含有するかしないかを問わないものとし、亜鉛の含有量が全重量の一％以下のものに限る。）をいうものとし、銅及びニッケル以外の元素を含有する場合には、銅以外の元素のうちニッケルの重量が最大であるものをいう。

七四・〇一	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）
七四〇一・一〇	銅のマット
七四〇一・二〇	セメントカッパー（沈殿銅）
七四・〇二	粗銅及び電解精製用陽極銅
七四〇二・〇〇	精製銅又は銅合金の塊
七四・〇三	精製銅
七四〇三・一一	陰極銅及びその切断片
七四〇三・一二	ワイヤバー
七四〇三・一三	ビレット
七四〇三・一九	その他のもの
七四〇三・二一	銅合金
七四〇三・二二	銅・亜鉛合金（黄銅）
七四〇三・二三	銅・すず合金（青銅）
七四〇三・二九	銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）
七四・〇四	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）
七四〇四・〇〇	銅のくず
七四・〇五	銅のマスターアロイ
七四〇五・〇〇	銅の粉及びフレーク
七四・〇六	粉（薄片状のものを除く。）
七四〇六・一〇	粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク
七四〇六・二〇	銅の棒及び形材
七四・〇七	精製銅のもの
七四〇七・一〇	銅合金のもの
七四〇七・二一	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの
七四〇七・二二	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの
七四〇七・二九	その他のもの
七四・〇八	銅の線
七四〇八・一一	精製銅のもの
七四〇八・一九	横断面の最大寸法が六ミリメートルを超えるもの
七四〇八・二一	その他のもの
七四〇八・二二	銅合金のもの
七四〇八・二九	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの
七四・〇九	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの
七四〇九・一一	その他のもの
七四〇九・一九	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）
七四〇九・二一	精製銅のもの
七四〇九・二九	巻いたもの
七四〇九・三一	その他のもの
七四〇九・三九	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの
七四〇九・四〇	巻いたもの
七四〇九・九〇	その他のもの
七四・一〇	銅・すず合金（青銅）のもの
七四一〇・一一	巻いたもの
七四一〇・一二	その他のもの
七四一〇・二一	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの
七四一〇・二二	その他の銅合金のもの
七四・一一	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）
七四一一・一〇	裏張りしてないもの
七四一一・二一	精製銅のもの
七四一一・二二	銅合金のもの
七四一一・二九	裏張りしたもの
七四・一二	精製銅のもの
七四一二・一〇	銅合金のもの
七四一二・二〇	銅製の管
	精製銅のもの
	銅合金のもの
	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの
	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの
	その他のもの
	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）
	精製銅のもの
	銅合金のもの

七四・一三	七四一三・〇〇	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）
七四・一四		ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る。）並びに銅製のエキスパンデッドメタル
七四一四・一〇		機械用ワイヤエンドレスバンド
七四一四・九〇		その他のもの
七四・一五		銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品
七四一五・一〇		くぎ、びょう、画びょう、またくぎその他これらに類する製品
七四一五・二一		その他のもの（ねじを切つたものを除く。）
七四一五・二九		座金（ばね座金を含む。）
		その他のもの
七四一五・三一		その他のもの（ねじを切つたものに限る。）
七四一五・三二		木ねじ
七四一五・三九		その他のねじ、ボルト及びナット
七四・一六		その他のもの
七四一六・〇〇		銅製のばね
七四・一七		銅製の加熱器具（調理用その他家庭用に供する種類のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びその部分品（銅製のものに限る。）
七四一七・〇〇		食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）
七四・一八		食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品
七四一八・一〇		衛生用品及びその部分品
七四一八・二〇		その他の銅製品
七四・一九		鎖及びその部分品
七四一九・一〇		その他のもの
七四一九・九一		鋳造、型打ち又は鍛造をしたもの（更に加工したものを除く。）
七四一九・九九		その他のもの

第七五類　ニッケル及びその製品

注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b)　「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c)　「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d)　「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第七五・〇二項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第七五・〇六項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(c)「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)「ニッケル（合金を除く。）」とは、ニッケル及びコバルトの含有量の合計が全重量の九九％以上の金属で次のいずれの要件も満たすものをいう。

(i)　コバルトの含有量が全重量の一・五％以下であること。

(ii)　ニッケル及びコバルト以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えないこと。

元素	全重量に対する限度（％）
鉄（Fe）	○・五
酸素（O）	○・四
その他の各元素	○・三

(b)「ニッケル合金」とは、含有する元素のうちニッケルの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。

(i)　コバルトの含有量が全重量の一・五％を超えるもの

(ii)　ニッケル及びコバルト以外の元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ(a)の表に掲げる限度を超えるもの

(iii)　ニッケル及びコバルト以外の元素の含有量の合計が全重量の一％を超えるもの

七五・○一		ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物
七五○一・一○	ニッケルのマット	
七五○一・二○	焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物	
七五・○二		ニッケルの塊
七五○二・一○	ニッケル（合金を除く。）	
七五○二・二○	ニッケル合金	
七五・○三		ニッケルのくず
七五○三・○○		
七五・○四		ニッケルの粉及びフレーク
七五○四・○○		
七五・○五		ニッケルの棒、形材及び線
七五○五・一一	棒及び形材	
七五○五・一二	ニッケル（合金を除く。）のもの	
	ニッケル合金のもの	
七五○五・二一	線	
七五○五・二二	ニッケル（合金を除く。）のもの	
七五○五・二三	ニッケル合金のもの	
七五・○六		ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく
七五○六・一○	ニッケル（合金を除く。）のもの	
七五○六・二○	ニッケル合金のもの	
七五・○七		ニッケル製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）
七五○七・一一	管	
七五○七・一二	ニッケル（合金を除く。）のもの	
七五○七・二○	ニッケル合金のもの	
七五・○八		管用継手
七五○八・○○		その他のニッケル製品

第七六類　アルミニウム及びその製品

注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b)「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c)「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d)「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第七六・〇一項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第七六・〇六項又は第七六・〇七項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e)「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)「アルミニウム（合金を除く。）」とは、アルミニウムの含有量が全重量の九九％以上で、アルミニウム以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。

元素	全重量に対する限度（％）
鉄（Fe）及びけい素（Si）	合計一
その他の各元素（注(1)）	〇・一（注(2)）

注(1)　その他の各元素とは、例えば、クロム、銅、マグネシウム、マンガン、ニッケル及び亜鉛をいう。

注(2)　クロム又はマンガンの含有量がそれぞれ全重量の〇・〇五％以下である場合には、銅の含有量は、全重量の〇・二％を限度として〇・一％を超えることができる。

(b)「アルミニウム合金」とは、含有する元素のうちアルミニウムの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。

(i)　鉄及びけい素の含有量の合計又はアルミニウム、鉄及びけい素以外の元素のうち少なくとも一の元素の含有量が全重量に対して(a)の表に掲げる限度を超えるもの

(ii)　アルミニウム以外の元素の含有量の合計が全重量の一％を超えるもの

七六・〇一	アルミニウムの塊
七六〇一・一〇	アルミニウム（合金を除く。）
七六〇一・二〇	アルミニウム合金
七六・〇二	アルミニウムのくず
七六〇二・〇〇	アルミニウムの粉及びフレーク
七六・〇三	粉（薄片状のものを除く。）
七六〇三・一〇	粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク
七六〇三・二〇	アルミニウムの棒及び形材
七六・〇四	アルミニウム（合金を除く。）のもの
七六〇四・一〇	アルミニウム合金のもの
七六〇四・二一	中空の形材
七六〇四・二九	その他のもの
七六・〇五	アルミニウムの線
七六〇五・一一	アルミニウム（合金を除く。）のもの
七六〇五・一九	横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの
七六〇五・二一	その他のもの
七六〇五・二九	アルミニウム合金のもの
七六・〇六	横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの
七六〇六・一一	その他のもの
七六〇六・一二	アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）
七六〇六・九一	長方形（正方形を含む。）のもの
七六〇六・九二	アルミニウム（合金を除く。）のもの
	アルミニウム合金のもの
	その他のもの
	アルミニウム（合金を除く。）のもの
	アルミニウム合金のもの

七六・〇七	アルミニウムのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）
七六〇七・一一	裏張りしてないもの
七六〇七・一九	圧延したもの（更に加工したものを除く。）
七六〇七・二〇	その他のもの
七六・〇八	裏張りしたもの
七六〇八・一〇	アルミニウム製の管
七六〇八・二〇	アルミニウム（合金を除く。）のもの
七六・〇九	アルミニウム合金のもの
七六〇九・〇〇	アルミニウム製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）
七六・一〇	構造物及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品
七六一〇・一〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居
七六一〇・九〇	その他のもの
七六一一・〇〇	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これらに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）
七六・一二	アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（折畳み可能な又は硬いチューブ状のものを含み、内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）
七六一二・一〇	折畳み可能なチューブ状のもの
七六一二・九〇	その他のもの
七六・一三	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器
七六一三・〇〇	アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）
七六・一四	しんに鋼を使用したもの
七六一四・一〇	その他のもの
七六一四・九〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）
七六・一五	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品
七六一五・一〇	衛生用品及びその部分品
七六一五・二〇	その他のアルミニウム製品
七六・一六	くぎ、びよう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）、ねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金その他これらに類する製品
七六一六・一〇	その他のもの
七六一六・九〇	
七六・一七	第七七類
	（この類の使用は、統一システムにおいて将来使用する可能性に備えて保留する。）
	第七八類　鉛及びその製品
	1　注
	(a)　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
	「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。
	(b)　「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。
	(c)　「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相

対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d)　「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第七八・〇一項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第七八・〇四項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e)　「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

1　この類において「精製鉛」とは、鉛の含有量が全重量の九九・九％以上で、鉛以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。

元素	全重量に対する限度（％）
銀（Ag）	○・○二
砒素（As）	○・○○五
ビスマス（Bi）	○・○五
カルシウム（Ca）	○・○○二
カドミウム（Cd）	○・○○二
銅（Cu）	○・○八
鉄（Fe）	○・○○二
硫黄（S）	○・○○二
アンチモン（Sb）	○・○○五
すず（Sn）	○・○○五
亜鉛（Zn）	○・○○二
その他の各元素（例えば、テルル）	○・○○一

七八・〇一	鉛の塊
七八〇一・一〇	精製鉛
	その他のもの
七八〇一・九一	含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの
七八〇一・九九	その他のもの
七八・〇二	鉛のくず
七八〇二・〇〇	鉛の棒、形材及び線
七八・〇三	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク
七八〇三・〇〇	板、シート、ストリップ及びはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限る。）
七八・〇四	その他のもの
七八〇四・一一	粉及びフレーク
七八〇四・一九	鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）
七八〇四・二〇	その他の鉛製品
七八・〇五	
七八〇五・〇〇	
七八・〇六	
七八〇六・〇〇	

第七九類　亜鉛及びその製品

注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b)「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形状には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c)「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d)「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第七九・〇一項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第七九・〇五項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e)「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)「亜鉛（合金を除く。）」とは、亜鉛の含有量が全重量の九七・五％以上の金属をいう。

(b)「亜鉛合金」とは、含有する元素のうち亜鉛の重量が最大の金属で、他の元素の含有量の合計が全重量の二・五％を超えるものをいう。

(c)「亜鉛のダスト」とは、亜鉛蒸気を凝結させて得た球状の粒子で粉よりも微細なもの（目開きが六三ミクロンのふるいに対する通過率が全重量の八〇％以上のものに限る。）のうち、金属亜鉛の含有量が全重量の八五％以上のものをいう。

七九・〇一	亜鉛の塊	
七九〇一・一一		亜鉛（合金を除く。）
七九〇一・一二		亜鉛の含有量が全重量の九九・九九％以上のもの
七九〇一・二〇		亜鉛の含有量が全重量の九九・九九％未満のもの
七九・〇二	亜鉛合金	
七九〇二・〇〇	亜鉛のくず	
七九・〇三	亜鉛のダスト、粉及びフレーク	
七九〇三・一〇		亜鉛のダスト
七九〇三・九〇		その他のもの
七九・〇四	亜鉛の棒、形状及び線	
七九〇四・〇〇	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく	
七九・〇五	亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	
七九〇五・〇〇	その他の亜鉛製品	
七九・〇六		とい、ルーフキャッピング、天窓用枠その他加工した建築用材料
七九〇六・〇〇		その他のもの
七九・〇七		
七九〇七・一〇		
七九〇七・九〇		

第八〇類　すず及びその製品

注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第八〇・〇一項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第八〇・〇四項又は第八〇・〇五項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「すず（合金を除く。）」とは、すずの含有量が全重量の九九％以上で、ビスマス又は銅の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度未満の金属をいう。

元素	全重量に対する限度（％）
ビスマス（Bi）	〇・一
銅（Cu）	〇・四

(b) 「すず合金」とは、含有する元素のうちすずの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。

(i) すず以外の元素の含有量の合計が全重量の一％を超えるもの

(ii) ビスマス又は銅の含有量が全重量に対してそれぞれ(a)の表に掲げる限度以上のもの

八〇・〇一	すずの塊	
八〇〇一・一〇	すず（合金を除く。）	
八〇〇一・二〇	すず合金	
八〇・〇二	すずのくず	
八〇〇二・〇〇		
八〇・〇三	すずの棒、形材及び線	
八〇〇三・〇〇		
八〇・〇四	すずの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）	
八〇〇四・〇〇		
八〇・〇五	すずのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）、粉及びフレーク	
八〇〇五・一〇	はく	
八〇〇五・二〇	粉及びフレーク	
八〇・〇六	すず製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	
八〇〇六・〇〇		
八〇・〇七	その他のすず製品	
八〇〇七・〇〇		

第八一類　その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

号注

1　第七四類の注1に規定する「棒」、「形材」、「線」、「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」の用語の定義は、この類において準用する。

八一・〇一	タングステン及びその製品（くずを含む。）
八一〇一・一〇	粉
	その他のもの

八一〇一・九一	タングステンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及びくず
八一〇一・九二	棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく
八一〇一・九三	線
八一〇一・九九	その他のもの
八一〇二・〇二	モリブデン及びその製品（くずを含む。）
八一〇二・一〇	粉
八一〇二・九一	その他のもの
八一〇二・九二	モリブデンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及びくず
八一〇二・九三	棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく
八一〇二・九九	線
八一〇三・〇三	その他のもの
八一〇三・一〇	タンタル及びその製品（くずを含む。）
八一〇三・九〇	タンタルの塊（単に焼結して得た棒を含む。）、くず及び粉
八一〇四・一一	その他のもの
八一〇四・一九	マグネシウム及びその製品（くずを含む。）
八一〇四・二〇	マグネシウムの塊
八一〇四・三〇	マグネシウムの含有量が全重量の九九・八％以上のもの
八一〇四・九〇	その他のもの
八一・〇五	くず
八一〇五・一〇	大きさをそろえた削りくず及び粒並びに粉
八一〇五・九〇	その他のもの
八一・〇六	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品（くずを含む。）
八一〇六・〇〇	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルトの塊、くず及び粉
八一・〇七	その他のもの
八一〇七・一〇	ビスマス及びその製品（くずを含む。）
八一〇七・九〇	カドミウム及びその製品（くずを含む。）
八一・〇八	カドミウムの塊、くず及び粉
八一〇八・一〇	その他のもの
八一〇八・九〇	チタン及びその製品（くずを含む。）
八一・〇九	チタンの塊、くず及び粉
八一〇九・一〇	その他のもの
	ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）
	ジルコニウムの塊、くず及び粉
八一〇九・九〇	その他のもの
八一一〇・〇〇	アンチモン及びその製品（くずを含む。）
八一一一・一一	マンガン及びその製品（くずを含む。）
八一一一・〇〇	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）
八一一二・一一	ベリリウム
八一一二・一九	塊、くず及び粉
八一一二・二〇	その他のもの
八一一二・三〇	クロム
八一一二・四〇	ゲルマニウム
八一一二・九一	バナジウム
八一一二・九九	その他のもの
八一一三・〇〇	塊、くず及び粉
	その他のもの
	サーメット及びその製品（くずを含む。）

第八二類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

注

1　トーチランプ、可搬式かじ炉、フレーム付きグラインディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及び第八二・〇九項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。

(a)　卑金属

(b)　金属炭化物又はサーメット

(c)　卑金属製、金属炭化物製又はサーメット製の支持物に取り付けた天然、合成又は再生の貴石又は半貴石

(d)　卑金属製の支持物（卑金属製の切削歯、溝その他これらに類する作用する部分を有し、これに研磨材料を取り付けた後においてもその機能を維持する場合に限る。）に取り付けた研磨材料

2　この類の物品の卑金属製の部分品（当該物品とは別に掲げてあるもの及び第八四・六六項の手工具用ツールホルダーを除く。）は、当該物品が属する項に属する。ただし、第一五部の注2のはん用性の部分品は、すべてこの類に属しない。

電気かみそり又は電気バリカンの頭部及び刃は、第八五・一〇項に属する。

3　第八二・一一項の一以上のナイフとこれと同数以上の第八二・一五項の製品とをセットにした製品は、第八二・一五項に属する。	
八二・〇一	手道具（スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。） スペード及びショベル フォーク つるはし、くわ及びレーキ なた、なたがまその他のおの類 片手剪定ばさみ（家きん切断用のものを含む。） 刈込みばさみ、両手剪定ばさみその他これらに類する両手ばさみ その他の農業、園芸又は林業に使用する種類の手道具 のこぎり（種類を問わない。）のブレード（切開き用、溝彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む。）及び手のこぎり 手のこぎり 帯のこぎりのブレード サーキュラーソーのブレード（切開き用又は溝彫り用ののこぎりのブレードを含む。） 作用する部分に鋼を使用したもの 作用する部分にその他の材料を使用したもの チェーンソーのブレード その他ののこぎりのブレード ストレートソーのブレード（金属加工用のものに限る。） その他のもの やすり、プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やっとこ、ツィーザー、金属切断用ばさみ、パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具 やすりその他これに類する手工具 プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やっとこ、ツィーザーその他これらに類する手工具 金属切断用ばさみその他これに類する手工具 パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具 スパナー及びレンチ（トルクレンチを含み、手回しのものに限るものとし、タップ回しを除く。）並びに互換性スパナーソケット（ハンドル付きであるかないかを問わない。） スパナー及びレンチ（手回しのものに限る。）
八二〇一・一〇	
八二〇一・二〇	
八二〇一・三〇	
八二〇一・四〇	
八二〇一・五〇	
八二〇一・六〇	
八二〇一・九〇	
八二・〇二	
八二〇二・一〇	
八二〇二・二〇	
八二〇二・三一	
八二〇二・三二	
八二〇二・四〇	
八二〇二・九一	
八二〇二・九九	
八二・〇三	
八二〇三・一〇	
八二〇三・二〇	
八二〇三・三〇	
八二〇三・四〇	
八二・〇四	
八二〇四・一一	調節式でないもの
八二〇四・一二	調節式のもの 互換性スパナーソケット（ハンドル付きであるかないかを問わない。） 手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（加工機械の附属品及び部分品を除く。）、金敷き、可搬式かじ炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの 穴あけ用、ねじ切り用又はねじ立て用の工具 ハンマー かんな、のみ、丸のみその他これらに類する刃工具（木工用のものに限る。） ねじ回し その他の手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含む。） 家庭用のもの その他のもの トーチランプ 万力、クランプその他これらに類する物品 金敷き、可搬式かじ炉及びフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの 手道具又は手工具のセット（この項の二以上の号の製品をセットにしたものに限る。） 手道具又は手工具のセット（第八二・〇二項から第八二・〇五項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限る。） 手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。） 削岩用又は土壌せん孔用の工具 作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したもの 作用する部分にその他の材料を使用したもの 金属の引抜き用又は押出し用のダイス プレス用、型打ち用又は押抜き用の工具 ねじ立て用又はねじ切り用の工具 穴あけ用工具（削岩用のものを除く。） 中ぐり用又はブローチ削り用の工具
八二〇五・一〇	
八二〇五・二〇	
八二〇五・三〇	
八二〇五・四〇	
八二〇五・五一	
八二〇五・五九	
八二〇五・六〇	
八二〇五・七〇	
八二〇五・八〇	
八二〇五・九〇	
八二・〇六	
八二〇六・〇〇	
八二・〇七	
八二〇七・一一	
八二〇七・一二	
八二〇七・二〇	
八二〇七・三〇	
八二〇七・四〇	
八二〇七・五〇	
八二〇七・六〇	

八二〇七・七〇	フライス削り用工具
八二〇七・八〇	切削用工具
八二〇七・九〇	その他の互換性工具
八二・〇八	機械用又は器具用のナイフ及び刃
八二〇八・一〇	金属加工用のもの
八二〇八・二〇	木工用のもの
八二〇八・三〇	台所用のもの及び食品工業用の機械に使用するもの
八二〇八・四〇	農業用、園芸用又は林業用の機械に使用するもの
八二〇八・九〇	その他のもの
八二・〇九	工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品（焼結した金属炭化物又はサーメットのもので、取り付けてないものに限る。）
八二〇九・〇〇	
八二・一〇	手動式器具（飲食物の調製に使用するもので、重量が一〇キログラム以下のものに限る。）
八二一〇・〇〇	
八二・一一	刃を付けたナイフ（剪定ナイフを含み、のこ歯状の刃を有するか有しないかを問わないものとし、第八二・〇八項のナイフを除く。）及びその刃
八二一一・一〇	詰合せセット
	その他のもの
八二一一・九一	テーブルナイフ（固定刃のものに限る。）
八二一一・九二	その他のナイフ（固定刃のものに限る。）
八二一一・九三	その他のナイフ（固定刃のものを除く。）
八二一一・九四	刃
八二・一二	かみそり及びその刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）
八二一二・一〇	かみそり
八二一二・二〇	安全かみそりの刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）
八二一二・九〇	その他の部分品
八二・一三	はさみ、テーラースシャーその他これらに類するはさみ及びこれらの刃
八二一三・〇〇	その他の刃物（例えば、バリカン、肉切り用又は台所用のクリーバー、チョッパー、ミンシングナイフ及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）
八二・一四	ペーパーナイフ、レターオープナー、擦り消し用ナイフ及び鉛筆削り並びにこれらの刃
八二一四・一〇	マニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）
八二一四・二〇	
八二一四・九〇	その他のもの
八二・一五	スプーン、フォーク、ひしゃく、しゃくし、ケーキサーバー、フィッシュナイフ、バターナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具
八二一五・一〇	詰合せセット（貴金属をめっきした少なくとも一の製品を含むものに限る。）
八二一五・二〇	その他の詰合せセット
	その他のもの
八二一五・九一	貴金属をめっきしたもの
八二一五・九九	その他のもの

第八三類　各種の卑金属製品

注

1　この類において卑金属製の部分品は、本体が属する項に属する。ただし、第七三・一二項、第七三・一五項、第七三・一七項、第七三・一八項又は第七三・二〇項の鉄鋼製品及びこれに類する物品で鉄鋼以外の卑金属製のもの（第七四類から第七六類まで又は第七八類から第八一類までのものに限る。）は、この類の物品の部分品とはしない。

2　第八三・〇二項において「キャスター」とは、直径（タイヤ部分がある場合には、これを含む。）が七五ミリメートル以下のもの及び直径（タイヤ部分がある場合には、これを含む。）が七五ミリメートルを超えるものにあつては取り付けてある車輪又はタイヤの幅が三〇ミリメートル未満のものをいう。

八三・〇一	卑金属製の錠（かぎを使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）並びに卑金属製の留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの卑金属製のかぎ
八三〇一・一〇	南京錠
八三〇一・二〇	自動車に使用する種類の錠
八三〇一・三〇	家具に使用する種類の錠
八三〇一・四〇	その他の錠
八三〇一・五〇	留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの
八三〇一・六〇	部分品
八三〇一・七〇	かぎ（単独で提示するものに限る。）
八三・〇二	卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー
八三〇二・一〇	ちょうつがい
八三〇二・二〇	キャスター

八三〇二・三〇	その他の取付具その他これに類する物品（自動車に適するものに限る。）
八三〇二・四一	その他の取付具その他これに類する物品
八三〇二・四二	建築物に適するもの
八三〇二・四九	その他のもの（家具に適するものに限る。）
八三〇二・五〇	その他のもの
八三〇二・六〇	帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具
八三・〇三	ドアクローザー
八三〇三・〇〇	卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品
八三・〇四	
八三〇四・〇〇	卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用具及び机上用品（第九四・〇三項の事務所用の家具を除く。）
八三・〇五	卑金属製の書類とじ込み用金具、クリップ、レターコーナー、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びストリップ状ステープル（例えば、事務用、いす張り用又は梱包用のもの）
八三〇五・一〇	書類とじ込み用金具
八三〇五・二〇	ストリップ状ステープル
八三〇五・九〇	その他のもの（部分品を含む。）
八三・〇六	卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡
八三〇六・一〇	小像その他の装飾品
八三〇六・二一	貴金属をめつきしたもの
八三〇六・二九	その他のもの
八三〇六・三〇	額縁その他これに類するフレーム及び鏡
八三・〇七	卑金属製のフレキシブルチューブ（継手があるかないかを問わない。）
八三〇七・一〇	鉄鋼製のもの
八三〇七・九〇	その他の卑金属製のもの
八三・〇八	卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る。）、管リベット、ふたまたリベット、ビーズ及びスパングル
八三〇八・一〇	フック、アイ及びアイレット
八三〇八・二〇	管リベット及びふたまたリベット
八三〇八・九〇	その他のもの（部分品を含む。）
八三・〇九	卑金属製の栓及びふた（王冠、ねじぶた及び注水口用の栓を含む。）、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の附属品
八三〇九・一〇	王冠
八三〇九・九〇	その他のもの
八三・一〇	卑金属製のサインプレート、ネームプレート、アドレスプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章（第九四・〇五項のものを除く。）
八三一〇・〇〇	卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。）並びに卑金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒
八三・一一	
八三一一・一〇	卑金属製の被覆アーク溶接棒（電気アーク溶接に使用するものに限る。）
八三一一・二〇	卑金属製の線（しんに充てんしたもので電気アーク溶接に使用するものに限る。）
八三一一・三〇	卑金属製の被覆した棒及びしんに充てんした線（炎によるはんだ付け、ろう付け又は溶接に使用するものに限る。）
八三一一・九〇	その他のもの（部分品を含む。）

第一六部　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

1　注

この部には、次の物品を含まない。

(a)　伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、第三九類のプラスチック製のもの（第四〇・一〇項参照）並びに機械類、電気機器その他の技術的用途に供する種類の加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製品（第四〇・一六項参照）

(b)　革製品及びコンポジションレザー製品（第四二・〇四項参照）並びに毛皮製品（第四三・〇三項参照）で、機械類その他の技術的用途に供する種類のもの

(c)　ボビン、スプール、コップ、コーン、コア、リールその他これらに類する巻取用品（材料を問わない。例えば、第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類及び第一五部参照）

(d)　ジャカードその他これに類する機械に使用するせん孔カード（例えば、第三九類、第四八類及び第一五部参照）

(e)　伝動用又はコンベヤ用の紡織用繊維製ベルト（第五九・一〇項参照）及び技術的用途に供する紡織用繊維のその他の製品（第五九・一一項参照）

(f) 第七一・〇二項から第七一・〇四項までの天然、合成又は再生の貴石及び半貴石並びに第七一・一六項の製品でこれらの貴石又は半貴石のみから成るもの（針用に加工したサファイヤ及びダイヤモンドで、取り付けられていないものを除く（第八五・二二項参照）。）

(g) 第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

(h) ドリルパイプ（第七三・〇四項参照）

(ij) (k) 金属の線又はストリップから製造したエンドレスベルト（第一五部参照）

(l) 第八二類又は第八三類の物品

(m) 第一七部の物品

(n) 第九〇類の物品

(o) 第九一類の時計その他の物品

(p) 第八二・〇七項の互換性工具、これに類する互換性工具（作用する部分を構成する材料により、例えば、第四〇類、第四二類、第四三類、第四五類、第五九類、第六八・〇四項又は第六九・〇九項に属する。）及び機械の部分品として使用する種類の第九六・〇三項のブラシ

第九五類の物品

2 機械の部分品（第八四・八四項又は第八五・四四項から第八五・四七項までの物品の部分品を除く。）は、この部の注1、第八四類の注1又は第八五類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 当該部分品は、第八四類又は第八五類のいずれかの項（第八四・八五項及び第八五・四八項を除く。）に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。

(b) (a)のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械（第八四・七九項又は第八五・四三項の機械を含む。）に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の項に属する。ただし、第八五・一七項の物品及び第八五・二五項から第八五・二八項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、第八五・一七項に属する。

(c) その他の部分品は、第八四・八五項又は第八五・四八項に属する。

3 二以上の機械を結合して一の複合機械を構成するもの及び二以上の補完的又は選択的な機能を有する機械は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、主たる機能に基づいてその所属を決定する。

4 個別の構成機器から成る機械（機械を結合したものを含む。）については、当該構成機器（分離しているかいないか又は配管、伝動装置、電線その他の装置により相互に接続しているかいないかを問わない。）が第八四類又は第八五類のいずれかの項に明確に規定された単一の機能を分担して有している場合には、当該機械は、当該単一の機能に基づいてその所属を決定する。

5 1から4までにおいて「機械」とは、第八四類又は第八五類の各項の機械類及び電気機器をいう。

第八四類　原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第六八類のミルストーン、グラインドストーンその他の物品

(b) ポンプその他の機械類及びその部分品（陶磁製のものに限る。第六九類参照）

(c) 理化学用ガラス製品（第七〇・一七項参照）並びに技術的用途に供する機械類及びその部分品（ガラス製のものに限る。第七〇・一九項及び第七〇・二〇項参照）

(d) 第七三・二一項又は第七三・二二項の物品及びこれに類する物品で鉄鋼以外の卑金属製のもの（第七四類から第七六類まで及び第七八類から第八一類まで参照）

(e) 第八五・〇八項の手持電動工具及び第八五・〇九項の家庭用電気機器

(f) 動力駆動式でない手動床掃除機（第九六・〇三項参照）

2 第八四・〇一項から第八四・二四項までに該当する機械類で同時に第八四・二五項から第八四・八〇項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第八四・〇一項から第八四・二四項までの該当する項に属する。ただし、第八四・一九項には、次の物品を含まない。

(a) 発芽用機器、ふ卵器及び育すう器（第八四・三六項参照）

(b) 穀物給湿機（第八四・三七項参照）

(c) 糖汁抽出用浸出機（第八四・三八項参照）

(d) 紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械（第八四・五一項参照）

(e) 機械的作業を行う機械類で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの

また、第八四・二二項には、次の物品を含まない。

(a) 袋その他これに類する容器の封口用ミシン（第八四・五二項参照）

(b) 第八四・七二項の事務用機器

3 第八四・五六項に該当する加工機械で、同時に第八四・五七項から第八四・六一項まで、第八四・六四項又は第八四・六五項のいずれかの項に該当するものは、第八四・五六項に属する。

4 第八四・五七項には、次のいずれかの方法により異なる種類の機械加工を行う金属加工機械（旋盤を除く。）のみを含む。

(a) 加工プログラムに従つてマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法（マシニングセンター）

(b) 固定した工作物に対し、異なるユニットヘッドが同時に又は連続して自動的に作用する方法（シングルステーションのユニットコンストラクションマシン）

(c) 工作物を異なるユニットヘッドに自動的に転送する方法（マルチステーショントランスファーマシン）

5 (A) 第八四・七一項において「自動データ処理機械」とは、次の物品をいう。

(a) 次の能力を有するディジタル式機械

(1) 処理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。

(2) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れることができること。
(3) 使用者が特定する算術計算を実行すること。
(4) 人の介入なしに、処理用プログラム（処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの）を実行すること。

(b) アナログ式機械（計算式を模擬したモデルを作ることができる機械で少なくともアナログ要素、制御要素及びプログラム要素を有するもの）

(c) ハイブリッド式機械（ディジタル式機械でアナログ要素を有するもの及びアナログ式機械でディジタル要素を有するもの）

(B) 自動データ処理機械は、ハウジングの異なるユニットによりシステムを構成するものであるかないかを問わない。ユニットは、次の要件を満たす場合には、当該システムの一部とみなす。

(a) 中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続することができること。

(b) 当該システムの一部として特に設計してあり、かつ、電源用ユニット以外のユニットにあつては、少なくとも当該システムにおいて使用する形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができること。

これらのユニットは、単独で提示する場合にも、第八四・七一項に属する。

第八四・七一項には、自動データ処理機械を自蔵する機械及び自動データ処理機械と連係して作動する機械で、特定の機能を有するものを含まない。このような機械は、当該特定の機能に基づいてその所属を決定する。この場合において、該当する項がない場合には、その他のものの項に属する。

6 第八四・八二項には、磨き鋼球（公称直径に対する最大誤差が〇・〇五ミリメートル以下で、かつ、一％以下のものに限る。）を含む。その他の鋼球は、第七三・二六項に属する。

7 二以上の用途に供する機械は、主たる用途に基づいてその所属を決定する。

主たる用途がいずれの項にも定められていない機械及び主たる用途が特定できない機械は、2又はこの部の注3の規定によりその所属を決定する場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、第八四・七九項に属する。また、第八四・七九項には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものから網又はケーブルを製造する機械（例えば、より線機及び製綱機）を含む。

号注

1 第八四八二・四〇号には、直径が五ミリメートル以下で長さが直径の三倍以上の円筒ころを有する軸受（ころの端を丸めたものを含む。）のみを含む。

八四・〇一	原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器
八四〇一・一〇	原子炉
八四〇一・二〇	同位体分離用機器及びその部分品
八四〇一・三〇	核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）
八四〇一・四〇	原子炉の部分品
八四・〇二	蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー
八四〇二・一一	蒸気発生ボイラー
八四〇二・一二	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トンを超えるものに限る。）
八四〇二・一九	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トン以下のものに限る。）
八四〇二・二〇	その他の蒸気発生ボイラー（組合せボイラーを含む。）
八四〇二・九〇	過熱水ボイラー
八四・〇三	部分品
八四〇三・一〇	セントラルヒーティング用ボイラー（第八四・〇二項のものを除く。）
八四〇三・九〇	ボイラー
八四・〇四	部分品
八四〇四・一〇	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。例えば、エコノマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器）及び蒸気原動機用復水器
八四〇四・二〇	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。）
八四〇四・九〇	蒸気原動機用復水器
八四・〇五	部分品
八四〇五・一〇	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）
八四〇五・九〇	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）
八四・〇六	部分品
八四〇六・一一	蒸気タービン
八四〇六・一九	船舶推進用のもの
八四〇六・九〇	その他のもの
八四・〇七	部分品
八四〇七・一〇	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）
八四〇七・二一	航空機用エンジン
	船舶推進用エンジン
	船外機

八四〇七・二九	その他のもの
	ピストン式往復動機関（第八七類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。）
八四〇七・三一	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のもの
八四〇七・三二	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五〇立方センチメートル以下のもの
八四〇七・三三	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの
八四〇七・三四	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超えるもの
八四〇七・九〇	その他のエンジン
八四・〇八	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）
八四〇八・一〇	船舶推進用エンジン
八四〇八・二〇	第八七類の車両の駆動に使用する種類のエンジン
八四〇八・九〇	その他のエンジン
八四・〇九	第八四・〇八項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品
八四〇九・一〇	航空機用エンジンのもの
	その他のもの
八四〇九・九一	ピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として使用するもの
八四〇九・九九	その他のもの
八四・一〇	液体タービン及び水車並びにこれらの調速機
八四一〇・一一	液体タービン及び水車
八四一〇・一二	出力が一、〇〇〇キロワット以下のもの
	出力が一、〇〇〇キロワットを超え一〇、〇〇〇キロワット以下のもの
八四一〇・一三	出力が一〇、〇〇〇キロワットを超えるもの
八四一〇・九〇	部分品（調速機を含む。）
八四・一一	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン
	ターボジェット
八四一一・一一	推力が二五キロニュートン以下のもの
八四一一・一二	推力が二五キロニュートンを超えるもの
	ターボプロペラ
八四一一・二一	出力が一、一〇〇キロワット以下のもの
八四一一・二二	出力が一、一〇〇キロワットを超えるもの
	その他のガスタービン
八四一一・八一	出力が五、〇〇〇キロワット以下のもの
八四一一・八二	出力が五、〇〇〇キロワットを超えるもの
八四一一・九一	部分品
八四一一・九九	ターボジェット又はターボプロペラのもの
八四一二・一〇	その他のもの
	その他の原動機
八四一二・二一	反動エンジン（ターボジェットを除く。）
八四一二・二九	液体原動機
	直線運動式（シリンダー式）のもの
八四一二・三一	その他のもの
八四一二・三九	気体原動機
八四一二・八〇	直線運動式（シリンダー式）のもの
八四一二・九〇	その他のもの
八四・一三	その他のもの
	部分品
	液体ポンプ（計器付きであるかないかを問わない。）及び液体エレベーター
八四一三・一一	ポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。）
八四一三・一九	燃料又は潤滑油の供給用ポンプ（給油所又は修理場において使用する種類のものに限る。）
八四一三・二〇	その他のもの
	ハンドポンプ（第八四一三・一一号又は第八四一三・一九号の物品を除く。）
八四一三・三〇	燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ（ピストン式内燃機関用のものに限る。）
八四一三・四〇	コンクリートポンプ
八四一三・五〇	その他の往復容積式ポンプ
八四一三・六〇	その他の回転容積式ポンプ
八四一三・七〇	その他の遠心ポンプ
	その他のポンプ及び液体エレベーター
八四一三・八一	ポンプ
八四一三・八二	液体エレベーター
	部分品
八四一三・九一	ポンプのもの
八四一三・九二	液体エレベーターのもの
八四・一四	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）
	真空ポンプ
八四一四・一〇	

八四一四・二〇	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ
八四一四・三〇	圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。）
八四一四・四〇	気体圧縮機（けん引用の車輪付きシャシを取り付けたものに限る。）
八四一四・五一	ファン 卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン（出力が一二五ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。）
八四一四・五九	その他のもの
八四一四・六〇	フード（水平面の最大側長が一二〇センチメートル以下のものに限る。）
八四一四・八〇	その他のもの
八四一四・九〇	部分品
八四・一五	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）
八四一五・一〇	窓又は壁に取り付けるもの（一体構造のものに限る。）
八四一五・八一	その他のもの 冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切換え用バルブを自蔵するもの
八四一五・八二	その他のもの（冷却ユニットを自蔵するものに限る。）
八四一五・八三	冷却ユニットを自蔵しないもの
八四一五・九〇	部分品
八四・一六	炉用バーナー（液体燃料用、粉砕した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。）及びメカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機その他これらに類する機械
八四一六・一〇	液体燃料用の炉用バーナー
八四一六・二〇	その他の炉用バーナー（複合型バーナーを含む。）
八四一六・三〇	メカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機その他これらに類する機械
八四一六・九〇	部分品
八四・一七	炉（焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限るものとし、電気炉を除く。）
八四一七・一〇	炉（鉱石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理用のものに限る。）
八四一七・二〇	ベーカリーオーブン（ビスケットオーブンを含む。）
八四一七・八〇	その他のもの
八四一七・九〇	部分品
八四・一八	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。）
八四一八・一〇	冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）
八四一八・二一	家庭用冷蔵庫 圧縮式のもの
八四一八・二二	吸収式のもの（電気式のものに限る。）
八四一八・二九	その他のもの
八四一八・三〇	横置き型冷凍庫（容量が八〇〇リットル以下のものに限る。）
八四一八・四〇	直立型冷凍庫（容量が九〇〇リットル以下のものに限る。）
八四一八・五〇	展示用のカウンター、キャビネット、ショーケースその他これらに類する物品（冷蔵又は冷凍の機能を有するものに限る。）
八四一八・六一	その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ
八四一八・六九	圧縮式のもの（凝縮器が熱交換器であるものに限る。）
八四一八・九一	その他のもの
八四一八・九九	部分品
八四・一九	冷蔵用又は冷凍用の装置を収納するために設計した容器
八四一九・一一	その他のもの
八四一九・一九	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）
八四一九・二〇	瞬間ガス湯沸器及び貯蔵式湯沸器
八四一九・三一	その他のもの
八四一九・三二	医療用又は理化学用の滅菌器
八四一九・三九	乾燥機
八四一九・四〇	農産物用のもの
八四一九・五〇	木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のもの
八四一九・六〇	その他のもの
八四一九・八一	蒸留用又は精留用の機器
八四一九・八九	熱交換装置
八四一九・九〇	気体液化装置
八四・二〇	その他の機器 ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器
	その他のもの
	部分品
	カレンダーその他のロール機（金属用又はガラス用のものを除く。）及びこれらのシリンダー

八四二〇・一〇	カレンダーその他のロール機 部分品
八四二〇・九一	シリンダー
八四二〇・九九	その他のもの
八四・二一	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機
八四二一・一一	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。） クリーム分離機
八四二一・一二	衣類脱水機
八四二一・一九	その他のもの
八四二一・二一	液体のろ過機及び清浄機
八四二一・二二	水のろ過用又は清浄用のもの
八四二一・二三	飲料（水を除く。）のろ過用又は清浄用のもの
八四二一・二九	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機
八四二一・三一	その他のもの
八四二一・三九	気体のろ過機及び清浄機
八四二一・九一	内燃機関の吸気用のろ過機
八四二一・九九	その他のもの
八四・二二	部分品
八四二二・一一	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）のもの
八四二二・一九	その他のもの
八四二二・二〇	皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充てん用、封口用、封止用、口金取付け用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）及び飲料用の炭酸ガス注入機及び飲料用の炭酸ガス注入機
八四二二・三〇	皿洗機
八四二二・四〇	家庭用のもの
八四二二・九〇	その他のもの
八四・二三	清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。） 充てん用、封口用、封止用、口金取付け用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）及び飲料用の炭酸ガス注入機 その他の包装機械 部分品
八四二三・一〇	重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを除く。）及び分銅
八四二三・二〇	体重測定機器（乳児用はかりを含む。）及び家庭用はかり
	コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり
八四二三・三〇	定量はかり及び袋又は容器の中へあらかじめ決めた重さの材料を送り出すためのはかり（ホッパースケールを含む。）
八四二三・八一	その他の重量測定機器
八四二三・八二	最大ひょう量が三〇キログラム以下のもの
八四二三・八九	最大ひょう量が三〇キログラムを超え五、〇〇〇キログラム以下のもの
八四二三・九〇	その他のもの
八四・二四	分銅及び重量測定機器の部分品
八四二四・一〇	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器
八四二四・八一	消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）
八四二四・八九	スプレーガンその他これに類する機器
八四二四・九〇	蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器
八四・二五	その他の機器
八四二五・一一	農業用又は園芸用のもの
八四二五・一九	その他のもの
八四二五・二〇	部分品
八四二五・三一	プーリータックル、ホイスト（スキップホイストを除く。）、ウインチ、キャプスタン及びジャッキ
八四二五・三九	プーリータックル及びホイスト（スキップホイスト及び車両持上げに使用する種類のホイストを除く。）
八四二五・四一	電動機により作動するもの
八四二五・四二	その他のもの
八四二五・四九	ウインチ（地下で使用するために特に設計したものに限る。）及び坑口巻上装置
八四・二六	その他のウインチ及びキャプスタン
	電動機により作動するもの
	その他のもの
	ジャッキ及び車両持上げに使用する種類のホイスト
	据付け式ジャッキ装置（修理場において使用する種類のものに限る。）
	その他のジャッキ及びホイスト（液圧式のものに限る。）
	その他のもの
	デリック、クレーン（ケーブルクレーンを含む。）、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業トラック

八四二六・一一	天井クレーン、トランスポータークレーン、ガントリークレーン、橋型クレーン、移動式リフティングフレーム及びストラッドルキャリヤー
八四二六・一二	固定した支持物に取り付けた天井クレーン
	タイヤ付き移動式リフティングフレーム及びストラッドルキャリヤー
八四二六・一九	その他のもの
八四二六・二〇	タワークレーン
八四二六・三〇	門形ジブクレーン
八四二六・四一	その他の機械（自走式のものに限る。）
八四二六・四九	タイヤ付きのもの
	その他のもの
八四二六・九一	その他の機械
八四二六・九九	道路走行車両に装備するために設計したもの
八四二七・一〇	その他のもの
八四二七・二〇	フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック
八四二七・九〇	自走式トラック（電動機により作動するものに限る。）
八四・二八	その他の自走式トラック
	その他のトラック
八四二八・一〇	その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー）
八四二八・二〇	昇降機及びスキップホイスト
	ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ
八四二八・三一	その他の連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものに限る。）
八四二八・三二	地下で使用するために特に設計したもの
八四二八・三三	その他のもの（バケット型のものに限る。）
八四二八・三九	その他のもの（ベルト型のものに限る。）
八四二八・四〇	その他のもの
八四二八・五〇	エスカレーター及び移動式歩道
	鉱山用貨車押し機、機関車又は貨車の還車台、貨車傾転装置その他これらに類する鉄道貨車取扱機器
八四二八・六〇	ロープウェー、いすリフト、スキーの引き綱及びケーブルカー用けん引装置
	その他の機械
八四二八・九〇	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。）
八四二八・九〇	ブルドーザー及びアングルドーザー

八四二九・一一	無限軌道式のもの
八四二九・一九	その他のもの
八四二九・二〇	地ならし機
八四二九・三〇	スクレーパー
八四二九・四〇	突固め用機械及びロードローラー
	メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー
八四二九・五一	フロントエンド型ショベルローダー
八四二九・五二	上部構造が三六〇度回転するもの
八四二九・五九	その他のもの
八四・三〇	その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機
八四三〇・一〇	くい打ち機及びくい抜き機
八四三〇・二〇	除雪機
八四三〇・三一	コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機
八四三〇・三九	自走式のもの
八四三〇・四一	その他のもの
八四三〇・四九	その他のせん孔用又は掘削用の機械
八四三〇・五〇	自走式のもの
八四三〇・六一	その他のもの
八四三〇・六二	その他の機械（自走式のものに限る。）
八四三〇・六九	その他の機械（自走式のものを除く。）
八四・三一	突固め用機械
八四三一・一〇	スクレーパー
八四三一・二〇	その他のもの
八四三一・三一	第八四・二五項から第八四・三〇項までの機械に専ら又は主として使用する部分品
八四三一・三九	第八四・二五項の機械のもの
八四三一・四一	第八四・二七項の機械のもの
八四三一・四二	第八四・二八項の機械のもの
八四三一・四三	昇降機、スキップホイスト又はエスカレーターのもの
八四三一・四九	その他のもの
	第八四・二六項、第八四・二九項又は第八四・三〇項の機械のもの
	バケット、ショベル、グラブ及びグリップ
	ブルドーザー又はアングルドーザーのブレード
	第八四三〇・四一号又は第八四三〇・四九号のせん孔用又は掘削用の機械の部分品
	その他のもの

八四・三一二	農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー
八四三一・一〇	プラウ
八四三一・一一	ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホーディスクハロー
八四三一・一九	その他のもの
八四三一・二九	播種機、植付け機及び移植機
八四三一・三〇	肥料散布機
八四三一・四〇	その他の機械
八四三一・八〇	部分品
八四・三一三	収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベーラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第八四・三七項の機械を除く。）
八四三二・一一	芝生用、公園用又は運動場用の草刈機
八四三三・一九	動力駆動式のもの（水平面上を回転して刈り込む装置を有するものに限る。）
八四三三・二〇	その他のもの
八四三三・三〇	その他の草刈機（トラクター装着用のカッターバーを含む。）
八四三三・四〇	その他の乾草製造用機械
八四三三・五一	わら用又は牧草用のベーラー（ピックアップベーラーを含む。）
八四三三・五二	その他の収穫機及び脱穀機
八四三三・五三	コンバイン
八四三三・五九	その他の脱穀機
八四三三・六〇	根菜類又は塊茎の収穫機
八四三三・九〇	その他のもの
八四・三一四	卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械
八四三四・一〇	部分品
八四三四・二〇	搾乳機及び酪農機械
八四三四・九〇	搾乳機
八四・三一五	酪農機械
八四三五・一〇	部分品
八四三五・九〇	プレス、破砕機その他これらに類する機械（ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る。）
八四・三一六	機械
	部分品
	その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂用の機械（機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家きんのふ卵器及び育すう器
八四三六・一〇	飼料調製用機械
八四三六・二一	家きんの飼育器、ふ卵器及び育すう器
八四三六・二九	家きんのふ卵器及び育すう器
八四三六・八〇	その他のもの
	その他の機械
八四三六・九一	部分品
八四三六・九九	家きんの飼育器、ふ卵器又は育すう器のもの
八四・三一七	その他のもの
	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械（農場用のものを除く。）
八四三七・一〇	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械
八四三七・八〇	その他の機械
八四三七・九〇	部分品
八四・三一八	飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）ベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品の製造機械
八四三八・一〇	菓子、ココア又はチョコレートの製造機械
八四三八・二〇	砂糖製造機械
八四三八・三〇	醸造用機械
八四三八・四〇	肉又は家きんの調製用機械
八四三八・五〇	果実、ナット又は野菜の調製用機械
八四三八・六〇	その他の機械
八四三八・八〇	部分品
八四三八・九〇	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械
八四・三一九	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械
八四三九・一〇	紙又は板紙の製造機械
八四三九・二〇	紙又は板紙の仕上げ用機械
八四三九・三〇	部分品
八四三九・九一	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械のもの
八四三九・九九	その他のもの
八四・四〇	製本用機械（製本ミシンを含む。）
八四四〇・一〇	機械
八四四〇・九〇	部分品
八四・四一	その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械（切断機を含む。）
八四四一・一〇	切断機

八四四一・二〇	袋又は封筒の製造機械	
八四四一・三〇	箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械（型を使用する成形により製造する機械を除く。）	
八四四一・四〇	製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械（型を使用するものに限る。）	
八四四一・八〇	その他の機械	
八四四一・九〇	部分品	
八四・四二	活字鋳造用又は植字用の機器及びブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第八四・五六項から第八四・六五項までの加工機械を除く。）、活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	
八四四二・一〇	写真植字機	
八四四二・二〇	その他の植字用機器（活字鋳造用装置を有するか有しないかを問わない。）	
八四四二・三〇	その他の機器	
八四四二・四〇	第八四四二・一〇号、第八四四二・二〇号又は第八四四二・三〇号の機器の部分品	
八四四二・五〇	活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	
八四・四三	印刷機及び印刷用補助機械	
八四四三・一一	オフセット印刷機	
八四四三・一二	巻紙式のもの	
八四四三・一九	枚葉式で事務所用のもの（シートサイズが縦二二センチメートル、横三六センチメートル以下のものに限る。）	
八四四三・二一	その他のもの	
八四四三・二九	凸版印刷機（フレキソ印刷機を除く。）	
八四四三・三〇	巻紙式のもの	
八四四三・四〇	その他のもの	
八四四三・五〇	フレキソ印刷機	
八四四三・六〇	グラビア印刷機	
八四四三・九〇	その他の印刷機	
八四・四四	印刷用補助機械	
八四四四・〇〇	部分品	
八四・四五	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機	
八四四五・一一	紡績準備機械、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及び第八四・四六項又は第八四・四七項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械	
八四四五・一二	紡績準備機械	
八四四五・一三	カード	
八四四五・一九	コーマ	
八四四五・二〇	練条機及び粗紡機	
八四四五・三〇	その他のもの	
八四四五・四〇	精紡機	
八四四五・九〇	合糸機及びねん糸機	
八四・四六	糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及びかせ機	
八四四六・一〇	その他のもの	
八四四六・二一	織機	
八四四六・二九	織幅が三〇センチメートル以下のもの	
八四四六・三〇	織幅が三〇センチメートルを超えるもの（シャットル式のものに限る。）	
八四・四七	力織機	
八四四七・一一	その他のもの	
八四四七・一二	織幅が三〇センチメートルを超えるもの（シャットル式のものを除く。）	
八四四七・二〇	編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンプヤーン、チェール、レース、ししゆう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械	
八四四七・九〇	丸編機	
八四・四八	シリンダーの直径が一六五ミリメートル以下のもの	
八四四八・一一	シリンダーの直径が一六五ミリメートルを超えるもの	
八四四八・一九	平型編機及びステッチボンディングマシン	
	その他のもの	
	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャットル交換機）並びに第八四・四四項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針）	
	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械	
	ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙裁断機、写彫機、紋彫り機及び編成機	
	その他のもの	

八四四八・二〇	第八四・四四項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品
八四四八・三一	第八四・四五項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品
八四四八・三二	針布
八四四八・三三	紡績準備機械のもの（針布を除く。）
八四四八・三九	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー
八四四八・四一	その他のもの
八四四八・四二	織機又はその補助機械の部分品及び附属品
八四四八・四九	シャットル
八四四八・五一	織機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム
八四四八・五九	その他のもの
八四四九・〇〇	第八四・四七項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品
八四・四九	シンカー、針その他の物品（編目の編成に使用するものに限る。）
八四・五〇	その他のもの
八四五〇・一一	フェルト又は不織布（成形したものを含む。）の製造用又は仕上げ用の機械（フェルト帽子の製造機械を含む。）及び帽子の製造用の型
八四五〇・一二	家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。）
八四五〇・一九	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のものに限る。）
八四五〇・二〇	全自動のもの
八四五〇・九〇	その他のもの（遠心式脱水機を自蔵するものに限る。）
八四五一・一一	その他のもの
八四五一・一〇	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラムを超えるものに限る。）
八四五一・二一	部分品
八四五一・二九	洗浄用、漂白用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フェージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第八四・五〇項の機械を除く。）、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械
八四五一・三〇	ドライクリーニング機
八四五一・四〇	乾燥機
八四五一・五〇	一回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のもの
八四五一・八〇	その他のもの
八四五一・九〇	アイロンがけ用機械及びプレス（フェージングプレスを含む。）
八四五二・一〇	洗浄用、漂白用又は染色用の機械
八四五二・二一	紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械
八四五二・二九	その他の機械
八四五二・三〇	部分品
八四五二・四〇	ミシン（第八四・四〇項の製本ミシンを除く。）、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー
八四五二・九〇	家庭用ミシン
八四五三・一〇	その他のミシン
八四五三・二〇	自動式のもの
八四五三・八〇	その他のもの
八四五三・九〇	ミシン針
八四五四・一〇	ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品
八四五四・二〇	ミシンのその他の部分品
八四五四・三〇	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械（ミシンを除く。）
八四五四・九〇	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械
八四五五・一〇	履物の製造機械及び修理機械
八四五五・二一	その他の機械
八四五五・二二	部分品
八四五五・三〇	転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機（冶金又は金属鋳造に使用する種類のものに限る。）
八四五五・九〇	転炉
八四五六・一〇	インゴット用鋳型及び取鍋
	鋳造機
	部分品
	金属圧延機及びそのロール
	管圧延機
	その他の圧延機
	熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせたもの
	冷間圧延のもの
	圧延機用ロール
	その他の部分品
	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械
	レーザーその他の光子ビームによるもの

八四五六・二〇	超音波によるもの
八四五六・三〇	放電によるもの
八四五六・九〇	その他のもの
八四・五七	金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン
八四五七・一〇	マシニングセンター
八四五七・二〇	ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）
八四五七・三〇	マルチステーショントランスファーマシン
八四・五八	旋盤（金属切削用のものに限る。）
八四五八・一一	横旋盤
	数値制御式のもの
八四五八・一九	その他のもの
八四五八・九一	その他の旋盤
	数値制御式のもの
八四五八・九九	その他のもの
八四・五九	金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第八四・五八項の旋盤を除く。）
八四五九・一〇	ウェイタイプユニットヘッド機
八四五九・二一	その他のボール盤
	数値制御式のもの
八四五九・二九	その他のもの
	その他の中ぐりフライス盤
八四五九・三一	数値制御式のもの
八四五九・三九	その他のもの
八四五九・四〇	その他の中ぐり盤
	ひざ形フライス盤
八四五九・五一	数値制御式のもの
八四五九・五九	その他のもの
	その他のフライス盤
八四五九・六一	数値制御式のもの
八四五九・六九	その他のもの
八四五九・七〇	その他のねじ切り盤及びねじ立て盤
八四・六〇	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属、焼結した金属炭化物又はサーメットを加工するものに限るものとし、第八四・六一項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）
八四六〇・一一	平面研削盤（軸の位置決めが〇・〇一ミリメートル以内の精度でできるものに限る。）
八四六〇・一九	数値制御式のもの
	その他のもの
八四六〇・二一	その他の研削盤（軸の位置決めが〇・〇一ミリメートル以内の精度でできるものに限る。）
八四六〇・二九	数値制御式のもの
	その他のもの
八四六〇・三一	工具研削盤
八四六〇・三九	数値制御式のもの
八四六〇・四〇	その他のもの
八四六〇・九〇	ホーニング盤及びラップ盤
八四・六一	その他のもの
	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属、焼結した金属炭化物又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
八四六一・一〇	平削り盤
八四六一・二〇	形削り盤及び立削り盤
八四六一・三〇	ブローチ盤
八四六一・四〇	歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤
八四六一・五〇	金切り盤及び切断機
八四六一・九〇	その他のもの
八四・六二	鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）
八四六二・一〇	鍛造機及びダイスタンピングマシン（プレスを含む。）並びにハンマー
	ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン（プレスを含む。）
八四六二・二一	数値制御式のもの
八四六二・二九	その他のもの
	剪断機（プレスを含むものとし、パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械を除く。）
八四六二・三一	数値制御式のもの

八四六二・三九	その他のもの
八四六二・四一	パンチングマシン及びノッチングマシン（パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを含む。）
八四六二・四九	数値制御式のもの
	その他のもの
八四六二・九一	その他のもの
	液圧プレス
八四六二・九九	その他のもの
八四・六三	その他の加工機械（金属、焼結した金属炭化物又はサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。）
八四六三・一〇	引抜き機（棒、管、形材、線その他これらに類する物品用のものに限る。）
八四六三・二〇	ねじ転造盤
八四六三・三〇	線の加工機械
八四六三・九〇	その他のもの
八四・六四	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械
八四六四・一〇	のこ盤
八四六四・二〇	研削盤及び研磨盤
八四六四・九〇	その他のもの
八四・六五	木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）
八四六五・一〇	二以上の加工機能を有する機械（それぞれの機能を果たすために工具交換を要しないものに限る。）
	その他のもの
八四六五・九一	のこ盤
八四六五・九二	平削り盤及びフライス盤並びにモールダー（切削加工を行うものに限る。）
	研削盤及び研磨盤
八四六五・九三	ベンディングマシン及び組立て用機械
八四六五・九四	ボール盤及びほぞ穴盤
八四六五・九五	ひき割り機、薄切り機及び削り機
八四六五・九六	その他のもの
八四六五・九九	第八四・五六項から第八四・六五項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツールホルダー
八四・六六	

八四六六・一〇	ツールホルダー及び自動開きダイヘッド
八四六六・二〇	工作物保持具
八四六六・三〇	割出台その他の特殊な附属装置（加工機械用のものに限る。）
	その他のもの
八四六六・九一	第八四・六四項の機械に使用するもの
八四六六・九二	第八四・六五項の機械に使用するもの
八四六六・九三	第八四・五六項から第八四・六一項までの機械に使用するもの
八四六六・九四	第八四・六二項又は第八四・六三項の機械に使用するもの
八四・六七	手持工具（ニューマチックツール又は電気式でない原動機を自蔵するものに限る。）
八四六七・一一	ニューマチックツール
八四六七・一九	回転工具（回転衝撃式工具を含む。）
八四六七・八一	その他のもの
八四六七・八九	その他の工具
八四六七・九一	チェーンソー
八四六七・九二	その他のもの
八四六七・九九	部分品
八四・六八	チェーンソーのもの
	ニューマチックツールのもの
八四六八・一〇	その他のもの
八四六八・二〇	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができるかできないかを問わないものとし、第八五・一五項のものを除く。）及びガス式の表面熱処理用機器
八四六八・八〇	手持ち式トーチ
八四六八・九〇	その他のガス式の機器
八四・六九	その他の機器
八四六九・一〇	部分品
	タイプライター及びワードプロセッサ
八四六九・二一	自動タイプライター及びワードプロセッサ
八四六九・二九	その他のタイプライター（電動式のものに限る。）
	重量（ケースの重量を除く。）が一二キログラム以下のもの
八四六九・三一	その他のもの
八四六九・三九	その他のタイプライター（電動式のものを除く。）
八四・七〇	重量（ケースの重量を除く。）が一二キログラム以下のもの
	その他のもの
	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械

八四七〇・一〇	電子式計算機（外部の電源を必要としないものに限る。）
八四七〇・二一	その他の電子式計算機
八四七〇・二九	印字機構を有するもの
八四七〇・三〇	その他のもの
八四七〇・四〇	その他の計算機
八四七〇・五〇	会計機
八四七〇・九〇	金銭登録機
八四・七一	その他のもの
八四七一・一〇	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）
八四七一・二〇	アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械
	ディジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているものに限るものとし、入力装置と出力装置とが一体となっているかいないかを問わない。）
八四七一・九一	その他のもの
	ディジタル式処理装置（記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているものを含むものとし、システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）
八四七一・九二	入力装置及び出力装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）
八四七一・九三	記憶装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）
八四七一・九九	その他のもの
八四・七二	その他の事務用機器（例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機）
八四七二・一〇	謄写機
八四七二・二〇	あて名印刷機及びアドレスプレートの型押し機械
八四七二・三〇	郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯がけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械
八四七二・九〇	その他のもの
八四・七三	第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）

八四七三・一〇	第八四・六九項の機械の部分品及び附属品
八四七三・二一	第八四・七〇項の機械の部分品及び附属品
八四七三・二九	第八四七〇・一〇号、第八四七〇・二一号又は第八四七〇・二九号の電子式計算機のもの
八四七三・三〇	その他のもの
八四七三・四〇	第八四・七一項の機械の部分品及び附属品
八四・七四	第八四・七二項の機械の部分品及び附属品
八四七四・一〇	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉砕機、混合機及び捏和機（固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。）並びに鋳物用砂型の造型機
八四七四・二〇	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機
八四七四・三一	破砕機及び粉砕機
八四七四・三九	混合機及び捏和機
八四七四・八〇	コンクリート又はモルタルの混合機
八四七四・九〇	鉱物性物質とビチューメンとの混合機
八四・七五	その他のもの
	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉砕機、混合機及び捏和機の部分品
八四七五・一〇	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械
八四七五・二〇	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械の部分品
八四七五・九〇	ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械
八四・七六	物品の自動販売機（例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。）
八四七六・一一	自動販売機
八四七六・一九	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの
八四七六・九〇	その他のもの
八四・七七	部分品
	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）
八四七七・一〇	射出成形機
八四七七・二〇	押出成形機
八四七七・三〇	吹込み成形機
八四七七・四〇	真空成形機及びその他の熱成形機
	その他の機械（成形用機械に限る。）

八四七七・五一	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの
八四七七・五九	その他のもの
八四七七・八〇	その他の機械
八四七七・九〇	部分品
八四・七八	たばこの調製用又は製造用の機械（この類の他の項に該当するものを除く。）
八四七八・一〇	たばこの調製用又は製造用の機械部分品
八四七八・九〇	機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）
八四・七九	土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械
八四七九・一〇	動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械
八四七九・二〇	プレス（木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。）その他の木材又はコルクの処理用機械
八四七九・三〇	網又はケーブルの製造機械
八四七九・四〇	その他の機械類
八四七九・八一	金属の処理用のもの（電線の巻線機を含む。）
八四七九・八二	混合用、捏和用、破砕用、粉砕用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械
八四七九・八九	その他のもの
八四七九・九〇	部分品
八四・八〇	金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型（金属インゴット用のものを除く。）
八四八〇・一〇	金属鋳造用鋳型枠
八四八〇・二〇	鋳型ベース
八四八〇・三〇	鋳造用パターン
八四八〇・四一	金属又は金属炭化物の成形用の型
八四八〇・四九	射出式又は圧縮式のもの
八四八〇・五〇	その他のもの
八四八〇・六〇	ガラスの成形用の型
八四八〇・七一	鉱物性材料の成形用の型
八四八〇・七九	ゴム又はプラスチックの成形用の型
八四・八一	射出式又は圧縮式のもの
	その他のもの
	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）
八四八一・一〇	減圧弁
八四八一・二〇	油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁
八四八一・三〇	逆止弁
八四八一・四〇	安全弁及び逃がし弁
八四八一・八〇	その他の物品
八四八一・九〇	部分品
八四・八二	玉軸受及びころ軸受
八四八二・一〇	玉軸受
八四八二・二〇	円すいころ軸受（コーンと円すいころを組み合わせたものを含む。）
八四八二・三〇	球面ころ軸受
八四八二・四〇	針状ころ軸受
八四八二・五〇	その他の円筒ころ軸受
八四八二・八〇	その他のもの（玉軸受ところ軸受を組み合わせたものを含む。）
八四八二・九一	部分品
八四・八三	玉、針状ころ及びころ
	その他のもの
八四八三・一〇	ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、はずみ車、プーリー（プーリーブロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）及び伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。）
八四八三・二〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受
八四八三・三〇	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュー並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）
八四八三・四〇	はずみ車及びプーリー（プーリーブロックを含む。）
八四八三・五〇	クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）
八四八三・六〇	部分品
八四八三・九〇	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）及び材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの
八四・八四	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）
八四八四・一〇	その他のもの
八四八四・九〇	

八四・八五	機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）
八四八五・一〇	船舶のプロペラ及びその羽根
八四八五・九〇	その他のもの

第八五類　電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　電気加熱式の毛布、ベッドパッド、足温器その他これらに類する物品並びに電気加熱式の衣類、履物、耳当てその他の着用品及び身辺用品

(b)　第七〇・一一項のガラス製の物品

(c)　第九四類の電気加熱式家具

2　第八五・〇一項から第八五・〇四項までには、第八五・一一項、第八五・一二項又は第八五・四〇項から第八五・四二項までの物品を含まない。

ただし、金属槽水銀アーク整流器は、第八五・〇四項に属する。

3　第八五・〇九項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。

(a)　真空式掃除機、床磨き機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機（重量を問わない。）

(b)　その他の機器で重量が二〇キログラム以下のもの

ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフード（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。第八四・一四項参照）、遠心式衣類脱水機（第八四・二一項参照）、皿洗機（第八四・二二項参照）、家庭用洗濯機（第八四・五〇項参照）、ロール機その他のアイロンがけ用機械（第八四・二〇項及び第八四・五一項参照）、ミシン（第八四・五二項参照）、電気ばさみ（第八五・〇八項参照）並びに電熱機器（第八五・一六項参照）を除く。

4　第八五・三四項において「印刷回路」とは、印刷技術（例えば、浮出し、めっき及びエッチング）又は膜回路技術により、導体、接触子その他の印刷した構成部分（例えば、インダクター、抵抗器及びコンデンサー。電気信号の発生、整流、変調又は増幅を行うことができる素子（例えば、半導体素子）を除く。）を絶縁基板上に形成して得た回路（当該構成部分をあらかじめ定めたパターンに従つて相互に接続してあるかないかを問わない。）をいう。印刷回路には、印刷工程中に得た素子以外の素子を結合した回路を含まないものとし、印刷してない接続用部品を取り付けてあるかないかを問わない。

これらの技術により得た薄膜回路及び厚膜回路で、受動素子と能動素子とから成るものは、第八五・四一項及び第八五・四二項に属する。

5　第八五・四一項及び第八五・四二項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(A)　「ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。

(B)　「集積回路及び超小形組立」とは、次の物品をいう。

(a)　モノリシック集積回路（半導体材料（例えば、ドープ処理したけい素）の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子（ダイオード、トランジスター、抵抗器、コンデンサー、相互接続子等）を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路）

(b)　ハイブリッド集積回路（単一の絶縁基板（ガラス製のもの、陶磁製のもの等）上に、受動素子（薄膜技術又は厚膜技術によつて作られた抵抗器、コンデンサー、相互接続子等）と能動素子（半導体技術によつて作られたダイオード、トランジスター、モノリシック集積回路等）とを実用上不可分の状態に組み合わせた回路）。この回路には、個別部品を取り付けたものを含む。

(c)　超小形組立（個別の能動部品のみを相互に又は個別の能動部品と受動部品とを組み合わせ、かつ、相互に接続したもので、モールデッドモジュール型、マイクロモジュール型その他これらに類する種類のもの）

この注5の物品の所属の決定に当たつては、第八五・四一項及び第八五・四二項は、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの品目表の他のいずれの項にも優先する。

6　第八五・一三項又は第八五・一四項のレコード、テープその他の媒体は、これらの物品を使用する機器とともに提示するかしないかを問わず、当該各項に属する。

八五・〇一	電動機及び発電機（原動機とセットにした発電機を除く。）
八五〇一・一〇	電動機（出力が三七・五ワット以下のものに限る。）
八五〇一・二〇	交直両用電動機（出力が三七・五ワットを超えるものに限る。）
八五〇一・三一	その他の直流電動機及び直流発電機
八五〇一・三二	出力が七五〇ワット以下のもの
八五〇一・三三	出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のもの
八五〇一・三四	出力が七五キロワットを超え三七五キロワット以下のもの
八五〇一・四〇	出力が三七五キロワットを超えるもの
八五〇一・五一	その他の単相交流電動機
八五〇一・五二	その他の多相交流電動機
八五〇一・五三	出力が七五〇ワット以下のもの
八五〇一・六一	出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のもの
八五〇一・六二	出力が七五キロワットを超えるもの
八五〇一・六三	交流発電機
	出力が七五キロボルトアンペア以下のもの
	出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のもの
	出力が三七五キロボルトアンペアを超え七五〇キロボルトアンペア以下のもの

八五〇一・六四	出力が七五〇キロボルトアンペアを超えるもの
八五・〇二	発電機（原動機とセットにしたものに限る。）及びロータリーコンバーター
八五〇二・一一	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）とセットにしたものに限る。）
八五〇二・一二	出力が七五キロボルトアンペア以下のもの
八五〇二・一三	出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のもの
八五〇二・二〇	出力が三七五キロボルトアンペアを超えるもの
八五〇二・三〇	発電機（ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。）
八五〇二・四〇	発電機（その他の原動機とセットにしたものに限る。）
八五・〇三	ロータリーコンバーター
八五〇三・〇〇	第八五・〇一項又は第八五・〇二項の機械に専ら又は主として使用する部分品
八五・〇四	トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター
八五〇四・一〇	放電管用安定器
八五〇四・一一	トランスフォーマー（絶縁性の液体を使用するものに限る。）
八五〇四・一二	容量が六五〇キロボルトアンペア以下のもの
八五〇四・一三	容量が六五〇キロボルトアンペアを超え一〇、〇〇〇キロボルトアンペア以下のもの
八五〇四・二三	容量が一〇、〇〇〇キロボルトアンペアを超えるもの
八五〇四・三一	その他のトランスフォーマー
八五〇四・三二	容量が一キロボルトアンペア以下のもの
八五〇四・三三	容量が一キロボルトアンペアを超え一六キロボルトアンペア以下のもの
八五〇四・三四	容量が一六キロボルトアンペアを超え五〇〇キロボルトアンペア以下のもの
八五〇四・四〇	容量が五〇〇キロボルトアンペアを超えるもの
八五〇四・五〇	スタティックコンバーター
八五〇四・九〇	その他のインダクター
八五・〇五	部分品
八五〇五・一一	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの
	金属製のもの

八五〇五・一九	その他のもの
八五〇五・二〇	電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ
八五〇五・三〇	電磁式のリフティングヘッド
八五〇五・九〇	その他のもの（部分品を含む。）
八五・〇六	一次電池
八五〇六・一一	外容積が三〇〇立方センチメートル以下のもの
八五〇六・一二	二酸化マンガンを使用したもの
八五〇六・一三	酸化水銀を使用したもの
八五〇六・一九	酸化銀を使用したもの
八五〇六・二〇	その他のもの
八五〇六・九〇	外容積が三〇〇立方センチメートルを超えるもの
八五・〇七	部分品
八五〇七・一〇	蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わない。）
八五〇七・二〇	ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池
八五〇七・三〇	その他の鉛蓄電池
八五〇七・四〇	ニッケル・カドミウム蓄電池
八五〇七・八〇	ニッケル・鉄蓄電池
八五〇七・九〇	その他の蓄電池
八五・〇八	部分品
八五〇八・一〇	手持電動工具（電動装置を自蔵するものに限る。）
八五〇八・二〇	ドリル
八五〇八・八〇	のこぎり
八五〇八・九〇	その他の工具
八五・〇九	部分品
八五〇九・一〇	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。）
八五〇九・二〇	真空式掃除機
八五〇九・三〇	床磨き機
八五〇九・四〇	台所用ディスポーザー
八五〇九・八〇	食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機
八五〇九・九〇	その他の機器
八五・一〇	部分品
八五一〇・一〇	かみそり及びバリカン（電動装置を自蔵するものに限る。）
八五一〇・二〇	かみそり
八五一〇・九〇	バリカン
	部分品

八五・一一		火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器（例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター）並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機（例えば、直流発電機及び交流発電機）及び開閉器
八五一一・一〇		点火プラグ
八五一一・二〇		点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機
八五一一・三〇		ディストリビューター及びイグニションコイル
八五一一・四〇		スターター及び始動充電発電機
八五一一・五〇		その他の発電機
八五一一・八〇		その他の機器
八五一一・九〇		部分品
八五一二・一〇		電気式の照明用又は信号用の機器（第八五・三九項の物品を除く。）、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置（自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。）
八五一二・二〇		照明用又は可視信号用の機器（自転車に使用する種類のものに限る。）
八五一二・三〇		その他の照明用又は可視信号用の機器
八五一二・四〇		音響信号機器
八五一二・九〇		ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置
八五・一三		部分品
八五一三・一〇		携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例えば、電池及び磁石発電機）により機能するように設計したものに限るものとし、第八五・一二項の照明用機器を除く。）
八五一三・九〇		ランプ
八五・一四		部分品
八五一四・一〇		工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導式又は誘電式のものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の加熱機器（電磁誘導式又は誘電式のものに限る。）
八五一四・二〇		抵抗加熱炉
八五一四・三〇		電磁誘導式又は誘電式の炉
八五一四・四〇		その他の炉
八五一四・九〇		その他の加熱機器（電磁誘導式又は誘電式のものに限る。）
八五・一五		部分品
八五一五・一一		はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。）及び金属又は焼結した金属炭化物の熱吹付け用電気機器
八五一五・一九		ろう付け用又ははんだ付け用の機器
八五一五・二一		はんだごて及びはんだ付けガン
八五一五・二九		その他のもの
八五一五・三一		金属用抵抗溶接機器
八五一五・三九		全自動式又は半自動式のもの
八五一五・八〇		その他のもの
八五一五・九〇		アーク溶接機器（プラズマアーク溶接機器を含むものとし、金属用のものに限る。）
八五・一六		全自動式又は半自動式のもの
八五一六・一〇		その他のもの
八五一六・二一		その他の機器
八五一六・二九		部分品
八五一六・三一		電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて）及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第八五・四五項のものを除く。）
八五一六・三二		電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器
八五一六・三三		電気式の暖房機器及び土壌加熱器
八五一六・四〇		蓄熱式ラジエーター
八五一六・五〇		その他のもの
八五一六・六〇		電熱式の調髪用機器及び手用ドライヤー
八五一六・七一		ヘアドライヤー
八五一六・七二		その他の調髪用機器
八五一六・七九		手用ドライヤー
八五一六・八〇		電気アイロン
八五一六・九〇		マイクロ波オーブン
八五・一七		その他のオーブン並びにクッカー、加熱調理板、煮沸リング、グリル及びロースター
八五一七・一〇		その他の電熱機器
八五一七・二〇		コーヒーメーカー及びティーメーカー
		トースター
		その他のもの
		電熱用抵抗体
		部分品
		有線電話用又は有線電信用の電気機器（有線搬送通信機器を含む。）
		電話機
		テレプリンター

八五一七・三〇	電話用又は電信用の交換機
八五一七・四〇	その他の有線搬送通信機器
八五一七・八一	その他の機器
八五一七・八二	電話用のもの
八五一七・九〇	電信用のもの
八五・一八	部分品
八五一八・一〇	マイクロホン及びそのスタンド
八五一八・一一	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン、イヤホン、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置
八五一八・二二	拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）
八五一八・二九	単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）
八五一八・三〇	複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）
八五一八・四〇	その他のもの
八五一八・五〇	マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン及びイヤホン
八五一八・九〇	可聴周波増幅器
八五・一九	電気式音響増幅装置
八五一九・一〇	部分品
八五一九・二一	レコードデッキ、レコードプレーヤー、カセットプレーヤーその他の音声再生機（録音装置を自蔵するものを除く。）
八五一九・二九	硬貨又はディスクを挿入することにより作動するレコードプレーヤー
八五一九・三一	その他のレコードプレーヤー
八五一九・三九	拡声器を有しないもの
八五一九・四〇	その他のもの
八五一九・九一	レコードデッキ
八五一九・九九	自動レコード交換機構を有するもの
八五・二〇	その他のもの
八五二〇・一〇	トランスクライビングマシン
八五二〇・二〇	その他の音声再生機
	カセット式のもの
	その他のもの
	磁気式テープレコーダーその他の録音機（音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）
	ディクテーティングマシン（外部電源によらなければ作動しないものに限る。）
	留守番電話装置

八五二〇・三一	その他の磁気式テープレコーダー（音声再生装置を自蔵するものに限る。）
八五二〇・三九	カセット式のもの
八五二〇・九〇	その他のもの
八五・二一	その他のもの
八五二一・一〇	ビデオの記録用又は再生用の機器
八五二一・九〇	磁気テープ式のもの
八五・二二	その他のもの
八五二二・一〇	第八五・一九項から第八五・二一項までの機器の部分品及び附属品
八五二二・九〇	ピックアップカートリッジ
八五・二三	その他のもの
八五二三・一一	録音その他これに類する記録用の媒体（記録してないものに限るものとし、第三七類の物品を除く。）
八五二三・一二	磁気テープ
八五二三・一三	幅が四ミリメートル以下のもの
八五二三・二〇	幅が四ミリメートルを超え六・五ミリメートル以下のもの
八五二三・九〇	幅が六・五ミリメートルを超えるもの
八五・二四	磁気ディスク
八五二四・一〇	その他のもの
八五二四・二一	レコード、テープその他の記録用の媒体（録音その他これに類する記録をしたもの（レコード製造用の原盤及びマスターを含む。）に限るものとし、第三七類の物品を除く。）
八五二四・二二	蓄音機用レコード
八五二四・二三	磁気テープ
八五二四・九〇	幅が四ミリメートル以下のもの
八五・二五	幅が四ミリメートルを超え六・五ミリメートル以下のもの
八五二五・一〇	幅が六・五ミリメートルを超えるもの
八五二五・二〇	その他のもの
八五二五・三〇	無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）及びテレビジョンカメラ
八五・二六	送信機器
八五二六・一〇	送信機器（受信機器を自蔵するものに限る。）
八五二六・九一	テレビジョンカメラ
	レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器
	レーダー
	その他のもの
	航行用無線機器

八五二六・九二	無線遠隔制御機器
八五・二七	無線電話用、無線電信用又はラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて録音装置、音声再生装置又は時計と結合してあるかないかを問わない。）
八五二七・一一	ラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含むものとし、外部電源によらずに作動するものに限る。）
八五二七・一九	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの
	その他のもの
八五二七・二一	自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含むものとし、外部電源によらなければ作動しないものに限る。）
八五二七・二九	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの
	その他のもの
八五二七・三一	その他のラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含む。）
八五二七・三三	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの
八五二七・三九	時計と結合してあるもの（録音装置又は音声再生装置と結合してあるものを除く。）
八五二七・九〇	その他のもの
八五・二八	その他の機器
八五二八・一〇	テレビジョン受像機（ビデオモニター及びビデオプロジェクターを含むものとし、同一のハウジングにおいてラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置と結合してあるかないかを問わない。）
八五二八・二〇	カラーのもの
八五・二九	白黒その他のモノクロームのもの
八五二九・一〇	第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に専ら又は主として使用する部分品
八五二九・九〇	アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品
八五・三〇	その他のもの
	鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器（第八六・〇八項のものを除く。）
八五三〇・一〇	鉄道用又は軌道用の機器
八五三〇・八〇	その他の機器
八五三〇・九〇	部分品
八五・三一	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第八五・一二項又は第八五・三〇項のものを除く。）
八五三一・一〇	盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器
八五三一・二〇	表示盤（液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。）
八五三一・八〇	その他の機器
八五三一・九〇	部分品
八五・三二	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー
八五三二・一〇	固定式コンデンサー（五〇又は六〇ヘルツ回路用に設計したもので、無効電力が〇・五キロバール以上のものに限る（電力用コンデンサー）。）
	その他の固定式コンデンサー
八五三二・二一	タンタルコンデンサー
八五三二・二二	アルミニウム電解コンデンサー
八五三二・二三	セラミックコンデンサー（単層のものに限る。）
八五三二・二四	セラミックコンデンサー（多層のものに限る。）
八五三二・二五	紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー
八五三二・二九	その他のもの
八五三二・三〇	可変式又は半固定式のコンデンサー
八五三二・九〇	部分品
八五・三三	電気抵抗器（可変抵抗器及びポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。）
八五三三・一〇	固定式炭素抵抗器（被膜抵抗器を含む。）
八五三三・二一	その他の固定式抵抗器
八五三三・二九	容量が二〇ワット以下のもの
八五三三・三一	その他のもの
八五三三・三九	巻線形可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）
八五三三・四〇	容量が二〇ワット以下のもの
八五三三・九〇	その他のもの
八五・三四	その他の可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）
八五三四・〇〇	部分品
八五・三五	印刷回路
八五三五・一〇	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグ及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）
	ヒューズ
八五三五・二一	自動遮断器
八五三五・二九	使用電圧が七二・五キロボルト未満のもの
八五三五・三〇	その他のもの
八五三五・四〇	断路機及び開閉スイッチ
	避雷器、電圧リミッター及びサージ抑制器

八五三五・九〇	その他のもの	
八五・三六	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダー及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）	
八五三六・一〇	ヒューズ	
八五三六・二〇	自動遮断器	
八五三六・三〇	電気回路保護用のその他の機器	
八五三六・四一	継電器	
八五三六・四九	使用電圧が六〇ボルト以下のもの	
八五三六・五〇	その他のもの	
八五三六・六一	その他のスイッチ	
八五三六・六九	ランプホルダー、プラグ及びソケット	
八五三六・九〇	ランプホルダー	
八五・三七	その他のもの	
八五三七・一〇	その他の機器	
八五三七・二〇	電気制御用又は配電用の盤、パネル（数値制御用のものを含む。）、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第九〇類の機器を自蔵するものを含み、第八五・三五項又は第八五・三六項の機器を二以上装備するものに限るものとし、第八五・一七項の交換機を除く。）	
八五三八・一〇	使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のもの	
八五・三八	使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるもの	
八五三八・九〇	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	
八五・三九	第八五・三七項の物品用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（機器を装備してないものに限る。）	
八五三九・一〇	その他のもの	
八五三九・二一	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）並びにアーク灯	
八五三九・二二	シールドビームランプ	
八五三九・二九	その他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。）	
八五三九・三一	タングステンハロゲン電球	
八五三九・三九	その他のもの（出力が二〇〇ワット以下のもので、使用電圧が一〇〇ボルトを超えるものに限る。）	
八五三九・四〇	その他のもの	
八五三九・四九	放電管（紫外線ランプを除く。）	
八五三九・五〇	熱陰極蛍光放電管	
八五三九・六一	その他のもの	
八五三九・六九	紫外線ランプ、赤外線ランプ及びアーク灯	
八五三九・九〇	部分品	
八五・四〇	熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）	
八五四〇・一一	テレビジョン受像用陰極線管（ビデオモニター用陰極線管を含む。）	
八五四〇・一二	カラーのもの	
八五四〇・二〇	白黒その他のモノクロームのもの	
八五四〇・三〇	テレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメージ増倍管その他の光電管	
八五四〇・四一	その他の陰極線管	
八五四〇・四二	マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。）	
八五四〇・四九	磁電管	
八五四〇・八一	クライストロン	
八五四〇・八九	その他のもの	
八五四〇・九一	その他の管	
八五四〇・九九	受信管及び増幅管	
八五四一・一〇	その他のもの	
八五四一・二一	部分品	
八五四一・二九	陰極線管のもの	
八五四一・三〇	その他のもの	
八五四一・四〇	ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード及び圧電結晶素子	
八五四一・五〇	ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオードを除く。）	
八五四一・六〇	トランジスター（光電性トランジスターを除く。）	
八五四一・九〇	定格消費電力が一ワット未満のもの	
八五四二・一一	その他のもの	
八五四二・一九	サイリスター、ダイアック及びトライアック（光電性デバイスを除く。）	
	光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード	
	その他の半導体デバイス	
	圧電結晶素子	
	部分品	
	集積回路及び超小形組立モノリシック集積回路	
	ディジタル式のもの	
	その他のもの	

八五四二・二〇	ハイブリッド集積回路	
八五四二・八〇	その他のもの	
八五四二・九〇	部分品	
八五・四三	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	
八五四三・一〇	粒子加速器	
八五四三・二〇	信号発生器	
八五四三・三〇	電気めっき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	
八五四三・八〇	その他の機器	
八五四三・九〇	部分品	
八五・四四	電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）	
	巻線	
八五四四・一一	銅のもの	
八五四四・一九	その他のもの	
八五四四・二〇	同軸ケーブルその他の同軸の電気導体	
八五四四・三〇	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）	
八五四四・四一	その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルト以下のものに限る。）	
八五四四・四九	接続子を取り付けてあるもの	
	その他のもの	
八五四四・五一	その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルトを超え一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）	
八五四四・五九	接続子を取り付けてあるもの	
八五四四・六〇	その他のもの	
八五四四・七〇	その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）	
八五・四五	光ファイバーケーブル	
	炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの（電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを問わない。）	
	電極	
八五四五・一一	炉に使用する種類のもの	
八五四五・一九	その他のもの	
八五四五・二〇	ブラシ	
八五四五・九〇	その他のもの	
八五・四六	がい子（材料を問わない。）	
八五四六・一〇	ガラス製のもの	
八五四六・二〇	陶磁製のもの	
八五四六・九〇	その他のもの	
八五・四七	電気機器の電気絶縁用物品（成形中に金属製のさ細な部分（例えば、ねじを切ったソケット）を専ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、第八五・四六項のがい子を除く。）並びに電線用導管及びその継手（卑金属製のもので絶縁材料を内張りしたものに限る。）	
八五四七・一〇	陶磁製の電気絶縁用物品	
八五四七・二〇	プラスチック製の電気絶縁用物品	
八五四七・九〇	その他のもの	
八五・四八	機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）	
八五四八・〇〇		

第一七部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

注

1　この部には、第九五・〇一項、第九五・〇三項又は第九五・〇八項の物品及び第九五・〇六項のボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を含まない。

2　「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品（この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。）を含まない。

(a)　ジョイント、ワッシャーその他これらに類する物品（構成する材料により該当する項又は第八四・八四項に属する。）及びその他の加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製品（第四〇・一六項参照）

(b)　第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

(c)　第八二類の物品（工具）

(d)　第八三・〇六項の物品

(e)　第八四・〇一項から第八四・七九項までの機器及びその部分品、第八四・八一項又は第八四・八二項の物品並びに第八四・八三項の物品（原動機の不可分の一部を構成するものに限る。）

(f)　電気機器（第八五類参照）

(g)　第九〇類の物品

(h)　第九一類の物品

(ij)　武器（第九三類参照）

(k)　第九四・〇五項のランプその他の照明器具

(1)　車両の部分品として使用する種類のブラシ（第九六・〇三項参照）

3　第八六類から第八八類までにおいて部分品及び附属品は、当該各類の物品に専ら又は主として使用するものに限るものとし、これらの類の二以上の項に属するとみられる部分品及び附属品は、主たる用途に基づきその所属を決定する。

4　道路走行車両として兼用することができる航空機は、航空機とする。

水陸両用自動車は、自動車とする。

5　空気クッションビークルは、この部に属するものとし、次に定めるところにより、最も類似する物品が属する項に属する。

(a)　案内軌道走行用のもの（空気浮上式鉄道）は、第八六類に属する。

(b)　陸上走行用又は水陸走行用のものは、第八七類に属する。

(c)　水上走行用のもの（岸若しくは発着場に上陸することができるかできないか又は氷上を走行することができるかできないかを問わない。）は、第八九類に属する。

空気クッションビークルの部分品及び附属品は、当該空気クッションビークルが第一文の規定により属することとなる項の物品の部分品及び附属品が属する項に属する。

空気浮上式鉄道の軌道用装備品は、鉄道線路用装備品とするものとし、空気浮上式鉄道の信号用、安全用又は交通管制用の機器は、鉄道の信号用、安全用又は交通管制用の機器とする。

第八六類　鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　木製又はコンクリート製の鉄道用又は軌道用のまくら木及びコンクリート製の空気浮上式鉄道用の案内軌道走行路（第四四・〇六項及び第六八・一〇項参照）

(b)　第七三・〇二項の鉄道又は軌道の線路用の鉄鋼製の建設資材

(c)　第八五・三〇項の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器

2　第八六・〇七項には、次の物品を含む。

(a)　車軸、車輪及び輪軸（走行装置）並びに金属タイヤ、止め輪、輪心その他の車輪部分品

(b)　フレーム、アンダーフレーム、ボギー台車及びビッセル台車

(c)　車軸箱及びブレーキ装置

(d)　車両用緩衝器、フックその他の連結器及び通路連結器

(e)　車体

3　第八六・〇八項には、1の物品を除くほか、次の物品を含む。

(a)　組み立てた線路、転車台、プラットホーム用緩衝器及びローディングゲージ

(b)　腕木信号機、機械式信号板、踏切用制御機、信号用又は転轍用の制御機その他の信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器（電気機械式のものを含み、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限るものとし、電灯付きであるかないかを問わない。）

八六・〇一	鉄道用機関車（外部電源又は蓄電池により走行するものに限る。）
八六〇一・一〇	外部電源により走行するもの
八六〇一・二〇	蓄電池により走行するもの
八六・〇二	その他の鉄道用機関車及び炭水車
八六〇二・一〇	電気式ディーゼル機関車
八六〇二・九〇	その他のもの
八六・〇三	鉄道用又は軌道用の客車及び貨車（自走式のものに限るものとし、第八六・〇四項のものを除く。）
八六〇三・一〇	外部電源により走行するもの
八六〇三・九〇	その他のもの
八六・〇四	鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両（自走式であるかないかを問わない。例えば、工作車、クレーン車、砂利突固め車、軌道整正車、検査車及び軌道検測車）
八六〇四・〇〇	
八六・〇五	鉄道用又は軌道用の客車（自走式のものを除く。）及び鉄道用又は軌道用の手荷物車、郵便車その他の特殊用途車（自走式のもの及び第八六・〇四項のものを除く。）
八六〇五・〇〇	
八六・〇六	鉄道用又は軌道用の貨車（自走式のものを除く。）
八六〇六・一〇	タンク車その他これらに類する車両
八六〇六・二〇	断熱車、冷蔵車及び冷凍車（第八六〇六・一〇号のものを除く。）
八六〇六・三〇	荷卸機構付きの貨車（第八六〇六・一〇号又は第八六〇六・二〇号のものを除く。）
八六〇六・九一	その他のもの
八六〇六・九二	有がい車
八六〇六・九九	無がい車（高さが六〇センチメートルを超える側壁を有するものに限る。）
八六・〇七	その他のもの
	鉄道用又は軌道用の機関車又は車両の部分品
八六〇七・一一	ボギー台車、ビッセル台車、車軸及び車輪並びにこれらの部分品
八六〇七・一二	駆動ボギー台車及び駆動ビッセル台車
八六〇七・一九	その他のボギー台車及びビッセル台車
	その他のもの（部分品を含む。）
八六〇七・二一	ブレーキ及びその部分品
八六〇七・二二	エアブレーキ及びその部分品
八六〇七・二九	その他のもの
八六〇七・三〇	フックその他の連結器及び緩衝器並びにこれらの部分品
	その他のもの

八六〇七・九一	機関車のもの
八六〇七・九九	その他のもの
八六・〇八	信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器（電気機械式のものを含むものとし、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限る。）及び鉄道又は軌道の線路用装備品並びにこれらの部分品
八六〇八・〇〇	
八六・〇九	コンテナ（液体輸送用のものを含むものとし、一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計し、かつ、装備したものに限る。）
八六〇九・〇〇	

第八七類　鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

注

1　この類には、専らレール走行用に設計した鉄道用又は軌道用の車両を含まない。

2　この類において「トラクター」とは、本来、車両、機器又は貨物をけん引し又は押すために作つた車両をいい、本来の用途に関連して、道具、種、肥料その他の物品を輸送するための補助器具を有するか有しないかを問わない。

3　第八七・〇二項において「公共輸送型乗用自動車」とは、十人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用として設計した車両をいう。

4　運転室を有する原動機付きシャシは、第八七・〇二項から第八七・〇四項までに属するものとし、第八七・〇六項には属しない。

5　第八七・一二項には、すべての幼児用自転車を含む。その他の幼児用乗物は、第九五・〇一項に属する。

八七・〇一	トラクター（第八七・〇九項のトラクターを除く。）
八七〇一・一〇	歩行操縦式トラクター
八七〇一・二〇	セミトレーラー用の道路走行用トラクター
八七〇一・三〇	無限軌道式トラクター
八七〇一・九〇	その他のもの
八七・〇二	公共輸送型乗用自動車
八七〇二・一〇	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したもの
八七〇二・九〇	その他のもの
八七・〇三	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のものを除く。）
八七〇三・一〇	雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両
八七〇三・二一	その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）を搭載したものに限る。）
八七〇三・二二	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの
八七〇三・二三	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超え一、五〇〇立方センチメートル以下のもの
八七〇三・二四	シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超え三、〇〇〇立方センチメートル以下のもの
八七〇三・三一	シリンダー容積が三、〇〇〇立方センチメートルを超えるもの
八七〇三・三二	その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したものに限る。）
八七〇三・三三	シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートル以下のもの
八七〇三・九〇	シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超え二、五〇〇立方センチメートル以下のもの
八七・〇四	シリンダー容積が二、五〇〇立方センチメートルを超えるもの
八七〇四・一〇	その他のもの
八七〇四・二一	貨物自動車
八七〇四・二二	ダンプカー（不整地走行用に設計したものに限る。）
八七〇四・二三	その他のもの（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したものに限る。）
八七〇四・三一	車両総重量が五トン以下のもの
八七〇四・三二	車両総重量が五トンを超え二〇トン以下のもの
八七〇四・九〇	車両総重量が二〇トンを超えるもの
八七〇四・二三	その他のもの（ピストン式火花点火内燃機関を搭載したものに限る。）
八七〇四・三一	車両総重量が五トン以下のもの
八七〇四・三二	車両総重量が五トンを超えるもの
八七〇四・九〇	その他のもの
八七〇五	特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）
八七〇五・一〇	クレーン車
八七〇五・二〇	せん孔デリック車
八七〇五・三〇	消防車
八七〇五・四〇	コンクリートミキサー車
八七〇五・九〇	その他のもの
八七・〇六	原動機付きシャシ（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）
八七〇六・〇〇	

八七・〇七	車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）
八七〇七・一〇	第八七・〇三項の車両用のもの
八七〇七・九〇	その他のもの
八七・〇八	部分品及び附属品（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車のものに限る。）
八七〇八・一〇	バンパー及びその部分品
八七〇八・二一	車体（運転室を含む。）のその他の部分品及び附属品
八七〇八・二九	シートベルト
	その他のもの
八七〇八・三一	ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品
八七〇八・三九	ブレーキライニング（取り付けたものに限る。）
八七〇八・四〇	その他のもの
八七〇八・五〇	ギヤボックス
	駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。）
八七〇八・六〇	非駆動軸及びその部分品
八七〇八・七〇	車輪並びにその部分品及び附属品
八七〇八・八〇	懸架装置用ショックアブソーバー
	その他の部分品及び附属品
八七〇八・九一	ラジエーター
八七〇八・九二	消音装置及び排気管
八七〇八・九三	クラッチ及びその部分品
八七〇八・九四	ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス
八七〇八・九九	その他のもの
八七・〇九	自走式作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品
八七〇九・一一	車両
八七〇九・一九	電気式のもの
八七〇九・九〇	その他のもの
八七・一〇	部分品
八七一〇・〇〇	戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品
八七・一一	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー
八七一一・一〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの
八七一一・二〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの
八七一一・三〇	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え五〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの
八七一一・四〇	シリンダー容積が五〇〇立方センチメートルを超え八〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの
八七一一・五〇	シリンダー容積が八〇〇立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの
八七一一・九〇	その他のもの
八七・一二	自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。）
八七一二・〇〇	身体障害者用又は病人用の車両（原動機その他の機械式駆動機構を有するか有しないかを問わない。）
八七・一三	機械式駆動機構を有しないもの
八七一三・一〇	その他のもの
八七一三・九〇	部分品及び附属品（第八七・一一項から第八七・一三項までの車両のものに限る。）
八七・一四	モーターサイクル（モペットを含む。）のもの
八七一四・一一	サドル
八七一四・一九	その他のもの
八七一四・二〇	身体障害者用又は病人用の車両のもの
	その他のもの
八七一四・九一	フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品
八七一四・九二	リム及びスポーク
八七一四・九三	ハブ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを除く。）及びフリーホイール
八七一四・九四	ブレーキ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを含む。）及びその部分品
八七一四・九五	サドル
八七一四・九六	ペダル及びギヤクランク並びにこれらの部分品
八七一四・九九	その他のもの
八七・一五	乳母車及びその部分品
八七一五・〇〇	

八七・一六	トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品
八七一六・一〇	トレーラー及びセミトレーラー（住居用又はキャンプ用のキャラバン型のものに限る。）
八七一六・二〇	農業用のトレーラー及びセミトレーラー（積込機構付き又は荷卸機構付きのものに限る。）
八七一六・三一	貨物輸送用のその他のトレーラー及びセミトレーラー
八七一六・三九	タンクトレーラー及びタンクセミトレーラー
八七一六・四〇	その他のもの
八七一六・八〇	その他のトレーラー及びセミトレーラー
八七一六・九〇	その他の車両
八七一九	部分品
	第八八類　航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品
八八・〇一	気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機
八八〇一・一〇	グライダー及びハンググライダー
八八〇一・九〇	その他のもの
八八・〇二	その他の航空機（例えば、ヘリコプター及び飛行機）並びに宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及びその打上げ用ロケット
八八〇二・一一	ヘリコプター
八八〇二・一二	自重が二、〇〇〇キログラム以下のもの
八八〇二・二〇	自重が二、〇〇〇キログラムを超えるもの
八八〇二・三〇	飛行機その他の航空機（自重が二、〇〇〇キログラム以下のもの）
八八〇二・四〇	飛行機その他の航空機（自重が二、〇〇〇キログラムを超え一五、〇〇〇キログラム以下のもの）
八八〇二・五〇	飛行機その他の航空機（自重が一五、〇〇〇キログラムを超えるもの）
八八・〇三	宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及びその打上げ用ロケット
八八〇三・一〇	部分品（第八八・〇一項又は第八八・〇二項の物品のものに限る。）
八八〇三・二〇	プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品
八八〇三・三〇	着陸装置及びその部分品
八八〇三・九〇	飛行機又はヘリコプターのその他の部分品
八八・〇四	その他のもの
八八〇四・〇〇	落下傘（可導式落下傘を含む。）及びロートシュート並びにこれらの部分品及び附属品
八八・〇五	航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品
八八〇五・一〇	航空機射出装置及び着艦拘束制動装置その他これに類する装置並びにこれらの部分品
八八〇五・二〇	航空用地上訓練装置及びその部分品
	第八九類　船舶及び浮き構造物

注

1　船体及び未完成の船舶（組み立ててあるかないか又は分解してあるかないかを問わない。）並びに完成船舶の組み立ててないもの及び分解してあるものは、特定の船舶の重要な特性を有しないときは、第八九・〇六項に属する。

八九・〇一	客船、遊覧船、フェリーボート、貨物船、はしけその他これらに類する船舶（人員又は貨物の輸送用のものに限る。）
八九〇一・一〇	客船、遊覧船その他これらに類する船舶（主として人員の輸送用に設計したものに限る。）及びフェリーボート
八九〇一・二〇	タンカー
八九〇一・三〇	冷蔵船及び冷凍船（第八九〇一・二〇号のものを除く。）
八九〇一・九〇	その他の貨物船及び貨客船
八九・〇二	漁船及び工船その他漁獲物の加工用又は保存用の船舶
八九〇二・〇〇	ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓櫂船及びカヌー
八九・〇三	膨脹式のもの
八九〇三・一〇	その他のもの
八九〇三・九一	セールボート（補助原動機付きであるかないかを問わない。）
八九〇三・九二	モーターボート（船外機付きのものを除く。）
八九〇三・九九	その他のもの
八九・〇四	曳航用又は押航用の船舶
八九〇四・〇〇	照明船、消防船、しゆんせつ船、クレーン船その他の船舶（航行以外の機能を主とするものに限る。）、浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム
八九・〇五	しゆんせつ船
八九〇五・一〇	浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム
八九〇五・二〇	その他のもの
八九〇五・九〇	その他の船舶（軍艦及び救命艇を含むものとし、櫓櫂船を除く。）
八九・〇六	その他の浮き構造物（例えば、いかだ、タンク、コファダム、浮き桟橋、ブイ及び水路浮標）
八九〇六・〇〇	
八九・〇七	

八九〇七・一〇	膨脹式いかだ
八九〇七・九〇	その他のもの
八九・〇八	解体用の船舶その他の浮き構造物
八九〇八・〇〇	

第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品

第九〇類　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

1　注

この類には、次の物品を含まない。

(a)　機器用その他の技術的用途に供する種類のゴム製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。第四〇・一六項参照）、革製品（第四二・〇四項参照）、コンポジションレザー製品（第四二・〇四項参照）及び紡織用繊維製品（第五九・一一項参照）

(b)　第六九・〇三項の耐火製品及び第六九・〇九項の理化学用その他の技術的用途に供する陶磁製品

(c)　卑金属製又は貴金属製の鏡で光学用品でないもの（第八三・〇六項及び第七一類参照）及び第七〇・〇九項のガラス鏡で光学的に研磨してないもの

(d)　第七〇・〇七項、第七〇・〇八項、第七〇・一一項、第七〇・一四項、第七〇・一五項又は第七〇・一七項の物品

(e)　第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

(f)　第八四・一三項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第八四・二三項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第八四・二五項から第八四・二八項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第八四・四一項参照）、第八四・六六項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、しん出し望遠鏡）を除く。）、計算機（第八四・七〇項参照）並びに第八四・八一項の弁その他の物品

(g)　自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト（第八五・一二項参照）、第八五・一三項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機（第八五・一九項及び第八五・二〇項参照）、サウンドヘッド（第八五・二二項参照）、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器（第八五・二六項参照）、第八五・三九項のシールドビームランプ並びに第八五・四四項の光ファイバーケーブル

(h)　第九四・〇五項のサーチライト及びスポットライト

(ij)　第九五類の物品

(k)　容積測定具（構成する材料により該当する項に属する。）

(l)　スプール、リールその他これらに類する巻取用品（構成する材料により該当する項に属する。例えば、第三九・二三項及び第一五部）

2　この類の物品の部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a)　当該部分品及び附属品は、この類、第八四類、第八五類又は第九一類のいずれかの項（第八四・八五項、第八五・四八項及び第九〇・三三項を除く。）に該当する場合は、当該いずれかの項に属する。

(b)　(a)に定めるものを除くほか、特定の機器又は同一の項の複数の機器（第九〇・一〇項、第九〇・一三項又は第九〇・三一項の機器を含む。）に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、これらの機器の項に属する。

(c)　その他の部分品及び附属品は、第九〇・三三項に属する。

3　第一六部の注4の規定は、この類においても適用する。

4　第九〇・〇五項には、武器用望遠照準器、潜水艦用又は戦車用の潜望鏡及びこの類又は第一六部の機器用の望遠鏡を含まないものとし、これらの望遠照準器、潜望鏡及び望遠鏡は、第九〇・一三項に属する。

5　第九〇・一三項及び第九〇・三一項のいずれにも属するとみられる光学式測定機器及び光学式検査機器は、第九〇・三一項に属する。

6　第九〇・三二項には、次の物品のみを含む。

(a)　液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の自動調整機器及び温度の自動調整機器（自動調整すべき要素に伴って変化する電気現象により作動するものであるかないかを問わない。）

(b)　非電気的量の自動調整機器（調整すべき要素に伴って変化する電気現象により作動するものに限る。）及び電気的量の自動調整機器

九〇・〇一	光ファイバー（束にしたものを含む。）、光ファイバーケーブル（第八五・四四項のものを除く。）、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ（コンタクトレンズを含む。）、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）
九〇〇一・一〇	光ファイバー（束にしたものを含む。）及び光ファイバーケーブル
九〇〇一・二〇	偏光材料製のシート及び板
九〇〇一・三〇	コンタクトレンズ
九〇〇一・四〇	ガラス製の眼鏡用レンズ
九〇〇一・五〇	その他の材料製の眼鏡用レンズ
九〇〇一・九〇	その他のもの
九〇・〇二	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限り、光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）
	対物レンズ

九〇〇二・一一	写真機用、映写機用、投影機用、写真引伸機用又は写真縮小機用のもの
九〇〇二・一九	その他のもの
九〇〇二・二〇	フィルター
九〇〇二・九〇	その他のもの
九〇・〇三	眼鏡のフレーム及びその部分品
九〇〇三・一一	フレーム
九〇〇三・一九	プラスチック製のもの
九〇〇三・九〇	その他の材料製のもの
九〇・〇四	部分品
九〇〇四・一〇	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡
九〇〇四・九〇	サングラス
九〇・〇五	その他のもの
九〇〇五・一〇	双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具
九〇〇五・八〇	双眼鏡
九〇〇五・九〇	その他の機器
九〇・〇六	部分品及び附属品（支持具を含む。）
九〇〇六・一〇	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八五・三九項の放電管を除く。）
九〇〇六・二〇	製版に使用する種類の写真機
	文書記録に使用する種類の写真機（マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームに記録するものに限る。）
九〇〇六・三〇	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ
九〇〇六・四〇	インスタントプリントカメラ
	その他の写真機
九〇〇六・五一	一眼レフレックスのもの（幅が三五ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。）
九〇〇六・五二	その他のもの（幅が三五ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）
九〇〇六・五三	その他のもの（幅が三五ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）
九〇〇六・五九	その他のもの
	写真用のせん光器具及びせん光電球
九〇〇六・六一	せん光器具（放電管を使用したもの（電子式のもの）に限る。）
九〇〇六・六二	せん光電球、フラッシュキューブその他これらに類するもの
九〇〇六・六九	その他のもの

九〇〇六・九一	部分品及び附属品
九〇〇六・九九	写真機用のもの
九〇・〇七	その他のもの
	映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）
九〇〇七・一一	撮影機
九〇〇七・一九	幅が一六ミリメートル未満のフィルム又はダブル八ミリメートルフィルムを使用するもの
	その他のもの
九〇〇七・二一	映写機
九〇〇七・二九	幅が一六ミリメートル未満のフィルムを使用するもの
九〇〇七・九一	その他のもの
九〇〇七・九二	部分品及び附属品
九〇・〇八	撮影機用のもの
九〇〇八・一〇	映写機用のもの
九〇〇八・二〇	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）
九〇〇八・三〇	スライド映写機
九〇〇八・四〇	マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームのリーダー（複写することができるかできないかを問わない。）
九〇〇八・九〇	その他の投影機
九〇・〇九	写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）
	部分品及び附属品
九〇〇九・一一	感光式複写機（光学的機構を有するもの及び密着式のものに限る。）及び感熱式複写機
九〇〇九・一二	静電式の感光式複写機
	原本の映像を感光面に直接複写する方式（直接式）のもの
九〇〇九・二一	その他の感光式複写機
九〇〇九・二二	光学的機構を有するもの
九〇〇九・三〇	密着式のもの
九〇〇九・九〇	感熱式複写機
九〇・一〇	部分品及び附属品
	写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影する装置を含むものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン

九〇一〇・一〇	写真用又は映画用の自動現像機（ロール状のフィルム及び紙を処理するものに限る。）及び現像したフィルムをロール状の写真用の紙に自動的に露光する機器
九〇一〇・二〇	その他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器及びネガトスコープ
九〇一〇・三〇	映写用又は投影用のスクリーン
九〇一〇・九〇	部分品及び附属品
九〇一一・一〇	光学顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む。）
九〇一一・二〇	双眼実体顕微鏡
九〇一一・八〇	その他の顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る。）
九〇一一・九〇	その他の顕微鏡
九〇一二・一二	部分品及び附属品
九〇一二・一〇	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器
九〇一二・九〇	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器
九〇一三・一三	部分品及び附属品
九〇一三・一〇	液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。）、レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）
九〇一三・二〇	武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第一六部の機器の部分品として設計した望遠鏡
九〇一三・八〇	レーザー（レーザーダイオードを除く。）
九〇一三・九〇	その他の機器
九〇・一四	部分品及び附属品
九〇一四・一〇	羅針盤その他の航行用機器
九〇一四・二〇	羅針盤
九〇一四・八〇	空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）
九〇一四・九〇	その他の機器
九〇・一五	部分品及び附属品
九〇一五・一〇	土地測量（写真測量を含む。）用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（羅針盤を除く。）及び測距儀
九〇一五・二〇	測距儀
九〇一五・三〇	経緯儀及び視距儀
九〇一五・四〇	水準器
九〇一五・八〇	写真測量用機器
九〇一五・九〇	その他の機器
	部分品及び附属品

九〇・一六	はかり（感量が五〇ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅を附属させてあるかないかを問わない。）
九〇一六・〇〇	製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）
九〇・一七	写図台及び写図機械（自動式であるかないかを問わない。）
九〇一七・一〇	その他の製図機器、けがき用具及び計算用具
九〇一七・二〇	マイクロメーター、パス及びゲージ
九〇一七・三〇	その他の機器
九〇一七・八〇	部分品及び附属品
九〇一七・九〇	医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）
九〇・一八	診断用電気機器（機能検査用又は生理学的パラメーター検査用の機器を含む。）
九〇一八・一一	心電計
九〇一八・一九	その他のもの
九〇一八・二〇	紫外線又は赤外線を使用する機器
九〇一八・三一	注射器、針、カテーテル、カニューレその他これらに類する物品
九〇一八・三二	注射器（針を付けてあるかないかを問わない。）
九〇一八・三九	金属製の管針及び縫合用の針
九〇一八・四一	その他のもの
九〇一八・四九	その他の機器（歯科用のものに限る。）
九〇一八・五〇	歯科用エンジン（同一の台上に他の歯科用機器を取り付けてあるかないかを問わない。）
九〇一八・九〇	その他のもの
九〇・一九	その他の機器（眼科用のものに限る。）
九〇一九・一〇	その他の機器
九〇一九・二〇	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器及びオゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器
九〇二〇・〇〇	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器
	オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器
	その他の呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスクを除く。）

九〇・二二	整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帯を含む。）、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）、人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具
九〇二一・一一	人造関節その他の整形外科用機器及び骨折治療具
九〇二一・一九	人造関節
	その他のもの
九〇二一・二一	義歯及び歯用の取付用品
九〇二一・二九	義歯
九〇二一・三〇	その他のもの
九〇二一・四〇	その他の人造の人体の部分
九〇二一・五〇	補聴器（部分品及び附属品を除く。）
九〇二一・九〇	心筋刺激用ペースメーカー（部分品及び附属品を除く。）
九〇・二二	その他のもの
	エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、いすその他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機
九〇二二・一一	エックス線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）
九〇二二・一九	医療用又は獣医用のもの
	その他の用途に供するもの
九〇二二・二一	アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）
九〇二二・二九	医療用又は獣医用のもの
九〇二二・三〇	その他の用途に供するもの
九〇二二・九〇	エックス線管
九〇・二三	その他のもの（部分品及び附属品を含む。）
九〇二三・〇〇	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型
九〇・二四	硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機（材料（例えば、金属、木材、紡織用繊維、紙及びプラスチック）の機械的性質を試験するものに限る。）
九〇二四・一〇	材料試験機（金属を試験するものに限る。）
九〇二四・八〇	その他の機器
九〇二四・九〇	部分品及び附属品
九〇・二五	ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品
九〇二五・一一	温度計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）
九〇二五・一九	液体封入のもの（直読式のものに限る。）
九〇二五・二〇	その他のもの
九〇二五・八〇	気圧計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）
九〇二五・九〇	その他の機器
九〇・二六	部分品及び附属品
九〇二六・一〇	液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第九〇・一四項、第九〇・一五項、第九〇・二八項又は第九〇・三二項の機器を除く。）
九〇二六・二〇	液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの
九〇二六・八〇	圧力の測定用又は検査用のもの
九〇二六・九〇	その他の機器
九〇・二七	部分品及び附属品
九〇二七・一〇	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム
九〇二七・二〇	ガス又は煙の分析機器
九〇二七・三〇	クロマトグラフ及び電気泳動装置
九〇二七・四〇	分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）
九〇二七・五〇	露出計
九〇二七・八〇	その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）
九〇二七・九〇	その他の機器
九〇・二八	ミクロトーム並びに部分品及び附属品
九〇二八・一〇	気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器
九〇二八・二〇	ガス用計器
九〇二八・三〇	液体用計器
九〇二八・九〇	電気用計器
九〇・二九	部分品及び附属品
	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品並びに速度計及び回転速度計（第九〇・一五項のものを除く。）並びにストロボスコープ

九〇二九・一〇	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品
九〇二九・二〇	速度計、回転速度計及びストロボスコープ
九〇二九・九〇	部分品及び附属品
九〇・三〇	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第九〇・二八項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器
九〇三〇・一〇	電離放射線の測定用又は検出用の機器
九〇三〇・二〇	陰極線オシロスコープ及び陰極線オシログラフ
九〇三〇・三〇	電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器（記録装置を有しないものに限る。）
九〇三〇・三一	マルチメーター
九〇三〇・三九	その他のもの
九〇三〇・四〇	遠隔通信用に特に設計したその他の機器（例えば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計及び雑音計）
九〇三〇・八一	その他の機器
九〇三〇・八九	記録装置を有するもの
九〇三〇・九〇	その他のもの
九〇・三一	部分品及び附属品
九〇三一・一〇	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機
九〇三一・二〇	釣合試験機
九〇三一・三〇	テストベンチ
九〇三一・四〇	輪郭投影機
九〇三一・八〇	その他の光学式機器
九〇三一・九〇	その他の機器
九〇・三一	部分品及び附属品
九〇三二・一〇	自動調整機器
九〇三二・二〇	サーモスタット
	マノスタット
九〇三二・八一	その他の機器
九〇三二・八九	液体式又は気体式のもの
九〇三二・九〇	その他のもの
九〇・三二	部分品及び附属品
九〇三三・〇〇	この類の機器の部分品及び附属品（この類の他の項に該当するものを除く。）

第九一類　時計及びその部分品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　時計用のガラス及びおもり（構成する材料により該当する項に属する。）

(b)　携帯用時計の鎖（第七一・一三項及び第七一・一七項参照）

(c)　第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）、プラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）及び貴金属製又は貴金属を張つた金属製のこれに類する物品（主として第七一・一五項参照）。ただし、時計用ばねは、時計の部分品（第九一・一四項参照）の項に属する。

(d)　軸受用玉（第七三・一六項及び第八四・八二項参照）

(e)　第八四・一二項の物品で脱進機なしで作動するように組み立てたもの

(f)　玉軸受（第八四・八二項参照）

(g)　第八五類の物品。ただし、相互に又は他の物品と組み合わせることにより、時計用ムーブメント又は時計用ムーブメントに専ら若しくは主として使用するのに適する部分品にしたものを除く（第八五類参照）。

2　第九一・〇一項には、ケースの全体に貴金属又は貴金属を張つた金属を使用した時計及びこれらの貴金属又は金属に第七一・〇一項から第七一・〇四項までの天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を取り付けた時計のみを含む。ケースに貴金属を象眼した卑金属を使用した時計は、第九一・〇二項に属する。

3　この類において「ウォッチムーブメント」とは、てん輪及びひげぜんまい、水晶その他時間間隔を決めることができる機構により調整される装置（表示部を有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる機構を有するものに限る。）であつて、厚さが一二ミリメートル以下で、幅、長さ又は直径が五〇ミリメートル以下であるものをいう。

4　ムーブメントその他の部分品で時計用及びその他の物品（例えば、精密機器）用のいずれの用途にも適するものは、1の物品を除くほか、この類に属する。

九一・〇一	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張つた金属を使用したものに限る。）
九一〇一・一一	腕時計（電池により作動するものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）
九一〇一・一二	機械式表示部のみを有するもの
九一〇一・一九	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの
	その他のもの
九一〇一・二一	その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）
九一〇一・二九	自動巻きのもの
	その他のもの
	その他のもの

九一〇一・九一	電池により作動するもの
九一〇一・九九	その他のもの
九一・〇二	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）
九一〇二・一一	腕時計（電池により作動するものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）
九一〇二・一二	機械式表示部のみを有するもの
九一〇二・一九	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの
	その他のもの
九一〇二・二一	その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）
九一〇二・二九	自動巻きのもの
	その他のもの
九一〇二・九一	その他のもの
九一〇二・九九	電池により作動するもの
九一・〇三	その他のもの
九一〇三・一〇	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）
九一〇三・九〇	電池により作動するもの
九一・〇四	その他のもの
九一〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）
九一・〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）
九一〇五・一一	目覚まし時計
九一〇五・一九	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの
	その他のもの
九一〇五・二一	掛時計
九一〇五・二九	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの
	その他のもの
九一〇五・九一	その他のもの
九一〇五・九九	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの
九一・〇六	その他のもの
九一〇六・一〇	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）
九一〇六・二〇	タイムレジスター及びタイムレコーダー
	パーキングメーター
九一〇六・九〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）
九一・〇七	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）
九一〇七・〇〇	電池により作動するもの
	機械式表示部のみを有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる装置を有するもの
九一・〇八	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの
	その他のもの
九一〇八・一一	自動巻きのもの
九一〇八・一二	その他のもの
九一〇八・一九	幅、長さ又は直径が三三・八ミリメートル以下のもの
九一〇八・二〇	その他のもの
九一〇八・九一	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）
九一〇八・九九	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの
九一・〇九	目覚まし時計のもの
九一〇九・一一	その他のもの
九一〇九・一九	その他のもの
九一〇九・九〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメント
九一・一〇	携帯用時計のもの
	ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）
九一一〇・一一	未完成のムーブメントで組み立てたもの
	ラフムーブメント
九一一〇・一二	その他のもの
九一一〇・一九	携帯用時計のケース及びその部分品
九一一〇・九〇	ケース（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）
九一一一・一〇	ケース（卑金属製のものに限るものとし、金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。）
九一一一・二〇	その他のケース
	部分品
九一一一・八〇	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品
九一一一・九〇	金属製のケース
九一一二・一〇	その他のケース
九一一二・八〇	

九一一二・九〇	部分品
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品
九一一三・一〇	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの
九一一三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）
九一一三・九〇	その他のもの
九一・一四	その他の時計の部分品
九一一四・一〇	ばね（ひげぜんまいを含む。）
九一一四・二〇	石
九一一四・三〇	文字板
九一一四・四〇	地板及び受け
九一一四・九〇	その他のもの

第九二類　楽器並びにその部分品及び附属品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

(b)　第八五類又は第九〇類のマイクロホン、増幅器、拡声器、ヘッドホン、スイッチ、ストロボスコープその他この類の機器に附属して使用する機器（この類の機器に取り付けてないもの及びこの類の機器と同一のキャビネットに組み込んでないものに限る。）

(c)　がん具（第九五・〇三項参照）

(d)　楽器の清掃用ブラシ（第九六・〇三項参照）

(e)　収集品及びこっとう（第九七・〇五項及び第九七・〇六項参照）

(f)　スプール、リールその他これらに類する巻取用品（構成する材料により該当する項に属する。例えば、第三九・二四項又は第一五部）

2　第九二・〇二項又は第九二・〇六項の楽器の演奏に使用する弓、ばちその他これらに類する物品で、当該楽器とともに提示し、かつ、これとともに使用することが明らかなものは、当該楽器に応じて通常使用する数に限り、当該楽器が属する項に属する。

楽器とともに提示する第九二・〇九項のカード、ディスク及びロールは、別個の物品として取り扱うものとし、当該楽器の部分品としては取り扱わない。

九二・〇一	ピアノ（自動ピアノを含む。）、ハープシコードその他鍵盤のある弦楽器
九二〇一・一〇	アップライトピアノ
九二〇一・二〇	グランドピアノ
九二〇一・九〇	その他のもの
九二・〇二	その他の弦楽器（例えば、ギター、バイオリン及びハープ）
九二〇二・一〇	弓で弾くもの
九二〇二・九〇	その他のもの
九二・〇三	鍵盤のあるパイプオルガン並びにフリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵盤楽器
九二〇三・〇〇	アコーディオンその他これに類する楽器及びハーモニカ
九二・〇四	アコーディオンその他これに類する楽器
九二〇四・一〇	ハーモニカ
九二〇四・二〇	その他の吹奏楽器（例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ）
九二・〇五	金管楽器
九二〇五・一〇	その他のもの
九二〇五・九〇	打楽器（例えば、太鼓、木琴、シンバル、カスタネット及びマラカス）
九二・〇六	電気的に音を発生し又は増幅する楽器（例えば、オルガン、ギター及びアコーディオン）
九二〇六・〇〇	鍵盤楽器（アコーディオンを除く。）
九二・〇七	その他のもの
九二〇七・一〇	オルゴール、オーケストリオン、バーバリアオルガン、機械式鳴き鳥、ミュージカルソーその他の楽器（この類の他の項に該当するものを除く。）、おとり笛及びホイッスル、角笛その他の音響信号用笛
九二〇七・九〇	オルゴール
九二・〇八	その他のもの
九二〇八・一〇	楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び附属品（例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール）、メトロノーム、音さ並びに調子笛
九二〇八・九〇	メトロノーム、音さ及び調子笛
九二・〇九	オルゴールの機構
九二〇九・一〇	楽器用の弦
九二〇九・二〇	その他のもの
九二〇九・三〇	ピアノの部分品及び附属品
九二〇九・一一	第九二・〇二項の楽器の部分品及び附属品
九二〇九・九二	第九二・〇三項の楽器の部分品及び附属品
九二〇九・九四	第九二・〇七項の楽器の部分品及び附属品
九二〇九・九九	その他のもの

第一九部　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

第九三類　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a) 第三六類の物品（例えば、火管、雷管及び信号せん光筒）
(b) 第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）
(c) 装甲車両（第八七・一〇項参照）
(d) 武器とともに使用するのに適する望遠照準器その他の光学機器（第九〇類参照。火器に装備したもの及び装備する火器とともに提示するものを除く。）
(e) 弓、矢、フェンシング用剣及びがん具（第九五類参照）
(f) 収集品及びこっとう（第九七・〇五項及び第九七・〇六項参照）

2　第九三・〇六項の部分品には、第八五・二六項の無線機器及びレーダーを含まない。

九三・〇一	軍用の武器（けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く。）
九三・〇二	
九三〇二・〇〇	けん銃（第九三・〇三項又は第九三・〇四項のものを除く。）
九三・〇三	その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの（例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ベリー氏式けん銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃）
九三〇三・一〇	口装の火器
九三〇三・二〇	その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用の散弾銃（散弾銃とライフルとを組み合わせたものを含む。）
九三〇三・三〇	その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用のライフル
九三〇三・九〇	その他のもの
九三・〇四	その他の武器（例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒。第九三・〇七項の物品を除く。）
九三〇四・〇〇	第九三・〇一項から第九三・〇四項までの物品の部分品及び附属品
九三・〇五	けん銃のもの
九三〇五・一〇	第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの
九三〇五・二一	散弾銃の銃身
九三〇五・二九	その他のもの
九三〇五・九〇	その他のもの
九三・〇六	爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。）
九三〇六・一〇	弾薬筒（びょう打ち工具その他これに類する工具用又はボルト式無痛と殺銃用のものに限る。）及びその部分品
九三〇六・二一	散弾銃用弾薬筒及びその部分品並びに空気銃用小弾丸
九三〇六・二九	弾薬筒
九三〇六・三〇	その他のもの
九三〇六・九〇	その他の弾薬筒及びその部分品
九三・〇七	その他のもの
九三〇七・〇〇	刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや

第二〇部　雑品

第九四類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

注

1　この類には、次の物品を含まない。
(a) 第三九類、第四〇類又は第六三類のマットレス、まくら及びクッションで、空気又は水を入れて使用するもの
(b) 第七〇・〇九項の鏡で床又は地面に置いて使用するように設計したもの（例えば、姿見）
(c) 第七一類の物品
(d) 第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）、プラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）及び第八三・〇三項の金庫
(e) 第八四・一八項の冷蔵庫の部分品として特に設計した容器及びミシン用に特に設計した家具（第八四・五二項参照）
(f) 第八五類のランプその他の照明器具
(g) 第八五・一八項の機器の部分品（第八五・一八項参照）、第八五・一九項から第八五・二一項までの機器の部分品（第八五・二二項参照）又は第八五・二五項から第八五・二八項までの機器の部分品（第八五・二九項参照）として、特に設計した家具
(h) 第八七・一四項の物品
(ij) 歯科用たんつぼ（第九〇・一八項参照）及び第九〇・一八項の歯科用機器を取り付けた歯科用いす
(k) 第九一類の物品（例えば、時計及びそのケース）
(l) 家具及びランプその他の照明器具（がん具であるものに限る。第九五・〇三項参照）、ビリヤード台その他ゲーム用に特に製造した家具（第九五・〇四項参照）、装飾品（例えば、ちょうちん。電気花飾りを除く。第九五・〇五項参照）並びに奇術用家具（第九五・〇五項参照）

2　第九四・〇一項から第九四・〇三項までの物品（部分品を除く。）は、床又は地面に置いて使用するように設計したものである場合にのみ、当該各項に属する。
ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用す

るように設計したものである場合においても当該各項に属する。

(a) 食器棚、本箱その他の棚付き家具及びユニット式家具

(b) 腰掛け及び寝台

3 (a) 第九四・〇一項から第九四・〇三項までの部分品には、ガラス（鏡を含む。）、大理石その他の石又は第六八類若しくは第六九類のその他の材料のシート及び板（他の部分品と結合してないものに限るものとし、特定の形状に切つてあるかないかを問わない。）を含まない。

(b) 第九四・〇四項の物品は、第九四・〇一項から第九四・〇三項までの物品の部分品であつても、単独で提示する場合は、第九四・〇四項に属する。

4 第九四・〇六項において「プレハブ建築物」とは、工場で完成した建築物及び現場で組み立てて完成することが可能な要素としてまとめて提示する建築物（例えば、家屋、作業現場の宿泊設備、事務所、学校、店舗、物置、ガレージその他これらに類する建築物）をいう。

九四・〇一	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品
九四〇一・一〇	航空機に使用する種類の腰掛け
九四〇一・二〇	自動車に使用する種類の腰掛け
九四〇一・三〇	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）
九四〇一・四〇	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）
九四〇一・五〇	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け
九四〇一・六一	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）
九四〇一・六九	アップホルスターのもの
	その他のもの
九四〇一・七一	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）
九四〇一・七九	アップホルスターのもの
九四〇一・八〇	その他のもの
九四〇一・九〇	部分品
九四・〇二	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品
九四〇二・一〇	歯科用又は理髪用のいすその他これに類するいす及びこれらの部分品
九四〇二・九〇	その他のもの
九四・〇三	その他の家具及びその部分品
九四〇三・一〇	事務所において使用する種類の金属製家具
九四〇三・二〇	その他の金属製家具
九四〇三・三〇	事務所において使用する種類の木製家具
九四〇三・四〇	台所において使用する種類の木製家具
九四〇三・五〇	寝室において使用する種類の木製家具
九四〇三・六〇	その他の木製家具
九四〇三・七〇	プラスチック製家具
九四〇三・八〇	その他の材料（とう、オージア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具
九四〇三・九〇	部分品
九四・〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート
九四〇四・一〇	マットレスサポート
	マットレス
九四〇四・二一	セルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のもの（被覆してあるかないかを問わない。）
九四〇四・二九	その他の材料製のもの
九四〇四・三〇	寝袋
九四〇四・九〇	その他のもの
九四・〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）
九四〇五・一〇	シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。）
九四〇五・二〇	卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプ
九四〇五・三〇	クリスマスツリーに使用する種類の照明セット
九四〇五・四〇	電気式のランプその他の照明器具（他の号に該当するものを除く。）
九四〇五・五〇	非電気式のランプその他の照明器具
九四〇五・六〇	イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品
	部分品
九四〇五・九一	ガラス製のもの
九四〇五・九二	プラスチック製のもの
九四〇五・九九	その他のもの

九四・〇六 九四〇六・〇〇	第九五類　がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品 プレハブ建築物

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　クリスマスツリー用ろうそく（第三四・〇六項参照）

(b)　第三六・〇四項の花火その他の火工品

(c)　第三九類、第四二・〇六項又は第一一部の糸、単繊維、ひも、ガットその他これらに類する物品で、釣り用のものを特定の長さに切ったもののうち釣糸に仕上げてないもの

(d)　第四二・〇二項、第四三・〇三項又は第四三・〇四項のスポーツバッグその他の容器

(e)　第六一類又は第六二類の紡織用繊維製の運動用又は仮装用の衣類

(f)　第六三類の紡織用繊維製の帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）及び旗類

(g)　第六四類のスポーツ用の履物（アイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴を除く。）及び第六五類の運動用帽子

(h)　つえ、むちその他これらに類する製品（第六六・〇二項参照）及びこれらの部分品（第六六・〇三項参照）

(ij)　人形その他のがん具に使用する第七〇・一八項のガラス製の眼（取り付けてないものに限る。）

(k)　第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

(l)　第八三・〇六項のベル、ゴングその他これらに類する物品

(m)　電動機（第八五・〇一項参照）、トランスフォーマー（第八五・〇四項参照）及び無線遠隔制御機器（第八五・二六項参照）

(n)　第一七部のスポーツ用車両（ボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を除く。）

(o)　幼児用自転車（第八七・一二項参照）

(p)　カヌー、スキフその他これらに類するスポーツ用ボート（第八九類参照）及びこれらの推進用具（木製品については、第四四類参照）

(q)　運動用又は戸外遊戯用の眼鏡その他これに類する物品（第九〇・〇四項参照）

(r)　おとり笛及びホイッスル（第九二・〇八項参照）

(s)　第九三類の武器その他の物品

(t)　電気花飾り（第九四・〇五項参照）

(u)　ラケット用ガット、テントその他のキャンプ用品及び手袋（構成する材料により該当する項に属する。）

2　この類には、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属をさ細な部分にのみ使用したものを含む。

3　この類の物品に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、当該この類の物品が属する項に属する。

九五・〇一	車輪付きがん具（幼児が乗るために設計したものに限る。例えば、三輪車、スクーター及び足踏み式自動車）及び人形用乳母車
九五〇一・〇〇	人形（人間を模したものに限る。）
九五・〇二	人形（服を着せてあるかないかを問わない。）の部分品及び附属品
九五〇二・一〇	衣類、衣類附属品、履物及び帽子
九五・〇三	その他のもの
九五〇三・一〇	その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル
九五〇三・二〇	電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）
九五〇三・二〇	縮尺模型の組立てキット（作動するかしないかを問わないものとし、第九五〇三・一〇号のものを除く。）
九五〇三・三〇	その他の組立てセット及び組立てがん具
九五〇三・四一	がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）
九五〇三・四九	詰物をしたもの
九五〇三・五〇	その他のもの
九五〇三・六〇	楽器類（がん具に限る。）
九五〇三・七〇	パズル
九五〇三・八〇	その他のがん具（セットにしたものに限る。）
九五〇三・九〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）
九五・〇四	その他のもの
九五〇四・一〇	遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ビンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）
九五〇四・二〇	テレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム
九五〇四・三〇	ビリヤード用の物品及び附属品
九五〇四・四〇	その他のゲーム用のもの（硬貨又はディスクを挿入することにより作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。）
九五〇四・九〇	遊戯用カード
九五・〇五	その他のもの
九五〇五・一〇	祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術用具を含む。）
九五〇五・九〇	クリスマス用品
	その他のもの

九五・〇六	体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプールスキーその他のスキー用具
九五〇六・一一	スキー
九五〇六・一二	スキーの締め具
九五〇六・一九	その他のもの
九五〇六・二一	水上スキー、サーフボード、セールボードその他の水上運動用具
九五〇六・二九	セールボード
	その他のもの
九五〇六・三一	ゴルフクラブその他のゴルフ用具
九五〇六・三二	クラブ（完成品に限る。）
九五〇六・三九	ボール
九五〇六・四〇	その他のもの
	卓球用具
九五〇六・五一	テニスラケット、バドミントンラケットその他これらに類するラケット（ガットを張ってあるかないかを問わない。）
九五〇六・五九	テニスラケット（ガットを張ってあるかないかを問わない。）
	その他のもの
九五〇六・六一	ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。）
九五〇六・六二	テニスボール
九五〇六・六九	空気入れ式のもの
九五〇六・七〇	その他のもの
	アイススケート及びローラースケート（これらを取り付けたスケート靴を含む。）
九五〇六・九一	その他のもの
九五〇六・九九	その他のもの
九五・〇七	釣りざお、釣針その他の魚釣用具及びたも網、捕虫網その他これらに類する網並びにおとり具（第九二・〇八項又は第九七・〇五項のものを除く。）その他これに類する狩猟用具
九五〇七・一〇	釣りざお
九五〇七・二〇	釣針（はりすを付けてあるかないかを問わない。）
九五〇七・三〇	釣り用リール
九五〇七・九〇	その他のもの
九五・〇八	回転木馬、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備
九五〇八・〇〇	

第九六類　雑品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　化粧用鉛筆（第三三類参照）

(b)　第六六類の物品（例えば、傘又はつえの部分品）

(c)　身辺用模造細貨類（第七一・一七項参照）

(d)　第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

(e)　第八二類の刃物その他の物品で彫刻用、細工用又は成形用の材料から製造した柄その他の部分品を有するもの。ただし、第九六・〇一項及び第九六・〇二項には、これらの刃物その他の物品の柄その他の部分品で単独で提示するものを含む。

(f)　第九〇類の物品（例えば、眼鏡のフレーム（第九〇・〇三項参照）、製図用からす口（第九〇・一七項参照）及び医療用又は獣医用の特殊ブラシ（第九〇・一八項参照））

(g)　第九一類の物品（例えば、時計のケース）

(h)　楽器並びにその部分品及び附属品（第九二類参照）

(ij)　第九三類の物品（武器及びその部分品）

(k)　第九四類の物品（例えば、家具及びランプその他の照明器具）

(l)　第九五類の物品（がん具、遊戯用具及び運動用具）

(m)　美術品、収集品及びこっとう（第九七類参照）

2　第九六・〇二項において「植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料」とは、次の物品をいう。

(a)　彫刻用又は細工用に供する種類の種、殻、ナットその他これらに類する植物性材料（例えば、コロゾ及びドームナット）

(b)　こはく及び海泡石（凝結させたものを含む。）並びに黒玉及び鉱物性の黒玉代用品

3　第九六・〇三項においてほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品は、獣毛、植物性繊維その他の材料を結束し又は房状にしたもので、小分けすることなく取り付けてほうき又はブラシとするもの及びほうき又はブラシに取り付けるために先端のトリミングその他のさ細な加工のみを必要とするものに限る。

4　この類の物品（第九六・〇一項から第九六・〇六項まで又は第九六・一五項の物品を除く。）には、全部又は一部に貴金属若しくは貴金属を張った金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用した物品を含む。第九六・〇一項から第九六・〇六項まで及び第九六・一五項には、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属をさ細な部分にのみ使用した物品を含む。

九六・〇一	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）
九六〇一・一〇	アイボリー（加工したものに限る。）及びその製品
九六〇一・九〇	その他のもの
九六・〇二	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品
九六〇二・〇〇	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター
九六・〇三	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）
九六〇三・一〇	ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を結束したものに限るものとし、柄を有するか有しないかを問わない。）
九六〇三・二一	歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、つめ用ブラシ、まつげ用ブラシその他化粧用ブラシ（器具の部分品を構成するブラシを含むものとし、身体に直接使用するものに限る。）
九六〇三・二九	歯ブラシ
九六〇三・三〇	その他のもの
九六〇三・四〇	美術用又は筆記用の筆その他これに類するブラシで化粧用のもの
九六〇三・五〇	塗装用、ワニス用その他これらに類する用途に供するブラシ（第九六〇三・三〇号のブラシを除く。）、ペイントパッド及びペイントローラー
九六〇三・九〇	その他のブラシ（機械類又は車両の部分品を構成するものに限る。）
九六・〇四	その他のもの
九六〇四・〇〇	手ふるい
九六・〇五	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）
九六〇五・〇〇	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク
九六・〇六	プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品
九六〇六・一〇	ボタン
九六〇六・二一	プラスチック製のもので紡織用繊維を被覆してないもの
九六〇六・二二	卑金属製のもので紡織用繊維を被覆してないもの
九六〇六・二九	その他のもの
九六〇六・三〇	ボタンの部分品（ボタンモールドを含む。）及びボタンのブランク
九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品
九六〇七・一一	スライドファスナー
九六〇七・一九	卑金属製の務歯を取り付けたもの
九六〇七・二〇	その他のもの
九六・〇八	部分品
九六〇八・一〇	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）
九六〇八・二〇	ボールペン
九六〇八・三一	フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー
九六〇八・三九	万年筆その他のペン
九六〇八・四〇	製図用ペン（墨汁を使用するものに限る。）
九六〇八・五〇	その他のもの
九六〇八・六〇	シャープペンシル
九六〇八・九一	第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの二以上の号の物品をセットにしたもの
九六〇八・九九	ボールペン用中しん（ポイント及びインク貯蔵部から成るものに限る。）
九六・〇九	その他のもの
九六〇九・一〇	ペン先及びニブポイント
九六〇九・二〇	その他のもの
九六〇九・九〇	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク
九六・一〇	鉛筆及びクレヨン（硬いさやの中にしんを入れたものに限る。）
九六一〇・〇〇	鉛筆のしん（色を問わない。）
	その他のもの
	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）

九六・一一	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット
九六一一・〇〇	
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）
	リボン
	インキパッド
九六一二・一〇	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）
九六一二・二〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）
九六・一三	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）
九六一三・一〇	卓上用ライター
九六一三・二〇	その他のライター
九六一三・三〇	部分品
九六一三・八〇	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品
九六一三・九〇	パイプの製造用に粗く成形した木又は根の塊
九六・一四	パイプ及びパイプボール
九六一四・一〇	その他のもの
九六一四・二〇	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品
九六一四・九〇	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品
九六・一五	硬質ゴム製又はプラスチック製のもの
九六一五・一一	その他のもの
九六一五・一九	その他のもの
九六一五・九〇	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド
九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部
九六一六・一〇	化粧用のパフ及びパッド
九六一六・二〇	
九六・一七	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）
九六一七・〇〇	
九六・一八	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの
九六一八・〇〇	

第二一部　美術品、収集品及びこっとう

第九七類　美術品、収集品及びこっとう

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　郵便切手、収入印紙、切手付き書簡類その他これらに類する物品（仕向国において通用又は発行するもので、使用してないものに限る。第四九類参照）

(b)　劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する絵模様を描いた織物類（第五九・〇七項参照）。ただし、第九七・〇六項に属するものを除く。

(c)　天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石（第七一・〇一項から第七一・〇三項まで参照）

2　第九七・〇二項において「銅版画、木版画、石版画その他の版画」とは、一個又は数個の原版（芸術家が完全に手作業で製作したものに限る。）から直接製作した白黒又は彩色の版画（機械的又は写真的過程を経ずに製作したものに限るものとし、製作様式及び材料を問わない。）をいう。

3　第九七・〇三項には、大量生産した複製品及び芸術家でない者が製作した商業的性格を有する製品を含まない。

4(a)　この類及びこの品目表の他の類に同時に属するとみられる物品は、1から3までに定める場合を除くほか、すべてこの類に属する。

(b)　第九七・〇六項には、この類の他の項の物品を含まない。

5　書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画を取り付けた額縁で、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画の一部を構成するものとして取り扱う。

九七・〇一	書画（肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第四九・〇六項の図案を除く。）及びコラージュその他これに類する装飾板
九七〇一・一〇	書画
九七〇一・九〇	その他のもの
九七・〇二	
九七〇二・〇〇	銅版画、木版画、石版画その他の版画

九七・〇三	彫刻、塑像、鋳像その他これらに類する物品（材料を問わない。）
九七〇三・〇〇	郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品（使用したもの並びに使用してないもののうち仕向国において通用及び発行のいずれもしてないものに限る。）
九七〇四・〇〇	
九七・〇五	収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学、史学、考古学、古生物学、民族学又は古銭に関するものに限る。）
九七〇五・〇〇	
九七・〇六	こつとう（製作後一〇〇年を超えたものに限る。）
九七〇六・〇〇	

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書
（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）

千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税協力理事会を設立する条約の締約国及び欧州経済共同体は、

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（千九百八十三年六月十四日にブラッセルで作成）を千九百八十八年一月一日に発効させることが望ましいことを考慮し、

同条約第十三条が改正されない限り、同条約の同日における効力発生が不確定であることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

千九百八十三年六月十四日にブラッセルで作成された商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（以下「条約」という。）第十三条1を次のように改める。

1　この条約は、第十一条に規定する国及び関税同盟又は経済同盟のうち少なくとも十七の国又は関税同盟若しくは経済同盟が批准を条件とすることなく署名し又は批准書若しくは加入書を寄託した後三箇月を経過した後の最初の一月一日（千九百八十八年一月一日前の日を除く。）に効力を生ずる。

第二条

A　この議定書は、条約第十一条に規定する国及び関税同盟又は経済同盟のうち少なくとも十七の国又は関税同盟若しくは経済同盟が関税協力理事会の事務総局長に受諾書を寄託した場合には、条約と同時に効力を生ずる。ただし、いかなる国及び関税同盟又は経済同盟も、事前に若しくは同時に条約に批准を条件とすることなく署名し又は事前に若しくは同時に条約の批准書若しくは加入書を寄託しない限り、この議定書の受諾書を寄託することができない。

B　Aの規定によるこの議定書の効力発生の後に条約の締約国となるいずれの国又は関税同盟若しくは経済同盟も、この議定書によつて改正された条約の締約国となる。

原子力事故の早期通報に関する条約

この条約の締約国は、

原子力活動が多数の国において行われていることを認識し、

原子力事故を防止すること及びいかなる原子力事故が発生した場合にもその影響を最小のものにとどめることを目的として、原子力活動における高い水準の安全性を確保するために、広範な措置がとられてきたこと、また、とられつつあることに留意し、

原子力の安全な開発及び利用における国際協力を一層強化することを希望し、

国境を越えて、及ぼされる放射線の影響が最小のものにとどめられるよう、各国が原子力事故についての関連情報を可能な限り早期に提供することが必要であることを確信し、

この分野における情報交換に関する二国間及び多数国間取極が有用であることに留意して、

次のとおり協定した。

第一条　適用範囲

1　この条約は、締約国又はその管轄若しくは管理の下にある自然人若しくは法人の2に定める施設又は活動に関係する事故であつて、放射性物質を放出しており又は放出するおそれがあり、かつ、他国に対し放射線安全に関する影響を及ぼし得るような国境を越える放出をもたらしており又はもたらすおそれがある事故の場合に適用する。

2　1の施設及び活動は、次のものとする。

(a)　すべての原子炉（所在のいかんを問わない。）

(b)　すべての核燃料サイクル施設

(c)　すべての放射性廃棄物取扱施設

(d)　核燃料又は放射性廃棄物の輸送及び貯蔵

(e)　農業、工業、医療、科学及び研究の目的のための放射性同位元素の製造、利用、貯蔵、廃棄及び輸送

(f)　宇宙物体における発電のための放射性同位元素の利用

第二条　通報及び情報

前条に規定する事故（以下「原子力事故」という。）が発生した場合には、同条に規定する締約国は、

(a)　直接に又は国際原子力機関（以下「機関」という。）を通じて前条に定める物理的な影響を受けており又は受けるおそれがある国に対し、及び機関に対し、原子力事故の発生した事実、その種類、発生時刻及び適当な場合にはその正確な場所を直ちに通報する。

(b)　直接に又は機関を通じて(a)に規定する国に対し、及び機関に対し、その国における放射線の影響を最小のものにとどめるための提供可能な情報であつて第五条に定めるものを速やかに提供する。

第三条　他の原子力に関する事故

締約国は、放射線の影響を最小のものにとどめるため、第一条に規定する事故以外の原子力に関する事故の場合にも通報をすることができる。

第四条　機関の任務

機関は、

(a)　締約国、加盟国、第一条に定める物理的な影響を受けており又は受けるおそれがあるその他の国及び関係する政府間国際機関（以下「国際機関」という。）に対し、第二条(a)の規定により受領した通報を直ちに伝達する。

(b)　いずれの締約国、加盟国又は関係する国際機関に対しても、その要請に応じ、第二条(b)の規定により受領した情報を速やかに提供する。

第五条　提供される情報

1　第二条(b)の規定により提供される情報は、次のデータのうちその時点で通報締約国が利用し得るものから成る。

(a)　原子力事故の発生時刻、適当な場合にはその正確な場所及びその種類

(b)　原子力事故に関係する施設又は活動

(c)　国境を越える放射性物質の放出に関係する原子力事故について想定され又は確定した原因及び予想される進展

(d)　放射性物質の放出の全般的な特徴（実行可能なかつ適当な限り、放射性物質の放出の性質、予想される物理的又は化学的形態、量、構成及び有効高さを含む。）

(e) 提供の時点までの及び予測される気象学的又は水文学的条件に関する情報であつて、国境を越える放射性物質の放出を予測するために必要なもの

(f) 国境を越える放射性物質の放出に関する環境の監視の結果

(g) 既にとられ又は計画されている敷地外の防護措置

(h) 放射性物質の放出の挙動で予見されるもの

2　1の情報は、緊急事態の進展（緊急事態の終結の予想又は事実を含む。）に関する追加的な情報により適当な間隔で補足する。

3　第二条(b)の規定により受領された情報は、当該情報が通報締約国により秘密のものとして提供された場合を除き、取扱いに関する制限なしに用いられる。

第六条　協議

第二条(b)の規定に従い情報を提供する締約国は、影響を受ける締約国が自国における放射線の影響を最小のものにとどめるため追加的な情報の提供又は協議を求めて行う要請に対し、合理的に実行可能な限り、速やかに応ずる。

第七条　権限のある当局及び連絡上の当局

1　締約国は、機関に対し及び直接に又は機関を通じて他の締約国に対し、自国の権限のある当局並びに第二条に規定する通報及び情報の発出及び受領について責任を有する連絡上の当局を通知する。当該連絡上の当局及び機関内の中央連絡先は、常に連絡が可能でなければならない。

2　締約国は、1の規定に従つて通知した事項について生ずるすべての変更を機関に対し速やかに通知する。

3　機関は、各国の1に規定する権限のある当局及び連絡上の当局並びに関係する国際機関の連絡先に関する最新の一覧表を保持し、これを締約国、加盟国及び関係する国際機関に提供する。

第八条　締約国に対する援助

機関は、その憲章に従い、かつ、自国では原子力活動を行つていない締約国であつて現に遂行中の原子力計画を有している非締約国に接しているものの要請に応じ、この条約の目的の達成を容易にするため、適当な放射線監視体制の実現可能性及び確立に関する調査を行う。

第九条　二国間及び多数国間取極

締約国は、相互の利益の一層の促進のため、適当と認められる場合には、この条約の対象となつている事項に関する二国間又は多数国間取極を締結することを考慮することができる。

第十条　他の国際協定との関係

この条約は、この条約の対象となつている事項に関する現行の国際協定又はこの条約の趣旨及び目的に従つて締結される将来の国際協定に基づく締約国の相互の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十一条　紛争の解決

1　この条約の解釈又は適用に関して締約国間又は締約国と機関との間に紛争が生じた場合には、紛争当事者は、交渉又は紛争当事者が受け入れることができるその他の平和的紛争解決手段により紛争を解決するため、協議する。

2　締約国間の1に規定する紛争であつて1の規定に基づく協議の要請から一年以内に解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため仲裁又は国際司法裁判所に付託する。紛争が仲裁に付託された場合において、要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しないときは、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所長又は国際連合事務総長に対し、一人又は二人以上の仲裁人の指名を要請することができる。紛争当事国の要請が抵触する場合には、国際連合事務総長に対する要請が優先する。

3　締約国は、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、2に定める紛争解決手続の一方又は双方に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような宣言が効力を有している締約国との関係において、2に定める当該紛争解決手続に拘束されない。

4　3の規定に基づいて宣言を行つた締約国は、寄託者に対する通告により、いつでもその宣言を撤回することができる。

第十二条　効力発生

1　この条約は、ウィーンにある国際原子力機関本部においては千九百八十六年九月二十六日から、ニューヨークにある国際連合本部においては千九百八十六年十月六日から、その効力発生までの期間又は十二箇月間のいずれか長い方の期間、すべての国及び国際連合ナミビア理事会によつて代表されるナミビアによる署名のために開放しておく。

2　すべての国及び国際連合ナミビア理事会によつて代表されるナミビアは、署名により、批准、受諾若しくは承認を条件とする署名の後の批准書、受諾書若しくは承認書の寄託により、又は加入書の寄託により、この条約に拘束されることについての同意を表明することができる。批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

3　この条約は、これに拘束されることについての同意を三の国が表明した日の後三十日を経過した日に効力を生ずる。

4　この条約は、これに拘束されることについての同意をこの条約の効力発生後に表明した国については、同意の表明の日の後三十日を経過した日に効力を生ずる。

5 (a)　この条約は、国際機関及び主権国家によつて構成される地域的な統合のための機関であつてこの条約の対象となつている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有するものによる加入のため、この条の規定に従つて開放しておく。

(b) (a)に規定する機関は、その権限の範囲内の事項に関し、当該機関のために、この条約により締約国に帰せられる権利を行使し、及び義務を履行する。

(c) 当該機関は、加入書の寄託の際に、寄託者に対し、この条約の対象となつている事項に関する当該機関の権限の範囲を示す宣言書を送付する。

(d) 当該機関は、その加盟国が投票権を有していることがあるほか、いかなる投票権も有しない。

第十三条　暫定的適用

いずれの国も、署名の際に又は署名の後この条約が当該国について効力を生ずるまでの間いつでも、この条約を暫定的に適用する旨を宣言することができる。

第十四条　改正

1　締約国は、この条約の改正を提案することができる。改正案は、寄託者に提出するものとし、寄託者は、これを他のすべての締約国に対し直ちに送付する。

2　締約国の過半数が寄託者に対し改正案の審議のための会議の招集を要請した場合には、寄託者は、当該会議に出席するようすべての締約国を招請するものとし、当該会議は、招請状の発送から三十日以後に開催される。この会議においてすべての締約国の三分の二以上の多数による議決で採択された改正は、議定書に定められるものとし、この議定書は、ウィーン及びニューヨークにおいてすべての締約国による署名のために開放される。

3　2の議定書は、これに拘束されることについての同意を三の国が表明した日の後三十日を経過した日に効力を生ずる。この議定書は、これに拘束されることについての同意をこの議定書の効力発生後に表明した国については、同意の表明の日の後三十日を経過した日に効力を生ずる。

第十五条　廃棄

1　締約国は、寄託者に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。

2　廃棄は、寄託者が1の通告を受領した日の後一年を経過した日に効力を生ずる。

第十六条　寄託者

1　国際原子力機関事務局長は、この条約の寄託者とする。

2　国際原子力機関事務局長は、締約国及び他のすべての国に対し、次の事項を速やかに通報する。

(a)　この条約又は改正議定書の署名

(b)　この条約又は改正議定書に関する批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託

(c)　第十一条の規定に基づく宣言又はその撤回

(d)　第十三条の規定に基づくこの条約の暫定的適用の宣言

(e)　この条約の効力発生及びこの条約の改正の効力発生

(f)　第十五条の規定に基づく廃棄

第十七条　正文及び認証謄本

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際原子力機関事務局長に寄託する。同事務局長は、その認証謄本を締約国及び他のすべての国に送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、第十二条1の規定に従い署名のために開放されたこの条約に署名した。

国際原子力機関の総会が、ウィーンで開催されたその特別会期において、千九百八十六年九月二十六日に採択した。

原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約

この条約の締約国は、

原子力活動が多数の国において行われていることを認識し、

原子力事故を防止すること及びいかなる原子力事故が発生した場合にもその影響を最小のものにとどめることを目的として、原子力活動における高い水準の安全性を確保するために、広範な措置がとられてきたこと、また、とられつつあることに留意し、

原子力の安全な開発及び利用における国際協力を一層強化することを希望し、

原子力事故又は放射線緊急事態の場合においてその影響を緩和するため援助の迅速な提供を容易にする国際的な枠組みが必要であることを確信し、

この分野における相互援助に関する二国間及び多数国間取極が有用であることに留意し、

原子力事故又は放射線緊急事態に関する相互緊急援助の取極のための指針の作成における国際原子力機関の活動に留意して、

次のとおり協定した。

第一条　一般規定

1　締約国は、原子力事故又は放射線緊急事態の場合において、その影響を最小のものにとどめ並びに放射性物質の放出の影響から生命、財産及び環境を保護するための迅速な援助を容易にするため、この条約に従い、締約国間で及び国際原子力機関（以下「機関」という。）と協力する。

2　1の協力を容易にするため、締約国は、原子力事故又は放射線緊急事態の場合に生ずることがある傷害及び損害を防止し又は最小のものにとどめるために二国間若しくは多数国間取極について又は適当な場合にはこれらを組み合せたものについて又は適当な場合にはこれらを組み合せることができる。

3　締約国は、国際原子力機関憲章の枠内で活動する機関に対し、この条約に定める締約国間の協力を促進し、容易にし及び支援するためこの条約に従い最善の努力を払うよう要請する。

第二条　援助の提供

1　締約国は、原子力事故又は放射線緊急事態の場合（当該事故又は緊急事態が当該締約国の領域内又はその管轄若しくは管理下で発生したものであるかないかを問わない。）において、援助を必要とするときは、直接に若しくは機関を通じて他の締約国に対し、又は機関若しくは適当な場合には他の政府間国際機関（以下「国際機関」という。）に対し、援助を要請することができる。

2　援助を要請する締約国は、必要な援助の範囲及び種類を特定し、並びに、実行可能な場合には、援助提供者に対し、当該援助提供者が要請に応じ得る程度を決定するために必要となり得る情報を提供する。必要な援助の範囲及び種類を要請締約国が特定することができない場合には、要請締約国及び援助提供者は、協議を行い、必要な援助の範囲及び種類を決定する。

3　援助の要請を受けた締約国は、速やかに、要請された援助を与えることができるかできないか並びに与え得る援助の範囲及び条件を決定し、直接に又は機関を通じて要請締約国に通報する。

4　締約国は、可能な範囲内で、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における他の締約国に対する援助の提供のため利用可能となることがあり得る専門家、機材及び資材を、当該援助を提供し得る条件、特に財政的条件とともに明らかにし、機関に通報する。

5　いずれの締約国も、原子力事故又は放射線緊急事態の影響を受けた者の他の締約国の領域内での治療又は他の締約国の領域内への一時的な移転に関して援助を要請することができる。

6　機関は、その憲章に従い、かつ、この条約に従い、次の方法により、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における要請締約国又は加盟国の援助の要請に応ずる。

(a)　この目的のため配分された適当な資源を利用可能とすること。

(b)　他の国及び国際機関であつて、機関の情報により、必要な資源を有する可能性があると認められるものに対し、当該要請を速やかに伝達すること。

(c)　要請国の要請があるときは、(a)又は(b)の規定により提供可能となり得る援助を国際的に調整すること。

第三条　援助の指導及び管理

別段の合意がない限り、

(a)　援助の全般的な指導、管理、調整及び監視は、要請国の領域内においては、要請国の任務とする。援助提供者は、援助に人員を必要とする場合には、要請国と協議した上で、援助提供者が提供する人員及び機材の作業上の直接的な監視を担当する者を指名するものとし、指名された者は、要請国の関係当局と協力してその監視をするものとする。

(b)　要請国は、可能な範囲内で、援助の適切かつ効果的な実施のため現地の施設及び役務を提供する。要請国は、また、援助の目的のため援助提供者により又は援助提供者のために要請国の領域内に派遣される人員並びに持ち込まれる機材及び資材の保護を確保する。

(c)　援助の期間中要請国又は援助提供者が提供する機材及び資材の所有権は、影響を受けないものとし、当該機材及び資材の返還は、確保される。

(d)　前条5の要請に応じて援助を提供する締約国は、自国の領域内において援助を調整する。

第四条　権限のある当局及び連絡上の当局

1　締約国は、機関に対し及び直接に又は機関を通じて他の締約国に対し、自国の権限のある当局並びに援助の要請を行い、援助の要請を受領し及び援助の申出を受理する責任を有する連絡

上の当局を通知する。当該連絡上の当局及び機関内の中央連絡先は、常に連絡が可能でなければならない。

2　締約国は、1の規定に従って通知した事項について生ずるすべての変更を機関に対し速やかに通知する。

3　機関は、1及び2の規定により通知された事項を締約国、加盟国及び関係する国際機関に対し規則的かつ速やかに伝達する。

第五条　機関の任務

締約国は、第一条3の規定に従い、かつ、この条約の他の規定の適用を妨げることなく、機関に対し、次のことを要請する。

(a)　次の事項に関する情報を収集し、締約国及び加盟国に提供すること。

(i)　原子力事故及び放射線緊急事態の場合における緊急計画並びに適当な法令の準備

(ii)　原子力事故及び放射線緊急事態の処理をする人員のための適当な訓練計画の作成

(iii)　原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助の要請及び関連情報の伝達

(iv)　放射線監視に関する適当な計画、手続及び基準の作成

(v)　適当な放射線監視体制の確立の実現可能性に関する調査の実施

(c)　原子力事故又は放射線緊急事態の場合において援助を要請する締約国又は加盟国のために、その事故又は緊急事態の当初の評価のため配分された適当な資源を利用可能とすること。

(d)　原子力事故又は放射線緊急事態の場合において締約国及び加盟国のためにあっせんを行うこと。

(e)　関連のある情報及びデータの入手及び交換のため関係する国際機関との連絡を確立し及び維持し、並びに当該機関の一覧表を締約国、加盟国及び関係する国際機関に提供すること。

第六条　秘密性及び公表

1　要請国及び援助提供者は、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関連して入手し得た秘密情報の秘密性を保護するものとし、当該情報は、合意された援助のためにのみ用いられる。

2　援助提供者は、原子力事故又は放射線緊急事態に関して提供した援助に関する情報を公開するに先立って、要請国と調整を行うためあらゆる努力を払う。

第七条　経費の償還

1　援助提供者は、要請国に対し、援助を無償で提供することができる。援助の提供を無償でするかしないかについて検討するに当たり、援助提供者は、次の事項を考慮する。

(a)　原子力事故又は放射線緊急事態の種類

(b)　原子力事故又は放射線緊急事態の発生の場所

(c)　開発途上国の必要

(d)　原子力施設を有しない国の特別の必要

(e)　その他の関連要因

2　援助が全部又は一部について有償で提供される場合には、要請国は、援助提供者のために行動する者（団体を含む。）が提供する役務に要する経費及び援助に関係するすべての経費（当該要請国が直接支払っていない部分に限る。）を援助提供者に償還する。別段の合意がない限り、償還は、援助提供者が要請国に請求をした後、速やかに行われなければならず、また、現地の経費以外の経費の償還は、自由に移転することができるもので行われなければならない。

3　2の規定にかかわらず、援助提供者は、いつでも、経費の全部又は一部について、償還の請求を放棄し又は償還の延期に同意することができる。この放棄又は延期を検討するに当たり、援助提供者は、開発途上国の必要に十分な考慮を払う。

第八条　特権、免除及び便益

1　要請国は、援助提供者の人員及び援助提供者のために行動する人員に対し、援助の任務の遂行のために必要な特権、免除及び便益を与える。

2　要請国は、援助提供者の人員及び援助提供者のために行動する人員であって当該要請国に対し正当に通知され、かつ、当該要請国が受け入れたものに対し、次の特権及び免除を与える。

(a)　当該人員の任務の遂行中の作為又は不作為に関し、抑留、拘禁及び訴訟手続の免除（刑事裁判権、民事裁判権及び行政裁判権からの免除を含む。）

(b)　援助の任務の遂行に関し、内国税、関税その他の課徴金（商品の価格に通常含められるもの及び提供される役務に対して支払われるものを除く。）の免除

3　要請国は、

(a)　援助提供者に対し、援助提供者が援助のために要請国の領域内に持ち込んだ機材及び財産に関する内国税、関税その他の課徴金を免除する。

(b)　(a)の機材及び財産の押収、差押え及び徴発を免除する。

4　要請国は、3の機材及び財産の返還を確保するものとし、また、援助提供者の要請があるときは、援助に使用された機材で再使用が可能なものに関しその返還前に必要な汚染の除去が行われるよう、可能な範囲内で措置する。

5　要請国は、2の規定により通知された人員並びに援助に使用される機材及び財産について、その領域への入国、その領域における滞在及びその領域からの出国を容易にする。

6　この条のいかなる規定も、要請国に対し、前各項に定める特権及び免除を自国民又は自国に通常居住している者に与えることを求めるものではない。

7　この条の規定に基づく特権及び免除を享受するすべての者は、特権及び免除を害されることなく、要請国の法令を尊重する義務を負う。これらの者は、また、要請国の国内問題に介入しない義務を負う。

8　この条のいかなる規定も、他の国際協定又は国際慣習法の諸規則に基づいて与えられる特権及び免除に関する権利及び義務を害するものではない。

9　いずれの国も、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、2及び3の規定の全部又は一部に拘束されない旨を宣言することができる。

10　9の規定に基づいて宣言を行った締約国は、寄託者に対する通告により、いつでもその宣言を撤回することができる。

第九条　人員、機材及び財産の通過

締約国は、要請国又は援助提供者の要請があるときは、正当に通知された人員並びに援助に使用される機材及び財産が要請国に入国し及び要請国から出国する際に当該締約国の領域を通過することを容易にするよう努める。

第十条　請求及び補償

1　締約国は、この条の規定により訴訟及び請求の解決を容易にするため密接に協力する。

2　要請国は、別段の合意がない限り、要請された援助の提供中に自国の領域内又はその管轄若しくは管理の下にある他の区域内において引き起こされた人の死亡若しくは身体の傷害、財産の損傷若しくは滅失又は環境に対する損害に関し、

(a) 援助提供者又はそのために行動する者（法人を含む。）に対し、いかなる訴訟も提起しない。

(b) 援助提供者又はそのために行動する者（法人を含む。）に対する第三者からの訴訟及び請求を処理する責任を負う。

(c) (b)に規定する訴訟及び請求に関し、援助提供者又はそのために行動する者（法人を含む。）に損害を与えないようにする。

(d) 援助提供者及びそのために行動する者（法人を含む。）に対し、次の事項について補償をする。

(i) 援助提供者の人員及び援助提供者のために行動する人員の死亡及び傷害

(ii) 援助に使用される非消耗機材及び資材の滅失及び損傷ただし、死亡、傷害、滅失又は損害を引き起こした個人に悪意があった場合を除く。

3　この条の規定は、適用することができるいずれかの国際協定又はいずれかの国の国内法の定めるところにより可能となる補償及び賠償を妨げるものではない。

4　この条のいかなる規定も、要請国に対し、2の規定のいずれをも自国民又は自国に通常居住している者について適用することを求めるものではない。

5　いずれの国も、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、次の事項について宣言をすることができる。

(a) 2の規定の全部又は一部に拘束されないこと。

(b) 死亡、傷害、滅失又は損害を引き起こした個人に重大な過失があった場合には、2の規定の全部又は一部を適用しないこと。

6　5の規定に基づいて宣言を行った締約国は、寄託者に対する通告により、いつでもその宣言を撤回することができる。

第十一条　援助の終了

要請国及び援助提供者は、いつでも、適当な協議の後書面による通告を行うことにより、この条約に基づき受け入れられ又は提供された援助の終了を要請することができる。関係当事者は、この要請が行われた場合には、援助を適切に終了させるための措置をとるため協議する。

第十二条　他の国際協定との関係

この条約は、この条約の対象となっている事項に関する現行の国際協定又はこの条約の趣旨及び目的に従って締結される将来の国際協定に基づく締約国の相互の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十三条　紛争の解決

1　この条約の解釈又は適用に関して締約国間又は締約国と機関との間に紛争が生じた場合には、紛争当事者は、交渉又は紛争当事者が受け入れることができるその他の平和的紛争解決手段により紛争を解決するため、協議する。

2　締約国間の1に規定する紛争であって1の規定に基づく協議の要請から一年以内に解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため仲裁又は国際司法裁判所に付託する。紛争が仲裁に付託された場合において、要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しないときは、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所長又は国際連合事務総長に対し、一人又は二人以上の仲裁人の指名を要請することができる。紛争当事国の要請が抵触する場合には、国際連合事務総長に対する要請が優先する。

3　締約国は、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、2に定める紛争解決手続の一方又は双方に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような宣言が効力を有している締約国との関係において、2に定める当該紛争解決手続に拘束されない。

4　3の規定に基づいて宣言を行った締約国は、寄託者に対する通告により、いつでもその宣言を撤回することができる。

第十四条　効力発生

1　この条約は、ウィーンにある国際原子力機関本部においては千九百八十六年九月二十六日から、ニュー・ヨークにある国際連合本部においては千九百八十六年十月六日から、その効力発生までの期間又は十二箇月間のいずれか長い方の期間、すべての国及び国際連合ナミビア理事会によって代表されるナミビアによる署名のために開放しておく。

2　すべての国及び国際連合ナミビア理事会によって代表されるナミビアは、署名により、批准、受諾若しくは承認を条件とする署名の後の批准書、受諾書若しくは承認書の寄託により、又は加入書の寄託により、この条約に拘束されることについての同意を表明することができる。批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

3　この条約は、これに拘束されることについての同意を三の国が表明した日の後三十日を経過した日に効力を生ずる。

4　この条約は、これに拘束されることについての同意をこの条約の効力発生後に表明した国については、同意の表明の日の後三十日を経過した日に効力を生ずる。

5 (a)　この条約は、国際機関及び主権国家によって構成される地域的な統合のための機関であってこの条約の対象となっている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有するものによる加入のため、この条の規定に従って開放しておく。

(b) (a)に規定する機関は、その権限の範囲内の事項に関し、当該機関のために、この条約により締約国に帰せられる権利を行使し、及び義務を履行する。

(c) 当該機関は、加入書の寄託の際に、寄託者に対し、この条約の対象となっている事項に関する当該機関の権限の範囲を示す宣言書を送付する。

(d) 当該機関は、その加盟国が投票権を有していることがあるほか、いかなる投票権も有しない。

第十五条　暫定的適用

いずれの国も、署名の際に又は署名の後この条約が当該国について効力を生ずるまでの間いつでも、この条約を暫定的に適用する旨を宣言することができる。

第十六条　改正

1　締約国は、この条約の改正を提案することができる。改正案は、寄託者に提出するものとし、寄託者は、これを他のすべての締約国に対し直ちに送付する。

2　締約国の過半数が寄託者に対し改正案の審議のための会議の招集を要請した場合には、寄託者は、当該会議に出席するようすべての締約国を招請するものとし、当該会議は、招請状の発送から三十日以後に開催される。この会議においてすべての締約国の三分の二以上の多数による議決で採択された改正は、議定書に定められるものとし、この議定書は、ウィーン及びニュー・ヨークにおいてすべての締約国による署名のために開放される。

3　2の議定書は、これに拘束されることについての同意を三の国が表明した日の後三十日を経過した日に効力を生ずる。この議定書は、これに拘束されることについての同意をこの議定書の効力発生後に表明した国については、同意の表明の日の後三十日を経過した日に効力を生ずる。

第十七条　廃棄

1　締約国は、寄託者に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。

2　廃棄は、寄託者が1の通告を受領した日の後一年を経過した日に効力を生ずる。

第十八条　寄託者

1　国際原子力機関事務局長は、この条約の寄託者とする。

2　国際原子力機関事務局長は、締約国及び他のすべての国に対し、次の事項を速やかに通報する。

(a)　この条約又は改正議定書の署名

(b)　受諾書、承認書又は加入書の寄託

(c)　第八条、第十条又は第十三条の規定に基づく宣言又はその撤回

(d)　第十五条の規定に基づくこの条約の暫定的適用の宣言

(e)　この条約の効力発生及びこの条約の改正の効力発生

(f)　第十七条の規定に基づく廃棄

第十九条　正文及び認証謄本

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際原子力機関事務局長に寄託する。同事務局長は、その認証謄本を締約国及び他のすべての国に送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、第十四条1の規定に従い署名のために開放されたこの条約に署名した。

国際原子力機関の総会が、ウィーンで開催されたその特別会期において、千九百八十六年九月二十六日に採択した。

多数国間投資保証機関を設立する条約

前文

締約国は、

経済開発のための国際協力を強化すること及び対外投資全般、特に民間対外投資の経済開発への寄与を助長することが必要であることを考慮し、開発途上国への対外投資の流れが、非商業的危険についての懸念を軽減することにより、助長され、更に促進されることを認め、

対外投資の待遇に関する公正なかつ安定した基準に基づき、開発途上国の開発についての需要、政策及び目的に適合する条件の下で、開発途上国への生産的目的のための資本及び技術の流れを増大させることを希望し、

多数国間投資保証機関が、非商業的危険を扱う国家的又は地域的な投資保証制度及び民間の保険事業者を補完することにより対外投資の促進について重要な役割を果たすことができることを確信し、

多数国間投資保証機関ができる限り請求払資本に依存することなく義務を果たすべきこと及び投資環境の継続的な改善がこのような目標の達成に資することを認識し、

次のとおり協定した。

第一章　設立、地位、目的及び定義

第一条　機関の設立及び地位

(a)　この条約により多数国間投資保証機関（以下「機関」という。）を設立する。

(b)　機関は、完全な法人格を有し、特に、次のことを行う能力を有する。

(i)　契約を締結すること。

(ii)　動産及び不動産を取得し及び処分すること。

(iii)　訴えを提起すること。

第二条　目的

機関は、加盟国間の、特に開発途上加盟国への生産的目的のための投資の流れを促進し、もつて国際復興開発銀行（以下「銀行」という。）、国際金融公社その他の国際開発金融機関の活動を補足することを目的とする。

機関は、その目的を達成するため次のことを行う。

(a)　加盟国における他の加盟国からの投資に関する非商業的危険に対する保証（協調保険及び再保険を含む。）

(b)　開発途上加盟国への投資及び開発途上加盟国間の投資の流れを促進するための適切かつ補完的な活動

(c)　機関の目的の達成に必要な又は望ましい他の付随的な権限の行使

機関は、この条の規定をそのすべての決定の指針とする。

第三条　定義

この条約の適用上、

(a)　「加盟国」とは、第六十一条の規定により自国についてこの条約の効力が生じている国をいう。

(b)　「投資受入国」又は「投資受入国政府」とは、機関が保証し若しくは再保険を引き受けている投資又は保証若しくは再保険の引受けを検討している投資が自国の領域（第六十六条に規定する領域に限る。）内で行われる加盟国又はその政府若しくは公の当局をいう。

(c)　「開発途上加盟国」とは、付表Aに開発途上加盟国として掲げる加盟国をいう。第三十条の総務会（以下「総務会」という。）は、同付表を随時改正することができる。

(d)　「特別多数」とは、機関の総投票権数の三分の二以上で、かつ、応募済株式数の五十五パーセント以上を代表する賛成票をいう。

(e)　「自由利用可能通貨」とは、次の通貨をいう。

(i)　国際通貨基金が自由利用可能通貨として随時指定する通貨

(ii)　自由に利用可能な及び実効的に使用可能な他の通貨であつて、第三十条の理事会（以下「理事会」という。）が国際通貨基金と協議した後、当該他の通貨に係る国の承認を得てこの条約の適用のために指定するもの

第二章　加盟国の地位及び資本

第四条　加盟国の地位

(a)　機関の加盟国は、銀行のすべての加盟国及びスイスに開放する。

(b)　原加盟国とは、付表Aに掲げる国で千九百八十七年十月三十日までにこの条約の締約国となるものをいう。

第五条　資本

(a)　機関の授権資本は、十億特別引出権（一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇特別引出権）とする。授権資本は、それぞれ一万特別引出権の額面価額を有する十万株の株式に分けるものとし、加盟国は、この株式に応募することができる。授権資本に関する加盟国のすべての払込義務は、千九百八十一年一月一日から千九百八十五年六月三十日までの期間の特別引出権の合衆国ドルによる表示額の平均値である一特別引出権当たり一・〇八二合衆国ドルを基準として履行する。

(b)　新たな加盟国の加盟を承認するに当たり、当該加盟国が次条の規定に従つて株式に応募するための授権資本株式が不足する場合には、その不足する限度において、授権資本を増額する。

(c)　総務会は、いつでも、特別多数による議決で、機関の授権資本を増額することができる。

第六条　株式への応募

機関の原加盟国は、付表Aにおいてそれぞれの国名に対応して掲げる数の株式に額面で応募する。その他の加盟国は、総務会が決定する数及び条件に従つて株式に応募する（ただし、その発行価格は、いかなる場合にもその額面価額を下回つてはならない。）。いかなる加盟国も、五十株未満の数の株式に応募することはできない。総務会は、加盟国が授権資本の追加的な株式に応募するための規則を決定することができる。

第七条　応募済資本の区分及び払込請求

加盟国は、当初の応募額を次のとおり払い込む。

(i) この条約が各加盟国について効力を生ずる日から九十日以内に、株式の価格の十パーセントは次条(a)の規定に従つて現金で払い込み、追加の十パーセントは機関の債務を履行するために理事会の決定に従つて現金化される譲渡禁止かつ無利子の約束手形又はこれに類する債務証書の形で払い込む。

(ii) 残額は、機関の債務の履行に必要な場合に、機関から払込請求を受ける。

第八条　株式応募額の払込み

(a) 応募額の払込みは、自由利用可能通貨で行う。ただし、開発途上加盟国は、前条(i)の規定に従つて現金で払い込むべき応募額の二十五パーセントまでは、自国通貨で払い込むことができる。

(b) 応募額の未払込部分についての払込請求は、すべての株式について一律に行う。

(c) 機関は、払込請求により受領した額が当該請求を必要とした債務を履行するために十分でない場合には、受領総額が当該債務を履行するために十分なものとなるまで、未払込みの応募額について引き続き払込請求を行うことができる。

(d) 株式に基づく責任は、発行価格の未払込部分相当額を限度とする。

第九条　通貨の評価

この条約の適用上、いずれかの通貨の価値を他の通貨で決定することが必要となる場合には、その価値は、機関が国際通貨基金と協議した上で合理的に決定する。

第十条　返還

(a) 機関は、次の場合には、加盟国に対しできる限り速やかに応募済資本のうち払込請求により払い込まれた額の全部又は一部を返還する。

(i) 払込請求が保証契約又は再保険契約から生じた請求の支払のために行われ、その後機関がその支払の全部又は一部を自由利用可能通貨で回収した場合

(ii) 払込請求が加盟国の払込義務の不履行を理由として行われ、その後当該加盟国がその義務の全部又は一部を履行した場合

(iii) 総務会が、特別多数による議決で、機関の財務状況に照らして払込請求により払い込まれた額の全部又は一部を機関の収入から返還することが可能であると決定する場合

(b) この条の規定に従つて行う加盟国への返還は、当該返還に先立つ払込請求により払い込まれた総額に占める当該加盟国が払い込んだ額の割合に応じて自由利用可能通貨で行う。

(c) この条の規定に従つて加盟国に返還した額に相当する額は、第七条(ii)の規定により当該加盟国が負う請求払資本についての債務の一部となる。

第三章　業務

第十一条　対象となる危険

(a) 機関は、(b)及び(c)の規定に従うことを条件として、次の一又は二以上の危険から生ずる損失に対して、対象となる投資を保証することができる。

(i) 送金

投資受入国の通貨を自由利用可能通貨又は被保証人が受け入れることのできる他の通貨に交換して国外に送金することに対する当該投資受入国政府の責めに帰すべき制限の導入（被保証人によるこのような送金の申込みに対して当該投資受入国政府が合理的な期間内に対応しないことを含む。）

(ii) 収用及びこれに類する措置

投資受入国政府の責めに帰すべき立法上の措置又は行政上の作為若しくは不作為であつて、被保証人がその投資を所有し若しくは支配する権利又はその投資から生ずる実質的な利益を得る権利を剝奪する効果を有するもの。ただし、政府が自国の領域内における経済活動を規制するために通常とる非差別的な措置で一般的に適用されるものについては、この限りでない。

(iii) 契約違反

次のいずれかの場合における投資受入国政府と被保証人との契約の当該投資受入国政府による否認又は違反

(a) 被保証人が、契約の否認又は違反についての請求を決定する司法裁判所又は仲裁裁判所に訴えることができない場合

(b) (a)の裁判所による決定が機関の規則に従つて保証契約に定める合理的な期間内に行われない場合

(c) (a)の裁判所による決定を執行することができない場合

(iv) 戦争及び国内争乱

第六十六条の規定によりこの条約が適用される投資受入国の領域内における軍事活動又は国内争乱

(b) 理事会は、特別多数による議決で、投資者及び投資受入国の共同申請により、(a)に規定する危険以外の特定の非商業的危険をこの条の対象とする危険に含めることができる。ただし、通貨価値の切下げ又は下落の危険については、この限りでない。

(c) 次の損失は、対象とならない。

(i) 投資受入国政府の作為又は不作為であつて、被保証人が同意し又は責任を有するものから生ずる損失

(ii) 保証契約の締結前に生じた投資受入国政府の作為又は不作為その他の事由から生ずる損失

第十二条　対象となる投資

(a) 対象となる投資には、持分の取得（当該持分の取得の対象となつた企業の持分の保有者が実行し又は保証する中期又は長期の貸付けを含む。）及び理事会が決定する形態の直接投資を含む。

(b) 理事会は、特別多数による議決で、その他の中期又は長期の形態の投資を対象とすることができる。ただし、(a)の貸付け以外の貸付けについては、機関が対象とし又は対象とすることとなつている特定の投資に関連する場合に限る。

(c) 保証は、機関が保証の申請を登録した後に実施される当該申請に係る投資に限つて行う。この投資には、次のものを含む。

(i) 既存の投資の近代化、拡張及び発展のために行う外国為替による送金

(ii) 既存の投資から生ずる利益で投資受入国の国外に送金することができるものの使用

(d) 機関は、投資を保証するに当たり、次の事項を確認する。

(i) 投資が経済的な健全性を有し及び投資受入国の開発に寄与するものであること。

(ii) 投資が投資受入国の法令に従うものであること。

(iii) 投資が投資受入国の表明する開発目的及び優先度に適合するものであること。

(iv) 投資受入国の投資環境（投資が公正かつ衡平な待遇及び法的保護を受けることができることを含む。）

第十三条　対象となる投資者

(a) (i)の条件を満たす自然人並びに(ii)及び(iii)の条件のいずれも満たす法人は、機関の保証を受けることができる。

(i) 投資受入国以外の加盟国の国籍を有すること。

(ii) 加盟国内で設立され、かつ、主たる営業所が加盟国に存在すること又は加盟国若しくは加盟国の国籍を有する者が過半数の資本を所有すること。ただし、当該加盟国が投資受入国である場合を除く。

(iii) 商業的な原則に基づいて活動を行うこと（民間の法人であるかないかを問わない。）。

(b) (a)の規定の適用上、投資者が二以上の国籍を有する場合には、加盟国の国籍は非加盟国の国

籍に優先し、投資受入国の国籍は他の加盟国の国籍に優先する。

(c) 理事会は、特別多数による議決で、投資者及び投資受入国の共同申請により、投資受入国の国籍を有する自然人、投資受入国で設立された法人及び投資受入国の国籍を有する者が過半数の資本を所有する法人を対象とすることができる。ただし、投資される資産が投資受入国の国外から移転される場合に限る。

第十四条　対象となる投資受入国

開発途上加盟国の領域内で行われる投資のみが、この章の規定に基づいて保証される。

第十五条　投資受入国の同意

機関は、対象として指定した危険について機関が保証することに投資受入国政府が同意する前に、いかなる保証契約も締結してはならない。

第十六条　条件

保証契約の条件は、理事会の設ける規則に従つて機関が決定する。ただし、機関は、保証した投資の損失の全部をてん補してはならない。保証契約は、理事会の指揮の下に、総裁が承認する。

第十七条　請求に対する支払

総裁は、理事会の指揮の下に、保証契約及び理事会が策定する政策に従い被保証人の請求に対する支払を決定する。保証契約には、機関による支払の前に被保証人が状況からみて適当な行政上の救済措置を求めなければならないことを定める。ただし、この救済措置は、投資受入国の法令上容易に利用可能なものに限る。保証契約には、請求権を生じさせる事態の発生と請求に対する支払との間に一定の合理的な期間を置くことを定めることができる。

第十八条　代位

(a) 機関は、被保証人に対する補償の支払又は支払の同意に当たり、保証した投資について被保証人が投資受入国その他の債務者に対して有していた請求権その他の権利を代位する。保証契約には、代位の条件を定める。

(b) 加盟国は、(a)の規定に基づく機関の権利を認める。

(c) 機関は、(a)の規定に基づく代位者として取得した投資受入国の通貨の使用及びこれと他の通貨との交換に関して、被保証人が当該投資受入国から与えられる待遇と同等の有利な待遇を当該投資受入国から与えられる。機関は、すべての場合において、当該投資受入国の通貨を機関の運営経費その他の経費の支払に使用することができる。機関は、また、当該通貨を自由に使用することができないときは、当該通貨の他の使用につき投資受入国と取極を締結するよう努める。

第十九条　国家的又は地域的団体との関係

機関は、加盟国の国家的団体及び加盟国が過半数の資本を有する地域的団体であつて機関の活動と同様の活動を行うものの業務の効率及び対外投資の流れの増加への寄与を最大にするため、これらの団体と協力し、及びその業務を補完するよう努める。このため、機関は、その協力の詳細、特に再保険及び協調保険の方式についてこれらの団体と取決めを行うことができる。

第二十条　国家的又は地域的団体の再保険

(a) 機関は、特定の投資に関し、加盟国、加盟国の機関又は加盟国が過半数の資本を有する地域的な投資保証機関が引き受けた一又は二以上の非商業的危険から生ずる損失について再保険を引き受けることができる。理事会は、特別多数による議決で、再保険契約に関して機関が引き受けることができる偶発債務の限度額を随時定める。機関が再保険の申請を受領する十二箇月前までに完了した特定の投資については、再保険の限度額は、当面はこの章の規定に基づく機関の偶発債務の総額の十パーセントとする。第十一条から第十四条までに定める条件は、再保険にも適用される。ただし、再保険の対象となる投資は、再保険の申請の後に行うことを要しない。

(b) 機関及び機関に再保険を行う加盟国、加盟国の機関又は地域的な投資保証機関の相互の権利及び義務については、理事会の設ける規則に従つて再保険契約に定める。理事会は、機関が再保険の申請を受領する前に行われた投資を対象とする再保険契約については、危険を最小にするため、機関が危険に応じた保険料を受領すること及び機関に再保険を行う団体が開発途上加盟国への新規投資を促進するために適切に努力していることを確認した上で、当該契約を承認する。

(c) 機関は、自己が第一次の保証人である場合と同様の代位及び仲裁についての権利を機関又は機関に再保険を行う団体が有することをできる限り確認する。再保険の条件には、機関が支払を行う前に第十七条の規定に従つて行政上の救済措置を求めなければならないことを含める。代位は、投資受入国が機関による再保険の引受けに同意した後にのみ当該投資受入国について効力を生ずる。機関は、自己に再保険を行う団体が当該再保険の対象となる投資についての請求権その他の権利を誠実に行使することを定める規定を再保険契約に含める。

第二十一条　民間の保険事業者及び再保険事業者との協力

(a) 機関は、その業務を拡充するため及び加盟国の民間の保険事業者が開発途上加盟国における非商業的危険に係る損失を機関の適用する条件と同様の条件でてん補することを促進するため、当該保険事業者と取決めを行うことができる。この取決めには、前条に定める条件及び手続に従つて機関が引き受ける再保険に関する規定を含めることができる。

(b) 機関は、自己が行つた保証の全部又は一部について再保険を引き受ける適当な団体に再保険を行うことができる。

(c) 機関は、民間の保険事業者及び再保険事業者から合理的な条件によつては同等のてん補を得ることができない投資を保証するよう特に努めるものとする。

第二十二条　保証の限度額

(a) この章の規定に基づいて機関が引き受けることができる偶発債務の総額は、総務会が特別多数による議決で別段の決定を行わない限り、機関の毀損されていない応募済資本と機関の準備金との合計額の百五十パーセントに再保険によりてん補される金額のうち理事会が決定する部分を加えた額を超えてはならない。理事会は、総務会に対して偶発債務の限度額の変更を勧告すべきかすべきでないかを認定するため、支払請求、危険の分散の程度、再保険によるてん補その他の関連要素に係る経験に照らして、機関の資産の構成に係る危険の度合いを随時検討する。総務会が決定する限度額は、いかなる状況においても、機関の毀損されていない応募済資本、機関の準備金及び再保険によりてん補される金額のうち適当と認められた部分の合計額の五倍の額を超えてはならない。

(b) 理事会は、(a)に規定する保証の一般的な限度額の範囲内で、次の限度額を定めることができる。

(i) 個々の加盟国ごとに、その国に属する投資者に対して保証を行うためにこの章の規定に基づいて機関が引き受けることができる偶発債務の限度額。理事会は、この限度額の決定に当たり、機関の資本に占める各加盟国の持分の割合及び開発途上加盟国からの投資について適用する限度を一層緩和する必要性に十分な考慮を払う。

(ii) 個々の事業、個々の投資受入国、投資又は危険の類型その他の危険の分散を考慮する上での要素ごとに機関が引き受けることができる偶発債務の限度額

第二十三条　投資の促進

(a) 機関は、開発途上加盟国への対外投資の流れに係る環境を改善するため、研究を行い、投資の流れを促進するための活動を行い及び開発途上加盟国における投資の機会に関する情報を提供する。機関は、加盟国の要請により、当該加盟国の領域内における投資環境を改善するため、技術上の助言及び技術援助を与えることができる。機関は、このような活動を行うに当たり、

(i) 加盟国間の関連する投資協定を指針とし、

(ii) 先進加盟国及び開発途上加盟国において、開発途上加盟国への投資の流れを阻害する要因の除去に努め、並びに

(iii) 対外投資の促進に携わる他の機関、特に国際金融公社と調整する。

(b) 機関は、また、

(i) 投資者と投資受入国との間の紛争の友好的な解決を促進し、

(ii) 開発途上加盟国、特に投資受入国となると見込まれる開発途上加盟国と取極を締結するよう努め、この取極において、機関が保証を行う投資について、当該開発途上加盟国が投資に関する取極において合意した投資保証機関又は国に対する最も有利な待遇と少なくとも同等の待遇を受けることを確保するものとし、この取極は、理事会の特別多数による議決で承認される。更に、機関は、

(iii) 投資の促進及び保護に関する加盟国間の取極の締結を促進し、及び助長する。

(c) 機関は、投資の促進に係る活動を行うに当たり、開発途上加盟国間の投資の流れを増大させることの重要性に特に注意を払う。

第二十四条　損失負担の約束を付した投資の保証

機関は、この章の規定に基づいて行う保証業務に加えて、附属書Ⅰの損失負担の約束に関する規定に基づいて投資を保証することができる。

第四章　会計条項

第二十五条　財務管理

機関は、健全な業務及び慎重な財務管理の慣行に従い、あらゆる状況の下で自己の財政上の義務を履行する能力を維持することを目標としつつ、活動を行う。

第二十六条　保険料及び手数料

機関は、危険の類型ごとに適用される保険料、手数料その他の料金を設定し、定期的に検討する。

第二十七条　純益の割当て

(a) 機関は、第十条(a)(iii)の規定の適用を妨げることなく、準備金が機関の応募済資本の五倍の金額に達するまで純益を準備金に繰り入れる。

(b) 総務会は、機関の準備金が(a)に定める水準に達した後、機関の純益について、準備金への繰入れ、加盟国への分配又は他の用途での使用を行うか行わないか及びその程度を決定する。加盟国への純益の分配は、総務会の特別多数による議決で、機関の資本に占める各加盟国の持分の割合に応じて行う。

第二十八条　予算

総裁は、機関の収入及び支出に関する年次予算を作成し、理事会の承認を得る。

第二十九条　会計

機関は、独立の会計検査専門家による会計検査を了した機関の決算書及び附属書Ⅰに規定する損失負担約束信託基金の決算書を含む年次報告書を公表する。機関は、財務状況の概要書及び業務の結果を示す損益計算書を適当な間隔を置いて加盟国に送付する。

第五章　組織及び運営

第三十条　機関の機構

機関に、総務会、理事会、総裁及び機関が定める任務を遂行するための職員を置く。

第三十一条　総務会

(a) 機関のすべての権限は、この条約に基づき特に他の内部機関に与えるものを除くほか、総務会に属する。総務会は、次の権限を除くほか、その権限を行使することを理事会に委任することができる。

(i) 新たな加盟国の加盟を承認し及びその加盟の条件を定めること。

(ii) 加盟国の資格を停止すること。

(iii) 資本の増額又は減額を決定すること。

(iv) 第二十二条(a)の規定により偶発債務の限度額を引き上げること。

(v) 第三条(c)の規定により加盟国を開発途上加盟国に指定すること。

(vi) 第三十九条(a)の投票のため、新たな加盟国を付表Aの第一区分若しくは第二区分に分類し又は既に加盟している国を再分類すること。

(vii) 理事及び理事代理の報酬を決定すること。

(viii) 業務を終了し及び機関を清算すること。

(ix) 清算に当たり加盟国に資産を分配すること。

(x) この条約並びにその附属書及び付表を改正すること。

(b) 総務会は、各加盟国がその決定する方法により任命する総務一人及び総務代理一人で構成する。総務代理は、総務が不在である場合を除くほか、投票することができない。総務会は、総務のうちの一人を議長として選出する。

(c) 総務会は、年次会合のほか、総務会が決定し又は理事会が招集する会合を開催する。理事会は、五の加盟国又は総投票権数の二十五パーセントを有する加盟国が要請したときは、総務会の会合を招集する。

第三十二条　理事会

(a) 理事会は、機関の業務全般について責任を有し、また、その責任を遂行するためこの条約により執るべき措置又は認められる措置を講ずる。

(b) 理事会は、十二人以上の理事で構成する。総務会は、加盟国の数の変化を考慮に入れて理事の数を調整することができる。理事は、自己が不在である場合又は任務を遂行することができない場合に自己に代わって行動する完全な権限を有する理事代理一人を任命することができる。銀行の総裁は、当然に理事会議長となるが、可否同数の場合の決定投票を除くほか、投票権を有しない。

(c) 総務会は、理事の任期を決定する。最初の理事会は、創立総会の際に総務会が設置する。

(d) 理事会は、議長が自己の発意で又は三人の理事の要請に基づいて行う招集により会合する。

(e) 継続的に職務を行う理事会を置く必要があると総務会が決定するまで、理事及び理事代理は、理事会の会合への出席及び機関のための他の公的職務の遂行についてのみ報酬を受ける。継続的に職務を行う理事会が設置された場合には、理事及び理事代理は、総務会が決定する報酬を受ける。

第三十三条　総裁及び職員

(a) 総裁は、理事会の一般的監督の下に、機関の通常の事務を行う。総裁は、職員の編成及び任免について責任を負う。

(b) 総裁は、理事会議長の指名に基づいて理事会が任命する。総務会は、総裁の給料及び勤務に関する契約の条件を決定する。

(c) 総裁及び職員は、その職務の遂行に当たり、機関に対してのみ責任を負うものとし、他の当局に対しては責任を負わない。加盟国は、総裁及び職員の責任の国際的な性格を尊重し、これらの者に対してその職務の遂行について影響を及ぼすすべての企図を差し控える。

(d) 職員の任命に当たっては、最高水準の能率及び技術的能力を確保することが最も重要であるが、総裁は、できる限り広範な地理的基礎に基づいて職員を採用することの重要性についても十分な考慮を払う。

(c) 総裁及び職員は、機関の業務の遂行に当たつて入手する情報の秘密を常に保持する。

第三十四条　政治活動の禁止

機関並びにその総裁及び職員は、いずれの加盟国の政治問題にも干渉してはならず、また、投資をめぐるあらゆる状況を考慮するとの機関の権利を害することなく、いかなる決定を行うに当たつても、関係加盟国の政治的性格によつて影響されてはならない。この決定に当たつて考慮すべき事項は、第二条の目的を達成するため、公平に比較衡量されなければならない。

第三十五条　国際機関との関係

機関は、この条約の規定の範囲内で国際連合及び関係分野において専門的な責任を有する他の政府間機関、特に、銀行及び国際金融公社と協力する。

第三十六条　主たる事務所の所在地

(a) 機関の主たる事務所は、総務会が特別多数による議決で他の場所に置くことを決定しない限り、ワシントンに置く。

(b) 機関は、業務上の必要に応じ、他の事務所を設けることができる。

第三十七条　資産の寄託所

加盟国は、機関が保有する自国通貨その他の資産の寄託所として、自国の中央銀行を指定するものとし、中央銀行を有しない場合には、機関が受け入れることができる他の機関を指定する。

第三十八条　連絡経路

(a) 加盟国は、機関がこの条約の下で生ずる事項に関して連絡することができる適当な当局を指定する。機関は、この当局の発言を加盟国の発言とみなすことができる。機関は、加盟国の要請により、第十九条から第二十一条までの規定において取り扱う事項であつて当該加盟国の団体又は保険事業者に関するものについて当該加盟国と協議する。

(b) 機関が行為をする前に加盟国の同意を必要とする場合において、機関が当該行為の提案を当該加盟国に通知するに当たつて定める合理的な期間内に当該加盟国が異議を申し立てないときは、同意が与えられたものとみなす。

第六章　投票、応募額の調整及び代表

第三十九条　投票及び応募額の調整

(a) 投票において、付表Aに掲げる二の区分の国の間の機関における権利の平等及び加盟国の資金面での貢献度を反映させるため、加盟国は、百七十七票の加盟票及び、これに加えて、自国が保有する株式の一株ごとに一票の応募票を有する。

(b) この条約の効力発生の後三年を超えない期間において、付表Aに掲げる二の区分に属する加盟国の加盟票及び応募票をそれぞれ合計した場合に、いずれか一方の区分の合計が総投票権数の四十パーセント未満となるときは、当該区分の加盟国は、その投票権数の合計が総投票権数の四十パーセントに等しくなるのに必要な数の追加票を有する。追加票は、当該区分の加盟国の間で当該区分の応募票の合計に占める当該加盟国の応募票の割合に応じて分配する。追加票は、この四十パーセントの割合が維持されるよう自動的に調整され、当該三年の期間を経過した後取り消される。

(c) 総務会は、この条約の効力発生から二年を経過した後一年以内に、株式の割当ての見直しを行うものとし、その決定を行うに際し、次の原則に従う。

(i) 加盟国の票は、機関の資本に対する実際の応募額及び(a)に定める加盟票を反映する。

(ii) この条約に署名していない国に対して割り当てられた株式は、(a)の区分の間の票の均衡を可能にするような方法で加盟国に再分配することができる。

(iii) 総務会は、加盟国が自国に割り当てられた株式に応募する能力を助長する措置を執るものとする。

(d) (b)に定める三年の期間内において、総務会及び理事会のすべての決定は、特別多数による議決で行う。ただし、この条約により一層の多数を要するとされる決定については、当該多数による議決で行う。

(e) 第五条(c)の規定に従つて機関の資本が増額される場合には、応募を希望する加盟国は、機関の資本の総額に占める自国がそれまでに応募した額の割合と等しい割合で資本の増額分について応募することが認められる。もつとも、加盟国は、資本の増額分のいかなる部分についても応募する義務を負わない。

(f) 総務会は、(e)の規定に基づく追加的な応募の実施に関する規則を設ける。この規則には、加盟国が追加的な応募の要請を提出するための合理的な期限を定める。

第四十条　総務会における投票

(a) 総務は、自己が代表する加盟国の票を投ずる資格を有する。総務会の決定は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、投じられた票の過半数による議決で行う。

(b) 総務会のいかなる会合においても、過半数の総務が出席し、かつ、総投票権数の三分の二以上を行使する総務が出席していなければならない。

(c) 総務会は、規則を設けることにより、理事会が機関に最も有利であると認めるときに総務会の会合を招集することなく特定の問題に関する総務会の決定を要請する手続を定めることができる。

第四十一条　理事の選挙

(a) 理事は、付表Bの規定に従つて選出する。

(b) 理事は、後任者が選出されるまで在任する。理事の職が任期の満了前九十日を超える期間空席となる場合には、前任の理事を選出した総務は、残任期間のために別の理事を選出する。その選出には、投じられた票の過半数を必要とする。理事の職が空席となつている間は、その理事代理は、理事代理を任命する権限を除くほか、当該理事の権限を行使する。

第四十二条　理事会における投票

(a) 理事は、自己の選出のために投票した加盟国の有する票数の票を投ずる資格を有する。理事は、投ずる資格を有するすべての票を一括して投じなければならない。理事会の決定は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、投じられた票の過半数による議決で行う。

(b) 理事会のいかなる会合においても、過半数の理事が出席し、かつ、総投票権数の二分の一以上を行使する理事が出席していなければならない。

(c) 理事会は、規則を設けることにより、理事会議長が機関に最も有利であると認めるときに理事会の会合を招集することなく特定の問題に関する理事会の決定を要請する手続を定めることができる。

第七章　特権及び免除

第四十三条　この章の目的

機関がその任務を遂行することができるようにするため、機関に対し、この章に規定する免除及び特権を加盟国の領域において与える。

第四十四条　訴訟手続

機関に対する訴えは、第五十七条及び第五十八条の規定の対象とされている訴えを除くほか、機関の事務所がある加盟国又は機関が訴訟に関する送達若しくは告知を受けるために代理人を任命している加盟国の領域における管轄裁判所にのみ提起することができる。機関に対する次の訴えは、提起することができない。

(i) 加盟国又は加盟国を代理し若しくは加盟国から請求権を承継した者による訴え

(ii) 人事事項に関する訴え

機関の財産及び資産は、機関に対する裁判又は仲裁判断の確定前は、所在地及び占有者のいかんを問わず、あらゆる形式の押収、差押え又は強制執行を免除される。

第四十五条　資産

(a) 機関の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかんを問わず、行政上又は立法上の措置による捜索、徴発、没収、収用その他あらゆる形式の押収を免除される。

(b) 機関のすべての財産及び資産は、この条約に基づいて業務を遂行するために必要な範囲内で、いかなる性質の制限、規制、管理及びモラトリアムも課されない。ただし、被保証人、機関に再保険を行う団体又は当該団体が保険を引き受ける投資者の承継者又は代位者として機関が取得する財産及び資産は、機関に代位される当該被保証人、団体又は投資者が関係加盟国の領域内において有効な外国為替制限、規制及び管理を課されていなかった限度において、これらの制限、規制又は管理を課されない。

(c) この章の規定の適用上、資産には、附属書Ⅰに規定する損失負担約束信託基金の資産及び機関の目的を助長するため機関が管理する他の資産を含む。

第四十六条　文書及び通信

(a) 機関の文書は、所在地のいかんを問わず、不可侵とする。

(b) 加盟国は、機関の公用通信に対し、銀行の公用通信に対して与えられる待遇と同一の待遇を与える。

第四十七条　租税

(a) 機関並びにその資産、財産及び収入並びにこの条約に基づいて認められる機関の業務及び取引については、すべての内国税及び関税を免除する。機関は、また、公租公課の徴収又は納付の義務を免除される。

(b) 加盟国は、機関が総務及び総務代理に支払う手当若しくは理事会議長、理事、理事代理、総裁及び職員に支払う給料、手当その他の給与に対し、又はこれらに関しては、これらの者が当該加盟国の国民でないときは、いかなる課税も行ってはならない。

(c) 機関が保証し又は再保険を引き受ける投資（その収益を含む。）及び機関が再保険を引き受ける保険に係る保険証券（その保険料その他の収入を含む。）に対しては、保有者のいかんを問わず、次の課税のいずれも行ってはならない。

(i) 機関が保証し又は再保険を引き受けることのみを理由として当該投資又は当該保険証券に対して不利な差別を設ける課税

(ii) 機関が維持する事務所又は業務所の位置を唯一の法律上の基準とする課税

第四十八条　機関の役員

機関のすべての総務、理事、総務代理、理事代理、総裁及び職員は、次の免除及び特権を享受する。

(i) 公的資格で行った行為についての訴訟手続の免除

(ii) これらの者が滞在する加盟国の国民でない場合には、当該加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に対して与える出入国制限、外国人登録義務及び国民的服役義務の免除並びに為替制限に関する便宜と同一の免除及び便宜

(iii) 関係加盟国がこれらの者と同等の地位にある他の加盟国の代表者、公務員及び使用人に対して与える旅行上の便宜に関する待遇と同一の待遇

第四十九条　この章の規定の適用

加盟国は、この章の原則を自国の法律において実施するために自国の領域内で必要な措置を執り、かつ、その措置の詳細を機関に通報する。

第五十条　放棄

この章に規定する免除、課税の免除及び特権は、機関の利益のために与えられるものとし、機関の利益を害さない場合には、機関が決定する範囲内及び条件で放棄することができる。機関は、職員に与えられる免除が正義の実現を阻害するものであり、かつ、機関の利益を害することなくこれを放棄することができると認める場合には、当該免除を放棄する。

第八章　脱退、資格停止及び業務の終了

第五十一条　脱退

加盟国は、自国についてこの条約が効力を生じた日の後三年を経過した後は、機関の主たる事務所に対して書面による通告を行うことにより、いつでも機関から脱退することができる。機関は、当該通告の受領をこの条約の寄託者としての銀行に通知する。脱退は、機関が当該通告を受領した日の後九十日で効力を生ずる。加盟国は、脱退の効力が生ずる前はその通告を撤回することができる。

第五十二条　資格停止

(a) 総務会は、加盟国がこの条約に基づくいずれかの義務を履行しない場合には、総投票権数の過半数を代表する加盟国（加盟国の過半数を含むことを要する。）による議決で、当該義務を履行しない加盟国の資格を停止することができる。

(b) 加盟国は、資格停止中は、この章及び第九章に定める脱退権その他の権利を除くほか、この条約に基づくいかなる権利も有しないが、引き続きすべての義務に服さなければならない。

(c) 第三章又は附属書Ⅰの規定に従って行われる保証又は再保険の対象となる資格の有無を決定するに当たり、資格を停止された加盟国は、機関の加盟国として取り扱わない。

(d) 資格を停止された加盟国は、資格停止の日から一年で自動的に加盟国でなくなる。ただし、総務会が資格停止期間の延長又は当該加盟国の資格の回復を決定する場合は、この限りでない。

第五十三条　加盟国でなくなった国の権利及び義務

(a) いずれかの国が加盟国でなくなった場合においても、当該国は、加盟国でなくなる前に効力を有していたこの条約に基づく当該国のすべての義務（偶発債務を含む。）について引き続き責任を有する。

(b) 機関は、(a)の規定の適用を妨げることなく、加盟国でなくなった国と債権及び債務を決済するための取極を締結する。この取極は、理事会の承認を受ける。

第五十四条　業務の停止

(a) 理事会は、正当と認めるときはいつでも、新たな保証を行うことを期間を定めて停止することができる。

(b) 理事会は、緊急の場合には、その緊急の事態の期間内に限り、機関及び第三者の利益を保護するために必要な措置を執ることを条件として、機関のすべての活動を停止することができる。

(c) 業務の停止の決定は、この条約に基づく加盟国の義務又は被保証人、機関が引き受けた再保険の契約者若しくは第三者に対する機関の義務に影響を与えるものではない。

第五十五条　清算

(a) 総務会は、特別多数による議決で、業務の終了及び機関の清算を決定することができる。この後、機関は、資産の秩序ある換価、保全及び管理並びに債務の決済のための活動を除くほか、直ちにすべての活動を終了する。機関は、最終的に債務が決済され及び資産が分配されるまでの間存続するものとし、この条約の規定に基づく加盟国のすべての権利及び義務は、害されることなく継続する。

(b) 資産の分配は、すべての債務を被保証人その他の債権者に対して履行し又は履行する用意を完了し、総務会が当該分配を決定するまで、加盟国に対して行わない。

(c) 機関は、(b)の規定に従うことを条件として、応募済資本に占める各加盟国の持分の割合に応じて、残余の資産を加盟国に分配する。機関は、また、損失負担の約束を付した投資の総額に占める各加盟国が損失負担の約束を付した投資の額の割合に応じて、附属書Ⅰに規定する損失負担約束信託基金の残余の資産を損失負担を

約束した加盟国に分配する。いずれの加盟国も、自国に対して機関が有するすべての債権を決済していない場合には、機関又は損失負担約束信託基金の資産に占める自国の持分について権利を有しない。資産の分配は、すべて、総務会が決定する時期に及び総務会が公正かつ衡平と認める方法で行う。

第九章　紛争の解決

第五十六条　条約の解釈及び適用

(a)　この条約の規定の解釈及び適用について加盟国と機関との間又は加盟国相互の間に生ずる疑義は、決定のため理事会に提出する。疑義につき特に関係を有する加盟国であつて理事会に自国の国籍を有する代表を出していないものは、当該疑義が審議されるすべての理事会の会合に自国の代表を出席させることができる。

(b)　理事会が(a)の規定に基づいて決定を行つた場合には、いずれの加盟国も、当該決定に係る疑義を総務会に付託することを要求することができるものとし、総務会の裁決は、最終的なものとする。機関は、総務会への付託の結果が判明するまでの間、必要と認める限り、理事会の決定に基づいて行動することができる。

第五十七条　機関と加盟国との間の紛争

(a)　機関と加盟国又は加盟国の機関との間及び機関と加盟国でなくなつた国（又は当該国の機関）との間の紛争は、前条及び(b)の規定の適用を妨げることなく、附属書Ⅱに定める手続に従つて解決する。

(b)　機関が投資者の代位者として行動する場合において、機関の請求権に関する紛争は、次のいずれかに従つて解決する。

(i)　附属書Ⅱに定める手続

(ii)　このような紛争の解決のための方法で(i)の手続に代わるものに関し機関と関係加盟国との間で締結する取極

(ii)の場合において、附属書Ⅱは、この取極の基礎となる。この取極は、関係加盟国の領域内における機関による業務の実施の前に、理事会の特別多数による議決で承認される。

第五十八条　被保証人又は再保険の契約者の関係する紛争

保証又は再保険の契約の下で生ずる当事者間の紛争は、当該契約に定める原則に従い、最終的な決定のために仲裁に付する。

第十章　改正

第五十九条　総務会による改正

(a)　この条約及びその附属書の改正は、(i)及び(ii)の場合を除くほか、総投票権数の五分の四を行使する総務（総務の五分の三を含むことを要する。）による表決で行うことができる。

(i)　第五十一条の規定に基づいて機関から脱退する権利及び第八条(d)に規定する責任の限度を変更する改正は、すべての総務の賛成投票を要する。

(ii)　附属書Ⅰの第一条及び第三条に定める損失の分担の規定を変更する改正であつてこれらの条に基づくいずれかの加盟国の責任の増加をもたらすものは、当該加盟国の総務の賛成投票を要する。

(b)　付表A及び付表Bは、総務会の特別多数による議決で改正することができる。

(c)　改正が附属書Ⅰの規定に関係がある場合における総票数には、附属書Ⅰ第七条の規定に従い損失負担を約束した加盟国及び損失負担の約束を付した投資の受入国に割り当てる追加票数を含む。

第六十条　手続

この条約を改正する提案は、加盟国、総務又は理事のいずれから提議されたものであつても、理事会議長に送付されるものとし、議長は、この提案を理事会に提出する。改正案は、理事会が支持した場合には、前条の規定による承認を得るために総務会に提出する。改正が総務会により正当に採択された場合には、機関は、すべての加盟国にあてた公式の通報によつてこの旨を確認する。改正は、総務会が異なる日を明示しない限り、公式の通報の日の後九十日ですべての加盟国について効力を生ずる。

第十一章　最終規定

第六十一条　効力発生

(a)　この条約は、銀行のすべての加盟国及びスイスによる署名のために開放しておく。この条約は、署名国により、その憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

(b)　この条約は、付表Aの第一区分に属する五以上の署名国が批准書、受諾書又は承認書を寄託し、かつ、付表Aの第二区分に属する十五以上の署名国が批准書、受諾書又は承認書を寄託した日に効力を生ずる。ただし、これらの国の応募額の合計が第五条に定める機関の授権資本の三分の一以上となることを条件とする。

(c)　この条約は、この条約が効力を生じた後に批准書、受諾書又は承認書を寄託する国については、その寄託の日に効力を生ずる。

(d)　この条約が署名のために開放された後二年以内に効力を生じない場合には、銀行の総裁は、将来の行動方針を決定するため、関係国の会議を招集する。

第六十二条　創立総会

この条約が効力を生じたときは、銀行の総裁は、総務会の創立総会を招集する。この総会は、この条約が効力を生じた日から六十日以内に又はその後できるだけ速やかに機関の主たる事務所において開催する。

第六十三条　寄託者

この条約の批准書、受諾書又は承認書及びこの条約の改正は、この条約の寄託者として行動する銀行に寄託する。寄託者は、銀行の加盟国及びスイスにこの条約の認証謄本を送付する。

第六十四条　登録

寄託者は、国際連合憲章第百二条の規定及びこれに基づいて国際連合総会が採択した規則により、この条約を国際連合事務局に登録する。

第六十五条　通告

寄託者は、すべての署名国に対し及び、この条約が効力を生じた場合には、機関に対して次の事項を通告する。

(a)　この条約の署名

(b)　第六十三条の規定による批准書、受諾書又は承認書の寄託

(c)　第六十一条の規定によるこの条約の効力発生の日

(d)　次条の規定による適用地域の除外

(e)　第五十一条の規定による加盟国の機関からの脱退

第六十六条　適用地域

この条約は、加盟国の管轄下にあるすべての領域（加盟国がその国際関係について責任を有する領域を含む。）に適用される。ただし、批准、受諾若しくは承認の際に又はその後にこの条約の寄託者に対して書面による通告を行うことにより加盟国が適用を除外した領域は、この限りでない。

第六十七条　定期的な検討

(a)　総務会は、機関の目的を達成する上での機関の能力を高めるために必要な改革を行うため、機関の活動及び達成された結果について包括的な検討を定期的に行う。

(b)　最初の包括的な検討は、この条約の効力発生の五年後に行う。その後に検討を行う日は、総務会が決定する。

ソウルで本書一通を作成した。本書は、国際復興開発銀行に寄託する。国際復興開発銀行は、この条約により課される任務を遂行することに同意した旨を次の署名により明示した。

附属書Ⅰ　条約第二十四条の規定に基づく損失負担の約束を付した投資の保証

第一条　損失負担の約束

(a) 加盟国は、一又は二以上の投資者（その国籍を問わない。）による投資の保証のために損失負担を約束することができる。

(b) 損失負担を約束した各加盟国は、第三条(b)及び(c)の規定に従うことを条件として、損失負担の約束を付した投資の保証に係る損失を次条に規定する損失負担約束信託基金でてん補することができない場合には、そのてん補をすることができない限度において、損失負担を約束したその他の加盟国と当該損失を分担する。その分担の割合は、損失負担の約束を付した投資の保証に係る偶発債務の限度額の合計額に占める当該各加盟国が損失負担の約束を付した投資の保証に係る偶発債務の限度額の割合とする。

(c) 機関は、この附属書に基づいて保証を行うことを決定するに際し、損失負担を約束した加盟国がこの附属書に基づく債務を履行することのできる見込みにつき十分な考慮を払うものとし、関係投資受入国が協調して損失負担の約束を付した投資を優先する。

(d) 機関は、この附属書に基づくその業務に関し損失負担を約束した加盟国と定期的に協議する。

第二条　損失負担約束信託基金

(a) 損失負担の約束を付した投資の保証に係る保険料その他の収入（保険料その他の収入の投資による収益を含む。）は、損失負担約束信託基金という名称の別勘定に保有する。

(b) この附属書に基づいて行う保証に係るすべての運営経費及び請求に対する支払は、損失負担約束信託基金から支払う。

(c) 損失負担約束信託基金の資産は、損失負担を約束した加盟国の共同勘定として保有し及び管理するものとし、機関の資産と分離しておく。

第三条　損失負担を約束した加盟国への払込請求

(a) 機関は、損失負担の約束を付した投資の保証に係る損失のために支払うべき金額を損失負担約束信託基金の資産から支払うことができない場合には、損失負担を約束した加盟国に対し、第一条(b)の規定に従つて定める金額のうち当該加盟国が分担すべき金額を当該基金に払い込むよう請求する。

(b) いかなる加盟国も、当該加盟国の払込みの合計額が結果として当該加盟国が損失負担の約束を付した投資に係る保証の合計額を超える場合には、この条の規定に基づく請求による払込みを行う責任を有しない。

(c) 加盟国が損失負担の約束を付した投資に係る保証が終了した場合には、当該加盟国の責任は、この保証の額に相当する額だけ減少する。加盟国の責任は、また、損失負担の約束を付した投資に関する請求に対する機関の支払により第一条(b)に規定する分担の割合に応じて減少するものとし、当該支払時における損失負担の約束を付した投資に係る機関による保証のすべてが終了するまで引き続き免除されない。

(d) 損失負担を約束した加盟国がこの条の規定に基づく払込請求に応じて支払うべき金額の払込みの不履行に陥つた場合又は損失負担を約束した加盟国が(b)及び(c)に定める限度のために当該払込請求の金額を支払う責任を有しない場合には、これらの金額の払込責任は、損失負担を約束したその他の加盟国の間で第一条(b)に規定する分担の割合に応じて分担する。この(d)の規定に基づく加盟国の責任は、(b)及び(c)に定める限度に従う。

(e) 損失負担を約束した加盟国の払込みであつてこの条の規定に基づく払込請求によるものは、速やかにかつ自由利用可能通貨で行う。

第四条　通貨の評価及び返還

資本への応募に関するこの条約の通貨の評価及び返還についての規定は、損失負担の約束を付した投資のために加盟国が払い込む資金について準用する。

第五条　再保険

(a) 機関は、第一条に定める条件に従い、条約第二十条(a)に規定する加盟国、加盟国の機関若しくは地域的な投資保証機関から又は加盟国の民間の保険事業者から再保険を引き受けることができる。保証に関するこの附属書の規定並びに条約第二十条及び第二十一条の規定は、当該再保険について準用する。

(b) 機関は、この附属書に基づいて保証した投資について再保険を行うことができるものとし、当該再保険の費用を損失負担約束信託基金から支払う。理事会は、第一条(b)に定める損失負担を約束した加盟国が分担する損失の限度額を再保険によるてん補によつて減額させるかさせないか及びその程度を決定することができる。

第六条　業務上の原則

条約第三章の保証業務に関する規定及び条約第四章の財務管理に関する規定は、この附属書の規定の適用を妨げることなく、損失負担の約束を付した投資の保証について準用する。ただし、

(i) 第一条(a)の規定に基づき対象となる投資者が加盟国特に開発途上加盟国の領域内で行う投資は、損失負担の約束の対象となる。

(ii) 機関は、この附属書による保証又は再保険に係る債務について自己の資産によつて支払う責任を有しないものとし、この附属書によつて締結される保証契約又は再保険契約には、明示的にその旨を規定する。

第七条　投票

損失負担の約束を付した投資に関する決定に当たり、損失負担を約束した加盟国は、その損失負担の約束に基づく保証額又は再保険額に相当する特別引出権の一万特別引出権ごとに一票の追加票を有するものとし、損失負担の約束を付した投資の受入加盟国は、当該受入加盟国が受け入れた損失負担の約束を付した投資についての保証額又は再保険額に相当する特別引出権の一万特別引出権ごとに一票の追加票を有する。これらの追加票は、損失負担の約束を付した投資に関する決定についてのみ投じられるものとし、加盟国の投票権数の決定に当たつて考慮されない。

附属書Ⅱ　条約第五十七条の規定に基づく機関と加盟国との間の紛争の解決

第一条　附属書の適用

条約第五十七条の規定の対象とされている紛争は、この附属書に定める手続に従つて解決する。ただし、機関が条約第五十七条(b)(ii)の規定に基づき加盟国と取極を締結する場合は、この限りでない。

第二条　交渉

この附属書の対象とされている紛争の両当事者は、調停又は仲裁に付する前に交渉によつて紛争を解決するよう努める。交渉開始の要請の日から百二十日以内に当事者間で解決することができなかつた場合には、交渉は、尽くされたものとみなす。

第三条　調停

(a) 紛争が交渉によつて解決しない場合には、両当事者がまずこの条に定める調停手続によることを相互の合意により決定するときを除くほか、いずれか一方の当事者は、次条の規定に従い紛争を仲裁に付することができる。

(b) 調停を利用するという合意には、紛争の争点、紛争に関する両当事者の主張及び可能な場合には両当事者が合意した調停人の氏名を明記する。調停人について合意することができない場合には、両当事者は、共同で投資紛争解決国際センター（以下「ＩＣＳＩＤ」という。）の事務局長又は国際司法裁判所の裁判所長に対し調停

人を任命するよう要請することができる。調停手続は、調停を利用するという合意の後九十日以内に調停人が任命されなかつた場合には、終了する。

(c) 調停人は、この附属書に別段の定めがある場合及び両当事者が別段の合意をする場合を除くほか、調停手続に関する規則を決定するものとし、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約に基づいて採択された調停規則をその決定の指針とする。

(d) 両当事者は、誠意をもつて調停人に協力するものとし、特に、調停人がその職務を遂行する際に役立つすべての情報及び文書を調停人に提供する。両当事者は、調停人の勧告に真剣な考慮を払う。

(e) 調停人は、両当事者が別段の合意をする場合を除くほか、その任命の日から百八十日を超えない期間内に両当事者に対し、調停人の努力の結果並びに当事者間の争点及びその解決のための調停人の提案を記述した報告書を提出する。

(f) 各当事者は、報告書の受領の日から六十日以内に、他方の当事者に対し、書面により報告書に対する意見を表明する。

(g) 調停手続のいずれの当事者も、次の場合を除くほか、仲裁に付することができない。

(i) 調停人が(e)に定める期間内に報告書を提出することができなかつた場合

(ii) 両当事者が報告書を受領した後六十日以内に当該報告書の提案の全部又は一部を受け入れることができなかつた場合

(iii) 両当事者が調停人の報告書に関し意見交換を行つたにもかかわらず、当該報告書を受領した後六十日以内に全部又は一部の争点の解決について合意することができなかつた場合

(iv) いずれか一方の当事者が(f)に定めるところにより報告書に対する意見を表明することができなかつた場合

(h) 調停人の報酬は、両当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ICSIDの調停に適用される料金に基づいて決定する。当該報酬その他の調停手続の費用は、両当事者が均等に分担する。各当事者は、自己の費用を負担する。

第四条　仲裁

(a) 仲裁手続は、仲裁を求める当事者（以下「申立人」という。）が他方の当事者（以下「相手方」という。）に対して通告を行うことにより開始される。通告には、紛争の性質、求めている救済及び申立人が任命する仲裁人の氏名を明記する。相手方は、通告の受領の日の後三十日以内に自己が任命する仲裁人の氏名を申立人に通知する。両当事者は、第二の仲裁人の任命の日から三十日以内に第三の仲裁人を選定するものとし、当該第三の仲裁人は、仲裁裁判所（以下「裁判所」という。）の裁判長として行動する。

(b) 裁判所が申立人の通告の日から六十日以内に構成されない場合には、任命されていない仲裁人又は選定されていない裁判長は、両当事者の共同の要請により、ICSIDの事務局長が任命する。共同の要請が行われない場合又はICSIDの事務局長が共同の要請の日から三十日以内にその任命を行うことができない場合には、いずれか一方の当事者は、国際司法裁判所の裁判所長に対し、その任命を行うよう要請することができる。

(c) 紛争に関する審理の開始後は、いずれの当事者も、自己が任命した仲裁人を変更することができない。いずれかの仲裁人（裁判所の裁判長を含む。）が辞任し、死亡し又は職務を行うことができなくなつた場合には、後任者をその前任者の任命の際とられた方法で任命する。後任者は、前任の仲裁人と同一の権限及び任務を有する。

(d) 裁判所は、裁判長が決定した日時及び場所において最初の法廷を開く。その後は、裁判所が開廷の場所及び日を決定する。

(e) 裁判所は、この附属書に別段の定めがある場合及び両当事者が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁手続を決定するものとし、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約に基づいて採択された仲裁規則をその決定の指針とする。

(f) 裁判所は、自己の管轄について判断する。ただし、紛争が条約第五十六条の規定に基づき理事会若しくは総務会の管轄に属する旨の異議又は第一条の規定に基づく取極により指定された司法機関若しくは仲裁機関の管轄に属する旨の異議が裁判所に提示され、裁判所がその異議を真正なものと認める場合には、裁判所は、場合に応じて理事会、総務会又は当該指定された機関にその異議を付託するものとし、当該異議について決定が行われるまで仲裁手続を停止する。裁判所は、この決定に拘束される。

(g) 裁判所は、この附属書の対象とされている紛争について、この条約、紛争当事者間の関連取極、機関の基本規程その他の規則、適用可能な国際法の規則、関係加盟国の国内法及び投資契約に適用可能な規定がある場合にはその規定を適用する。裁判所は、機関及び関係加盟国が合意する場合には、この条約の適用を妨げることなく、衡平及び善に基づき紛争について決定を行うことができる。裁判所は、法の沈黙又は法の不明確を理由として裁判拒否の決定を行つてはならない。

(h) 裁判所は、両当事者に対し公正な陳述の機会を与える。裁判所は、すべての決定を過半数による議決で行うものとし、その決定の基礎となつた理由を述べる。裁判所の仲裁判断は、書面によるものとし、少なくとも二人の仲裁人が署名する。その写しは、両当事者に送付する。仲裁判断は、最終的なものであり、かつ、両当事者を拘束する。上訴、取消し又は再審は、許されない。

(i) 仲裁判断の意味又は範囲について当事者間で紛争が生じた場合には、いずれの当事者も、仲裁判断が行われた後六十日以内に仲裁判断を行つた裁判所の裁判長にあてた書面により、当該仲裁判断の解釈を請求することができる。裁判長は、可能な場合には、当該仲裁判断を行つた裁判所にこの請求を付託するものとし、当該書面の受領の後六十日以内に裁判所を開廷する。これが不可能な場合には、(a)から(d)までの規定に従い新たな裁判所が構成される。裁判所は、請求された解釈について決定を行うまで当該仲裁判断の執行を停止することができる。

(j) 加盟国は、この条の規定に従つて行われた仲裁判断を拘束力があるものとして承認し、また、自国の裁判所の確定判決とみなして自国の領域内において執行することを承認する。仲裁判断の執行は、執行が求められている領域の属する国で現に適用されている判決の執行に関する法令に従つて行われるものとし、執行からの免除に関する現行法令に影響を及ぼすものではない。

(k) 仲裁人の報酬は、両当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ICSIDの仲裁に適用される料金に基づいて決定する。各当事者は、仲裁手続に関する自己の費用を負担する。裁判所の費用は、裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、両当事者が均等に分担する。裁判所の費用の分担又は支払手続に関する疑義は、裁判所が決定する。

第五条　訴訟に関する送達

この附属書に従つて行われる手続に関連する告知又は訴訟に関する送達は、書面によつて行う。これらは、機関により行われる場合には条約第三十八条の規定に従い関係加盟国が指定する当局を通じて行われるものとし、関係加盟国により行われる場合には機関の主たる事務所において行われる。

付表A　加盟国及び応募額

国名	株式数	応募額（百万特別引出権）
第一区分		
オーストラリア	一、七一三	一七・一三
オーストリア	七七五	七・七五
ベルギー	二、〇三〇	二〇・三〇
カナダ	二、九六五	二九・六五
デンマーク	七一八	七・一八
フィンランド	六〇〇	六・〇〇
フランス	四、八六〇	四八・六〇
ドイツ連邦共和国	五、〇七一	五〇・七一
アイスランド	九〇	〇・九〇
アイルランド	三六九	三・六九
イタリア	二、八二〇	二八・二〇
日本国	五、〇九五	五〇・九五
ルクセンブルグ	一一六	一・一六
オランダ	二、一六九	二一・六九
ニュー・ジーランド	五一三	五・一三
ノールウェー	六九九	六・九九
南アフリカ	九四三	九・四三
スウェーデン	一、〇四九	一〇・四九
スイス	一、五〇〇	一五・〇〇
連合王国	四、八六〇	四八・六〇
アメリカ合衆国	二〇、五一九	二〇五・一九
（小計）	五九、四七三	五九四・七三
第二区分（注）		
アフガニスタン	一一八	一・一八
アルジェリア	六四九	六・四九
アンティグァ・バーブーダ	五〇	〇・五〇
アルゼンティン	一、二五四	一二・五四
バハマ	一〇〇	一・〇〇
バハレーン	七七	〇・七七
バングラデシュ	三四〇	三・四〇
バルバドス	六八	〇・六八
ベリーズ	五〇	〇・五〇
ベナン	六一	〇・六一
ブータン	五〇	〇・五〇
ボリヴィア	一二五	一・二五
ボツワナ	五〇	〇・五〇
ブラジル	一、四七九	一四・七九
ブルキナ・ファソ	六一	〇・六一
ビルマ	一七八	一・七八
ブルンディ	七四	〇・七四
カメルーン	一〇七	一・〇七
カーボ・ヴェルデ	五〇	〇・五〇
中央アフリカ共和国	六〇	〇・六〇
チャード	六〇	〇・六〇
チリ	四八五	四・八五
中国	三、一三八	三一・三八
コロンビア	四三七	四・三七
コモロ	五〇	〇・五〇
コンゴー人民共和国	六五	〇・六五
コスタ・リカ	一一七	一・一七
サイプラス	一〇四	一・〇四
ジブティ	五〇	〇・五〇
ドミニカ	五〇	〇・五〇
ドミニカ共和国	一四七	一・四七
エクアドル	一八二	一・八二
エジプト・アラブ共和国	四五九	四・五九
エル・サルヴァドル	一二二	一・二二
赤道ギニア	五〇	〇・五〇
エティオピア	七〇	〇・七〇
フィジー	七一	〇・七一
ガボン	九六	〇・九六
ガンビア	五〇	〇・五〇
ガーナ	二四五	二・四五
ギリシャ	二八〇	二・八〇
グレナダ	五〇	〇・五〇
グァテマラ	一四〇	一・四〇
ギニア	九一	〇・九一
ギニア・ビサオ	五〇	〇・五〇
ガイアナ	八四	〇・八四
ハイティ	七五	〇・七五
ホンデュラス	一〇一	一・〇一

ハンガリー	五六四	五・六四
インド	三、〇四八	三〇・四八
インドネシア	一、〇四九	一〇・四九
イラン回教共和国	一、六五九	一六・五九
イラク	三五〇	三・五〇
イスラエル	四七四	四・七四
象牙海岸	一七六	一・七六
ジャマイカ	一八一	一・八一
ジョルダン	九七	〇・九七
民主カンボディア	九三	〇・九三
ケニア	一七二	一・七二
大韓民国	四四九	四・四九
クウェイト	九三〇	九・三〇
ラオス人民民主共和国	六〇	〇・六〇
レバノン	一四二	一・四二
レソト	五〇	〇・五〇
リベリア	八四	〇・八四
リビア	五四九	五・四九
マダガスカル	一〇〇	一・〇〇
マラウイ	七七	〇・七七
マレイシア	五七九	五・七九
モルディヴ	五〇	〇・五〇
マリ	八一	〇・八一
マルタ	七五	〇・七五
モーリタニア	六三	〇・六三
モーリシャス	八七	〇・八七
メキシコ	一、一九二	一一・九二
モロッコ	三四八	三・四八
モザンビーク	九七	〇・九七
ネパール	六九	〇・六九
ニカラグァ	一〇二	一・〇二
ニジェール	六二	〇・六二
ナイジェリア	八四四	八・四四
オマーン	九四	〇・九四
パキスタン	六六〇	六・六〇
パナマ	一三一	一・三一
パプア・ニューギニア	九六	〇・九六
パラグァイ	八〇	〇・八〇
ペルー	三七三	三・七三
フィリピン	四八四	四・八四
ポルトガル	三八二	三・八二
カタル	一三七	一・三七
ルーマニア	五五五	五・五五
ルワンダ	七五	〇・七五
セント・クリストファー・ネイヴィース	五〇	〇・五〇
セント・ルシア	五〇	〇・五〇
セント・ヴィンセント	五〇	〇・五〇
サントメ・プリンシペ	五〇	〇・五〇
サウディ・アラビア	三、一三七	三一・三七
セネガル	一四五	一・四五
セイシェル	五〇	〇・五〇
シエラ・レオーネ	七五	〇・七五
シンガポール	一五四	一・五四
ソロモン	五〇	〇・五〇
ソマリア	七八	〇・七八
スペイン	一、二八五	一二・八五
スリ・ランカ	二七一	二・七一
スーダン	二〇六	二・〇六
スリナム	八二	〇・八二
シリア・アラブ共和国	一六八	一・六八
スワジランド	五八	〇・五八
タンザニア	一四一	一・四一
タイ	四二一	四・二一
トーゴー	七七	〇・七七
トリニダッド・トバゴ	二〇三	二・〇三
チュニジア	一五六	一・五六
トルコ	四六二	四・六二
アラブ首長国連邦	三七二	三・七二
ウガンダ	一三二	一・三二
ウルグァイ	二〇二	二・〇二
ヴァヌアツ	五〇	〇・五〇
ヴェネズエラ	一、四二七	一四・二七
ヴィエトナム	二二〇	二・二〇
西サモア	五〇	〇・五〇
イエメン・アラブ共和国	六七	〇・六七
イエメン民主人民共和国	一一五	一・一五
ユーゴースラヴィア	六三五	六・三五
ザイール	三三八	三・三八

ザンビア	三一八		三・一八
ジンバブエ	二三六		二・三六
（小　計）	四〇、五二七		四〇五・二七
合　計	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇	

注　この条約の適用上、第二区分に掲げる国は、開発途上加盟国とする。

付表B　理事の選挙

1　理事の候補者は、総務が指名する。ただし、各総務は、一人のみを指名することができる。

2　理事の選挙は、総務が投票によって行う。

3　総務は、理事について投票するに当たり、条約第四十条(a)の規定に基づいて自己が代表する加盟国のすべての票を一人の候補者に投ずる。

4　理事の四分の一は、それぞれ、順次、最も多数の株式数を有する各加盟国の総務が選出する。理事の総数が四で除することができない場合には、選出される理事の数は、四で除することができる直近下位の数の四分の一とする。

5　残余の理事については、他の総務が6から11までの規定に従つて選出する。

6　指名された候補者の数が選出されるべき残余の理事の数に等しい場合には、すべての候補者は、第一回の投票において選出される。ただし、総票数に占めるいずれかの候補者の得票数の割合が総務会が定める百分率の上限を超える場合には、その選挙においては、総票数に占める得票数の割合が総務会が定める百分率の下限に満たない候補者は、選出されない。

7　指名された候補者の数が選出されるべき残余の理事の数を超える場合には、順次、最も多数の票を得た候補者から選出される。ただし、総票数に占める得票数の割合が総務会が定める百分率の下限に満たない候補者については、この限りでない。

8　第一回の投票においてすべての残余の理事が選出されない場合には、第二回の投票を行う。第一回の投票で選出されなかつた候補者は、選出される資格を有する。

9　第二回の投票においては、次の総務のみが投票する。

(i)　第一回の投票で選出されなかつた候補者に投票した総務

(ii)　第一回の投票において、自己の票が計上される前に、総票数に占める得票数の割合が総務会が定める百分率の上限に既に達して選出された候補者に投票した総務

10　選出された候補者が得た票数の総票数に占める割合が総務会の定める百分率の上限を超えた時点を決定するに当たつては、最初に、当該候補者に対して最も多数の票を投じた総務の票を、次に、これに次ぐ数の票を投じた総務の票を計上するものとし、以下順次当該百分率の上限に達するまで同様とする。

11　第二回の投票によつてもすべての残余の理事が選出されなかつた場合には、すべての理事が選出されるまでこの付表に定める原則と同一の原則により更に投票を行う。ただし、一人の理事の選挙のみが残つた場合には、この理事は、残余の票の単純多数で選出することができるものとし、すべての残余の票によつて選出したものとみなす。

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百八十七年）

関税及び貿易に関する一般協定の締約国及び欧州経済共同体（以下「参加国」という。）は、

関税及び貿易に関する一般協定（以下「一般協定」又は「ガット」という。）第二十八条の規定並びに千九百八十三年七月十二日にガット理事会により現行のガット譲許を商品の名称及び分類についての統一システム（以下「統一システム」という。）に移行することに関し採択された特別の手続（L／第五四七〇号／改訂1）により、統一システムを導入するために交渉を行い、

それぞれの代表者を通じて、次のとおり協定した。

1　この議定書に附属する関税についての参加国の譲許表は、千九百八十八年一月一日に一般協定の譲許表となり、同日前に一般協定に附属していた当該参加国の譲許表に代わる。

2(a)　この議定書に附属する関税についての譲許表に定める譲許の対象となつている各産品に係る一般協定第二条1の(b)及び(c)において言及されている日付については、この議定書に譲許表を附属させた日とする。この場合において、この議定書に譲許表を附属させた日に有効ないかなる義務にも影響を及ぼすことはない。

(b)　この議定書に附属する関税についての譲許表に係る一般協定第二条6(a)において言及されている日付については、この議定書に譲許表を附属させた日とする。

3(a)　参加国は、千九百八十七年七月三十一日まで、関税についての当該参加国の譲許表をこの議定書に附属させることができる。

(b)　この議定書は、千九百八十七年九月三十日まで、参加国が署名その他の方法によつて行う受諾のために開放しておく。

(c)　この議定書は、千九百八十八年一月一日に効力を生ずる。

4　この議定書は、ガット事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、速やかに、一般協定の各締約国及び欧州経済共同体に対し、この議定書の認証謄本及び3の規定によるこの議定書の受諾の通告書を送付する。

5　この議定書は、国際連合憲章第百二条の規定により登録する。

千九百八十七年二月二十日にジュネーヴで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。この議定書に附属する譲許表は、各譲許表に明記するところにより英語、フランス語又はスペイン語を正文とする。

附属書　締約国及び欧州経済共同体の譲許表

第三十八表　日本国の譲許表

この譲許表は、英語のみを正文とする。

第一部　最恵国関税率表

第三十八表の日本国の譲許表に関する注釈

1　4欄に関し、「G／HS／八七」とは、関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百八十七年）を意味する。

2　5欄に関し、略号は、それぞれ、次の締約国又は欧州経済共同体を示す。

BU	ビルマ連邦社会主義共和国
CA	カナダ
IL	イスラエル国
CH	スイス連邦
NI	ニカラグァ共和国
CE6	欧州経済共同体（六箇国）
CE9	欧州経済共同体（九箇国）
CL	チリ共和国
DE	ドイツ連邦共和国
DK	デンマーク王国
DO	ドミニカ共和国
GR	ギリシャ共和国
ID	インドネシア共和国
IT	イタリア共和国
PE	ペルー共和国
PK	パキスタン回教共和国
US	アメリカ合衆国
UY	ウルグァイ東方共和国

3　この譲許表の不可分の一部を成す付表の品名欄に掲げる物品については、ガットに基づく譲許として免税待遇を与える。ただし、これらの物品は、民間航空機又は航空用地上訓練装置の製造、修繕、整備、再組立て、改修又は改造の過程で使用されるものであつて機体の一部を構成することとなるものに限る。

ガットに基づく譲許としての免税措置は、民間航空機貿易に関する協定2.1.2に規定する修理に対しても与えられる。

4　この譲許表の附属する議定書2にいう「附属させた日」は、この譲許表については、当該議定書の日付とする。

関税率表番号	品名	税率	現行譲許を定めている文書	原交渉国	一般協定上の譲許を最初に定めた文書	旧原交渉国
1	2	3	4	5	6	7
〇一〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）	無税	G／HS／八七			
〇一〇一・一〇	ろ馬、ら馬及びヒニー	無税	G／HS／八七			
〇一〇二	牛（生きているものに限る。）	無税	G／HS／八七			
〇一〇二・一〇	純粋種の繁殖用のもの	無税	G／HS／八七			
〇一〇二・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七			
〇一〇四	水牛	無税	G／HS／八七			
〇一〇四・一〇	羊及びやぎ（生きているものに限る。）	無税	G／HS／八七			
〇一〇四・二〇	羊	無税	G／HS／八七			
〇一〇五	やぎ	無税	G／HS／八七			
〇一〇五・一一	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちよう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）一羽の重量が一八五グラム以下のもの	無税	G／HS／八七			
〇一〇五・一九	鶏（ガルルス・ドメスティクス）	無税	G／HS／八七			
〇一〇五・九一	その他のもの	無税	G／HS／八七			
〇一〇五・九九	その他のもの	無税	G／HS／八七			
〇一〇六・〇〇	その他の動物（生きているものに限る。）	無税	G／HS／八七			
〇二〇一	犬以外のもの	無税	G／HS／八七			
〇二〇二	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	七・五%	G／HS／八七			
〇二〇三・一一	生鮮のもの及び冷蔵したもの					
	枝肉及び半丸枝肉					
	いのししのもの					
〇二〇三・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）					
	いのししのもの					
〇二〇三・一九	その他のもの					
	いのししのもの					
〇二〇三・二一	冷凍したもの					
	枝肉及び半丸枝肉					
〇二〇三・二二	いのししのもの					
	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）					
〇二〇三・二九	いのししのもの					
	その他のもの					
〇二〇四	いのししのもの					
〇二〇四・一〇	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）					
〇二〇四・二一	子羊の枝肉及び半丸枝肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）					
〇二〇四・二二	その他の羊の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）					
〇二〇四・二三	枝肉及び半丸枝肉					
〇二〇四・二九	その他の骨付き肉					
〇二〇四・三〇	骨付きでない肉					
〇二〇四・四一	子羊の枝肉及び半丸枝肉（冷凍したものに限る。）	七・五%	G／HS／八七			
〇二〇四・四二	その他の羊の肉（冷凍したものに限る。）	七・五%	G／HS／八七			
〇二〇四・四三	枝肉及び半丸枝肉	無税	G／HS／八七			
〇二〇四・四九	その他の骨付き肉	無税	G／HS／八七			
〇二〇四・五〇	骨付きでない肉	無税	G／HS／八七			
〇二〇五・〇〇	やぎの肉	無税	G／HS／八七			
〇二〇六	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	七・五%	G／HS／八七			
	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもの	無税	G／HS／八七			

	で、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）			
〇二〇六・一〇のうち	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
	臓器及び舌			
	牛のもの（冷凍したものに限る。）			
〇二〇六・二一	舌			
〇二〇六・二二	肝臓			
〇二〇六・二九のうち	その他のもの			
	臓器			
〇二〇六・三〇のうち	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
	いのししのもの			
〇二〇六・四一のうち	豚のもの（冷凍したものに限る。）			
	肝臓			
	いのししのもの	一五％	G／HS／八七	
〇二〇六・四九のうち	その他のもの			
	いのししのもの	一五％	G／HS／八七	
〇二〇六・八〇	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	一五％	G／HS／八七	
〇二〇六・九〇	その他のもの（冷凍したものに限る。）	一五％	G／HS／八七	
〇二〇七	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	七・五％	G／HS／八七	
〇二〇七・一〇のうち	分割してない家きん（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	七・五％	G／HS／八七	
	七面鳥	五％	G／HS／八七	
	あひる	一六％	G／HS／八七	
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）、七面鳥及びあひる以外のもの	一六％	G／HS／八七	
	分割してない家きん（冷凍したものに限る。）	五％	G／HS／八七	
	七面鳥	一六％	G／HS／八七	
	あひる、がちょう及びほろほろ鳥			
〇二〇七・二三	家きんの分割した肉及びくず肉（肝臓を含むものとし、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五％	G／HS／八七	
〇二〇七・三一	がちょう又はあひるの脂肪質の肝臓	一〇％	G／HS／八七	
〇二〇七・三九のうち	その他のもの	五％	G／HS／八七	
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のうち			
	骨付きのもも	一〇％	G／HS／八七	
	七面鳥のもの	五％	G／HS／八七	
	あひるのもの	一六％	G／HS／八七	
	その他のもの	一六％	G／HS／八七	
〇二〇七・四一のうち	家きんの分割した肉及びくず肉（冷凍したものに限るものとし、肝臓を除く。）	三・五％	G／HS／八七	
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	三・五％	G／HS／八七	
	骨付きのもも	一六％	G／HS／八七	
〇二〇七・四二	七面鳥のもの	五％	G／HS／八七	
〇二〇七・四三	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの	無税	G／HS／八七	
〇二〇七・五〇	家きんの肝臓（冷凍したものに限る。）	三・五％	G／HS／八七	
〇二〇八	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	七％	G／HS／八七	
〇二〇八・一〇	うさぎのもの			
〇二〇八・二〇	かえるの脚			
〇二〇八・九〇	その他のもの			
	鯨のもの			
〇二一〇	その他のもの			
	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール			
〇二一〇・九〇のうち	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）			
	豚又は牛のもの以外のもの			
〇三〇一	魚（生きているものに限る。）			

〇三〇一・一〇	観賞用の魚	五%	G／HS／八七
	こい及び金魚	二・五%	G／HS／八七
	その他のもの		
	その他の魚（生きているものに限る。）		
〇三〇一・九一のうち	ます（サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアボニタ及びサルモ・ギラエ）		
	養魚用の稚魚以外のもの	五%	G／HS／八七
〇三〇一・九二のうち	うなぎ（アングイルラ属のもの）		
	養魚用の稚魚以外のもの	五%	G／HS／八七
〇三〇一・九三のうち	こい		
	養魚用の稚魚以外のもの	五%	G／HS／八七
〇三〇一・九九のうち	その他のもの		
	養魚用の稚魚以外のもののうち	五%	G／HS／八七
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のもの	五%	G／HS／八七
〇三〇三	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）		
	ます（サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアボニタ及びサルモ・ギラエ）	五%	G／HS／八七
〇三〇三・一二	太平洋さけ（オンコルヒュンクス属のもの）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	五%	G／HS／八七
〇三〇三・一九	その他のもの		
	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）	五%	G／HS／八七
〇三〇三・二二	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	五%	G／HS／八七
〇三〇三・二三	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	五%	G／HS／八七
〇三〇三・二九	ソール（ソレア属のもの）	五%	G／HS／八七
〇三〇三・三三	その他のもの		
〇三〇三・三九	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）	五%	G／HS／八七
〇三〇三・六一のうち	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）	五%	G／HS／八七
	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）	五%	G／HS／八七
	かつお	五%	G／HS／八七
	その他のもの		
	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）	五%	G／HS／八七
	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）	五%	G／HS／八七
	サルディノプス属以外のもの	五%	G／HS／八七

〇三〇二・六二	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	五%	G	HS	八七
〇三〇二・六三	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	五%	G	HS	八七
〇三〇二・六五	さめ	三・五%	G	HS	八七
〇三〇二・六六	うなぎ（アングイルラ属のもの）	五%	G	HS	八七
〇三〇二・六九	その他のもの	三%	G	HS	八七
のうち	パラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたいにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい以外のもの	五%	G	HS	八七
〇三〇二・七〇	肝臓、卵及びしらこ	五%	G	HS	八七
のうち	にしん（クルペア属のもの）の卵	八%	G	HS	八七
	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵以外のもの	五%	G	HS	八七
〇三〇三	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	五%	G	HS	八七
〇三〇三・一〇	太平洋さけ（オンコルヒュンクス属のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）	五%	G	HS	八七
〇三〇三・二一	その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）	五%	G	HS	八七
〇三〇三・二二	ます（サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアボニタ及びサルモ・ギラエ）	五%	G	HS	八七
〇三〇三・二三	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	五%	G	HS	八七
〇三〇三・二九	その他のもの	五%	G	HS	八七
〇三〇三・三一	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）	五%	G	HS	八七
〇三〇三・三二	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	五%	G	HS	八七
〇三〇三・三三	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	五%	G	HS	八七
〇三〇三・三九	ソール（ソレア属のもの）	五%	G	HS	八七
〇三〇三・四一	その他のもの	五%	G	HS	八七
〇三〇三・四二	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）	五%	G	HS	八七
〇三〇三・四三	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）	五%	G	HS	八七
〇三〇三・四四	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）	五%	G	HS	八七
〇三〇三・四九	かつお	五%	G	HS	八七
〇三〇三・五〇	その他のもの	五%	G	HS	八七
〇三〇三・六〇	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）	六%	G	HS	八七
	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マ				

	クロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）	六%	G／HS／八七
	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）		
〇三〇三・七一のうち	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）		
	サルディノプス属以外のもの	五%	G／HS／八七
〇三〇三・七二	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	五%	G／HS／八七
〇三〇三・七三	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	五%	G／HS／八七
〇三〇三・七五	さめ	三・五%	G／HS／八七
〇三〇三・七六	うなぎ（アングイルラ属のもの）	五%	G／HS／八七
〇三〇三・七七	シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プンクタトゥス）	五%	G／HS／八七
〇三〇三・七八	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）		
	メルルシウス属のもの	六%	G／HS／八七
	その他のもの	五%	G／HS／八七
〇三〇三・七九のうち	その他のもの		
	にしん（クルペア属のもの）及びたら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）	六%	G／HS／八七
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい	三%	G／HS／八七
	ししゃも	四%	G／HS／八七
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びししゃも以外のもの	五%	G／HS／八七
〇三〇三・八〇	肝臓、卵及びしらこ		
	にしん（クルペア属のもの）の卵	六%	G／HS／八七
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	六%	G／HS／八七
	その他のもの	五%	G／HS／八七
〇三〇四	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）		
〇三〇四・一〇のうち	生鮮のもの及び冷蔵したもの		
	フィレのうち		
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のもの	五%	G／HS／八七
	その他のもののうち		
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい	三%	G／HS／八七
	さめ	三・五%	G／HS／八七

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びさめ以外のもの	〇三〇四・三〇のうち	冷凍したフィレ	五％	G／HS／八七	
		その他のもの			
にしん（クルペア属のもの）及びたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）以外のもの	〇三〇四・九〇のうち		五％	G／HS／八七	
にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビア属のもの）以外のもの			六％	G／HS／八七	三・五％
にしん（クルペア属のもの）及びたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）以外のもの			三％	G／HS／八七	三％
ししゃも	〇三〇五		五％	G／HS／八七	四％
にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい、さめ及びししゃも以外のもの					
魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）及びフィッシュミール（食用に適するものに限る。）	〇三〇五・二〇のうち		一二％	G／HS／八七	
肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）			七・五％	G／HS／八七	
にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）			五％	G／HS／八七	
たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵					
さけ又はますの卵					
その他のもののうち					
こんぶかずのこ以外のもの					
甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを	〇三〇六		四％	G／HS／八七	

	問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）				
〇三〇六・一二	冷凍したもの				
	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	三%	G／HS／八七		
〇三〇六・一三	ロブスター（ホマルス属のもの）	三%	G／HS／八七		
〇三〇六・一四	シュリンプ及びプローン	三%	G／HS／八七		
〇三〇六・一九	かに	六%	G／HS／八七		
のうち	その他のもの				
	えび	三%	G／HS／八七		
〇三〇六・二二	冷凍してないもの				
	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	三%	G／HS／八七		
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	三%	G／HS／八七		
〇三〇六・二三	その他のもの	七・五%	G／HS／八七		
	ロブスター（ホマルス属のもの）				
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	三%	G／HS／八七		
	その他のもの	七・五%	G／HS／八七		
〇三〇六・二四	シュリンプ及びプローン				
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	三%	G／HS／八七		
	その他のもの	七・五%	G／HS／八七		
〇三〇六・二九	かに				
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	六%	G／HS／八七		
のうち	その他のもの				
	えび	三%	G／HS／八七		

	その他のもののうち				
〇三〇七	えび				
	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及び水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）	七・五%	G／HS／八七		
〇三〇七・四一	いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のもの）				
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	五%	G／HS／八七		
〇三〇七・四九	その他のもの				
のうち	冷凍したもの	五%	G／HS／八七		
〇三〇七・九一	その他のもの				
のうち	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	無税	G／HS／八七		
	水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）	五%	G／HS／八七		
〇三〇七・九九	いか				
のうち	その他のもの				
	冷凍したもののうち				
	いか	五%	G／HS／八七		
〇四〇二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）				
	粒状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。）	四五%	G／HS／八七	US	
〇四〇二・一〇	砂糖を加えてないもの				
のうち	注　小学校又は盲学校、聾				

					学校若しくは養護学校の小学部若しくは保育所の児童の給食用のものについては、その関税を免除する。 日本国は、関税定率法の一部を改正する法律（昭和二九年法律第四二号）に基づき昭和二八年政令第一五一号で定める関税の免除の取扱いのための手続を変更する権利を留保する。もつとも、手続を変更する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害する結果をもたらさないようにする。	
				〇四〇三・二二	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％を超えるものに限る。）	
					砂糖その他の甘味料を加えてないもの	
					脱脂してないもの	四〇％　G／HS／八七
					その他のもの	四五％　G／HS／八七
					注　小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは保育所の児童の給食用のものについては、その関税を免除する。 日本国は、関税定率法の一部を改正する法律（昭和二九年法律第四二号）に基づき昭和二八年政令第一五一号で定める関税の免除の取扱いのための手続を	US US

					変更する権利を留保する。もつとも、手続を変更する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害する結果をもたらさないようにする。	
				〇四〇二・二九のうち	その他のもの 脱脂してないもの その他のもののうち 砂糖を加えてないもの	四〇％　G／HS／八七
					その他のもの	四五％　G／HS／八七
				〇四〇三・九一	砂糖その他の甘味料を加えてないもの	
					脱脂してないもの	三〇％　G／HS／八七
					その他のもの	二五％　G／HS／八七
				〇四〇二・九九のうち	脱脂してないもの	三〇％　G／HS／八七
				〇四〇七・〇〇のうち	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）	
					ふ化用のもの	無税　G／HS／八七
				〇四〇八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
				〇四〇八・一一	卵黄	
				〇四〇八・一九	乾燥したもの	二五％（その率が一キログラムにつき六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）　G／HS／八七
					その他のもの	

US　US　US

0504.91 0504.99	その他のもの 乾燥したもの その他のもの				
0505.00	天然はちみつ				
0506.90 0507.00 のうち	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。） あなつばめの巣				
0501.00	人髪（加工してないものに限るものとし、洗つてあるかないかを問わない。）及びそのくず				
0502	豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず				
0503.10	豚毛及びいのししの毛並びにこれらのくず				
0503.00	馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）				
0504.00	動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片				
0505	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるかないかを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず				

0504.91 0504.99	その他のもの 乾燥したもの その他のもの	二五％（その率が一キログラムにつき六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七		
0505.00	天然はちみつ	三〇％	G／HS／八七	DO	
0506.90 0507.00 のうち	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。） あなつばめの巣	二・五％	G／HS／八七		
0501.00	人髪（加工してないものに限るものとし、洗つてあるかないかを問わない。）及びそのくず	無税	G／HS／八七		
0502	豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず	無税	G／HS／八七		
0503.10	豚毛及びいのししの毛並びにこれらのくず	無税	G／HS／八七		
0503.00	馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七		
0504.00	動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片	無税	G／HS／八七		
0505	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるかないかを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず	無税	G／HS／八七		

0505.90 のうち	その他のもの フェザーミール	無税	G／HS／八七		
0506	骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	無税	G／HS／八七		
0506.10	オセイン及び酸処理した骨	無税	G／HS／八七		
0506.90	その他のもの	無税	G／HS／八七		
0507	アイボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	無税	G／HS／八七		
0507.10	アイボリー並びにその粉及びくず	無税	G／HS／八七		
0507.90 のうち	その他のもの さんごその他これに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限る。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	無税	G／HS／八七	UY	
0507.90	さんご以外のもの	無税	G／HS／八七		
0509.00	動物性の海綿	無税	G／HS／八七		
0510.00	課税価格が一キログラムにつき三、六〇〇円以上のもの	無税	G／HS／八七	GR	
	その他のもの	五％	G／HS／八七		
	アンバーグリス、海狸香、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な				

	保存に適する処理をしたものに限る。）						
〇五二	じや香及び牛黄 その他のもの	無税	G／HS／八七				
〇五二・一〇	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの 牛の精液 その他のもの	五％	G／HS／八七				
〇五二・九一	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの 魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵 その他のもの	無税	G／HS／八七				
〇五二・九九	蚕種、動物の精液、腱、筋、原皮くず及び乾燥した血 その他のもの	無税	G／HS／八七				
〇六〇一	その他のもの りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し、生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・一二項のものを除く。）	二・五％	G／HS／八七	UY US			
〇六〇一・一〇	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠しているものに限る。）	無税	G／HS／八七				
〇六〇一・二〇	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根	無税	G／HS／八七				
〇六〇二	その他の生きている植物（根を含む。）、挿穂、接ぎ穂及びきのこ菌糸						
〇六〇二・一〇	根を有しない挿穂及び接ぎ穂	無税	G／HS／八七				

〇六〇二・二〇	樹木及び灌木（食用の果実又はナットのものに限るものとし、接ぎ木してあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七				
〇六〇二・三〇	しやくなげ、つつじその他のつつじ属の植物（接ぎ木してあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七				
〇六〇二・四〇	ばら（接ぎ木してあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七				
〇六〇二・九一	その他のもの きのこ菌糸	無税	G／HS／八七				
〇六〇二・九九	その他のもの	無税	G／HS／八七				
〇六〇三	切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）	五％	G／HS／八七				
〇六〇三・一〇	生鮮のもの その他のもの	五％	G／HS／八七				
〇六〇三・九〇	ばれいしよ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五％	G／HS／八七				
〇七〇一	種ばれいしよ その他のもの	五％	G／HS／八七				
〇七〇一・一〇	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五％	G／HS／八七				
〇七〇一・九〇	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税	G／HS／八七				
〇七〇二	たまねぎ及びシャロット シャロット	無税	G／HS／八七				
〇七〇二・一〇	にんにく	無税	G／HS／八七				
〇七〇三	リーキその他のねぎ属のもの	無税	G／HS／八七				
〇七〇三・一〇	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税	G／HS／八七				
〇七〇三・二〇	カリフラワー	五％	G／HS／八七				
〇七〇三・九〇	芽キャベツ	五％	G／HS／八七				
〇七〇四		五％	G／HS／八七				
〇七〇四・一〇		五％	G／HS／八七				
〇七〇四・二〇		五％	G／HS／八七				

〇七〇四・九〇	その他のもの	五%	G／HS／八七			
〇七〇五	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）					
〇七〇五・一一	レタス	五%	G／HS／八七			
〇七〇五・一九	結球レタス					
	その他のもの					
〇七〇五・二一	チコリー	五%	G／HS／八七			
	ウィットルーフチコリー（キコリウム・インテュブス変種フォリオスム）					
〇七〇五・二九	その他のもの					
〇七〇六	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五%	G／HS／八七			
〇七〇六・一〇	にんじん及びかぶ					
〇七〇六・九〇	その他のもの					
〇七〇七・〇〇	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五%	G／HS／八七			
〇七〇八	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）	五%	G／HS／八七			
〇七〇八・一〇	えんどう（ピスム・サティヴム）	五%	G／HS／八七			
〇七〇八・二〇	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	五%	G／HS／八七			
〇七〇八・九〇	その他の豆	五%	G／HS／八七			
〇七〇九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五%	G／HS／八七			
〇七〇九・一〇	アーティチョーク	五%	G／HS／八七			
〇七〇九・二〇	アスパラガス	五%	G／HS／八七			
〇七〇九・三〇	なす	五%	G／HS／八七			
〇七〇九・四〇	セルリー（セルリアクを除く。）	五%	G／HS／八七			
	きのこ及びトリフ					
〇七〇九・五一	きのこ	五%	G／HS／八七			
〇七〇九・五二	トリフ	五%	G／HS／八七			
〇七〇九・五九	とうがらし属又はピメンタ属の果実	五%	G／HS／八七			
〇七〇九・七〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	五%	G／HS／八七			
〇七〇九・九〇	その他のもの					
のうち						
〇七一〇	スイートコーン以外のもの冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）	五%	G／HS／八七			
〇七一〇・一一	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）	一〇%	G／HS／八七			
〇七一〇・一三	えんどう（ピスム・サティヴム）	一〇%	G／HS／八七			
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	一〇%	G／HS／八七			
〇七一〇・二九	その他のもの					
〇七一〇・三〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	一〇%	G／HS／八七			
〇七一〇・四〇	スイートコーン	一二・五%	G／HS／八七			
〇七一〇・七〇	その他の野菜	一〇%	G／HS／八七			
〇七一〇・九〇	野菜を混合したもの					
	スイートコーンを主成分とするもの	一二・五%	G／HS／八七			
	その他のもの	一〇%	G／HS／八七			
〇七一一	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）	無税	G／HS／八七			
〇七一二	その他の野菜及び野菜を混合したもの					
のうち						
〇七一二・九〇	スイートコーンのうち					
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税	G／HS／八七			
〇七一三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）	一〇%	G／HS／八七			
〇七一三・一〇	えんどう（ピスム・サティヴム）	一〇%	G／HS／八七			
〇七一三・二〇	ひよこ豆	一〇%	G／HS／八七			
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	一〇%	G／HS／八七	BU		

○七一三・三二	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）	無税	G／HS／八七				
○七一三・三三	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）	一〇％	G／HS／八七	BU			
○七一三・三三	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）	一〇％	G／HS／八七	BU			
○七一三・三九	その他のもの	一〇％	G／HS／八七	BU			
○七一三・四〇	ひら豆	一〇％	G／HS／八七	BU			
○七一三・九〇	その他のもの	一〇％	G／HS／八七	BU			
○七一四	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄	無税	G／HS／八七				
○七一四・一〇のうち	カッサバ芋 飼料用のもの 注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	無税	G／HS／八七				
○八〇一	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	六％	G／HS／八七				
○八〇一・一〇	ココやしの実	六％	G／HS／八七				
○八〇一・二〇	ブラジルナット	無税	G／HS／八七				
○八〇一・三〇	カシューナット	無税	G／HS／八七				
○八〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七				
○八〇二・一	アーモンド 殻付きのもの	無税	G／HS／八七				
	ビターアーモンド	無税	G／HS／八七				
	スイートアーモンド	四％	G／HS／八七				
○八〇二・二	殻を除いたもの ビターアーモンド	無税	G／HS／八七				
	スイートアーモンド（コリュルス属のもの）	一〇％	G／HS／八七				
○八〇二・一一	殻付きのもの	一〇％	G／HS／八七				
○八〇二・一二	殻を除いたもの	一〇％	G／HS／八七				
○八〇二・一三	くるみ 殻付きのもの	二〇％	G／HS／八七				
○八〇二・一九	殻を除いたもの	二〇％	G／HS／八七				
○八〇二・二〇	その他のもの ぴんろう子	無税	G／HS／八七				
○八〇二・三〇	マカダミアナット	一二％	G／HS／八七				
○八〇二・九〇のうち	パナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	六％	G／HS／八七				
○八〇四	乾燥したもの なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー、マンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	一〇％	G／HS／八七				
○八〇四・一〇のうち	いちじく 乾燥したもの	一〇％	G／HS／八七				
○八〇四・三〇のうち	パイナップル 乾燥したもの	一二％	G／HS／八七				
○八〇四・四〇	アボカドー 生鮮のもの	六％	G／HS／八七				
○八〇四・五〇	乾燥したもの グアバ、マンゴー及びマンゴスチン	六％	G／HS／八七				
○八〇五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） オレンジ 毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの	二〇％	G／HS／八七				
○八〇五・一〇	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	四〇％	G／HS／八七				

○八〇五・二〇	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア）					
○八〇五・四〇	グレープフルーツ					
	毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの	五%	G／HS／八七			
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	一二%	G／HS／八七			
○八〇六	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	二五%	G／HS／八七			
○八〇六・一〇のうち	生鮮のもの					
	毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの	一三%	G／HS／八七			
○八〇六・二〇	乾燥したもの	二%	G／HS／八七			
○八〇七	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）	四%	G／HS／八七			
○八〇七・二〇	パパイヤ					
○八〇八	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）	八%	G／HS／八七			
○八〇八・二〇	なし及びマルメロ					
○八〇九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）					
○八〇九・一〇	あんず	一〇%	G／HS／八七			
○八〇九・二〇	さくらんぼ	一〇%	G／HS／八七			
○八〇九・三〇	桃（ネクタリンを含む。）	一〇%	G／HS／八七			
○八〇九・四〇	プラム及びスロー	一〇%	G／HS／八七			
○八一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）	一〇%	G／HS／八七			
○八一〇・一〇	ストロベリー					
○八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	一〇%	G／HS／八七			
○八一〇・三〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	一〇%	G／HS／八七			
○八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実	一〇%	G／HS／八七			
○八一〇・九〇のうち	その他のもの					
○八一一	キウイフルーツ	八%	G／HS／八七			
	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	一〇%	G／HS／八七			
○八一二・二〇のうち	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	一二%	G／HS／八七			
	砂糖を加えてないもの	一二%	G／HS／八七			
○八一二・九〇のうち	その他のもの					
	砂糖を加えたもののうち					
○八一三	サワーチェリー	一〇%	G／HS／八七			
	その他のもののうち					
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシベリー	二三%	G／HS／八七			
	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	一〇%	G／HS／八七	US		
○八一三・九〇のうち	その他のもの					
	レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）	一〇%	G／HS／八七			

○八一三	乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	一五%	G／HS／八七	
○八一三・一〇	あんず	四%	G／HS／八七	
○八一三・二〇	プルーン	一五%	G／HS／八七	
○八一三・三〇	りんご	一五%	G／HS／八七	
○八一三・四〇	その他の果実			
○八一三・五〇	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの			
のうち	ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（びんろう子及びマカダミアナットを除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）	一〇%	G／HS／八七	
○八一四・〇〇	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	二・五%	G／HS／八七	
○九〇一	コーヒー（いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）	無税	G／HS／八七	
○九〇一・一一	コーヒー（いつたものを除く。）	無税	G／HS／八七	
○九〇一・一二	カフェインを除いてないもの	二〇%	G／HS／八七	
○九〇一・一三	カフェインを除いたもの	二〇%	G／HS／八七	
○九〇一・二一	コーヒー（いつたものに限る。）	無税	G／HS／八七	
○九〇一・二二	カフェインを除いてないもの	二〇%	G／HS／八七	
○九〇一・二三	カフェインを除いたもの	二〇%	G／HS／八七	
○九〇一・三〇	コーヒー豆の殻及び皮	無税	G／HS／八七	
○九〇一・四〇	コーヒーを含有するコーヒー代用物	二〇%	G／HS／八七	
○九〇二	茶	無税	G／HS／八七	
○九〇二・一〇	緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	二〇%	G／HS／八七	
○九〇二・二〇	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）	無税	G／HS／八七	
	くずを除く。）			
○九〇二・三〇	その他のもの	二〇%	G／HS／八七	
	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	二〇%	G／HS／八七	
○九〇二・四〇	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶	無税	G／HS／八七	
のうち	くず（飲用に適するものを除く。）	二〇%	G／HS／八七	
○九〇三・〇〇	その他のもののうち	無税	G／HS／八七	
○九〇四	紅茶以外のもの	二〇%	G／HS／八七	
○九〇四・一	マテ	二〇%	G／HS／八七	
○九〇四・一一	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしよう属のペッパー	六%	G／HS／八七	
○九〇四・一二	ペッパー	無税	G／HS／八七	
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	六%	G／HS／八七	
	小売用の容器入りにしたもの	無税	G／HS／八七	
	その他のもの			
○九〇四・二	破砕し又は粉砕したもの			
	小売用の容器入りにしたもの			
	その他のもの			
○九〇四・二〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）	三・五%	G／HS／八七	

	小売用の容器入りにしたもの			
	その他のもの			
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの			
	破砕し又は粉砕したもの			
〇九〇五・〇〇	バニラ豆	一〇%	G／HS／八七	
〇九〇六	けい皮及びシンナモンツリーの花			
〇九〇六・一〇	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	G／HS／八七	
〇九〇六・二〇	破砕し又は粉砕したもの	三・五%	G／HS／八七	CE6
〇九〇七・〇〇	丁子（果実、花及び花梗に限る。）	無税	G／HS／八七	CE6
	小売用の容器入りにしたもの			
	その他のもの			
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの			
	破砕し又は粉砕したもの	無税	G／HS／八七	ID
〇九〇八	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類			
〇九〇八・一〇	肉ずく			
	小売用の容器入りにしたもの			
	その他のもの			
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	六%	G／HS／八七	ID
	破砕し又は粉砕したもの	三・五%	G／HS／八七	ID
〇九〇八・二〇	肉ずく花			
	小売用の容器入りにしたもの			
	その他のもの			
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	G／HS／八七	ID
	破砕し又は粉砕したもの	六%	G／HS／八七	ID
〇九〇八・三〇	カルダモン類			
	小売用の容器入りにしたもの			
	その他のもの			
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	G／HS／八七	
	破砕し又は粉砕したもの	三・五%	G／HS／八七	
〇九〇九	アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン、カラウエイ又はジュニパーの種	無税	G／HS／八七	

〇九〇九・一〇	アニス又は大ういきようの種			
	小売用の容器入りにしたもの			
	その他のもの			
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	一〇%	G／HS／八七	
	破砕し又は粉砕したもの	無税	G／HS／八七	
〇九〇九・二〇	コリアンダーの種	五%	G／HS／八七	
	小売用の容器入りにしたもの			
	その他のもの			
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	一〇%	G／HS／八七	
	破砕し又は粉砕したもの	無税	G／HS／八七	
〇九〇九・三〇	クミンの種	五%	G／HS／八七	
	小売用の容器入りにしたもの			
	その他のもの			
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	一〇%	G／HS／八七	
	破砕し又は粉砕したもの	無税	G／HS／八七	
〇九〇九・四〇	カラウエイの種	五%	G／HS／八七	
	小売用の容器入りにしたもの			
	その他のもの			
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	一〇%	G／HS／八七	
	破砕し又は粉砕したもの	無税	G／HS／八七	
〇九〇九・五〇	ういきよう又はジュニパーの種	五%	G／HS／八七	
	小売用の容器入りにしたもの			
	その他のもの			
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	一〇%	G／HS／八七	
	破砕し又は粉砕したもの	無税	G／HS／八七	
〇九一〇	しようが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料	五%	G／HS／八七	
〇九一〇・一〇のうち	しようが			
	塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしてないもの			

	小売用の容器入りにしたもの	一〇%	G／HS／八七	
〇九一〇・二〇	その他のもの	五%	G／HS／八七	
	サフラン			
	小売用の容器入りにしたもの	六%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	G／HS／八七	
	破砕し又は粉砕したもの	三・五%	G／HS／八七	
〇九一〇・三〇	うこん			
	小売用の容器入りにしたもの	六%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	G／HS／八七	
	破砕し又は粉砕したもの	三・五%	G／HS／八七	
〇九一〇・五〇	カレー			
	その他の香辛料			
	この類の注1(b)の混合物			
	小売用の容器入りにしたもの	六%	G／HS／八七	
	その他のもの			
〇九一〇・九一	その他のもの	三・五%	G／HS／八七	
	小売用の容器入りにしたもの	六%	G／HS／八七	
	その他のもの			
〇九一〇・九九	その他のもの	三・五%	G／HS／八七	
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	G／HS／八七	
	破砕し又は粉砕したもの	三・五%	G／HS／八七	
一〇〇二・〇〇	ライ麦	七%	G／HS／八七	
一〇〇五	とうもろこし			
一〇〇五・一〇	播種用のもの			
のうち	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税	G／HS／八七	
一〇〇五・九〇	その他のもの			
のうち	飼料用のもの	無税	G／HS／八七	US
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
一〇〇七・〇〇	グレーンソルガム			
のうち	飼料用のもの	無税	G／HS／八七	US
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
一〇〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	一二・五%	G／HS／八七	US
一〇〇八・一〇	ミレット	無税	G／HS／八七	
一〇〇八・三〇	カナリーシード	無税	G／HS／八七	
一〇〇八・九〇	その他の穀物	五%	G／HS／八七	
一一〇一・〇〇	小麦粉及びメスリン粉			
のうち	グルタミン酸モノナトリウム製造用のもの			
	注　税関の監督の下でグルタミン酸モノナトリウム製造用の原料として使用するものに限る。			
一一〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	二〇%	G／HS／八七	
一一〇三・一三	ひき割り穀物及び穀物のミール			
	オートのもの			
一一〇三・二九	ペレット			
のうち	その他の穀物のもの			
一一〇四	オートのもの			
	その他の加工穀物（例えば、穀を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの	二〇%	G／HS／八七	

	の及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）			
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物			
一一〇四・一二	オートのもの	二〇％	G／HS／八七	
	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）			
一一〇四・二二	オートのもの	二〇％	G／HS／八七	
一一〇六	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール			
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）の粉及びミール	一六％	G／HS／八七	
一一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール			
	カッサバ芋の粉及びミールのうち			
	飼料用のもの	無税	G／HS／八七	
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
一一〇六・三〇のうち	第八類の物品の粉及びミール			
	バナナの粉及びミールのうち			
	飼料用のもの	無税	G／HS／八七	
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
一二〇一・〇〇	大豆（割つてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	
一二〇二	落花生（いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）			

一二〇二・一〇のうち	殻付きのもの			
	採油用のもの	無税	G／HS／八七	
	注　税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。			
一二〇二・二〇のうち	殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）			
	採油用のもの	無税	G／HS／八七	
	注　税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。			
一二〇三・〇〇	コプラ	無税	G／HS／八七	ID
一二〇四・〇〇	亜麻の種（割つてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	UY
一二〇五・〇〇	菜種（割つてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	
一二〇六・〇〇	ひまわりの種（割つてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	
一二〇七	その他の採油用の種及び果実（割つてあるかないかを問わない。）			
一二〇七・一〇	油やしの実及びパーム核	無税	G／HS／八七	
一二〇七・二〇	綿実	無税	G／HS／八七	NI
一二〇七・四〇	ごま	無税	G／HS／八七	NI
一二〇七・五〇	マスタードの種	無税	G／HS／八七	
一二〇七・六〇	サフラワーの種	無税	G／HS／八七	
	その他のもの			
一二〇七・九一	けしの種	無税	G／HS／八七	
一二〇七・九二	シャナット	無税	G／HS／八七	
一二〇七・九九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
一二〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）			
一二〇八・一〇	大豆のもの	七％	G／HS／八七	
一二〇八・九〇	その他のもの	七％	G／HS／八七	
一二〇九	播種用の種、果実及び胞子			
	ビートの種			
一二〇九・一一	てん菜の種	無税	G／HS／八七	DK
				US

二〇九・一九	その他のもの	無税	G／HS／八七	US				
二〇九・二一	飼料用植物の種（ビートの種を除く。）	無税	G／HS／八七	DK	US			
二〇九・二二	ルーサン（アルファルファ）の種	無税	G／HS／八七	DK	US			
二〇九・二三	クローバー（トリフォリウム属のもの）の種	無税	G／HS／八七	DK	US			
二〇九・二三	フェスクの種	無税	G／HS／八七	DK	US			
二〇九・二四	ケンタッキーブルーグラス（ポア・プラテンスィス）の種	無税	G／HS／八七	DK	US			
二〇九・二五	ライグラス（ロリウム・ムルティフロルム及びロリウム・ペレネ）の種	無税	G／HS／八七	DK	US			
二〇九・二六	チモシーの種	無税	G／HS／八七	DK	US			
二〇九・二九	その他のもの	無税	G／HS／八七	DK	US			
二〇九・三〇	園芸用草花の種	無税	G／HS／八七	DK	US			
二〇九・九一	その他のもの 野菜の種	無税	G／HS／八七					
二〇九・九九	その他のもの	無税	G／HS／八七					
二一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン	五％	G／HS／八七					
二一〇・一〇のうち	ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものに限る。）及びルプリン							
二一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） 甘草	無税	G／HS／八七					
二一一・一〇	おたねにんじん	五％	G／HS／八七					
二一一・二〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	PE				
二一一・九〇のうち	コカ葉、ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉及びウワウルシ葉	無税	G／HS／八七					
	ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツス子及びプランタゴプシリウムの種	無税	G／HS／八七					
	キナ皮、コンズランゴ皮及びカスカラサグラダ	無税	G／HS／八七					
	吐根、りんどう、ゲンチアナ根、セネガ根、遠志、甘松香、コロンボ根、海蔥、ヤラッパ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及及びキューベ根	無税	G／HS／八七	PE				
	セメンシナその他のサントニン採取用のもの、麻黄及び沈香	無税	G／HS／八七					
	槐花及び大黄	無税	G／HS／八七					
	その他のもののうち							
	除虫菊、大麻草及びけしがら以外のもの	五％	G／HS／八七					
二一二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	無税	G／HS／八七					
二一二・一〇	ローカストビーン（種を含む。）	無税	G／HS／八七					

一三二・三〇	あんず、桃又はプラムの核及び仁	五％	G／HS／八七	
一三二・九一	その他のもの	無税	G／HS／八七	
一三二・九二	てん菜	無税	G／HS／八七	
一三二・九九	さとうきび	一五％	G／HS／八七	
のうち	その他のもの	五％	G／HS／八七	
	チコリーの根			
	こんにやく芋（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）及びチコリーの根以外のもの	無税	G／HS／八七	
一三三・〇〇	穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）	無税	G／HS／八七	
一三四	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	
一三四・一〇	ルーサン（アルファルファ）のミール及びペレット	無税	G／HS／八七	
一三四・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	
一三五	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びバルサム			
一三五・一〇	ラック	二〇％	G／HS／八七	
	セラックその他の精製ラック	一〇％	G／HS／八七	
	シードラック	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	無税	G／HS／八七	
一三五・二〇	アラビアゴム	無税	G／HS／八七	
一三五・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	
のうち	大麻樹脂以外のもの			ID
一三五一	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチネン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	
一三五一・一三	ホップのもの	無税	G／HS／八七	
一三五一・一四	除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの	無税	G／HS／八七	
一三五一・一九	除虫菊エキス以外のもの	無税	G／HS／八七	
のうち	その他のもの			
	飲料のもと			
	植物性の一種類の原料から得たもの	二七・五％	G／HS／八七	US
	その他のもの	二七・五％	G／HS／八七	
	その他のもののうち			
	生漆、大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン	一〇％	G／HS／八七	
	以外のもの	無税	G／HS／八七	
	アルコール分が五〇％以上のもの	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	無税	G／HS／八七	
一三五一・二〇	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩	五％	G／HS／八七	
	植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）			
一三五一・三三	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	
一三五一・三九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
一四〇一	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）	無税	G／HS／八七	
一四〇一・一〇	とう	無税	G／HS／八七	
一四〇二	主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用			

	して層状にしてあるかないかを問わない。）					
一四〇二・一〇 一四〇三	カポック 主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	ID		
一四〇三・一〇 一四〇三・九〇	ほうきもろこし（ソルグム・ヴルガレ変種テクニクム） その他のもの	二・五％	G／HS／八七 無税 G／HS／八七	ID		
一四〇四	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）					
一四〇四・一〇	主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料	無税	G／HS／八七	ID PE DO		
一四〇四・二〇 一四〇四・九〇のうち	コットンリンター その他のもの	無税	G／HS／八七			
一五〇一・〇〇	除虫菊かす	五％	G／HS／八七			
	ラードその他の豚脂及び家きん脂（溶出したものに限るものとし、圧搾又は溶剤抽出により得たものであるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七			
	豚脂					
一五〇二・〇〇	酸価が一・三を超えるもの	無税	G／HS／八七			
	その他のもの	一キログラムにつき一〇円七・五％	G／HS／八七			
一五〇三・〇〇	牛、羊又はやぎの脂肪（粗のもの及び溶出したものに限るものとし、圧搾又は溶剤抽出により得たものであるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七			
	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）	五％	G／HS／八七			
一五〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	五％	G／HS／八七			
一五〇四・一〇 一五〇四・二〇	魚の肝油及びその分別物 海棲哺乳動物の油脂及びその分別物	無税	G／HS／八七 五％ G／HS／八七			
一五〇五	鯨油 その他のもの ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）	二％	G／HS／八七 五％ G／HS／八七			
一五〇五・一〇	ウールグリース（粗のものに限る。）	七・五％	G／HS／八七			
一五〇五・九〇 一五〇六・〇〇	その他のもの その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）					
一五〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）					
一五〇七・一〇	粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。） 酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円	G／HS／八七			
一五〇七・九〇	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	G／HS／八七			
一五〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき二〇円七〇銭	G／HS／八七			

一五〇九・一〇	バージン油	無税	G／HS／八七	IT	
一五〇九・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	IT	
一五一〇・〇〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）				
一五一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	IT	
一五一一・一〇	粗油	七％	G／HS／八七		
一五一一・九〇	その他のもの	五％	G／HS／八七		
	パームステアリン	七％	G／HS／八七		
	その他のもの				
一五一三	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）				
一五一三・一一	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物				
のうち	粗油				
	サフラワー油のうち				
	酸価が〇・六以下のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	G／HS／八七		
一五一三・一九	その他のもの				
のうち	サフラワー油及びその分別物	一キログラムにつき二〇円七〇銭	G／HS／八七		
一五一五	綿実油及びその分別物				
	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき一七円	G／HS／八七		

	注　輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用する綿実油については、その関税を免除する。 日本国は、関税定率法（明治四三年法律第五四号）に基づき昭和二九年政令第一五五号で定める関税の免除の取扱いのための手続を変更する権利を留保する。もつとも、手続を変更する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害する結果をもたらさないようにする。				
一五一二・二九	その他のもの	一キログラムにつき一七円	G／HS／八七		
一五一三	やし（コプラ）油、パーム核油及びパバス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるか				

	ないかを問わない。）			
一五二三・一一	やし（コプラ）油及びその分別物			
	粗油	九％（その率が一キログラムにつき一〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
一五二三・一九	その他のもの	九％（その率が一キログラムにつき一〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
一五二三・二一	パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物			
	粗油	八％	G／HS／八七	
	パーム核油			
	その他のもの			
	酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円	G／HS／八七	
	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	G／HS／八七	
一五二三・二九	その他のもの	八％	G／HS／八七	
	パーム核油及びその分別物	一キログラムにつき二〇円七〇銭	G／HS／八七	
	その他のもの			
一五二四	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
一五二四・一〇	粗油			
	酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円	G／HS／八七	
	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	G／HS／八七	
一五二四・九〇	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	G／HS／八七	
一五二五	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
一五二五・一一	とうもろこし油及びその分別物			
	粗油			
	酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一〇円	G／HS／八七	
	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	G／HS／八七	
一五二五・二九	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	G／HS／八七	
一五二五・三〇	ひまし油及びその分別物	九％	G／HS／八七	
一五二五・四〇	桐油及びその分別物	無税	G／HS／八七	
一五二五・五〇	ごま油及びその分別物			
のうち	酸価が〇・六以下のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	G／HS／八七	
一五二五・六〇	ホホバ油及びその分別物	七・五％	G／HS／八七	
一五二五・九〇	その他のもの			
のうち	オイチシカ油及びその分別物	無税	G／HS／八七	
	カメリヤ油及びその分別物	五％	G／HS／八七	

	漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物	一五二六	五%	G／HS／八七	一キログラムにつき二〇円七〇銭		
	米油及びその分別物のうち						
	酸価が〇・六以下のもの	一五二六・一〇	五%	G／HS／八七	一キログラムにつき一七円		
	その他のもの						
	酸価が〇・六を超えるもの	一五二六・二〇	五%	G／HS／八七	一キログラムにつき二〇円七〇銭		
	その他のもの	一五二七	五%	G／HS／八七	七・五%	G／HS／八七	一キログラムにつき二〇円七〇銭
	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）						
	動物性油脂及びその分別物	一五二七・九〇					
	植物性油脂及びその分別物						
	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）						
	その他のもの						
	動物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）						
	植物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）						

	その他のもののうち						
	ショートニング	一五一八・〇〇	一五%	G／HS／八七	US		
	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	一五一九	五%	G／HS／八七			
	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール						
	工業用の脂肪性モノカルボン酸						
	ステアリン酸	一五一九・一一	五%	G／HS／八七			
	オレイン酸	一五一九・一三	五%	G／HS／八七			
	トール油脂肪酸	一五一九・一九	五%	G／HS／八七			
	その他のもの	一五一九・二〇	五%	G／HS／八七			
	アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの	一五一九・三〇	五%	G／HS／八七			
	工業用の脂肪性アルコール	一五二〇	五%	G／HS／八七			
	グリセリン（純粋であるかないかを問わない。）、グリセリン水及びグリセリン廃液						
	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	一五二〇・一〇	一〇%	G／HS／八七			
	その他のもの（合成グリセリンを含む。）	一五二〇・九〇	五%	G／HS／八七			
	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないかを問わない。）	一五二一	一〇%	G／HS／八七			

一五三・一〇	植物性ろう		五%	G／HS／八七	
一五三・九〇のうち	カルナバろう		七・五%	G／HS／八七	
	その他のもの		七・五%	G／HS／八七	
一五三・九〇のうち	その他のもの				
	みつろう以外のもの		七・五%	G／HS／八七	
	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物		七・五%	G／HS／八七	
	デグラス		無税	G／HS／八七	
一六〇一・〇〇	その他のもの				
	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品		二五%	G／HS／八七	
一六〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血				
一六〇二・二〇のうち	動物の肝臓のもの		一〇%	G／HS／八七	
	牛又は豚の肝臓以外のもの				
一六〇二・三二のうち	第〇一・〇五項の家きんのもの				
	七面鳥のもの		無税	G／HS／八七	
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）				
	その他のもののうち				
	牛又は豚の肉又はくず肉を含有しないもの		一〇%	G／HS／八七	
一六〇二・三九のうち	その他のもの				
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		無税	G／HS／八七	
	その他のもののうち				
	牛又は豚の肉又はくず肉を含有しないもの		一〇%	G／HS／八七	
	豚のもの				
一六〇二・四九のうち	その他のもの（混合物を含む。）		無税	G／HS／八七	
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）				

一七〇二・五〇のうち	牛のもの		無税	G／HS／八七	
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）				
	その他のもののうち				
	気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）		二五%	G／HS／八七	
一六〇二・九〇のうち	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）				
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		無税	G／HS／八七	
	その他のもののうち				
	牛又は豚の肉又はくず肉を含有しないもの		一〇%	G／HS／八七	
一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース		二〇%	G／HS／八七	
	肉のエキス及びジュース		一五%	G／HS／八七	
一六〇四	その他のもの				
	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物		一五%	G／HS／八七	
	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）				
一六〇四・一一	さけ		一五%	G／HS／八七	
一六〇四・一二	にしん		一五%	G／HS／八七	
一六〇四・一三	いわし		一五%	G／HS／八七	
一六〇四・一四	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお		一五%	G／HS／八七	
一六〇四・一五	さば		一五%	G／HS／八七	
一六〇四・一六	かたくちいわし		一五%	G／HS／八七	
一六〇四・一九	その他のもの		一五%	G／HS／八七	
一六〇四・二〇のうち	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚				
	魚卵のうち				

	にしん（クルペア属のもの）のもの	一六%	G／HS／八七			
	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの以外のもの					
	その他のもの	一〇%	G／HS／八七			
一六〇四・三〇	キャビア及びその代用物	一五%	G／HS／八七			
一六〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	一〇%	G／HS／八七			
一六〇五・一〇	かに					
	気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）	七・五%	G／HS／八七			
	その他のもの	一五%	G／HS／八七			
一六〇五・二〇	シュリンプ及びプローン					
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	一五%	G／HS／八七			
	その他のもの	七・五%	G／HS／八七			
一六〇五・三〇	ロブスター	七・五%	G／HS／八七			
一六〇五・四〇	その他の甲殻類	七・五%	G／HS／八七			
	えび	一五%	G／HS／八七			
	その他のもの	一五%	G／HS／八七			
一六〇五・九〇	その他のもの					
のうち	くん製してないもの	一五%	G／HS／八七			
一七〇一	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル					
一七〇一・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満のものに限る。）	一五%	G／HS／八七			
のうち	香味料又は着色料を加えてないもののうち					
	砂糖を加えてないもののうち					
	精製したもの	二五%	G／HS／八七	US		
	その他のもの（転化糖を含む。）					
一七〇一・九〇	砂糖、砂糖水、人造はちみつ、カラメル及びハイ・テスト・モラセス以外のもののうち	二〇%	G／HS／八七	US		
のうち	香味料又は着色料を加えてないもののうち					
	砂糖を加えてないもののうち					
	ソルボース	無税	G／HS／八七			
一七〇二	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	三〇%	G／HS／八七			
一七〇三・一〇	甘しや糖みつ	無税	G／HS／八七			
のうち	飼料用のもの					
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。					
一七〇三・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七			
のうち	飼料用のもの					
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。					
一七〇四	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）	三五%	G／HS／八七	DO		
一七〇四・一〇	チューインガム（砂糖で覆つてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	US		
一七〇四・九〇	その他のもの					
	甘草エキス（菓子にしたものを除く。）					
	その他のもの					

一八〇一・〇〇	カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）	無税	G／HS／八七		
一八〇二・〇〇	カカオ豆の殻、皮その他のくず	無税	G／HS／八七		
一八〇三	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）	一〇%	G／HS／八七		
一八〇四・一〇	脱脂してないもの	二一・五%	G／HS／八七		
一八〇四・〇〇	カカオ脂	二一・五%	G／HS／八七		
一八〇五	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	二一・五%	G／HS／八七		
一八〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品	三五%	G／HS／八七	US	
一八〇六・一〇のうち	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	三五%	G／HS／八七	US	
一八〇六・二〇のうち	砂糖を加えたもの その他の調製品（塊状又は板状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。） 砂糖を加えたもののうち チューインガムその他の砂糖菓子及び各成分の重量が最大のもの	三五%	G／HS／八七	US	
一八〇六・三一のうち	詰物をしたもの チョコレート菓子 その他のもののうち 砂糖を加えたもののうち チューインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	三〇%	G／HS／八七		
一八〇六・三二のうち	詰物をしてないもの チョコレート菓子 その他のもののうち 砂糖を加えたもののうち チューインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	三〇%	G／HS／八七		
一八〇六・九〇のうち	その他のもの チョコレート菓子 その他のもののうち 砂糖を加えたもの チューインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	三〇%	G／HS／八七		
一九〇一	麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココア粉を含有するものにあってはその含有量が全重量の五〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉を含有するものにあってはその含有量が全重量の一〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	三五%	G／HS／八七	US	
一九〇一・一〇のうち	育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。） 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品以外のもの 砂糖を加えたもの	三〇%	G／HS／八七		
一九〇一・二〇のうち	その他のもの 第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地 ケーキミックスのうち 砂糖を加えてないもののうち 小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。） 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品、米菓生地及びケーキミッ	一六%	G／HS／八七		
		二〇%	G／HS／八七		

クス以外のもの				
砂糖を加えたもののうち				
しよ糖の含有量が全重量の一五％以下のもの				
その他のもの				
小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）				
その他のもの				
一九〇二・九〇のうち				
その他のもの				
第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品のうち				
砂糖を加えたもののうち各成分のうち砂糖の重量が最大のもの				
麦芽エキス				
その他のもの				
砂糖を加えたもの				
しよ糖の含有量が全重量の一五％以下のもの				
その他のもののうち				
各成分のうち砂糖の重量が最大のもの				
その他のもの				
小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）				
その他のもの				
一九〇五				
パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	三〇％	G／HS／八七		
	一六％	G／HS／八七		
	二〇％	G／HS／八七		
	三五％	G／HS／八七	US	
	一五％	G／HS／八七	US	
	三〇％	G／HS／八七		
	三五％	G／HS／八七	US	
	一六％	G／HS／八七		
	二〇％	G／HS／八七		

一九〇五・一〇				
クリスプブレッド	一五％	G／HS／八七		
一九〇五・二〇のうち				
スイートビスケット、ワッフル及びウエハー	三四％	G／HS／八七		
スイートビスケット				
一九〇五・四〇				
ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	一五％	G／HS／八七		
一九〇五・九〇のうち				
その他のもの				
パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）	一五％	G／HS／八七		
聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	一〇％	G／HS／八七		
その他のもの				
砂糖を加えたもののうち				
ビスケット、クッキー及びクラッカー（あられ、せんべいその他これらに類するものを除く。）	三四％	G／HS／八七		
その他のもののうち				
ビスケット、クッキー及びクラッカー（あられ、せんべいその他これらに類する米菓を除く。）	三〇％	G／HS／八七		
二〇〇一				
食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	二五％	G／HS／八七		
二〇〇一・一〇				
きゆうり及びガーキン	二〇％	G／HS／八七		
砂糖を加えたもの				
その他のもの				
二〇〇一・二〇				
たまねぎ	二五％	G／HS／八七		
砂糖を加えたもの				
その他のもの				
二〇〇一・九〇のうち				
その他のもの	二〇％	G／HS／八七		
砂糖を加えたもの				

	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン				
二〇〇二	スイートコーン				
	その他のもののうち				
	ヤングコーンコブ以外のもの	一五％	G／HS／八七		
	その他のもの	一七・五％	G／HS／八七		
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン				
二〇〇二・二〇	スイートコーン				
	その他のもののうち				
	ヤングコーンコブ以外のもの	二五％	G／HS／八七		
二〇〇二・九〇	その他のもの	一二％	G／HS／八七		
	砂糖を加えてないもの	一二・五％	G／HS／八七		
	トマトピューレー及びトマトペーストのうち				
	気密容器入りのもの	二〇％	G／HS／八七		
二〇〇二・九〇	その他のもの	一五％	G／HS／八七		
	砂糖を加えてないもの				
	トマトピューレー及びトマトペーストのうち				
	気密容器入りのもの	二五％	G／HS／八七	UY US CE 6	
二〇〇三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）				
	きのこ				
二〇〇三・一〇	砂糖を加えてないもののうち				
のうち	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）以外のもの	一七・五％	G／HS／八七		
二〇〇三・二〇	トリフ				
のうち	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）以外のもの	一七・五％	G／HS／八七		
二〇〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）				
二〇〇二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）				
二〇〇二・一〇	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	一五％	G／HS／八七		

二〇〇四・一〇のうち	ばれいしよ	一五%	G／HS／八七	
	単に加熱による調理をしたもの及びマッシュポテト以外のもの			
二〇〇四・九〇のうち	その他の野菜及び野菜を混合したもの			
	砂糖を加えたもののうち	一七・五%	G／HS／八七	
	スイートコーン			
	その他のもののうち	一二・五%	G／HS／八七	
	スイートコーン			
	アスパラガス、たけのこ、豆、スイートコーン及びヤングコーンコブ以外のもの	一五%	G／HS／八七	
二〇〇五	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）			
二〇〇五・一〇のうち	均質調製野菜	二〇%	G／HS／八七	US
二〇〇五・二〇のうち	砂糖を加えてないもの			
	ばれいしよ			
	マッシュポテト及びポテトフレーク以外のもの	二〇%	G／HS／八七	US
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一五%	G／HS／八七	
	その他のもの	二〇%	G／HS／八七	US
	サワークラウト			
二〇〇五・三〇のうち	砂糖を加えてないもの	二〇%	G／HS／八七	US
	えんどう（ピスム・サティヴム）			
二〇〇五・四〇のうち	砂糖を加えてないもの			
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	二五%	G／HS／八七	UY
	さや付きのもの	二〇%	G／HS／八七	US
	その他のもの			

	その他のもののうち			
	さや付きのもの	一五%	G／HS／八七	
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆			
二〇〇五・五九のうち	その他のもの			
	砂糖を加えてないもの			
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	二〇%	G／HS／八七	US
	その他のもの	一五%	G／HS／八七	
二〇〇五・六〇のうち	アスパラガス			
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	二〇%	G／HS／八七	US
二〇〇五・七〇	オリーブ	九%	G／HS／八七	
二〇〇五・八〇	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一五%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）			
二〇〇五・九〇のうち	砂糖を加えたもの	一七・五%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	その他の野菜及び野菜を混合したもの			
	砂糖を加えてないもののうちたけのこ、ヤングコーンコブ及び豆（さや付きのものを除く。）以外のもの	一二・五%	G／HS／八七	
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）のうち			
	にんにくの粉以外のもの	二〇%	G／HS／八七	US
	その他のもの			
	にんにくの粉	一七・五%	G／HS／八七	
	その他のもの	一五%	G／HS／八七	

二〇六・八〇	砂糖により調製した果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）					
二〇六	マロングラッセ					
	その他のもの					
	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）	二一％	G／HS／八七			
	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）	三〇％	G／HS／八七			
二〇六・二〇のうち	落花生					
	砂糖を加えたもののうち	二七・五％	G／HS／八七			
	ピーナッツバター					
	その他のもののうち					
	ピーナッツバター	二二・五％	G／HS／八七			
二〇六・二九のうち	その他のもの（混合したものを含む。）					
	砂糖を加えてないもの					
	パルプ状のもの	二〇％	G／HS／八七	US		
	その他のもの					
	アーモンド（いつたものに限る。）及びマカダミアナット	一〇％	G／HS／八七			
	ペカン（いつたものに限る。）	二〇％	G／HS／八七	US		
	その他のもの	二〇％	G／HS／八七	US		
二〇六・三〇のうち	パイナップル					
	砂糖を加えたもののうち					
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	三〇％	G／HS／八七			

二〇六・四〇のうち	なし					
	砂糖を加えたもの					
	パルプ状のもののうち					
	気密容器入りのもの	二五％	G／HS／八七			
	その他のもの					
	気密容器入りのもの	一八％	G／HS／八七			
	その他のもの	二五％	G／HS／八七			
	その他のもの					
	パルプ状のもののうち					
	気密容器入りのもの	二〇％	G／HS／八七			
	その他のもの					
	気密容器入りのもの	一五％	G／HS／八七			
	その他のもの	一八％	G／HS／八七			
二〇六・五〇	あんず					
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの					
	気密容器入りのもの	二五％	G／HS／八七			
	その他のもの	二〇％	G／HS／八七	US		
二〇六・六〇	さくらんぼ					
	砂糖を加えたもの	二五％	G／HS／八七	US		
	その他のもの	二〇％	G／HS／八七	US		
二〇六・七〇のうち	桃					
	砂糖を加えたもの					
	パルプ状のもののうち					
	気密容器入りのもの	二五％	G／HS／八七			
	その他のもののうち					
	気密容器入りのもの					
	容器ともの一個の重量が二キログラム以上のもの	一五％	G／HS／八七			
	その他のもの					
	その他のもの					
	パルプ状のもののうち					
	気密容器入りのもの	二〇％	G／HS／八七	US		
	その他のもののうち					
	気密容器入りのもの	二〇％	G／HS／八七	US		
	その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）					

二〇〇八・九二のうち	混合したもの			
	ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル			
	砂糖を加えたもの			
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
二〇〇九	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	二〇%	G／HS／八七	US
	オレンジジュース			
	冷凍したもの			
	砂糖を加えたもののうち			
二〇〇九・二一のうち	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	三〇%	G／HS／八七	IT
				US
	その他のもの			
	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二五%	G／HS／八七	IT
				US
二〇〇九・一九のうち	その他のもの			
	砂糖を加えたもののうち			
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	三〇%	G／HS／八七	IT
				US
	その他のもの			
	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二五%	G／HS／八七	IT
				US
二〇〇九・三〇	その他のもの			
	グレープフルーツジュース			
	砂糖を加えたもの	三〇%	G／HS／八七	US

	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの			
	その他のもの			
二〇〇九・三〇のうち	その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）			
	砂糖を加えたもののうち			
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの			
	その他のもののうち			
	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの			
	レモンジュース	一〇%	G／HS／八七	
	ライムジュース	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	二二・五%	G／HS／八七	US
二〇〇九・四〇のうち	パイナップルジュース			
	砂糖を加えたもののうち			
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの			
	その他のもののうち			
	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二七%	G／HS／八七	US
二〇〇九・五〇のうち	トマトジュース			
	砂糖を加えてないもの	二二・五%	G／HS／八七	US
	砂糖を加えたもの	二五%	G／HS／八七	US

	二七%	G／HS／八七		
	三五%（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	US	
	二二・五%	G／HS／八七		
	三〇%	G／HS／八七	US	

二〇〇九・六〇	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）					
	砂糖を加えたもの					
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの					
	その他のもの	二七％	G／HS／八七	US		
二〇〇九・七〇のうち		三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	US		
	その他のもの					
	しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二二・五％	G／HS／八七	US		
	その他のもの	三〇％	G／HS／八七	US		
二〇〇九・八〇のうち	りんごジュース					
	砂糖を加えたもののうち					
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二七％	G／HS／八七	US		
	その他のもののうち					
	しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二二・五％	G／HS／八七	US		
	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）					
	果汁					
	砂糖を加えたもののうち					
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二七％	G／HS／八七	US		
	その他のもののうち					
	しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二二・五％	G／HS／八七	US		

	野菜ジュース					
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの	一三・五％	G／HS／八七			
	気密容器入りのもの	一七％	G／HS／八七	US		
	その他のもの	一二％	G／HS／八七			
二〇〇九・九〇のうち	混合ジュース					
	混合果汁					
	砂糖を加えたもののうち					
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二七％	G／HS／八七	US		
	その他のもののうち					
	しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二二・五％	G／HS／八七	US		
	混合野菜ジュース					
	砂糖を加えたもの	二三・五％	G／HS／八七			
	その他のもの	九％	G／HS／八七			
二一〇一	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物					
二一〇一・一〇のうち	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品					
	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品					
	砂糖を加えたもの	三〇％	G／HS／八七			
	その他のもの					
	インスタントコーヒー	一七・五％	G／HS／八七			
	その他のもの	二五％	G／HS／八七			
	コーヒーをもととした調製品のうち					

二一〇一・二〇のうち	砂糖を加えたもののうち各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	三五%	G／HS／八七	US
二一〇一・三〇	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品	二〇%	G／HS／八七	
	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品インスタントティー	一六%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	茶又はマテをもととした調製品のうち砂糖を加えたもののうち各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	三五%	G／HS／八七	US
二一〇一・三〇	チコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	一〇%	G／HS／八七	
二一〇二	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー	一七・五%	G／HS／八七	
二一〇二・一〇	酵母（活性のものに限る。）	一七・五%	G／HS／八七	
二一〇二・一〇のうち	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）	無税	G／HS／八七	
二一〇二・二〇	酵母以外のもの	一七・五%	G／HS／八七	
二一〇三	調製したベーキングパウダー			
二一〇三・一〇	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	一二%	G／HS／八七	
二一〇三・一〇	醤油			
二一〇三・二〇	トマトケチャップその他のトマトソース			

二一〇三・三〇	トマトケチャップその他のトマトソース	二五%	G／HS／八七	US
		二〇%	G／HS／八七	IT
				US
	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード			
	小売用の容器入りにしたもの	一五%	G／HS／八七	
	その他のもの	一二・五%	G／HS／八七	
二一〇三・九〇のうち	その他のもの			
	ソース			
	マヨネーズ	二五%	G／HS／八七	US
	フレンチドレッシング及びサラダドレッシング	一五%	G／HS／八七	
	その他のもの	一二%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	インスタントカレーその他のカレー調製品	一二%	G／HS／八七	
	その他のもののうちグルタミン酸ソーダを主成分とするもの以外のもの	一七・五%	G／HS／八七	
二一〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品			
二一〇四・一〇	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品			
	野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）	一九%	G／HS／八七	US
	その他のもの	二一%	G／HS／八七	
	均質混合調製食料品	二〇%	G／HS／八七	US
二一〇五・〇〇のうち	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）			
	砂糖を加えたもののうち各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	三五%	G／HS／八七	US
二一〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）			

二〇九・一〇のうち	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質						
	砂糖を加えてないもののうち						
	植物性たんぱく						
二〇九・九〇のうち	その他のもの						
	チューインガム						
	糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）、チューインガム及びこんにやく以外のもの						
	砂糖を加えたもの						
	おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもとのうち						
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	一二・五%	G／HS／八七				
	その他のもののうち						
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	一〇%	G／HS／八七				
	その他のもののうち						
	アルコールを含有しない飲料のもと						
	おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	三五%	G／HS／八七	US			
	その他のもの						
	調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超えるものに限る。）及びアルコールを含有しない飲料のもと以外のもののうち	三五%	G／HS／八七	US			
	第〇四・一〇項の物品のもの	一五%	G／HS／八七				
	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪	一二%	G／HS／八七				
二〇一		一五%	G／HS／八七				
二〇二・一〇	鉱水及び炭酸水	五%	G／HS／八七				
二〇二・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七				
二〇三・〇〇	ビール	一五%	G／HS／八七				
二〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）						
二〇四・一〇	スパークリングワイン	一リットルにつき四五五円	G／HS／八七				
	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの						
二〇四・二一	二リットル以下の容器入りにしたもの						
	シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒	一リットルにつき二八〇円	G／HS／八七				
	その他のもの	五五%（その率が一リットルにつき二八〇円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）	G／HS／八七				
二〇四・二九	その他のもの						
	一五〇リットル以下の容器入りにしたもの	五五%（その率が一リットルに	G／HS／八七				

		つき二八〇円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき一五〇円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）	
	その他のもの	G／HS／八七	一リットルにつき一六〇円
三〇四・三〇のうち	その他のぶどう搾汁		
	アルコール分が一％未満のもの		
	砂糖を加えたもの		
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	G／HS／八七	二七％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	その他のもの		
	その他のもの		
	しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	G／HS／八七	二二・五％
	その他のもの	G／HS／八七	三〇％
三〇五	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）		

三〇五・一〇	二リットル以下の容器入りにしたもの	G／HS／八七	一リットルにつき一二六円
三〇五・二〇	その他のもの		
	アルコール分が一％未満のもの		
	その他のもの	G／HS／八七	二二・五％
三〇六・〇〇のうち	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）	G／HS／八七	一リットルにつき一一〇円
	アルコール分が一％未満のもの		
	以外のもの		
	清酒及び濁酒	G／HS／八七	一リットルにつき七七円
三〇八	その他のもの		
	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料並びに飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの		
三〇八・一〇のうち	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの		
	果汁をもととした調製品（アルコール分が一％未満のものに限る。）以外のもの	G／HS／八七	二〇％
三〇八・三〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒		
	アルコール分が五〇％以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）	G／HS／八七	一リットルにつき三八五円

		その他のもの	一リットルにつき四五円	G／HS／八七	
三〇八・三〇		ウイスキー			
		バーボンウイスキー（容器には内容品がバーボンウイスキーであることを表示するラベルが張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。）	二四・五％	G／HS／八七	
		ライウイスキー（容器には内容品がライウイスキーであることを表示するラベルが張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。）	二八％	G／HS／八七	
		その他のもの			
		アルコール分が五〇％以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）	一リットルにつき四一三円	G／HS／八七	
		その他のもの	一リットルにつき三四三円	G／HS／八七	
三〇八・四〇		ラム及びタフィア	四五％	G／HS／八七	DO US
三〇八・五〇		ジン及びジュネヴァ	三五％（その率が一リットルにつき一五四円の従量税率より高いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
		その他のもの			
		蒸留酒及びエチルアルコール			
三〇八・九〇	のうち	フルーツブランデー			
		アルコール分が五〇％以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）	一リットルにつき三八五円	G／HS／八七	
		その他のもの	一リットルにつき四五五円	G／HS／八七	
		エチルアルコール			
		その他のもの	一リットルにつき一五〇円	G／HS／八七	
		その他のもの	三二％	G／HS／八七	
		リキュール			
		その他のもの	一リットルにつき二五二円	G／HS／八七	
		合成清酒及び白酒	一リットルにつき一一〇円	G／HS／八七	
		その他のもののうち			
		果汁をもととした飲料（アルコール分が一％未満のものに限る。）以外のもの	一リットルにつき一六〇円	G／HS／八七	
三〇九・〇〇		食酢及び酢酸から得た食酢代用物	一二・五％	G／HS／八七	
三一〇一		肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に			

二三〇一・二〇のうち	適しないものに限る。）並びに獣脂かす			
	肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット並びに獣脂かす			
	鯨の肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット以外のもの	無税	G／HS／八七	
二三〇一・二〇のうち	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット			
	魚の粉、ミール及びペレット以外のもの	無税	G／HS／八七	
二三〇二	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）			
二三〇二・一〇	とうもろこしのもの	無税	G／HS／八七	US
二三〇二・二〇	米のもの	無税	G／HS／八七	US
二三〇二・三〇	小麦のもの	無税	G／HS／八七	US
二三〇二・四〇	その他の穀物のもの	無税	G／HS／八七	US
二三〇二・五〇	豆のもの	無税	G／HS／八七	US
二三〇三	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）			
二三〇三・一〇	ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす	無税	G／HS／八七	
二三〇三・二〇	醸造又は蒸留の際に生ずるかす	無税	G／HS／八七	
二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	
二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	
二三〇六	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	
二三〇六・一〇	かないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）			
	綿実油かす	無税	G／HS／八七	
二三〇六・二〇	亜麻仁油かす	無税	G／HS／八七	
二三〇六・三〇	ひまわり油かす	無税	G／HS／八七	
二三〇六・四〇	菜種油かす	無税	G／HS／八七	
二三〇六・五〇	やし（コプラ）油かす	無税	G／HS／八七	
二三〇六・六〇	パーム油かす及びパーム核油かす	無税	G／HS／八七	
二三〇六・九〇	その他のもの			
二三〇六・九〇のうち	からし油かす以外のもの	無税	G／HS／八七	CE6
二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル	無税	G／HS／八七	CE6
二三〇八	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）			
二三〇八・一〇	かし又はとちの実	無税	G／HS／八七	
二三〇八・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	
二三〇九	飼料用に供する種類の調製品			
二三〇九・一〇のうち	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）	無税	G／HS／八七	CE6
二三〇九・九〇のうち	乳糖の含有量が全重量の一〇％未満のもののうち気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）以外のもののうち課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）	一五％	G／HS／八七	US
	その他のもの			
	飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）	五％	G／HS／八七	

	その他のもののうち										
	乳糖の含有量が全重量の一〇％未満のもののうち										
二五〇三・一〇	第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）のうち										
	ルーサン（アルファルファ）ミールペレット										
	アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物										
二五〇三・九〇	魚又は海棲哺乳動物のソリュブル、第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）及びアルファルファ緑葉たんぱく濃縮物以外のもののうち	無税	G／HS／八七								
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）以外のもののうち	無税	G／HS／八七								
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）	一五％	G／HS／八七	US							
二五〇三・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）	無税	G／HS／八七								
二五〇四	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）									五・八％	G／HS／八七
二五〇五・一〇	粗のもの及び精製してないもの									五・八％	G／HS／八七
二五〇五・九〇	その他のもの									五・八％	G／HS／八七
二五〇六	天然黒鉛									無税	G／HS／八七
二五〇六・一〇	粉状又はフレーク状のもの									無税	G／HS／八七
二五〇六・九〇	その他のもの									無税	G／HS／八七
二五〇七	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）									無税	G／HS／八七
二五〇七・一〇	けい砂									無税	G／HS／八七
二五〇七・九〇	その他のもの									無税	G／HS／八七
二五〇八	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）									無税	G／HS／八七
二五〇八・一〇	石英									無税	G／HS／八七
二五〇八・二〇	けい岩									無税	G／HS／八七
二五〇八・三〇	粗のもの及び粗削りしたもの									無税	G／HS／八七
二五〇八・四〇	その他のもの									無税	G／HS／八七
二五〇八・五〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース									無税	G／HS／八七
	ベントナイト									無税	G／HS／八七
	デカライジングアース及びフーラーズアース									無税	G／HS／八七
	耐火粘土									無税	G／HS／八七
	その他の粘土									無税	G／HS／八七
	アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト									無税	G／HS／八七
	ムライト									無税	G／HS／八七

二五〇八・七〇	シャモット及びダイナスアース	無税	G／HS／八七				
二五〇九・〇〇	白亜	二・一％	G／HS／八七				
二五一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜						
二五一〇・一〇	粉砕してないもの	無税	G／HS／八七				
二五一〇・二〇	粉砕したもの	無税	G／HS／八七				
二五一一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）						
二五一一・一〇	天然の硫酸バリウム（重晶石）	無税	G／HS／八七				
二五一一・二〇	天然の炭酸バリウム（毒重石）	無税	G／HS／八七				
二五一二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七				
二五一三	コランダム、ガーネットその他の研摩用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミスストーン及びエメリー	無税	G／HS／八七	US			
二五一三・一	パミスストーン						
	粗のもの及び不規則な形状のもの（破砕したもの（ビムスキーを含む。）	無税	G／HS／八七				
二五一三・九	その他のもの	無税	G／HS／八七				
二五一三・二	エメリー、天然のコランダム、天然のガーネットその他の天然の研磨用の材料						
	粗のもの及び不規則な形状のもの	無税	G／HS／八七				
	その他のもの	三・八％	G／HS／八七				
二五一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七				
二五一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）						
二五一五・一	大理石及びトラバーチン						
	粗のもの及び粗削りしたもの	無税	G／HS／八七	GR CE6			
二五一五・二	のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたもの	無税	G／HS／八七	GR CE6			
二五一五・二〇	エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石及びアラバスター						
二五一六	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七				
二五一六・一	花こう岩						
	粗のもの及び粗削りしたもの	無税	G／HS／八七				
二五一六・二	のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたもの	無税	G／HS／八七				

二五一六・二 二五一六・三	砂岩 粗のもの及び粗削りしたもののこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたもの	無税	G／HS／八七			
二五一六・九〇 二五一七	その他の石碑用又は建築用の岩石 小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七			
二五一七・一〇	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにシングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）及びタールマカダム（第二五一七・一〇号の物品を混入してあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七			
二五一七・二〇	スラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（第二五一七・一〇号の物品を混入してあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七			
二五一七・三〇	タールマカダム 第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七			

二五一七・四一 二五一七・四九 二五一八	大理石のもの その他のもの ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないかを問わない。）及び凝結ドロマイト（タールドロマイトを含む。）	無税 無税	G／HS／八七 G／HS／八七			
二五一八・一〇 二五一八・二〇 二五一八・三〇	ドロマイト（焼いたものを除く。） ドロマイト（焼いたものに限る。） 凝結ドロマイト（タールドロマイトを含む。）	無税 無税	G／HS／八七 G／HS／八七			
二五一九	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七			
二五一九・一〇 二五一九・九〇	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト） その他のもの	無税 無税	G／HS／八七 G／HS／八七	US US		
二五二〇	天然石膏及び天然無水石膏（焼いたもの及び着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七			
二五二〇・一〇 二五二〇・二〇	プラスター 天然石膏を焼いたもの	無税	G／HS／八七			
二五二〇・九〇	その他のもの 石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	三・七％	G／HS／八七			
二五三	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）	無税	G／HS／八七			

二五三・一〇	生石灰	無税	G／HS／八七	
二五三・二〇	消石灰	無税	G／HS／八七	
二五三・三〇	水硬性石灰	無税	G／HS／八七	
二五三	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）			
二五三・一〇	セメントクリンカー			
二五三・一一	ポートランドセメント			
	白色セメント（人工着色をしてあるかないかを問わない。）	三・二%	G／HS／八七	
二五三・一九	その他のもの	三・二%	G／HS／八七	
二五三・二〇	アルミナセメント	三・二%	G／HS／八七	
二五三・九〇	その他の水硬性セメント	三・二%	G／HS／八七	
二五四・〇〇	石綿	無税	G／HS／八七	
二五五	雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず			
二五五・一〇	粗のもの及びシート状又は片状にしたもの	無税	G／HS／八七	
	粉	無税	G／HS／八七	
二五六	くず	無税	G／HS／八七	
	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びタルク			
二五六・一〇	破砕してなく、かつ、粉状にしてないもの	無税	G／HS／八七	
	破砕し又は粉状にしたもの	無税	G／HS／八七	
二五七・二〇	天然の氷晶石及びチオライト	無税	G／HS／八七	
二五七・〇〇	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五%以下のもの	無税	G／HS／八七	
二五八・一〇	天然のほう酸ナトリウム	無税	G／HS／八七	
二五八・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	
二五九	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石			
二五九・一〇	長石	無税	G／HS／八七	
二五九・二一	ほたる石	無税	G／HS／八七	
	ふつ化カルシウムの含有量が全重量の九七%以下のもの	無税	G／HS／八七	
二五九・二三	ふつ化カルシウムの含有量が全重量の九七%を超えるもの	無税	G／HS／八七	
二五九・三〇	白榴石、ネフェリン及びネフェリンサイアナイト	無税	G／HS／八七	
二五三〇	鉱物（他の項に該当するものを除く。）	無税	G／HS／八七	
二五三〇・一〇	蛭石、真珠岩及び緑泥岩（膨脹させてないものに限る。）	無税	G／HS／八七	PE
二五三〇・二〇	キーゼル石及び瀉利塩（天然の硫酸マグネシウム）	無税	G／HS／八七	PE
二五三〇・三〇	アースカラー	無税	G／HS／八七	PE
二五三〇・四〇	天然の雲母酸化鉄	無税	G／HS／八七	PE
二五三〇・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	PE
二六〇一	鉄鉱（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。）			
二六〇一・一一	鉄鉱（精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。）			
二六〇一・一二	凝結させてないもの	無税	G／HS／八七	PE
二六〇一・一〇	凝結させたもの	無税	G／HS／八七	PE
二六〇二・〇〇のうち	焼いた硫化鉄鉱	無税	G／HS／八七	PE
	マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含マンガン鉄鉱（精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上のものに限る。）			
二六〇二・〇〇	含マンガン鉄鉱	無税	G／HS／八七	PE
二六〇四・〇〇	銅鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	CL
	ニッケル鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE

二六〇五・〇〇	コバルト鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE					
二六〇六・〇〇	アルミニウム鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	ID					
二六〇七・〇〇	鉛鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE					
二六〇八・〇〇	亜鉛鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE					
二六〇九・〇〇	すず鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE					
二六一〇・〇〇	クロム鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE					
二六一一	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE					
二六一一・一〇	ウラン鉱（精鉱を含む）	無税	G／HS／八七	PE					
二六一一・二〇	トリウム鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE					
二六一三	モリブデン鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE					
二六一三・一〇	焼いたもの	無税	G／HS／八七	PE					
二六一三・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	PE					
二六一四・〇〇	チタン鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE					
二六一五	ニオブ鉱、タンタル鉱、バナジウム鉱及びジルコニウム鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE					
二六一五・一〇	ジルコニウム鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE					
二六一五・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	PE					
二六一六	貴金属鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE					
二六一六・一〇	銀鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE					
二六一六・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	PE					
二六一七	その他の鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE					
二六一七・一〇	アンチモン鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE					
二六一七・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	PE					
二六一八・〇〇	粒状スラグ（スラグサンド。鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）	無税	G／HS／八七						
二六一九・〇〇	スラグ、ドロス（粒状スラグを除く。）、スケールその他のくず（鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）	無税	G／HS／八七						
二六二〇	灰及び残留物（金属又はその化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）	無税	G／HS／八七						
二六二〇・一	亜鉛を主成分とするもの								
二六二〇・一九	ハードジンクスペルター	無税	G／HS／八七						
二六二〇・二〇	その他のもの	無税	G／HS／八七						
二六二〇・三〇	鉛を主成分とするもの	無税	G／HS／八七						
二六二〇・四〇	銅を主成分とするもの	無税	G／HS／八七						
二六二〇・五〇	アルミニウムを主成分とするもの	無税	G／HS／八七						
二六二〇・六〇	パナジウムを主成分とするもの	無税	G／HS／八七						
二六二〇・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七						
二六二一・〇〇	その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）	無税	G／HS／八七						
二七〇一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	無税	G／HS／八七						
二七〇一・一〇	石炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）								
二七〇一・一一	歴青炭								
	灰分の含有量が乾燥状態において全重量の八％以下のもの	無税	G／HS／八七	US					
二七〇一・一九	その他の石灰								
	灰分の含有量が乾燥状態において全重量の八％以下のもの	無税	G／HS／八七	US					
二七〇一・二〇	練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	無税	G／HS／八七	US					
二七〇二・〇〇	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	五・八％	G／HS／八七						
二七〇五・〇〇	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）	無税	G／HS／八七						
二七〇六・〇〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）	二％	G／HS／八七						
二七〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	無税	G／HS／八七						
二七〇七・一〇	ベンゾール	二％	G／HS／八七						
二七〇七・二〇	トリオール	二％	G／HS／八七						

二七〇七・三〇	キシロール	二％	G／HS／八七	
二七〇七・四〇	ナフタレン	三・七％	G／HS／八七	
二七〇七・五〇	その他の芳香族炭化水素混合物で、ASTM D 八六の方法による温度二五〇度における減失量加算留出容量が全容量の六五％以上のもの	三・七％	G／HS／八七	
二七〇七・六〇	フェノール	二％	G／HS／八七	
二七〇七・九一	その他のもの　クレオソート油	二％	G／HS／八七	
二七〇七・九九	その他のもの　温度一五度における比重が〇・八三以下のもの	三・七％	G／HS／八七	
	その他のもの	二％	G／HS／八七	
二七〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）	無税	G／HS／八七	
二七〇八・一〇	ピッチ	二％	G／HS／八七	
二七〇八・二〇	ピッチコークス	無税	G／HS／八七	
二七一〇・〇〇 のうち	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）　石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、当該物品の含有量が全重量の五％未満のものを含む。）のうち揮発油　低重合度の混合アルキレントリプロピレン	無税	G／HS／八七	
	その他のもの　政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）	三・二％	G／HS／八七	
	その他のもののうち　航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）のうち　温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの	五・八％	G／HS／八七	
	灯油のうち	一キロリットルにつき三、〇三三円	G／HS／八七	
	低重合度の混合アルキレン	三・七％	G／HS／八七	
	潤滑油（流動パラフィンを含む。）　温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）並びに温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの	五・八％	G／HS／八七	
	その他のもの　揮発油、灯油、軽油、重油、粗油及び潤滑油（流動パラフィンを含む。）以外のもの	一二％	G／HS／八七	
	その他のもの	五・八％	G／HS／八七	
	石油ガスその他のガス状炭化水素　液化したもの　天然ガス	四・九％	G／HS／八七	
	プロパン	三％	G／HS／八七	一トンにつき九三〇円
	ブタン	三％	G／HS／八七	一トンにつき九三〇円
二七一一				
二七一一・一				
二七一一・二				
二七一二・三				

二七一・一四	エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン			一トンにつき九三〇円	G／HS／八七			
二七一・一九	その他のもの							
	石油ガス							
	その他のもの			一トンにつき九三〇円	G／HS／八七			
	ガス状のもの							
二七一・二一	天然ガス			六・二%	G／HS／八七			
二七一・二九	その他のもの			六・二%	G／HS／八七			
二七二三	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）			三・七%	G／HS／八七			
二七二・一〇	ペトロラタム			四%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
二七二・二〇	パラフィンろう（油の含有量が全重量の〇・七五%未満のものに限る。）			四%	G／HS／八七	二%	G／HS／八七	
二七二・九〇	その他のもの			四%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
二七三・九〇	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物			五・八%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
二七三・一一	石油コークス							
二七三・一二	焼いてないもの							
二七三・一三	焼いたもの							
二七三・二〇	石油アスファルト							
二七三・九〇	その他の石油又は歴青油の残留物							
	潤滑油を溶剤により精製する際に生ずる副生抽出物（流動点が温度三五度以下のものに限る。）							
	その他のもの							
二七四	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タール							
	サンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック							
二七一四・一〇	歴青質頁岩、油母頁岩及びタールサンド							
	その他のもの							
二七一四・九〇	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ピチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）			一・九%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	US
二七二五・〇〇	ふつ素、塩素、臭素及びよう素					無税	G／HS／八七	US
二八〇一・一〇	塩素			三・七%	G／HS／八七			
二八〇一・二〇	よう素			三・七%	G／HS／八七			
二八〇一・三〇	ふつ素及び臭素			三・七%	G／HS／八七			
二八〇二・〇〇	昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄			三・七%	G／HS／八七			
二八〇三・〇〇	炭素（カーボンブラックその他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除く。）			五・八%	G／HS／八七			
二八〇四	水素、希ガスその他の非金属元素			四・九%	G／HS／八七			
二八〇四・一〇	水素			三・七%	G／HS／八七			
二八〇四・二一	希ガス							
二八〇四・二九	アルゴン			三・七%	G／HS／八七			
	その他のもの							
二八〇四・三〇	（ヘリウム			三・七%	G／HS／八七			
二八〇四・四〇	その他のもの）			四・九%	G／HS／八七			
二八〇四・五〇	窒素			四・九%	G／HS／八七			
二八〇四・六一	酸素			四・九%	G／HS／八七			
	ほう素及びテルル			四・九%	G／HS／八七			
	けい素							
	けい素の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの			七・二%	G／HS／八七			
	単結晶のもの			四・九%	G／HS／八七			
	その他のもの			四・九%	G／HS／八七			
	その他のもの			四・九%	G／HS／八七			
	りん			四・九%	G／HS／八七			
二八〇四・七〇	砒素			四・九%	G／HS／八七			

二八〇四・九〇	セレン	五・八%	G／HS／八七	
二八〇五	アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀			
二八〇五・一一	アルカリ金属			
二八〇五・一九	ナトリウム	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	三・七%	G／HS／八七	
二八〇五・二一	アルカリ土類金属			
二八〇五・二二	カルシウム	三・七%	G／HS／八七	
二八〇五・三〇	ストロンチウム及びバリウム	三・七%	G／HS／八七	
	希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）	四・九%	G／HS／八七	
二八〇六	水銀	八・二%	G／HS／八七	
二八〇六・一〇	塩化水素（塩酸）及びクロロ硫酸	三・七%	G／HS／八七	
二八〇六・二〇	塩化水素（塩酸）	三・七%	G／HS／八七	
二八〇七・〇〇	クロロ硫酸	三・七%	G／HS／八七	
二八〇八・〇〇	硫酸及び発煙硫酸	三・七%	G／HS／八七	
二八〇九	硝酸及び硫硝酸	四・九%	G／HS／八七	
二八〇九・一〇	五酸化二りん	四・九%	G／HS／八七	
二八〇九・二〇	りん酸及びポリりん酸	四・九%	G／HS／八七	
二八一〇・〇〇	ほう素の酸化物及びほう酸	三%	G／HS／八七	
二八一一	その他の無機酸及び無機非金属酸化物	四・九%	G／HS／八七	
	その他の無機酸	四・九%	G／HS／八七	
二八一一・一一	ふつ化水素（ふつ化水素酸）	四・九%	G／HS／八七	
二八一一・一九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
	その他の無機非金属酸化物	四・九%	G／HS／八七	
二八一二・一一	二酸化炭素	四・九%	G／HS／八七	
二八一二・二一	二酸化けい素	四・九%	G／HS／八七	
二八一二・三一	二酸化硫黄	三・七%	G／HS／八七	
二八一二・九一	その他のもの	五・四%	G／HS／八七	

二八一三	非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物	四・九%	G／HS／八七	
二八一三・一〇	塩化物及び塩化酸化物	四・九%	G／HS／八七	
二八一三・九〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
二八一三	非金属硫化物及び商慣行上三硫化りんとして取引する物品			
二八一三・一〇	二硫化炭素	三・七%	G／HS／八七	
二八一三・九〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
二八一四	無水アンモニア及びアンモニア水			
二八一四・一〇	無水アンモニア	三・七%	G／HS／八七	
二八一四・二〇	アンモニア水	三・七%	G／HS／八七	
二八一五	水酸化ナトリウム（かせいソーダ）、水酸化カリウム（かせいカリ）及びナトリウム又はカリウムの過酸化物			
二八一五・一一	水酸化ナトリウム（かせいソーダ）			
二八一五・一二	固体のもの	八%	G／HS／八七	
二八一五・二〇	水溶液のもの（ソーダ液）	八%	G／HS／八七	
二八一五・三〇	水酸化カリウム（かせいカリ）	五・八%	G／HS／八七	
	ナトリウム又はカリウムの過酸化物	五・八%	G／HS／八七	
二八一六	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物			
二八一六・一〇	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物	四・九%	G／HS／八七	
二八一六・二〇	ストロンチウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	四・九%	G／HS／八七	
二八一六・三〇	バリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	五・八%	G／HS／八七	
二八一七・〇〇	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛	六・五%	G／HS／八七	
二八一八	酸化アルミニウム（人造コランダムを含む。）及び水酸化アルミニウム	四・九%	G／HS／八七	
二八一八・一〇	人造コランダム	四・九%	G／HS／八七	
二八一八・二〇	その他の酸化アルミニウム	四・九%	G／HS／八七	
二八一八・三〇	水酸化アルミニウム	四・九%	G／HS／八七	
二八一九	クロムと酸化物及び水酸化物	四・九%	G／HS／八七	
二八一九・一〇	三酸化クロム	四・九%	G／HS／八七	
二八一九・九〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	

二八二〇	マンガンの酸化物				
二八二〇・一〇	二酸化マンガン	四・九%	G／HS／八七		
二八二〇・九〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
二八二一	アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇%以上のもの並びに鉄の酸化物及び水酸化物				
二八二一・一〇	鉄の酸化物及び水酸化物	四・九%	G／HS／八七		
二八二一・二〇	アースカラー	四・九%	G／HS／八七		
二八二二・〇〇	コバルトの酸化物及び水酸化物並びに商慣行上酸化コバルトとして取引する物品	無税	G／HS／八七		
二八二三・〇〇	チタンの酸化物	六%	G／HS／八七		
二八二四	鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛				
二八二四・一〇	一酸化鉛（リサージ）	七%	G／HS／八七		
二八二四・二〇	鉛丹及びオレンジ鉛	七%	G／HS／八七		
二八二四・九〇	その他のもの	三・七%	G／HS／八七		
二八二五	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物				
二八二五・一〇	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩	五・八%	G／HS／八七		
二八二五・二〇	酸化リチウム及び水酸化リチウム	六・六%	G／HS／八七		
二八二五・三〇	バナジウムの酸化物及び水酸化物	無税	G／HS／八七		
二八二五・四〇	ニッケルの酸化物及び水酸化物	七・二%	G／HS／八七		
二八二五・五〇	銅の酸化物及び水酸化物	七・二%	G／HS／八七		
二八二五・六〇	ゲルマニウムの酸化物及び二酸化ジルコニウム				
	二酸化ゲルマニウム	二・一%	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
二八二五・七〇	モリブデンの酸化物及び水酸化物	三・七%	G／HS／八七		
二八二五・八〇	アンチモンの酸化物				
	三酸化アンチモン（課税価格が一キログラムにつき一九九円未満のものに限る。）	一キログラムにつき二一円	G／HS／八七		

二八二五・九〇	その他のもの	七・二%	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
	酸化ベリリウム	七・二%	G／HS／八七		
	水銀の酸化物				
	酸化第一すず及び酸化第二すず	四・九%	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
二八二六	ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩その他のふつ素錯塩				
二八二六・一一	ふつ化物				
	アンモニウム又はナトリウムのもの	四・九%	G／HS／八七		
二八二六・一二	アルミニウムのもの	四・九%	G／HS／八七		
二八二六・一九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
二八二六・二〇	ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩	四・九%	G／HS／八七		
二八二六・三〇	ヘキサフルオロアルミン酸ナトリウム（人造氷晶石）	無税	G／HS／八七		
二八二六・九〇	その他のもの	二・一%	G／HS／八七		
二八二七	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物				
二八二七・一〇	塩化アンモニウム	無税	G／HS／八七		
二八二七・二〇	塩化カルシウム	四・九%	G／HS／八七		
	その他の塩化物				
二八二七・三一	マグネシウムのもの	四・九%	G／HS／八七		
二八二七・三二	アルミニウムのもの	四・九%	G／HS／八七		
二八二七・三三	鉄のもの	四・九%	G／HS／八七		
二八二七・三四	コバルトのもの	四・九%	G／HS／八七		
二八二七・三五	ニッケルのもの	四・九%	G／HS／八七		
二八二七・三六	亜鉛のもの	五・八%	G／HS／八七		
二八二七・三七	すずのもの	四・九%	G／HS／八七		
二八二七・三八	バリウムのもの	五・八%	G／HS／八七		
二八二七・三九	その他のもの				
	水銀の塩化物	七・二%	G／HS／八七		
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
	塩化酸化物及び塩化水酸化物				

二八二七・四二	銅のもの	四・九%	G	HS	八七	
二八二七・四九	その他のもの	四・九%	G	HS	八七	
二八二七・五一	臭化物及び臭化酸化物					
	ナトリウム又はカリウムの臭化物	五・八%	G	HS	八七	
	その他のもの	五・八%	G	HS	八七	
二八二七・六〇	よう化物及びよう化酸化物	四・九%	G	HS	八七	
二八二七・五九	次亜塩素酸塩、商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩					
二八二八	商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品その他カルシウムの次亜塩素酸塩	四・九%	G	HS	八七	
二八二八・一〇	その他のもの	四・九%	G	HS	八七	
二八二九	塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩					
	塩素酸塩					
二八二九・一一	ナトリウムのもの	四・九%	G	HS	八七	
二八二九・一九	その他のもの	四・九%	G	HS	八七	
二八二九・九〇	その他のもの	五・五%	G	HS	八七	
二八三〇	硫化物及び多硫化物					
二八三〇・一〇	ナトリウムの硫化物	三・七%	G	HS	八七	
二八三〇・二〇	硫化亜鉛	三・七%	G	HS	八七	
二八三〇・三〇	硫化カドミウム	三・七%	G	HS	八七	
二八三〇・九〇	その他のもの	三・七%	G	HS	八七	
	三硫化アンチモン	無税	G	HS	八七	
	水銀の硫化物	五・八%	G	HS	八七	
	その他のもの	三・七%	G	HS	八七	
二八三一	亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩	四・九%	G	HS	八七	
二八三一・一〇	ナトリウムのもの	四・九%	G	HS	八七	
二八三一・九〇	その他のもの	八・二%	G	HS	八七	
二八三二	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩					
二八三二・一〇	ナトリウムの亜硫酸塩	八・二%	G	HS	八七	
二八三二・二〇	その他の亜硫酸塩	八・二%	G	HS	八七	
二八三二・三〇	チオ硫酸塩	八・二%	G	HS	八七	
二八三三	硫酸塩、みょうばん及びペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）					
二八三三・一一	硫酸二ナトリウム	四・九%	G	HS	八七	
二八三三・一九	その他のもの	四・九%	G	HS	八七	
二八三三・二一	その他の硫酸塩					
二八三三・二二	マグネシウムのもの	四・九%	G	HS	八七	
二八三三・二三	アルミニウムのもの	四・九%	G	HS	八七	
二八三三・二四	クロムのもの	四・九%	G	HS	八七	
二八三三・二五	ニッケルのもの	五・八%	G	HS	八七	
二八三三・二六	銅のもの	五・八%	G	HS	八七	
二八三三・二七	亜鉛のもの	五・八%	G	HS	八七	
二八三三・二九	バリウムのもの	四・九%	G	HS	八七	
二八三三・三〇	その他のもの	四・九%	G	HS	八七	
二八三四	みょうばん	四・九%	G	HS	八七	
二八三四・一〇	ペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）	四・九%	G	HS	八七	
二八三四・二一	亜硝酸塩及び硝酸塩					
二八三四・三三	亜硝酸塩					
二八三四・二九	カリウムのもの	五・八%	G	HS	八七	
	ビスマスのもの	四・九%	G	HS	八七	
	その他のもの	無税	G	HS	八七	
	硝酸塩					
	硝酸カルシウム	五・八%	G	HS	八七	
	硝酸バリウム	五・八%	G	HS	八七	
	その他のもの	四・九%	G	HS	八七	
二八三五	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩					
二八三五・一〇	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）及びホスホン酸塩（亜りん酸塩）	五・八%	G	HS	八七	
二八三五・二一	りん酸塩					
二八三五・二二	三アンモニウムのもの	五・八%	G	HS	八七	
	一ナトリウム又は二ナトリウムのもの	五・八%	G	HS	八七	
二八三五・二三	三ナトリウムのもの	五・八%	G	HS	八七	
二八三五・二四	カリウムのもの	五・八%	G	HS	八七	
二八三五・二五	オルトりん酸水素カルシウム（りん酸一カルシウム）	五・八%	G	HS	八七	
二八三五・二六	カルシウムのその他のりん酸塩	五・八%	G	HS	八七	

二八三五・二九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
二八三五・三一	ポリりん酸塩				
二八三五・三二	三りん酸ナトリウム（トリポリりん酸ナトリウム）	七%	G／HS／八七		
二八三五・三九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
二八三六	炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩（過炭酸塩）及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの				
二八三六・一〇	商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品その他アンモニアの炭酸塩	四・九%	G／HS／八七		
二八三六・二〇	炭酸二ナトリウム				
	ソーダ灰	一キログラムにつき二円一〇銭	G／HS／八七		
	その他のもの				
二八三六・三〇	炭酸水素ナトリウム（重炭酸ナトリウム）	四・九%	G／HS／八七		
二八三六・四〇	カリウムの炭酸塩	五・八%	G／HS／八七		
二八三六・五〇	炭酸カルシウム	四・九%	G／HS／八七		
二八三六・六〇	炭酸バリウム	五・八%	G／HS／八七		
二八三六・七〇	炭酸鉛	四・九%	G／HS／八七		
	その他のもの				
二八三六・九一	リチウムの炭酸塩	六・六%	G／HS／八七		
二八三六・九二	炭酸ストロンチウム	四・九%	G／HS／八七		
二八三六・九三	炭酸ビスマス	四・九%	G／HS／八七		
二八三六・九九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
二八三七	シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩				
	シアン化物及びシアン化酸化物				
二八三七・一一	ナトリウムのもの	六・五%	G／HS／八七		
二八三七・一九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
二八三七・二〇	シアノ錯塩	四・九%	G／HS／八七		
二八三八・〇〇	雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩	四・九%	G／HS／八七		
二八三九	けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品				
	ナトリウムのもの				
二八三九・一一	ナトリウムのメタけい酸塩	四・九%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七　US
二八三九・一九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七　US
二八三九・二〇	カリウムのもの	四・九%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七　US
二八三九・九〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七　US
二八四〇	ほう酸塩及びペルオキソほう酸塩（過ほう酸塩）				
二八四〇・一一	四ほう酸二ナトリウム（精製ほう砂）	四・九%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
二八四〇・一九	無水物	四・九%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
二八四〇・二〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
二八四〇・三〇	ペルオキソほう酸塩（過ほう酸塩）	四・九%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
二八四一	オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩				
二八四一・一〇	アルミン酸塩	四・九%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
二八四一・二〇	クロム酸塩（亜鉛又は鉛のものに限る。）				
二八四一・三〇	二クロム酸ナトリウム	六%	G／HS／八七	六%	G／HS／八七
二八四一・四〇	二クロム酸カリウム	六%	G／HS／八七	六%	G／HS／八七
二八四一・五〇	その他のクロム酸塩及び二クロム酸塩並びにペルオキソクロム酸塩	六%	G／HS／八七	六%	G／HS／八七
二八四一・六〇	亜マンガン酸塩、マンガン酸塩及び過マンガン酸塩	五・八%	G／HS／八七	五・八%	G／HS／八七
二八四一・七〇	モリブデン酸塩	四・九%	G／HS／八七	四・九%	G／HS／八七
二八四一・八〇	タングステン酸塩（ウォルフラム酸塩）	四・九%	G／HS／八七	四・九%	G／HS／八七
二八四一・九〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	四・九%	G／HS／八七
二八四二	その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩（アジ化物を除く。）				
二八四二・一〇	けい酸の複塩及び錯塩	四・九%	G／HS／八七	四・九%	G／HS／八七
二八四二・九〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	四・九%	G／HS／八七
二八四三	貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム				
二八四三・一〇	コロイド状貴金属	三・七%	G／HS／八七		

二八四三・二一	銀化合物					
二八四三・二九	硝酸銀	三・七%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
二八四三・三〇	その他のもの	三・七%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	US
二八四四	金化合物	三・七%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
二八四四・九〇	その他の化合物及びアマルガム	三・七%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
	放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物					
二八四四・二〇のうち	ウラン二三五を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	三・七%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
二八四四・三〇	核分裂性同位元素					
	ウラン二三五を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を減少させたウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	無税	G／HS／八七	US		
二八四四・四〇のうち	放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物（第二八四四・一〇号、第二八四四・二〇号又は第二八四四・三〇号のものを除く。）並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物	三・七%	G／HS／八七			
	核分裂性同位元素の化合物並びにこれを含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物以外のもの					
二八四四・五〇のうち	使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）	三・七%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
二八四五	核分裂性同位元素のもの					
	同位元素（第二八・四四項のものを除く。）及びその無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）					
二八四五・一〇	重水（酸化重水素）	三・七%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
二八四五・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
二八四六	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物					
二八四六・一〇	セリウム化合物	四・九%	G／HS／八七	四・九%	G／HS／八七	
二八四六・九〇	その他のもの					
	粗製の塩化希土（希土類金属の化合物の製造原料用に使用する種類のものに限る。）及び硝酸のランタン	無税	G／HS／八七	四・九%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	四・九%	G／HS／八七	
二八四七・〇〇	過酸化水素（尿素により固形化してあるかないかを問わない。）	四・九%	G／HS／八七	四・九%	G／HS／八七	
二八四八	りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）	四・九%	G／HS／八七	四・九%	G／HS／八七	
二八四八・一〇	銅のもの（りん銅。りんの含有量が全重量の一五%を超えるものに限る。）	四・九%	G／HS／八七	四・九%	G／HS／八七	
二八四八・九〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	四・九%	G／HS／八七	
二八四九	炭化物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	三・七%	G／HS／八七	三・七%	G／HS／八七	
二八四九・一〇	カルシウムのもの	四・九%	G／HS／八七	四・九%	G／HS／八七	
二八四九・二〇	けい素のもの	三・七%	G／HS／八七	三・七%	G／HS／八七	
二八四九・九〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	四・九%	G／HS／八七	
二八五〇・〇〇	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	四・九%	G／HS／八七	四・九%	G／HS／八七	

二五二・〇〇	その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）	四・九%	G	HS	八七
二九〇一	非環式炭化水素				
二九〇一・一〇	飽和のもの	五・八%	G	HS	八七
	不飽和のもの				
二九〇一・二一	エチレン	五・八%	G	HS	八七
二九〇一・二二	プロペン（プロピレン）	五・八%	G	HS	八七
二九〇一・二三	ブテン（ブチレン）及びその異性体	五・八%	G	HS	八七
二九〇一・二四	ブタ―一・三―ジエン及びイソプレン	五・八%	G	HS	八七
二九〇一・二九	その他のもの	五・八%	G	HS	八七
二九〇二	環式炭化水素				
二九〇二・一一	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素及びシクロテルペン炭化水素	四・九%	G	HS	八七
二九〇二・一九	シクロヘキサン	五・八%	G	HS	八七
二九〇二・一〇	その他のもの	三・七%	G	HS	八七
二九〇二・三〇	ベンゼン	三・七%	G	HS	八七
	トルエン				
二九〇二・四一	キシレン	二%	G	HS	八七
二九〇二・四二	オルト―キシレン	二%	G	HS	八七
二九〇二・四三	メタ―キシレン	一・六%	G	HS	八七
二九〇二・四四	パラ―キシレン	二%	G	HS	八七
二九〇二・五〇	キシレン異性体の混合物	八%	G	HS	八七
二九〇二・六〇	スチレン	二%	G	HS	八七
二九〇二・七〇	エチルベンゼン	五・八%	G	HS	八七
二九〇二・八〇	クメン				
二九〇二・九〇	その他のもの				
	ナフタレン、メチルナフタレン及びアントラセン	二%	G	HS	八七
	その他のもの	五・八%	G	HS	八七
二九〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体				
二九〇三・一一	非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。）				
	クロロメタン（塩化メチル）及びクロロエタン（塩化エチル）	四・六%	G	HS	八七
二九〇三・一二	ジクロロメタン（塩化メチレン）	四・六%	G	HS	八七
二九〇三・一三	クロロホルム（トリクロロメタン）	五・八%	G	HS	八七
二九〇三・一四	四塩化炭素	五・八%	G	HS	八七
二九〇三・一五	一・二―ジクロロエタン（二塩化エチレン）	五・八%	G	HS	八七
二九〇三・一六	一・二―ジクロロプロパン（二塩化プロピレン）及びジクロロブタン	四・六%	G	HS	八七
二九〇三・一九	その他のもの	四・六%	G	HS	八七
	非環式炭化水素の塩素化誘導体（不飽和のものに限る。）				
二九〇三・二一	塩化ビニル（クロロエチレン）	五・八%	G	HS	八七
二九〇三・二二	トリクロロエチレン	五・八%	G	HS	八七
二九〇三・二三	テトラクロロエチレン（ペルクロロエチレン）	五・八%	G	HS	八七
二九〇三・二九	その他のもの	四・六%	G	HS	八七
二九〇三・三〇	非環式炭化水素のふっ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体	四・六%	G	HS	八七
二九〇三・四〇	非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）	四・六%	G	HS	八七
二九〇三・五一	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体	五・八%	G	HS	八七
	一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン	五・八%	G	HS	八七
二九〇三・五九	その他のもの				
	オクタクロロテトラヒドロメタノインダン（クロルデン）	無税	G	HS	八七
	その他のもの	四・六%	G	HS	八七

二九〇三・六二	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体				
	クロロベンゼン、オルト―ジクロロベンゼン及びパラ―ジクロロベンゼン	四・六%	G／HS／八七		
二九〇三・六三	ヘキサクロロベンゼン及びDDT（一・一―トリクロロ―二・二―ビス（パラ―クロロフェニル）エタン）	五・八%	G／HS／八七		
二九〇三・六九	その他のもの	四・六%	G／HS／八七		
二九〇四	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）	四・六%	G／HS／八七		
二九〇四・一〇	スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエチルエステル	四・六%	G／HS／八七		
二九〇四・二〇	ニトロ基又はニトロソ基のみを有する誘導体	四・六%	G／HS／八七		
二九〇四・九〇	その他のもの	四・六%	G／HS／八七		
二九〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
	飽和一価アルコール				
二九〇五・一一	メタノール（メチルアルコール）	四・九%	G／HS／八七		
二九〇五・一二	プロパン―一―オール（プロピルアルコール）及びプロパン―二―オール（イソプロピルアルコール）	四・六%	G／HS／八七		
二九〇五・一三	ブタン―一―オール（ノルマル―ブチルアルコール）	一〇・五%	G／HS／八七		
二九〇五・一四	その他のブタノール	一〇・五%	G／HS／八七		
二九〇五・一五	ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体	七%	G／HS／八七		
二九〇五・一六	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体				
	二―エチルヘキシルアルコール（二―エチルヘキサン―一―オール）	一キログラムにつき一四円	G／HS／八七		
二九〇五・一七	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
二九〇五・一九	ドデカン―一―オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン―一―オール（セチルアルコール）及びオクタデカン―一―オール（ステアリルアルコール）	七%	G／HS／八七		
二九〇五・二一	その他のもの	七%	G／HS／八七		
二九〇五・二二	不飽和一価アルコール	五・八%	G／HS／八七		
二九〇五・二三	アリルアルコール	六・六%	G／HS／八七		
二九〇五・二九	非環式テルペンアルコール	五・八%	G／HS／八七		
二九〇五・三一	その他のもの	一二%	G／HS／八七		
二九〇五・三三	二価アルコール	八・四%	G／HS／八七		
二九〇五・三九	エチレングリコール（エタンジオール）	四・六%	G／HS／八七		
二九〇五・四一	プロピレングリコール（プロパン―一・二―ジオール）	二〇%	G／HS／八七	US	
二九〇五・四九	その他のもの	四・六%	G／HS／八七		
二九〇五・五〇	その他の多価アルコール	五・八%	G／HS／八七		
二九〇六	二―エチル―二―（ヒドロキシメチル）プロパン―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン）	四・六%	G／HS／八七		
二九〇五・四二	ペンタエリトリトール	四・六%	G／HS／八七		
二九〇五・四三	マンニトール	四・六%	G／HS／八七		
二九〇五・四四	D―グルシトール（ソルビトール）	四・六%	G／HS／八七		
二九〇五・四九	その他のもの	四・六%	G／HS／八七		
二九〇五・五〇	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	五・八%	G／HS／八七		
二九〇六	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
	飽和脂環式アルコール、不飽和脂				

二九〇六・三	環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	五・八%	G／HS／八七	
二九〇六・三一	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	三・七%	G／HS／八七	
二九〇六・三二	ステロール及びイノシトール	六・六%	G／HS／八七	
二九〇六・三九	その他のもの			
	ボルネオール	六・六%	G／HS／八七	
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
二九〇六・四	芳香族アルコール及びその誘導体			
二九〇六・四一	ベンジルアルコール	六・六%	G／HS／八七	
二九〇六・四九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
二九〇七	フェノール及びフェノールアルコール			
二九〇七・一一	一価フェノール			
	石炭酸（ヒドロキシベンゼン）及びその塩	四・六%	G／HS／八七	
二九〇七・一二	クレゾール及びその塩	一・六%	G／HS／八七	
二九〇七・一三	オクチルフェノール及びノニルフェノール並びにこれらの異性体並びにこれらの塩	四・六%	G／HS／八七	
二九〇七・一四		二%	G／HS／八七	
二九〇七・一五	キシレノール及びその塩	五・八%	G／HS／八七	
二九〇七・一九	ナフトール及びその塩	四・六%	G／HS／八七	
	その他のもの			
二九〇七・二	多価フェノール			
二九〇七・二一	レソルシノール及びその塩	四・六%	G／HS／八七	
二九〇七・二三	ヒドロキノン（キノール）及びその塩	四・六%	G／HS／八七	
二九〇七・二三	四・四―イソプロピリデンジフェノール（ビスフェノールA又はジフェニロールプロパン）及びその塩	四・六%	G／HS／八七	
二九〇七・二九	その他のもの			
二九〇七・三〇	フェノールアルコール	四・六%	G／HS／八七	
二九〇八	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	五・八%	G／HS／八七	
二九〇八・一〇	ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩	四・六%	G／HS／八七	
二九〇八・二〇	スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエステル	四・六%	G／HS／八七	
二九〇八・九〇	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
二九〇九	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%	G／HS／八七	
二九〇九・一一	非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%	G／HS／八七	
二九〇九・一九	ジエチルエーテル	四・六%	G／HS／八七	
二九〇九・二〇	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
二九〇九・三〇	飽和脂環式エーテル、不飽和脂環式エーテル及びシクロテルペンエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%	G／HS／八七	
	芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%	G／HS／八七	
	エーテルアルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%	G／HS／八七	
二九〇九・四一	二・二′―オキシジエタノール（ジエチレングリコール又はジゴール）	七・二%	G／HS／八七	

二九〇九・四二	エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノメチルエーテル	五・六%	G／HS／八七
二九〇九・四三	エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノブチルエーテル	五%	G／HS／八七
二九〇九・四四	エチレングリコール又はジエチレングリコールのその他のモノアルキルエーテル	五・六%	G／HS／八七
二九〇九・四九	その他のもの	四・六%	G／HS／八七
二九〇九・五〇	エーテルフェノール及びエーテルアルコールフェノール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%	G／HS／八七
二九〇九・六〇	アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	五・八%	G／HS／八七
二九一〇・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%	G／HS／八七
二九一〇・二〇	オキシラン（エチレンオキシド）	五・八%	G／HS／八七
	メチルオキシラン（プロピレンオキシド）	七%	G／HS／八七
二九一〇・三〇	一―クロロ―二・三―エポキシプロパン（エピクロロヒドリン）	五・六%	G／HS／八七
二九一〇・九〇	その他のもの	五・六%	G／HS／八七
二九一一・〇〇	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	五・八%	G／HS／八七

二九一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	四・九%	G／HS／八七
二九一二・一一	非環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	四・六%	G／HS／八七
二九一二・一二	メタナール（ホルムアルデヒド）	四・六%	G／HS／八七
二九一二・一三	エタナール（アセトアルデヒド）	四・六%	G／HS／八七
二九一二・一九	ブタナール（ブチルアルデヒド又はノルマル―ブチルアルデヒド）	四・六%	G／HS／八七
二九一二・二一	その他のもの	四・六%	G／HS／八七
二九一二・二九	環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	四・六%	G／HS／八七
二九一二・三〇	ベンズアルデヒド	四・六%	G／HS／八七
二九一二・四一	その他のもの	四・六%	G／HS／八七
二九一二・四二	アルデヒドアルコール	六・六%	G／HS／八七
二九一二・四九	アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド	六・六%	G／HS／八七
二九一二・五〇	バニリン（四―ヒドロキシ―三―メトキシベンズアルデヒド）	六・六%	G／HS／八七
二九一二・六〇	エチルバニリン（三―エトキシ―四―ヒドロキシベンズアルデヒド）	六・六%	G／HS／八七
二九一二・九〇	その他のもの	四・六%	G／HS／八七
二九一三・〇〇	アルデヒドの環式重合体	四・六%	G／HS／八七
二九一四	パラホルムアルデヒド	四・六%	G／HS／八七
	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	五・八%	G／HS／八七
	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	非環式ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）		

二九一四・一二	アセトン	五・八%	G／HS／八七		
二九一四・一三	ブタノン（メチルエチルケトン）	五・八%	G／HS／八七		
二九一四・一九	四―メチルペンタン―二―オン（メチルイソブチルケトン）	五・八%	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
二九一四・二一	飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	八・二%	G／HS／八七		
二九一四・二二	しょう脳	五・八%	G／HS／八七		
二九一四・二三	シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン	六・六%	G／HS／八七		
二九一四・二九	イオノン及びメチルイオノン	五・八%	G／HS／八七		
二九一四・三〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
二九一四・四一	芳香族ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	五・八%	G／HS／八七		
二九一四・四二	ケトンアルコール及びケトンアルデヒド	五・八%	G／HS／八七		
二九一四・四九	四―ヒドロキシ―四―メチルペンタン―二―オン（ジアセトンアルコール）	五・八%	G／HS／八七		
二九一四・五〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
二九一四・六一	ケトンフェノール及び他のケトン能基を有するケトン	五・八%	G／HS／八七		
二九一四・六九	キノン	五・八%	G／HS／八七		
二九一四・七〇	アントラキノン	五・八%	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
二九一五	ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	五・八%	G／HS／八七		
	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	五・八%	G／HS／八七		
二九一五・一一	ぎ酸並びにその塩及びエステル	六・四%	G／HS／八七		
二九一五・一二	ぎ酸	六・四%	G／HS／八七		
二九一五・一三	ぎ酸の塩	六・四%	G／HS／八七		
二九一五・一四	ぎ酸のエステル	六・四%	G／HS／八七		
二九一五・一九	酢酸及びその塩並びに無水酢酸				
	酢酸	三%	G／HS／八七		
	酢酸ナトリウム	五・八%	G／HS／八七		
	酢酸コバルト	五・八%	G／HS／八七		
	無水酢酸	六・四%	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
二九一五・二一	酢酸のエステル	五・六%	G／HS／八七		
二九一五・二二	酢酸エチル	五・六%	G／HS／八七		
二九一五・二三	酢酸ビニル	五・六%	G／HS／八七		
二九一五・二四	酢酸ノルマル―ブチル	五・六%	G／HS／八七		
二九一五・二五	酢酸イソブチル	五・六%	G／HS／八七		
二九一五・二九	酢酸―二―エトキシエチル	五・八%	G／HS／八七		
二九一五・四〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
二九一五・五〇	モノクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸並びにこれらの塩及びエステル	六・四%	G／HS／八七		
二九一五・六〇	プロピオン酸並びにその塩及びエステル	六・四%	G／HS／八七		
二九一五・七〇	酪酸及び吉草酸並びにこれらの塩及びエステル	六・四%	G／HS／八七		
二九一五・八〇	パルミチン酸及びステアリン酸並びにこれらの塩及びエステル	四・九%	G／HS／八七		
	ステアリン酸	五・八%	G／HS／八七		
二九一五・九〇	その他のもの				
	カプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸並びにカプリン酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸又はステアリン酸の誘導体	五・八%	G／HS／八七		
二九一六	その他のもの	六・四%	G／HS／八七		
	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニト				

ロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九二六・一一	六・四%	G／HS／八七
アクリル酸及びその塩	二九二六・一二	六・四%	G／HS／八七
アクリル酸のエステル	二九二六・一三	五・八%	G／HS／八七
メタクリル酸及びその塩	二九二六・一四	五・八%	G／HS／八七
メタクリル酸のエステル	二九二六・一五	五・八%	G／HS／八七
オレイン酸、リノール酸及びリノレン酸並びにこれらの塩及びエステル	二九二六・一九	四・九%	G／HS／八七
その他のもの	二九二六・二〇	六・四%	G／HS／八七
飽和脂環式モノカルボン酸、不飽和脂環式モノカルボン酸及びシクロテルペンモノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体			
芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九二六・二一	六・四%	G／HS／八七
安息香酸並びにその塩及びエステル	二九二六・三二	六・二%	G／HS／八七
過酸化ベンゾイル及び塩化ベンゾイル	二九二六・三三	六・四%	G／HS／八七
フェニル酢酸並びにその塩及びエステル	二九二六・三三	六・四%	G／HS／八七
その他のもの	二九二六・二九	六・四%	G／HS／八七
ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九二七		
非環式ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体			
しゆう酸並びにその塩及びエステル	二九一七・一一	四・九%	G／HS／八七
アジピン酸並びにその塩及びエステル	二九一七・一二	五・八%	G／HS／八七
アゼライン酸及びセバシン酸並びにこれらの塩及びエステル	二九一七・一三	四・六%	G／HS／八七
無水マレイン酸	二九一七・一四	五・八%	G／HS／八七
その他のもの	二九一七・一九	四・六%	G／HS／八七
飽和脂環式ポリカルボン酸、不飽和脂環式ポリカルボン酸及びシクロテルペンポリカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九一七・二〇	四・六%	G／HS／八七
芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体			
オルトフタル酸ジブチル	二九一七・二一	四・六%	G／HS／八七
オルトフタル酸ジオクチル	二九一七・二二	五・八%	G／HS／八七
オルトフタル酸ジノニル及びオルトフタル酸ジデシル	二九一七・二三	四・六%	G／HS／八七
その他のオルトフタル酸エステル	二九一七・二四	四・六%	G／HS／八七
無水フタル酸	二九一七・二五	四・六%	G／HS／八七
テレフタル酸及びその塩	二九一七・二六	四・九%	G／HS／八七
テレフタル酸ジメチル	二九一七・二七	八%	G／HS／八七
その他のもの	二九一七・二九	四・六%	G／HS／八七
カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九一八		
アルコール官能のカルボン酸（他			

二九一八・一一	の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	六・六%	G／HS／八七	
二九一八・一二	乳酸並びにその塩及びエステル	五・八%	G／HS／八七	
二九一八・一三	酒石酸	五・八%	G／HS／八七	
二九一八・一四	酒石酸の塩及びエステル	二四%	G／HS／八七	
二九一八・一五	くえん酸	一二%	G／HS／八七	
	くえん酸の塩及びエステル	五・八%	G／HS／八七	
	くえん酸カルシウム			
二九一八・一六	その他のもの			
	グルコン酸並びにその塩及びエステル	五・八%	G／HS／八七	
二九一八・一七	フェニルグリコール酸（マンデル酸）並びにその塩及びエステル	五・八%	G／HS／八七	
二九一八・一九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
	コール酸	四・九%	G／HS／八七	
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	五・八%	G／HS／八七	
二九一八・二一	サリチル酸及びその塩	五・八%	G／HS／八七	
二九一八・二二	オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	五・八%	G／HS／八七	
二九一八・二三	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	五・八%	G／HS／八七	
二九一八・二九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
二九一八・三〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	無税	G／HS／八七	
	デヒドロコール酸（三・七・一二―トリケトコール酸）	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの			

二九一九・〇〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
二九二〇	その他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	五・八%	G／HS／八七	
二九二〇・一〇	チオりん酸エステル（ホスホロチオエート）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	五・八%	G／HS／八七	
二九二〇・九〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
二九二一	アミン官能化合物			
二九二一・一二	非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%	G／HS／八七	
二九二一・一三	メチルアミン、ジメチルアミン及びトリメチルアミン並びにこれらの塩	四・六%	G／HS／八七	
二九二一・一九	ジエチルアミン及びその塩	四・六%	G／HS／八七	
	その他のもの			
二九二一・二九	非環式ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%	G／HS／八七	
二九二一・三〇	エチレンジアミン及びその塩	四・六%	G／HS／八七	
	ヘキサメチレンジアミン及びその塩	四・六%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	飽和脂環式モノアミン、不飽和脂環式モノアミン、シクロテルペンモノアミン、飽和脂環式ポリアミン、不飽和脂環式ポリアミン及びシクロテルペンポリアミン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	四・六%	G／HS／八七	

二九二一・四一	芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩			
	アニリン及びその塩			
	アニリン	八・二%	G／HS／八七	
	アニリンの塩	四・六%	G／HS／八七	
二九二一・四二	アニリン誘導体及びその塩	四・六%	G／HS／八七	
二九二一・四三	トルイジン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%	G／HS／八七	
二九二一・四四	ジフェニルアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%	G／HS／八七	
二九二一・四五	一―ナフチルアミン（アルファ―ナフチルアミン）及び二―ナフチルアミン（ベーター―ナフチルアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	四・六%	G／HS／八七	
二九二一・四九	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
二九二一・五一	芳香族ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	五・三%	G／HS／八七	
	オルト―フェニレンジアミン、メター―フェニレンジアミン、パラ―フェニレンジアミン及びジアミノトルエン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	四・六%	G／HS／八七	
二九二一・五九	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
二九二二	酸素官能のアミノ化合物			
	アミノアルコール並びにそのエーテル及びエステル（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	四・六%	G／HS／八七	
	モノエタノールアミン及びその塩	四・六%	G／HS／八七	
	ジエタノールアミン及びその塩	四・六%	G／HS／八七	
	トリエタノールアミン及びその塩	四・六%	G／HS／八七	
二九二二・一二	その他のもの			
	アミノアルコール	四・六%	G／HS／八七	
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
二九二二・一三	アミノナフトールその他のアミノフェノール並びにそのエーテル及びエステル（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	五・八%	G／HS／八七	
二九二二・一九	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	五・八%	G／HS／八七	
二九二二・二〇	アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩	五・八%	G／HS／八七	
二九二二・三〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
二九二三	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	五・八%	G／HS／八七	
二九二三・一〇	アミノ酸及びそのエステル（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	五・八%	G／HS／八七	
二九二三・二〇	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	五・八%	G／HS／八七	
二九二三・三〇	グルタミン酸及びその塩	五・八%	G／HS／八七	
二九二三・四一	グルタミン酸ソーダ以外のもの	五・八%	G／HS／八七	
二九二三・四九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
二九二三・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	五・八%	G／HS／八七	
二九二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド	五・八%	G／HS／八七	
二九二三・一〇	コリン及びその塩	五・八%	G／HS／八七	
二九二三・二〇	レシチンその他のホスホアミノリピド	一〇%	G／HS／八七	
二九二三・九〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
二九二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物			
二九二四・一〇	非環式アミド（非環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%	G／HS／八七	

二九二四・二二	環式アミド（環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%	G／HS／八七	
二九二四・二九	ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%	G／HS／八七	
二九二五	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物	五・八%	G／HS／八七	
二九二五・二一	イミド及びその誘導体並びにこれらの塩	五・八%	G／HS／八七	
二九二五・一九	サッカリン及びその塩	五・八%	G／HS／八七	
二九二五・二〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
	イミン及びその誘導体並びにこれらの塩	三・七%	G／HS／八七	
二九二六	ニトリル官能化合物	六・四%	G／HS／八七	
二九二六・一〇	アクリロニトリル	四・六%	G／HS／八七	
二九二六・二〇	一―シアノグアニジン（ジシアンジアミド）	四・六%	G／HS／八七	
二九二六・九〇	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
二九二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	五・八%	G／HS／八七	
二九二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	五・八%	G／HS／八七	
二九二九	その他の窒素官能基を有する化合物	四・六%	G／HS／八七	
二九二九・一〇	イソシアナート	四・六%	G／HS／八七	
二九二九・九〇	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
二九三〇	有機硫黄化合物	五・八%	G／HS／八七	
二九三〇・一〇	ジチオカルボナート（キサントゲン酸塩）	六・六%	G／HS／八七	
二九三〇・二〇	チオカルバマート及びジチオカルバマート	六・六%	G／HS／八七	
二九三〇・三〇	チウラムモノスルフィド、チウラムジスルフィド及びチウラムテトラスルフィド	六・六%	G／HS／八七	
二九三〇・四〇	メチオニン	四・六%	G／HS／八七	
二九三〇・九〇	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	

二九三一・八〇	その他のオルガノインオルガニック化合物	四・六%	G／HS／八七	
二九三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	四・六%	G／HS／八七	
	非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	四・六%	G／HS／八七	
二九三二・一一	テトラヒドロフラン	四・八%	G／HS／八七	
二九三二・一二	二―フルアルデヒド（フルフラール）	四・六%	G／HS／八七	
二九三二・一三	フルフリルアルコール及びテトラヒドロフルフリルアルコール	四・六%	G／HS／八七	
二九三二・一九	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
二九三二・二一	ラクトン	六・六%	G／HS／八七	
二九三二・二九	クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	八・二%	G／HS／八七	
	その他のラクトン	四・六%	G／HS／八七	
二九三三	サントニン	四・六%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
二九三三・九〇	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）並びに核酸及びその塩	四・六%	G／HS／八七	
二九三四	非縮合ピラゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	四・六%	G／HS／八七	
二九三四・一九	フェナゾン（アンチピリン）及びその誘導体	四・六%	G／HS／八七	
二九三四・二一	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
二九三四・二九	非縮合イミダゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	四・六%	G／HS／八七	
二九三五・三一	ヒダントイン及びその誘導体	四・六%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
	非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	二%	G／HS／八七	
	ピリジン及びその塩			

二九三三・二九	その他のもの				
	ピコリン				
	O・O―ジエチル―O―三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル―ホスホロチオエート（クロルピリホス）	二%	G／HS／八七		
	その他のもの				
二九三三・四〇	キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	無税	G／HS／八七		
	ピリミジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）又はピペラジン環を有する化合物並びに核酸及びその塩	四・六%	G／HS／八七		
二九三三・五一	マロニル尿素（バルビツル酸）及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%	G／HS／八七		
二九三三・五九	その他のもの				
	一・三―ジメチル―二・六―ジオキソ―四―アミノ―五―ホルミルアミノピリミジン	五・八%	G／HS／八七	四・六%	G／HS／八七
	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	四・六%	G／HS／八七
二九三三・六一	非縮合トリアジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	四・六%	G／HS／八七	四・六%	G／HS／八七
二九三三・六九	メラミン	七%	G／HS／八七	五・八%	G／HS／八七
	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	四・六%	G／HS／八七
二九三三・七一	ラクタム				
	六―ヘキサンラクタム（イプシロン―カプロラクタム）	四・六%	G／HS／八七	四・六%	G／HS／八七
	その他のラクタム				
二九三三・七九	その他のもの				
	塩酸ヒドラジン、デキストロ―三―ヒドロキシ―N―メチルモルヒナン及び臭化水素酸デキストロ―三―メトキシ―N―メチルモルヒナン	四・九%	G／HS／八七	四・九%	G／HS／八七
二九三三・八〇	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	四・六%	G／HS／八七
	その他の複素環式化合物				
二九三四・一〇	非縮合チアゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	四・六%	G／HS／八七		
二九三四・二〇	ベンゾチアゾール環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	六・六%	G／HS／八七		
二九三四・三〇	フェノチアジン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	四・六%	G／HS／八七		
二九三四・九〇	その他のもの	四・六%	G／HS／八七		
二九三五・〇〇	スルホンアミド	五・八%	G／HS／八七		
二九三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）				
二九三六・一〇	プロビタミン（混合してないものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
	ビタミン及びその誘導体（混合してないものに限る。）				
二九三六・二一	ビタミンA及びその誘導体	四・九%	G／HS／八七		
二九三六・二二	ビタミンB_1及びその誘導体	四・九%	G／HS／八七		
二九三六・二三	ビタミンB_2及びその誘導体	四・九%	G／HS／八七		
二九三六・二四	D―パントテン酸及びDL―パントテン酸（ビタミンB_3又はビタミンB_5）並びにこれらの誘導体	四・九%	G／HS／八七		
二九三六・二五	ビタミンB_6及びその誘導体	四・九%	G／HS／八七		
二九三六・二六	ビタミンB_{12}及びその誘導体	四・九%	G／HS／八七		
二九三六・二七	ビタミンC及びその誘導体	四%	G／HS／八七		
二九三六・二八	ビタミンE及びその誘導体	四・九%	G／HS／八七		

二九三六・二九	その他のビタミン及びその誘導体	四・九%	G／HS／八七		
二九三六・九〇	その他のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）	四・九%	G／HS／八七		
二九三七	ホルモン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの並びにその他のステロイドで主としてホルモンとして使用するもの	五・八%	G／HS／八七		
二九三七・一〇	脳下垂体前葉ホルモンその他これに類するホルモン及びこれらの誘導体	五・八%	G／HS／八七		
二九三七・二一	副腎皮質ホルモン及びその誘導体	五・八%	G／HS／八七		
	コルチゾン、ヒドロコルチゾン、プレドニゾン（デヒドロコルチゾン）及びプレドニゾロン（デヒドロヒドロコルチゾン）				
二九三七・二二	副腎皮質ホルモンのハロゲン化誘導体	五・八%	G／HS／八七		
二九三七・二九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
	その他のホルモン及びその誘導体並びにその他のステロイドで主としてホルモンとして使用するもの				
二九三七・九一	インスリン及びその塩	六・六%	G／HS／八七		
二九三七・九二	エストロゲン及びプロゲストゲン	五・八%	G／HS／八七		
二九三七・九九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
二九三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	五・八%	G／HS／八七		
二九三八・一〇	ルトシド（ルチン）及びその誘導体	五・八%	G／HS／八七		
二九三八・九〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
二九三九	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体				

二九三九・一〇	あへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	五・八%	G／HS／八七		
二九三九・二一	キナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	無税	G／HS／八七		
二九三九・二九	キニーネ及びその塩	無税	G／HS／八七		
二九三九・三〇	その他のもの				
	カフェイン及びその塩				
	カフェイン（カフェイン無水物の含有量が乾燥状態における無水物として計算した全重量の九八・五%未満のものに限る。）	八・二%	G／HS／八七		
	その他のもの				
二九三九・四〇	エフェドリン類及びその塩	八・二%	G／HS／八七		
二九三九・五〇	テオフィリン及びアミノフィリン（テオフィリン―エチレンジアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	八・二%	G／HS／八七		
二九三九・六〇	ライ麦麦角のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	五・八%	G／HS／八七		
二九三九・七〇	ニコチン及びその塩	無税	G／HS／八七		
二九三九・九〇	その他のもの	七・七%	G／HS／八七		
	エクゴニン、コカイン、塩酸コカイン、硫酸コカイン及びテオブロミン	五・八%	G／HS／八七		
	コカ葉アルカロイド、一―フェニル―一―クロロ―二―メチルアミノプロパン、一―フェニル―一―クロロ―二―ジメチルアミノプロパン、一―フェニル―二―ジメチルアミノプロパン及びこれらの塩	八・二%	G／HS／八七		
	ベラドンナ葉の左旋性アルカロイド	四・九%	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
二九四〇・〇〇のうち	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖				CH

エーテル、糖エステル、糖エーテルの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）							
ソルボース							
糖エーテル及び糖エステル並びにこれらの塩	二九四一	二〇%	G／HS／八七	US			
抗生物質							
ペニシリン及びその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）並びにこれらの塩	二九四一・一〇	一〇%	G／HS／八七				
ストレプトマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩	二九四一・二〇	五・八%	G／HS／八七				
ストレプトマイシン							
その他のもの	二九四一・三〇	五・八%	G／HS／八七				
テトラサイクリン及びその誘導体並びにこれらの塩	二九四一・四〇	四・二%	G／HS／八七				
クロラムフェニコール及びその誘導体並びにこれらの塩	二九四一・五〇	四・二%	G／HS／八七				
エリスロマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩	二九四一・九〇	三・七%	G／HS／八七				
その他のもの							
その他の有機化合物	二九四二・〇〇	四・二%	G／HS／八七				
臓器療法用の腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質（他の項に該当するものを除く。）	三〇〇一	五・八%	G／HS／八七				
腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）	三〇〇一・一〇	無税	G／HS／八七				
熊胆		三・七%	G／HS／八七				
その他のもの							

腺その他の器官又はその分泌物の抽出物	三〇〇一・一〇	三・七%	G／HS／八七				
その他のもの							
せんそ及び移植用の骨、器官	三〇〇一・九〇	無税	G／HS／八七				
その他の人体組織		五・一%	G／HS／八七				
ヘパリン及びその塩		三・七%	G／HS／八七				
その他のもの							
人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品	三〇〇二	無税	G／HS／八七				
免疫血清その他の血液分画物	三〇〇二・一〇	無税	G／HS／八七				
免疫血清							
ヘモグロビン、血液グロブリン及び血清グロブリン		八・五%	G／HS／八七				
加熱人血漿たんぱく製剤及び加熱人血清アルブミン製剤（小売用の形状又は包装にしたものに限る。）	三〇〇二・二〇	六・六%	G／HS／八七				
その他のもの							
人用のワクチン	三〇〇二・三一	三・七%	G／HS／八七				
動物用のワクチン		無税	G／HS／八七				
口蹄疫ワクチン	三〇〇二・三九	無税	G／HS／八七				
その他のもの							
その他のもの	三〇〇二・九〇	無税	G／HS／八七				
毒素、培養微生物その他これらに類する物品（微生物から得た診断用試薬を含む。）		三・七%	G／HS／八七				
その他のもの							
医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）	三〇〇三						

三〇〇三・一〇	ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	五・八%	G／HS／八七		
三〇〇三・二〇	その他の抗生物質を含有するもの	五・三%	G／HS／八七		
三〇〇三・三一	第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。）	七・二%	G／HS／八七		
三〇〇三・三九	インスリンを含有するもの	五・八%	G／HS／八七		
三〇〇三・四〇	その他のもの				
三〇〇三・五〇	アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）	五・八%	G／HS／八七		
三〇〇三・九〇	その他のもの				
三〇〇四	ビタミン製剤	四・九%	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
	医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にし又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）				
三〇〇四・一〇	ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	五・八%	G／HS／八七		
三〇〇四・二〇	その他の抗生物質を含有するもの	五・三%	G／HS／八七		
三〇〇四・三一	第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。）	七・二%	G／HS／八七		
三〇〇四・三九	インスリンを含有するもの	五・八%	G／HS／八七		
三〇〇四・五一	副腎皮質ホルモンを含有するもの	五・八%	G／HS／八七		
三〇〇四・五九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		

三〇〇四・四〇	アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）	五・八%	G／HS／八七		
三〇〇四・五〇	その他の医薬品（第二九・三六項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
三〇〇四・九〇	その他のもの				
	麻薬、大麻又は覚せいアミンのもの	一〇%	G／HS／八七		
	その他のもの				
	小売用の形状又は包装にしたもの	六・六%	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
三〇〇五	脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品（例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤）で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの	五・八%	G／HS／八七		
三〇〇五・一〇	接着性を有する被覆材その他の接着層を有する製品	五・八%	G／HS／八七		
三〇〇五・九〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
三〇〇六	この類の注3の医療用品				
三〇〇六・一〇	外科用のカットガットその他これに類する縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓及び外科用又は歯科用の吸収性止血材（殺菌したものに限る。）	五・八%	G／HS／八七		
三〇〇六・二〇	血液型判定用試薬	四%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
三〇〇六・三〇	エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬				
	診断用試薬（微生物から得たものに限る。）	四%	G／HS／八七		
	その他のもの				
三〇〇六・四〇	歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメント				

三〇六・三〇	歯科用セメントその他の歯科用充てん材料	五・八%	G／HS／八七	
三〇六・四〇	その他のもの	三・八%	G／HS／八七	
三〇六・五〇	救急箱及び救急袋	五・八%	G／HS／八七	
三〇六・六〇	避妊用化学調製品（ホルモン又は殺精子剤をもととしたものに限る。）		無税	G／HS／八七
三一〇一・〇〇	動物性又は植物性の肥料（これらを相互に混合してあるかないか又は化学的に処理してあるかないかを問わない。）及び動物性又は植物性の生産品を混合し又は化学的に処理して得た肥料	三・八%	G／HS／八七	
三一〇二	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）		無税	G／HS／八七
三一〇二・一〇	尿素（水溶液にしてあるかないかを問わない。）		無税	G／HS／八七
三一〇二・二九	硫酸アンモニウム並びに硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物			
三一〇二・三〇	硫酸アンモニウム			
三一〇二・四〇	その他のもの		無税	G／HS／八七
三一〇二・五〇	硝酸アンモニウム（水溶液にしてあるかないかを問わない。）		無税	G／HS／八七
三一〇二・六〇	硝酸アンモニウムと炭酸カルシウムその他の肥料でない無機物との混合物		無税	G／HS／八七
三一〇二・七〇	硝酸ナトリウム		無税	G／HS／八七
三一〇二・八〇	硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物		無税	G／HS／八七
三一〇二・九〇	カルシウムシアナミド		無税	G／HS／八七
三一〇三	尿素と硝酸アンモニウムとの混合物（水溶液又はアンモニア溶液にしたものに限る。）	五・八%	G／HS／八七	
三一〇三・九〇	その他のもの（混合物を含むものとし、この項の他の号に該当するものを除く。）		無税	G／HS／八七
三一〇四	りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）		無税	G／HS／八七
三一〇四・一〇	過りん酸石灰及び重過りん酸石灰		無税	G／HS／八七
三一〇四・二〇	重過りん酸石灰（五酸化りんとして計算したりん酸分が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）		無税	G／HS／八七
三一〇四・九〇	その他のもの		無税	G／HS／八七
三一〇五	カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）			
三一〇五・一〇	カーナリット、シルバイトその他の天然カリウム塩類（粗のものに限る。）		無税	G／HS／八七
三一〇五・二〇	塩化カリウム		無税	G／HS／八七
三一〇五・三〇	硫酸カリウム		無税	G／HS／八七
三一〇五・四〇	その他のもの		無税	G／HS／八七
三一〇六	肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの	五・八%	G／HS／八七	
三一〇六・一〇	この類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの		無税	G／HS／八七
三一〇六・二〇	鉱物性肥料及び化学肥料（窒素、りん及びカリウムを含有するものに限る。）		無税	G／HS／八七
三一〇六・三〇	オルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）		無税	G／HS／八七
三一〇六・四〇	オルトりん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）及びこれとオルトりん酸水素二アンモニウム	一〇%	G／HS／八七	

	ム（りん酸二アンモニウム）との混合物	一〇％	G／HS／八七						
	その他の鉱物性肥料及び化学肥料（窒素及びりんを含有するものに限る。）								
三一〇五・五一	硝酸塩類及びりん酸塩類を含有するもの								
	りん酸アンモニウムを主成分とするもの	一〇％	G／HS／八七						
	その他のもの	無税	G／HS／八七						
三一〇五・五九	その他のもの	無税	G／HS／八七						
三一〇五・六〇	鉱物性肥料及び化学肥料（りん及びカリウムを含有するものに限る。）	無税	G／HS／八七						
三一〇五・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七						
三一〇六	植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	無税	G／HS／八七						
三一〇七・一〇	ケブラチョエキス	無税	G／HS／八七						
三一〇七・二〇	ワットルエキス	無税	G／HS／八七						
三一〇七・三〇	オークエキス及びチェスナットエキス	無税	G／HS／八七						
三一〇七・九〇	その他のもの	三・七％	G／HS／八七						
	タンニン及びその誘導体	無税	G／HS／八七						
	その他のもの								
三一〇八	合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤（天然なめし料を含有するかしないかを問わない。）及びなめし前処理用の酵素系調製品	無税	G／HS／八七						
三一〇九・一〇	合成有機なめし剤	五・八％	G／HS／八七						
	その他のもの								
三一〇九・二〇	植物性又は動物性の着色料（染色エキスを含み、化学的に単一であるかないかを問わないものとし、獣炭を除く。）及びこの類の注3の調製品で植物性又は動物性の着色料をもととしたもの								
三一〇九・九〇									

三一〇四	天然あい及びバターダイ	無税	G／HS／八七						
	その他のもの	二％	G／HS／八七						
	有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）								
三一〇四・一一	有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの								
	分散染料及びこれをもととした調製品	六・六％	G／HS／八七						
三一〇四・一二	酸性染料（金属塩にしてあるかないかを問わない。）及びこれをもととした調製品並びに媒染染料及びこれをもととした調製品	六・六％	G／HS／八七						
三一〇四・一三	塩基性染料及びこれをもととした調製品	六・六％	G／HS／八七						
三一〇四・一四	直接染料及びこれをもととした調製品	六・六％	G／HS／八七						
三一〇四・一五	建染め染料（顔料としてそのまま使用することができるものを含む。）及びこれをもととした調製品	六・六％	G／HS／八七						
三一〇四・一六	反応染料及びこれをもととした調製品	六・六％	G／HS／八七						
三一〇四・一七	顔料及びこれをもととした調製品	五・三％	G／HS／八七						
三一〇四・一九	その他のもの（第三二〇四・一一号から第三二〇四・一九号までのうち二以上の号の着色料を混合した物品を含む。）	六・六％	G／HS／八七						
三一〇四・二〇	蛍光増白剤として使用する種類の合成した有機物	六・六％	G／HS／八七						
三一〇四・九〇	その他のもの	六・六％	G／HS／八七						

三二〇五・〇〇	レーキ顔料及びこの類の注3の調製品でレーキ顔料をもととしたもの	六・六%	G／HS／八七
三二〇六	その他の着色料、この類の注3の調製品（第三二・〇三項から第三二・〇五項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）		
三二〇六・一〇	二酸化チタンをもととした顔料及び調製品		
	二酸化チタンの含有量が乾燥状態において全重量の八〇%以上のもの	四・八%	G／HS／八七
	その他のもの	三・九%	G／HS／八七
三二〇六・二〇	クロム化合物をもととした顔料及び調製品	三・九%	G／HS／八七
三二〇六・三〇	カドミウム化合物をもととした顔料及び調製品	三・九%	G／HS／八七
三二〇六・四一	その他の着色料及び調製品		
	ウルトラマリン及びこれをもととした調製品		
	ウルトラマリンブルー（群青）	六・六%	G／HS／八七
	その他のもの	三・九%	G／HS／八七
三二〇六・四二	硫化亜鉛をもととしたリトポン	五・八%	G／HS／八七
三二〇六・四三	その他の顔料及び調製品		
	リトポン	三・九%	G／HS／八七
	その他のもの		
	ヘキサシアノ鉄酸塩（フェロシアン酸塩及びフェリシアン酸塩）をもととした顔料及び調製品	三・七%	G／HS／八七
	その他のもの	三・九%	G／HS／八七
三二〇六・四九	ルミノホアとして使用する種類の無機物	四・九%	G／HS／八七
三二〇六・五〇	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラスターその他これらに類する調製品（窯業に使用する種類のものに限る。）及びガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	四・九%	G／HS／八七
三二〇七・一〇	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具その他これらに類する調製品	三・二%	G／HS／八七
三二〇七・二〇	ほうろう、うわぐすり用のスリップその他これらに類する調製品	三・二%	G／HS／八七
三二〇七・三〇	液状ラスターその他これに類する調製品	三・二%	G／HS／八七
三二〇七・四〇	ガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	三・七%	G／HS／八七
三二〇八	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）	四・八%	G／HS／八七
三二〇八・一〇	合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）並びにこの類の注4の溶液	四・八%	G／HS／八七
三二〇八・二〇	ポリエステルをもととしたもの	四・六%	G／HS／八七
三二〇八・九〇	アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの	四・八%	G／HS／八七
三二〇九	その他のもの	四・八%	G／HS／八七
三二〇九・一〇	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）	三・七%	G／HS／八七
三二〇九・二〇	アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの	三・二%	G／HS／八七
三二〇九・九〇	その他のもの	三・二%	G／HS／八七
三二一〇・〇〇	その他のペイント及びワニス（エナメル、ラッカー及び水性塗料を含む。）並びに革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料	四・九%	G／HS／八七
三二一一	調製ドライヤー	五・八%	G／HS／八七

三二三	顔料（金属の粉又はフレークから成るものを含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもので、液状又はペースト状のものに限る。）、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料					
三二三・一〇	スタンプ用のはく					
三二三・九〇	その他のもの					
	パールエッセンス	五・八%	G／HS／八七			
	その他のもの	三・一%	G／HS／八七			
三二三	画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類（タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限る。）	六・二%	G／HS／八七			
三二三・二〇	絵の具セット	五・八%	G／HS／八七			
三二三・九〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七			
三二四	ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材					
三二四・一〇	マスチック及び塗装用の充てん料	四・九%	G／HS／八七			
三二四・九〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七			
三二五	印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ（濃縮してあるかないか又は固形のものであるかないかを問わない。）					
	印刷用インキ					
三二五・一	黒色のもの	五・八%	G／HS／八七			
三二五・二九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七			
三二五・九〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七			
三三〇	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション					
三三〇一・一	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）					
	ベルガモットのもの	無税	G／HS／八七			IT
三三〇一・一二	オレンジのもの	無税	G／HS／八七	US		IT
三三〇一・一三	レモンのもの	無税	G／HS／八七	US		IT
三三〇一・一四	ライムのもの	五・八%	G／HS／八七	US		IT
三三〇一・一九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	US		IT
三三〇一・二	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）					
三三〇一・二三	ゼラニウムのもの	三・七%	G／HS／八七			
三三〇一・二三	ジャスミンのもの	五・八%	G／HS／八七			
三三〇一・二三	ラベンダー又はラバンジンのもの	三・七%	G／HS／八七			
三三〇一・二四	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの	一五%	G／HS／八七			US
三三〇一・二五	その他のミントのもの					
	ペパーミント油（メンタ・ピペリタのものを除く。）	一五%	G／HS／八七			US
	その他のもの	三・七%	G／HS／八七			
三三〇一・二六	ベチベルのもの	二・四%	G／HS／八七			
三三〇一・二九	その他のもの					
	ベイ葉油、カナンガ油、けい皮油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきよう油、大ういきよう油、プチグレン油、					

	ローズマリー油、ローズウッド油、びやくだん油、イランイラン油、けい葉油、ジンジャグラス油、パルマローザ油、タイム油、牛樟油及びレモングラス油	無税	G／HS／八七	ID		
三三〇一・三〇	パチュリ油	二・四％	G／HS／八七	IT		
三三〇一・九〇	芳油	三・七％	G／HS／八七	US		
三三〇一・九〇	その他のもの	五・八％	G／HS／八七			
三三〇二	レジノイド	三・七％	G／HS／八七			
	その他のもの	四・七％	G／HS／八七			
三三〇二・一〇	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）					
	食品工業又は飲料工業において使用する種類のもの					
	アルコール分が一〇％以上のもの	七・八％	G／HS／八七			
	その他のもの					
	食品工業において使用する種類のもの	六・六％	G／HS／八七			
	その他のもの	五・三％	G／HS／八七			
三三〇三・九〇	その他のもの	五・三％	G／HS／八七			
三三〇三・〇〇	香水類及びオーデコロン類	五・三％	G／HS／八七			
三三〇四	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	七・二％	G／HS／八七			
三三〇四・一〇	唇のメーキャップ用の調製品	七・二％	G／HS／八七			
三三〇四・二〇	眼のメーキャップ用の調製品	七・二％	G／HS／八七			
三三〇四・三〇	マニキュア用又はペディキュア用の調製品	八・二％	G／HS／八七			
	その他のもの					

三三〇四・九一	パウダー（固形にしたものを含む。）	七・二％	G／HS／八七			
三三〇四・九九	その他のもの	七・二％	G／HS／八七			
三三〇五	頭髪用の調製品					
三三〇五・一〇	シャンプー	七・二％	G／HS／八七			
三三〇五・二〇	パーマネント用の調製品	五・八％	G／HS／八七			
三三〇五・三〇	ヘアラッカー	五・八％	G／HS／八七			
三三〇五・九〇	その他のもの	五・八％	G／HS／八七			
三三〇六	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）					
三三〇六・一〇	歯磨き	四・九％	G／HS／八七			
三三〇六・九〇	その他のもの	五・八％	G／HS／八七			
三三〇七	ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）					
三三〇七・一〇	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品	七・二％	G／HS／八七			
三三〇七・二〇	身体用の防臭剤及び汗止め	五・八％	G／HS／八七			
三三〇七・三〇	芳香を付けた浴用塩その他の浴用の調製品	五・八％	G／HS／八七			
三三〇七・四一	室内に芳香を付けるため又は室内防臭用の調製品（宗教的儀式用の香気性の調製品を含む。）	八・二％	G／HS／八七			
三三〇七・四九	アガバティその他の香気性の調製品で燃焼させて使用するもの	五・八％	G／HS／八七			
三三〇七・九〇	その他のもの					
	その他のもの	七・二％	G／HS／八七			
	油、脂又はろうをもととした調製品	六％	G／HS／八七			
三四〇一	その他のもの					
	せっけん並びに有機界面活性剤及びその調製品（せっけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし					

三四〇一・一二	又は成型したものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。）並びにせっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布			
三四〇一・一九	せっけん、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限る。）並びにせっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布			
三四〇一・二〇	化粧用のもの（薬用のものを含む。）			
三四〇一・二一	その他のもの			
三四〇一・二九	せっけん、有機界面活性剤及びその調製品			
三四〇一・三〇	その他のもの			
三四〇二	せっけん（その他の形状のもの）			
三四〇二・一一	化粧用のもの（薬用のものを含む。）			
三四〇二・一二	その他のもの			
三四〇二・一九	有機界面活性剤（せっけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第三四・〇一項のものを除く。）			
三四〇二・二一	有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）			
三四〇二・二二	陰イオン（アニオン）系のもの	六・二%	G／HS／八七	
三四〇二・二三	陽イオン（カチオン）系のもの	六・二%	G／HS／八七	
三四〇二・二九	非イオン系のもの	六・二%	G／HS／八七	
三四〇二・三〇	その他のもの	六・二%	G／HS／八七	
三四〇三	調製潤滑剤（調製した切削油、ボルト又はナットの離脱剤、防錆防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもととしたものを含む。）及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品を除く。）	六・二%	G／HS／八七	
三四〇三・一一	石油又は歴青油を含有するもの	六・六%	G／HS／八七	
三四〇三・一九	紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品	四・八%	G／HS／八七	
三四〇三・九一	その他のもの	六・六%	G／HS／八七	
三四〇三・九九	紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品	四・六%	G／HS／八七	
三四〇四	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
三四〇四・一〇	人造ろう及び調製ろう	五・八%	G／HS／八七	
三四〇四・二〇	化学的に変性させたモンタンろうのもの	五・八%	G／HS／八七	
三四〇四・九〇	ポリエチレングリコールのもの	五・八%	G／HS／八七	
三四〇五	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
三四〇五・一〇	履物用、家具用、床用、車体用、ガラス用又は金属用の磨き料及びクリーム、擦り磨き用のペースト及び粉並びにこれらに類する調製品（この項の調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト、不織布、プラスチックフォーム及びセルラーラバーを含むものとし、第三四・〇四項のろうを除く。）	五・八%	G／HS／八七	
	履物用又は革用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品			

三四〇五・二〇	木製の家具、床その他の木製品の維持用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品	五・八%	G／HS／八七		
三四〇五・三〇	車体用の磨き料その他これに類する調製品（メタルポリッシュを除く。）	五・八%	G／HS／八七		
三四〇五・四〇	擦り磨き用のペースト、粉その他の調製品	五・八%	G／HS／八七		
三四〇五・九〇	その他のもの	三・七%	G／HS／八七		
三四〇六・〇〇	ろうそく及びこれに類する物品	四・九%	G／HS／八七		
三四〇七・〇〇	モデリングペースト（児童用のものを含む。）、歯科用のワックス及び印象材（セットにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限る。）並びに焼いた石膏又は硫酸カルシウムから成るプラスターをもとにしたその他の歯科用の調製品	五・八%	G／HS／八七		
三五〇三	アルブミン及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体	四・九%	G／HS／八七		
三五〇三・一〇	卵白	一〇%	G／HS／八七		
三五〇三・九〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
三五〇四・〇〇	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）	二〇%	G／HS／八七		
三五〇五	ゼラチン（写真用のものを除く。）及びにかわ（魚膠及びアイシングラスを除く。）	三・七%	G／HS／八七		
三五〇六	魚膠及びアイシングラス	四・九%	G／HS／八七		
三五〇七	その他のもの				
三五〇七・一〇	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみようばんを加えたものを含む。）				
三五〇七・二〇	ペプトン、その誘導体及び皮粉	四・九%	G／HS／八七		
三五〇七・九〇	その他のもの	八・五%	G／HS／八七		
三五〇五	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもとにした膠着剤				
三五〇五・一〇	デキストリンその他の変性でん粉	八%	G／HS／八七		
三五〇五・一〇のうち	エステル化でん粉その他のでん粉誘導体				
三五〇六	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）	五・八%	G／HS／八七		
三五〇六・一〇	膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）	五・八%	G／HS／八七		
三五〇六・九一	その他のもの				
三五〇六・九九	ゴム又はプラスチック（人造樹脂を含む。）をもととした接着剤	五・八%	G／HS／八七		
三五〇七	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
三五〇七・一〇	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素	五・八%	G／HS／八七		
三五〇七・九〇	レンネット及びその濃縮物	五・八%	G／HS／八七		
三五〇四	その他のもの	六%	G／HS／八七		
三五〇四・一〇	花火、信号せん光筒、レインロケット、霧中信号用品その他の火工品	六%	G／HS／八七		
三五〇四・九〇	花火	一個につき	G／HS／八七		
三五〇五・〇〇	その他のもの	一〇銭			
	マッチ（第三六・〇四項の火工品を除く。）	六・六%	G／HS／八七		
	七〇本以下入りのもの				
	その他のもの				

三六〇六	フェロセリウムその他の発火性合金（形状を問わない。）及びこの類の注2の可燃性材料の製品					
三六〇六・一〇	たばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）					
三六〇六・九〇	その他のもの					
三七〇一	感光性の写真用フィルム及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。）	四・九%	G／HS／八七			
三七〇一・一〇	エックス線用のもの	四・九%	G／HS／八七			
三七〇一・二〇	インスタントプリントフィルム					
	感光性のシートが紙製、板紙製又は紡織用繊維製以外のもの					
	カラー写真用のもの（ポリクローム）	三・七%	G／HS／八七			
	その他のもの					
	その他のもの	四%	G／HS／八七			
三七〇一・三〇	その他のプレート及びフィルム（いずれかの辺の長さが二五五ミリメートルを超えるものに限る。）	三・七%	G／HS／八七			
	その他のもの					
	カラー写真用のもの（ポリクローム）	三・七%	G／HS／八七			
三七〇一・九一	その他のもの					
	感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）	三・七%	G／HS／八七			
三七〇一・九九	その他のもの	三・七%	G／HS／八七			
三七〇二	感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）	八・二%	G／HS／八七			
三七〇二・一〇	エックス線用のもの	三・七%	G／HS／八七			
三七〇二・二〇	インスタントプリントフィルム					
	感光性のシートが紙製、板紙製又は紡織用繊維製以外のもの					
	カラー写真用のもの（ポリクローム）	三・七%	G／HS／八七			
三七〇二・三一	その他のもの					
	その他のフィルム（スプロケットホールのないもので、幅が一〇五ミリメートル以下のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七			
三七〇二・三二	カラー写真用のもの（ポリクローム）	三・七%	G／HS／八七			
三七〇二・三三	その他のもの（ハロゲン化銀の乳剤を使用したものに限る。）	三・七%	G／HS／八七			
三七〇二・三九	その他のもの					
	その他のフィルム（スプロケットホールのないもので、幅が一〇五ミリメートルを超えるものに限る。）	三・七%	G／HS／八七			
三七〇二・四一	幅が六一〇ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	四%	G／HS／八七			
三七〇二・四二	幅が六一〇ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	三・七%	G／HS／八七			
三七〇二・四三	幅が六一〇ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートル以下のもの	三・七%	G／HS／八七			
三七〇二・四四	幅が一〇五ミリメートルを超え六一〇ミリメートル以下のもの	三・七%	G／HS／八七			
三七〇二・五二	その他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	三・七%	G／HS／八七			
	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートル以下のもの	三・七%	G／HS／八七			

三七〇二・五二	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートルを超えるもの	四%	G/HS/八七
三七〇二・五三	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの（スライド用のものに限る。）	三・七%	G/HS/八七
三七〇二・五四	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの（スライド用のものを除く。）	三・七%	G/HS/八七
三七〇二・五五	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	三・七%	G/HS/八七
三七〇二・五六	幅が三五ミリメートルを超えるもの	三・七%	G/HS/八七
	その他のもの		
三七〇二・九一	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートル以下のもの	三・七%	G/HS/八七
三七〇二・九二	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートルを超えるもの	三・七%	G/HS/八七
三七〇二・九三	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの	三・七%	G/HS/八七
三七〇二・九四	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	三・七%	G/HS/八七
三七〇二・九五	幅が三五ミリメートルを超えるもの	三・七%	G/HS/八七
三七〇三	感光性の写真用の紙、板紙及び紡織用繊維（露光してないものに限る。）		
三七〇三・一〇	ロール状のもので、幅が六一〇ミリメートルを超えるもの		
	カラー印画紙	三・七%	G/HS/八七
	その他のもの	六・六%	G/HS/八七
三七〇三・二〇	その他のもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	三・七%	G/HS/八七
三七〇三・九〇	その他のもの	六・六%	G/HS/八七
三七〇四・〇〇	写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用繊維（露光したもので、現像してないものに限る。）		
	映画用フィルム		
	幅が三五ミリメートル以上のもの	一メートル（その端数は、一メートルとする。以下、この類において同じ。）につき九円	G/HS/八七
	その他のもの	一メートルにつき七円五〇銭	G/HS/八七
	その他のもの	六・六%	G/HS/八七
三七〇五	写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。）		
三七〇五・一〇	オフセット用のもの	七・二%	G/HS/八七
三七〇五・二〇	マイクロフィルム	七・二%	G/HS/八七
三七〇五・九〇	その他のもの	七・二%	G/HS/八七
三七〇六	映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するか有しないか又はサウンドトラックのみを有するか有しないかを問わない。）		
三七〇六・一〇	幅が三五ミリメートル以上のもの		
	幅が四〇ミリメートル以下のもの	無税	G/HS/八七
	その他のもの	一メートルにつき三〇円	G/HS/八七

三七〇六・九〇	その他のもの								
	幅が一〇ミリメートル以下のもの	一メートルにつき一円五〇銭	G／HS／八七	五・八％	G／HS／八七	三・七％	G／HS／八七	二％	G／HS／八七
	その他のもの	一メートルにつき七円五〇銭	G／HS／八七	五・八％	G／HS／八七	三・七％	G／HS／八七	二％	G／HS／八七
三七〇七	写真用の化学調製品（ワニス、膠着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。）								
三七〇七・一〇	感光性の乳剤								
三七〇七・九〇	その他のもの								
三八〇一	人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）								
三八〇一・一〇	人造黒鉛								
三八〇一・二〇	コロイド状又は半コロイド状の黒鉛								
三八〇一・三〇	電極用の炭素質ペーストその他これに類する炉の内張り用のもの								
三八〇一・九〇	その他のもの								
三八〇二	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）								
三八〇二・一〇	活性炭								
三八〇二・九〇	その他のもの								
三八〇三・〇〇	トール油（精製してあるかないかを問わない。）								
三八〇四・〇〇	木材パルプの製造の際に生ずる廃液（リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わない。）及びガムテレビン油、ウッドテレビン油及び硫酸テレビン油								
三八〇五	パイン油								
三八〇五・一〇	その他のもの								
三八〇五・二〇	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム								
三八〇五・三〇	ロジン								
三八〇五・九〇	ロジン又は樹脂酸の塩								
三八〇六	エステルガム								
三八〇六・一〇	その他のもの								
三八〇六・二〇	木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	US	
三八〇六・三〇	殺虫剤、殺菌剤、殺鼠剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）								
三八〇八	殺虫剤	五・八％	G／HS／八七	五・八％	G／HS／八七	三・七％	G／HS／八七	二％	G／HS／八七
三八〇八・一〇	殺菌剤	五・八％	G／HS／八七	五・八％	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七		
三八〇八・二〇	除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤	五・八％	G／HS／八七	五・八％	G／HS／八七	三・七％	G／HS／八七		

三八〇八・四〇	消毒剤	五・八％	G／HS／八七	
三八〇八・九〇	その他のもの	五・八％	G／HS／八七	
三八〇九	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			
三八〇九・九一	その他のもの	四・七％	G／HS／八七	
	繊維工業において使用する種類のもの	五・八％	G／HS／八七	
三八〇九・九二	製紙工業において使用する種類のもの	五・八％	G／HS／八七	
三八〇九・九九	その他のもの			
三八一〇	金属表面処理用の調製浸せき剤並びにはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの			
三八一〇・一〇	金属表面処理用の調製浸せき剤並びにはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの	五・八％	G／HS／八七	
三八一〇・九〇	その他のもの	五・八％	G／HS／八七	
三八一一	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。）			
三八一一・一	アンチノック剤	四・六％	G／HS／八七	
	鉛化合物をもととしたもの	五・八％	G／HS／八七	
三八一一・九	その他のもの	五・八％	G／HS／八七	
三八一二・二	潤滑油用の添加剤	四・六％	G／HS／八七	
	石油又は歴青油を含有するもの	五・八％	G／HS／八七	

三八一二・二九	その他のもの	四・六％	G／HS／八七	
三八一二・九〇	その他のもの	五・八％	G／HS／八七	
三八一三	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤			
三八一三・一〇	調製したゴム加硫促進剤	六・六％	G／HS／八七	
三八一三・二〇	ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤	三・八％	G／HS／八七	
三八一三・三〇	ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	六・六％	G／HS／八七	
	ゴム老化防止剤	三・八％	G／HS／八七	
三八一三・〇〇	その他のもの	五・八％	G／HS／八七	
三八一四・〇〇	消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消火弾	五・八％	G／HS／八七	
	有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤	五・八％	G／HS／八七	
三八一五	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）			
	担体付き触媒	三・二％	G／HS／八七	
三八一五・一一	活性物質としてニッケル又はその化合物を使用したもの	三・二％	G／HS／八七	
三八一五・一二	活性物質として貴金属又はその化合物を使用したもの	無税	G／HS／八七	
	白金触媒	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	三・二％	G／HS／八七	
	自動車の排気ガス浄化用のもの	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	三・二％	G／HS／八七	
三八一五・一九	鉄触媒	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	三・二％	G／HS／八七	

三八二五・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七		
	鉄触媒及び白金触媒	五・八％	G／HS／八七		
	シリカ・アルミナ触媒	三・二％	G／HS／八七		
	その他のもの				
三八二六・〇〇	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第三八・〇一項の物品を除く。）	四・九％	G／HS／八七		
三八二七	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・〇二項の物品を除く。）	四・九％	G／HS／八七		
三八二七・一〇	混合アルキルベンゼン	四・九％	G／HS／八七		
三八二七・二〇	混合アルキルナフタレン	四・九％	G／HS／八七		
三八二八・〇〇	元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの	無税	G／HS／八七		
	けい素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）	無税	G／HS／八七		
	その他のもの	無税	G／HS／八七		
三八二九・〇〇	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％未満のものに限る。）	三・八％	G／HS／八七		
三八三〇・〇〇	調製不凍液及び調製解凍液	三・八％	G／HS／八七		
三八三一・〇〇	微生物用の調製培養剤	三・七％	G／HS／八七		
三八三二・〇〇	診断用又は理化学用の調合試薬（第三〇・〇二項又は第三〇・〇六項のものを除く。）	三・八％	G／HS／八七		
三八三三	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。並びに当該工業において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）	三・八％	G／HS／八七		
三八三三・一〇	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤	三・七％	G／HS／八七		
三八三三・二〇	ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く。）及びエステル	四・九％	G／HS／八七		
三八三三・三〇	金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）	五・八％	G／HS／八七		
	金属炭化物の混合物				
三八三三・四〇	その他のもの	三・八％	G／HS／八七		
	セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤	三・八％	G／HS／八七		
三八三三・五〇	非耐火性のモルタル及びコンクリート	三・八％	G／HS／八七		
三八三三・六〇	ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）	三・八％	G／HS／八七		
三八三三・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七		
	チューインガムベース（砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。）	無税	G／HS／八七		
	セレンさい及びテルルさい	無税	G／HS／八七		
	脂肪酸混合物の誘導体	五・八％	G／HS／八七		
	その他のもの	三・八％	G／HS／八七		
三九〇二	エチレンの重合体（一次製品に限る。）	一キログラムにつき二八円	G／HS／八七		
三九〇二・一〇	比重が〇・九四未満のポリエチレン	四・一％	G／HS／八七		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの				
	その他のもの				

三九〇一・二〇	比重が〇・九四以上のポリエチレン	一キログラム	G／HS／八七	八円
三九〇一・九〇	その他のもの	四・一％	G／HS／八七	四・一％
三九〇二	エチレン―酢酸ビニル共重合体	一キログラム	G／HS／八七	二円
三九〇二・一〇	ポリプロピレン	四・一％	G／HS／八七	四・一％
三九〇二・二〇	ポリイソブチレン	四・一％	G／HS／八七	四・一％
三九〇二・三〇	プロピレンの共重合体	四・一％	G／HS／八七	四・一％
三九〇二・九〇	その他のもの	四・一％	G／HS／八七	四・一％
三九〇三	スチレンの重合体（一次製品に限る。）			
三九〇三・一九	ポリスチレン			
	多泡性のもの	五・八％	G／HS／八七	五・八％
	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一四％	G／HS／八七	五・八％
	その他のもの	四・一％	G／HS／八七	四・一％
三九〇三・二〇	スチレン―アクリロニトリル（SAN）共重合体	四・六％	G／HS／八七	四・六％
三九〇三・三〇	アクリロニトリル―ブタジエン―スチレン（ABS）共重合体	四・六％	G／HS／八七	四・六％
三九〇三・九〇	その他のもの	四・六％	G／HS／八七	四・六％
三九〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）			
三九〇四・一〇	ポリ塩化ビニル（他の物質と混合してないものに限る。）			
	その他のポリ塩化ビニル			
三九〇四・二一	可塑化してないもの	五・八％	G／HS／八七	五・八％
三九〇四・二九	可塑化したもの	五・八％	G／HS／八七	五・八％

三九〇四・三〇	塩化ビニル―酢酸ビニル共重合体	四・六％	G／HS／八七	四・六％
三九〇四・四〇	その他の塩化ビニルの共重合体	四・一％	G／HS／八七	四・一％
三九〇四・五〇	塩化ビニリデンの重合体	四・一％	G／HS／八七	四・一％
三九〇四・六一	ふつ素系重合体			
	ポリテトラフルオロエチレン			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	八・四％	G／HS／八七	八・四％
	その他のもの	四・一％	G／HS／八七	四・一％
三九〇四・六九	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	八・四％	G／HS／八七	八・四％
	その他のもの	四・一％	G／HS／八七	四・一％
三九〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）			
三九〇五・一一	酢酸ビニルの重合体			
三九〇五・一九	水に分散しているもの	五・八％	G／HS／八七	五・八％
三九〇五・二〇	その他のもの	五・八％	G／HS／八七	五・八％
三九〇五・九〇	ポリビニルアルコール（加水分解してないアセテート基を含有するかしないかを問わない。）	八・四％	G／HS／八七	八・四％
	その他のもの			
	ポリビニルブチラールのもの（塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のものに限る。）	五・八％	G／HS／八七	五・八％
	その他のもの	四・一％	G／HS／八七	五・八％
三九〇六	アクリル重合体（一次製品に限る。）			

三九〇六・一〇	ポリメタクリル酸メチル		五・一%	G／HS／八七
三九〇六・九〇	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		四・一%	G／HS／八七
	その他のもの		五・八%	G／HS／八七
三九〇七				
	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）			
三九〇七・一〇	ポリアセタール		四・一%	G／HS／八七
三九〇七・二〇	その他のポリエーテル		四・一%	G／HS／八七
三九〇七・三〇	エポキシ樹脂		四・六%	G／HS／八七
三九〇七・四〇	ポリカーボネート		四・一%	G／HS／八七
三九〇七・五〇	アルキド樹脂			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		四・六%	G／HS／八七
	その他のもの		五・八%	G／HS／八七
三九〇七・六〇	ポリエチレンテレフタレート		四・六%	G／HS／八七
	その他のポリエステル			
三九〇七・九一	不飽和のもの		四・六%	G／HS／八七
三九〇七・九九	その他のもの		四・六%	G／HS／八七
三九〇八	ポリアミド（一次製品に限る。）			
三九〇八・一〇	ポリアミド―六、―一一、―一二、―六・六、―六・九、―六・一〇又は―六・一二		五・六%	G／HS／八七
三九〇八・九〇	その他のもの		五・六%	G／HS／八七
三九〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）			
三九〇九・一〇	尿素樹脂及びチオ尿素樹脂		五・八%	G／HS／八七
三九〇九・二〇	メラミン樹脂		五・八%	G／HS／八七
三九〇九・三〇	その他のアミノ樹脂		五・八%	G／HS／八七

三九〇九・四〇	フェノール樹脂		五・八%	G／HS／八七
三九〇九・五〇	ポリウレタン		四・六%	G／HS／八七
三九一〇・〇〇	シリコーン（一次製品に限る。）		五・八%	G／HS／八七
三九一一	石油樹脂、クマロン―インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			
三九一一・一〇	石油樹脂、クマロン樹脂、インデン樹脂、クマロン―インデン樹脂及びポリテルペン		四・一%	G／HS／八七
三九一一・九〇	その他のもの		四・一%	G／HS／八七
三九一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			
三九一二・一一	酢酸セルロース			
	可塑化してないもの		六・九%	G／HS／八七
三九一二・一二	可塑化したもの		五・八%	G／HS／八七
三九一二・一〇	ニトロセルロース（コロジオンを含む。）		五・八%	G／HS／八七
三九一二・二一	セルロースエーテル			
	カルボキシメチルセルロース及びその塩		四・六%	G／HS／八七
三九一二・二九	その他のもの		四・六%	G／HS／八七
三九一二・九〇	その他のもの		四・六%	G／HS／八七
三九一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			
三九一三・一〇	アルギン酸並びにその塩及びエステル		四・九%	G／HS／八七
三九一三・九〇	その他のもの		五・一%	G／HS／八七
三九一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）		七・五%	G／HS／八七

三九一五	プラスチックのくず	七・二%	G／HS／八七	
三九一五・一〇	エチレンの重合体のもの	七・二%	G／HS／八七	
三九一五・二〇	スチレンの重合体のもの	七・二%	G／HS／八七	
三九一五・三〇	塩化ビニルの重合体のもの	六%	G／HS／八七	
三九一五・九〇	その他のプラスチックのもの			
三九一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）			
三九一六・一〇	エチレンの重合体のもの	七・二%	G／HS／八七	
三九一六・二〇	塩化ビニルの重合体のもの	五・八%	G／HS／八七	
三九一六・九〇	その他のプラスチックのもの	六・四%	G／HS／八七	
三九一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）			
三九一七・一〇	硬化たんぱく質製又はセルロース系材料製の人造ガット（ソーセージケーシング）			
	硬化たんぱく質製のもの	六%	G／HS／八七	
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
三九一七・二一 ＊	管及びホース（硬質のものに限る。）			
三九一七・二一・一 ＊	エチレンの重合体製のもの	七・二%	G／HS／八七	
三九一七・二一・二 ＊	プロピレンの重合体製のもの	七・二%	G／HS／八七	
三九一七・二一・九 ＊	塩化ビニルの重合体製のもの	五・八%	G／HS／八七	
	その他のプラスチック製のもの	五・九%	G／HS／八七	
三九一七・二二 ＊	その他の管及びホース			
	フレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（破裂圧が二七・六メガパスカル以上のものに限る。）	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの（継手なしのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）	六・六%	G／HS／八七	
三九一七・二三	その他のもの（継手付きのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）	五・八%	G／HS／八七	
三九一七・二三 ＊	その他のもの			
三九一七・二三・九 ＊	塩化ビニル又は酢酸ビニルの重合体製のもの	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
三九一七・四〇 ＊	継手	七・二%	G／HS／八七	
三九一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材			
三九一八・一〇	塩化ビニルの重合体製のもの	四・六%	G／HS／八七	
三九一八・九〇	その他のプラスチック製のもの	六%	G／HS／八七	
三九一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）			
三九一九・一〇	ロール状のもので、幅が二〇センチメートル以下のもの	四・二%	G／HS／八七	
三九一九・九〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
三九二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）			
三九二〇・一〇	エチレンの重合体製のもの	七・二%	G／HS／八七	
三九二〇・二〇	プロピレンの重合体製のもの	七・二%	G／HS／八七	
三九二〇・三〇	スチレンの重合体製のもの	七・二%	G／HS／八七	
	塩化ビニルの重合体製のもの			
三九二〇・四一	硬質のもの	六・三%	G／HS／八七	
三九二〇・四三	軟質のもの	五・八%	G／HS／八七	
	アクリル重合体製のもの			

三九二〇・五一	ポリメタクリル酸メチル製のもの	七・八%	G／HS／八七		
三九二〇・五九	その他のもの	七・二%	G／HS／八七		
三九二〇・六一	ポリカーボネート製、アルキド樹脂製、ポリアリルエステル製その他のポリエステル製のもの	五・二%	G／HS／八七		
三九二〇・六二	ポリカーボネート製のもの	七・二%	G／HS／八七		
三九二〇・六三	ポリエチレンテレフタレート製のもの	七・二%	G／HS／八七		
三九二〇・六九	その他の不飽和ポリエステル製のもの	五・二%	G／HS／八七		
三九二〇・七一	その他のポリエステル製のもの	五・八%	G／HS／八七		
三九二〇・七二	セルロース製のもの及びその化学的誘導体製のもの	五・八%	G／HS／八七		
三九二〇・七三	再生セルロース製のもの	五・八%	G／HS／八七		
三九二〇・七九	バルカナイズドファイバー製のもの	五・八%	G／HS／八七		
三九二〇・九一	酢酸セルロース製のもの	五・八%	G／HS／八七		
三九二〇・九九	その他のセルロース誘導体製のもの	四・六%	G／HS／八七		
三九二一	その他のプラスチック製のもの	五・八%	G／HS／八七		
三九二一・一一	ポリビニルブチラール製のもの	七・二%	G／HS／八七		
三九二一・一二	ポリアミド製のもの	七・二%	G／HS／八七		
三九二一・一三	アミノ樹脂製のもの	七・二%	G／HS／八七		
三九二一・一四	フェノール樹脂製のもの	七・二%	G／HS／八七		
三九二一・一九	その他のプラスチック製のもの	五・六%	G／HS／八七		
三九二一・九〇	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品	七・二%	G／HS／八七		
三九二二・一〇	浴槽、シャワーバス及び洗面台	五・八%	G／HS／八七		
三九二二・二〇	便座及び便器用の覆い	五・八%	G／HS／八七		
三九二二・九〇	その他のもの	七・二%	G／HS／八七		
三九二三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	五・八%	G／HS／八七		
三九二三・一〇	箱、ケース、クレートその他これらに類する製品	五・八%	G／HS／八七		
三九二三・二一	袋（円すい状のものを含む。）	五・八%	G／HS／八七		
三九二三・二九	エチレンの重合体製のもの	五・八%	G／HS／八七		
三九二三・三〇	その他のプラスチック製のもの	五・八%	G／HS／八七		
三九二三・四〇	瓶、フラスコその他これらに類する製品	五・八%	G／HS／八七		
三九二三・五〇	スプール、コップ、ボビンその他これらに類する支持物	四・九%	G／HS／八七		
三九二三・九〇	栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	五・八%	G／HS／八七		
三九二四	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
三九二四・一〇	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	五・八%	G／HS／八七		
三九二四・九〇	食卓用品及び台所用品	五・八%	G／HS／八七		
三九二五	その他のもの	七・二%	G／HS／八七		
三九二五・一〇	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）	五・八%	G／HS／八七		
三九二五・二〇	貯蔵槽、タンク、おけその他これらに類する容器（容積が三〇〇リットルを超えるものに限る。）	五・八%	G／HS／八七		
三九二五・三〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居	五・八%	G／HS／八七		
三九二五・九〇	よろい戸、日よけ（ベネシャンブラインドを含む。）その他これらに類する製品及びこれらの部分品	七・二%	G／HS／八七		
三九二六	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項まで				

三九六・一〇	の材料（プラスチックを除く。）から成る製品				
三九六・二〇	事務用品及び学用品				
三九六・三〇	衣類及び衣類附属品（手袋を含む。）				
三九六・四〇	家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具				
三九六・九〇＊	小像その他の装飾品				
四〇〇一	その他のもの				
	天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）				
四〇〇一・一〇	天然ゴムのラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）				
	その他の形状の天然ゴム				
四〇〇一・二一	スモークドシート	七・二％	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
四〇〇一・二二	技術的格付けをした天然ゴム（TSNR）	五・八％	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
四〇〇一・二九	その他のもの	七・二％	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
四〇〇一・三〇	バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム	五・八％	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
四〇〇二	合成ゴム、油から製造したファクチス及び第四〇・〇一項の物品とこの項の物品との混合物（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）			無税	G／HS／八七
	スチレン―ブタジエンゴム（SBR）及びカルボキシル化スチレン―ブタジエンゴム（XSBR）			無税	G／HS／八七
四〇〇二・一一	ラテックス			無税	G／HS／八七
四〇〇二・一九	その他のもの			無税	G／HS／八七
四〇〇二・二〇	ブタジエンゴム（BR）			無税	G／HS／八七
四〇〇三	イソブテン―イソプレンゴム（ブチルゴム又はIIR）及びハロ―イソブテン―イソプレンゴム（CIIR及びBIIR）			無税	G／HS／八七
四〇〇三・一〇	イソブテン―イソプレンゴム（ブチルゴム又はIIR）			無税	G／HS／八七
四〇〇三・二九	その他のもの			無税	G／HS／八七
四〇〇四	クロロプレンゴム（クロロブタジエンゴム又はCR）			無税	G／HS／八七
四〇〇四・一〇	ラテックス			無税	G／HS／八七
四〇〇四・二九	その他のもの			無税	G／HS／八七
四〇〇五	アクリロニトリル―ブタジエンゴム（NBR）			無税	G／HS／八七
四〇〇五・一〇	ラテックス			無税	G／HS／八七
四〇〇五・九九	その他のもの			無税	G／HS／八七
四〇〇六・〇〇	イソプレンゴム（IR）			無税	G／HS／八七
四〇〇七・〇〇	エチレン―プロピレン―非共役ジエンゴム（EPDM）			無税	G／HS／八七
四〇〇八・一〇	第四〇・〇一項の物品とこの項の物品との混合物			無税	G／HS／八七
四〇〇八・二九	その他のもの			無税	G／HS／八七
四〇〇九・一〇	ラテックス			無税	G／HS／八七
四〇〇九・二九	その他のもの			無税	G／HS／八七
四〇一三・〇〇	再生ゴム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	三・七％	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
四〇一四・〇〇	ゴム（硬質ゴムを除く。）のくず並びにこれから得た粉及び粒			無税	G／HS／八七

四〇〇五	配合ゴム（加硫してないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）		四・九%	G／HS／八七	
四〇〇五・一〇	カーボンブラック又はシリカを配合したもの				
四〇〇五・二〇	ディスパーション（第四〇〇五・一〇号のものを除く。）及び溶液				
四〇〇五・九一	その他のもの				
四〇〇五・九九	板、シート及びストリップ				
	その他のもの				
四〇〇六	天然ゴムのもの				
	その他のもの				
	加硫してないゴムで、その他の形状のもの（例えば、棒、管及び形材）及び製品にしたもの（例えば、円盤及びリング）		四・九%	G／HS／八七	
四〇〇六・一〇	ゴムタイヤ更生用のキャメルバックストリップ		四・九%	G／HS／八七	
四〇〇六・九〇	その他のもの		四・九%	G／HS／八七	
四〇〇七・〇〇	糸及びひも（加硫したゴムのものに限る。）		四・九%	G／HS／八七	
四〇〇八	板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。）		無税	G／HS／八七	
	セルラーラバーのもの		四・九%	G／HS／八七	
四〇〇八・一一	板、シート及びストリップ		四・九%	G／HS／八七	
四〇〇八・一九	その他のもの		四・九%	G／HS／八七	
四〇〇八・二一	セルラーラバー以外のゴムのもの				
四〇〇八・二九＊	板、シート及びストリップ		四・九%	G／HS／八七	
四〇〇九	その他のもの		四・九%	G／HS／八七	
	管及びホース（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、継手（例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）を取り付けてあるかないかを問わない。）		四・六%	G／HS／八七	
四〇〇九・一〇	他の材料により補強してないもの及び他の材料と組み合わせてないもの（継手なしのものに限る。）		四・六%	G／HS／八七	
四〇〇九・二〇	金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせたもの（継手なしのものに限る。）		四・六%	G／HS／八七	
四〇〇九・三〇	紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせたもの（継手なしのものに限る。）		四・六%	G／HS／八七	
四〇〇九・四〇	他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたもの（継手なしのものに限る。）		四・六%	G／HS／八七	
四〇〇九・五〇＊	継手付きのもの		四・六%	G／HS／八七	
四〇一〇	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。）		四・九%	G／HS／八七	
四〇一〇・一〇	横断面が台形のもの（Vベルト及びVベルチング）		四・九%	G／HS／八七	
四〇一〇・九一	その他のもの				
	幅が二〇センチメートルを超えるもの		無税	G／HS／八七	
四〇一〇・九九	その他のもの		無税	G／HS／八七	
四〇一一	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）		四・九%	G／HS／八七	
四〇一一・一〇	乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）に使用する種類のもの		四・九%	G／HS／八七	
四〇一一・二〇	バス又は貨物自動車に使用する種類のもの		四・九%	G／HS／八七	
四〇一一・三〇＊	航空機に使用する種類のもの		四・九%	G／HS／八七	
四〇一一・四〇	モーターサイクルに使用する種類のもの		四・九%	G／HS／八七	
	公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超えるもの		無税	G／HS／八七	
四〇一一・五〇	その他のもの		無税	G／HS／八七	
	自転車に使用する種類のもの		四・二%	G／HS／八七	
	その他のもの		四・二%	G／HS／八七	
	杉綾模様その他これに類するトレッドを有するもの		四・二%	G／HS／八七	
四〇一一・九一	自動車に使用する種類のもの（公称の幅が一〇一・六				

	ミリメートルを超えるものに限る。）	無税	G／HS／八七	
四〇二・九九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
	自動車に使用する種類のもの（公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超えるものに限る。）	無税	G／HS／八七	
四〇一三	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
	ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、交換性タイヤトレッド及びタイヤフラップ	四・二%	G／HS／八七	
四〇一三・一〇*	更生タイヤ	四・二%	G／HS／八七	
四〇一三・二〇	空気タイヤ（中古のものに限る。）			
	自動車用のもの（公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超えるものに限る。）	五・八%	G／HS／八七	
四〇一三・九〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	ソリッドタイヤ及びクッションタイヤ（自動車に使用する種類のもので公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超える自動車に使用する種類のタイヤのものに限る。）並びにタイヤフラップ（公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超える自動車に使用する種類のタイヤのものに限る。）	六・五%	G／HS／八七	
四〇一五	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
	ゴム製のインナーチューブ	六・五%	G／HS／八七	
四〇一五・一〇	乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	四・二%	G／HS／八七	
四〇一五・二〇	自転車に使用する種類のもの	四・二%	G／HS／八七	
四〇一五・九〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
四〇一四	衛生用又は医療用の製品（乳首を含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、硬質ゴム製の取付具を有するか有しないかを問わない。）	四・二%	G／HS／八七	
四〇一四・一〇	コンドーム	四・二%	G／HS／八七	
四〇一四・九〇	その他のもの			
四〇一五	衣類及び衣類附属品（手袋を含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）			
	手袋			
四〇一五・一一	外科用のもの	四・二%	G／HS／八七	
四〇一五・一九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
四〇一五・九〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
四〇一六	その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。）			
四〇一六・一〇*	セルラーラバー製のもの	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの			
四〇一六・九一	床用敷物及びマット	三・四%	G／HS／八七	
四〇一六・九二	消しゴム	三・四%	G／HS／八七	
四〇一六・九三*	ガスケット、ワッシャーその他のシール	三・四%	G／HS／八七	
四〇一六・九四	防舷材（膨らませることができるかできないかを問わない。）	三・四%	G／HS／八七	
四〇一六・九五	その他の製品（膨らませることができるものに限る。）	三・四%	G／HS／八七	
四〇一六・九九*	その他のもの	三・四%	G／HS／八七	
四〇一七・〇〇*	硬質ゴム（例えば、エボナイト。くずを含むものとし、形状を問わない。）及びその製品	四・二%	G／HS／八七	
四一〇一	牛又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあ			

四一〇一・一〇	かないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。） 全形の牛皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一四キログラム以下のものに限る。）	無税	G／HS／八七	UY	
四一〇一・二一 四一〇一・二九	その他の牛皮（生鮮のもの及び湿式塩蔵をしたものに限る。） 全形のもの バット及びベンズ	無税	G／HS／八七	UY	
四一〇一・三〇	その他のもの その他の牛皮（その他の保存に適する処理をしたものに限る。）	無税	G／HS／八七	UY	
四一〇二・一〇	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。） 毛が付いているもの	無税	G／HS／八七		
四一〇二・二一	毛が付いていないもの 酸漬けしたもの	無税	G／HS／八七		
四一〇二・二九	その他のもの	無税	G／HS／八七		
四一〇三	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。） やぎのもの	無税	G／HS／八七		
四一〇三・一〇	爬虫類のもの	無税	G／HS／八七		
四一〇三・二〇	その他のもの	無税	G／HS／八七		
四一〇三・九〇	牛又は馬類の動物の革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）	無税	G／HS／八七		
四一〇四	全形の牛革（表面積が一枚につき二八平方フィート（二・六平方メートル以下のものに限る。）	無税	G／HS／八七		
四一〇四・一〇	パーチメント仕上げをしたもの	無税	G／HS／八七		
のうち	なめしたもの、再なめしたもの（これらを超える加工をしてないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）及びパーチメント仕上げをしたもの以外のもののうち	七・五％	G／HS／八七		
	染色し、着色し又は模様付けしたもののうち				
	染色し又は着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	二〇％	G／HS／八七		
	各年度において政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの				
	注　各年度において政令で定める数量（共通の限度数量）には、第四一〇四・一〇号、第四一〇四・三一号及				

び第四一〇四・三九号に属する染色し、着色し又は模様付けした革（パーチメント仕上げをしたものを除く。）を含めるものとし、当該数量は、三四二、〇〇〇平方メートルを下らない数量とする。				
四一〇四・三一のうち				
その他のもの	六〇％	G／HS／八七		
その他の牛革及び馬類の動物の革（パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したものに限る。）				
フルグレーン及びグレーンスプリット				
パーチメント仕上げをしたもの	七・五％	G／HS／八七		
その他のもののうち				
染色し、着色し又は模様付けしたもの	二〇％	G／HS／八七		
染色し又は着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）共通の限度数量以内のもの	六〇％	G／HS／八七		
その他のもの				
四一〇四・三九のうち				
その他のもの	七・五％	G／HS／八七		
パーチメント仕上げをしたもの				
その他のもののうち				
染色し、着色し又は模様付けしたもののうち				
染色し又は着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）共通の限度数量以内のもの	二〇％	G／HS／八七		
その他のもの	六〇％	G／HS／八七		

ラーレザーを除く。）共通の限度数量以内のもの	二〇％	G／HS／八七		
その他のもの	六〇％	G／HS／八七		
四一〇五				
羊革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）なめしたもの及び再なめししたもの（これらを超える加工をしてないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	五％	G／HS／八七		
植動性前なめしをしたもの	五％	G／HS／八七		
その他のもの	五％	G／HS／八七		
パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したもの	七・五％	G／HS／八七		
パーチメント仕上げをしたもののうち				
染色し、着色し又は模様付けしたもの	五％	G／HS／八七		
その他のもののうち				
染色し、着色し又は模様付けしたもの	五％	G／HS／八七		
染色し、着色し又は着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）共通の限度数量以内のもの	五％	G／HS／八七		
その他のもの	五％	G／HS／八七		
四一〇五・一九のうち				
その他のもの	五％	G／HS／八七		
植動性前なめしをしたもの	五％	G／HS／八七		
その他のもの	五％	G／HS／八七		
パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したもの	七・五％	G／HS／八七		
パーチメント仕上げをしたもののうち				
染色し、着色し又は模様付けしたもの	五％	G／HS／八七		
四一〇五・二〇のうち				
その他のもの	五％	G／HS／八七		
植動性前なめしをしたもの	五％	G／HS／八七		
その他のもの	五％	G／HS／八七		
パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したもの	七・五％	G／HS／八七		
パーチメント仕上げをしたもののうち				
染色し、着色し又は模様付けしたもの	五％	G／HS／八七		
四一〇六				
やぎ革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）なめしたもの及び再なめししたもの（これらを超える加工をしてないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	五％	G／HS／八七		
植動性前なめしをしたもの	五％	G／HS／八七		
その他のもの	五％	G／HS／八七		
パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したもの	七・五％	G／HS／八七		
パーチメント仕上げをしたもののうち				
染色し、着色し又は模様付けしたもの	五％	G／HS／八七		
四一〇六・一九のうち				
その他のもの	五％	G／HS／八七		
植動性前なめしをしたもの	五％	G／HS／八七		
その他のもの	五％	G／HS／八七		
パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したもの	七・五％	G／HS／八七		
パーチメント仕上げをしたもののうち				
染色し、着色し又は模様付けしたもの	五％	G／HS／八七		
四一〇六・二〇のうち				
その他のもの	五％	G／HS／八七		

四一〇七	その他の動物の革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）				
四一〇七・一〇	豚のもの				
	パーチメント仕上げをしたもの	七・五%	G／HS／八七		
	その他のもの				
	染色し、着色し又は模様付けしたもの	一〇%	G／HS／八七		
	その他のもの	七・五%	G／HS／八七		
四一〇七・二	爬虫類のもの				
	植物性前なめしをしたもの				
	わに又はとかげのもの	一二・五%	G／HS／八七		
	その他のもの	七・五%	G／HS／八七		
四一〇七・二九	その他のもの				
	パーチメント仕上げをしたもの	七・五%	G／HS／八七		
	その他のもの				
	わに又はとかげのもの	一二・五%	G／HS／八七		
	その他のもの	七・五%	G／HS／八七		
四一〇七・九〇	その他の動物のもの				
	パーチメント仕上げをしたもの	七・五%	G／HS／八七		
	その他のもの	七・五%	G／HS／八七		
四一〇・〇〇	革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	三・七%	G／HS／八七		
四一一・〇〇	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）	七・五%	G／HS／八七		
四二〇一・〇〇	動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）	六・六%	G／HS／八七		

四二〇一	旅行用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器				
四二〇一・一一	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器				
	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの				
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	二〇%	G／HS／八七		
四二〇一・一二	その他のもの	一二・五%	G／HS／八七		
	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの				
	携帯用化粧道具入れ（貴金				

属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）			
その他のもの			
外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	四二〇二・一九	二〇％	G／HS／八七
その他のもの			
ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）	四二〇二・二一	一〇％	G／HS／八七
外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		五・八％	G／HS／八七
貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの		五・一％	G／HS／八七
革製又はパテントレザー製のもの	四二〇二・二九	一七・五％	G／HS／八七
その他のもの		二〇％	G／HS／八七
その他のもの	四二〇二・三一	一〇％	G／HS／八七
革製又はパテントレザー製のもの		一二・五％	G／HS／八七
その他のもの	四二〇二・三三		
外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの			
貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）			
その他のもの			
ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品	四二〇二・二九	二〇％	G／HS／八七
外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		一〇％	G／HS／八七
財布（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	四二〇二・三一	一〇％	G／HS／八七
その他のもの		二〇％	G／HS／八七
外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	四二〇二・三三	一〇％	G／HS／八七
財布（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	四二〇二・三五	一〇％	G／HS／八七
その他のもの		二〇％	G／HS／八七
外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	四二〇二・九一	一〇％	G／HS／八七
外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	四二〇二・九二	一二・五％	G／HS／八七
その他のもの	四二〇二・九九	一〇％	G／HS／八七

	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの			
	木製のもの	五・一%	G／HS／八七	
	その他のもの	四%	G／HS／八七	
四二〇三	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）	五・八%	G／HS／八七	
四二〇三・一〇	衣類			
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一二・五%	G／HS／八七	
四二〇三・二一	手袋、ミトン及びミット			
	特に運動用に製造したもの			
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一二・五%	G／HS／八七	
四二〇三・二九	その他のもの			
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一七・五%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	コンポジションレザー製のもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一〇%	G／HS／八七	

四二〇三・三〇	ベルト及び負い革			
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一二・五%	G／HS／八七	
四二〇三・四〇	機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンポジションレザー製品			
	ベルト、ベルチング、コーミンググレザー及びインターギルレザー	二二・五%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
四二〇五・〇〇	その他の革製品及びコンポジションレザー製品	一二・五%	G／HS／八七	
四二〇六	腸、ゴールドビーターススキン、ぼうこう又は腱（せん）の製品			
	カットガット	四・九%	G／HS／八七	
四二〇六・一〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
四二〇六・九〇				
四三〇一	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）			
四三〇一・一〇	ミンクのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	一五%	G／HS／八七	

四三〇一・二〇	うさぎのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	三・五%	G／HS／八七	
四三〇一・三〇	子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	
四三〇一・四〇	ビーバーのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	三・五%	G／HS／八七	
四三〇一・五〇	マスクラットのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	三・五%	G／HS／八七	
四三〇一・六〇	きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	三・五%	G／HS／八七	
四三〇一・七〇	あざらしのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	三・五%	G／HS／八七	
四三〇一・八〇	その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	三・五%	G／HS／八七	
四三〇一・九〇	毛皮業者の使用に適するもの			
	子羊又はやぎのもの			
	うさぎのもの	無税	G／HS／八七	
	ミンクのもの	三・五%	G／HS／八七	
	その他のもの	一五%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	頭部、尾部、足部その他の切片	無税	G／HS／八七	
四三〇一・一〇	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）	三・五%	G／HS／八七	
四三〇二・一九	全形のもの（組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）			
四三〇二・二〇	ミンクのもの	一五%	G／HS／八七	
四三〇二・三〇	うさぎのもの	一五%	G／HS／八七	
	子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊に限る。）	一五%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	頭部、尾部、足部その他の切片で、組み合わせてないもの	一五%	G／HS／八七	
四三〇二・四〇	全形のもの及び切片で、組み合わせたもの			
	ドロップスキン	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一五%	G／HS／八七	
四三〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品	二〇%	G／HS／八七	
四三〇三・一〇	衣類及び衣類附属品	二〇%	G／HS／八七	
四三〇四・〇〇	その他のもの	七・五%	G／HS／八七	
四四〇一	人造毛皮及びその製品	無税	G／HS／八七	
	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材			
四四〇一・一〇	薪材			
四四〇一・二〇	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）			

四四〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）					
四四〇三・一〇のうち	ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの					
	針葉樹以外のもののうち桐（きり属のもの）のもの					
	桐（きり属のもの）又はふたばがき科のもの以外のもの	二・五%	G／HS／八七			
	その他のもの（次の熱帯産木材のものに限る。）	無税	G／HS／八七	BU	NI	DO
四四〇三・三一のうち	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ					
	粗く角にし又は太鼓落としたもの	無税	G／HS／八七	BU		
四四〇三・三二のうち	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン					
	粗く角にし又は太鼓落としたもの	無税	G／HS／八七	BU		
四四〇三・三三のうち	クルイン、ラミン、カプール、チーク、ジョンコン、メルバウ、ジェルトン及びケンパス					
	クルイン又はカプールのもののうち					
	粗く角にし又は太鼓落としたもの	無税	G／HS／八七	BU		
	その他のもの	無税	G／HS／八七	BU	NI	DO
四四〇三・三四	オクメ、オベチェ、サペリ、シポ、アカジョアフリカ、マコレ及びイロコ	無税	G／HS／八七	BU		

四四〇三・三五	ティアマ、マンソニア、イロンバ、ジベツ、リンバ及びアゾベ	無税	G／HS／八七	BU	NI	DO
四四〇三・九一	その他のもの					
	オークのもの	無税	G／HS／八七	BU	NI	DO
四四〇三・九二	ビーチのもの	無税	G／HS／八七	BU	NI	DO
三三〇三・九九のうち	その他のもの					
	桐（きり属のもの）のもののうち					
	粗く角にし又は太鼓落としたもの	二・五%	G／HS／八七			
	ふたばがき科のもののうち					
	粗く角にし又は太鼓落としたもの	無税	G／HS／八七	BU	NI	DO
	その他のもの	無税	G／HS／八七	BU	NI	DO
四四〇四	たが材、割つたポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの					
四四〇四・一〇	針葉樹のもの					
	割つたポール、くい及びたが材	無税	G／HS／八七			
	その他のもの					

四四〇四・二〇	木製の棒	五％	G／HS／八七					
	その他のもの	七・五％	G／HS／八七					
	針葉樹以外のもの							
	割つたポール、くい及びたが材	無税	G／HS／八七					
	その他のもの	五％	G／HS／八七					
	木製の棒	七・五％	G／HS／八七					
	その他のもの	二・五％	G／HS／八七					
四四〇四・〇〇	木毛及び木粉	無税	G／HS／八七					
四四〇六	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木	無税	G／HS／八七					
四四〇六・一〇	染み込ませてないもの	無税	G／HS／八七					
四四〇六・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七					
四四〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。）	六％	G／HS／八七					
四四〇七・一〇	針葉樹のもの	無税	G／HS／八七					
のうち	まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）又はとうひ属（シトカスプルースを除く。）のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）のうち	無税	G／HS／八七					
	かんながけし又はやすりがけしたもの以外のもの	六％	G／HS／八七					
四四〇七・二〇	インセンスシダーのもの	無税	G／HS／八七					
のうち	熱帯産木材（次のものに限る。）のもの							
	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、メランチバカウ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ、アラン、クルイン、ラミン、カプール、チーク、ジョンコン、メルバウ、ジェルトン及びケンパス							
	チークのもののうち							
	かんながけし又はやすりがけしたもの以外のもの	無税	G／HS／八七	BU				
	その他のもの							
	その他のもの							
	かりん、つげ、たがやさん（カスィア・スィアメア）、紅木、したん又はこくたんのもの	無税	G／HS／八七					
四四〇七・九九	桐（きり属のもの）のもの	二・五％	G／HS／八七					
のうち	リグナムバイタのもののうち							
	かんながけし又はやすりがけしたもの以外のもの	無税	G／HS／八七					
四四〇八	薄板及び合板用単板（はぎ合わせをしてあるかないかを問わない。）並びにその他の木材（縦にひき、平削りし又は丸はぎしたものに限る。）（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。）							
四四〇八・一〇	針葉樹のもの							
のうち	インセンスシダーのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）以外のもののうち	一五％	G／HS／八七	CL				
四四〇八・二〇	合板用単板							
のうち	熱帯産木材（ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バボン、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、ブラジリアンローズウッド及びボアドローズフメルに限る。）のもの							

四四〇八・九〇のうち	合板用単板				
	その他のもの				
	かりん、つげ、たがやさん（カスィア・スィアメア）、紅木、したん又はこくたんのもの				
	チークのもの				
	ジェルトン（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）、かりん、つげ、たがやさん（カスィア・スィアメア）、紅木、したん、こくたん又はチークのもの以外のもののうち				
	合板用単板				
四四〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁又は面に沿つて連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立てていないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。）				
	針葉樹のもの				
四四〇九・一〇のうち	引抜材				
	玉縁及び繰形				
四四〇九・二〇のうち	針葉樹以外のもの				
	引抜材				
	玉縁及び繰形				
	その他のもののうち				
	かりん、つげ、たがやさん（カスィア・スィアメア）、紅木、したん又はこくたんのもの				
	桐（きり属のもの）のもの				
四四一〇	パーティクルボードその他これに類するボード（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により縦結させてあるかないかを問わない。）				
	木材のもの				
	板状のもの				
	その他のもの				
	その他の木質の材料のもの				
	板状のもの				
	その他のもの				
四四一〇・九〇	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）				
四四一一	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるものに限る。）				
	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの				
	その他のもの				
四四一一・一二	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・五グラムを超え〇・八グラム以下のものに限る。）				
	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの				
	その他のもの				
四四一一・一九	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・五グラム以下のものに限る。）				
	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの				
	その他のもの				
四四一一・二九	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・三五グラムを超え〇・五グラム以下のものに限る。）				
	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの				
	その他のもの				
四四一一・三一	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの				
	その他のもの				
四四一一・三九	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの				
	その他のもの				
四四一一・九一	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材				
四四一一・九九	合板（木材の単板のみから成るも				

一五％	G／HS／八七	CL	
八％	G／HS／八七		
無税	G／HS／八七	BU	
一五％	G／HS／八七	CL	
七・五％	G／HS／八七		
七・二％	G／HS／八七		
七・五％	G／HS／八七		
七・二％	G／HS／八七		
無税	G／HS／八七		
二・五％	G／HS／八七		
一二％	G／HS／八七		
一〇％	G／HS／八七		
一二％	G／HS／八七		
一〇％	G／HS／八七		
六・五％	G／HS／八七		
六・五％	G／HS／八七		
六・五％	G／HS／八七		
六・五％	G／HS／八七		
六・五％	G／HS／八七		
六・五％	G／HS／八七		
六・五％	G／HS／八七		
六・五％	G／HS／八七		
六・五％	G／HS／八七		
六・五％	G／HS／八七		

四四・二一	ので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。） 少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、パボン、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、ブラジリアンローズウッド及びボアドローズフメルに限る。）のもの				
四四・一三	ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの				
	その他のもの				
	厚さが六ミリメートル未満のもの	一五％	G／HS／八七		
	その他のもの	二〇％	G／HS／八七	CL	
	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	一七％	G／HS／八七	CL	
	ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	一五％	G／HS／八七		
	その他のもの				
	厚さが六ミリメートル未満のもの	二〇％	G／HS／八七	CL	
	その他のもの	一七％	G／HS／八七	CL	
四四・一九	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）	一五％	G／HS／八七		
四四・二〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	七％	G／HS／八七		
四四・九〇	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード	六・五％	G／HS／八七		
四四・一五	ケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器及びケーブルドラム	四・二％	G／HS／八七		
四四・一六	パレット、ボックスパレットその他の積載用ボード	五・八％	G／HS／八七		
四四・一七	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	三・二％	G／HS／八七		
四四・一八	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り				
四四・一八・一〇	並びに靴の木型				
四四・一八・二〇	靴の木型	三・二％	G／HS／八七		
四四・一八・三〇	その他のもの	四・二％	G／HS／八七		
四四・一八・四〇	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。）	無税	G／HS／八七		
四四・一八・五〇	窓及びフランス窓並びにこれらの枠	無税	G／HS／八七		
四四・一九	戸及びその枠並びに敷居	三・九％	G／HS／八七		
四四・一九・一〇	寄せ木パネル	三・九％	G／HS／八七		
四四・一九・二〇	コンクリート型枠	五・八％	G／HS／八七		
四四・一九・三〇	こけら板	一〇％	G／HS／八七		
四四・一九・四〇	その他のもの				
四四・一九・四〇・一〇	セルラーウッドパネル	無税	G／HS／八七		
四四・一九・四〇・二〇	その他のもの	無税	G／HS／八七		
四四・一九・四〇・三〇	木製の建具及び床柱	三・九％	G／HS／八七		
四四・一九・四〇・四〇	その他のもの	七％	G／HS／八七		
四四・一九・四〇・五〇	木製の食卓用品及び台所用品	四％	G／HS／八七		
四四・二〇	割りばし				
	その他のもの				
	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具				

四四二〇・二〇	木製の小像その他の装飾品	四%	G	HS	八七	
四四二〇・九〇のうち	その他のもの					
	寄せ木し又は象眼した木材以外のもの	四%	G	HS	八七	
四四二一	その他の木製品					
四四二一・一〇	衣類用ハンガー	五・八%	G	HS	八七	
四四二一・九〇	その他のもの					
	かりん、つげ、たがやさん（カスィア・スィアメア）、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	五・七%	G	HS	八七	
	竹製の串	一〇%	G	HS	八七	
	その他のもの	五・八%	G	HS	八七	
四五〇一	天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）、コルクくず及び破砕し、粒にし又は粉砕したコルク	三・七%	G	HS	八七	
四五〇一・一〇	天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）	無税	G	HS	八七	
四五〇一・九〇	その他のもの	無税	G	HS	八七	
四五〇二・〇〇	天然コルク（鬼皮を除いたもの、粗く角にしたもの及び長方形（正方形を含む。）の塊状、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、栓のブランクで角が鋭いものを含む。）	四・八%	G	HS	八七	
四五〇三	天然コルクの製品					
四五〇三・一〇	栓	四・八%	G	HS	八七	
四五〇三・九〇	その他のもの	四・八%	G	HS	八七	
四五〇四	凝集コルク（凝集剤を使用してあるかないかを問わない。）及びその製品	四・八%	G	HS	八七	
四五〇四・一〇	塊、板、シート、ストリップ、タイル（形状を問わない。）及び円柱（中空でないものに限るものとし、円盤を含む。）	四・八%	G	HS	八七	
四五〇四・九〇	その他のもの	四・八%	G	HS	八七	
四五〇一	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織つた物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。）	四%	G	HS	八七	
四六〇一・一〇	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）	五・七%	G	HS	八七	
	ばつかんさなだ	無税	G	HS	八七	
四六〇一・二〇	その他のもの					
	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）	四%	G	HS	八七	
四六〇一・九一	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・エゲティフォルミス）製のもの	四・九%	G	HS	八七	
	その他のもの	七・五%	G	HS	八七	
	植物性材料製のもの					
	むしろ、こも及びアンペラ	無税	G	HS	八七	
	その他のもの					
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの	四・九%	G	HS	八七	
	その他のもの	五・七%	G	HS	八七	
四六〇二	その他のもの					
四六〇二・九九	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品	七・五%	G	HS	八七	
	植物性材料製のもの	四・九%	G	HS	八七	
	扇子及びうちわ並びにこれらの部分品	五・七%	G	HS	八七	
四六〇二・一〇	瓶用のわらづと	四・九%	G	HS	八七	
	その他のもの	一二%	G	HS	八七	

四六〇二・九〇	その他のもの			
	扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品			
	その他のもの			
四七〇一・〇〇	機械木材パルプ			
四七〇二・〇〇	化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）			
四七〇三	化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）			
	さらしてないもの			
四七〇三・一一	針葉樹のもの	二・二%	G／HS／八七	
四七〇三・一九	針葉樹以外のもの	二・二%	G／HS／八七	
	半さらしのもの及びさらしたもの			
四七〇三・二一	針葉樹のもの	二・二%	G／HS／八七	
四七〇三・二九	針葉樹以外のもの	二・二%	G／HS／八七	
四七〇四	化学木材パルプ（亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）			
	さらしてないもの			
四七〇四・一一	針葉樹のもの	二・二%	G／HS／八七	
四七〇四・一九	針葉樹以外のもの	二・二%	G／HS／八七	
	半さらしのもの及びさらしたもの			
四七〇四・二一	針葉樹のもの	二・二%	G／HS／八七	
四七〇四・二九	針葉樹以外のもの	二・二%	G／HS／八七	
四七〇五・〇〇	セミケミカル木材パルプ	二・二%	G／HS／八七	
四七〇六	その他の繊維素繊維を原料とするパルプ			
四七〇六・一〇	コットンリンターパルプ	無税	G／HS／八七	
	その他のもの			
四七〇六・九一	機械パルプ	二・二%	G／HS／八七	
四七〇六・九二	化学パルプ	二・二%	G／HS／八七	
四七〇六・九三	セミケミカルパルプ	二・二%	G／HS／八七	
四七〇七	古紙			
四七〇七・一〇	さらしてないクラフト紙又はクラフト板紙のもの及びコルゲート加工をした紙又は板紙のもの	無税	G／HS／八七	
四七〇七・二〇	その他の紙又は板紙のもの（主としてさらした化学パルプから製造したものに限るものとし、全体を着色したものを除く。）	無税	G／HS／八七	
四七〇七・三〇	主として機械パルプから製造した紙又は板紙のもの（例えば、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物）	無税	G／HS／八七	
四七〇七・九〇	その他のもの（区分けしてない古紙を含む。）	無税	G／HS／八七	
四八〇一・〇〇	新聞用紙（ロール状又はシート状のものに限る。）	三・一%	G／HS／八七	
	幅が八〇センチメートルを超えるロール状のもの	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
四八〇二	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙並びにせん孔テープ用紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇一項又は第四八・〇三項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙	五・二%	G／HS／八七	
四八〇二・一〇	手すきの紙及び板紙	五・二%	G／HS／八七	
四八〇二・二〇	写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙	五・二%	G／HS／八七	
四八〇二・三〇	カーボン原紙	六・六%	G／HS／八七	
四八〇二・四〇	壁紙原紙	五・八%	G／HS／八七	
四八〇二・五一	その他の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇%以下のものに限る。）			
	重量が一平方メートルにつき四〇グラム未満のもの			
四八〇二・五二	重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のもの			
四八〇二・五三	重量が一平方メートルにつき一			

四八〇二・六〇	五〇グラムを超えるもの	五・八%	G／HS／八七
	その他の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇%を超えるものに限る。）	五・八%	G／HS／八七
四八〇三・〇〇	トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が三六センチメートルを超えるロール状のもの及び折り畳んでない状態において少なくとも一辺の長さが三六センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。）	四・二%	G／HS／八七
四八〇四	クラフト紙及びクラフト板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇二項又は第四八・〇三項のものを除く。）		
四八〇四・一一	クラフトライナー		
	さらしてないもの		
	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	四・六%（千九百八十八年四月一日からは三・五%）	G／HS／八七
	その他のもの	三%（千九百八十八年四月一日からは二・五%）	G／HS／八七
四八〇四・一九	その他のもの		
	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	四・六%（千九百八十八年四月一日からは三・五%）	G／HS／八七
	その他のもの	三%（千九百八十八年四月一日からは二・五%）	G／HS／八七
四八〇四・二一	重袋用クラフト紙		
	さらしてないもの		
	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	四・六%（千九百八十八年四月一日からは三・五%）	G／HS／八七
	その他のもの	三%（千九百八十八年四月一日からは二・五%）	G／HS／八七
四八〇四・二九	その他のもの		
	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のものに限る。）		
四八〇四・三一	さらしてないもの		
	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	四・六%（千九百八十八年四月一日からは三・五%）	G／HS／八七
	その他のもの	四・六%（千九百八十八年四月一日からは三・五%）	G／HS／八七
四八〇四・三九	その他のもの		
	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつ		

四八〇四・四一	き一五〇グラムを超え二二五グラム未満のものに限る。） さらしてないもの	四・六%（千九百八十八年四月一日からは三・五%）	G／HS／八七
四八〇四・四二	全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超えるもの	四・六%（千九百八十八年四月一日からは三・五%）	G／HS／八七
四八〇四・四九	その他のもの	四・六%（千九百八十八年四月一日からは三・五%）	G／HS／八七
四八〇四・五一	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき二二五グラム以上のものに限る。） さらしてないもの 重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	四・六%（千九百八十八年四月一日からは三・五%）	G／HS／八七
	その他のもの	三%（千九百八十八年四月一日からは二・五%）	G／HS／八七
四八〇四・五二	全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超えるもの		
四八〇四・五九	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	四・六%（千九百八十八年四月一日からは三・五%）	G／HS／八七
	その他のもの	三%（千九百八十八年四月一日からは二・五%）	G／HS／八七
四八〇五	その他の紙及び板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限る。）	一二%	G／HS／八七
四八〇五・一〇	段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）	三%（千九百八十八年四月一日からは二・五%）	G／HS／八七
四八〇五・二〇	多層ずきの紙及び板紙 各層をさらしたもの	三%（千九百八十八年四月一日からは二・五%）	G／HS／八七
四八〇五・三〇	外層の一方のみをさらしたもの ジュートライナー	一〇%	G／HS／八七
	その他のもの	三%（千九百八十八年	G／HS／八七

四八〇五・二三	三層以上のもので、両外層のみをさらしたもの							
四八〇五・二九	その他のもの							
	ジュートライナー及び中しん原紙							
	その他のもの							
四八〇五・三〇	サルファイト包装紙							
四八〇五・四〇	フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード							
	重量が一平方メートルにつき一三〇グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。）							
	その他のもの							
四八〇五・五〇	フェルトペーパー及びフェルトペーパーボード							
	重量が一平方メートルにつき一三〇グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。）							
	その他のもの							
四八〇五・六〇	その他の紙及び板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のものに限る。）							
	中しん原紙							
	その他のもの							
四八〇五・七〇	その他の紙及び板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超え二二五グラム未満のものに限る。）							
四八〇五・八〇	その他の紙及び板紙（重量が一平方メートルにつき二二五グラム以上のものに限る。）							

四八〇六	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙（ロール状又はシート状のものに限る。）							
四八〇六・一〇	硫酸紙	四・二%	G／HS／八七					
四八〇六・二〇	耐脂紙	四・二%	G／HS／八七					
四八〇六・三〇	トレーシングペーパー	四・二%	G／HS／八七					
四八〇六・四〇	グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙	四・二%	G／HS／八七					
四八〇七	接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。）	四・二%	G／HS／八七					
四八〇七・一〇	ビチューメン、タール又はアスファルトの層を内部に有する紙及び板紙	四・二%	G／HS／八七					
	その他のもの							
四八〇七・九一	わらパルプ製の紙及び板紙（わらパルプ製の紙以外の紙で被覆してあるかないかを問わない。）	四・二%	G／HS／八七					
四八〇七・九九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七					
四八〇八	コルゲート加工をし（平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。）、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇二項又は第四八・一八項のものを除く。）	三・四%	G／HS／八七					
四八〇八・一〇	コルゲート加工をした紙及び板紙（せん孔してあるかないかを問わない。）	四・二%	G／HS／八七					
四八〇八・二〇	重袋用クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）	四・二%	G／HS／八七					

四八〇八・三〇	その他のクラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）	四・二%	G／HS／八七		
四八〇八・九〇 四八〇九	その他のもの カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、幅が三六センチメートルを超えるロール状のもの及び折り畳んでない状態において少なくとも一辺の長さが三六センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。）	四・二%	G／HS／八七		
四八〇九・一〇	カーボン紙その他これに類する複写紙	三・四%	G／HS／八七		
	カーボン紙	一・二%（千九百八十八年四月一日からは無税）	G／HS／八七		
	その他のもの	一・二%（千九百八十八年四月一日からは無税）	G／HS／八七		
四八〇九・二〇	セルフコピーペーパー	一・二%（千九百八十八年四月一日からは無税）	G／HS／八七		
四八〇九・九〇	その他のもの	一・二%（千九百八十八年四月一日からは無税）	G／HS／八七		
四八一〇	紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又はシート状のものに限るものとし、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）	四・一%	G／HS／八七		
四八一〇・一	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇%以下のものに限る。）	四・一%	G／HS／八七		
四八一〇・一一	重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの	四・一%	G／HS／八七		
四八一〇・一九	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	四・一%	G／HS／八七		
四八一〇・二	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇%を超えるものに限る。）	四・一%	G／HS／八七		
四八一〇・二一	軽量コート紙	四・一%	G／HS／八七		
四八一〇・二九	その他のもの	四・一%	G／HS／八七		
四八一〇・三	クラフト紙及びクラフト板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものを除く。） 全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超え、かつ、重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの 全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超え、かつ、	一・三%（千九百八十八年四月一日からは無税）	G／HS／八七		

	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	一・三%（千九百八十八年四月一日からは無税）	G／HS／八七	
四八一〇・三九	その他のもの	一・三%（千九百八十八年四月一日からは無税）	G／HS／八七	
	その他の紙及び板紙			
四八一〇・九一	多層ずきのもの	一・三%（千九百八十八年四月一日からは無税）	G／HS／八七	
四八一〇・九九	その他のもの	一・三%（千九百八十八年四月一日からは無税）	G／HS／八七	
四八一一	紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又はシート状のもので、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第四八・〇三項、第四八・〇九項、第四八・一〇項又は第四八・一八項の物品を除く。）	二・五%	G／HS／八七	
四八一一・一〇	タール、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙	三・九%	G／HS／八七	
四八一一・二一	粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙	三・九%	G／HS／八七	
四八一一・二九	セルフアドヒーシブのもの	三・九%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	プラスチック（接着剤を除く。）を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙	三・九%	G／HS／八七	
四八一一・三一	さらしたもので重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	一・三%（千九百八十八年四月一日からは無税）	G／HS／八七	
四八一一・三九	その他のもの	一・三%（千九百八十八年四月一日からは無税）	G／HS／八七	
四八一一・四〇	ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙	二・五%	G／HS／八七	
	ワックス、パラフィン又は油により処理した紙及び板紙			
	その他のもの	一・三%（千九百八十八年四月一日からは無税）	G／HS／八七	
四八一一・五〇	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ	一・三%（千九百八十八年四月一日からは無税）	G／HS／八七	
四八一二・〇〇	製紙用パルプ製のフィルタープロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート	二%	G／HS／八七	
四八一三	製造たばこ用巻紙（特定の大きさに切り、小冊子状にし又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。）			
四八一三・一〇	小冊子状又は円筒状のもの	五・八%	G／HS／八七	

四八三・二〇	ロール状のもの（幅が五センチメートル以下のものに限る。）	五・八%	G／HS／八七	
四八三・二九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
四八四	壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー			
四八四・一〇	イングレインペーパー	三・一%	G／HS／八七	
四八四・二〇	壁紙その他これに類する壁面被覆材（プラスチックを表に塗布し又は被覆した紙から成るもので、当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。）			
四八四・三〇	壁紙その他これに類する壁面被覆材（紙物材料で表を覆つた紙から成るものに限るものとし、当該紙物材料を平行につなぎ又は織つてあるかないかを問わない。）	三・四%	G／HS／八七	
四八四・九〇	その他のもの	五・七%	G／HS／八七	
四八五・〇〇	紙又は板紙をもととした床敷き（特定の大きさに切つてあるかないかを問わない。）	三・一%	G／HS／八七	
四八六	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第四八・〇九項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかないかを問わない。）	四・二%	G／HS／八七	
四八六・一〇	カーボン紙その他これに類する複写紙	四・二%	G／HS／八七	
四八六・二〇	セルフコピーペーパー	四・二%	G／HS／八七	
四八六・三〇	謄写版原紙	四・二%	G／HS／八七	
四八六・九〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
四八七	紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	四・二%	G／HS／八七	
四八七・一〇	封筒	四・二%	G／HS／八七	
四八七・二〇	通信用カード	四・二%	G／HS／八七	
四八七・三〇	封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	四・二%	G／HS／八七	
四八八	製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のトイレットペーパー、ハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、乳児用のおむつ、タンポン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品	四%	G／HS／八七	
四八八・一〇	トイレットペーパー	三・六%	G／HS／八七	
四八八・二〇	ハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル	三・六%	G／HS／八七	
四八八・三〇	テーブルクロス及びナプキン	三・六%	G／HS／八七	
四八八・四〇	生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品	二%	G／HS／八七	
四八八・五〇	タンポン、おむつ及びおむつ中敷き	三・六%	G／HS／八七	
四八八・九〇	その他のもの	三・六%	G／HS／八七	
四八九	衣類及び衣類附属品	三・一%	G／HS／八七	
四八九・一〇	その他のもの	五・四%	G／HS／八七	
四八九・二〇	紙類、板紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの	五・四%	G／HS／八七	
	段ボール製の箱及びケース			
	紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース（段ボール製のものを除く。）			

四八一九・三〇	袋（底の幅が四〇センチメートル以上のものに限る。）	五・七%	G／HS／八七		
四八一九・四〇	その他の袋（円すい形のものを含む。）	五・七%	G／HS／八七		
四八一九・五〇	その他の包装容器（レコード用ジャケットを含む。）	五・四%	G／HS／八七		
四八一九・六〇	書類箱、レタートレイ、格納箱その他これらに類する製品で事務所、商店等において使用するもの	三・八%	G／HS／八七		
四八二〇	紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、練習帳、吸取紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー	四・二%	G／HS／八七		
四八二〇・一〇	帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品	四・二%	G／HS／八七		
四八二〇・一〇	練習帳	四・二%	G／HS／八七		
四八二〇・三〇	バインダー、書類挟み及びファイルカバー	四・二%	G／HS／八七		
四八二〇・四〇	転写式の事務用印刷物及び挿入式カーボンセット	四・二%	G／HS／八七		
四八二〇・五〇	アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）	四・八%	G／HS／八七		
四八二〇・九〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
四八二一	紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるかないかを問わない。）	四・二%	G／HS／八七		
四八二一・一〇	印刷したもの	四・二%	G／HS／八七		
四八二一・九〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
四八二三	製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類（せん孔してあるかないか又は硬化してあるかないかを問わない。）	四・二%	G／HS／八七		
四八二三・一〇	紡織用繊維の糸を巻くために使用する種類のもの	四・二%	G／HS／八七		
四八二三・九〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
四八二三	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。）並びに紙製用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品	二・七%	G／HS／八七		
四八二三・一二	粘着剤又は接着剤を塗布した紙（ストリップ状又はロール状のものに限る。）	二・七%	G／HS／八七		
四八二三・一九	セルフアドヒーシブのもの	二・七%	G／HS／八七		
四八二三・二〇	その他のもの	三・二%	G／HS／八七		
四八二三・三〇	フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード	四・二%	G／HS／八七		
四八二三・四〇	せん孔カード式機械用のカード（せん孔してないものに限るものとし、ストリップ状であるかないかを問わない。）	四・二%	G／HS／八七		
四八二三・五一	自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤	三・六%	G／HS／八七		
四八二三・五九	その他の紙及び板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものに限る。）	二・七%	G／HS／八七		
四八二三・六〇	印刷し、型押しをし又はせん孔したもの	二・七%	G／HS／八七		
四八二三・七〇	その他のもの	三・六%	G／HS／八七		
四八二三・九〇	紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品	三・六%	G／HS／八七		
	成型し又は加圧成形をした製紙用パルプの製品				
	その他のもの				
	せん孔カード式統計機械用のカード、モノタイプ用のテー				

	プその他これらに類する物品に記録のためにせん孔したもの							
四九〇一	その他のもの							
	印刷した書籍、小冊子、リーフレットその他これらに類する印刷物（単一シートのものであるかないかを問わない。）							
四九〇一・一〇	単一シートのもの（折り畳んであるかないかを問わない。）							
	その他のもの							
四九〇一・九一	辞典及び事典（シリーズの形式で発行するものを含む。）							
四九〇一・九九	その他のもの							
四九〇二	新聞、雑誌その他の定期刊行物（挿絵を有するか有しないか又は広告を含んでいるかいないかを問わない。）							
四九〇二・一〇	一週に四回以上発行するもの							
四九〇二・九〇	その他のもの							
四九〇三・〇〇	幼児用の絵本及び習画本							
四九〇四・〇〇	楽譜（印刷したもの及び手書きのものに限るものとし、製本してあるかないか又は挿絵を有するか有しないかを問わない。）							
四九〇五	地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）							
四九〇五・一〇	地球儀、天球儀その他これらに類するもの							
	その他のもの							
	製本したもの							
	その他のもの							
四九〇五・九一	設計図及び図案（建築用、工学用、工業用、商業用、地形測量用その他これらに類する用途に供するもので手書き原図に限る。）並びに手書き文書並びにこれらをカーボン複写し又は感光紙に写真複写したもの							
四九〇六・〇〇	郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品（輸入する国において通用し又は発行するもので使用してないものに限る。）、これらを紙に印刷した物品及び小切手帳並びに紙幣、銀行券、株券、債券その他これらに類する有価証券							
四九〇七・〇〇	デカルコマニア（ガラス化することができるものに限る。）							
四九〇八	その他のもの							
四九〇八・一〇	葉書（印刷したもの及び挿絵を有するものに限る。）及び個人のあいさつ、伝言又は通知を印刷したカード（挿絵を有するか有しないか又は封筒若しくはトリミング付きであるかないかを問わない。）							
四九〇八・九〇	カレンダー（カレンダーブロックを含むものとし、印刷したものに限る。）							
四九一〇・〇〇	紙製又は板紙製のもの							
	その他のもの							
四九一一	その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。）							
四九一一・一〇	広告、商業用カタログその他これらに類する物品							
	その他のもの							
四九一一・九一	絵画、デザイン及び写真							
五〇〇三・〇〇のうち五〇〇三	その他のもの							
	生糸（よってないものに限る。）							
	野蚕のもの以外のもの							
五〇〇三・一〇	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）							
五〇〇三・九〇	カード及びコームのいずれもしてないもの							
	その他のもの							

五〇〇四・〇〇	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）	六%	G／HS／八七		
五〇〇六・〇〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす				
五〇〇七	絹織物				
五〇〇七・一〇	絹ノイル織物				
	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一二・五%	G／HS／八七		
	その他のもの	一〇%	G／HS／八七		
五〇〇七・二〇	その他の織物（絹又はそのくず（絹ノイルを除く。）の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）				
	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一二・五%	G／HS／八七		
	その他のもの	一〇%	G／HS／八七		
五〇〇七・九〇	その他の織物				
	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一二・五%	G／HS／八七		
	その他のもの	一〇%	G／HS／八七		
五一〇一	羊毛（カードし又はコームしたものを除く。）				
	脂付きのもの（フリース ウォッシュしたものを含む。）	無税	G／HS／八七		
五一〇一・一一	剪毛したもの	無税	G／HS／八七		
五一〇一・一九	その他のもの				
	脂を除いたもの（化炭処理をしてないものに限る。）	無税	G／HS／八七		
五一〇一・二一	剪毛したもの	無税	G／HS／八七		
五一〇一・二九	その他のもの	無税	G／HS／八七		
五一〇一・三〇	化炭処理をしたもの	無税	G／HS／八七		
五一〇二	繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたものを除く。）				
五一〇一・一〇	繊獣毛	無税	G／HS／八七		
五一〇二・二〇	粗獣毛	無税	G／HS／八七		
五一〇三	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）				
五一〇三・一〇	羊毛又は繊獣毛のノイル	無税	G／HS／八七		
五一〇三・二〇	羊毛又は繊獣毛のその他のくず	無税	G／HS／八七		
五一〇三・三〇	粗獣毛のくず	無税	G／HS／八七		
五一〇四・〇〇	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）	無税	G／HS／八七		
五一〇五	羊毛、繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームした羊毛を含む。）に限る。）				
五一〇五・一〇	羊毛（カードしたものに限る。）	無税	G／HS／八七		
五一〇五・二一	羊毛のトップその他の羊毛（コームしたものに限る。）				
五一〇五・二九	小塊状のもの（コームしたものに限る。）	無税	G／HS／八七		
五一〇五・三〇	その他のもの				
	ロービング	三・五%	G／HS／八七		
	その他のもの	無税	G／HS／八七		
五一〇五・四〇	繊獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）				
	ロービング	三・五%	G／HS／八七		
	その他のもの	無税	G／HS／八七		
五一〇六	粗獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）				
	ロービング	三・五%	G／HS／八七		
	その他のもの	無税	G／HS／八七		
五一〇六・一〇	紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）				
	羊毛の重量が全重量の八五%以上のもの	四%	G／HS／八七		
五一〇六・二〇	羊毛の重量が全重量の八五%未満のもの	四%	G／HS／八七		
五一〇七	梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	四%	G／HS／八七		

五一〇七・一〇	羊毛の重量が全重量の八五％以上のもの	四％	G／HS／八七	
五一〇七・二〇	羊毛の重量が全重量の八五％未満のもの	四％	G／HS／八七	
五一〇八	紡毛糸及び梳毛糸（繊獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	三・七％	G／HS／八七	
五一〇八・一〇	紡毛糸	三・七％	G／HS／八七	
五一〇八・二〇	梳毛糸	三・七％	G／HS／八七	
五一〇九	羊毛製又は繊獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）	六％	G／HS／八七	
五一〇九・一〇	羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五％以上のもの	六％	G／HS／八七	
	一個の重量が一二五グラム以下のもの	四％	G／HS／八七	
	その他のもの	四％	G／HS／八七	
五一〇九・九〇	その他のもの	六％	G／HS／八七	
	一個の重量が一二五グラム以下のもの	四％	G／HS／八七	
	その他のもの	四％	G／HS／八七	
五一〇・〇〇	粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	三・七％	G／HS／八七	
五一一	紡毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	一〇％	G／HS／八七	
	羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五％以上のもの			
五一一・一	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	一二％（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
	絹（絹ノイルその他の絹のくずを含む。以下この類において同じ。）の重量が全重量の一〇％を超えるもの			
	その他のもの			
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの			

五一一・一九	その他のもの	八％	G／HS／八七	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％	G／HS／八七	
	その他のもの	一二％（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
五一一・二〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％	G／HS／八七	
	その他のもの			
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	一二％（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	

五二一・三〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）				
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％	G／HS／八七		
	その他のもの				
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	一二％（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	八％	G／HS／八七
五二一・九〇	その他のもの				
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％	G／HS／八七	八％	G／HS／八七
	その他のもの				
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	一二％（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	八％	G／HS／八七
五二二	その他のもの				
	梳毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）				
	羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五％以上のもの				
五二二・一一	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの				
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％	G／HS／八七		
	その他のもの				
五二二・一九	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％	G／HS／八七		
	その他のもの				
		一二％（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	八％	G／HS／八七
五二二・二〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）				
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％	G／HS／八七		
	その他のもの				
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	一二％（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	八％	G／HS／八七
	その他のもの				

五二二・三〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）					
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの					
	その他のもの					
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	一二％（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七			
五二二・九〇	その他のもの					
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの					
	その他のもの					
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	一二％（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七			
		一〇％	G／HS／八七			
		八％	G／HS／八七			
	その他のもの					
五二三・〇〇	毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）	八％	G／HS／八七			
五三〇一・〇〇	実綿及び繰綿（カードし又はコームしたものを除く。）	五・三％	G／HS／八七			
	綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	無税	G／HS／八七			
五三〇二	糸くず	無税	G／HS／八七			
五三〇三・一〇	その他のもの					
	反毛した繊維	無税	G／HS／八七			
五三〇三・九九	その他のもの	無税	G／HS／八七			
五三〇三・〇〇	綿（カードし又はコームしたものに限る。）	無税	G／HS／八七			
五三〇四	綿製の縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）	八・四％	G／HS／八七			
五三〇四・一	小売用にしたもので綿の重量が全重量の八五％以上のもの	四・四％	G／HS／八七			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	G／HS／八七			
五三〇四・一九	その他のもの	四・四％	G／HS／八七			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	G／HS／八七			
五三〇四・二〇	その他のもの	四・四％	G／HS／八七			
五三〇五	小売用にしたもの					
	綿糸（綿の重量が全重量の八五％以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	八・四％	G／HS／八七			
五三〇五・一	単糸（コームした繊維製のものを除く。）	四・四％	G／HS／八七			
	七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）	八・四％	G／HS／八七			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を	四・四％	G／HS／八七			

	合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの			
	その他のもの			
五三〇五・一三	二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの			
	その他のもの			
	一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの			
	その他のもの			

	八・四％又は二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七		
	八・四％又は二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七		
	八・四％又は二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七		

五三〇五・一四	一一五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの			
	その他のもの			
五三〇五・一五	一一五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの）			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの			
	その他のもの			
	単糸（コームした繊維製のものに限る。）			

	八・四％又は二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七		
	八・四％又は二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七		
	八・四％又は二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七		

五二〇五・二一	七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％ （そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
五二〇五・二三	二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％ （そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
五二〇五・二三	一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％ （そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
五二〇五・二四	一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％ （そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
五二〇五・二五	一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％ （そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いと	G／HS／八七	

五三〇五・三二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。） 構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％ 又は G／HS／八七 二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五三〇五・三三	構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％ 又は G／HS／八七 二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五三〇五・三四	構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％ 又は G／HS／八七 二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五三〇五・三五	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％ 又は G／HS／八七 二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五三〇五・三五	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）		

	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの				
	その他のもの				
五三〇五・四一	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。）				
	構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）				
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの				
	その他のもの				
五三〇五・四二	構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）				
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を				

	合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの				
	その他のもの				
五三〇五・四三	構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）				
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの				
	その他のもの				
五三〇五・四四	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）				
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの				
	その他のもの				

	八・四％	G／HS／八七	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
	八・四％	G／HS／八七	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
	八・四％	G／HS／八七	二・八％（その率が一キ	G／HS／八七	

五三〇五・四五	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの			
	その他のもの	八・四％	G／HS／八七	
		二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
五三〇六	綿糸（綿の重量が全重量の八五％未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）			
五三〇六・一	単糸（コームした繊維製のものを除く。）			
	七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの			
	その他のもの	八・四％	G／HS／八七	
		二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円	G／HS／八七	

五三〇六・二	二三三・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの			
	その他のもの	八・四％	G／HS／八七	
		二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
五三〇六・三	一九二・三一デシテックス以上二三三一・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの			
	その他のもの	八・四％	G／HS／八七	
		二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
五三〇六・四	一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のも			

の（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）			
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの			
その他のもの	八・四％	G／HS／八七	
	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
五三〇六・一五			
一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの）			
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの			
その他のもの	八・四％	G／HS／八七	
	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
五三〇六・二			
単糸（コームした繊維製のものに限る。）			
七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）			
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	G／HS／八七	

その他のもの			
二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七		
五三〇六・三			
二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）			
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの			
その他のもの	八・四％	G／HS／八七	
	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
五三〇六・三			
一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）			
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの			
その他のもの	八・四％	G／HS／八七	
	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いと	G／HS／八七	

五二〇六・二四	一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％	G／HS／八七	きは、当該従量税率）
		二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
五二〇六・二五	一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％	G／HS／八七	
		二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
五二〇六・三二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。） 構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％	G／HS／八七	
		二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
五二〇六・三三	構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％	G／HS／八七	
		二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
五二〇六・三五	構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を			

			合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの
			その他のもの
五三〇六・三四			
			構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）
			合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの
			その他のもの
五三〇六・三五			
			構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）
			合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの
			その他のもの

	八・四％又は二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
	八・四％又は二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
	八・四％又は二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	

五三〇六・四一			
			マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。）
			構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）
			合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの
			その他のもの
五三〇六・四二			
			構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）
			合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの
			その他のもの

	八・四％又は二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
	八・四％又は二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
	八・四％又は二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	

五三〇六・四三	構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）				
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの				
	その他のもの	八・四％	G／HS／八七		
五三〇六・四四	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）				
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの				
	その他のもの	八・四％	G／HS／八七		
五三〇六・四五	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）				
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの				
	その他のもの	八・四％	G／HS／八七		
五三〇七	綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）				
五三〇七・一〇	綿の重量が全重量の八五％以上のもの				
	一個の重量が一二五グラム以下のもの	四・四％	G／HS／八七		
	その他のもの				
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの				
	その他のもの	八・四％	G／HS／八七		
五三〇七・九〇	その他のもの				
	一個の重量が一二五グラム以下のもの	四・四％	G／HS／八七		
	その他のもの				
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重				

	量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	八・四％又は一二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
五二〇八	綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）		
五二〇八・二	漂白してないもの		
	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％又は五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
	その他のもの		
五二〇八・三	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重		

	量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	八・四％又は五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五二〇八・一三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	八・四％又は五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五二〇八・一九	その他の織物		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	八・四％又は五・六％（その率が四・	G／HS／八七

			四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・二二	漂白したもの 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	八・四% 五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七 G／HS／八七
五二〇八・二三	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	八・四% 五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七 G／HS／八七
			四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・二三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	八・四% 五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七 G／HS／八七
五二〇八・二九	その他の織物 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	八・四% 五・六%（その率が四・四%及び一平方メート	G／HS／八七 G／HS／八七

		ルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五三〇八・三二		浸染したもの
	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
	その他のもの	八・四％　G／HS／八七
		（五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五三〇八・三三		平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
	その他のもの	八・四％　G／HS／八七
		（五・六％（その率が四・四％及び一	G／HS／八七

		平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五三〇八・三三		三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
	その他のもの	八・四％　G／HS／八七
		（五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五三〇八・三九		その他の織物
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
	その他のもの	八・四％　G／HS／八七
		（五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の	G／HS／八七

	五三〇八・四一	異なる色の糸から成るもの	
		平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの	
		合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
		その他のもの	
従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	八・四％	G／HS／八七	
	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七	
	五三〇八・四二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの	
		合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
		その他のもの	
	八・四％	G／HS／八七	
	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一	G／HS／八七	

	五三〇八・四三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	
		合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
		その他のもの	
円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	八・四％	G／HS／八七	
	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七	
	五三〇八・四九	その他の織物	
		合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
		その他のもの	
	八・四％	G／HS／八七	
	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率よ	G／HS／八七	

		五二〇八・五一	
	なせんしたもの		
	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
り低いときは、当該従価従量併用の税率）			
	G／HS／八七	八・四％	
	G／HS／八七	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
		五二〇八・五二	
	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	G／HS／八七	八・四％	
	G／HS／八七	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	

		五二〇八・五三	
	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）			
	G／HS／八七	八・四％	
	G／HS／八七	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
		五二〇八・五九	
	その他の織物		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	G／HS／八七	八・四％	
	G／HS／八七	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従	

五二〇九	綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）		
五二〇九・二	漂白してないもの		
	平織りのもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	G／HS／八七	八・四％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	G／HS／八七	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・三	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	G／HS／八七	八・四％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	G／HS／八七	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

五二〇九・一九	その他の織物		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	G／HS／八七	八・四％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		G／HS／八七	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・二	漂白したもの		
	平織りのもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	G／HS／八七	八・四％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		G／HS／八七	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

五二〇九・三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	G／HS／八七
		八・四％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・二九	その他の織物 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	G／HS／八七
		八・四％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・三一	浸染したもの 平織りのもの	G／HS／八七
		八・四％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

五二〇九・三一	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	G／HS／八七
		八・四％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	G／HS／八七
		八・四％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・二九	その他の織物 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重	

	量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	八・四％ 五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七 G／HS／八七
五三〇九・四二	異なる色の糸から成るもの		
	平織りのもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	八・四％ 五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七 G／HS／八七
五三〇九・四三	デニム		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	八・四％ 五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七 G／HS／八七

五三〇九・四三	その他の三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	八・四％ 五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七 G／HS／八七
五三〇九・四九	その他の織物		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	八・四％ 五・六％（その率が四・四％及び一平方メート	G／HS／八七 G／HS／八七

			ルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五三〇九・五一	なせんしたもの 平織りのもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	G／HS／八七	八・四％ 五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五三〇九・五三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	G／HS／八七	八・四％ 五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五三〇九・五九	その他の織物 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	G／HS／八七	八・四％ 五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五三一〇	綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）		
五三一〇・二	漂白してないもの 平織りのもの 経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一	G／HS／八七	一一・二％

	方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）その他のもの	G／HS／八七	八・四％又は五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五三〇・三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）その他のもの	G／HS／八七	一一・二％
		G／HS／八七	八・四％又は五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従

五三〇・一九	その他の織物経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）その他のもの	G／HS／八七	一一・二％
		G／HS／八七	八・四％又は五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五三〇・二	漂白したもの平織りのもの経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のも	G／HS／八七	一一・二％

のを除く。）		
その他のもの	八・四％又は五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五二〇・三三		
三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％	G／HS／八七
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％又は五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
その他のもの	一一・二％	G／HS／八七

五二〇・二九		
その他の織物		
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％	G／HS／八七
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％又は五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
その他のもの		
五二〇・三一		
浸染したもの		
平織りのもの		
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％	G／HS／八七
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％又は五・六％（そ	G／HS／八七
その他のもの		

			の率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五三〇・三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二%	G／HS／八七
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四%（五・六%（G／HS／八七）の率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
	その他のもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二%	G／HS／八七
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四%（五・六%（G／HS／八七）の率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
	その他のもの		
五三〇・三元	その他の織物		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二%	G／HS／八七
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四%（五・六%（G／HS／八七）の率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
	その他のもの		
五三〇・四一	異なる色の糸から成るもの		
	平織りのもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二%	G／HS／八七
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四%（五・六%（G／HS／八七）の率が四・四%及び一	G／HS／八七
	その他のもの		

		平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五三〇・四三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二% G／HS／八七
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四% G／HS／八七
	その他のもの	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率） G／HS／八七
五三〇・四四	その他の織物	
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二% G／HS／八七
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四% G／HS／八七
	その他のもの	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率） G／HS／八七
五三〇・四五	なせんしたもの	
	平織りのもの	
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二% G／HS／八七
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四% G／HS／八七
	その他のもの	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一

		円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
五二〇・五二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二%	G／HS／八七
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四%	G／HS／八七
	その他のもの	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五二〇・五九	その他の織物		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二%	G／HS／八七
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四%	G／HS／八七
	その他のもの	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五二一	綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）		
五二一・二	漂白してないもの		
	平織りのもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二%	G／HS／八七
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四%	G／HS／八七
	その他のもの	五・六%（その率が四・	G／HS／八七

		四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
五三一・二三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二%	G／HS／八七
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四%	G／HS／八七
	その他のもの	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五三一・一九	その他の織物		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維		

		又はアセテート繊維のもの	
		合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	一一・二%	G／HS／八七
		その他のもの	八・四%	G／HS／八七
			五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五三一・一二	漂白したもの			
	平織りのもの			
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	一一・二%	G／HS／八七
	その他のもの	八・四%	G／HS／八七
		五・六%（その率が四・四%及び一平方メート	G／HS／八七

		ルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
五二一・三三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％	G／HS／八七
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％	G／HS／八七
	その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五二一・三四	その他の織物		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％	G／HS／八七
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％	G／HS／八七
	その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五二一・三五	浸染したもの平織りのもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％	G／HS／八七
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％	G／HS／八七
	その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一	G／HS／八七

		円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
五三一・三三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二%	G／HS／八七
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
	その他のもの	八・四%	G／HS／八七
		五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五三一・三九	その他の織物		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二%	G／HS／八七
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
	その他のもの	八・四%	G／HS／八七
		五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五三一・四一	異なる色の糸から成るもの		
	平織りのもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二%	G／HS／八七
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
	その他のもの	八・四%	G／HS／八七
		五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用	G／HS／八七

		用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
五三二・四三	デニム 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの （経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	一一・二％	G／HS／八七
		八・四％	G／HS／八七
		五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五三二・四三	その他の三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの （経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	一一・二％	G／HS／八七
		八・四％	G／HS／八七
		五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五三二・四九	その他の織物 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの （経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	一一・二％	G／HS／八七
		八・四％	G／HS／八七
		五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いとき	G／HS／八七

	なせんしたもの	
五三・二	平織りのもの	
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	
	その他のもの	
	一一・二％	G／HS／八七
	八・四％	G／HS／八七
	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五三・三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	
	その他のもの	
	一一・二％	G／HS／八七
	八・四％	G／HS／八七
	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五三・九	その他の織物	
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	
	その他のもの	
	一一・二％	G／HS／八七
	八・四％	G／HS／八七
	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従	G／HS／八七

五二三	その他の綿織物			
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの			
五二三・二	漂白してないもの			
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	その他のもの	一一・二％	G／HS／八七
				八・四％	G／HS／八七
		その他のもの		五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五二三・三	漂白したもの				
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊		一一・二％	G／HS／八七
				八・四％	G／HS／八七
			維又はアセテート繊維のものを除く。）	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
			その他のもの		
				八・四％	G／HS／八七
				五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五二三・三	浸染したもの				
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		一一・二％	G／HS／八七
				八・四％	G／HS／八七
		その他のもの		五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七

五二二・一四	異なる色の糸から成るもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	一一・二％	G／HS／八七
		八・四％ 五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七 G／HS／八七
五二二・一五	なせんしたもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	一一・二％	G／HS／八七
		八・四％ 五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七 G／HS／八七

五二二・二	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの 漂白してないもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	一一・二％	G／HS／八七
		八・四％ 五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七 G／HS／八七
五二二・三	漂白したもの 経緯糸のうちいずれか一方		

	が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）その他のもの	一一・二％	G／HS／八七
		八・四％（その率が四・四％及び一平方メートル五・六％（その率が四・四％及び一平方メートル一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五三二・二三	浸染したもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	一一・二％	G／HS／八七
		八・四％（その率が四・四％及び一平方メートル五・六％（その率が四・四％及び一平方メートル一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七

五三二・二四	異なる色の糸から成るもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	一一・二％	G／HS／八七
		八・四％（その率が四・四％及び一平方メートル五・六％（その率が四・四％及び一平方メートル一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五三二・二五	なせんしたもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を	一一・二％	G／HS／八七

	合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）					
	その他のもの					
五三〇一	亜麻（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）					
五三〇一・一〇	亜麻（破茎、スカッチング、ハックリングその他の処理をしたものに限るものとし、精紡したものを除く。）					
五三〇一・二九	その他のもの					
のうち	精練したもの					
五三〇一・九〇	大麻（カナビス・サティヴァ。精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）					
五三〇二・一〇	大麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）					
五三〇二・九〇	その他のもの					
五三〇三	ジュートその他の紡織用靱皮繊維（精紡したもの、亜麻、大麻及びラミーを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	八・四％（そ の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七	五・六％	G／HS／八七	
五三〇三・一〇	ジュートその他の紡織用靱皮繊維（生のもの及びレッティングしたものに限る。）	四・九％	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
五三〇三・九〇	その他のもの			無税	G／HS／八七	
五三〇四	サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）					
五三〇四・一〇	サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維（生のものに限る。）					
五三〇四・九〇	その他のもの					
五三〇五	ココやし、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）					
五三〇五・一一	ココやしのもの（コイヤ）					
五三〇五・一九	生のもの					
五三〇五・二一	その他のもの					
五三〇五・二九	アバカのもの					
	生のもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
五三〇五・九一	生のもの					
のうち	ラミー（精練したものを除く。）以外のもの					
五三〇五・九九	その他のもの					
のうち	ラミー（精練したものに限る。）					
	その他のもの					
	ラミー並びにラミーのノイル及びくず以外のもの					
五三〇六	亜麻糸	四・九％	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	DO ID

五三〇六・一〇	単糸	一二%	G／HS／八七
五三〇六・二〇	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	一二%	G／HS／八七
五三〇七	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の糸		
五三〇七・一〇	単糸	一〇%	G／HS／八七
五三〇七・二〇	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	一〇%	G／HS／八七
五三〇八	その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸		
五三〇八・一〇	コイヤヤーン	三%	G／HS／八七
五三〇八・二〇	大麻糸	三%	G／HS／八七
五三〇八・三〇	紙糸	三・七%	G／HS／八七
五三〇八・九〇	その他のもの	一二%	G／HS／八七
五三〇九	亜麻織物		
五三〇九・一一	亜麻の重量が全重量の八五%以上のもの		
	漂白してないもの及び漂白したもの	二〇%	G／HS／八七
五三〇九・一九	その他のもの	二〇%	G／HS／八七
五三〇九・二一	亜麻の重量が全重量の八五%未満のもの		
	漂白してないもの及び漂白したもの	二〇%	G／HS／八七
五三〇九・二九	その他のもの	二〇%	G／HS／八七
五三一〇	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の織物		
五三一〇・一〇	漂白してないもの	二〇%	G／HS／八七
五三一〇・九〇	その他のもの	二〇%	G／HS／八七
五三一一・〇〇	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物		
	ラミー織物	二〇%	G／HS／八七
	大麻織物及び紙糸の織物	五・二%	G／HS／八七
	その他の織物	三・七%	G／HS／八七
五四〇一	縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）		
五四〇一・一〇	合成繊維の長繊維のもの		
	絹（絹ノイルその他の絹のくずを含む。以下この類において同じ。）の重量が全重量の一〇%を超えるもの		
	その他のもの		
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの		
	その他のもの		
	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のもの		
五四〇二・一〇	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの		
	その他のもの		
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの		
	その他のもの		
五四〇三	合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）		
五四〇三・一〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）		
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%	G／HS／八七
	その他のもの		
	アラミド繊維のもの	七・五%	G／HS／八七
	その他のもの		
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%	G／HS／八七
	よってないもの及びより数が一メートルにつき五〇以下のもの	六%	G／HS／八七
	その他のもの	四%	G／HS／八七
	合成繊維の長繊維のもの	八%	G／HS／八七

五四〇二・二〇	その他のもの		
	その他のもの（ポリエステルのものに限る。）		
	強力糸		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％	G／HS／八七
	その他のもの	六％	G／HS／八七
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	七・五％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
	テクスチャード加工糸	六％	G／HS／八七
五四〇二・三一	ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇テックス以下のものに限る。）		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	七・五％	G／HS／八七
	その他のもの		
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	一〇％	G／HS／八七
	その他のもの	六％	G／HS／八七
五四〇二・三二	ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇テックスを超えるものに限る。）		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	七・五％	G／HS／八七
	その他のもの		
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	一〇％	G／HS／八七
	その他のもの	六％	G／HS／八七
五四〇二・三三	ポリエステルのもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	七・五％	G／HS／八七

	その他のもの		
五四〇二・二九	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％	G／HS／八七
	その他のもの	七・五％	G／HS／八七
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	一〇％	G／HS／八七
	その他のもの	六％	G／HS／八七
五四〇二・三一	その他の単糸（より数が一メートルにつき五〇以下のものに限る。）		
	ナイロンその他のポリアミドのもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	七・五％	G／HS／八七
	その他のもの		
	アラミド繊維のもの	八％	G／HS／八七
	その他のもの	四％	G／HS／八七
五四〇二・三二	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		
	その他のもの（部分的に配向性を与えたものに限る。）		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	七・五％	G／HS／八七
	その他のもの		
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	一〇％	G／HS／八七

五四〇二・四三	その他のもの		
	その他のポリエステルのもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		
	その他のもの		
五四〇二・四九	その他のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が五〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	その他の単糸（より数が一メートルにつき五〇を超えるものに限る。）		
五四〇二・五一	ナイロンその他のポリアミドのもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		
	その他のもの		
五四〇二・五二	ポリエステルのもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を含わせたも		

		六％	G／HS／八七
		七・五％	G／HS／八七
		一〇％	G／HS／八七
		六％	G／HS／八七
		七・五％	G／HS／八七
		一〇％	G／HS／八七
		六％	G／HS／八七
		七・五％	G／HS／八七
		一〇％	G／HS／八七
		六％	G／HS／八七
		七・五％	G／HS／八七

五四〇二・五九	の重量が全重量の五〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		
	その他のもの		
五四〇二・六一	その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン		
	ナイロンその他のポリアミドのもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		
	その他のもの		
五四〇二・六二	ポリエステルのもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を含わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		
	その他のもの		
五四〇二・六九	その他のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	合成繊維又はこれとアセ		

		一〇％	G／HS／八七
		六％	G／HS／八七
		七・五％	G／HS／八七
		一〇％	G／HS／八七
		六％	G／HS／八七
		七・五％	G／HS／八七
		一〇％	G／HS／八七
		六％	G／HS／八七
		七・五％	G／HS／八七
		一〇％	G／HS／八七
		六％	G／HS／八七
		七・五％	G／HS／八七

	テート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		
五四〇三	その他のもの		
	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）		
五四〇三・一〇	強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
五四〇三・二〇	テクスチャード加工糸		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		
	その他のもの		
五四〇三・三一	その他の単糸		
	ビスコースレーヨンのもの（より数が一メートルにつき一二〇以下のものに限る。）		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
五四〇三・三二	ビスコースレーヨンのもの（より数が一メートルにつき一二〇を超えるものに限る。）		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
五四〇三・三三	アセテートのもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		
	その他のもの		
五四〇三・三九	その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン		
	ビスコースレーヨンのもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
五四〇三・四一	アセテートのもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		
	その他のもの		
五四〇三・四九	その他のもの		
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		
	その他のもの		

五四〇四	その他のもの 合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	六%	G／HS／八七	
五四〇四・一〇	単繊維	一〇%	G／HS／八七	
五四〇四・九〇	その他のもの 再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	一〇%	G／HS／八七	
五四〇五	人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	五・三%	G／HS／八七	
五四〇六・一〇	合成繊維の長繊維の糸 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%	G／HS／八七	
	その他のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	八・七%	G／HS／八七	
	その他のもの	五・二%	G／HS／八七	
五四〇六・二〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%	G／HS／八七	
	その他のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	八・七%	G／HS／八七	
	その他のもの	五・二%	G／HS／八七	
五四〇七	合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇四項の材料の織物を含む。） 強力糸（ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのものに限る。）の織物	一二・五%	G／HS／八七	
五四〇七・一〇	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。） その他のもの 特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	八%	G／HS／八七	
	注　この類において「特定合成繊維」とは、ナイロンその他のポリアミド繊維、アクリル又はモダクリルの繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維及びビニロン繊維をいう。			
五四〇七・二〇	その他のもの ストリップその他これに類する物品の織物 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維材料又はこれとアセテート繊維材料を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び	一〇%	G／HS／八七	

経緯材のうちいずれか一方がこれらの繊維材料のものに限る。）	一二・五%	G／HS／八七
その他のもの		
ナイロンその他のポリアミド、ポリアクリロニトリル（アクリル又はモダクリル）、ポリエステル、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニリデン若しくはビニロンの繊維材料又はこれとアセテート繊維材料を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯材のうちいずれか一方がこれらの繊維材料のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの		
ナイロンその他のポリアミド、ポリアクリロニトリル（アクリル又はモダクリル）、ポリエステル、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニリデン又はビニロンのみから成るもの並びにこれらの繊維材料及びアセテート繊維材料のみから成るもの	八%	G／HS／八七
その他のもの	一〇%	G／HS／八七
その他のもの	一六%	G／HS／八七
五四〇七・二〇		
この部の注9の織物		
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五%	G／HS／八七
その他のもの		
特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%	G／HS／八七
その他のもの		
特定合成繊維のみから成るもの並びにアセテート繊維のみから成るもの	一〇%	G／HS／八七
その他のもの	一六%	G／HS／八七
五四〇七・四一		
その他の織物（ナイロンその他のポリアミドの長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）		
漂白してないもの及び漂白したもの		
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一二・五%	G／HS／八七
その他のもの		
特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	八%	G／HS／八七
その他のもの	一〇%	G／HS／八七
浸染したもの		
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一二・五%	G／HS／八七
その他のもの		
特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	八%	G／HS／八七
その他のもの	一〇%	G／HS／八七

五四〇七・四三	異なる色の糸から成るもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの		
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	八％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
五四〇七・四四	なせんしたもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの		
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	八％	G／HS／八七
	その他の織物（テクスチャード加工をしたポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	一〇％	G／HS／八七
五四〇七・五一	漂白してないもの及び漂白したもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの		
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	八％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
五四〇七・五二	浸染したもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの		
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	八％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
五四〇七・五三	異なる色の糸から成るもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの		
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	八％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
五四〇七・五四	なせんしたもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの		
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	八％	G／HS／八七
	その他の織物（テクスチャード加工をしてないポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	一〇％	G／HS／八七
五四〇七・六〇	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの		
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	八％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
	その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）		
五四〇七・七一	漂白してないもの及び漂白したもの		

絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの 特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの その他のもの	五四〇七・七二	一二・五％	G／HS／八七
浸染したもの 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの 特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの その他のもの		八％ 一六％	G／HS／八七 G／HS／八七
異なる色の糸から成るもの 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの 特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの その他のもの	五四〇七・七三	一二・五％ 八％ 一六％	G／HS／八七 G／HS／八七 G／HS／八七
なせんしたもの 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの 特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせ	五四〇七・七四	一二・五％	G／HS／八七

たものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの その他のもの	五四〇七・八一	八％ 一六％	G／HS／八七 G／HS／八七
その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。） 漂白してないもの及び漂白したもの 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。） その他のもの	五四〇七・八二	一二・五％ 一〇％	G／HS／八七 G／HS／八七
浸染したもの 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。） その他のもの 異なる色の糸から成るもの 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	五四〇七・八三	一二・五％ 一〇％	G／HS／八七 G／HS／八七
		一二・五％	G／HS／八七

五四〇七・八四	その他のもの		
	なせんしたもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一〇％	G／HS／八七
	その他のもの	一二・五％	G／HS／八七
五四〇七・九一	その他の織物		
	漂白してないもの及び漂白したもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一〇％	G／HS／八七
	その他のもの	一二・五％	G／HS／八七
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	一〇％	G／HS／八七
	その他のもの	二〇％	G／HS／八七

五四〇七・九二	浸染したもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの		
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	一〇％	G／HS／八七
	その他のもの	二〇％	G／HS／八七
五四〇七・九三	異なる色の糸から成るもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの		
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五		

○%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）			
五四〇七・九四			
なせんしたもの			
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	二〇% G／HS／八七		
その他のもの	一〇% G／HS／八七		
その他のもの		一二・五% G／HS／八七	
五四〇八			
再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇五項の材料の織物を含む。）			
五四〇八・一〇			
強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）の織物			
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇% G／HS／八七		
その他のもの	六% G／HS／八七		
その他の織物（再生繊維若しくは半合成繊維の長繊維又は再生繊維若しくは半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）			
五四〇八・二			
漂白してないもの及び漂白したもの			
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの（これらのものの材料から製造したストリップその他これに類するものを含む。以下この類において同じ。）の重量が全重量の五〇%を超えるもの並びに経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		一二・五% G／HS／八七	
その他のもの			
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇% G／HS／八七		
その他のもの	六% G／HS／八七		

五四〇八・三	浸染したもの			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七	
	その他のもの			
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％	G／HS／八七	
	その他のもの	六％	G／HS／八七	
五四〇八・三	異なる色の糸から成るもの			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七	
	その他のもの			
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％	G／HS／八七	
	その他のもの	六％	G／HS／八七	

五四〇八・四	なせんしたもの			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七	
	その他のもの			
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％	G／HS／八七	
	その他のもの	六％	G／HS／八七	
五四〇八・三	その他の織物			
	漂白してないもの及び漂白したもの			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七	
	その他のもの			
	アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が			

	全重量の一〇%を超えるもの	一〇%	G/HS/八七
	その他のもの	六%	G/HS/八七
五四〇八・三二	浸染したもの		
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五%	G/HS/八七
	その他のもの		
	アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%	G/HS/八七
	その他のもの	六%	G/HS/八七
五四〇八・三三	異なる色の糸から成るもの		
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五%	G/HS/八七
	その他のもの		
	アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%	G/HS/八七
	その他のもの	六%	G/HS/八七
五四〇八・三四	なせんしたもの		
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五%	G/HS/八七
	その他のもの		
	アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%	G/HS/八七
	その他のもの	六%	G/HS/八七
五五〇一	合成繊維の長繊維のトウ		
五五〇一・一〇	ナイロンその他のポリアミドのもの	一〇%	G/HS/八七
五五〇一・二〇	ポリエステルのもの	一〇%	G/HS/八七
五五〇一・三〇	アクリル又はモダクリルのもの	一〇%	G/HS/八七
五五〇一・九〇	その他のもの	一〇%	G/HS/八七
五五〇二・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ		
五五〇三	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）		
	アセテートのもの	八・七%	G/HS/八七
	その他のもの	五・二%	G/HS/八七

五五〇三・一〇	ナイロンその他のポリアミドのもの	八%	G／HS／八七	
五五〇三・二〇	ポリエステルのもの	一〇%	G／HS／八七	
五五〇三・三〇	アクリル又はモダクリルのもの	一〇%	G／HS／八七	
五五〇三・四〇	ポリプロピレンのもの	一〇%	G／HS／八七	
五五〇三・九〇	その他のもの			
五五〇四	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの			
	その他のもの			
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他紡績準備の処理をしたものを除く。）	六%	G／HS／八七	
五五〇四・一〇	ビスコースレーヨンのもの	一〇%	G／HS／八七	
五五〇四・九〇	その他のもの	六%	G／HS／八七	
五五〇五	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	六%	G／HS／八七	
	人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	四・三%	G／HS／八七	
五五〇五・一〇	合成繊維のもの	無税	G／HS／八七	
五五〇五・二〇	再生繊維又は半合成繊維のもの			
五五〇六	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）			
五五〇六・一〇	ナイロンその他のポリアミドのもの	一〇%	G／HS／八七	
五五〇六・二〇	ポリエステルのもの	一〇%	G／HS／八七	
五五〇六・三〇	アクリル又はモダクリルのもの	一〇%	G／HS／八七	
五五〇六・九〇	その他のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%	G／HS／八七	五・二%
	その他のもの			
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	一〇%	G／HS／八七	
五五〇七・一〇	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%	G／HS／八七	
	その他のもの			
五五〇八	縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	一〇%	G／HS／八七	
五五〇八・一〇	合成繊維の短繊維のもの			
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの			
五五〇九・一一	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	六%	G／HS／八七	
五五〇九	合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）			
五五〇九・一二	ナイロンその他のポリアミドの短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの			
	単糸	一〇%	G／HS／八七	
	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	一〇%	G／HS／八七	
五五〇九・二三	ポリエステルの短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの			
	単糸	一〇%	G／HS／八七	
	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	一〇%	G／HS／八七	
五五〇九・三一	アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの			
	単糸	一〇%	G／HS／八七	
	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	一〇%	G／HS／八七	
五五〇九・三三	その他の紡績糸（合成繊維の短繊			

五五〇九・四一 五五〇九・四二	維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。） 単糸 マルチプルヤーン及びケープルヤーン その他の紡績糸（ポリエステルの短繊維のものに限る。）	一〇％ 一〇％	G／HS／八七 G／HS／八七
五五〇九・五一	混用繊維の全部又は大部分が再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの その他のもの	一〇％ 六％	G／HS／八七 G／HS／八七
五五〇九・五三	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの その他のもの	一〇％ 六％	G／HS／八七 G／HS／八七
五五〇九・五三	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの その他のもの	一〇％ 六％	G／HS／八七 G／HS／八七
五五〇九・五九	その他のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの その他のもの その他のもの（アクリル又はモダクリルの短繊維のものに限る。）	一〇％ 六％	G／HS／八七 G／HS／八七

五五〇九・六一	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの その他のもの	一〇％ 六％	G／HS／八七 G／HS／八七
五五〇九・六二	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの その他のもの	一〇％ 六％	G／HS／八七 G／HS／八七
五五〇九・六九	その他の紡績糸 混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの その他のもの	一〇％ 六％	G／HS／八七 G／HS／八七
五五〇九・九一	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの その他のもの	一〇％ 六％	G／HS／八七 G／HS／八七
五五〇九・九二	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの その他のもの	一〇％ 六％	G／HS／八七 G／HS／八七
五五〇九・九九	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの	一〇％ 六％	G／HS／八七 G／HS／八七

	の重量が全重量の五〇％を超えるもの			
五五一〇	その他のもの	一〇％	G／HS／八七	
	再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）			
五五一〇・一	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの			
五五一〇・一一	単糸	六％	G／HS／八七	
五五一〇・一二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	六％	G／HS／八七	
五五一〇・二〇	その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のものに限る。）	六％	G／HS／八七	
五五一〇・三〇	その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）	六％	G／HS／八七	
五五一〇・九〇	その他の紡績糸	六％	G／HS／八七	
五五一一	人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）			
五五一一・一〇	合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	一〇％	G／HS／八七	
五五一一・二〇	合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のものに限る。）	一〇％	G／HS／八七	
五五一一・三〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの	四・九％	G／HS／八七	
五五一三	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）			
五五一三・一	ポリエステルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの			
五五一三・二	漂白してないもの及び漂白したもの			
	絹（絹ノイルその他の絹のくずを含む。以下この類において同じ。）の重量が全重量の一〇％を超えるもの			
	その他のもの			
五五一三・一九	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％	G／HS／八七	
	その他のもの	一二・五％	G／HS／八七	
	アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの			
五五一三・二一	漂白してないもの及び漂白したもの			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％	G／HS／八七	
	その他のもの	一二・五％	G／HS／八七	
五五一三・二九	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％	G／HS／八七	
	その他のもの	一二・五％	G／HS／八七	
五五一三・九一	漂白してないもの及び漂白したもの			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％	G／HS／八七	
	その他のもの			
	特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの			
	注　この類において「特定合成繊維」とは、ナイロンその他のポリアミド繊維、アクリル又はモダクリルの繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ			

	塩化ビニリデン繊維及びビニロン繊維をいう。		
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの		
	その他のもの		
五五二・九九	その他のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの		
	特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	八％ 一〇％ 一六％	G／HS／八七 G／HS／八七 G／HS／八七
	その他のもの		
五五三	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。）		
	漂白してないもの及び漂白したもの	八％ 一〇％ 一六％	G／HS／八七 G／HS／八七 G／HS／八七
五五三・二	ポリエステルの短繊維のもの		
	（平織りのものに限る。）		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの		
五五三・三	ポリエステルの短繊維のその他の織物		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七
五五三・一九	その他のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七

	その他のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	五五・三・二	二〇％	G／HS／八七
	その他のもの		一〇％	G／HS／八七
	浸染したもの			
	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	五五・三・三	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの		一〇％	G／HS／八七
	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	五五・三・三	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの		一〇％	G／HS／八七
	その他のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	五五・三・三	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの		二〇％	G／HS／八七
	ポリエステルの短繊維のその他の織物			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	五五・三・三	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの		一〇％	G／HS／八七
	その他の織物			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	五五・三・二九	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）		二〇％	G／HS／八七

五五・三二・三一	その他のもの	一〇%	G／HS／八七
	異なる色の糸から成るもの		
	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）		
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五%	G／HS／八七
	その他のもの	一〇%	G／HS／八七
五五・三二・三二	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）		
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五%	G／HS／八七
	その他のもの	一〇%	G／HS／八七
五五・三三	ポリエステルの短繊維のその他の織物		
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五%	G／HS／八七
	その他のもの	一〇%	G／HS／八七
五五・三九	その他の織物		
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五%	G／HS／八七
	その他のもの		
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	二〇%	G／HS／八七
	その他のもの	一〇%	G／HS／八七
五五・四一	なせんしたもの		
	ポリエステルの短繊維のもの		
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五%	G／HS／八七
	その他のもの	一〇%	G／HS／八七
五五・四二	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破		

れ斜文織りを含む。）のものに限る。）				
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	五五一三・四三	一二・五％	G／HS／八七	
その他のもの		一〇％	G／HS／八七	
ポリエステルの短繊維のその他の織物				
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	五五一三・四九	一二・五％	G／HS／八七	
その他のもの		一〇％	G／HS／八七	
その他の織物				
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	五五一四	一二・五％	G／HS／八七	
その他のもの		一〇％	G／HS／八七	
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	五五一四・一	一二・五％	G／HS／八七	
その他のもの		一〇％	G／HS／八七	
合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。）	五五一四・二	二〇％	G／HS／八七	
漂白してないもの及び漂白したもの		一〇％	G／HS／八七	
ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）				
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	五五一四・三	一二・五％	G／HS／八七	
その他のもの		一〇％	G／HS／八七	
ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）				
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一				

方がこれらの繊維のものに限る。）			
その他のもの	五五一四・一三		
ポリエステルの短繊維のその他の織物			
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		一二・五％ G／HS／八七	
その他のもの			
その他の織物	五五一四・一九		
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		一二・五％ G／HS／八七	一〇％ G／HS／八七
その他のもの			
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）		一二・五％ G／HS／八七	二〇％ G／HS／八七
その他のもの			一〇％ G／HS／八七
浸染したもの	五五一四・二二		
ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）			
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		一二・五％ G／HS／八七	
その他のもの			
ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	五五一四・二三		
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		一二・五％ G／HS／八七	一〇％ G／HS／八七
その他のもの			
ポリエステルの短繊維のその他の織物	五五一四・二九		
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		一二・五％ G／HS／八七	一〇％ G／HS／八七
その他のもの			
その他の織物			
絹の重量が全重量の一〇％			

を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）				
その他のもの				
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）				
その他のもの				
異なる色の糸から成るもの				
ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	五五一四・三二			
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		一二・五％	G	HS八七
その他のもの		二〇％	G	HS八七
ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	五五一四・三三	一二・五％	G	HS八七
その他のもの		一〇％	G	HS八七
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）				
その他のもの				
ポリエステルの短繊維のその他の織物	五五一四・三三			
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		一二・五％	G	HS八七
その他のもの		一〇％	G	HS八七
その他の織物	五五一四・三九			
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		一二・五％	G	HS八七
その他のもの				
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）				
その他のもの				
異なる色の糸から成るもの				
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わ				

せたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）			
五五一四・四一　その他のもの			
なせんしたもの			
ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）			
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	二〇％	G／HS／八七	
その他のもの	一〇％	G／HS／八七	
五五一四・四二　ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七	
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一〇％	G／HS／八七	
その他のもの	一二・五％	G／HS／八七	
五五一四・四三　ポリエステルの短繊維のその他の織物			
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一〇％	G／HS／八七	
その他のもの	一二・五％	G／HS／八七	

び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）			
五五一四・四九　その他の織物			
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七	
その他のもの			
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	一〇％	G／HS／八七	
五五一五　合成繊維の短繊維のその他の織物			
ポリエステルの短繊維のもの			
混用繊維の全部又は大部分がビスコースレーヨンの短繊維のもの			
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及	二〇％	G／HS／八七	
五五一五・二	一〇％	G／HS／八七	

	び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		
五五・一五・二三	その他のもの		
	混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
五五・一五・二三	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
	その他のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
五五・一五・一九	アクリル又はモダクリルの短繊維のもの		

五五・一五・二一	混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
五五・一五・二三	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
五五・一五・二九	その他のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
五五・一五・九一	その他の織物		
	混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又は	一二・五％	G／HS／八七
		一〇％	G／HS／八七

これらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）			
その他のもの			
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	五五一五・九二	一二・五％	G／HS／八七
その他のもの			
混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの			
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		二〇％	G／HS／八七
その他のもの		一〇％	G／HS／八七
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		一二・五％	G／HS／八七
その他のもの			
（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）			
その他のもの			
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	五五一五・九九	二〇％	G／HS／八七
その他のもの		一〇％	G／HS／八七
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）		一二・五％	G／HS／八七
その他のもの			
再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物	五五一六	二〇％	G／HS／八七
再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの		一〇％	G／HS／八七

五五・六・二	漂白してないもの及び漂白したもの			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七	
	その他のもの			
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％	G／HS／八七	
	その他のもの	六％	G／HS／八七	
五五・六・三	浸染したもの			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七	
	その他のもの			
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％	G／HS／八七	
	その他のもの			
五五・六・四	異なる色の糸から成るもの			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七	
	その他のもの			
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％	G／HS／八七	
	その他のもの	六％	G／HS／八七	
五五・六・五	なせんしたもの			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七	
	その他のもの			
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％	G／HS／八七	

	その他のもの	六%	G／HS／八七
五五一六・二一	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの		
	漂白してないもの及び漂白したもの		
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五%	G／HS／八七
	その他のもの		
	アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%	G／HS／八七
五五一六・二三	その他のもの	六%	G／HS／八七
	浸染したもの		
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五%	G／HS／八七
	その他のもの		
	アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%	G／HS／八七
五五一六・二四	その他のもの	六%	G／HS／八七
	なせんしたもの		
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五%	G／HS／八七

その他のもの				
アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	五五一六・三二	一〇%	G／HS／八七	
その他のもの		六%	G／HS／八七	
再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの	五五一六・三一	一二・五%	G／HS／八七	
漂白してないもの及び漂白したもの				
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		一〇%	G／HS／八七	
その他のもの		六%	G／HS／八七	
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	五五一六・三二	一二・五%	G／HS／八七	
その他のもの				
浸染したもの				
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	五五一六・三三	一二・五%	G／HS／八七	
その他のもの				
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		一二・五%	G／HS／八七	
その他のもの				
異なる色の糸から成るもの				
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	五五一六・三三	一二・五%	G／HS／八七	
その他のもの				
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	五五一六・三四	一〇%	G／HS／八七	
その他のもの		六%	G／HS／八七	
なせんしたもの				
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート				

繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）			
その他のもの			
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	五五・六・四一	一二・五％	G／HS／八七
その他のもの		一〇％ 六％	G／HS／八七 G／HS／八七
再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のもの			
漂白してないもの及び漂白したもの			
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		一二・五％	G／HS／八七
その他のもの			
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び			

絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	五五・六・四二	一〇％ 六％	G／HS／八七 G／HS／八七
その他のもの			
浸染したもの			
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		一二・五％	G／HS／八七
その他のもの			
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		一〇％ 六％	G／HS／八七 G／HS／八七
その他のもの			
異なる色の糸から成るもの	五五・六・四三		
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		一二・五％	G／HS／八七
その他のもの			
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び			

五五一六・四四	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの　その他のもの　なせんしたもの　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）　その他のもの　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの　その他のもの	一〇％ 六％	G／HS／八七 G／HS／八七
		一二・五％	G／HS／八七
五五一六・九一	漂白してないもの及び漂白したもの　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）　その他のもの　アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの　その他のもの	一〇％ 六％	G／HS／八七 G／HS／八七
		一二・五％	G／HS／八七
五五一六・九二	浸染したもの　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）　その他のもの　アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの　その他のもの	一〇％ 六％	G／HS／八七 G／HS／八七
		一二・五％	G／HS／八七
五五一六・九三	異なる色の糸から成るもの　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）　その他のもの　アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊	一〇％ 六％	G／HS／八七 G／HS／八七
		一二・五％	G／HS／八七

維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの				
その他のもの				
なせんしたもの	五五・一六・九四	一〇％	G／HS／八七	
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		六％	G／HS／八七	
その他のもの		一二・五％	G／HS／八七	
アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの				
その他のもの		一〇％	G／HS／八七	
紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ	五六〇一	六％	G／HS／八七	
生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品（ウォッディング製のものに限る。）	五六〇一・一〇	一・五％	G／HS／八七	
その他のウォッディング製品及びウォッディング				
綿製のもの	五六〇一・二一	一・五％	G／HS／八七	
人造繊維製のもの	五六〇一・三一	一・五％	G／HS／八七	
その他のもの	五六〇一・三九	一・五％	G／HS／八七	
紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ	五六〇一・三〇	無税	G／HS／八七	
ミルネップ	五六〇三	三・七％	G／HS／八七	
その他のもの				
フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）				
ニードルルームフェルト及びステッチボンディング方式により製造した織物類	五六〇二・一〇	八・四％	G／HS／八七	
その他のフェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを除く。）				
羊毛製又は繊獣毛製のもの	五六〇二・二一	八・四％	G／HS／八七	
その他の紡織用繊維製のもの	五六〇二・二九	八・四％	G／HS／八七	
その他のもの	五六〇二・九〇	八・四％	G／HS／八七	
不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）				
芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）	五六〇四	七％	G／HS／八七	
その他のもの				
ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）		六・四％	G／HS／八七	
ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）	五六〇四・一〇	四・九％	G／HS／八七	
強力糸（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコー	五六〇四・二〇			

	スレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。）				
	アラミド繊維製のもの				
	その他のもの				
	ゴムを染み込ませ又は塗布したもの				
五六〇四・九〇	その他のもの				
	その他のもの				
	ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの	四・九%	G／HS／八七		
	その他のもの	一〇%	G／HS／八七		
	綿製のもの				
	その他のもの	四%	G／HS／八七		
五六〇五・〇〇	金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）	四・九%	G／HS／八七	二・八%（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
五六〇六・〇〇	ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品をしんに使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シェニールヤーン（フロックシェニールヤーンを含む。）及びループウェールヤーン	五・三%	G／HS／八七	七%	G／HS／八七
	ループウェールヤーン				
	その他のもの				
五六〇七	ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）	八%	G／HS／八七		
		一〇%	G／HS／八七		
五六〇七・一〇	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維のもの	一〇%	G／HS／八七		
	サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維のもの				
	結束用又は包装用のひも	六%	G／HS／八七		
五六〇七・二一	その他のもの	六%	G／HS／八七		
五六〇七・二九	アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）その他の硬質繊維のもの	三・七%	G／HS／八七		
五六〇七・三〇	ポリエチレン製又はポリプロピレン製のもの				
	結束用又は包装用のひも	八%	G／HS／八七		
五六〇七・四一	その他のもの	八%	G／HS／八七		
五六〇七・四九	その他の合成繊維製のもの	八%	G／HS／八七		
五六〇七・五〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
五六〇七・九〇	結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維のものに限る。）				
五六〇八	人造繊維製のもの				
	漁網（製品にしたものに限る。）	八%	G／HS／八七		
五六〇八・一一	その他のもの				
五六〇八・一九	結び網地及び結び網（ひも又は綱から製造したものに限る。）				
	合成繊維製のもの				
	その他のもの	三・七%	G／HS／八七		
	その他のもの				
五六〇八・九〇	結び網地及び結び網（ひも又	九・六%	G／HS／八七		

は網から製造したものに限る。）並びに漁網（製品にしたもので、糸、ひも又は網から製造したものに限る。）			
綿製のもの	五六〇九・〇〇	四・九%	G／HS／八七
その他のもの		六%	G／HS／八七
その他のもの		一一%	G／HS／八七
糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、網又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）			
亜麻製、ラミー製、大麻製、ジュートその他の紡織用靱皮繊維製、マニラ麻製、サイザル麻製、合成繊維製又はアセテート繊維製のもの	五七〇一・一〇	八%	G／HS／八七
その他のもの	五七〇一・九〇	四・九%	G／HS／八七
じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）	五七〇一		
羊毛製又は繊獣毛製のもの	五七〇二・一〇	一二%	G／HS／八七
その他の紡織用繊維製のもの	五七〇二・九〇	一二%	G／HS／八七
じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）	五七〇二		
ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物	五七〇二・二〇	一二%	G／HS／八七
ココやし繊維（コイヤ）製の床用敷物	五七〇二・三〇	一〇・五%	G／HS／八七
その他のもの（パイル織物のもの			

に限るものとし、製品にしたものを除く。）			
羊毛製又は繊獣毛製のもの	五七〇三・三一	一二%	G／HS／八七
人造繊維材料製のもの	五七〇三・三二	一二%	G／HS／八七
その他の紡織用繊維製のもの	五七〇三・三九	一六・八%	G／HS／八七
綿製のもの		一二%	G／HS／八七
その他のもの（パイル織物のもので製品にしたものに限る。）			
羊毛製又は繊獣毛製のもの	五七〇三・四一	一二%	G／HS／八七
人造繊維材料製のもの	五七〇三・四二	一二%	G／HS／八七
その他の紡織用繊維製のもの	五七〇三・四九	一六・八%	G／HS／八七
綿製のもの		一二%	G／HS／八七
その他のもの（パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。）			
羊毛製又は繊獣毛製のもの	五七〇三・五一	一二%	G／HS／八七
人造繊維材料製のもの	五七〇三・五二	一二%	G／HS／八七
その他の紡織用繊維製のもの	五七〇三・五九	一六・八%	G／HS／八七
綿製のもの		一二%	G／HS／八七
その他のもの（製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。）			
羊毛製又は繊獣毛製のもの	五七〇三・九一	一二%	G／HS／八七
人造繊維材料製のもの	五七〇三・九二	一二%	G／HS／八七
その他の紡織用繊維製のもの	五七〇三・九九	一六・八%	G／HS／八七
綿製のもの		一二%	G／HS／八七
その他のもの			
じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）	五七〇三		
羊毛製又は繊獣毛製のもの	五七〇三・一〇	一二%	G／HS／八七
ナイロンその他のポリアミド製のもの	五七〇三・二〇	九・六%	G／HS／八七
その他の人造繊維材料製のもの	五七〇三・三〇	九・六%	G／HS／八七

五七〇三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの			
	綿製のもの			
五七〇四	その他のもの			
	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）	一六・八%	G／HS／八七	
五七〇四・一〇	タイル（表面積が〇・三平方メートル以下のものに限る。）	一二%	G／HS／八七	
五七〇四・九〇	その他のもの	一一・二%	G／HS／八七	
五七〇五・〇〇	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	一一・二%	G／HS／八七	
	綿製のもの			
	その他のもの			
五八〇一	パイル織物及びシェニール織物（第五八・〇二項又は第五八・〇六項の織物類を除く。）	一六・八%	G／HS／八七	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一二%	G／HS／八七	
五八〇一・一〇	絹（絹ノイルその他の絹のくずを含む。以下この類において同じ。）の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	八%	G／HS／八七	
	綿製のもの			
五八〇一・二一	よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）			
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五・二%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二%	G／HS／八七	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四%	G／HS／八七	
五八〇一・一三	その他のもの	五・六%	G／HS／八七	
	コール天（パイルを切つたものに限る。）			
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	五・六%	G／HS／八七	
五八〇一・二三	その他のよこパイル織物			
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	五・六%	G／HS／八七	
五八〇一・二四	たてパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）			
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	五・六%	G／HS／八七	
五八〇一・二五	たてパイル織物（パイルを切つたものに限る。）			
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	五・六%	G／HS／八七	

五八〇一・二六	シェニール織物		
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五・二%	G／HS／八七
	その他のもの	五・六%	G／HS／八七
五八〇一・三一	人造繊維製のもの		
	よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）		
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五・二%	G／HS／八七
	その他のもの		
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五%	G／HS／八七
	その他のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの		
	特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれかこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%	G／HS／八七
	その他のもの	二〇%	G／HS／八七
	その他のもの	六%	G／HS／八七
五八〇一・三二	コール天（パイルを切つたものに限る。）		
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五・二%	G／HS／八七
	その他のもの		
	添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一〇%	G／HS／八七
	その他のもの	六%	G／HS／八七
五八〇一・三三	その他のよこパイル織物		
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五・二%	G／HS／八七
	その他のもの		
	添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一〇%	G／HS／八七
	その他のもの	六%	G／HS／八七
五八〇一・三四	たてパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）		
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五・二%	G／HS／八七
	その他のもの		
	添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一〇%	G／HS／八七
	その他のもの	六%	G／HS／八七

五八〇一・三五	たてパイル織物（パイルを切つたものに限る。）			
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの			
	その他のもの			
	添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	五・二%	G／HS／八七	
	その他のもの			
五八〇一・三六	シェニール織物			
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの			
	その他のもの			
	添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	六%	G／HS／八七	
五八〇一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの			
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの			
	その他のもの			
	添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	五・二%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	絹製のもの及び添加糸が絹のもの			
	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの及び添加糸が絹のもの	一〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一〇%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	絹製のもの及び添加糸が絹のもの			
	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの及び添加糸が絹のもの	一二・五%	G／HS／八七	
	その他のもの	一〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	八%	G／HS／八七	
五八〇二	テリータオル地その他のテリー織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（第五七・〇三項の物品を除く。）			
	テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）			

五八〇二・一一	漂白してないもの			
	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）			
	その他のもの			
	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	九・八%	G／HS／八七	
五八〇二・一九	その他のもの			
	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	七・三%	G／HS／八七	
	その他のもの	五・六%	G／HS／八七	
五八〇二・二〇	テリータオル地その他のテリー織物（その他の紡織用繊維製のもの）			
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの			
	その他のもの			
	添加糸が絹のもの	五・二%	G／HS／八七	
	その他のもの			
五八〇二・三〇	タフテッド織物類			
五八〇三	もじり織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）			
	綿製のもの			
	経緯糸のうちいずれか一方が	一二・五%	G／HS／八七	
五八〇三・一〇		八%	G／HS／八七	
		五・六%	G／HS／八七	

合成繊維又はアセテート繊維のもの		一一・二%	G／HS／八七
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	五八〇三・九〇	八・四%	G／HS／八七
その他のもの		五・六%	G／HS／八七
その他の紡織用繊維製のもの			
絹製のもの			
経糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの		一二・五%	G／HS／八七
その他のもの		一〇%	G／HS／八七
チュールその他の網地（織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限る。）	五八〇四	一〇%	G／HS／八七
チュールその他の網地			
プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五八〇四・一〇	五・一二%	G／HS／八七
その他のもの		一〇%	G／HS／八七
機械製のレース			
人造繊維製のもの	五八〇四・二一		
プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		五・一二%	G／HS／八七
その他のもの		一四%	G／HS／八七
その他の紡織用繊維製のもの	五八〇四・二九		
プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		五・一二%	G／HS／八七
その他のもの			
綿製のもの		一九・六%	G／HS／八七
その他のもの	五八〇四・三〇	一四%	G／HS／八七
手製のレース			
プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		五・一二%	G／HS／八七
その他のもの			
綿製のもの	五八〇五・〇〇	一九・六%	G／HS／八七
その他のもの		一四%	G／HS／八七
ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びプチポワン、クロスステッチ等を使用して手針によりつづれ織り風にした織物（製品にしたものであるかないかを問わない。）	五八〇六	一〇・五%	G／HS／八七
細幅織物（第五八・〇七項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）			
パイル織物（テリータオル地その他のテリー織物を含む。）及びシェニール織物	五八〇六・一〇	八%	G／HS／八七
その他の織物（弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のものに限る。）	五八〇六・二〇	六%	G／HS／八七
その他の織物			
綿製のもの	五八〇六・三一	一一・二%	G／HS／八七
人造繊維製のもの	五八〇六・三三	八%	G／HS／八七
その他の紡織用繊維製のもの	五八〇六・三九	八%	G／HS／八七
接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）	五八〇六・四〇	八%	G／HS／八七
紡織用繊維から成るラベル、バッジその他これらに類する物品（反物状又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切つたものに限るものとし、ししゆうしたものを除く。）	五八〇七		

五八〇七・一〇	織つたもの				
五八〇七・二〇	その他のもの				
五八〇八	組ひも及び装飾用トリミング（そのまま特定の用途に供しないものに限るものとし、装飾用トリミングにあつては、ししゆうしたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品	一六・八%	G／HS／八七		
五八〇八・一〇	組ひも（そのまま特定の用途に供しないものに限る。）	一〇%	G／HS／八七		
五八〇八・九〇	その他のもの	一〇%	G／HS／八七		
五八〇九・〇〇	金属糸又は第五六・〇五項の金属を交えた糸の織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	七%	G／HS／八七		
五八一〇	ししゆう布（モチーフを含む。）	一二・四%	G／HS／八七		
五八一〇・一〇	ししゆう布（基布が見えないものに限る。）	一二・四%	G／HS／八七		
五八一〇・九一	その他のししゆう布				
五八一〇・九二	綿製のもの	一二・四%	G／HS／八七		
五八一〇・九九	人造繊維製のもの	一二・四%	G／HS／八七		
五八一一・〇〇	その他の紡織用繊維製のもの	五・二%	G／HS／八七		
	縫製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品（第五八・一〇項のししゆう布を除く。）				
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの				
	その他のもの				
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（綿製のものを除く。）				
	経糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの				
	織維のもの				
	その他のもの				
	綿製のもの				
五九〇一	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類	八%	G／HS／八七	一二・五%	G／HS／八七
五九〇一・一〇	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類で、ガム又はでん粉質の物質を塗布したもの			一〇%	G／HS／八七
五九〇一・九〇	その他のもの			五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五九〇二	タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
	ナイロンその他のポリアミド製のもの	六%	G／HS／八七		
五九〇二・一〇	プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五・二%	G／HS／八七		
	その他のもの				
	特定合成繊維のみから成る				

	もの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの			
	注「特定合成繊維」とは、ナイロンその他のポリアミド繊維、アクリル又はモダクリルの繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維及びビニロン繊維をいう。			
五九〇三・二〇	その他のもの			
五九〇三・九〇	ポリエステル製のもの			
五九〇三	その他のもの			
	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。）	一〇%	G／HS／八七	
五九〇三・一〇	ポリ塩化ビニルを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五・二%	G／HS／八七	
五九〇三・二〇	ポリウレタンを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五・二%	G／HS／八七	
五九〇三・九〇	その他のもの	五・二%	G／HS／八七	
五九〇四	リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切つてあるかないかを問わない。）	五・八%	G／HS／八七	
五九〇四・一〇	リノリウム			
	その他のもの			
五九〇四・九一	ニードルルームフェルト又は不織布を基布とするもの	五・八%	G／HS／八七	
五九〇四・九二	その他の紡織用繊維を基布とするもの	五・八%	G／HS／八七	
五九〇五・〇〇	紡織用繊維の壁面被覆材	八%	G／HS／八七	
五九〇六	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。）			
五九〇六・一〇	接着テープ（幅が二〇センチメートル以下のものに限る。）	八・七%	G／HS／八七	
	その他のもの			
五九〇六・九一	メリヤス編み又はクロセ編みのもの			
	綿製のもの	五・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	九・八%	G／HS／八七	
五九〇六・九九	その他のもの	七%	G／HS／八七	
五九〇七・〇〇	その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類	五・二%	G／HS／八七	
五九〇八・〇〇	紡織用繊維製のしん（織り、組み又は編んだもので、ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませてあるかないかを問わない。）	四・九%	G／HS／八七	
五九〇九・〇〇	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料により内張りし又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。）	七・三%	G／HS／八七	
五九一〇・〇〇	伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）	五・八%	G／HS／八七	
	綿製のもの	七・三%	G／HS／八七	
	その他のもの	五・二%	G／HS／八七	
五九一一	紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注7のものに限る。）			
五九一一・一〇	フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料の一以上の層と結合したもののうち針布に使			

	用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供するもの			
五九二・二〇	綿製のもの	七・三%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	ふるい用の布（製品にしたものであるかないかを問わない。）	四・二%	G／HS／八七	
	エンドレス状又は連結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト（製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用する種類のものに限る。）	五・二%	G／HS／八七	
五九二・三二	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム未満のもの			
	製紙用フェルト（エンドレスのものに限る。）	六%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	綿製のもの	七・三%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
五九二・三三	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム以上のもの			
	製紙用フェルト（エンドレスのものに限る。）	六%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	綿製のもの	七・三%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
五九二・四〇	搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（人髪製のものを含む。）			
	綿製のもの	七・三%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
五九二・九〇	その他のもの			
	綿製のもの	七・三%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
六〇〇一	パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	一二%	G／HS／八七	
六〇〇一・一〇	ロングパイル編物			
	ループドパイル編物			
	綿製のもの	一九・六%	G／HS／八七	
六〇〇一・二一	人造繊維製のもの	一二%	G／HS／八七	
六〇〇一・二九	その他の紡織用繊維製のもの	一二%	G／HS／八七	
	その他のもの			
六〇〇一・九一	綿製のもの	一九・六%	G／HS／八七	
六〇〇一・九二	人造繊維製のもの	一二%	G／HS／八七	
六〇〇一・九九	その他のメリヤス編物及びクロセ編物	一二%	G／HS／八七	
六〇〇二・一〇	幅が三〇センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの			
	模様編みの組織を有するもの			
	綿製のもの	一九・六%	G／HS／八七	
	その他のもの	一二%	G／HS／八七	
六〇〇二・二〇	その他のもの			
	綿製又は人造繊維製のもの	八・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	八%	G／HS／八七	
	幅が三〇センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの			
	模様編みの組織を有するもの			
	綿製のもの	一九・六%	G／HS／八七	
	その他のもの	一二%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	綿製又は人造繊維製のもの	八・二%	G／HS／八七	

	その他のもの		八%	G／HS／八七
	その他の編物（たてメリヤス編みのものに限るものとし、ガルーンメリヤス機により編んだものを含む。）			
六〇〇二・四一	羊毛製又は繊獣毛製のもの		一二%	G／HS／八七
六〇〇二・四二	綿製のもの		一九・六%	G／HS／八七
六〇〇二・四三	人造繊維製のもの		一二%	G／HS／八七
六〇〇二・四九	その他のもの		一二%	G／HS／八七
六〇〇二・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	模様編みの組織を有するもの		一二%	G／HS／八七
	その他のもの		八%	G／HS／八七
六〇〇二・九二	綿製のもの			
	模様編みの組織を有するもの		一九・六%	G／HS／八七
	その他のもの		八・四%	G／HS／八七
六〇〇二・九三	人造繊維製のもの			
	模様編みの組織を有するもの		一二%	G／HS／八七
	その他のもの			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの		一〇%	G／HS／八七 CE9
	その他のもの		六%	G／HS／八七
六〇〇二・九九	その他のもの			
	模様編みの組織を有するもの		一二%	G／HS／八七
	その他のもの		八%	G／HS／八七
六一〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇三項のものを除く。）			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		一六・八%	G／HS／八七
	その他のもの		一四%	G／HS／八七
六一〇二	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く。）			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		一六・八%	G／HS／八七
	その他のもの		一四%	G／HS／八七
六一〇二・一〇	綿製のもの			
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		一六・八%	G／HS／八七
	その他のもの		一四%	G／HS／八七
六一〇二・二〇	人造繊維製のもの			
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		一六・八%	G／HS／八七
	その他のもの		一四%	G／HS／八七
六一〇二・三〇	その他の紡織用繊維製のもの			
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		一六・八%	G／HS／八七
	その他のもの		一四%	G／HS／八七
六一〇二・九〇	その他のもの			
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		一六・八%	G／HS／八七

六一〇二・二〇	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
	人造繊維製のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六一〇二・九〇	その他の紡織用繊維製のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六一〇三	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			
六一〇三・一一	スーツ			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六一〇三・一三	合成繊維製のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六一〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六一〇三・二一	アンサンブル			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	

六一〇三・二三	綿製のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六一〇三・二九	合成繊維製のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六一〇三・三一	ジャケット及びブレザー			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六一〇三・三三	綿製のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六一〇三・三五	合成繊維製のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六一〇三・三九	その他の紡織用繊維製のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ			

六二〇三・四一	羊毛製又は繊獣毛製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの		一六・八％ 一四％	G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇三・四三	綿製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの		一六・八％ 一四％	G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇三・四三	合成繊維製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの		一六・八％ 一四％	G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇三・四九	その他の紡織用繊維製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの		一六・八％ 一四％	G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇四	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			
六二〇四・一一	スーツ 羊毛製又は繊獣毛製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの		一六・八％ 一四％	G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇四・一三	綿製のもの ししゆうしたもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの			

六二〇四・一三	合成繊維製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの		一六・八％ 一四％	G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇四・一九	その他の紡織用繊維製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの		一六・八％ 一四％	G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇四・二一	アンサンブル 羊毛製又は繊獣毛製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの		一六・八％ 一四％	G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇四・二三	綿製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの		一六・八％ 一四％	G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇四・二九	合成繊維製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの		一六・八％ 一四％	G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇四・三一	その他の紡織用繊維製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの		一六・八％ 一四％	G／HS／八七 G／HS／八七
	ジャケット 羊毛製又は繊獣毛製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの		一六・八％ 一四％	G／HS／八七 G／HS／八七

六二〇四・三三	綿製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二〇四・三五	合成繊維製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二〇四・三九	その他の紡織用繊維製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二〇四・四一	ドレス 羊毛製又は繊獣毛製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二〇四・四三	綿製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二〇四・四五	合成繊維製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二〇四・四九	再生繊維又は半合成繊維製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	

六二〇四・五一	その他の紡織用繊維製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二〇四・五三	スカート及びキュロットスカート 羊毛製又は繊獣毛製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二〇四・五五	綿製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二〇四・五九	合成繊維製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二〇四・六一	その他の紡織用繊維製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二〇四・六三	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は繊獣毛製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二〇四・六五	綿製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	

六一〇四・六三	合成繊維製のもの			
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六一〇四・六九	その他の紡織用繊維製のもの			
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六一〇五	男子用のシャツ（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			
六一〇五・一〇	綿製のもの			
	オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六一〇五・二〇	人造繊維製のもの			
	オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六一〇五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの			
	オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六一〇六	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	一一・二%	G／HS／八七	

六一〇六・一〇	綿製のもの			
	ブラウス、シャツブラウス、オーブンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
	その他のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六一〇六・二〇	人造繊維製のもの			
	ブラウス、シャツブラウス、オーブンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
	その他のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六一〇六・九〇	その他の紡織用繊維製のもの			
	ブラウス、シャツブラウス、オーブンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
	その他のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六一〇七	男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			
六一〇七・一一	パンツ、ズボン下及びブリーフ			
	綿製のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六一〇七・一三	人造繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六一〇七・一九	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六一〇七・二二	ナイトシャツ及びパジャマ			
	綿製のもの	一一・二%	G／HS／八七	

六二〇三・三	人造繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六二〇三・二九	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六二〇七・九一	その他のもの 綿製のもの バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	一六・八%	G／HS／八七	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四%	G／HS／八七	
	その他のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六二〇七・九九	その他のもの 人造繊維製のもの バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	一六・八%	G／HS／八七	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四%	G／HS／八七	
	その他のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六二〇八	その他の紡織用繊維製のもの バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの その他のもの	一四%	G／HS／八七	
	女子用のスリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	一一・二%	G／HS／八七	
六二〇八・一一	スリップ及びペティコート 人造繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六二〇八・一九	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六二〇八・二一	ブリーフ及びパンティ 綿製のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六二〇八・二三	人造繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六二〇八・二九	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六二〇八・三一	ナイトドレス及びパジャマ 綿製のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六二〇八・三三	人造繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六二〇八・三九	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六二〇八・九一	その他のもの 綿製のもの ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
	その他のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六二〇八・九九	人造繊維製のもの ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
	その他のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六二〇八・九九	その他の紡織用繊維製のもの ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 ししゆうしたもの、レー	一六・八%	G／HS／八七	
		一四%	G／HS／八七	
		一一・二%	G／HS／八七	

スを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
その他のもの	一四%	G／HS／八七	
その他のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六一〇九　Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			
六一〇九・一〇　綿製のもの			
異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの			
ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
その他のもの	一四%	G／HS／八七	
その他のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六一〇九・九〇　その他の紡織用繊維製のもの			
異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの			
ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
その他のもの	一四%	G／HS／八七	
その他のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六一一〇　ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			
六一一〇・一〇　羊毛製又は繊獣毛製のもの			
ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六一一〇・二〇　綿製のもの			
ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六一一〇・三〇　人造繊維製のもの			
ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六一一〇・九〇　その他の紡織用繊維製のもの			
ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六一二　乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			
六一二・一〇　羊毛製又は繊獣毛製のもの			
手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	八%	G／HS／八七	
パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	八%	G／HS／八七	
パンティストッキング及びタイツ	八%	G／HS／八七	
その他のもの	八%	G／HS／八七	
六一二・二〇　綿製のもの			
手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	一一・二%	G／HS／八七	
パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	一六・八%	G／HS／八七	
パンティストッキング及びタイツ	一三%	G／HS／八七	
その他のもの	一一・二%	G／HS／八七	
手袋、ミトン及びミット			

	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	一一・二%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・七%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二一・三〇	合成繊維製のもの			
	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	八%	G／HS／八七	
	手袋、ミトン及びミット			
	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類			
	パンティストッキング及びタイツ	一一・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	一〇%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・五%	G／HS／八七	
	その他のもの	一三・六%	G／HS／八七	
六二一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの			
	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	八%	G／HS／八七	
	手袋、ミトン及びミット			
	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類			
	パンティストッキング及びタイツ	一一・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	八%	G／HS／八七	

	その他のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二二	トラックスーツ、スキースーツ及び水着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	一六・八%	G／HS／八七	
	トラックスーツ	一四%	G／HS／八七	
六二二・一一	綿製のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二二・一二	合成繊維製のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二二・一九	その他の紡織用繊維製のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二二・二〇	スキースーツ			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二二・三一	男子用の水着			
	合成繊維製のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二二・三九	その他の紡織用繊維製のもの			
	ししゅうしたもの、レース	一六・八%	G／HS／八七	
		一四%	G／HS／八七	

	を使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
六二二・四一	女子用の水着		
	合成繊維製のもの		
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
六二二・四九	その他の紡織用繊維製のもの		
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
六二三・〇〇	衣類（第五九・〇二項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。）		
	第五九・〇六項の編物製のもの		
	その他のもの	八・四%	G／HS／八七
六二四	その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	一六%	G／HS／八七
六二四・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・五%	G／HS／八七
	その他のもの	一三・五%	G／HS／八七
六二四・二〇	綿製のもの		
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・三%	G／HS／八七
	その他のもの	一二%	G／HS／八七
六二四・三〇	人造繊維製のもの		
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・二%	G／HS／八七
	その他のもの	一三・一%	G／HS／八七

六二四・九〇	その他の紡織用繊維製のもの		
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四%	G／HS／八七
六二五	その他のもの	一二・六%	G／HS／八七
	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類（静脈瘤症用のストッキング及び履物として使用するもの（更に別の底を取り付けてないものに限る。）を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
六二五・一一	パンティストッキング及びタイツ		
	合成繊維製のもの（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）	一一・二%	G／HS／八七
六二五・一二	合成繊維製のもの（構成する単糸が六七デシテックス以上のものに限る。）	一一・二%	G／HS／八七
六二五・一九	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七
六二五・二〇	女子用の長靴下（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）		
	合成繊維製のもの	一二%	G／HS／八七
	綿製のもの	一一・二%	G／HS／八七
	その他のもの	八%	G／HS／八七
六二五・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一一・二%	G／HS／八七
六二五・九二	綿製のもの	一〇%	G／HS／八七
六二五・九九	合成繊維製のもの	七・五%	G／HS／八七
六二六	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七
六二六・一〇	手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
	プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した手袋		
	綿製のもの		
	その他のもの		

六二一六・九一	その他のもの	八%	G／HS／八七		
六二一六・九二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一一・二%	G／HS／八七		
六二一六・九三	綿製のもの	八%	G／HS／八七		
六二一六・九九	合成繊維製のもの	七・五%	G／HS／八七		
六二一七	その他の紡織用繊維製のもの				
	その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）				
六二一七・一〇	ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品				
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの				
	その他のもの	一六・八%	G／HS／八七		
	ネクタイ	一四%	G／HS／八七		
六二一七・二〇	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの				
	その他のもの	一六・八%	G／HS／八七		
	その他の附属品	一四%	G／HS／八七		
六二一七・八〇	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの				
	その他のもの	一六・八%	G／HS／八七		
	部分品	一四%	G／HS／八七		
六二一七・九〇	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの				
	その他のもの	一六・八%	G／HS／八七		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七		
六三〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇三項のものを除く。）				
	オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品				
六三〇一・一一	羊毛製又は繊獣毛製のもの				
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七		
六三〇一・一二	綿製のもの				
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七		
六三〇一・一三	人造繊維製のもの				
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七		
六三〇一・一九	その他の紡織用繊維製のもの				
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七		
六三〇一・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの				
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七		
六三〇一・九二	綿製のもの				
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七		
六三〇一・九三	人造繊維製のもの				
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七		
六三〇一・九九	その他の紡織用繊維製のもの				
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七		
六三〇二	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇四項のものを除く。）				
	オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品				

六二〇二・一二	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	毛皮付きのもの			
	その他のもの	二〇%	G／HS／八七	
六二〇二・一三	綿製のもの			
	毛皮付きのもの			
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二〇二・二三	人造繊維製のもの			
	毛皮付きのもの			
	その他のもの	二〇%	G／HS／八七	
六二〇二・二九	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの			
	その他のもの	二〇%	G／HS／八七	
六二〇二・九一	その他のもの			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	毛皮付きのもの			
	その他のもの	二〇%	G／HS／八七	
六二〇二・九二	綿製のもの			
	毛皮付きのもの			
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二〇二・九三	人造繊維製のもの			
	毛皮付きのもの			
	その他のもの	二〇%	G／HS／八七	
六二〇二・九九	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの			
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二〇三	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）			
六二〇三・一	スーツ			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二〇三・一二	合成繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	

六二〇三・二一	アンサンブル			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二〇三・二三	綿製のもの			
	毛皮付きのもの			
	その他のもの	二〇%	G／HS／八七	
六二〇三・二五	合成繊維製のもの			
	毛皮付きのもの			
	その他のもの	二〇%	G／HS／八七	
六二〇三・二九	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの			
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二〇三・三一	ジャケット及びブレザー			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二〇三・三三	綿製のもの			
	毛皮付きのもの			
	その他のもの	二〇%	G／HS／八七	
六二〇三・三五	合成繊維製のもの			
	毛皮付きのもの			
	その他のもの	二〇%	G／HS／八七	
六二〇三・三九	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの			
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二〇三・四一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二〇三・四二	綿製のもの			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二〇三・四三	合成繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	

六二〇四・四九	その他の紡織用繊維製のもの		
	毛皮付きのもの		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
		二〇%	G／HS／八七
六二〇四	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）		
六二〇四・一一	スーツ		
	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
	毛皮付きのもの		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
		二〇%	G／HS／八七
六二〇四・一二	綿製のもの		
	毛皮付きのもの		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
		二〇%	G／HS／八七
六二〇四・一三	合成繊維製のもの		
	毛皮付きのもの		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
		二〇%	G／HS／八七
六二〇四・一九	その他の紡織用繊維製のもの		
	毛皮付きのもの		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
		二〇%	G／HS／八七
六二〇四・二一	アンサンブル		
	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
	毛皮付きのもの		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
		二〇%	G／HS／八七
六二〇四・二三	綿製のもの		
	毛皮付きのもの		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
		二〇%	G／HS／八七
六二〇四・二三	合成繊維製のもの		
	毛皮付きのもの		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
		二〇%	G／HS／八七
六二〇四・二九	その他の紡織用繊維製のもの		
	毛皮付きのもの		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
		二〇%	G／HS／八七
六二〇四・三一	ジャケット		
	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
	毛皮付きのもの		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
		二〇%	G／HS／八七

六二〇四・三一	綿製のもの		
	毛皮付きのもの		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
		二〇%	G／HS／八七
六二〇四・三三	合成繊維製のもの		
	毛皮付きのもの		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
		二〇%	G／HS／八七
六二〇四・三九	その他の紡織用繊維製のもの		
	毛皮付きのもの		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
		二〇%	G／HS／八七
六二〇四・四一	ドレス		
	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
	毛皮付きのもの		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
		二〇%	G／HS／八七
六二〇四・四三	綿製のもの		
	毛皮付きのもの		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
		二〇%	G／HS／八七
六二〇四・四四	合成繊維製のもの		
	毛皮付きのもの		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
		二〇%	G／HS／八七
六二〇四・四九	再生繊維又は半合成繊維製のもの		
	毛皮付きのもの		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
		二〇%	G／HS／八七
六二〇四・五一	その他の紡織用繊維製のもの		
	毛皮付きのもの		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
		二〇%	G／HS／八七
六二〇四・五一	スカート及びキュロットスカート		
	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
	毛皮付きのもの		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
		二〇%	G／HS／八七
六二〇四・五三	綿製のもの		
	毛皮付きのもの		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
		二〇%	G／HS／八七
六二〇四・五三	合成繊維製のもの		
	毛皮付きのもの		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
		二〇%	G／HS／八七
六二〇四・五九	その他の紡織用繊維製のもの		
	毛皮付きのもの		
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
		二〇%	G／HS／八七

六二〇四・六一	その他のもの		一四%	G／HS／八七
六二〇四・六二	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	毛皮付きのもの		二〇%	G／HS／八七
	その他のもの		一四%	G／HS／八七
六二〇四・六三	綿製のもの			
	毛皮付きのもの		二〇%	G／HS／八七
	その他のもの		一四%	G／HS／八七
六二〇四・六三	合成繊維製のもの			
	毛皮付きのもの		二〇%	G／HS／八七
	その他のもの		一四%	G／HS／八七
六二〇四・六九	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの		二〇%	G／HS／八七
	その他のもの		一四%	G／HS／八七
六二〇五	男子用のシャツ			
六二〇五・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの		一一・二%	G／HS／八七
六二〇五・二〇	綿製のもの		一一・二%	G／HS／八七
六二〇五・三〇	人造繊維製のもの		一一・二%	G／HS／八七
六二〇五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの		一一・二%	G／HS／八七
六二〇六	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス			
六二〇六・一〇	絹（絹のくずを含む。）製のもの			
	毛皮付きのもの		二〇%	G／HS／八七
	その他のもの			
	ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ		一四%	G／HS／八七
	その他のもの		一一・二%	G／HS／八七
六二〇六・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	毛皮付きのもの		二〇%	G／HS／八七
	その他のもの			
	ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ		一四%	G／HS／八七
	その他のもの		一一・二%	G／HS／八七
六二〇六・三〇	綿製のもの			
	毛皮付きのもの		二〇%	G／HS／八七
	その他のもの			
	ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ		一四%	G／HS／八七
	その他のもの		一一・二%	G／HS／八七

六二〇六・四〇	人造繊維製のもの			
	毛皮付きのもの		二〇%	G／HS／八七
	その他のもの			
	ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ		一四%	G／HS／八七
	その他のもの		一一・二%	G／HS／八七
六二〇六・九〇	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの		二〇%	G／HS／八七
	その他のもの			
	ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ		一四%	G／HS／八七
	その他のもの		一一・二%	G／HS／八七
六二〇七	男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品			
六二〇七・一一	パンツ、ズボン下及びブリーフ			
	綿製のもの		一一・二%	G／HS／八七
六二〇七・一九	その他の紡織用繊維製のもの		一一・二%	G／HS／八七
六二〇七・二一	ナイトシャツ及びパジャマ			
	綿製のもの		一一・二%	G／HS／八七
六二〇七・二三	人造繊維製のもの		一一・二%	G／HS／八七
六二〇七・二九	その他の紡織用繊維製のもの		一一・二%	G／HS／八七
六二〇七・九一	その他のもの			
	綿製のもの			
	毛皮付きのもの		二〇%	G／HS／八七
	その他のもの			
	シングレットその他これに類する肌着		一一・二%	G／HS／八七
	その他のもの		一四%	G／HS／八七

六二〇七・九二	人造繊維製のもの			
	毛皮付きのもの			
	その他のもの			
	シングレットその他これに類する肌着	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの			
六二〇七・九九	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの			
	その他のもの			
	シングレットその他これに類する肌着	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの			
六二〇八	女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品			
	スリップ及びペティコート			
六二〇八・一一	人造繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六二〇八・一九	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七	
	ナイトドレス及びパジャマ			
六二〇八・二一	綿製のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六二〇八・二三	人造繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六二〇八・二九	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七	
	その他のもの			
六二〇八・九一	綿製のもの			
	毛皮付きのもの			
	その他のもの			
	シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの			
六二〇八・九二	人造繊維製のもの			
	毛皮付きのもの			
	その他のもの			
	シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ	一一・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二〇八・九九	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの			
	その他のもの			
	シングレットその他これに類する肌着	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの			
六二〇九	乳児用の衣類及び衣類附属品			
六二〇九・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	九・八%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	毛皮付きのもの			
	その他のもの			
六二〇九・二〇	綿製のもの			
	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	九・八%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	毛皮付きのもの			
	その他のもの			
	附属品			
	その他のもの			
六二〇九・三〇	合成繊維製のもの			
	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	九・八%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	毛皮付きのもの			
	その他のもの			
	附属品			

六二〇九・九〇	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
	その他の紡織用繊維製のもの			
	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類			
	その他のもの	九・八%	G／HS／八七	
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一一・二%	G／HS／八七	
	附属品			
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二一〇	衣類（第五六・〇二項、第五六・〇三項、第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項の織物類から製品にしたものに限る。）			
六二一〇・一〇	第五六・〇二項又は第五六・〇三項の織物類から成るもの			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二一〇・二〇	その他の衣類（第六二〇一・一一号から第六二〇一・一九号までのものと同一種類のものに限る。）			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二一〇・三〇	その他の衣類（第六二〇二・一一号から第六二〇二・一九号までのものと同一種類のものに限る。）			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二一〇・四〇	その他の男子用の衣類			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二一〇・五〇	その他の女子用の衣類			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二一一	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類			
	水着			
六二一一・一一	男子用のもの	一四%	G／HS／八七	
六二一一・一二	女子用のもの	一四%	G／HS／八七	
六二一一・二〇	スキースーツ			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二一一・三一	その他の男子用の衣類			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
	綿製のもの			
六二一一・三一	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二一一・三三	人造繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二一一・三九	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二一一・四一	その他の女子用の衣類			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
	綿製のもの			
六二一一・四一	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二一一・四三	人造繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二一一・四九	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二一三	ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。）	二〇%	G／HS／八七	
		一四%	G／HS／八七	

六二二・一〇	ブラジャー	一二・八%	G／HS／八七	
六二二・二〇	ガードル及びパンティガードル	一二・七%	G／HS／八七	
六二二・三〇	コースレット	一二・二%	G／HS／八七	
六二二・九〇	その他のもの	一二・八%	G／HS／八七	
六二三	ハンカチ			
六二三・一〇	絹（絹のくずを含む。）製のもの	八%	G／HS／八七	
六二三・二〇	綿製のもの	八・四%	G／HS／八七	
六二三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの			
六二四	亜麻製又はラミー製のもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	八%	G／HS／八七	
六二四	ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品			
六二四・一〇	絹（絹のくずを含む。）製のもの			
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの	八・二%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの	一〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一二・五%	G／HS／八七	
六二四・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの	八・二%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの	一〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二四・三〇	合成繊維製のもの			
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの	八・二%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの	一〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二四・四〇	再生繊維又は半合成繊維製のもの			
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの	八・二%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの	一〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二四・九〇	その他のもの			
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの	八・二%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの	八・二%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	綿製のもの	一四%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの	一〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	六・六%	G／HS／八七	
六二五	ネクタイ			
六二五・一〇	絹（絹のくずを含む。）製のもの	二一%	G／HS／八七	
六二五・二〇	人造繊維製のもの	一六・八%	G／HS／八七	
六二五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	一六・八%	G／HS／八七	
六二六・〇〇	手袋、ミトン及びミット	九・八%	G／HS／八七	
六二七	その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第六二・一二項のものを除く。）			
六二七・一〇	附属品			
六二七・九〇	部分品	一一・二%	G／HS／八七	
六三〇一	毛布及びひざ掛け			
六三〇一・一〇	電気毛布	一一・二%	G／HS／八七	
六三〇一・二〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	八%	G／HS／八七	
六三〇一・三〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（綿製のものに限る。）	一一・二%	G／HS／八七	
六三〇一・四〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（合成繊維製のものに限る。）	八%	G／HS／八七	
六三〇一・九〇	その他の毛布及びひざ掛け	八%	G／HS／八七	
六三〇二	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン			

六三〇二・一〇	ベッドリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％	G／HS／八七
	その他のもの	一四％	G／HS／八七
六三〇二・一一	その他のベッドリネン（なせんしたものに限る。）		
六三〇二・一一	綿製のもの		
六三〇二・一一	人造繊維製のもの		
六三〇二・一九	その他の紡織用繊維製のもの		
	亜麻製又はラミー製のもの	一一・二％	G／HS／八七
	その他のもの	八％	G／HS／八七
六三〇二・一二	その他のベッドリネン		
六三〇二・一二	綿製のもの		
六三〇二・一三	人造繊維製のもの		
六三〇二・一九	その他の紡織用繊維製のもの		
	亜麻製又はラミー製のもの	一二％	G／HS／八七
	その他のもの	八％	G／HS／八七
六三〇二・二〇	その他のテーブルリネン		
六三〇二・二一	綿製のもの		
六三〇二・二一	亜麻製のもの		
六三〇二・二三	人造繊維製のもの		
	ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの	一四・七％	G／HS／八七
	その他のもの	八％	G／HS／八七
六三〇二・二九	その他の紡織用繊維製のもの		
	ラミー製のもの	一二％	G／HS／八七
	その他のもの		
	ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの	一四・七％	G／HS／八七
六三〇二・三〇	その他のもの		
六三〇二・三一	トイレットリネン及びキッチンリネン（テリータオル地その他のテリー織物で綿製のものに限る。）	一一・二％	G／HS／八七
六三〇二・九一	その他のもの		
六三〇二・九一	綿製のもの		
六三〇二・九二	亜麻製のもの	一一・二％	G／HS／八七
六三〇二・九九	人造繊維製のもの	八％	G／HS／八七
六三〇三	その他の紡織用繊維製のもの		
	カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス	一二％	G／HS／八七
六三〇三・一二	メリヤス編み又はクロセ編みのもの		
	綿製のもの		
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％	G／HS／八七
	その他のもの	一四％	G／HS／八七
六三〇三・一三	合成繊維製のもの		
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％	G／HS／八七
	その他のもの	一四％	G／HS／八七
六三〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの		
	亜麻製又はラミー製のもの	一二％	G／HS／八七
	その他のもの		
	ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの	一四・七％	G／HS／八七
六三〇三・九一	その他のもの		
六三〇三・九二	綿製のもの	一一・二％	G／HS／八七
六三〇三・九九	合成繊維製のもの	八％	G／HS／八七
	その他の紡織用繊維製のもの		
	亜麻製又はラミー製のもの	一二％	G／HS／八七
	その他のもの		
	ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの	一四・七％	G／HS／八七

六三〇四	その他のもの		八%	G／HS／八七	
六三〇四・一	その他の室内用品（第九四・〇四項のものを除く。）				
	ベッドスプレッド				
	メリヤス編み又はクロセ編みのもの				
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの		一四%	G／HS／八七	
六三〇四・一九	その他のもの				
	綿製のもの				
	亜麻製又はラミー製のもの				
	その他のもの				
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		一一・二%	G／HS／八七	
	その他のもの		一二%	G／HS／八七	
六三〇四・九二	その他のもの				
	メリヤス編み又はクロセ編みのもの				
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		一四・七%	G／HS／八七	
	その他のもの		八%	G／HS／八七	
六三〇四・九三	その他のもの				
	綿製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）				
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及びレースを使用したもの		一六・八%	G／HS／八七	
	その他のもの		一四%	G／HS／八七	
六三〇四・九四	その他のもの				
	合成繊維製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）				
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及びレースを使用したもの		一一・二%	G／HS／八七	
	その他のもの		八%	G／HS／八七	
六三〇四・九九	その他のもの				
	亜麻製又はラミー製のもの				
	その他のもの				
	ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの		一四・七%	G／HS／八七	

六三〇五	その他のもの		八%	G／HS／八七	
六三〇五・一〇	包装に使用する種類の袋				
	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維製のもの				
	使用したもの		無税	G／HS／八七	
	その他のもの		二〇%（その率が一キログラムにつき二一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
六三〇五・三九	綿製のもの		六%	G／HS／八七	
六三〇五・九〇	人造繊維材料製のもの				
六三〇六	ポリエチレン又はポリプロピレンのストリップ又はこれに類するものから製造したもの		四・九%	G／HS／八七	
	その他のもの		八%	G／HS／八七	
	その他の紡織用繊維製のもの		四・九%	G／HS／八七	
六三〇六・一一	タールポリン、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）、日よけ、テント及びキャンプ用品				
六三〇六・一二	ターポリン及び日よけ				
六三〇六・一九	綿製のもの		八・四%	G／HS／八七	
六三〇六・二一	合成繊維製のもの		六%	G／HS／八七	
六三〇六・二九	その他の紡織用繊維製のもの		六%	G／HS／八七	
六三〇六・三一	テント				
六三〇六・三九	綿製のもの		八・四%	G／HS／八七	
六三〇六・四一	合成繊維製のもの		六%	G／HS／八七	
六三〇六・四九	その他の紡織用繊維製のもの		六%	G／HS／八七	
	帆				
	合成繊維製のもの		六%	G／HS／八七	
	その他の紡織用繊維製のもの		六%	G／HS／八七	
	空気マットレス				
	綿製のもの		八・四%	G／HS／八七	
	その他の紡織用繊維製のもの		六%	G／HS／八七	

六三〇六・九一	その他のもの					
六三〇六・九九	綿製のもの					
六三〇七	その他の紡織用繊維製のもの					
	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）	八・四%	G／HS／八七			
六三〇七・一〇	床掃除用の布、皿洗い用の布、そうきんその他これらに類する清掃用の布	六%	G／HS／八七			
	綿製のもの	九・八%	G／HS／八七			
	その他のもの	七%	G／HS／八七			
六三〇七・二〇	救命胴衣及び救命帯					
	綿製のもの	九・八%	G／HS／八七			
	その他のもの	七%	G／HS／八七			
六三〇七・九〇	その他のもの					
	綿製のもの	九・八%	G／HS／八七			
	その他のもの	七%	G／HS／八七			
六三〇八・〇〇	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゆうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）	五・五%	G／HS／八七			
六三一〇	中古の衣類その他の物品					
	ぼろ及びくず（ひも、網若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）	八・七%	G／HS／八七			
六三一〇・一〇	選別したもの	無税	G／HS／八七			
六三一〇・二〇	その他のもの	無税	G／HS／八七			
六四〇一	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）	二七%	G／HS／八七			
六四〇一・一〇	履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）					
	スキー靴					
	その他のもの	一〇%	G／HS／八七			
六四〇一・九一	その他の履物					
	ひざを覆うもの	一〇%	G／HS／八七			
六四〇一・九二	くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）					
	スキー靴	二七%	G／HS／八七			
	その他のもの	一〇%	G／HS／八七			
六四〇一・九九	その他のもの	一〇%	G／HS／八七			
六四〇二	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）					
	スポーツ用の履物					
六四〇二・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）	二七%	G／HS／八七			
六四〇二・一九	その他のもの	一〇%	G／HS／八七			
六四〇二・二〇	履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。）	一〇%	G／HS／八七			
六四〇二・三〇	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）	一〇%	G／HS／八七			
	その他の履物					
六四〇二・九一	くるぶしを覆うもの	一〇%	G／HS／八七			
六四〇二・九九	その他のもの	一〇%	G／HS／八七			
六四〇三	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）					
	スポーツ用の履物					
六四〇三・一一	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）	二七%	G／HS／八七	US		
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの					
六四〇三・一九	その他のもの					
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの	二七%	G／HS／八七	US		
六四〇三・二〇	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）					

室内用履物以外のもの 各年度において政令で定める数量（以下この類において「共通の限度数量」という。）以内のもの 注　各年度において政令で定める数量（共通の限度数量）には、次の物品を含めるものとし、当該数量は、二、四五三、〇〇〇足を下らない数量とする。 (1)　この号から第六四〇三・九九号までの履物（体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	二七%	G／HS／六七				
(2)　第六四〇四・一九号の履物（甲の一部に革及び毛皮を使用したものに限るものとし、スリッパを除く。）						
(3)　第六四〇四・二〇号の履物（甲の一部に革及び毛皮を使用したもの並びに本底が革製で甲の一部に革を使用したものに限るものとし、スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）						
(4)　第六四〇五・一〇号又は第六四〇五・九〇号の履物（本底が革製で甲の一部に革を使用したものに限るものとし、スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）						
(5)　第六四〇五・九〇号の履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で甲の一部に革及び毛皮を使用したものに限るものとし、スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）						
その他のもの	六〇%（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／六七				
履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。） 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製の履物（スリッパその他の室内用履物を除く。）			六四〇三・三〇のうち			

	共通の限度数量以内のもの			
	その他のもの	二七％又は六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
六四〇三・四〇のうち	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）			
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製の履物			
	共通の限度数量以内のもの			
	その他のもの	二七％又は六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
六四〇三・五一のうち	その他の履物（本底が革製のものに限る。）			
	くるぶしを覆うもの			
	室内用履物以外のもの			
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物			
	その他のもの	二七％又は六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	US
	共通の限度数量以内のもの			
	その他のもの	二七％又は六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
六四〇三・五九のうち	その他のもの			
	スリッパその他の室内用履物以外のもの			
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物			
	その他のもの	二七％又は六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	US
	共通の限度数量以内のもの			
	その他のもの	二七％又は六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
六四〇三・九一のうち	その他の履物			
	くるぶしを覆うもの			
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製の履物（室内用履物を除く。）			
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物			
	その他のもの	二七％又は六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	US
	共通の限度数量以内のもの			
	その他のもの	二七％又は六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	

六四〇三・九九のうち	その他のもの 本底がゴム製又はコンポジションレザー製の履物（スリッパその他の室内用履物を除く。） 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの 共通の限度数量以内のもの		二七％	G／HS／八七	US	
	その他のもの		二七％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七		
六四〇四	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）		六〇％	G／HS／八七		
六四〇四・一	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物		一〇％	G／HS／八七		
六四〇四・一九のうち	その他のもの 甲に毛皮を使用した履物以外のもの		一〇％	G／HS／八七		
六四〇四・二〇のうち	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。） 本底が革製の履物（甲に毛皮を使用したものを除く。）のうち		一〇％	G／HS／八七		

	キャンバスシューズ 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。） 共通の限度数量以内のもの その他のもの		二一・六％	G／HS／八七		
			六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七		
六四〇五	その他のもの 甲に毛皮を使用したもの及び本底が革製のもの以外のもの		二一・六％	G／HS／八七		
六四〇五・一〇のうち	その他の履物 甲が革製又はコンポジションレザー製のもの 本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）		一〇％	G／HS／八七		
六四〇五・二〇のうち	本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもののうち 甲に毛皮を使用したもの及び本底が革製のもの以外のもの		四・三％	G／HS／八七		
六四〇五・九〇のうち	甲が紡織用繊維製のもの その他のもの 本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもののうち 甲に毛皮を使用したもの及び本底が革製のもの以外のもの		四・三％	G／HS／八七		

	もの			
	その他のもの			
六四〇六	履物の部分品及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品	一〇%	G／HS／八七	
六四〇六・一〇のうち	甲及びその部分品（しんを除く。）	四・三%	G／HS／八七	
	革製のもの及び毛皮を使用したもの以外のもの			
六四〇六・二〇	本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）	四・二%	G／HS／八七	
六四〇六・九〇のうち	その他のもの			
	木製のもの			
	毛皮を使用したもの以外のもの	四・二%	G／HS／八七	
六四〇六・九九のうち	その他の材料製のもの			
	革製のもの及び毛皮を使用したもの以外のもの	四・二%	G／HS／八七	
六五〇一・〇〇	フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）	四・二%	G／HS／八七	
六五〇二・〇〇	帽体（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、成型し、つばを付け、裏張りし又はトリミングしたものを除く。）	八・七%	G／HS／八七	
六五〇三・〇〇	フェルト製の帽子（第六五・〇一項の帽体又はプラトウから作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	八・二%	G／HS／八七	
六五〇四・〇〇	帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	八・七%	G／HS／八七	
		六・六%	G／HS／八七	

六五〇五	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）			
六五〇五・一〇	ヘアネット	四・八%	G／HS／八七	
六五〇五・九〇	その他のもの			
六五〇六	その他の帽子（裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	八・七%	G／HS／八七	
六五〇六・一〇	安全帽子			
	革製のもの及び毛皮付きのもの	七・二%	G／HS／八七	
	その他のもの			
六五〇六・九〇	ゴム製又はプラスチック製のもの			
	毛皮付きのもの	七・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	六・六%	G／HS／八七	
六五〇六・九一	毛皮製のもの	八・二%	G／HS／八七	
	その他の材料製のもの			
六五〇六・九九	革製のもの及び毛皮付きのもの	七・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	六・六%	G／HS／八七	
六五〇七・〇〇	帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレーム、ひさし及びあごひも	七・二%	G／HS／八七	
六六〇一	傘（つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。）	六・六%	G／HS／八七	
六六〇一・一〇	ビーチパラソルその他これに類する傘	五・八%	G／HS／八七	
六六〇一・九一	その他のもの			
	折畳み式のもの	八%	G／HS／八七	
		八%	G／HS／八七	

六八〇一・九九	その他のもの	八%	G／HS／八七		
六八〇一・〇〇	つえ、シートステッキ、むちその他これらに類する製品	五・八%	G／HS／八七		
六八〇二	第六六・〇一項又は第六六・〇二項の製品の部分品、トリミング及び附属品				
六八〇二・一〇	握り	八%	G／HS／八七		
六八〇二・二〇	傘の骨（中棒に取り付けたものを含む。）	八%	G／HS／八七		
六八〇二・九〇	その他のもの	八%	G／HS／八七		
六八〇三	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛、羽毛の部分及び鳥の綿毛並びにこれらの製品（この項には、第〇五・〇五項の物品並びに加工した羽軸及び羽茎を含まない。）	五・八%	G／HS／八七		
六八〇三・一〇	プラスチック製のもの	一〇%	G／HS／八七		
六八〇三・九〇	その他の材料製のもの	五・八%	G／HS／八七		
六八〇四	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品				
六八〇四・一〇	人髪	無税	G／HS／八七		
六八〇四・二〇	その他のもの	三・二%	G／HS／八七		
六八〇四・三〇	かつら、付けひげ、付け眉毛、付けまつげ、かもじその他これらに類する物品（人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限る。）及び人髪製品（他の項に該当するものを除く。）				
六八〇四・三〇・一	合成繊維材料製のもの	四・八%	G／HS／八七		
六八〇四・三〇・九	かつら（完成品に限る。）	四・八%	G／HS／八七		
六八〇四・九〇	その他のもの	四・八%	G／HS／八七		
六八〇五	人髪製のもの	四・八%	G／HS／八七		
六八〇五・一〇	その他の材料製のもの	四・八%	G／HS／八七		
六八〇五・九〇	舗装用の石、縁石及び敷石（天然石のものに限るものとし、スレートのものを除く。）	一・九%	G／HS／八七		

六八〇三	加工した石碑用又は建築用の石及びその製品（スレートを加工したもの及び第六八・〇一項の物品を除く。）、天然石（スレートを含む。）製のモザイクキューブその他これに類する物品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに人工的に着色した天然石（スレートを含む。）の粒、細片及び粉	無税	G／HS／八七	CE9	
六八〇三・一〇	タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が七センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）並びに人工的に着色した粒、細片及び粉	無税	G／HS／八七	CE9	
六八〇三・二〇	その他の石碑用又は建築用の石及びその製品（単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなものに限る。）	無税	G／HS／八七	CE9	
六八〇三・二一	大理石、トラバーチン及びアラバスター	無税	G／HS／八七	CE9	
六八〇三・二三	その他の石灰質の石	無税	G／HS／八七	CE9	
六八〇三・二九	花こう岩	無税	G／HS／八七	CE9	
六八〇三・九〇	その他の石	無税	G／HS／八七	CE9	
六八〇四	大理石、トラバーチン及びアラバスター	無税	G／HS／八七	CE9	
六八〇四・一	その他の石灰質の石	無税	G／HS／八七	CE9	
六八〇四・二	花こう岩	無税	G／HS／八七	CE9	
六八〇四・九	その他の石	無税	G／HS／八七	CE9	
六八〇五	スレート（加工したものに限る。）、スレート製品及び凝結スレート製品	無税	G／HS／八七	CE9	
六八〇五・一〇	ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品（粉砕用、研磨用、整形用又は切断用のものに限	三・二%	G／HS／八七		

	るものとし、フレーム付きのものを除く。）及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの（この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。）				
六八〇四・一〇	ミルストーン及びグラインドストーン（製粉用、粉砕用又はパルプ用のものに限る。）				
	人造研磨材料製のもの				
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
	その他のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品	二・七%	G／HS／八七		
六八〇四・二	凝結させた合成又は天然のダイヤモンド製のもの	四・二%	G／HS／八七		
六八〇四・三	その他の凝結させた研磨材料製のもの及び陶磁製のもの				
	凝結させた人造研磨材料製のもの	四・二%	G／HS／八七		
	その他のもの	二・七%	G／HS／八七		
六八〇四・三	天然石製のもの	二・七%	G／HS／八七		
六八〇五	手研ぎ用砥石	四・九%	G／HS／八七		
	粉状又は粒状の天然又は人造の研磨材料を紡織用繊維、紙、板紙その他の材料に付着させた物品（特定の形状に切り、縫い合わせ又はその他の加工をしたものであるかないかを問わない。）				
六八〇五・一〇	紡織用繊維の織物のみに付着させたもの	六・五%	G／HS／八七		
	紙又は板紙のみに付着させたもの	六・五%	G／HS／八七		
六八〇五・二〇	その他の材料に付着させたもの	六・五%	G／HS／八七		
六八〇六	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及びはく離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨脹させた鉱物性材料（これらの相互の混合物を含む。）	四・二%	G／HS／八七		
六八〇六・一〇	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール（これらの相互の混合物を含むものとし、バルク状、シート状又はロール状のものに限る。）	四・二%	G／HS／八七	四・九%	G／HS／八七
六八〇六・二〇	はく離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨脹させた鉱物性材料（これらの相互の混合物を含む。）	四・二%	G／HS／八七	四・九%	G／HS／八七
六八〇六・九〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	四・九%	G／HS／八七
六八〇七	アスファルトその他これに類する材料（例えば、石油アスファルト及びコールタールピッチ）の製品				
六八〇七・一〇	ロール状のもの	四・二%	G／HS／八七	四・九%	G／HS／八七
六八〇七・九〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	四・九%	G／HS／八七
六八〇八・〇〇	パネル、ボード、タイル、ブロックその他これらに類する物品（植物性繊維、わら又はかんなくず、ウッドチップ、小片、のこくずその他の木くずをセメント、プラスターその他の鉱物性結合材により凝結させたものに限る。）	四・二%	G／HS／八七	四・九%	G／HS／八七
六八〇九	プラスター又はプラスターをもととした材料から成る製品				
六八〇九・一九	ボード、シート、パネル、タイルその他これらに類する製品（装飾してないものに限る。）				
六八〇九・二〇	紙又は板紙のみを張つたもの及びこれらのみにより補強したもの				
	その他のもの				
	その他の製品				

六八一〇	セメント製品、コンクリート製品及び人造石製品（補強してあるかないかを問わない。）				
六八一〇・一一	タイル、敷石、れんがその他これらに類する製品				
六八一〇・一九	建築用のブロック及びれんが	四・九%	G／HS／八七		
六八一〇・二〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
六八一〇・九一	管	四・九%	G／HS／八七		
六八一〇・九九	その他の製品				
六八一一	建築用又は土木建設用のプレハブ式の構築材	四・九%	G／HS／八七		
六八一一・一〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
六八一一・二〇	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品				
六八一一・三〇	波板	四・九%	G／HS／八七		
六八一一・九〇	その他のシート、パネル、タイル	四・九%	G／HS／八七		
六八一二	その他これらに類する製品	四・九%	G／HS／八七		
	管及び管用継手	四・九%	G／HS／八七		
	その他の製品	四・九%	G／HS／八七		
	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第六八・一一項又は第六八・一三項の物品を除く。）				
六八一二・一〇	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物	四・九%	G／HS／八七		
六八一二・二〇	糸	四・九%	G／HS／八七		
六八一二・三〇	ひも（組んであるかないかを問わない。）	四・九%	G／HS／八七		
六八一二・四〇	織物及び編物	四・九%	G／HS／八七		
六八一二・五〇	衣類、衣類附属品、履物及び帽子	四・九%	G／HS／八七		

六八一三・六〇	紙、厚紙及びフェルト	四・九%	G／HS／八七		
六八一三・七〇	ジョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又はロール状のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
六八一三	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
六八一三・九〇 *	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品（例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。）	五・七%	G／HS／八七		
六八一三・一〇	ブレーキライニング及びブレーキパッド	四・二%	G／HS／八七		
	自動車の部分品	五・七%	G／HS／八七		
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
六八一三・九〇 *	自動車の部分品	五・七%	G／HS／八七		
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
六八一四 *	雲母（加工したものに限る。）及び雲母製品（凝結雲母及び再生雲母を含むものとし、紙、板紙その他の材料により支持してあるかないかを問わない。）	一・九%	G／HS／八七		
六八一四・一〇	凝結雲母又は再生雲母の板、シート及びストリップ（支持してあるかないかを問わない。）	一・九%	G／HS／八七		
六八一四・九〇	その他のもの	一・九%	G／HS／八七		
六八一五	その他の鉱物性材料の製品（泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	二・四%	G／HS／八七		
六八一五・一〇	黒鉛その他の炭素の製品（電気用品を除く。）	六%	G／HS／八七		
六八一五・二〇	泥炭製品				

六八二五・九一	その他の製品				
六八二五・九九	マグネサイト、ドロマイト又はクロマイトを含有するもの				
六九〇一・〇〇	その他のもの				
	れんが、ブロック、タイルその他の陶磁製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものに限る。）	六%	G／HS／八七	六・五%	G／HS／八七
六九〇二	耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁製耐火製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）	三・二%	G／HS／八七	三・二%	G／HS／八七
六九〇三・一〇	マグネシウム、カルシウム又はクロムを酸化マグネシウム、酸化カルシウム又は三酸化二クロムとして計算した重量が、単独で又は合計して全重量の五〇%を超えるもの	二・七%	G／HS／八七	三・七%	G／HS／八七
六九〇三・二〇	アルミナ（Al_2O_3）若しくはシリカ（SiO_2）又はこれらの相互の混合物若しくは化合物の含有量が全重量の五〇%を超えるもの	二・七%	G／HS／八七	三・二%	G／HS／八七
六九〇三・九〇	その他のもの	二・七%	G／HS／八七	三・二%	G／HS／八七
六九〇四	その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューペル、管、さや及び棒。けいそう土その他これらに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）	六・五%	G／HS／八七	六・五%	G／HS／八七
六九〇五・一〇	黒鉛その他の形態の炭素又は異なる形態の炭素の相互の混合物の含有量が全重量の五〇%を超えるもの				
六九〇五・九〇	その他のもの				
六九〇六・〇〇	陶磁製の管、導管、とい及び管用継手				
六九〇七	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものを除く。）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したものを除くものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）				
六九〇七・一〇	タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が七センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）				
六九〇七・九〇	その他のもの				
六九〇八	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものに限る。）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）				
六九〇八・一〇	タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が七センチメートル未満の正方形により包含すること				

六九〇八・九〇	ができるものに限る。）	四%	G／HS／八七		
六九〇九	その他のもの	四%	G／HS／八七		
	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品、農業に使用する種類のおけ、かめその他これらに類する容器及び輸送又は包装に使用する種類のつぼ、ジャーその他これらに類する製品				
六九〇九・一一	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品				
	磁器製のもの				
	触媒の製造に使用する触媒担体	四・二%	G／HS／八七		
	その他のもの	一・七%	G／HS／八七		
六九〇九・一九	その他のもの				
	触媒の製造に使用する触媒担体	四・二%	G／HS／八七		
	その他のもの	一・七%	G／HS／八七		
六九〇九・九〇	陶磁製の台所用流し、洗面台、浴槽、ビデ、便器、水洗用水槽その他これらに類する衛生用備付品	四・二%	G／HS／八七		
六九一〇	磁器製のもの	四・二%	G／HS／八七		
六九一〇・一〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
六九一〇・九〇	磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	四・二%	G／HS／八七		
六九一一	食卓用品及び台所用品	四・二%	G／HS／八七		
六九一一・一〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
六九一一・九〇	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。）	四・二%	G／HS／八七		
六九一二・〇〇	陶磁製の小像その他の装飾品	四・二%	G／HS／八七		
六九一三	磁器製のもの	四・二%	G／HS／八七		
六九一三・一〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
六九一三・九〇	その他の陶磁製品	四・二%	G／HS／八七		
六九一四	磁器製のもの	四・二%	G／HS／八七		
六九一四・一〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
六九一四・九〇	ガラスのくず及び塊	一・六%	G／HS／八七		
七〇〇一・〇〇	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）	無税	G／HS／八七		
七〇〇二・一〇	球	三・二%	G／HS／八七		
七〇〇二・二〇	棒	無税	G／HS／八七		
	石英ガラスのもの	無税	G／HS／八七		
	その他のもの	三・二%	G／HS／八七		
	管				
七〇〇三・三一	石英ガラスのもの	無税	G／HS／八七		
七〇〇三・三二	その他のガラス（線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限る。）のもの	無税	G／HS／八七		
七〇〇三・三九	その他のもの	三・二%	G／HS／八七		
七〇〇三	鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層又は反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	四・二%	G／HS／八七		
	板ガラス（金属の線又は網を入れたものを除く。）				
	色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層又は反射層を有するもの	四・八%	G／HS／八七		
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
七〇〇三・一九	板ガラス（金属の線又は網を入れたものに限る。）	四・二%	G／HS／八七		
七〇〇三・二〇	溝型ガラス	四・二%	G／HS／八七		
七〇〇四	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層又は反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	四・二%	G／HS／八七		
七〇〇四・一〇	板ガラス（色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層又は反射層を有するものに限る。）	四・二%	G／HS／八七		

七〇〇四・九〇	その他のもの				
	厚さが四ミリメートル以下のもの	三・二%	G	HS	八七
	その他のもの	四・八%	G	HS	八七
七〇〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層又は反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）				
七〇〇五・一〇	金属の線又は網を入れてないガラスで吸収層又は反射層を有するもの	七・九%	G	HS	八七
七〇〇五・二〇	金属の線又は網を入れてないその他のガラス				
	色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び単に表面を粗く磨いたもの	七・九%	G	HS	八七
七〇〇五・二九	その他のもの				
	厚さが四ミリメートル以下のもの	五・八%	G	HS	八七
	その他のもの	七・九%	G	HS	八七
七〇〇五・三〇	金属の線又は網を入れたもの	七・九%	G	HS	八七
七〇〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）	一・九%	G	HS	八七
七〇〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）				
	強化ガラス				
	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの	六・六%	G	HS	八七
	その他のもの	六・六%	G	HS	八七
七〇〇七・一九	合わせガラス				
	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの	無税	G	HS	八七
七〇〇七・二一	その他のもの				
七〇〇七・二九	厚さが四ミリメートル以下のもの	三・二%	G	HS	八七
	その他のもの	四・八%	G	HS	八七
七〇〇八・〇〇	断熱用複層ガラス				
七〇〇九	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）				
七〇〇九・一〇	バックミラー（車両用のものに限る。）	四・八%	G	HS	八七
	その他のもの				
七〇〇九・九一	枠付きでないもの	四・八%	G	HS	八七
七〇〇九・九二	枠付きのもの	四・八%	G	HS	八七
七〇一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品				
七〇一〇・一〇	アンプル	四・二%	G	HS	八七
七〇一〇・九〇	その他のもの	四・九%	G	HS	八七
七〇一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）				
七〇一一・一〇	電灯用のもの	四・九%	G	HS	八七
七〇一一・二〇	陰極線管用のもの	四・九%	G	HS	八七
七〇一一・九〇	その他のもの	四・九%	G	HS	八七
七〇一二・〇〇	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶	四・二%	G	HS	八七
七〇一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）				
七〇一三・一〇	ガラスセラミックス製のもの	五・八%	G	HS	八七
七〇一三・二一	コップ類（ガラスセラミックス製のものを除く。）				
	鉛ガラス製のもの	五・八%	G	HS	八七
七〇一三・二九	その他のもの	五・八%	G	HS	八七

七〇一三・三一	食卓用又は台所用に供する種類のガラス製品（コップ類及びガラスセラミックス製のものを除く。）				
七〇一三・三二	鉛ガラス製のもの	七・二%	G／HS／八七		
七〇一三・三三	線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のもの	七・二%	G／HS／八七		
七〇一三・三九	その他のもの	七・二%	G／HS／八七		
七〇一三・九一	その他のガラス製品				
七〇一三・九九	鉛ガラス製のもの	七・二%	G／HS／八七		
七〇一四・〇〇	その他のもの	七・二%	G／HS／八七		
七〇一五	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）	四・五%	G／HS／八七		
七〇一五・一〇	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント	三・六%	G／HS／八七		
七〇一五・二〇	視力矯正眼鏡用のガラス	三・六%	G／HS／八七		
七〇一六	その他のもの ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス				

七〇一六・一〇	ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）	四・二%	G／HS／八七		
七〇一六・九〇	その他のもの ステンドグラスその他これに類するガラス	一・九%	G／HS／八七		
七〇一七	その他のもの 理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）	五・八%	G／HS／八七		
七〇一七・一〇	石英ガラス製のもの	四・九%	G／HS／八七		
七〇一七・二〇	その他のガラス（線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限る。）製のもの	三・六%	G／HS／八七		
七〇一七・九〇	その他のもの ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	三・六%	G／HS／八七		
七〇一八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨 ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	一〇%	G／HS／八七		
七〇一八・一〇	その他のもの 貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの	一〇%	G／HS／八七		

七〇一九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）			
七〇一九・一〇	スライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド	四・六%	G／HS／八七	
七〇一九・二〇	織物（細幅織物を含む。）	五・一%	G／HS／八七	
	薄いシート（ボイル）、ウェブ、マット、マットレス、ボードその他これらに類する織つてない物品			
七〇一九・三一	マット	四・六%	G／HS／八七	
七〇一九・三九	薄いシート（ボイル）	四・六%	G／HS／八七	
七〇一九・九〇	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
七〇一九・九〇	その他のガラス製品	一・七%	G／HS／八七	
七一〇一	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸を通したものを含む。）	四・六%	G／HS／八七	
七一〇一・一〇	天然真珠	三・七%	G／HS／八七	
	養殖真珠			
七一〇一・二一	加工してないもの	三・七%	G／HS／八七	
七一〇一・二二	加工したもの	三・七%	G／HS／八七	
七一〇二	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）	無税	G／HS／八七	
七一〇二・一〇	選別してないもの	無税	G／HS／八七	
	工業用のもの			
七一〇二・二一	加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	無税	G／HS／八七	
七一〇二・二九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
	工業用以外のもの			
七一〇二・三一	加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	無税	G／HS／八七	
七一〇二・三二	その他のもの	無税	G／HS／八七	
七一〇三・二九	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	無税	G／HS／八七	
七一〇三	その他のもの	二・五%	G／HS／八七	
七一〇三・一〇	加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたもの	無税	G／HS／八七	
	その他の加工をしたもの			
七一〇三・九一	ルビー、サファイヤ及びエメラルド	三・二%	G／HS／八七	
七一〇三・九九	その他のもの	三・二%	G／HS／八七	
七一〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	無税	G／HS／八七	
七一〇四・一〇	ピエゾエレクトリッククオーツ	無税	G／HS／八七	
七一〇四・二〇	その他のもの（加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたものに限る。）	無税	G／HS／八七	
七一〇四・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	
七一〇五	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	無税	G／HS／八七	
七一〇五・一〇	ダイヤモンドのもの	無税	G／HS／八七	
七一〇五・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	
七一〇六	銀（金又は白金をめつきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	二%	G／HS／八七	
七一〇六・一〇	粉	二%	G／HS／八七	
七一〇六・二〇	その他のもの	二%	G／HS／八七	

七一〇六・九二	加工してないもの	二・五%	G／HS／八七			
七一〇六・九三	一次製品					
	棒、形材、板、シート及びストリップ					
	合金のもの	五・八%	G／HS／八七			
	その他のもの	二・五%	G／HS／八七			
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七			
七一〇七・〇〇	銀を張つた卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	五・八%	G／HS／八七			
七一〇八	金（白金をめつきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	無税	G／HS／八七			
七一〇八・一	マネタリーゴールド					
七一〇八・一三	粉	無税	G／HS／八七			
	その他の形状のもの（加工してないものに限る。）	無税	G／HS／八七			
七一〇八・一三	その他の形状のもの（一次製品に限る。）	無税	G／HS／八七			
七一〇八・二〇	マネタリーゴールド以外のもの					
七一〇九・〇〇	金を張つた卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	四・八%	G／HS／八七			
七一一〇	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）					
七一一〇・一	加工してないもの及び粉状のもの	無税	G／HS／八七			
七一一〇・一九	その他のもの					
	棒、形材、板、シート及びストリップ	無税	G／HS／八七			
	その他のもの	四%	G／HS／八七			
七一一〇・二	パラジウム					
	加工してないもの及び粉状のもの	無税	G／HS／八七			
	その他のもの					
七一一〇・二九	棒、形材、板、シート及びストリップ	無税	G／HS／八七			

七一一〇・三一	その他のもの					四%	G／HS／八七
	ロジウム					
七一一〇・三九	加工してないもの及び粉状のもの	無税	G／HS／八七			無税	G／HS／八七
	その他のもの					
	棒、形材、板、シート及びストリップ	無税	G／HS／八七			無税	G／HS／八七
	その他のもの	四%	G／HS／八七			四%	G／HS／八七
七一一〇・四一	イリジウム、オスミウム及びルテニウム						
	加工してないもの及び粉状のもの	無税	G／HS／八七			無税	G／HS／八七
七一一〇・四九	その他のもの						
	棒、形材、板、シート及びストリップ	無税	G／HS／八七			無税	G／HS／八七
	その他のもの	三・七%	G／HS／八七			三・七%	G／HS／八七
七一一一・〇〇	白金を張つた卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	五・八%	G／HS／八七			五・八%	G／HS／八七
七一一二	貴金属又は貴金属を張つた金属のくず						
七一一二・一〇	金のくず（金を張つた金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有する加工くずを除く。）	無税	G／HS／八七			無税	G／HS／八七
七一一二・二〇	白金のくず（白金を張つた金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有する加工くずを除く。）	無税	G／HS／八七			無税	G／HS／八七
七一一二・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七			無税	G／HS／八七
七一一三	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）						
七一一三・一	貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七			無税	G／HS／八七
七一一三・一九	銀製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七			無税	G／HS／八七
	その他の貴金属製のもの（貴金	七・八%	G／HS／八七				

属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）				
白金（イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含む。）製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）				
その他のもの	七二一三・二〇	七・八％	G／HS／八七	
貴金属を張つた卑金属製のもの	七二一四			
細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）		八・二％	G／HS／八七	
貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	七二一四・一一	八・二％	G／HS／八七	
銀製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	七二一四・一九	八・二％	G／HS／八七	
その他の貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）		八・二％	G／HS／八七	
貴金属を張つた卑金属製のもの	七二一四・二〇	八・二％	G／HS／八七	
その他の製品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）	七二一五	八・二％	G／HS／八七	
触媒（白金をワイヤクロス状又はワイヤグリル状にしたものに限る。）	七二一五・一〇	三・七％	G／HS／八七	
その他のもの		三・七％	G／HS／八七	
天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	七二一六			
天然又は養殖の真珠製のもの	七二一六・一〇	八・二％	G／HS／八七	
格付けした真珠を輸送のために一時的に糸に通したもの				
その他のもの				
天然、合成又は再生の貴石製又は半貴石製のもの	七二一六・二〇	七・八％	G／HS／八七	
理化学用又は工業用のもの		三・七％	G／HS／八七	
その他のもの		七・八％	G／HS／八七	
身辺用模造細貨類	七二一七			
卑金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないかを問わない。）				
カフスボタン及び飾りボタン	七二一七・一一			
貴金属をめつきした金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの		八・二％	G／HS／八七	
その他のもの		八％	G／HS／八七	
その他のもの		五・六％	G／HS／八七	
その他のもの	七二一七・一九	一二・五％	G／HS／八七	
木製のもの		四％	G／HS／八七	
アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	七二一七・二〇	五・一％	G／HS／八七	
その他のもの		六・三％	G／HS／八七	
貨幣	七二一八			
貨幣（法貨でないものに限るものとし、金貨を除く。）	七二一八・一〇	無税	G／HS／八七	
その他のもの		無税	G／HS／八七	
銑鉄及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）	七三〇一			

七二〇一・一〇	非合金銑鉄（りんの含有量が全重量の〇・五％以下のものに限る。）	三・七％	G／HS／八七		
七二〇一・二〇	非合金銑鉄（りんの含有量が全重量の〇・五％を超えるものに限る。）	三・七％	G／HS／八七		
七二〇一・三〇	合金銑鉄	三・七％	G／HS／八七		
七二〇一・四〇	スピーゲル	三・七％	G／HS／八七		
七二〇二	フェロアロイ				
七二〇二・一一	フェロマンガン 炭素の含有量が全重量の二％を超えるもの	九・六％	G／HS／八七		
七二〇二・一九	その他のもの	九・六％	G／HS／八七		
七二〇二・二一	フェロシリコン けい素の含有量が全重量の五五％を超えるもの	三・七％	G／HS／八七		
七二〇二・二九	その他のもの	三・七％	G／HS／八七		
七二〇二・三〇	フェロシリコマンガン	三・七％	G／HS／八七		
七二〇二・四一	フェロクロム 炭素の含有量が全重量の四％を超えるもの	八％	G／HS／八七		
七二〇二・四九	その他のもの	八％	G／HS／八七		
七二〇二・五〇	フェロシリコクロム	三・七％	G／HS／八七		
七二〇二・六〇	フェロニッケル	六・五％	G／HS／八七		
七二〇二・七〇	フェロモリブデン	四・九％	G／HS／八七		
七二〇二・八〇	フェロタングステン及びフェロシリコタングステン フェロタングステン	四・九％	G／HS／八七		
七二〇二・九一	その他のもの その他のもの フェロチタン及びフェロシリコチタン	三・七％	G／HS／八七		
七二〇二・九二	フェロバナジウム	三・七％	G／HS／八七		
七二〇二・九三	フェロニオブ	三・七％	G／HS／八七		
七二〇二・九九	その他のもの	三・七％	G／HS／八七		
七二〇三	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が九九・九四％以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）	三・七％	G／HS／八七		
七二〇三・一〇	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼	無税	G／HS／八七		
七二〇三・九〇	その他のもの	三・七％	G／HS／八七		
七二〇四	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット				
七二〇四・一〇	鋳鉄のくず	無税	G／HS／八七		
七二〇四・二一	合金鋼のくず ステンレス鋼のもの	無税	G／HS／八七		
七二〇四・二九	その他のもの	無税	G／HS／八七		
七二〇四・三〇	すずをめっきした鉄鋼のくず	無税	G／HS／八七		
七二〇四・四一	その他のくず 切削くず及び打抜きくず（束ねてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七		
七二〇四・四九	その他のもの	無税	G／HS／八七		
七二〇四・五〇	再溶解用のインゴット 合金鋼のもの	七・一％	G／HS／八七		
七二〇五	その他のもの 銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉	五・一％	G／HS／八七		
七二〇五・一〇	粒	三・七％	G／HS／八七		
七二〇五・二一	粉 合金鋼のもの	三・七％	G／HS／八七		
七二〇五・二九	その他のもの	三・七％	G／HS／八七		
七二〇六	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。） インゴット				
七二〇六・一〇	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	四・三％	G／HS／八七		
七二〇六・二〇	その他のもの その他のもの 炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	五・八％	G／HS／八七		
七二〇七	その他のもの 鉄又は非合金鋼の半製品 炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のもの	四・三％	G／HS／八七		
七二〇七・一一	横断面が長方形（正方形を含	五・八％	G／HS／八七		

七三〇七・一三	む。）のもので、幅が厚さの二倍未満のもの	四・二%	G／HS／八七
七三〇七・一九	その他のもの（横断面が長方形のものに限るものとし、正方形のものを除く。）	四・二%	G／HS／八七
七三〇七・二〇	その他のもの 炭素の含有量が全重量の〇・二五%以上のもの	四・二%	G／HS／八七
七三〇八	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの その他のもの 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。） 厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）	四・三% 五・八%	G／HS／八七 G／HS／八七
七三〇八・一二	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの その他のもの	四・九% 五・八%	G／HS／八七 G／HS／八七
七三〇八・一三	厚さが四・七五ミリメートル以下のもの 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの その他のもの	四・九% 五・八%	G／HS／八七 G／HS／八七
七三〇八・一三	厚さが三ミリメートル未満のもの 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・九%	G／HS／八七

七三〇八・一四	その他のもの 厚さが三ミリメートル未満のもの 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）	五・八% 四・九% 五・八%	G／HS／八七 G／HS／八七 G／HS／八七
七三〇八・二一	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの 厚さが四・七五ミリメートル以下のもの	四・九%	G／HS／八七
七三〇八・二三	上一〇ミリメートル以下のもの 厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	四・九%	G／HS／八七
七三〇八・二四	厚さが三ミリメートル未満のもの 厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）	四・九%	G／HS／八七
七三〇八・三二	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一、二五〇ミリメートル以下、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様のないものに限る。） 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの その他のもの（厚さが一〇ミリメートルを超えるものに限る。） 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの その他のもの	四・九% 五・八%	G／HS／八七 G／HS／八七
七三〇八・三三		四・九% 五・八%	G／HS／八七 G／HS／八七

七三〇八・三三	その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のものに限る。）				
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・九%	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
七三〇八・三四	その他のもの（厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のものに限る。）				
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・九%	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
七三〇八・三五	その他のもの（厚さが三ミリメートル未満のものに限る。）				
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・九%	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
七三〇八・四一	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一、二五〇ミリメートル以下、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様のないものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
七三〇八・四二	その他のもの（厚さが一〇ミリメートルを超えるものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
七三〇八・四三	その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
七三〇八・四四	その他のもの（厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
七三〇八・四五	その他のもの（厚さが三ミリメートル未満のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
七三〇九	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）				
七三〇九・一一	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）				
	厚さが三ミリメートル以上のもの				
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・九%	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
七三〇九・一三	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの				
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・九%	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
七三〇九・一四	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの				
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・九%	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
七三〇九・一五	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの				
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・九%	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
七三〇九・二一	厚さが三ミリメートル以上のもの				
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・九%	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
七三〇九・二三	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの				
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・九%	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
七三〇九・二四	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの				
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・九%	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
七三〇九・三三	厚さが三ミリメートル以上のもの				
	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	四・九%	G／HS／八七		

七三〇九・二三	厚さが〇・五ミリメートル以下のもの	四・九%	G／HS／八七
七三〇九・二四	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	四・九%	G／HS／八七
	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）		
七三〇九・三一	厚さが三ミリメートル以上のもの		
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・九%	G／HS／八七
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
七三〇九・三二	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの		
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・九%	G／HS／八七
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
七三〇九・三三	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの		
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・九%	G／HS／八七
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
七三〇九・三四	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの		
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・九%	G／HS／八七
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
七三〇九・四一	厚さが三ミリメートル以上のもの	四・九%	G／HS／八七
七三〇九・四二	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	四・九%	G／HS／八七
七三〇九・四三	厚さが〇・五ミリメートル以下のもの	四・九%	G／HS／八七
七三〇九・四四	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	四・九%	G／HS／八七
七三〇九・九〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
七三一〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）		
七三一〇・一一	すずをめつきしたもの		
	厚さが〇・五ミリメートル以上のもの	四・九%	G／HS／八七
七三一〇・一二	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	四・九%	G／HS／八七
七三一〇・一三	鉛をめつきしたもの（ターンプレートを含む。）	四・九%	G／HS／八七
七三一〇・二〇	亜鉛を電気めつきしたもの		
	厚さが三ミリメートル未満の鋼にあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの		
七三一〇・三一	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・九%	G／HS／八七
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
七三一〇・二九	亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）	四・九%	G／HS／八七
七三一〇・四一	波形にしたもの	四・九%	G／HS／八七
七三一〇・四九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
七三一〇・五〇	クロムの酸化物を被覆したもの及びクロムとクロムの酸化物とを被覆したもの	四・九%	G／HS／八七
七三一〇・六〇	アルミニウムをめつきしたもの	四・九%	G／HS／八七
七三一〇・七〇	ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの	四・九%	G／HS／八七

七三〇・二〇	その他のもの			
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの			
	その他のもの	四・九％	G／HS／八七	
		五・八％	G／HS／八七	
七三一	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（熱間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）			
七三一・一	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一五〇ミリメートルを超え、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様がなく、かつ、巻いてないものに限る。）			
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの			
	その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限る。）	四・九％	G／HS／八七	
		五・八％	G／HS／八七	
七三一・二	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一五〇ミリメートルを超え、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様がなく、かつ、巻いてないものに限る。）			
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの			
	その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限る。）	四・九％	G／HS／八七	
		五・八％	G／HS／八七	
七三一・三	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの			
	その他のもの			
	その他のもの	四・九％	G／HS／八七	
		五・八％	G／HS／八七	
七三一・九	その他のもの			
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの			
	その他のもの	四・九％	G／HS／八七	
	その他のもの（熱間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	五・八％	G／HS／八七	
七三一・一一	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一五〇ミリメートルを超え、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様がなく、かつ、巻いてないものに限る。）			
	その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限る。）	四・九％	G／HS／八七	
七三一・二九	その他のもの			
七三一・二〇	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	四・九％	G／HS／八七	
七三一・三	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	四・九％	G／HS／八七	
	その他のもの	五・八％	G／HS／八七	
七三一・四一	炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のもの	四・九％	G／HS／八七	
	その他のもの	四・九％	G／HS／八七	
七三一・四九	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	四・九％	G／HS／八七	
七三一・九〇	すずをめつきしたもの			
七三二	亜鉛を電気めつきしたもの			
七三二・一〇	厚さが三ミリメートル未満の鋼にあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあつ	四・九％	G／HS／八七	

	ては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	四・九%	G／HS／八七
七三二・二九	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	五・八%	G／HS／八七
七三二・三〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
七三二・三〇	亜鉛をめっきしたもの（電気めっきによるものを除く。）	四・九%	G／HS／八七
七三二・四〇	ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの	四・九%	G／HS／八七
七三二・五〇	その他のもの（めっきし又は被覆したものに限る。）	四・九%	G／HS／八七
七三二・六〇	クラッドしたもの	四・九%	G／HS／八七
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	五・八%	G／HS／八七
七三三	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）		
七三三・一〇	節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの	四・九%	G／HS／八七
七三三・二〇	非合金快削鋼のもの	四・九%	G／HS／八七
	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七
七三三・三一	横断面が円形のもの（直径が一四ミリメートル未満のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七
七三三・三九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五%以上〇・六%未満のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七
七三三・四一	横断面が円形のもの（直径が一四ミリメートル未満のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七
七三三・四九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
七三三・五〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・六%以上のものに限る。）	五・八%	G／HS／八七

七三四	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじつたものを含む。）	四・九%	G／HS／八七
七三四・一〇	鍛造したもの	四・九%	G／HS／八七
七三四・二〇	節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの及び圧延後ねじつたもの	四・九%	G／HS／八七
七三四・三〇	非合金快削鋼のもの	四・九%	G／HS／八七
七三四・四〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七
七三四・五〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五%以上〇・六%未満のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七
七三四・六〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・六%以上のものに限る。）	五・八%	G／HS／八七
七三五	鉄又は非合金鋼のその他の棒		
七三五・一〇	非合金快削鋼のもの（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	四・九%	G／HS／八七
七三五・二〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のもので冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	四・九%	G／HS／八七
七三五・三〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五%以上〇・六%未満のもので冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	四・九%	G／HS／八七
七三五・四〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・六%以上のもので冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	四・九%	G／HS／八七

七三二五・九〇	その他のもの		四・九%	G／HS／八七
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの		五・八%	G／HS／八七
七三二六	その他のもの			
七三二六・一〇	鉄又は非合金鋼の形鋼			
	U形鋼、I形鋼及びH形鋼（高さが八〇ミリメートル未満のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		四・九%	G／HS／八七
	山形鋼及びT形鋼（高さが八〇ミリメートル未満のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）			
七三二六・二一	山形鋼			
七三二六・二三	T形鋼			
	U形鋼、I形鋼及びH形鋼（高さが八〇ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		四・九%	G／HS／八七
七三二六・三一	U形鋼		四・九%	G／HS／八七
七三二六・三三	I形鋼		四・九%	G／HS／八七
七三二六・四〇	H形鋼		四・九%	G／HS／八七
	山形鋼及びT形鋼（高さが八〇ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		四・九%	G／HS／八七
七三二六・五〇	その他の形鋼（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		四・九%	G／HS／八七
七三二六・六〇	形鋼（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		四・九%	G／HS／八七
七三二六・九〇	その他のもの		四・九%	G／HS／八七

七三二七	鉄又は非合金鋼の線			
七三二七・一一	炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のもの			
	めっき及び被覆のいずれもしてないもの（研磨してあるかないかを問わない。）		四・九%	G／HS／八七
七三二七・一三	亜鉛をめっきしたもの		四・九%	G／HS／八七
七三二七・一九	その他の卑金属をめっきしたもの		四・九%	G／HS／八七
七三二七・二一	その他のもの			
	炭素の含有量が全重量の〇・二五%以上〇・六%未満のもの			
七三二七・二三	めっき及び被覆のいずれもしてないもの（研磨してあるかないかを問わない。）		四・九%	G／HS／八七
七三二七・二五	亜鉛をめっきしたもの		四・九%	G／HS／八七
七三二七・二九	その他の卑金属をめっきしたもの		四・九%	G／HS／八七
七三二七・三一	その他のもの			
	炭素の含有量が全重量の〇・六%以上のもの			
七三二七・三三	めっき及び被覆のいずれもしてないもの（研磨してあるかないかを問わない。）		四・九%	G／HS／八七
七三二七・三五	亜鉛をめっきしたもの		四・九%	G／HS／八七
七三二七・三九	その他の卑金属をめっきしたもの		四・九%	G／HS／八七
七三二八	その他のもの			
	ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品			
七三二八・一〇	インゴットその他の一次形状のもの		五・八%	G／HS／八七
七三二八・九〇	その他のもの		五・八%	G／HS／八七
七三二九	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）			
	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの		五・八%	G／HS／八七
	その他のもの		五・八%	G／HS／八七

七二九・一二	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	五・八%	G／HS／八七	
七二九・一三	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	五・八%	G／HS／八七	
七二九・一三	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	五・八%	G／HS／八七	
七二九・一四	厚さが三ミリメートル未満のもの	五・八%	G／HS／八七	
	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの			
七二九・二一	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	五・八%	G／HS／八七	
七二九・二二	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	五・八%	G／HS／八七	
七二九・二三	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	五・八%	G／HS／八七	
七二九・二四	厚さが三ミリメートル未満のもの	五・八%	G／HS／八七	
	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）			
七二九・三一	厚さが四・七五ミリメートル以上のもの	五・八%	G／HS／八七	
七二九・三二	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	五・八%	G／HS／八七	
七二九・三三	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	五・八%	G／HS／八七	
七二九・三四	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	五・八%	G／HS／八七	
七二九・三五	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの			
七二九・九〇	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	五・八%	G／HS／八七	
七三〇	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）	五・八%	G／HS／八七	
七三〇・一	厚さが四・七五ミリメートル以上のもの	五・八%	G／HS／八七	

七三〇・一二	厚さが四・七五ミリメートル未満のもの	五・八%	G／HS／八七	
七三〇・三〇	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）	五・八%	G／HS／八七	
七三〇・九〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
七三一・〇〇	ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	五・八%	G／HS／八七	
七三二	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼	五・八%	G／HS／八七	
七三二・一〇	棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	五・八%	G／HS／八七	
七三二・二〇	棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	五・八%	G／HS／八七	
七三二・三〇	その他の棒	五・八%	G／HS／八七	
七三二・四〇	形鋼	五・八%	G／HS／八七	
七三三	ステンレス鋼の線	五・八%	G／HS／八七	
七三四	その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	五・八%	G／HS／八七	
七三四・一〇	インゴットその他の一次形状のもの	八・二%	G／HS／八七	
	高速度鋼のもの			
七三四・九〇	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	七・二%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	高速度鋼のもの			
七三五	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	八・二%	G／HS／八七	
		七・二%	G／HS／八七	
		五・八%	G／HS／八七	

七三五・一〇	けい素電気鋼のもの	五・八%	G／HS／八七
七三五・二〇	高速度鋼のもの	八・二%	G／HS／八七
七三五・三〇	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）		
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	七・二%	G／HS／八七
七三五・四〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）		
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	七・二%	G／HS／八七
七三五・五〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
	その他のもの（冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	七・二%	G／HS／八七
七三五・九〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
	その他のもの		
	バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る。）	七・九%	G／HS／八七
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	七・二%	G／HS／八七
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
	その他のもの		
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	七・二%	G／HS／八七
七三六	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）		
七三六・一〇	けい素電気鋼のもの	五・八%	G／HS／八七
七三六・二〇	高速度鋼のもの	八・二%	G／HS／八七
七三六・九一	その他のもの		
	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）		
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	七・二%	G／HS／八七
七三六・九二	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）		
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	七・二%	G／HS／八七
七三六・九九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
	その他のもの		
	バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る。）	七・九%	G／HS／八七
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	七・二%	G／HS／八七
七三七	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
	その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）		
七三七・一〇	高速度鋼のもの	八・二%	G／HS／八七

七三七・二〇	シリコマンガン鋼のもの	五・八%	G／HS／八七	
七三七・九〇	その他のもの			
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	七・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
七三八	その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒	八・二%	G／HS／八七	
七三八・一〇	高速度鋼の棒	五・八%	G／HS／八七	
七三八・二〇	シリコマンガン鋼の棒			
七三八・三〇	その他の棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	七・二%	G／HS／八七	
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの			
七三八・四〇	その他の棒（鍛造したものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	七・二%	G／HS／八七	
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの			
七三八・五〇	その他の棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	七・二%	G／HS／八七	
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの			
七三八・九〇	その他のもの	七・二%	G／HS／八七	
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの			
七三九	中空ドリル棒	七・二%	G／HS／八七	
七三九・一〇	その他の合金鋼の線	五・八%	G／HS／八七	
七三九・二〇	高速度鋼のもの	七・二%	G／HS／八七	
七三九・九〇	シリコマンガン鋼のもの	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの			
七三八・八〇	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	七・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
七三八・七〇	形鋼			
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	七・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
七三八・八〇	その他の棒			
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	七・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
七三九	中空ドリル棒	七・二%	G／HS／八七	
七三九・一〇	その他の合金鋼の線	五・八%	G／HS／八七	
七三九・二〇	高速度鋼のもの	七・二%	G／HS／八七	
七三九・九〇	シリコマンガン鋼のもの	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの			
七三〇一	鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼	七・二%	G／HS／八七	
	鋼矢板			
七三〇一・一〇	合金鋼製のもの	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三〇一・二〇	形鋼	四・九%	G／HS／八七	
七三〇三	レール、ガードレール、ラックレール及びトングレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製			

	の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）			
七三〇一・一〇	レール	四・九%	G／HS／八七	
七三〇一・二〇	まくら木	四・九%	G／HS／八七	
七三〇一・三〇	トングレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分	四・九%	G／HS／八七	
七三〇二・四〇	継目板及びソールプレート	四・九%	G／HS／八七	
七三〇二・九〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三〇三・〇〇	鋳鉄製の管及び中空の形材	四・九%	G／HS／八七	
七三〇四	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）	四・九%	G／HS／八七	
七三〇四・一〇	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	四・九%	G／HS／八七	
	合金鋼製のもの	六・五%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三〇四・二〇	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ	六・五%	G／HS／八七	
	合金鋼製のもの	四・九%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三〇四・三一＊	その他のもの（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	六・五%	G／HS／八七	
	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの	四・九%	G／HS／八七	
七三〇四・三九＊	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
	その他のもの（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七	
七三〇四・四一＊	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの	六・五%	G／HS／八七	

七三〇四・四九＊	その他のもの	六・五%	G／HS／八七	
	その他のもの（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	六・五%	G／HS／八七	
七三〇四・五一＊	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの	六・五%	G／HS／八七	
七三〇四・五九＊	その他のもの	六・五%	G／HS／八七	
七三〇四・九〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三〇五 ＊	合金鋼製のもの	六・五%	G／HS／八七	
＊	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三〇五	鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面の外側及び内側が円形のもので、外径が四〇六・四ミリメートルを超えるものに限る。）	六・五%	G／HS／八七	
七三〇五・一一	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	六・五%	G／HS／八七	
	縦方向にサブマージアーク溶接をしたもの	四・九%	G／HS／八七	
	合金鋼製のもの	六・五%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三〇五・一二	その他のもの（縦方向に溶接したものに限る。）	六・五%	G／HS／八七	
	合金鋼製のもの	六・五%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三〇五・一九	合金鋼製のもの	六・五%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三〇五・二〇	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング	六・五%	G／HS／八七	
	合金鋼製のもの	六・五%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三〇五・三一	その他のもの	六・五%	G／HS／八七	
	縦方向に溶接したもの	六・五%	G／HS／八七	
	合金鋼製のもの	六・五%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	

七三〇五・二九	その他のもの	六・五%	G／HS／八七		
	合金鋼製のもの	四・九%	G／HS／八七		
	その他のもの				
七三〇五・九〇	その他のもの	六・五%	G／HS／八七		
	合金鋼製のもの	四・九%	G／HS／八七		
	その他のもの				
七三〇六	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）				
七三〇六・一〇	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ				
	合金鋼製のもの	六・五%	G／HS／八七		
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
七三〇六・二〇	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング				
	合金鋼製のもの	六・五%	G／HS／八七		
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
七三〇六・三〇＊	その他の溶接管（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	六・五%	G／HS／八七		
		四・九%	G／HS／八七		
七三〇六・四〇＊	その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
七三〇六・五〇＊	その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	六・五%	G／HS／八七		
七三〇六・六〇	その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）				
	合金鋼製のもの	六・五%	G／HS／八七		
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
七三〇六・九〇	その他のもの	六・五%	G／HS／八七		
	合金鋼製のもの	四・九%	G／HS／八七		
	その他のもの				
七三〇七	鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	五・八%	G／HS／八七		
七三〇七・一	鋳造した継手				
	非可鍛鋳鉄製のもの				
七三〇七・一九	その他のもの（ステンレス鋼製のものに限る。）				
	フランジ	四・九%	G／HS／八七		
	エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
七三〇七・二一	継手（突合せ溶接式のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
七三〇七・二三	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
	フランジ	四・九%	G／HS／八七		
七三〇七・二九	エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
七三〇七・九一	継手（突合せ溶接式のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
七三〇七・九九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
七三〇八	構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品				
七三〇八・一〇	橋及び橋げた	四・九%	G／HS／八七		
七三〇八・二〇	塔及び格子柱	四・九%	G／HS／八七		
七三〇八・三〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	四・九%	G／HS／八七		
七三〇八・四〇	足場用、枠組み用又は坑道用の支柱その他これに類する物品	四・九%	G／HS／八七		
七三〇八・九〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
七三〇九・〇〇	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又	四・九%	G／HS／八七		

	は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）			
七三・一〇	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）			
七三・一〇・一〇	内容積が五〇リットル以上のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三・一〇・二	内容積が五〇リットル未満のもの			
七三・一〇・二一	缶（はんだ付け又はクリンプ加工により密閉するものに限る。）	四・九%	G／HS／八七	
七三・一〇・二九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三・一一・〇〇	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器	四・九%	G／HS／八七	
七三・一二	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）	四・九%	G／HS／八七	
七三・一三・一〇※	より線、ロープ及びケーブル	四・九%	G／HS／八七	
七三・一三・九〇※	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三・一四・〇〇	鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつたもの（有刺のものであるかないかを問わない。）及び緩くよつた二重線で柵に使用する種類のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三・一四	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵（鉄鋼の線から製造したものに限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル			
七三・一四・一	織つた物品			
七三・一四・一九	ステンレス鋼製のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三・一四・二〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
	ワイヤグリル、網及び柵（横断面の最大寸法が三ミリメートル以上の線から製造し、網目の大きさが一〇〇平方センチメートル以上のもので、網目の交点を溶接したものに限る。）	四・九%	G／HS／八七	
七三・一四・三〇	その他のワイヤグリル、網及び柵（網目の交点を溶接したものに限る。）	四・九%	G／HS／八七	
七三・一四・四一	その他のワイヤグリル、網及び柵			
七三・一四・四三	亜鉛をめつきしたもの	四・九%	G／HS／八七	
七三・一四・四九	プラスチックを被覆したもの	四・九%	G／HS／八七	
七三・一四・五〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三・一五	エキスパンデッドメタル	四・九%	G／HS／八七	
	鉄鋼製の鎖及びその部分品			
七三・一五・一	連接リンクチェーン及びその部分品			
七三・一五・一二	ローラーチェーン	四・九%	G／HS／八七	
七三・一五・一九	その他の鎖	四・九%	G／HS／八七	
七三・一五・二〇	部分品	四・九%	G／HS／八七	
	スキッドチェーン	四・九%	G／HS／八七	
七三・一五・八一	その他の鎖			
七三・一五・八二	スタッド付きチェーン	四・九%	G／HS／八七	
	その他のもの（溶接リンクのものに限る。）	四・九%	G／HS／八七	
七三・一五・八九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三・一五・九〇	その他の部分品	四・九%	G／HS／八七	
七三・一六・〇〇	鉄鋼製のいかり及びその部分品	四・九%	G／HS／八七	
七三・一七・〇〇	鉄鋼製のくぎ、びよう、画びよう、波くぎ、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）	四・九%	G／HS／八七	
七三・一八	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品	四・九%	G／HS／八七	
	ねじを切つた製品			

七三一八・二	コーチスクリュー	四・二%	G／HS／八七	
七三一八・三	その他の木ねじ	四・二%	G／HS／八七	
七三一八・三	スクリューフック及びスクリューリング	四・二%	G／HS／八七	
七三一八・四	セルフタッピングスクリュー	四・二%	G／HS／八七	
七三一八・五	その他のねじ及びボルト（ナット又は座金付きであるかないかを問わない。）	四・二%	G／HS／八七	
七三一八・六	ナット	四・二%	G／HS／八七	
七三一八・九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
	ねじを切つてない製品			
七三一八・二	ばね座金その他の止め座金	四・二%	G／HS／八七	
七三一八・三	その他の座金	四・二%	G／HS／八七	
七三一八・三	リベット	四・二%	G／HS／八七	
七三一八・四	コッター及びコッターピン	四・二%	G／HS／八七	
七三一八・九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
七三一九	鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、しゆう用穴あけ手針その他これらに類する物品	三・七%	G／HS／八七	
七三一九・一〇	縫針、かがり針及びしゆう針	三・七%	G／HS／八七	
七三一九・二〇	安全ピン	三・七%	G／HS／八七	
七三一九・三〇	その他のピン	三・七%	G／HS／八七	
七三一九・九〇	その他のもの	三・七%	G／HS／八七	
七三一〇	鉄鋼製のばね及びばね板	七・二%	G／HS／八七	
七三一〇・一〇	板ばね及びそのばね板	七・二%	G／HS／八七	
	自動車用のシャシばね及びそのばね板	四・九%	G／HS／八七	
	その他のもの			
七三一〇・二〇	コイルばね	七・二%	G／HS／八七	
	自動車用のシャシばね	四・九%	G／HS／八七	
	その他のもの			
七三一〇・九〇	その他のもの	七・二%	G／HS／八七	
	自動車用のシャシばね	四・九%	G／HS／八七	
	その他のもの			
七三一一	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七	
	調理用加熱器具及び皿温め器			
七三一一・一	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三一一・二	液体燃料用のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三一一・三	固体燃料用のもの	四・九%	G／HS／八七	
	その他の器具			
七三一一・八一	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三一一・八二	液体燃料用のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三一一・八三	固体燃料用のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三一一・九〇	部分品	四・九%	G／HS／八七	
七三一三	セントラルヒーティング用のラジエーター（電気加熱式のものを除く。）及びその部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（新鮮な又は調節した空気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品（この項の物品は、鉄鋼製のものに限る。）			
七三一三・一	ラジエーター及びその部分品			
七三一三・一九	鋳鉄製のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三一三・九〇*	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三一三	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	四・九%	G／HS／八七	
七三一三・一〇	鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッ	四・九%	G／HS／八七	

七三二三・九一	シンググラブその他これらに類する製品	五・八%	G／HS／八七		
七三二三・九二	その他のもの 鋳鉄製のもの（ほうろう引きのものを除く。）	三・九%	G／HS／八七		
七三二三・九三	鋳鉄製のもの（ほうろう引きのものに限る。）	三・九%	G／HS／八七		
七三二三・九四	ステンレス鋼製のもの	三・九%	G／HS／八七		
七三二三・九九	その他の鉄鋼製のもの（ほうろう引きのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）	三・九%	G／HS／八七		
七三二四	その他のもの 衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
七三二四・一〇＊	ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台	四・九%	G／HS／八七		
七三二四・二一	浴槽 鋳鉄製のもの（ほうろう引きをしてあるかないかを問わない。）	四・九%	G／HS／八七		
七三二四・二九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
七三二四・九〇＊	その他のもの（部分品を含む。）	四・九%	G／HS／八七		
七三二五	その他の鋳造製品（鉄鋼製のものに限る。） 非可鍛鋳鉄製のもの	五・八%	G／HS／八七		
七三二五・一〇	その他のもの 粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品	五・八%	G／HS／八七		
七三二五・九一	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
七三二五・九九	その他の鉄鋼製品 鍛造又は型打ちをしたもの（更に加工したものを除く。）	五・八%	G／HS／八七		
七三二六	粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品	五・八%	G／HS／八七		
七三二六・一九	その他のもの 鉄鋼の線から製造したもの	五・八%	G／HS／八七		
七三二六・二〇＊	その他のもの エンドレスコンベヤベルト（巻いた未完成のコンベヤベルトで両端にリベットの穴を有するものを含む。）	五・八%	G／HS／八七		
七三二六・九〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
七四〇一	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅） 銅のマット	四・九%	G／HS／八七		
七四〇一・一〇	セメントカッパー（沈殿銅）	五・八%	G／HS／八七		
七四〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅	無税	G／HS／八七		
七四〇三	精製銅又は銅合金の塊 精製銅	無税	G／HS／八七		
七四〇三・一一	陰極銅及びその切断片	七・三%	G／HS／八七		
七四〇三・一二	ワイヤバー	一キログラムにつき二一円	G／HS／八七		
七四〇三・一三	ビレット	一キログラムにつき二一円	G／HS／八七		
七四〇三・一九	その他のもの	一キログラムにつき二一円	G／HS／八七		
七四〇三・二一	銅合金 銅・亜鉛合金（黄銅）	一キログラムにつき二一円	G／HS／八七		
七四〇三・二三	銅・すず合金（青銅）	一キログラムにつき二一円	G／HS／八七		
七四〇三・二四	銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）	一キログラムにつき二一円	G／HS／八七		
七四〇三・二九	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）	一キログラムにつき二一円	G／HS／八七		
七四〇四・〇〇	銅のくず	無税	G／HS／八七		
七四〇五・〇〇	銅のマスターアロイ	六%	G／HS／八七		

七四〇六	銅の粉及びフレーク				
七四〇六・一〇	粉（薄片状のものを除く。）	七・二%	G／HS／八七		
七四〇六・二〇	粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク	七・二%	G／HS／八七		
七四〇七	銅の棒及び形材				
七四〇七・一〇	精製銅のもの	七・二%	G／HS／八七		
	銅合金のもの				
七四〇七・二一	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	七・二%	G／HS／八七		
七四〇七・二九	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	五・八%	G／HS／八七		
七四〇七・三九	その他のもの	七・二%	G／HS／八七		
七四〇八	銅の線				
七四〇八・一〇	精製銅のもの				
	横断面の最大寸法が六ミリメートルを超えるもの	七・二%	G／HS／八七		
七四〇八・一九	その他のもの	七・二%	G／HS／八七		
	銅合金のもの				
七四〇八・二一	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	七・二%	G／HS／八七		
七四〇八・二九	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	五・八%	G／HS／八七		
七四〇八・三九	その他のもの	七・二%	G／HS／八七		
七四〇九	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）				
七四〇九・一	精製銅のもの				
七四〇九・一九	巻いたもの	六・五%	G／HS／八七		
	その他のもの				
七四〇九・二一	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	六・五%	G／HS／八七		
七四〇九・二二	巻いたもの	六%	G／HS／八七		
七四〇九・二九	その他のもの	六%	G／HS／八七		
	銅・すず合金（青銅）のもの				
七四〇九・三一	巻いたもの	六%	G／HS／八七		
七四〇九・三九	その他のもの	六%	G／HS／八七		
七四〇九・四〇	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	五・八%	G／HS／八七		
七四〇九・九〇	その他の銅合金のもの	六%	G／HS／八七		
七四一〇	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）				
	裏張りしてないもの				
七四一〇・一一	精製銅のもの	六・五%	G／HS／八七		
七四一〇・一二	銅合金のもの	六・五%	G／HS／八七		
	裏張りしたもの				
七四一〇・二一	精製銅のもの	六%	G／HS／八七		
七四一〇・二二	銅合金のもの	六%	G／HS／八七		
七四一一	銅製の管				
七四一一・一〇	精製銅のもの	六・五%	G／HS／八七		
	銅合金のもの				
七四一一・二一	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	六・五%	G／HS／八七		
七四一一・二二	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	六・五%	G／HS／八七		
七四一一・二九	その他のもの	八・二%	G／HS／八七		
七四一二	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	五・八%	G／HS／八七		
七四一二・一〇	精製銅のもの	五・八%	G／HS／八七		
七四一二・二〇	銅合金のもの	七・二%	G／HS／八七		
七四一三・〇〇＊	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）				
七四一四	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る。）並びに銅製のエキスパンデッドメタル				
七四一四・一〇	機械用ワイヤエンドレスバンド	四・九%	G／HS／八七		
七四一四・九〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
七四一五	銅製のくぎ、びよう、画びよう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅				

	製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品				
七四一五・一〇	くぎ、びよう、画びよう、またくぎその他これらに類する製品その他のもの（ねじを切つたものを除く。）	五・八％	G／HS／八七		
七四一五・二一	座金（ばね座金を含む。）	五・八％	G／HS／八七		
七四一五・二九	その他のもの	五・八％	G／HS／八七		
七四一五・三一	その他のもの（ねじを切つたものに限る。）				
七四一五・三二	木ねじ	五・八％	G／HS／八七		
七四一五・三三	その他のねじ、ボルト及びナット	五・八％	G／HS／八七		
七四一五・三九	その他のもの	五・八％	G／HS／八七		
七四一六・〇〇	銅製のばね	五・八％	G／HS／八七		
七四一七・〇〇	銅製の加熱器具（調理用その他家庭用に供する種類のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びその部分品（銅製のものに限る。）	五・八％	G／HS／八七		
七四一八	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）	五・八％	G／HS／八七		
七四一八・一〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	五・一％	G／HS／八七		
七四一八・二〇	衛生用品及びその部分品	五・一％	G／HS／八七		
七四一九	その他の銅製品				

七四一九・一〇	鎖及びその部分品	五・八％	G／HS／八七		
七四一九・九一	その他のもの　鋳造、型打ち又は鍛造をしたもの（更に加工したものを除く。）	五・八％	G／HS／八七		
七四一九・九九	その他のもの　貴金属をめつきしたもの	一〇％	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八％	G／HS／八七		
七五〇一	ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物	無税	G／HS／八七		
七五〇一・一〇	ニッケルのマット	一キログラムにつき八一円	G／HS／八七		
七五〇一・二〇	焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物　焼結した酸化ニッケル（ニッケルの含有量が全重量の八八％以上のものに限る。）				
	その他のもの　酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の一・五％以下のものに限る。）	七・二％	G／HS／八七		
	その他のもの	無税	G／HS／八七		
七五〇二	ニッケルの塊	一キログラムにつき八一円	G／HS／八七		
七五〇二・一〇	ニッケル（合金を除く。）	無税	G／HS／八七		
七五〇三	ニッケル合金　ニッケルの含有量が全重量の五〇％未満のもので、コバルトの含有量が全重量の一〇％以上のもの	無税	G／HS／八七		
	その他のもの	九％	G／HS／八七		
七五〇三・〇〇	ニッケルのくず	無税	G／HS／八七		
七五〇四・〇〇	ニッケルの粉及びフレーク				
	真空管用ゲッター、アルカリ蓄電池又は溶接用フラックスの製				

造に使用するもの及び粉末冶金に使用するもの 注　日本国は、この税率の適用に当たり、関係国内法令に基づき特定用途方式を関税行政において採用する権利を留保する。もつとも、当該方式を採用する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害する結果をもたらさないようにする。				
その他のもの				
ニッケル（合金を除く。）のもの	七五〇五	無税	G／HS／八七	
その他のもの				
ニッケルの棒、形材及び線				
棒及び形材				
ニッケル（合金を除く。）のもの	七五〇五・一一	一キログラムにつき六五円	G／HS／八七	
ニッケル合金のもの	七五〇五・一三	六％	G／HS／八七	
線				
ニッケル（合金を除く。）のもの	七五〇五・二一	七・二％	G／HS／八七	
ニッケル合金のもの	七五〇五・二三	五・八％	G／HS／八七	
ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく	七五〇六	七・二％	G／HS／八七	
ニッケル（合金を除く。）のもの	七五〇六・一〇	五・八％	G／HS／八七	
真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用するもの		無税	G／HS／八七	
注　日本国は、この税率の適用に当たり、関係国内法令に基づき特定用途方式を関税行政において採用する権利を留保する。もつとも、当該方式を採用する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害する結果をもたらさないようにする。				
その他のもの				
ニッケル合金のもの	七五〇七	七・二％	G／HS／八七	
ニッケル製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	七五〇七・一〇	五・八％	G／HS／八七	
管				
ニッケル（合金を除く。）のもの	七五〇七・一一	七・二％	G／HS／八七	
ニッケル合金のもの	七五〇七・一三	六・五％	G／HS／八七	
管用継手	七五〇八・〇〇	五・八％	G／HS／八七	
その他のニッケル製品	七六〇一			
アルミニウムの塊				
アルミニウム（合金を除く。）	七六〇一・一〇	一％	G／HS／八七	
アルミニウム合金	七六〇一・二〇	一％	G／HS／八七	
アルミニウムのくず	七六〇一・九〇	無税	G／HS／八七	
アルミニウムの粉及びフレーク	七六〇三			
粉（薄片状のものを除く。）	七六〇三・一〇	五・八％	G／HS／八七	
粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク	七六〇三・二〇	五・八％	G／HS／八七	
アルミニウムの棒及び形材	七六〇四			
アルミニウム（合金を除く。）のもの	七六〇四・一〇	一一・五％	G／HS／八七	
アルミニウム合金のもの	七六〇四・二	一二・八％	G／HS／八七	
中空の形材	七六〇四・二九	一一・五％	G／HS／八七	
その他のもの	七六〇五			
アルミニウムの線				
アルミニウム（合金を除く。）のもの	七六〇五・一一	一一・五％	G／HS／八七	
横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの	七六〇五・一九	一二・八％	G／HS／八七	
その他のもの				
アルミニウム合金のもの	七六〇五・二一	一一・五％	G／HS／八七	
横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの				
その他のもの		一二・八％	G／HS／八七	

七六〇六	アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。） 長方形（正方形を含む。）のもの			
七六〇六・一一	アルミニウム（合金を除く。）のもの			
七六〇六・一二	アルミニウム合金のもの 大型のコンテナ（政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として使用するもの（幅が二・三メートル以上のものに限る。）（注）並びに航空機用の板及びシート（クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。） 注　日本国は、この税率の適用に当たり、関係国内法令に基づき特定用途方式を関税行政において採用する権利を留保する。もつとも、当該方式を採用する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害する結果をもたらさないようにする。	三%	G／HS／八七	
七六〇六・九一	その他のもの アルミニウム（合金を除く。）のもの	無税	G／HS／八七	
七六〇六・九二	その他のもの アルミニウム合金のもの 大型のコンテナ（政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として使用するもの（幅が二・三メートル以上のものに限る。）（注）並びに航空機用の板及びシート（クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。） 注　日本国は、この税率の適用に当たり、関係国内法令に基づき特定用途方式を関税行政において採用する権利を留保する。もつとも、当該方式を採用する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害する結果をもたらさないようにする。	三%	G／HS／八七	
七六〇六・九三	その他のもの アルミニウム合金のもの 大型のコンテナ（政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として使用するもの（幅が二・三メートル以上のものに限る。）（注）並びに航空機用の板及びシート（クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。） 注　日本国は、この税率の適用に当たり、関係国内法令に基づき特定用途方式を関税行政において採用する権利を留保する。もつとも、当該方式を採用する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害する結果をもたらさないようにする。	三%	G／HS／八七	
七六〇七	アルミニウムのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。） 裏張りしてないもの 圧延したもの（更に加工したものを除く。）	三%	G／HS／八七	
七六〇七・一九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
七六〇七・二〇	裏張りしたもの	一二・八%	G／HS／八七	
七六〇八	アルミニウム製の管			
七六〇八・一〇＊	アルミニウム（合金を除く。）のもの	一二・八%	G／HS／八七	
七六〇八・二〇＊	アルミニウム合金のもの	一二・八%	G／HS／八七	
七六〇九・〇〇	アルミニウム製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	五・八%	G／HS／八七	
七六一〇	構造物及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、			

	手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品			
七六一〇・一〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	五・一％	G／HS／八七	
七六一〇・九〇	その他のもの	五・一％	G／HS／八七	
七六一一・〇〇	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	五・八％	G／HS／八七	
七六一二	アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（折畳み可能な又は硬いチューブ状のものを含み、内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）			
七六一二・一〇	折畳み可能なチューブ状のもの	五・八％	G／HS／八七	
七六一二・九〇	その他のもの	五・八％	G／HS／八七	
七六一三・〇〇	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器	五・八％	G／HS／八七	
七六一四	アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）			
七六一四・〇〇	しんに鋼を使用したもの	七・九％	G／HS／八七	
七六一四・九〇	その他のもの	七・九％	G／HS／八七	
七六一五	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）			
七六一五・一〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	五・一％	G／HS／八七	
七六一五・二〇	衛生用品及びその部分品	五・一％	G／HS／八七	
七六一六	その他のアルミニウム製品			
七六一六・一〇	くぎ、びよう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）、ねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッタービン、座金その他これらに類する製品	五・一％	G／HS／八七	
七六一六・九〇	その他のもの	五・一％	G／HS／八七	
七八〇一	鉛の塊			
七八〇一・一〇	精製鉛	一キログラムにつき八円	G／HS／八七	
七八〇一・九一	その他のもの　含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの	六・五％（その率が一キログラムにつき五円八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
七八〇一・九九	その他のもの　鉛合金のもの	四・七％（その率が一キログラムに	G／HS／八七	

		その他のもの		
		電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五％を超えるものに限る。）		
		注　日本国は、この税率の適用に当たり、関係国内法令に基づき特定用途方式を関税行政において採用する権利を留保する。もつとも、当該方式を採用する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害する結果をもたらさないようにする。		
		その他のもの		
七八〇二・〇〇	七八〇二	鉛のくず		
七八〇三・〇〇	七八〇三	鉛の棒、形材及び線		
七八〇四	七八〇四	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク		
	七八〇四・一	板、シート、ストリップ及びはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限る。）		
七八〇四・一九	七八〇四・一九	その他のもの		
七八〇四・二〇	七八〇四・二〇	粉及びフレーク		
七八〇五・〇〇	七八〇五・〇〇	鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）		

つき八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	六％	G／HS／八七
	一キログラムにつき八円	G／HS／八七
	三・二％	G／HS／八七
	五・八％	G／HS／八七
	六・五％	G／HS／八七
	七・二％	G／HS／八七
	六・五％	G／HS／八七
	八・二％	G／HS／八七
	六・五％	G／HS／八七
	七・二％	G／HS／八七

七九〇一・一〇	七九〇一	亜鉛の塊		
	七九〇一・一	亜鉛（合金を除く。）		
	七九〇一・一一	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九％以上のもの	一キログラムにつき八円	G／HS／八七
	七九〇一・一二	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九％未満のもの	一キログラムにつき八円	G／HS／八七
	七九〇一・二〇	亜鉛合金		
		アルミニウムの含有量が全重量の三％を超えるもの	一キログラムにつき七円八〇銭	G／HS／八七
		その他のもの		
		亜鉛の含有量が全重量の九五％以上のもの	一キログラムにつき七円二〇銭	G／HS／八七
		亜鉛の含有量が全重量の九五％未満のもの	無税	G／HS／八七
七九〇二・〇〇	七九〇二	亜鉛のくず		
七九〇三・一〇	七九〇三	亜鉛のダスト、粉及びフレーク	一・九％	G／HS／八七
七九〇三・九〇	七九〇三・九〇	亜鉛のダスト	五・八％	G／HS／八七
七九〇四・〇〇	七九〇四・〇〇	その他のもの	五・八％	G／HS／八七
七九〇五・〇〇	七九〇五・〇〇	亜鉛の棒、形材及び線	四・八％	G／HS／八七
七九〇六・〇〇	七九〇六	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく	七・二％	G／HS／八七
七九〇七	七九〇七	亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	四・八％	G／HS／八七
七九〇七・一〇	七九〇七・一〇	その他の亜鉛製品		
七九〇七・九〇	七九〇七・九〇	とい、ルーフキャッピング、天窓用枠その他加工した建築用材料	四・九％	G／HS／八七
八〇〇一	八〇〇一	その他のもの	五・八％	G／HS／八七
八〇〇一・一〇	八〇〇一・一〇	すずの塊	無税	G／HS／八七
		すず（合金を除く。）		

八〇〇一・二〇	すず合金	三・二%	G／HS／八七						
八〇〇二・〇〇	すずのくず	無税	G／HS／八七						
八〇〇三・〇〇	すずの棒、形材及び線	三・七%	G／HS／八七						
八〇〇四・〇〇	すずの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）								
八〇〇五	すずのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）、粉及びフレーク	三・七%	G／HS／八七						
八〇〇六・一〇	はく	四・九%	G／HS／八七						
八〇〇六・二〇	粉及びフレーク	四・九%	G／HS／八七						
八〇〇七・〇〇	すず製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	四・九%	G／HS／八七						
八〇〇八・〇〇	その他のすず製品	五・八%	G／HS／八七						
八一〇一	タングステン及びその製品（くずを含む。）								
八一〇一・一〇	粉	三・七%	G／HS／八七						
八一〇一・九一	その他のもの タングステンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及びくず	三・七%	G／HS／八七						
八一〇一・九二	棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく	五・八%	G／HS／八七						
八一〇一・九九	線	五・八%	G／HS／八七						
八一〇二	その他のもの モリブデン及びその製品（くずを含む。）	三・七%	G／HS／八七						
八一〇二・一〇	粉	三・七%	G／HS／八七						
八一〇二・九一	その他のもの モリブデンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及びくず	三・七%	G／HS／八七						
八一〇二・九二	棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく	四・九%	G／HS／八七						
八一〇二・九三	線	四・九%	G／HS／八七						
八一〇二・九九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七						
八一〇三	タンタル及びその製品（くずを含む。）								
八一〇三・一〇	タンタルの塊（単に焼結して得た棒を含む。）、くず及び粉	五・八%	G／HS／八七						
八一〇三・九〇	タンタルの塊及び粉	無税	G／HS／八七						
八一〇四	くず	五・八%	G／HS／八七						
八一〇四・一九	その他のもの フレーク	六・五%	G／HS／八七						
八一〇四・二〇	その他のもの	六・五%	G／HS／八七						
八一〇四・三〇	マグネシウム及びその製品（くずを含む。） マグネシウムの塊	七・二%	G／HS／八七						
八一〇四・九〇	マグネシウムの含有量が全重量の九九・八%以上のもの	七・二%	G／HS／八七						
八一〇五	その他のもの くず	七・二%	G／HS／八七						
八一〇五・一〇	大きさをそろえた削りくず及び粒並びに粉	六・一%	G／HS／八七						
八一〇五・九〇	その他のもの コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品（くずを含む。）	五・一%	G／HS／八七						
八一〇六	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルトの塊、くず及び粉	六・一%	G／HS／八七						
八一〇六・一〇	その他のもの ビスマス及びその製品（くずを含む。）	五・一%	G／HS／八七						
八一〇七	カドミウム及びその製品（くずを含む。）	五・一%	G／HS／八七						
八一〇七・一〇	カドミウムの塊、くず及び粉	五・一%	G／HS／八七						
八一〇七・九〇	その他のもの	六・五%	G／HS／八七						
八一〇八	チタン及びその製品（くずを含む。）	五・一%	G／HS／八七						
八一〇八・一〇	チタンの塊、くず及び粉	五・一%	G／HS／八七						
八一〇八・九〇*	その他のもの ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）	六・五%	G／HS／八七						
八一〇九									

八一〇九・一〇	ジルコニウムの塊、くず及び粉	四・八%	G／HS／八七		
八一〇九・九〇	その他のもの	六・五%	G／HS／八七		
八一一〇・〇〇	アンチモン及びその製品（くずを含む。）	一キログラムにつき二八円	G／HS／八七		
八一一一・〇〇	マンガン及びその製品（くずを含む。）	五・五%	G／HS／八七		
八一一二	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）				
八一一二・一一	ベリリウム				
	塊、くず及び粉	三・二%	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
八一一二・一九	クロム				
八一一二・二〇	クロムの塊、くず及び粉	五・一%	G／HS／八七		
	その他のもの	六・五%	G／HS／八七		
八一一二・三〇	ゲルマニウム				
	くず	無税	G／HS／八七		
	その他のもの	四・八%	G／HS／八七		
八一一二・四〇	バナジウム				
	その他のもの	六・五%	G／HS／八七		
八一一二・九一	塊、くず及び粉	三・七%	G／HS／八七		
	インジウムのもの				
	その他のもの	五・一%	G／HS／八七		
八一一二・九九	その他のもの	六・五%	G／HS／八七		
八一一三・〇〇	サーメット及びその製品（くずを含む。）	六・五%	G／HS／八七		
八二〇一	手道具（スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。）	三・六%	G／HS／八七		
八二〇一・一〇	スペード及びショベル	三・六%	G／HS／八七		

八二〇一・二〇	フォーク	三・六%	G／HS／八七		
八二〇一・三〇	つるはし、くわ及びレーキ	三・六%	G／HS／八七		
八二〇一・四〇	なた、なたがまその他のおの類	三・六%	G／HS／八七		
八二〇一・五〇	片手剪定ばさみ（家きん切断用のものを含む。）	五・五%	G／HS／八七		
八二〇一・六〇	刈込みばさみ、両手剪定ばさみその他これらに類する両手ばさみ	三・六%	G／HS／八七		
八二〇一・九〇	その他の農業、園芸又は林業に使用する種類の手道具	三・六%	G／HS／八七		
八二〇二	のこぎり（種類を問わない。）のブレード（切開き用、溝彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む。）及び手のこぎり				
八二〇二・一〇	手のこぎり	四・二%	G／HS／八七		
八二〇二・二〇	帯のこぎりのブレード	三・六%	G／HS／八七		
八二〇二・三〇	サーキュラーソーのブレード（切開き用又は溝彫り用ののこぎりのブレードを含む。）	三・六%	G／HS／八七		
八二〇二・三一	作用する部分に鋼を使用したもの	三・六%	G／HS／八七		
八二〇二・三二	作用する部分にその他の材料を使用したもの	三・六%	G／HS／八七		
八二〇二・四〇	チェーンソーのブレード	三・六%	G／HS／八七		
八二〇二・九一	その他ののこぎりのブレード				
	ストレートソーのブレード（金属加工用のものに限る。）	三・六%	G／HS／八七		
八二〇二・九九	機械式ののこぎりのブレード（ハックソーブレードを除く。）				
八二〇二・二一	ハックソーブレード（厚さが〇・六八ミリメートル以上のものに限る。）	三・六%	G／HS／八七		
	その他のもの				
	やすり、プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やっとこ、ツィーザー、金属切断用ばさみ、パイプ	四・二%	G／HS／八七		
		三・六%	G／HS／八七		

	カッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具	三・六%	G／HS／八七	
八二〇三・一〇	やすりその他これに類する手工具			
八二〇三・二〇	プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やつとこ、ツィーザーその他これらに類する手工具	三・六%	G／HS／八七	
八二〇三・三〇	金属切断用ばさみその他これに類する手工具	三・六%	G／HS／八七	
八二〇三・四〇	パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具	三・六%	G／HS／八七	
八二〇四	スパナー及びレンチ（トルクレンチを含み、手回しのものに限るものとし、タップ回しを除く。）並びに互換性スパナーソケット（ハンドル付きであるかないかを問わない。）及びスパナー及びレンチ（手回しのものに限る。）	三・六%	G／HS／八七	
八二〇四・一	調節式でないもの	三・六%	G／HS／八七	
八二〇四・二	調節式のもの	三・六%	G／HS／八七	
八二〇四・三〇	互換性スパナーソケット（ハンドル付きであるかないかを問わない。）	三・六%	G／HS／八七	
八二〇五	手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（加工機械の附属品及び部分品を除く。）、金敷き、可搬式かじ炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	三・六%	G／HS／八七	
八二〇五・一〇	穴あけ用、ねじ切り用又はねじ立て用の工具	三・六%	G／HS／八七	
八二〇五・二〇	ハンマー及びスレッジハンマー	三・六%	G／HS／八七	
八二〇五・三〇	かんな、のみ、丸のみその他これらに類する刃工具（木工用のものに限る。）	三・六%	G／HS／八七	
八二〇五・四〇	ねじ回し	三・六%	G／HS／八七	
八二〇五・五一	その他の手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含む。） 家庭用のもの	三・六%	G／HS／八七	
八二〇五・五九	その他のもの	三・六%	G／HS／八七	
八二〇五・六〇	トーチランプ	三・六%	G／HS／八七	
八二〇五・七〇	万力、クランプその他これらに類する物品	三・六%	G／HS／八七	
八二〇五・八〇	金敷き、可搬式かじ炉及びフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	三・六%	G／HS／八七	
八二〇五・九〇	手道具又は手工具のセット（この項の二以上の号の製品をセットにしたものに限る。）	三・六%	G／HS／八七	
八二〇六・〇〇	手道具又は手工具のセット（第八二・〇二項から第八二・〇五項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限る。）	三・六%	G／HS／八七	
八二〇七	手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。）	四・八%	G／HS／八七	
八二〇七・一	削岩用又は土壌せん孔用の工具 作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したもの	四・八%	G／HS／八七	
八二〇七・二	作用する部分にその他の材料を使用したもの	四・八%	G／HS／八七	
八二〇七・二〇	金属の引抜き用又は押出し用のダイス	四・二%	G／HS／八七	
八二〇七・三〇	プレス用、型打ち用又は押抜き用の工具	四・二%	G／HS／八七	
八二〇七・四〇	ねじ立て用又はねじ切り用の工具	四・二%	G／HS／八七	

八二〇七・二〇	穴あけ用工具（削岩用のものを除く。）	四・八%	G／HS／八七		
八二〇七・六〇	中ぐり用又はブローチ削り用の工具	四・四%	G／HS／八七		
八二〇七・七〇	フライス削り用工具	五・五%	G／HS／八七		
八二〇七・八〇	切削用工具	四・二%	G／HS／八七		
八二〇七・九〇	その他の互換性工具	四・二%	G／HS／八七		
八二〇八	機械用又は器具用のナイフ及び刃				
八二〇八・一〇	金属加工用のもの	四・二%	G／HS／八七		
八二〇八・二〇	木工用のもの	四・二%	G／HS／八七		
八二〇八・三〇	台所用のもの及び食品工業用の機械に使用するもの	四・二%	G／HS／八七		
八二〇八・四〇	農業用、園芸用又は林業用の機械に使用するもの	四・二%	G／HS／八七		
八二〇八・九〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
八二〇九・〇〇	工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品（焼結した金属炭化物又はサーメットのもので、取り付けてないものに限る。）	五・八%	G／HS／八七		
八二一〇・〇〇	手動式器具（飲食物の調製に使用するもので、重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	四・二%	G／HS／八七		
八二一一	刃を付けたナイフ（剪定ナイフを含み、のこ歯状の刃を有するか有しないかを問わないものとし、第八二・〇八項のナイフを除く。）及びその刃	四・二%	G／HS／八七		
八二一一・一〇	詰合せセットその他のもの	五・五%	G／HS／八七		
八二一一・九一	テーブルナイフ（固定刃のものに限る。）	五・五%	G／HS／八七		
八二一一・九二	その他のナイフ（固定刃のものに限る。）	五・五%	G／HS／八七		
八二一一・九三	その他のナイフ（固定刃のものを除く。）	五・五%	G／HS／八七		
八二一一・九四	刃	四・六%	G／HS／八七		
八二一二	かみそり及びその刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）				
八二一二・一〇	かみそり	一・九%	G／HS／八七		
八二一二・二〇	安全かみそりの刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）	四・八%	G／HS／八七	一枚につき五〇銭	G／HS／八七
八二一三・〇〇	ストリップ状のもの	五・八%	G／HS／八七		
八二一三・九〇	その他のもの	五・五%	G／HS／八七		
八二一四	その他の部分品				
八二一四・一〇	はさみ、テーラースシヤーその他これらに類するはさみ及びこれらの刃	五・五%	G／HS／八七		
八二一四・二〇	その他の刃物（例えば、バリカン、肉切り用又は台所用のクリーバー、チョッパー、ミンシングナイフ及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）	五・八%	G／HS／八七		
八二一四・九〇	その他のもの	五・五%	G／HS／八七		
八二一五	スプーン、フォーク、ひしやく、しやくし、ケーキサーバー、フィッシュナイフ、バターナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具				
八二一五・一〇	詰合せセット（貴金属をめつきした少なくとも一の製品を含むものに限る。）	五・八%	G／HS／八七		
八二一五・二〇	その他の詰合せセット	五・八%	G／HS／八七		
八二一五・九一	その他のもの	八・二%	G／HS／八七		
八二一五・九九	貴金属をめつきしたもの	五・八%	G／HS／八七		
八三〇一	その他のもの				
	卑金属製の錠（かぎを使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）並びに卑金属製の留金				

八三〇一・一〇	及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの卑金属製のかぎ	五・一%	G／HS／八七	
八三〇一・二〇	南京錠	五・一%	G／HS／八七	
八三〇一・三〇	自動車に使用する種類の錠	五・一%	G／HS／八七	
八三〇一・四〇	家具に使用する種類の錠	五・一%	G／HS／八七	
八三〇一・五〇	その他の錠	五・一%	G／HS／八七	
八三〇一・六〇	留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの	五・一%	G／HS／八七	
八三〇一・七〇	部分品	五・一%	G／HS／八七	
	かぎ（単独で提示するものに限る。）			
八三〇二	卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー	五・一%	G／HS／八七	
八三〇二・一〇＊	ちょうつがい	五・一%	G／HS／八七	
八三〇二・二〇＊	キャスター	五・一%	G／HS／八七	
八三〇二・三〇	その他の取付具その他これに類する物品（自動車に適するものに限る。）	五・一%	G／HS／八七	
八三〇二・四〇	その他の取付具その他これに類する物品	三%	G／HS／八七	
八三〇二・四一＊	建築物に適するもの	五・一%	G／HS／八七	
八三〇二・四二＊	その他のもの（家具に適するものに限る。）	五・一%	G／HS／八七	
八三〇二・四九＊	その他のもの	五・一%	G／HS／八七	
八三〇二・五〇	帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具	五・一%	G／HS／八七	
八三〇二・六〇＊	ドアクローザー	五・一%	G／HS／八七	
八三〇三・〇〇	卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品	四・八%	G／HS／八七	
八三〇四・〇〇	卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用具及び机上用品（第九四・〇三項の事務所用の家具を除く。）	四・八%	G／HS／八七	
八三〇五	卑金属製の書類とじ込み用金具、クリップ、レターコーナー、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びストリップ状テープル（例えば、事務用、いす張り用又は梱包用のもの）	五・八%	G／HS／八七	
八三〇五・一〇	書類とじ込み用金具	四・八%	G／HS／八七	
八三〇五・二〇	ストリップ状テープル	四・八%	G／HS／八七	
八三〇五・九〇	その他のもの（部分品を含む。）	四・八%	G／HS／八七	
八三〇六	卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡	四・八%	G／HS／八七	
八三〇六・一〇	ベル、ゴングその他これらに類する物品	四・八%	G／HS／八七	
八三〇六・二	小像その他の装飾品	一〇%	G／HS／八七	
八三〇六・二九	貴金属をめつきしたもの	五・八%	G／HS／八七	
八三〇六・三〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
	額縁その他これに類するフレーム及び鏡			
八三〇七	卑金属製のフレキシブルチューブ（継手があるかないかを問わない。）	五・八%	G／HS／八七	
八三〇七・一〇＊	鉄鋼製のもの	三・六%	G／HS／八七	
八三〇七・九〇＊	その他の卑金属製のもの	四・三%	G／HS／八七	
八三〇八	卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る。）、管リベット、ふたまたリベット、ビーズ及びスパングル	五・八%	G／HS／八七	
八三〇八・一〇	フック、アイ及びアイレット	五・八%	G／HS／八七	

八三〇八・二〇	管リベット及びふたまたリベット	五・八%	G／HS／八七			
八三〇八・九〇	その他のもの（部分品を含む。）					
	ビーズ及びスパングル（貴金属をめつきしたものに限る。）	一〇%	G／HS／八七			
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七			
八三〇九	卑金属製の栓及びふた（王冠、ねじぶた及び注水口用の栓を含む。）、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の附属品					
八三〇九・一〇	王冠	四・九%	G／HS／八七			
八三〇九・九〇	その他のもの	四・八%	G／HS／八七			
八三一〇・〇〇	卑金属製のサインプレート、ネームプレート、アドレスプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章（第九四・〇五項のものを除く。）	四・八%	G／HS／八七			
八三一一	卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。）並びに卑金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒	四・九%	G／HS／八七			
八三一一・一〇	卑金属製の被覆アーク溶接棒（電気アーク溶接に使用するものに限る。）	四・九%	G／HS／八七			
八三一一・二〇	卑金属製の線（しんに充てんしたもので電気アーク溶接に使用するものに限る。）	四・九%	G／HS／八七			
八三一一・三〇	卑金属製の被覆した棒及びしんに充てんした線（炎によるはんだ付け、ろう付け又は溶接に使用するものに限る。）	四・九%	G／HS／八七			
八三一一・九〇	その他のもの（部分品を含む。）	五・八%	G／HS／八七			

八四〇一	原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器	無税	G／HS／八七	六・五%	G／HS／八七	
八四〇一・一〇	原子炉	無税	G／HS／八七	七・二%	G／HS／八七	
八四〇一・二〇	同位体分離用機器及びその部分品	無税	G／HS／八七	六・五%	G／HS／八七	
八四〇一・三〇	核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）	無税	G／HS／八七	七・二%	G／HS／八七	
八四〇一・四〇	原子炉の部分品	無税	G／HS／八七	六・五%	G／HS／八七	
八四〇二	蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー	四・二%	G／HS／八七			
八四〇二・一一	蒸気発生ボイラー					
	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トンを超えるものに限る。）	四・二%	G／HS／八七			
八四〇二・一二	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トン以下のものに限る。）	四・二%	G／HS／八七			
八四〇二・一九	その他の蒸気発生ボイラー（組合せボイラーを含む。）	四・二%	G／HS／八七			
八四〇二・二〇	過熱水ボイラー	四・二%	G／HS／八七			
八四〇二・九〇	部分品	五・七%	G／HS／八七			
八四〇三	セントラルヒーティング用ボイラー（第八四・〇二項のものを除く。）	四・九%	G／HS／八七			
八四〇三・一〇	ボイラー	四・九%	G／HS／八七			
八四〇三・九〇	部分品	五・七%	G／HS／八七			
八四〇四	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。例えば、エコノマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器）及び蒸気原動機用復水器	五・七%	G／HS／八七			
八四〇四・一〇	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。）	五・七%	G／HS／八七			
八四〇四・九〇	蒸気原動機用復水器部分品	五・七%	G／HS／八七			

八四〇五	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）			
八四〇五・一〇	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）			
八四〇五・九〇	部分品			
八四〇六	蒸気タービン			
八四〇六・一	船舶推進用のもの	四・二%	G／HS／八七	
八四〇六・一九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
八四〇六・九〇	部分品	四・二%	G／HS／八七	
八四〇七	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）			
八四〇七・一〇*	航空機用エンジン	五・七%	G／HS／八七	
八四〇七・二	船舶推進用エンジン	四・九%	G／HS／八七	
八四〇七・二九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
八四〇七・三	ピストン式往復動機関（第八七類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。）			
八四〇七・三一	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のもの	五%	G／HS／八七	
八四〇七・三二	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五〇立方センチメートル以下のもの	五%	G／HS／八七	
八四〇七・三三	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	三%	G／HS／八七	
八四〇七・三四	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超えるもの	三%	G／HS／八七	
八四〇七・九〇	その他のエンジン	三%	G／HS／八七	
八四〇八	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）	四・九%	G／HS／八七	
八四〇八・一〇	船舶推進用エンジン	三%	G／HS／八七	
八四〇八・二〇	第八七類の車両の駆動に使用する種類のエンジン	四・九%	G／HS／八七	
八四〇八・九〇*	その他のエンジン	五・七%	G／HS／八七	
八四〇九	第八四・〇七項又は第八四・〇八項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品	四・二%	G／HS／八七	
八四〇九・一〇*	航空機用エンジンのもの	五%	G／HS／八七	
八四〇九・九一	その他のもの	三%	G／HS／八七	
	ピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として使用するもの	無税	G／HS／八七	
八四〇九・九九	自動車用のもの	三%	G／HS／八七	
	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四一〇	液体タービン及び水車並びにこれらの調速機	三%	G／HS／八七	
八四一〇・一一	液体タービン及び水車	無税	G／HS／八七	
	出力が一、〇〇〇キロワット以下のもの	五・七%	G／HS／八七	
八四一〇・一三	出力が一、〇〇〇キロワットを超え一〇、〇〇〇キロワット以下のもの	五・七%	G／HS／八七	
八四一〇・一五	出力が一〇、〇〇〇キロワットを超えるもの	四・二%	G／HS／八七	
八四一〇・九〇	部分品（調速機を含む。）	五%	G／HS／八七	
八四一一	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン			
八四一一・一一*	ターボジェット	五%	G／HS／八七	
	推力が二五キロニュートン以下のもの	五%	G／HS／八七	
八四一一・一二*	推力が二五キロニュートンを超えるもの	五%	G／HS／八七	
	ターボプロペラ			

八四一二・二＊	出力が一、一〇〇キロワット以下のもの	五％	G／HS／八七			
八四一二・二三＊	出力が一、一〇〇キロワットを超えるもの	五％	G／HS／八七			
八四一二・八一＊	その他のガスタービン 出力が五、〇〇〇キロワット以下のもの	四・八％	G／HS／八七			
八四一二・八二＊	出力が五、〇〇〇キロワットを超えるもの	四・八％	G／HS／八七			
八四一二・九一＊	部分品 ターボジェット又はターボプロペラのもの	五％	G／HS／八七			
八四一二・九九＊	その他のもの	四・三％	G／HS／八七			
八四一三	その他の原動機 反動エンジン（ターボジェットを除く。）	四・八％	G／HS／八七			
八四一三・一〇＊	液体原動機 直線運動式（シリンダー式）のもの	五・七％	G／HS／八七			
八四一三・二一＊	その他のもの	四・八％	G／HS／八七			
八四一三・二九＊	気体原動機 直線運動式（シリンダー式）のもの	四・八％	G／HS／八七			
八四一三・三一＊	その他のもの	五％	G／HS／八七			
八四一三・三九＊	その他のもの	四・三％	G／HS／八七			
八四一三・八〇＊	その他のもの	四・八％	G／HS／八七			
八四一三・九〇＊	部分品 液体原動機のもの	四・八％	G／HS／八七			
	その他のもの	五・七％	G／HS／八七			
	航空機用のもの	五％	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	四・八％	G／HS／八七			
八四一三	液体ポンプ（計器付きであるかないかを問わない。）及び液体エレベーター	五・七％	G／HS／八七			
	ポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。）	四・八％	G／HS／八七			
八四一三・二	燃料又は潤滑油の供給用ポンプ	四・八％	G／HS／八七			

八四一三・一九＊	（給油所又は修理場において使用する種類のものに限る。） その他のもの	四・二％	G／HS／八七			
	ギヤポンプ、ベーンポンプ及びスクリューポンプ（油圧ポンプを除く。）	五・七％	G／HS／八七			
	その他のもの	無税	G／HS／八七			
八四一三・二〇＊	ハンドポンプ（第八四一三・一一号又は第八四一三・一九号の物品を除く。）	無税	G／HS／八七			
八四一三・三〇＊	燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ（ピストン式内燃機関用のものに限る。）	五・七％	G／HS／八七			
	ギヤポンプ、ベーンポンプ及びスクリューポンプ（油圧ポンプを除く。）	三・六％	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	三・六％	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
八四一三・四〇＊	コンクリートポンプ	三・六％	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
八四一三・五〇＊	その他の往復容積式ポンプ 油圧ポンプ	五・七％	G／HS／八七			
	その他のもの	三・六％	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
八四一三・六〇＊	その他の回転容積式ポンプ 油圧ポンプ	三・六％	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
	かじ取り倍力装置用のもの（ギヤ式又はベーン式のもので第八七・〇三項の乗用自動車用のものに限る。）	三・六％	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	三・六％	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
	その他のもの ギヤポンプ、ベーンポンプ及びスクリューポンプ	五・七％	G／HS／八七			
	その他のもの	三・六％	G／HS／八七			
八四一三・七〇＊	その他の遠心ポンプ 渦巻ポンプ	無税	G／HS／八七			
	その他のもの	三・六％	G／HS／八七			
	その他のポンプ及び液体エレベーター	三・六％	G／HS／八七			
八四一三・八一＊	ポンプ	三・六％	G／HS／八七			

八四三・八二	液体エレベーター		四・二%	G／HS／八七
	部分品			
八四三・九一＊	ポンプのもの		三・六%	G／HS／八七
八四三・九二	液体エレベーターのもの		四・二%	G／HS／八七
八四一四	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）		無税	G／HS／八七
八四一四・二〇＊	真空ポンプ			
八四一四・二〇＊	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ		三・六%	G／HS／八七
八四一四・三〇	圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。）			
	重量が一、〇〇〇キログラム以下のもの（往復式のものを除く。）		無税	G／HS／八七
	その他のもの		五・七%	G／HS／八七
八四一四・四〇＊	気体圧縮機（けん引用の車輪付きシャシを取り付けたものに限る。）		無税	G／HS／八七
	重量が一、〇〇〇キログラム以下のもの（往復式のものを除く。）		五・七%	G／HS／八七
	その他のもの		無税	G／HS／八七
八四一四・五一＊	ファン			
	卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン（出力が一二五ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。）		四%	G／HS／八七
	その他のもの			
八四一四・五九	自動車用排気タービン過給機		三・六%	G／HS／八七
	その他のもの			
	ピストン式圧縮点火内燃機関用排気タービン過給機		四・二%	G／HS／八七
	その他のもの		無税	G／HS／八七
八四一四・六〇＊	フード（水平面の最大側長が一二〇センチメートル以下のものに限る。）		無税	G／HS／八七
	その他のもの			
八四一四・八〇	気体圧縮機（重量が一、〇〇〇キログラム以下のものに限る。）		五・七%	G／HS／八七
	往復式のもの		無税	G／HS／八七
	その他のもの			
	その他のもの		三・六%	G／HS／八七
八四一四・九〇＊	部分品			
	ファン（第八四一四・五一号のものに限る。）又は自動車用排気タービン過給機のもの		三・六%	G／HS／八七
	その他のもの		無税	G／HS／八七
八四一五	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）		四%	G／HS／八七
	窓又は壁に取り付けるもの（一体構造のものに限る。）		三%	G／HS／八七
八四一五・二〇	定格冷房消費電力が三キロワット以下のもの		無税	G／HS／八七
	その他のもの			
	その他のもの		四%	G／HS／八七
八四一五・八一＊	冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切替え用バルブを自蔵するもの		無税	G／HS／八七
	自動車用のもの及び定格冷房消費電力が三キロワット以下のもの		三%	G／HS／八七
	その他のもの		無税	G／HS／八七
八四一五・八二＊	その他のもの（冷却ユニットを自蔵するものに限る。）		三%	G／HS／八七
	自動車用のもの及び定格冷房消費電力が三キロワット以下のもの		無税	G／HS／八七
	その他のもの			

八四一六	パッケージ型のもの（圧縮式のものに限る。）	三%	G／HS／八七		
八四一五・八三＊	その他のもの	無税	G／HS／八七		
八四一五・九〇＊	冷却ユニットを自蔵しないもの部分品	四%	G／HS／八七		
八四一六	炉用バーナー（液体燃料用、粉砕した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。）及びメカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機その他これらに類する機械部分品	四・二%	G／HS／八七		
八四一六・一〇	液体燃料用の炉用バーナー	四・二%	G／HS／八七		
八四一六・二〇	その他の炉用バーナー（複合型バーナーを含む。）	四・二%	G／HS／八七		
八四一六・三〇	メカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機その他これらに類する機械部分品	四・二%	G／HS／八七		
八四一六・九〇	炉（焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限るものとし、電気炉を除く。）	四・二%	G／HS／八七		
八四一七	炉（鉱石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理用のものに限る。）	四・二%	G／HS／八七		
八四一七・一〇	ベーカリーオーブン（ビスケットオーブンを含む。）	四・二%	G／HS／八七		
八四一七・二〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
八四一七・九〇	部分品	四・二%	G／HS／八七		
八四一八	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。）	二・七%	G／HS／八七		
八四一八・一〇＊	冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）	二・七%	G／HS／八七		
八四一八・二	家庭用冷蔵庫				
八四一八・三	圧縮式のもの	二・七%	G／HS／八七		
八五一八・三	吸収式のもの（電気式のものに限る。）	二・七%	G／HS／八七		

八四一八・二九	その他のもの	二・七%	G／HS／八七		
八四一八・三〇＊	横置き型冷凍庫（容量が八〇〇リットル以下のものに限る。）	二・七%	G／HS／八七		
八四一八・四〇＊	直立型冷凍庫（容量が九〇〇リットル以下のものに限る。）	二・七%	G／HS／八七		
八四一八・五〇	展示用のカウンター、キャビネット、ショーケースその他これらに類する物品（冷蔵又は冷凍の機能を有するものに限る。）	二・七%	G／HS／八七		
八四一八・六一＊	その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ				
＊	圧縮式のもの（凝縮器が熱交換器であるものに限る。）	無税	G／HS／八七		
＊	その他のもの				
八四一八・六九	冷蔵庫及び冷凍庫	二・七%	G／HS／八七		
	アイスクリームフリーザー及び製氷機	三・六%	G／HS／八七		
	その他のもの				
＊	冷蔵用又は冷凍用の機器（重量が一〇〇キログラム以下のものに限る。）	三・六%	G／HS／八七		
＊	その他のもの	無税	G／HS／八七		
八四一八・九一	部分品				
	冷蔵用又は冷凍用の装置を収納するために設計した容器	三・六%	G／HS／八七		
八四一八・九九	その他のもの				
八四一九	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）	三・六%	G／HS／八七		
	瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）				
八四一九・一二	瞬間ガス湯沸器	六%	G／HS／八七		

八四一・九ー一九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四一・九ー二〇	医療用又は理化学用の滅菌器	無税	G／HS／八七	
八四一・九ー三一	乾燥器			
八四一・九ー三二	農産物用のもの	無税	G／HS／八七	
八四一・九ー三九	木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のもの	無税	G／HS／八七	
八四一・九ー四〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四一・九ー五〇＊	蒸留用又は精留用の機器	無税	G／HS／八七	
八四一・九ー六〇	熱交換装置	無税	G／HS／八七	
八四一・九ー八一＊	気体液化装置	無税	G／HS／八七	
八四一・九ー八九	その他の機器	無税	G／HS／八七	
八四一・九ー九〇＊	ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器	無税	G／HS／八七	
八四一・九ー九九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四二〇	部分品	無税	G／HS／八七	
八四三〇・一〇	カレンダーその他のロール機（金属用又はガラス用のものを除く。）及びこれらのシリンダー	四・二%	G／HS／八七	
八四三〇・九一	カレンダーその他のロール機のシリンダー	四・二%	G／HS／八七	
八四三〇・九九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
八四三一	部分品	無税	G／HS／八七	
八四三二・一一	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機	無税	G／HS／八七	
八四三二・一二	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）			
八四三二・一九＊	クリーム分離機	四・二%	G／HS／八七	
八四三二・二一	衣類脱水機	無税	G／HS／八七	
八四三二・二九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四三二・三一＊	液体のろ過機及び清浄機			
八四三二・三二	水のろ過用又は清浄用のもの	無税	G／HS／八七	
八四三二・三九	飲料（水を除く。）のろ過用又は清浄用のもの	無税	G／HS／八七	
八四三二・三三	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機			
八四三二・三九	自動車用のもの	四・二%	G／HS／八七	
＊	その他のもの	無税	G／HS／八七	

八四三二・二九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
＊	自動車用のもの	無税	G／HS／八七	
八四三二・三一＊	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四三二・三九＊	気体のろ過機及び清浄機			
八四三二・九一	内燃機関の吸気用のろ過機	四・二%	G／HS／八七	
八四三二・九九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四三三	部分品			
	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）のもの	四・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
	自動車用のもの	四・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四三三・一一	皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充てん用、封口用、封止用、口金取付け用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）その他の包装機械及び飲料用の炭酸ガス注入機	四・九%	G／HS／八七	
八四三三・一九	皿洗機	三・九%	G／HS／八七	
八四三三・二〇	家庭用のもの	三・九%	G／HS／八七	
八四三三・三〇	その他のもの	三・九%	G／HS／八七	
八四三三・四〇	清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）充てん用、封口用、封止用、口金取付け用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）及び飲料用の炭酸ガス注入機	三・九%	G／HS／八七	
八四三三・九〇	その他の包装機械	三・九%	G／HS／八七	
八四三三	部分品	三・九%	G／HS／八七	
	重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを除く。）及び分銅	三・九%	G／HS／八七	
八四三三・一〇	体重測定機器（乳児用はかりを含む。）及び家庭用はかり	四・二%	G／HS／八七	

八四三・二〇	コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり	四・二%	G／HS／八七		
八四三・三〇	定量はかり及び袋又は容器の中へあらかじめ決めた重さの材料を送り出すためのはかり（ホッパースケールを含む。）	四・二%	G／HS／八七		
八四三・八一	その他の重量測定機器 最大ひよう量が三〇キログラム以下のもの	四・二%	G／HS／八七		
八四三・八二	最大ひよう量が三〇キログラムを超え五、〇〇〇キログラム以下のもの	四・二%	G／HS／八七		
八四三・八九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
八四三・九〇	分銅及び重量測定機器の部分品	四・二%	G／HS／八七		
八四四	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	四・二%	G／HS／八七		
八四四・一〇＊	消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）	四・二%	G／HS／八七		
八四四・二〇	スプレーガンその他これに類する機器	四・二%	G／HS／八七		
八四四・三〇	蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	四・二%	G／HS／八七		
八四四・四〇	その他の機器 農業用又は園芸用のもの	無税	G／HS／八七		
八四四・八一	その他のもの ニューマチックマシン	四・二%	G／HS／八七		
八四四・八九	その他のもの	無税	G／HS／八七		
八四四・九〇	部分品	四・二%	G／HS／八七		
八四四五	プーリータックル、ホイスト（スキップホイストを除く。）、ウインチ、キャプスタン及びジャッキ プーリータックル及びホイスト（スキップホイスト及び車両持上げに使用する種類のホイストを除く。）	四・二%	G／HS／八七		
八四五・一一＊	電動機により作動するもの	四・九%	G／HS／八七		
八四五・一九＊	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
八四五・二〇	ウインチ（地下で使用するために特に設計したものに限る。）及び坑口巻上装置	四・九%	G／HS／八七		
八四五・三一＊	その他のウインチ及びキャプスタン 電動機により作動するもの	四・九%	G／HS／八七		
八四五・三九＊	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
八四五・四一	ジャッキ及び車両持上げに使用する種類のホイスト 据付け式ジャッキ装置（修理場において使用する種類のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
八四五・四二＊	その他のジャッキ及びホイスト（液圧式のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
八四五・四九＊	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
八四六	デリック、クレーン（ケーブルクレーンを含む。）、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業トラック	四・九%	G／HS／八七		
八四六・一一	天井クレーン、トランスポータークレーン、ガントリークレーン、橋型クレーン、移動式リフティングフレーム及びストラッドルキャリヤー 固定した支持物に取り付けた天井クレーン	四・九%	G／HS／八七		
八四六・一二	タイヤ付き移動式リフティングフレーム及びストラッドルキャリヤー	四・九%	G／HS／八七		
八四六・一九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
八四六・二〇	タワークレーン	四・九%	G／HS／八七		
八四六・三〇	門形ジブクレーン	四・九%	G／HS／八七		

八四二六・四一	その他の機械（自走式のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七	
八四二六・四九	タイヤ付きのもの	四・九%	G／HS／八七	
	その他のもの			
八四二六・九一	その他の機械			
	道路走行車両に装備するために設計したもの	四・九%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
八四二六・九九＊	フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック			
八四二七	自走式トラック（電動機により作動するものに限る。）	四・八%	G／HS／八七	
八四二七・一〇	その他の自走式トラック	四・八%	G／HS／八七	
八四二七・九〇	その他のトラック	四・九%	G／HS／八七	
八四二八	その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー）			
	昇降機及びスキップホイスト	四・九%	G／HS／八七	
八四二八・一〇＊	ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ	四・九%	G／HS／八七	
八四二八・二〇＊	その他の連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七	
八四二八・三一	地下で使用するために特に設計したもの	四・九%	G／HS／八七	
八四二八・三三	その他のもの（バケット型のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七	
八四二八・三五＊	その他のもの（ベルト型のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七	
八四二八・三九＊	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
八四二八・四〇	エスカレーター及び移動式歩道	四・九%	G／HS／八七	
八四二八・五〇	鉱山用貨車押し機、機関車又は貨車の還車台、貨車傾転装置その他これらに類する鉄道貨車取扱機器	四・九%	G／HS／八七	
八四二八・六〇	ロープウェー、いすリフト、スキーの引き綱及びケーブルカー用けん引装置	四・九%	G／HS／八七	

八四二八・九〇＊	その他の機械	四・九%	G／HS／八七	
八四二九	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。）			
	ブルドーザー及びアングルドーザー			
八四二九・一一	無限軌道式のもの	四・二%	G／HS／八七	
八四二九・一九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
八四二九・二〇	地ならし機	四・二%	G／HS／八七	
八四二九・三〇	スクレーパー	四・九%	G／HS／八七	
八四二九・四〇	突固め用機械及びロードローラー			
八四二九・五一	突固め用機械			
	ロードローラー			
八四二九・五二	メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー			
	フロントエンド型ショベルローダー			
八四二九・五九	上部構造が三六〇度回転するもの	無税	G／HS／八七	
八四二九・六九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四三〇	その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機			
	くい打ち機及びくい抜き機	四・二%	G／HS／八七	
八四三〇・一〇	除雪機	四・二%	G／HS／八七	
八四三〇・二〇	コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機			
	自走式のもの	四・九%	G／HS／八七	
八四三〇・三一	その他のもの	三・七%	G／HS／八七	
八四三〇・三九	その他のせん孔用又は掘削用の機械			
	自走式のもの	無税	G／HS／八七	
八四三〇・四一	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
八四三〇・四九				

八四三〇・五〇	その他の機械（自走式のものに限る。）	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七	四・二％
八四三〇・六一	その他の機械（自走式のものを除く。）					
八四三〇・六二	突固め用機械	四・二％	G／HS／八七	四・二％	G／HS／八七	四・二％
八四三〇・六九	スクレーパー	四・二％	G／HS／八七	四・二％	G／HS／八七	四・二％
八四三一	その他のもの	四・二％	G／HS／八七	四・二％	G／HS／八七	四・二％
	第八四・二五項から第八四・三〇項までの機械に専ら又は主として使用する部分品					
八四三一・一〇	第八四・二五項の機械のもの	四・九％	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七	四・二％
八四三一・二〇	第八四・二七項の機械のもの	四・九％	G／HS／八七	四・八％	G／HS／八七	四・二％
	第八四・二八項の機械のもの					
八四三一・三一	昇降機、スキップホイスト又はエスカレーターのもの	四・九％	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七	四・二％
八四三一・三九	その他のもの	四・九％	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七	四・二％
	第八四・二六項、第八四・二九項又は第八四・三〇項の機械のものバケット、ショベル、グラブ及びグリップ					
八四三一・四一	ブルドーザー又はアングルドーザーのブレード	三・六％	G／HS／八七	三・六％	G／HS／八七	四・二％
八四三一・四二	第八四三〇・四一号又は第八四三〇・四九号のせん孔用又は掘削用の機械の部分品	三・六％	G／HS／八七	三・六％	G／HS／八七	四・二％
八四三一・四三	その他のもの	三・六％	G／HS／八七	三・六％	G／HS／八七	四・二％
八四三一・四九	第八四・二六項の機械のもの	四・九％	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七	四・二％
	その他のもの	三・六％	G／HS／八七	三・六％	G／HS／八七	四・二％
八四三二	農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー	四・九％	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七	四・二％
八四三二・一〇	プラウ	三・六％	G／HS／八七	三・六％	G／HS／八七	四・二％
	ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー	三・六％	G／HS／八七	三・六％	G／HS／八七	四・二％
八四三二・二一	ディスクハロー	四・九％	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七	四・二％
八四三二・二九	その他のもの	三・六％	G／HS／八七	三・六％	G／HS／八七	四・二％
八四三二・三〇	播種機、植付け機及び移植機（は）	四・九％	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七	四・二％
八四三二・四〇	肥料散布機	四・九％	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七	四・二％
八四三二・八〇	その他の機械	四・九％	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七	四・二％
八四三二・九〇	部分品	四・九％	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七	四・二％
八四三三	収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベーラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第八四・三七項の機械を除く。）	四・九％	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七	四・二％
八四三三・一一	芝生用、公園用又は運動場用の草刈機	四・九％	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七	四・二％
八四三三・一九	動力駆動式のもの（水平面上を回転して刈り込む装置を有するものに限る。）	四・九％	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七	四・二％
八四三三・二〇	その他のもの	四・九％	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七	四・二％
	その他の草刈機（トラクター装着用のカッターバーを含む。）	六％	G／HS／八七	六％	G／HS／八七	四・二％
八四三三・三〇	その他の乾草製造用機械	六％	G／HS／八七	六％	G／HS／八七	四・二％
八四三三・四〇	わら用又は牧草用のベーラー（ピックアップベーラーを含む。）	六％	G／HS／八七	六％	G／HS／八七	四・二％
	その他の収穫機及び脱穀機	六％	G／HS／八七	六％	G／HS／八七	四・二％
八四三三・五一	コンバイン	六％	G／HS／八七	六％	G／HS／八七	四・二％
八四三三・五二	その他の脱穀機	六％	G／HS／八七	六％	G／HS／八七	四・二％
八四三三・五三	根菜類又は塊茎の収穫機	六％	G／HS／八七	六％	G／HS／八七	四・二％
八四三三・五九	その他のもの	六％	G／HS／八七	六％	G／HS／八七	四・二％
八四三三・六〇	卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械	六％	G／HS／八七	六％	G／HS／八七	四・二％
八四三三・九〇	部分品	六％	G／HS／八七	六％	G／HS／八七	四・二％
八四三四	搾乳機及び酪農機械	四・二％	G／HS／八七	四・二％	G／HS／八七	四・二％
八四三四・一〇	搾乳機	四・二％	G／HS／八七	四・二％	G／HS／八七	四・二％
八四三四・二〇	酪農機械	四・二％	G／HS／八七	四・二％	G／HS／八七	四・二％
八四三四・九〇	部分品	四・二％	G／HS／八七	四・二％	G／HS／八七	四・二％
八四三五	プレス、破砕機その他これらに類する機械（ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る。）	四・二％	G／HS／八七	四・二％	G／HS／八七	四・二％
八四三五・一〇	機械	四・二％	G／HS／八七	四・二％	G／HS／八七	四・二％
八四三五・九〇	部分品	四・二％	G／HS／八七	四・二％	G／HS／八七	四・二％

八四三六	その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂用の機械（機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家きんのふ卵器及び育すう器	四・二%	G／HS／八七		
八四三六・一〇	飼料調製用機械				
	家きんの飼育器、ふ卵器及び育すう器	四・二%	G／HS／八七		
八四三六・二一	家きんのふ卵器及び育すう器	四・二%	G／HS／八七		
八四三六・二九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
八四三六・八〇	その他の機械				
	部分品				
八四三六・九一	家きんの飼育器、ふ卵器又は育すう器のもの	四・二%	G／HS／八七		
八四三六・九九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
八四三七	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械（農場用のものを除く。）	四・二%	G／HS／八七		
八四三七・一〇	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械	四・二%	G／HS／八七		
八四三七・九〇	その他の機械	四・二%	G／HS／八七		
八四三八	部分品				
	飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）	五・七%	G／HS／八七		
八四三八・一〇	ベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品の製造機械	四・九%	G／HS／八七		
八四三八・三〇	菓子、ココア又はチョコレートの製造機械	五・六%	G／HS／八七		
八四三八・三〇	砂糖製造機械	五・五%	G／HS／八七		
八四三八・四〇	醸造用機械	五・五%	G／HS／八七		
八四三八・五〇	肉又は家きんの調製用機械	五・五%	G／HS／八七		
八四三八・六〇	果実、ナット又は野菜の調製用機械	五・五%	G／HS／八七		
八四三八・八〇	その他の機械	五・五%	G／HS／八七		
八四三八・九〇	部分品				
八四三九	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械	五・五%	G／HS／八七		
八四三九・一〇	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械	四・二%	G／HS／八七		
八四三九・二〇	紙又は板紙の製造機械	四・九%	G／HS／八七		
八四三九・三〇	紙又は板紙の仕上げ用機械	四・二%	G／HS／八七		
八四三九・九一	部分品				
	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械のもの	四・二%	G／HS／八七		
八四三九・九九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
八四四〇	製本用機械（製本ミシンを含む。）	六%	G／HS／八七		
八四四〇・一〇	機械	六%	G／HS／八七		
八四四〇・九〇	部分品	六%	G／HS／八七		
八四四一	その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械（切断機を含む。）	無税	G／HS／八七		
八四四一・一〇	切断機	無税	G／HS／八七		
八四四一・二〇	袋又は封筒の製造機械	無税	G／HS／八七		
八四四一・三〇	箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械（型を使用する成形により製造する機械を除く。）	無税	G／HS／八七		
八四四一・四〇	製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械（型を使用するものに限る。）	無税	G／HS／八七		
八四四一・八〇	その他の機械	無税	G／HS／八七		
八四四一・九〇	部分品	無税	G／HS／八七		
八四四三	活字鋳造用又は植字用の機器及びブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第八四・五六項から第八四・六五項までの加工機械を除く。）、活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の	四・二%	G／HS／八七		

八四四二・一〇	調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	四・二%	G／HS／八七		
八四四二・二〇	写真植字機				
	その他の植字用機器（活字鋳造用装置を有するか有しないかを問わない。）	四・二%	G／HS／八七		
八四四二・三〇	その他の機器	四・二%	G／HS／八七		
八四四二・四〇	第八四四二・一〇号、第八四四二・二〇号又は第八四四二・三〇号の機器の部分品	四・二%	G／HS／八七		
八四四二・五〇	活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	四・二%	G／HS／八七		
八四四三	印刷機及び印刷用補助機械				
八四四三・一一	オフセット印刷機				
	巻紙式のもの				
八四四三・一二	枚葉式で事務所用のもの（シートサイズが縦二二センチメートル、横三六センチメートル以下のものに限る。）	四・二%	G／HS／八七		
八四四三・一九	その他のもの				
	自動枚葉式のもの	六%	G／HS／八七		
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
	凸版印刷機（フレキソ印刷機を除く。）				
八四四三・二一	巻紙式のもの	四・二%	G／HS／八七		
八四四三・二九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
八四四三・三〇	フレキソ印刷機	四・二%	G／HS／八七		
八四四三・四〇	グラビア印刷機	四・二%	G／HS／八七		
八四四三・五〇	その他の印刷機	四・二%	G／HS／八七		
八四四三・六〇	印刷用補助機械	六%	G／HS／八七		
八四四三・九〇	部分品	四・二%	G／HS／八七		

八四四四・〇〇	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機	四・二%	G／HS／八七		
八四四五	紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及び第八四・四六項又は第八四・四七項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械				
八四四五・一一	カード	四・九%	G／HS／八七		
八四四五・一二	コーマ	四・九%	G／HS／八七		
八四四五・一三	練条機及び粗紡機	四・九%	G／HS／八七		
八四四五・一九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
八四四五・二〇	精紡機	四・九%	G／HS／八七		
八四四五・三〇	合糸機及びねん糸機	四・九%	G／HS／八七		
八四四五・四〇	糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及びかせ機	四・九%	G／HS／八七		
八四四五・九〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
八四四六	織機				
八四四六・一〇	織幅が三〇センチメートル以下のもの	四・九%	G／HS／八七		
八四四六・二九	織幅が三〇センチメートルを超えるもの（シャットル式のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
八四四六・三〇	力織機	四・九%	G／HS／八七		
八四四七	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
	織幅が三〇センチメートルを超えるもの（シャットル式のものを除く。）	四・九%	G／HS／八七		
	編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゆう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械				
八四四七・一一	丸編機				
	シリンダーの直径が一六五ミリメートル以下のもの	四・九%	G／HS／八七		

八四四七・二三	シリンダーの直径が一六五ミリメートルを超えるもの	四・九%	G／HS／八七	
八四四七・三〇	平型編機及びステッチボンディングマシン	四・九%	G／HS／八七	
八四四七・九〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
八四四八	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャットル交換機）並びに第八四・四四項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針）			
八四四八・一	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械			
	ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙裁断機、写彫機、紋彫り機及び編成機	四・九%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
八四四八・一九	第八四・四四項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	四・九%	G／HS／八七	
八四四八・二〇	第八四・四五項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	四・九%	G／HS／八七	
八四四八・三一	針布	四・九%	G／HS／八七	
八四四八・三三	紡績準備機械のもの（針布を除く。）	四・九%	G／HS／八七	
八四四八・三三	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー	四・九%	G／HS／八七	
八四四八・三九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
	織機又はその補助機械の部分品及び附属品			
八四四八・四一	シャットル	四・九%	G／HS／八七	
八四四八・四三	織機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム	四・九%	G／HS／八七	
八四四八・四九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
八四四八・五一	第八四・四七項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品			
	シンカー、針その他の物品（編目の編成に使用するものに限る。）			
八四四八・五九	メリヤス針	五・八%	G／HS／八七	
八四四九・〇〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
八四五〇	フェルト又は不織布（成形したものを含む。）の製造用又は仕上げ用の機械（フェルト帽子の製造機械を含む。）及び帽子の製造用の型	四・九%	G／HS／八七	
	家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。）			
八四五〇・一一	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七	
八四五〇・一二	全自動のもの	四・九%	G／HS／八七	
	その他のもの（遠心式脱水機を自蔵するものに限る。）	四・九%	G／HS／八七	
八四五〇・一九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
八四五〇・二〇	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラムを超えるものに限る。）	四・九%	G／HS／八七	
八四五〇・九〇	部分品	四・九%	G／HS／八七	
八四五一	洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フュージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第八四・五〇項の機械を除く。）、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械	四・九%	G／HS／八七	

八四五一・一〇	ドライクリーニング機	六%	G／HS／八七	
八四五一・二一	乾燥機			
	一回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のもの	六%	G／HS／八七	
八四五一・二九	その他のもの	六%	G／HS／八七	
八四五一・三〇	アイロンがけ用機械及びプレス（フュージングプレスを含む。）	六%	G／HS／八七	
八四五一・四〇	洗浄用、漂白用又は染色用の機械	六%	G／HS／八七	
八四五一・五〇	紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械	四・九%	G／HS／八七	
八四五一・八〇	その他の機械			
	清浄用（ドライクリーニング用のものを除く。）、絞り用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限る。）のもの	六%	G／HS／八七	
	その他のもの	六%	G／HS／八七	
八四五一・九〇	部分品			
	洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フュージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限る。）のもの	六%	G／HS／八七	
	その他のもの	六%	G／HS／八七	
八四五二	ミシン（第八四・四〇項の製本ミシンを除く。）、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー	四・九%	G／HS／八七	
八四五二・一〇	家庭用ミシン	四・九%	G／HS／八七	
	その他のミシン			
	自動式のもの			
八四五二・二一	単針直線縫いのもの	四・九%	G／HS／八七	
八四五二・二九	その他のもの	六%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	単針直線縫いのもの	四・九%	G／HS／八七	
八四五二・三〇	その他のもの	六%	G／HS／八七	
八四五二・四〇	ミシン針	三・九%	G／HS／八七	
八四五二・九〇	ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品	四・九%	G／HS／八七	
八四五三	ミシンのその他の部分品	四・九%	G／HS／八七	
八四五三・一〇	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械（ミシンを除く。）	六・八%	G／HS／八七	
八四五三・二〇	なめし用機械及び加工機械	六・八%	G／HS／八七	
八四五三・八〇	履物の製造機械及び修理機械	六・八%	G／HS／八七	
八四五三・九〇	その他の機械	六・八%	G／HS／八七	
八四五四	部分品	四・二%	G／HS／八七	
八四五四・一〇	転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機（冶金又は金属鋳造に使用する種類のものに限る。）	四・二%	G／HS／八七	
八四五四・二〇	転炉	四・二%	G／HS／八七	
八四五四・九〇	インゴット用鋳型及び取鍋	四・二%	G／HS／八七	
八四五五	鋳造機	四・二%	G／HS／八七	
八四五五・一〇	部分品	四・二%	G／HS／八七	
八四五五・二一	金属圧延機及びそのロール	四・二%	G／HS／八七	
八四五五・二二	管圧延機	四・二%	G／HS／八七	
八四五五・二三	その他の圧延機			
八四五五・二五	熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせたもの	四・二%	G／HS／八七	
八四五五・二九	冷間圧延のもの	四・二%	G／HS／八七	
八四五五・三〇	圧延機用ロール	四・二%	G／HS／八七	
八四五五・九〇	その他の部分品	四・二%	G／HS／八七	
八四五六	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械	四・二%	G／HS／八七	

八四五六・一〇	レーザーその他の光子ビームによるもの	無税	G／HS／八七		
八四五六・二〇	超音波によるもの	六％	G／HS／八七		
八四五六・三〇	放電によるもの	無税	G／HS／八七		
八四五六・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七		
八四五七	金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン	無税	G／HS／八七		
八四五七・一〇	マシニングセンター	無税	G／HS／八七		
八四五七・二〇	ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）	無税	G／HS／八七		
八四五七・三〇	マルチステーショントランスファーマシン	無税	G／HS／八七		
八四五八	旋盤（金属切削用のものに限る。）				
八四五八・一一	横旋盤				
八四五八・一九	数値制御式のもの	無税	G／HS／八七		
	その他のもの				
	普通施盤（ベッド上の振りが一、〇〇〇ミリメートル以上のものに限る。）、単軸自動施盤（棒材用のものに限る。）及び自動ならい施盤	五・四％	G／HS／八七		
	その他のもの	無税	G／HS／八七		
八四五八・九一	その他の旋盤				
八四五八・九九	数値制御式のもの	無税	G／HS／八七		
八四五九	その他のもの	四・六％	G／HS／八七		
	金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第八四・五八項の旋盤を除く。）	無税	G／HS／八七		
八四五九・一〇	ウェイタイプユニットヘッド機	無税	G／HS／八七		
八四五九・二一	その他のボール盤				
八四五九・二九	数値制御式のもの	無税	G／HS／八七		
	その他のもの	無税	G／HS／八七		

八四五九・三一	その他の中ぐりフライス盤				
八四五九・三九	数値制御式のもの	無税	G／HS／八七		
八四五九・四〇	その他のもの	無税	G／HS／八七		
	その他の中ぐり盤	無税	G／HS／八七		
八四五九・五一	ひざ形フライス盤				
八四五九・五九	数値制御式のもの	無税	G／HS／八七		
	その他のもの	無税	G／HS／八七		
	万能工具フライス盤及びならいフライス盤	四・二％	G／HS／八七		
	その他のもの	無税	G／HS／八七		
八四五九・六一	その他のフライス盤				
八四五九・六九	数値制御式のもの	無税	G／HS／八七		
	その他のもの	五・四％	G／HS／八七		
	プラノミラー	無税	G／HS／八七		
	その他のもの	無税	G／HS／八七		
八四五九・七〇	その他のねじ切り盤及びねじ立て盤	無税	G／HS／八七		
八四六〇	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属、焼結した金属炭化物又はサーメットを加工するものに限るものとし、第八四・六一項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）	無税	G／HS／八七		
八四六〇・一二	平面研削盤（軸の位置決めが〇・〇一ミリメートル以内の精度でできるものに限る。）	三・三％	G／HS／八七		
八四六〇・一九	数値制御式のもの	無税	G／HS／八七		
	その他のもの	無税	G／HS／八七		
八四六〇・二一	その他の研削盤（軸の位置決めが〇・〇一ミリメートル以内の精度でできるものに限る。）	無税	G／HS／八七		
八四六〇・二九	数値制御式のもの	無税	G／HS／八七		
	その他のもの	無税	G／HS／八七		
八四六〇・三一	ねじ研削盤	無税	G／HS／八七		
	その他のもの	無税	G／HS／八七		
	工具研削盤				
	数値制御式のもの	無税	G／HS／八七		

八四五〇・三九	その他のもの	無税	G／HS／八七			
八四五〇・四〇	ホーニング盤及びラップ盤	無税	G／HS／八七			
八四五〇・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七			
八四六一	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属、焼結した金属炭化物又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	五・四%	G／HS／八七			
八四六一・一〇	平削り盤	無税	G／HS／八七			
八四六一・二〇	形削り盤及び立削り盤	五・四%	G／HS／八七			
八四六一・三〇	ブローチ盤	無税	G／HS／八七			
八四六一・四〇	歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤	無税	G／HS／八七			
八四六一・五〇	金切り盤及び切断器	無税	G／HS／八七			
八四六一・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七			
八四六二	鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）	無税	G／HS／八七			
八四六三・一〇	鍛造機及びダイスタンピングマシン（プレスを含む。）並びにハンマー	無税	G／HS／八七			
	ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン（プレスを含む。）	無税	G／HS／八七			
八四六三・二一	数値制御式のもの	無税	G／HS／八七			
八四六三・二九	その他のもの	無税	G／HS／八七			
八四六三・三一	パンチングマシン及びノッチングマシン（パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを含む。）	無税	G／HS／八七			
八四六三・三九	その他のもの	無税	G／HS／八七			
八四六三・四一	数値制御式のもの	無税	G／HS／八七			
八四六三・四九	その他のもの	無税	G／HS／八七			
八四六三・九一	液圧プレス	無税	G／HS／八七			
八四六三・九九	その他のもの	無税	G／HS／八七			
八四六三	その他の加工機械（金属、焼結した金属炭化物又はサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。）	無税	G／HS／八七			
八四六三・一〇	引抜き機（棒、管、形材、線その他これらに類する物品用のものに限る。）	無税	G／HS／八七			
八四六三・二〇	ねじ転造盤	無税	G／HS／八七			
八四六三・三〇	線の加工機械	三・三%	G／HS／八七			
	ばね成形機（数値制御式のものを除く。）	無税	G／HS／八七			
	その他のもの	無税	G／HS／八七			
八四六三・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七			
八四六四	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械	四・二%	G／HS／八七			
八四六四・一〇	のこ盤	四・二%	G／HS／八七			
八四六四・二〇	研削盤及び研磨盤	四・二%	G／HS／八七			
八四六四・九〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七			
八四六五	木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）					
八四六五・一〇	二以上の加工機能を有する機械（それぞれの機能を果たすために					

工具交換を要しないものに限る。）					
八四六五・九一	その他のもの	六%	G／HS／八七		
八四六五・九二	のこ盤	六%	G／HS／八七		
	平削り盤及びフライス盤並びにモールダー（切削加工を行うものに限る。）	六%	G／HS／八七		
八四六五・九三	研削盤及び研磨盤	六%	G／HS／八七		
八四六五・九四	ベンディングマシン及び組立て用機械	六%	G／HS／八七		
八四六五・九五	ボール盤及びほぞ穴盤	六%	G／HS／八七		
八四六五・九六	ひき割り機、薄切り機及び削り機	六%	G／HS／八七		
八四六五・九九	その他のもの	六%	G／HS／八七		
八四六六	第八四・五六項から第八四・六五項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツールホルダー				
八四六六・一〇	ツールホルダー及び自動開きダイヘッド	四・二%	G／HS／八七		
八四六六・二〇	工作物保持具	四・二%	G／HS／八七		
八四六六・三〇	割出台その他の特殊な附属装置（加工機械用のものに限る。）	四・二%	G／HS／八七		
八四六六・九一	その他のもの 第八四・六四項の機械に使用するもの	四・二%	G／HS／八七		
八四六六・九二	第八四・六五項の機械に使用するもの	四・二%	G／HS／八七		
八四六六・九三	第八四・五六項から第八四・六一項までの機械に使用するもの	四・二%	G／HS／八七		
八四六六・九四	第八四・六二項又は第八四・六三項の機械に使用するもの	四・二%	G／HS／八七		
八四六七	手持工具（ニューマチックツール又は電気式でない原動機を自蔵するものに限る。） ニューマチックツール				
八四六七・一	回転工具（回転衝撃式工具を含む。）	四・二%	G／HS／八七		
八四六七・一九	その他のもの その他の工具	四・二%	G／HS／八七		
八四六七・八一	チェーンソー	三・六%	G／HS／八七		
八四六七・八九	その他のもの 部分品	三・六%	G／HS／八七		
八四六七・九一	チェーンソーのもの	四・二%	G／HS／八七		
八四六七・九二	ニューマチックツールのもの	四・二%	G／HS／八七		
八四六七・九九	その他のもの	三・六%	G／HS／八七		
八四六八	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができるかできないかを問わないものとし、第八五・一五項のものを除く。）及びガス式の表面熱処理用機器				
八四六八・一〇	手持ち式トーチ	四・二%	G／HS／八七		
八四六八・二〇	その他のガス式の機器	四・二%	G／HS／八七		
八四六八・八〇	その他の機器	四・八%	G／HS／八七		
八四六八・九〇	部分品	四・二%	G／HS／八七		
八四六九	タイプライター及びワードプロセッサ				
八四六九・一〇	自動タイプライター及びワードプロセッサ	四・二%	G／HS／八七		
八四六九・二一	その他のタイプライター（電動式のものに限る。） 重量（ケースの重量を除く。）が一二キログラム以下のもの	四・九%	G／HS／八七		
八四六九・二九	その他のもの その他のタイプライター（電動式のものを除く。）	四・九%	G／HS／八七		
八四六九・三一	重量（ケースの重量を除く。）が一二キログラム以下のもの	四・二%	G／HS／八七		
八四六九・三九	その他のもの 計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械 電子式計算機（外部の電源を必要としないものに限る。）	四・二%	G／HS／八七		
八四七〇・一〇		四・九%	G／HS／八七		

八四七〇・二二	その他の電子式計算機	四・九%	G／HS／八七	
八四七〇・二九	印字機構を有するもの	四・九%	G／HS／八七	
八四七〇・三〇	その他のもの	三・六%	G／HS／八七	
八四七〇・四〇	その他の計算機	無税	G／HS／八七	
八四七〇・五〇	会計機	無税	G／HS／八七	
八四七〇・九〇	金銭登録機	四・九%	G／HS／八七	
八四七一	その他のもの 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）	四・九%	G／HS／八七	
八四七一・一〇*	アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械	四・九%	G／HS／八七	
八四七一・二〇*	ディジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているものに限るものとし、入力装置と出力装置とが一体となつているかいないかを問わない。）	四・九%	G／HS／八七	
八四七一・九一*	その他のもの ディジタル式処理装置（記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているものを含むものとし、システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）	四・九%	G／HS／八七	
八四七一・九二*	入力装置及び出力装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないか及び同一のハウジングに記憶装置を収納しているかいないかを問わない。）	四・九%	G／HS／八七	
八四七一・九三*	記憶装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）	六%	G／HS／八七	
八四七一・九九	その他のもの その他の事務用機器（例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機）	四・二%	G／HS／八七	
八四七二・一〇	謄写機 あて名印刷機及びアドレスプレートの型押し機械	無税	G／HS／八七	
八四七二・三〇	郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯がけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械	無税	G／HS／八七	
八四七三・九〇	その他のもの 第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）	四・二%	G／HS／八七	
八四七三・一〇	第八四・六九項の機械の部分品及び附属品	四・二%	G／HS／八七	
八四七三・二一	第八四・七〇項の機械の部分品及び附属品 第八四七〇・一〇号、第八四七〇・二一号又は第八四七〇・二九号の電子式計算機のもの	四・九%	G／HS／八七	
八四七三・二九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
八四七三・三〇	第八四・七一項の機械の部分品及び附属品 自動データ処理機械又はこれを構成する機器のもの	四・九%	G／HS／八七	
八四七三・四〇	その他のもの 第八四・七二項の機械の部分品及び附属品	四・二%	G／HS／八七	
八四七四	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉砕機、混合機及び捏和機（固体状、粉状又はペースト	四・二%	G／HS／八七	

八四七四・一〇	状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。）並びに鋳物用砂型の造型機	四・二%	G／HS／八七	
八四七四・二〇	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機	四・二%	G／HS／八七	
八四七四・三一	破砕機及び粉砕機	四・二%	G／HS／八七	
八四七四・三二	混合機及び捏和機	四・二%	G／HS／八七	
八四七四・三三	コンクリート又はモルタルの混合機	四・二%	G／HS／八七	
八四七四・三九	鉱物性物質とビチューメンとの混合機	四・二%	G／HS／八七	
八四七四・八〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
八四七四・九〇	その他の機械	四・二%	G／HS／八七	
八四七五	部分品	四・二%	G／HS／八七	
八四七五・一〇	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	四・二%	G／HS／八七	
八四七五・二〇	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械	四・二%	G／HS／八七	
八四七五・九〇	ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	四・二%	G／HS／八七	
八四七六	部分品	四・二%	G／HS／八七	
八四七六・一二	物品の自動販売機（例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。）	四・八%	G／HS／八七	
八四七六・一九	自動販売機	四・八%	G／HS／八七	
八四七六・九〇	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	四・八%	G／HS／八七	
八四七七	その他のもの	四・八%	G／HS／八七	
	部分品			
	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）			
八四七七・一〇	射出成形機	四・二%	G／HS／八七	
八四七七・二〇	押出成形機	四・二%	G／HS／八七	
八四七七・三〇	吹込み成形機	四・二%	G／HS／八七	
八四七七・四〇	真空成形機及びその他の熱成形機	四・二%	G／HS／八七	
	その他の機械（成形用機械に限る。）			
八四七七・五一	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの	四・二%	G／HS／八七	
八四七七・五九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
八四七七・八〇	その他の機械	四・八%	G／HS／八七	
八四七七・九〇	部分品			
八四七八・一〇	第八四七七・一〇号から第八四七七・五九号までの機械のもの及び第八四七七・八〇号の捏和機のもの	四・二%	G／HS／八七	
八四七八・九〇	その他のもの	四・二%	無税　G／HS／八七	
八四七九	たばこの調製用又は製造用の機械（この類の他の項に該当するものを除く。）	九%	G／HS／八七	
八四七九・一〇	たばこの調製用又は製造用の機械部分品	無税	G／HS／八七	
八四七九・二〇	機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	四・二%	G／HS／八七	
八四七九・三〇	土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械	四・二%	G／HS／八七	
八四七九・四〇	動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械	四・五%	G／HS／八七	
	プレス（木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。）その他の木材又はコルクの処理用機械	四・二%	G／HS／八七	
	綱又はケーブルの製造機械			
	その他の機械類			

八四七九・八一	金属の処理用のもの（電線の巻線機を含む。）	四・五%	G／HS／八七			
八四七九・八二	混合用、捏和用、破砕用、粉砕用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械	無税	G／HS／八七			
八四七九・八九＊ 八四七九・九〇＊	その他のもの	無税	G／HS／八七			
八四八〇	部分品	無税	G／HS／八七			
八四八〇・一〇	金属鋳造用の鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型（金属インゴット用のものを除く。）	四・二%	G／HS／八七			
八四八〇・二〇	金属鋳造用鋳型枠	四・二%	G／HS／八七			
八四八〇・三〇	鋳型ベース	五・八%	G／HS／八七			
八四八一	鋳造用パターン					
八四八〇・四一	金属又は金属炭化物の成形用の型	四・二%	G／HS／八七			
八四八〇・四九	射出式又は圧縮式のもの	四・二%	G／HS／八七			
八四八〇・五〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七			
八四八〇・六〇	ガラスの成形用の型	四・二%	G／HS／八七			
	鉱物性材料の成形用の型					
	ゴム又はプラスチックの成形用の型					
八四八〇・七一	射出式又は圧縮式のもの	四・二%	G／HS／八七			
八四八〇・七九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七			
八四八一	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）	無税	G／HS／八七			
八四八一・一〇	減圧弁	無税	G／HS／八七			
八四八一・二〇	油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁	無税	G／HS／八七			
八四八一・三〇	逆止弁	無税	G／HS／八七			
八四八一・四〇	安全弁及び逃がし弁	無税	G／HS／八七			
八四八一・八〇	その他の物品	無税	G／HS／八七			
八四八一・九〇	部分品	無税	G／HS／八七			
八四八二	玉軸受及びころ軸受	六・六%	G／HS／八七			
八四八二・一〇	玉軸受	六・六%	G／HS／八七			

八四八二・二〇	円すいころ軸受（コーンと円すいころを組み合わせたものを含む。）	六・六%	G／HS／八七			
八四八二・三〇	球面ころ軸受	六・六%	G／HS／八七			
八四八二・四〇	針状ころ軸受	六・六%	G／HS／八七			
八四八二・五〇	その他の円筒ころ軸受	六・六%	G／HS／八七			
八四八二・八〇	その他のもの（玉軸受ところ軸受を組み合わせたものを含む。）	六・六%	G／HS／八七			
八四八二	部分品					
八四八二・九一	玉、針状ころ及びころ	六・六%	G／HS／八七			
八四八二・九九	その他のもの	六・六%	G／HS／八七			
八四八三	ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、はずみ車、プーリー（プーリーブロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）	四・二%	G／HS／八七			
八四八三・一〇	伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク	四・二%	G／HS／八七			
	自動車用のもの	四・二%	G／HS／八七			
	その他のもの	無税	G／HS／八七			
	クランクシャフト	四・二%	G／HS／八七			
	その他のもの	無税	G／HS／八七			
＊ ＊ 八四八三・二〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。）	四・二%	G／HS／八七			
	自動車用のもの	四・二%	G／HS／八七			
	その他のもの	無税	G／HS／八七			
八四八三・三〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受	四・二%	G／HS／八七			
	自動車用のもの	無税	G／HS／八七			
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七			
＊ 八四八三・四〇	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュー並びにギヤボックスその他	無税	G／HS／八七			

	の変速機（トルクコンバーターを含む。）	四・二%	G／HS／八七
	船舶用の減速機（原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものを除く。）及び逆転機並びに無段変速機	無税	G／HS／八七
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七
八四八三・五〇＊	はずみ車及びプーリー（プーリーブロックを含む。）	四・二%	G／HS／八七
八四八三・六〇＊	クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）	無税	G／HS／八七
八四八三・九〇	部分品	四・二%	G／HS／八七
	自動車用のもの		
	船舶用の減速機（原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものに限る。）のもの	四・二%	G／HS／八七
	その他のもの		
	無段変速機、クランクシャフト、はずみ車又はプーリー（プーリーブロックを含む。）のもの	四・二%	G／HS／八七
	その他のもの	無税	G／HS／八七
八四八四	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）及び材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの	四・八%	G／HS／八七
八四八四・一〇＊	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）	四・八%	G／HS／八七
八四八四・九〇＊	その他のもの	四・八%	G／HS／八七

八四八五	機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）	四・九%	G／HS／八七
八四八五・二〇 八五〇一・九〇	船舶のプロペラ及びその羽根	四・九%	G／HS／八七
	その他のもの		
	電動機及び発電機（原動機とセットにした発電機を除く。）		
八五〇一・一〇	電動機（出力が三七・五ワット以下のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七
八五〇一・二〇＊	交直両用電動機（出力が三七・五ワットを超えるものに限る。）	四・九%	G／HS／八七
	その他の直流電動機及び直流発電機		
八五〇一・三一＊	出力が七五〇ワット以下のもの	四・九%	G／HS／八七
八五〇一・三二＊	出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のもの	四・九%	G／HS／八七
八五〇一・三三＊	出力が七五キロワットを超え三七五キロワット以下のもの	四・九%	G／HS／八七
八五〇一・三四＊	出力が三七五キロワットを超えるもの	四・九%	G／HS／八七
八五〇一・四〇＊	その他の単相交流電動機	四・九%	G／HS／八七
	その他の多相交流電動機		
八五〇一・五一＊	出力が七五〇ワット以下のもの	四・九%	G／HS／八七
八五〇一・五二＊	出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のもの	四・九%	G／HS／八七
八五〇一・五三	出力が七五キロワットを超えるもの	四・九%	G／HS／八七
	重量が五〇〇キログラム以下のもの	四・九%	G／HS／八七
	その他のもの		
	交流発電機		
八五〇一・六一＊	出力が七五キロボルトアンペア以下のもの	五・八%	G／HS／八七
八五〇一・六二＊	出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のもの	五・八%	G／HS／八七

八五〇一・六三*	出力が三七五キロボルトアンペアを超え七五〇キロボルトアンペア以下のもの	四・九%	G／HS／八七		
八五〇一・六四	出力が七五〇キロボルトアンペアを超えるもの	五・八%	G／HS／八七		
八五〇二	発電機（原動機とセットにしたものに限る。）及びロータリーコンバーター				
八五〇二・一*	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）とセットにしたものに限る。）				
八五〇二・一一*	出力が七五キロボルトアンペア以下のもの	四・九%	G／HS／八七		
八五〇二・一二*	出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のもの	四・九%	G／HS／八七		
八五〇二・一三*	出力が三七五キロボルトアンペアを超えるもの	四・九%	G／HS／八七		
八五〇二・二〇*	発電機（ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
八五〇二・三〇*	発電機（その他の原動機とセットにしたものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
八五〇二・四〇*	ロータリーコンバーター	四・九%	G／HS／八七		
八五〇三・〇〇	第八五・〇一項又は第八五・〇二項の機械に専ら又は主として使用する部分品	四・九%	G／HS／八七		
八五〇四	トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター				
八五〇四・一〇*	放電管用安定器	四・九%	G／HS／八七		
	トランスフォーマー（絶縁性の液体を使用するものに限る。）				
八五〇四・二	容量が六五〇キロボルトアンペア以下のもの				
	容量が一〇〇キロボルトアンペア以下のもの	四・九%	G／HS／八七		
	容量が一〇〇キロボルトアンペアを超え二〇〇キロボルトアンペア未満のもの	四・九%	G／HS／八七		
八五〇四・二三	その他のもの				
	容量が六五〇キロボルトアンペアを超え一〇、〇〇〇キロボルトアンペア以下のもの	五・八%	G／HS／八七		
八五〇四・二三	容量が一〇、〇〇〇キロボルトアンペアを超えるもの				
八五〇四・三一*	その他のトランスフォーマー				
八五〇四・三二*	容量が一キロボルトアンペア以下のもの	四・九%	G／HS／八七		
	容量が一キロボルトアンペアを超え一六キロボルトアンペア以下のもの	四・九%	G／HS／八七		
八五〇四・三三	容量が一六キロボルトアンペアを超え五〇〇キロボルトアンペア以下のもの				
	容量が五〇キロボルトアンペア以下のもの	四・九%	G／HS／八七		
	容量が五〇キロボルトアンペアを超え二〇〇キロボルトアンペア未満のもの	四・九%	G／HS／八七		
八五〇四・三四	その他のもの				
	容量が五〇〇キロボルトアンペアを超えるもの	五・八%	G／HS／八七		
八五〇四・四〇	スタティックコンバーター				
	整流機器				
八五〇四・五〇*	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
八五〇四・九〇	その他のインダクター	四・九%	G／HS／八七		
	部分品	四・九%	G／HS／八七		
八五〇五	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド	四・九%	G／HS／八七		
	永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの				

八五〇五・二	金属製のもの	四・二%	G	HS	八七
八五〇五・二九	その他のもの	四・二%	G	HS	八七
八五〇五・三〇	電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ	四・二%	G	HS	八七
八五〇五・三〇	電磁式のリフティングヘッド	四・二%	G	HS	八七
八五〇五・九〇	その他のもの（部分品を含む。）	四・二%	G	HS	八七
八五〇六	一次電池				
八五〇六・一	外容積が三〇〇立方センチメートル以下のもの	四・九%	G	HS	八七
八五〇六・一三	二酸化マンガンを使用したもの	四・九%	G	HS	八七
八五〇六・一三	酸化水銀を使用したもの	四・九%	G	HS	八七
八五〇六・一九	その他のもの	四・九%	G	HS	八七
八五〇六・二〇	外容積が三〇〇立方センチメートルを超えるもの	四・九%	G	HS	八七
八五〇六・九〇	部分品	四・九%	G	HS	八七
八五〇七	蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わない。）				
八五〇七・一〇	ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池				
＊	公称電圧が六ボルト又は一二ボルトのもの	無税	G	HS	八七
＊	その他のもの	四・六%	G	HS	八七
八五〇七・二〇	その他の鉛蓄電池				
＊	公称電圧が六ボルト又は一二ボルトのもの	無税	G	HS	八七
＊	その他のもの	四・六%	G	HS	八七
八五〇七・三〇＊	ニッケル・カドミウム蓄電池	四・六%	G	HS	八七
八五〇七・四〇＊	ニッケル・鉄蓄電池	四・六%	G	HS	八七
八五〇七・八〇＊	その他の蓄電池	四・六%	G	HS	八七
八五〇七・九〇＊	部分品	五・八%	G	HS	八七
八五〇八	手持電動工具（電動装置を自蔵するものに限る。）				
八五〇八・一〇	ドリル	三・六%	G	HS	八七
八五〇八・二〇	のこぎり	三・六%	G	HS	八七
八五〇八・八〇	その他の工具	三・六%	G	HS	八七
八五〇八・九〇	部分品	三・六%	G	HS	八七

八五〇九	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。）				
八五〇九・一〇	真空式掃除機	三・一%	G	HS	八七
八五〇九・二〇	床磨き機	三・一%	G	HS	八七
八五〇九・三〇	台所用ディスポーザー	三・一%	G	HS	八七
八五〇九・四〇	食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機	三・一%	G	HS	八七
八五〇九・八〇	その他の機器	三・一%	G	HS	八七
八五〇九・九〇	部分品	三・一%	G	HS	八七
八五一〇	かみそり及びバリカン（電動装置を自蔵するものに限る。）				
八五一〇・一〇	かみそり	四%	G	HS	八七
八五一〇・二〇	バリカン	四%	G	HS	八七
八五一〇・九〇	部分品	四・八%	G	HS	八七
八五一一	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器（例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター）並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機（例えば、直流発電機及び交流発電機）及び開閉器				
八五一一・一〇＊	点火プラグ	三%	G	HS	八七
八五一一・二〇＊	点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機	四・八%	G	HS	八七
八五一一・三〇＊	ディストリビューター及びイグニションコイル	四・二%	G	HS	八七
八五一一・四〇＊	スターター及び始動充電発電機	四・八%	G	HS	八七
八五一一・五〇＊	その他の発電機	四・八%	G	HS	八七
八五一一・八〇＊	その他の機器	四・二%	G	HS	八七
八五一一・九〇	部分品	四・二%	G	HS	八七
八五一二	電気式の照明用又は信号用の機器（第八五・三九項の物品を除く。）、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置（自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。）				

八五二・一〇	照明用又は可視信号用の機器（自転車に使用する種類のものに限る。）	四・二%	G／HS／八七				
八五二・二〇	その他の照明用又は可視信号用の機器	三%	G／HS／八七				
八五二・三〇 八五二・四〇	音響信号機器 ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置	三%	G／HS／八七				
八五二・九〇	部分品	三%	G／HS／八七				
八五二三	携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例えば、電池及び磁石発電機）により機能するように設計したものに限るものとし、第八五・一二項の照明用機器を除く。）	四・八%	G／HS／八七				
八五二四・一〇	ランプ	四・八%	G／HS／八七				
八五二四・二〇	部分品	無税	G／HS／八七				
八五二四・三〇	工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導式又は誘電式のものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の加熱機器（電磁誘導式又は誘電式のものに限る。）	無税	G／HS／八七				
八五二四・四〇	抵抗加熱炉	無税	G／HS／八七				
八五二四・九〇	電磁誘導式又は誘電式の炉 その他の炉	無税	G／HS／八七				
八五二五	その他の加熱機器（電磁誘導式又は誘電式のものに限る。） 部分品	無税	G／HS／八七				
八五二五・一一	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。）及び金属又は焼結した金属炭化物の熱吹付け用電気機器 ろう付け用又ははんだ付け用の機器	四・二%	G／HS／八七				
八五二五・一九	はんだごて及びはんだ付けガン	四・二%	G／HS／八七				
八五二五・二一	その他のもの 金属用抵抗溶接機器	四・二%	G／HS／八七				
八五二五・二九	全自動式又は半自動式のもの	四・二%	G／HS／八七				
八五二五・三一	その他のもの アーク溶接機器（プラズマアーク溶接機器を含むものとし、金属用のものに限る。）	四・二%	G／HS／八七				
八五二五・三九	全自動式又は半自動式のもの	四・二%	G／HS／八七				
八五二五・八〇	その他のもの その他の機器	無税	G／HS／八七				
八五二五・九〇	超音波式機器 その他のもの 部分品	無税	G／HS／八七				
八五二六	超音波式機器のもの その他のもの	無税	G／HS／八七				
八五二六・一〇	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて）及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第八五・四五項のものを除く。） 電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器	三・一%	G／HS／八七				
八五二六・二一	電気式の暖房機器及び土壌加熱器	三・一%	G／HS／八七				
八五二六・二九	蓄熱式ラジエーター その他のもの	三・一%	G／HS／八七				
八五二六・三一	電熱式の調髪用機器及び手用ドライヤー ヘアドライヤー	三・一%	G／HS／八七				
八五二六・三二	その他の調髪用機器	三・一%	G／HS／八七				
八五二六・三三	手用ドライヤー	三・一%	G／HS／八七				
八五二六・四〇	電気アイロン	三・一%	G／HS／八七				
八五二六・五〇	マイクロ波オーブン	三・一%	G／HS／八七				

八五二六・二〇	その他のオーブン並びにクッカー、加熱調理板、煮沸リング、グリル及びロースター					
八五二六・七一	その他の電熱機器					
八五二六・七二	コーヒーメーカー及びティーメーカー					
八五二六・七九	トースター					
八五二六・八〇＊	その他のもの					
八五二六・九〇	電熱用抵抗体					
八五二七	部分品					
八五二七・一〇	有線電話用又は有線電信用の電気機器（有線搬送通信機器を含む。）					
八五二七・二〇	電話機					
八五二七・三〇	テレプリンター					
八五二七・四〇	電話用又は電信用の交換機					
	その他の有線搬送通信機器					
八五二七・八一	その他の機器					
八五二七・八二	電話用のもの					
八五二七・八九	電信用のもの					
八五二八	部分品					
	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン、イヤホン、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置					
八五二八・一〇＊	マイクロホン及びそのスタンド	三・一％	G／HS／八七			
	拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）	三・一％	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
	単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）	三・一％	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
	複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）	三・一％	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
八五二八・二一＊	その他のもの	三・一％	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
八五二八・二九＊		四・二％	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
八五二八・三〇＊		四・二％	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
八五二八・四〇＊	マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン及びイヤホン	四・二％	G／HS／八七			
八五二八・五〇＊	可聴周波増幅器	四・二％	G／HS／八七			
八五二八・九〇	電気式音響増幅装置部分品	四・二％	G／HS／八七			
八五二九	レコードデッキ、レコードプレーヤー、カセットプレーヤーその他の音声再生機（録音装置を自蔵するものを除く。）	四％	G／HS／八七			
八五二九・一〇	硬貨又はディスクを挿入することにより作動するレコードプレーヤー	九％	G／HS／八七			
八五二九・二一	その他のレコードプレーヤー					
八五二九・二九	拡声器を有しないもの	九％	G／HS／八七			
	その他のもの	九％	G／HS／八七			
八五二九・三一	レコードデッキ					
	自動レコード交換機構を有するもの	九％	G／HS／八七			
八五二九・三九	その他のもの	九％	G／HS／八七			
八五二九・四〇	トランスクライビングマシン	四％	G／HS／八七			
八五二九・九一	その他の音声再生機					
八五二九・九九	カセット式のもの	四・二％	G／HS／八七			
八五三〇	その他のもの	四・二％	G／HS／八七			
	磁気式テープレコーダーその他の録音機（音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）	四・二％	G／HS／八七			
八五三〇・一〇	ディクテーティングマシン（外部電源によらなければ作動しないものに限る。）	四・二％	G／HS／八七			
八五三〇・二〇	留守番電話装置	四・二％	G／HS／八七			
	その他の磁気式テープレコーダー（音声再生装置を自蔵するものに限る。）					
八五三〇・三一	カセット式のもの	四・二％	G／HS／八七			
八五三〇・三九	その他のもの	四・二％	G／HS／八七			
八五三〇・九〇＊	その他のもの	四・二％	G／HS／八七			
八五三一	ビデオの記録用又は再生用の機器					

八五二一・一〇*	磁気テープ式のもの	四・二%	G／HS／八七		
八五二一・九〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
八五二三	第八五・一九項から第八五・二一項までの機器の部分品及び附属品	無税	G／HS／八七		
八五二三・一〇	ピックアップカートリッジ	四・八%	G／HS／八七		
八五二三・九〇*	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
八五二四	録音その他これに類する記録用の媒体（記録してないものに限るものとし、第三七類の物品を除く。）				
八五二四・一一	磁気テープ 幅が四ミリメートル以下のもの	無税	G／HS／八七		
八五二四・一二	幅が四ミリメートルを超え六・五ミリメートル以下のもの	無税	G／HS／八七		
八五二四・一三	幅が六・五ミリメートルを超えるもの	無税	G／HS／八七		
八五二四・二〇	磁気ディスク	無税	G／HS／八七		
八五二四・九〇	その他のもの	一・七%	G／HS／八七		
	蓄音機用レコード製造用のレコードブランク	無税	G／HS／八七		
	その他のもの	一枚につき一五円六〇銭	G／HS／八七		
八五二五	レコード、テープその他の記録用の媒体（録音その他これに類する記録をしたもの（レコード製造用の原盤及びマスターを含む。）に限るものとし、第三七類の物品を除く。）				
八五二五・一〇	蓄音機用レコード 回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が二〇センチメートルを超えるもの	一枚につき六円四〇銭	G／HS／八七		
八五二五・二〇*	その他のもの	一・七%	G／HS／八七		
八五二五・三〇	磁気テープ 幅が四ミリメートル以下のもの	一・七%	G／HS／八七		
八五二六	幅が四ミリメートルを超え六・五ミリメートル以下のもの	一・七%	G／HS／八七		
八五二六・一〇	幅が六・五ミリメートルを超えるもの	一・七%	G／HS／八七		
八五二四・三三	その他のもの	一・七%	G／HS／八七		
八五二四・九〇	無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）及びテレビジョンカメラ	無税	G／HS／八七		
八五二五	送信機器				
八五二五・一〇*	送信機器（受信機器を自蔵するものに限る。）	無税	G／HS／八七		
八五二五・二〇*	テレビジョンカメラ	五・一%	G／HS／八七		
八五二五・三〇	レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器				
八五二六	レーダー				
八五二六・一〇	船舶用のもの	六%	G／HS／八七		
*	航空機用のもの（機上用又は地上用のものであるかないかを問わない。）	六・五%	G／HS／八七		
	その他のもの	無税	G／HS／八七		
八五二六・九一	航行用無線機器				
*	航空機用のもの（機上用又は地上用のものであるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七		
	その他のもの	五・一%	G／HS／八七		
八五二六・九二	無線遠隔制御機器				
*	航空機用のもの（機上用又は地上用のものであるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七		
	その他のもの	五・一%	G／HS／八七		
八五二七	無線電話用、無線電信用又はラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて録音装置、音声再生装置又は時計と結合してあるかないかを問わない。） ラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができ				

八五二七・二一	るものを含むものとし、外部電源によらずに作動するものに限る。）					
八五二七・二九	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの					
	その他のもの					
	自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含むものとし、外部電源によらなければ作動しないものに限る。）					
八五二七・三一	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの					
	その他のもの					
八五二七・三九	その他のラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含む。）					
八五二七・三二	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの					
八五二七・三三	時計と結合してあるもの（録音装置又は音声再生装置と結合してあるものを除く。）					
	その他のもの					
八五二七・三九	その他の機器					
八五二七・九〇＊	テレビジョン受像機（ビデオモニター及びビデオプロジェクターを含むものとし、同一のハウジングにおいてラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置と結合してあるかないかを問わない。）					
八五二八・一〇	カラーのもの	四％	G／HS／八七	四％	G／HS／八七	
八五二八・二〇	白黒その他のモノクロームのもの	四％	G／HS／八七	四％	G／HS／八七	
八五二九	第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
八五二九・一〇＊	アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
八五二九・九〇＊	その他のもの	四％	G／HS／八七	四％	G／HS／八七	

八五三〇	鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器（第八六・〇八項のものを除く。）	四・二％	G／HS／八七	四・二％	G／HS／八七	
八五三〇・一〇	鉄道用又は軌道用の機器	四・二％	G／HS／八七	四・二％	G／HS／八七	
八五三〇・八〇	その他の機器	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
八五三〇・九〇	部分品	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
八五三一	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第八五・一二項又は第八五・三〇項のものを除く。）	四・二％	G／HS／八七	四・二％	G／HS／八七	
八五三一・一〇＊	盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
八五三一・二〇＊	表示盤（液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。）	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
八五三一・九〇＊	その他の機器	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
八五三二	部分品	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
八五三二・一〇	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー	四・二％	G／HS／八七	四・二％	G／HS／八七	
八五三二・二一	固定式コンデンサー（五〇又は六〇ヘルツ回路用に設計したもので、無効電力が〇・五キロバール以上のものに限る（電力用コンデンサー）。）	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
八五三二・二二	その他の固定式コンデンサー					
八五三二・二三	タンタルコンデンサー	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
	アルミニウム電解コンデンサー	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
	セラミックコンデンサー（単層のものに限る。）	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
八五三二・二四	セラミックコンデンサー（多層のものに限る。）	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
八五三二・二五	紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
八五三二・二九	その他のもの	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
八五三二・三〇	可変式又は半固定式のコンデンサー	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	
八五三二・九〇	部分品	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	

八五三三	電気抵抗器（可変抵抗器及びポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。）				
八五三三・一〇	固定式炭素抵抗器（被膜抵抗器を含む。）	二・九%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
	その他の固定式抵抗器				
八五三三・二一	容量が二〇ワット以下のもの	二・九%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
八五三三・二九	その他のもの	二・九%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
八五三三・三一	巻線形可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）				
八五三三・三九	容量が二〇ワット以下のもの	二・九%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
八五三三・四〇	その他のもの	二・九%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
八五三三・九〇	その他の可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）	二・九%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
八五三四・〇〇	部分品	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
八五三五	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグ及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）				
八五三五・一〇	ヒューズ	無税	G／HS／八七		
	自動遮断器				
八五三五・二一	使用電圧が七二・五キロボルト未満のもの	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
八五三五・二九	その他のもの	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
八五三五・三〇	断路機及び開閉スイッチ	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
八五三五・四〇	避雷器、電圧リミッター及びサージ抑制器	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
八五三五・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
八五三六	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダー及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）				
八五三六・一〇	ヒューズ	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
	自動遮断器				
八五三六・二〇	電気回路保護用のその他の機器	三・六%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
八五三六・三〇	継電器	三・六%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
八五三六・四一	使用電圧が六〇ボルト以下のもの	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
八五三六・四九	その他のもの	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
八五三六・五〇	その他のスイッチ	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
八五三六・六一	電磁開閉器及びマイクロスイッチ	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
八五三六・六九	その他のもの	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
八五三六・九〇	ランプホルダー、プラグ及びソケット	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
八五三七	ランプホルダー	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
	その他のもの	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
	その他の機器				
八五三七・一〇	電気制御用又は配電用の盤、パネル（数値制御用のものを含む。）、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第九〇類の機器を自蔵するものを含み、第八五・三五項又は第八五・三六項の機器を二以上装備するものに限るものとし、第八五・一七項の交換機を除く。）				
	使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のもの	三・六%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
八五三七・二〇	使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるもの	三・六%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
八五三八	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に専ら又は主として使用する部分品				
八五三八・一〇	第八五・三七項の物品用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（機器を装備してないものに限る。）	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
八五三八・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
八五三九	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及				

八五三九・一〇	び赤外線ランプを含む。）並びにアーク灯				
	シールドビームランプ				
	自動車用のもの	二%	G／HS／八七		
	その他のもの	三・四%	G／HS／八七		
	その他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。）	三・四%	G／HS／八七		
八五三九・二一 八五三九・二三	タングステンハロゲン電球				
	その他のもの（出力が二〇〇ワット以下のもので、使用電圧が一〇〇ボルトを超えるものに限る。）	三・四%	G／HS／八七		
八五三九・二九	その他のもの				
	放電管（紫外線ランプを除く。）				
八五三九・三一	熱陰極蛍光放電管	四・八%	G／HS／八七		
八五三九・三九 八五三九・四〇	その他のもの				
	紫外線ランプ、赤外線ランプ及びアーク灯	四・八%	G／HS／八七		
八五三九・九〇	部分品				
	自動車用シールドビームランプのもの	三%	G／HS／八七		
	その他のもの	四・八%	G／HS／八七		
八五四〇	熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）	四・二%	G／HS／八七		
	テレビジョン受像用陰極線管（ビデオモニター用陰極線管を含む。）				
	カラーのもの	四・二%	G／HS／八七		
八五四〇・一一 八五四〇・一二	白黒その他のモノクロームのもの	四・二%	G／HS／八七		
八五四〇・二〇	テレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメージ増倍管その他の光電管	無税	G／HS／八七		
	テレビジョン用撮像管	四・二%	G／HS／八七		
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
八五四〇・三〇	その他の陰極線管	無税	G／HS／八七		

八五四〇・四一	マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。）				
	磁電管	無税	G／HS／八七		
八五四〇・四二 八五四〇・四九	クライストロン	無税	G／HS／八七		
	その他のもの	無税	G／HS／八七		
	その他の管				
八五四〇・八一 八五四〇・八九	受信管及び増幅管	無税	G／HS／八七		
	その他のもの	無税	G／HS／八七		
八五四〇・九一 八五四〇・九九 八五四一	部分品				
	陰極線管のもの	無税	G／HS／八七		
	その他のもの	無税	G／HS／八七		
	ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード及び圧電結晶素子	四・二%	G／HS／八七		
八五四一・一〇	ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオードを除く。）	四・二%	G／HS／八七		
	トランジスター（光電性トランジスターを除く。）				
八五四一・二一	定格消費電力が一ワット未満のもの	四・二%	G／HS／八七		
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
八五四一・二九 八五四一・三〇	サイリスター、ダイアック及びトライアック（光電性デバイスを除く。）	四・二%	G／HS／八七		
	光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード				
八五四一・四〇	発光ダイオード	六・五%	G／HS／八七		
	光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）	四・三%	G／HS／八七		
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		

八五四一・五〇	その他の半導体デバイス	四・二%	G／HS／八七		
八五四二・六〇	圧電結晶素子	四・三%	G／HS／八七		
八五四二・九〇	部分品	無税	G／HS／八七		
八五四三	集積回路及び超小形組立				
	モノリシック集積回路				
八五四三・一一	ディジタル式のもの	四・二%	G／HS／八七		
八五四三・一九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
八五四三・二〇	ハイブリッド集積回路	四・二%	G／HS／八七		
八五四三・八〇	その他のもの	四・三%	G／HS／八七		
八五四三・九〇	部分品	四・三%	G／HS／八七		
八五四四	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）				
八五四四・一〇	粒子加速器	三・六%	G／HS／八七		
八五四四・二〇	信号発生器	無税	G／HS／八七		
八五四四・三〇	電気めっき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	無税	G／HS／八七		
八五四四・八〇＊	その他の機器	無税	G／HS／八七		
八五四四・九〇＊	部分品	無税	G／HS／八七		
八五四五	電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）				
八五四五・一一	巻線				
	銅のもの	七・二%	G／HS／八七		
八五四五・一九	その他のもの	七・二%	G／HS／八七		
八五四五・二〇	同軸ケーブルその他の同軸の電気導体	七・二%	G／HS／八七		
八五四五・三〇	点火用配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）	七・二%	G／HS／八七		

八五四四・五一	自動車用のもの	無税	G／HS／八七		
八五四四・五九	その他のもの	七・二%	G／HS／八七		
八五四四・六〇	その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルト以下のものに限る。）	七・二%	G／HS／八七		
八五四四・四一	接続子を取り付けてあるもの	七・二%	G／HS／八七		
八五四四・四九	その他のもの	七・二%	G／HS／八七		
八五四四・五一	その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルトを超え一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）	七・二%	G／HS／八七		
八五四四・五九	接続子を取り付けてあるもの	七・二%	G／HS／八七		
八五四四・六〇	その他のもの	七・二%	G／HS／八七		
八五四四・七〇	その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）	無税	G／HS／八七		
八五四五	自動車用のもの	七・二%	G／HS／八七		
	その他のもの	三・九%	G／HS／八七		
	光ファイバーケーブル	四・九%	G／HS／八七		
	炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの（電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを問わない。）	四・九%	G／HS／八七		
八五四五・一一	電極	四・九%	G／HS／八七		
八五四五・一九	炉に使用する種類のもの	四・九%	G／HS／八七		
八五四五・二〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
八五四五・九〇	ブラシ	四・二%	G／HS／八七		
八五四六	その他のもの（材料を問わない。）	四・二%	G／HS／八七		
八五四六・一〇	がい子	四・二%	G／HS／八七		
八五四六・二〇	ガラス製のもの	四・二%	G／HS／八七		
八五四六・九〇	陶磁製のもの	四・二%	G／HS／八七		
八五四七	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
	電気機器の電気絶縁用物品（成形中に金属製のき細な部分（例えば、ねじを切つたソケット）を専ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、第八五・四六項のがい子を除く。）並びに				

八五四七・一〇	電線用導管及びその継手（卑金属製のもので絶縁材料を内張りしたものに限る。）	四・二%	G／HS／八七	
八五四七・二〇	陶磁製の電気絶縁用物品	四・二%	G／HS／八七	
八五四七・九〇	プラスチック製の電気絶縁用物品	四・二%	G／HS／八七	
八五四八・〇〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
八六〇一	機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）	四・二%	G／HS／八七	
八六〇一・一〇	鉄道用機関車（外部電源又は蓄電池により走行するものに限る。）	四・九%	G／HS／八七	
八六〇一・二〇	外部電源により走行するもの	四・九%	G／HS／八七	
八六〇一	蓄電池により走行するもの	四・九%	G／HS／八七	
八六〇一・九〇	その他の鉄道用機関車及び炭水車	四・九%	G／HS／八七	
八六〇二	電気式ディーゼル機関車	四・九%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
八六〇二	鉄道用又は軌道用の客車及び貨車（自走式のものに限るものとし、第八六・〇四項のものを除く。）	四・九%	G／HS／八七	
八六〇三・一〇	外部電源により走行するもの	四・九%	G／HS／八七	
八六〇三・九〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
八六〇四・〇〇	鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両（自走式であるかないかを問わない。例えば、工作車、クレーン車、砂利突固め車、軌道整正車、検査車及び軌道検測車）	四・九%	G／HS／八七	
八六〇五・〇〇	鉄道用又は軌道用の客車（自走式のものを除く。）及び鉄道用又は軌道用の手荷物車、郵便車その他の特殊用途車（自走式のもの及び第八六・〇四項のものを除く。）	四・九%	G／HS／八七	
八六〇六	鉄道用又は軌道用の貨車（自走式のものを除く。）	四・九%	G／HS／八七	
八六〇六・一〇	タンク車その他これに類する車両	四・九%	G／HS／八七	
八六〇六・二〇	断熱車、冷蔵車及び冷凍車（第八六〇六・一〇号のものを除く。）	四・九%	G／HS／八七	
八六〇六・三〇	荷卸機構付きの貨車（第八六〇六・一〇号又は第八六〇六・二〇号のものを除く。）	四・九%	G／HS／八七	

八六〇六・九一	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
八六〇六・九二	有がい車	四・九%	G／HS／八七	
	無がい車（高さが六〇センチメートルを超える側壁を有するものに限る。）	四・九%	G／HS／八七	
八六〇六・九九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
八六〇七	鉄道用又は軌道用の機関車又は車両の部分品	四・九%	G／HS／八七	
八六〇七・一一	ボギー台車、ビッセル台車、車軸及び車輪並びにこれらの部分品	四・九%	G／HS／八七	
	駆動ボギー台車及び駆動ビッセル台車	四・九%	G／HS／八七	
八六〇七・一二	その他のボギー台車及びビッセル台車	四・九%	G／HS／八七	
	その他のもの（部分品を含む。）	四・九%	G／HS／八七	
八六〇七・一九	ブレーキ及びその部分品	四・九%	G／HS／八七	
八六〇七・二一	エアブレーキ及びその部分品	四・九%	G／HS／八七	
八六〇七・二九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
八六〇七・三〇	フックその他の連結器及び緩衝器並びにこれらの部分品	四・九%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
八六〇七・九一	機関車のもの	四・九%	G／HS／八七	
八六〇七・九九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
八六〇八・〇〇	信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器（電気機械式のものを含む。）	四・九%	G／HS／八七	
八六〇九・〇〇	コンテナ（液体輸送用のものを含むものとし、一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計し、かつ、装備したものに限る。）	四・二%	G／HS／八七	
八七〇一	トラクター（第八七・〇九項のトラクターを除く。）	四・九%	G／HS／八七	
八七〇一・一〇	歩行操縦式トラクター	四・二%	G／HS／八七	

八七〇一・二〇	セミトレーラー用の道路走行用トラクター	五・八％	G／HS／八七	
八七〇一・三〇	無限軌道式トラクター	無税	G／HS／八七	
八七〇一・九〇	その他のもの			
	農業用のもの	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	四・二％	G／HS／八七	
八七〇二	公共輸送型乗用自動車	三％	G／HS／八七	
八七〇二・一〇	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したもの	三％	G／HS／八七	
八七〇二・九〇	その他のもの			
八七〇三	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のものを除く。）	三％	G／HS／八七	
八七〇三・一〇	雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両	無税	G／HS／八七	
八七〇三・二一	その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）を搭載したものに限る。）			
	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	無税	G／HS／八七	
八七〇三・二三	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超え一、五〇〇立方センチメートル以下のもの	無税	G／HS／八七	
八七〇三・三三	シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超え三、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	無税	G／HS／八七	
八七〇三・四三	シリンダー容積が三、〇〇〇立方センチメートルを超えるもの	無税	G／HS／八七	
八七〇三・九〇	その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン）及びセミディーゼルエンジン）を搭載したものに限る。）	無税	G／HS／八七	

八七〇三・三一	シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートル以下のもの	無税	G／HS／八七	
八七〇三・三三	シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超え二、五〇〇立方センチメートル以下のもの	無税	G／HS／八七	
八七〇三・九〇	シリンダー容積が二、五〇〇立方センチメートルを超えるもの	無税	G／HS／八七	
八七〇四	その他のもの			
八七〇四・一〇	貨物自動車			
	ダンプカー（不整地走行用に設計したものに限る。）	無税	G／HS／八七	
八七〇四・二〇	その他のもの（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したものに限る。）			
	車両総重量が五トン以下のもの	三％	G／HS／八七	
	運転室を有する原動機付きシャシ、無限軌道式貨物自動車及びシャットルカー	無税	G／HS／八七	
	その他のもの			
八七〇四・三一	車両総重量が五トンを超え二〇トン以下のもの	三％	G／HS／八七	
八七〇四・三三	運転室を有する原動機付きシャシ、無限軌道式貨物自動車及びシャットルカー	無税	G／HS／八七	
八七〇四・三九	その他のもの			
八七〇四・九〇	その他のもの（ピストン式火花点火内燃機関を搭載したものに限る。）			
	車両総重量が五トン以下のもの	無税	G／HS／八七	
	車両総重量が五トンを超えるもの	無税	G／HS／八七	
八七〇五	その他のもの			
	特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリート	無税	G／HS／八七	

八七〇五・一〇	ミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）	無税	G／HS／八七	
八七〇五・二〇	クレーン車	無税	G／HS／八七	
八七〇五・三〇	せん孔デリック車	無税	G／HS／八七	
八七〇五・四〇	消防車	無税	G／HS／八七	
八七〇五・九〇	コンクリートミキサー車	無税	G／HS／八七	
八七〇六・〇〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八七〇七	原動機付きシャシ（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	五・七%	G／HS／八七	
八七〇七・一〇	車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	三%	G／HS／八七	
八七〇七・九〇	第八七・〇三項の車両用のもの	三%	G／HS／八七	
八七〇八	その他のもの 部分品及び附属品（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車のものに限る。）	無税	G／HS／八七	
八七〇八・一〇	バンパー及びその部分品	無税	G／HS／八七	
八七〇八・二	車体（運転室を含む。）のその他の部分品及び附属品	無税	G／HS／八七	
八七〇八・二九	シートベルト	三%	G／HS／八七	
八七〇八・三	その他のもの ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品	三%	G／HS／八七	
八七〇八・三一	ブレーキライニング（取り付けたものに限る。）	三%	G／HS／八七	
八七〇八・三九	その他のもの	三%	G／HS／八七	
八七〇八・四〇	ギヤボックス	三%	G／HS／八七	
八七〇八・五〇	駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。）	三%	G／HS／八七	
八七〇八・七〇	非駆動軸及びその部分品	三%	G／HS／八七	
八七〇八・八〇	車輪並びにその部分品及び附属品	三%	G／HS／八七	
八七〇八・八〇	懸架装置用ショックアブソーバー	三%	G／HS／八七	
八七〇八・九一	その他の部分品及び附属品 ラジエーター	三%	G／HS／八七	
八七〇八・九二	消音装置及び排気管	三%	G／HS／八七	
八七〇八・九三	クラッチ及びその部分品	三%	G／HS／八七	
八七〇八・九四	ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス	三%	G／HS／八七	
八七〇八・九九	その他のもの	三%	G／HS／八七	
八七〇九	自走式作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品	四・八%	G／HS／八七	
八七〇九・一	車両	四・八%	G／HS／八七	
八七〇九・一九	電気式のもの	四・八%	G／HS／八七	
八七〇九・九〇	その他のもの	四・八%	G／HS／八七	
八七一	部分品 モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー	五%	G／HS／八七	
八七一・一〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	五%	G／HS／八七	
八七一・二〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	五%	G／HS／八七	
八七一・三〇	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え五〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃	五%	G／HS／八七	

八七一一・四〇	機関（往復動機関に限る。）付きのもの	五%	G／HS／八七	
八七一一・五〇	シリンダー容積が五〇〇立方センチメートルを超え八〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	五%	G／HS／八七	
八七一一・九〇	シリンダー容積が八〇〇立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	五%	G／HS／八七	
八七一二・〇〇	その他のもの	五%	G／HS／八七	
八七一三	自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。）	四・八%	G／HS／八七	
八七一四・一〇	身体障害者用又は病人用の車両（原動機その他の機械式駆動機構を有するか有しないかを問わない。）	三・二%	G／HS／八七	
八七一四・二〇	機械式駆動機構を有しないもの	三・二%	G／HS／八七	
八七一四・三〇	その他のもの	三・二%	G／HS／八七	
八七一四	部分品及び附属品（第八七・一一項から第八七・一三項までの車両のものに限る。）			
八七一四・一一	モーターサイクル（モペットを含む。）のもの	四・八%	G／HS／八七	
八七一四・一九	サドル	四・八%	G／HS／八七	
八七一四・二〇	その他のもの	四・八%	G／HS／八七	
八七一四・九一	身体障害者用又は病人用の車両のもの	四・八%	G／HS／八七	
八七一四・九二	その他のもの	三・二%	G／HS／八七	
八七一四・九三	フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品	四・八%	G／HS／八七	
八七一四・九四	リム及びスポーク	四・八%	G／HS／八七	
	ハブ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを除く。）及びフリーホイール	四・八%	G／HS／八七	
	ブレーキ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを含む。）及びその部分品	四・八%	G／HS／八七	

八七一四・九五	サドル	四・八%	G／HS／八七	
八七一四・九六	ペダル及びギヤクランク並びにこれらの部分品	四・八%	G／HS／八七	
八七一四・九九	その他のもの	四・八%	G／HS／八七	
八七一五・〇〇	乳母車及びその部分品	三・二%	G／HS／八七	
八七一六	トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品			
八七一六・一〇	トレーラー及びセミトレーラー（住居用又はキャンプ用のキャラバン型のものに限る。）	五・七%	G／HS／八七	
八七一六・二〇	農業用のトレーラー及びセミトレーラー（積込機構付き又は荷卸機構付きのものに限る。）	五・七%	G／HS／八七	
八七一六・三一	貨物輸送用のその他のトレーラー及びセミトレーラー			
	タンクトレーラー及びタンクセミトレーラー	五・七%	G／HS／八七	
八七一六・三九	その他のもの	五・七%	G／HS／八七	
八七一六・四〇	その他のトレーラー及びセミトレーラー	五・七%	G／HS／八七	
八七一六・八〇	その他の車両	四・二%	G／HS／八七	
八七一六・九〇	部分品	四・二%	G／HS／八七	
八八〇一	気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機			
八八〇一・一〇＊	グライダー及びハンググライダー	六・五%	G／HS／八七	
八八〇一・九〇＊	その他のもの	七・二%	G／HS／八七	
八八〇三	その他の航空機（例えば、ヘリコプター及び飛行機）並びに宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及びその打上げ用ロケット			
八八〇三・一＊	ヘリコプター			
	自重が二、〇〇〇キログラム以下のもの	五%	G／HS／八七	
八八〇三・二＊	自重が二、〇〇〇キログラムを超えるもの	五%	G／HS／八七	

八八〇二・二〇＊	飛行機その他の航空機（自重が二、〇〇〇キログラム以下のもの）	五％	G／HS／八七	
八八〇二・三〇＊	飛行機その他の航空機（自重が二、〇〇〇キログラムを超え一五、〇〇〇キログラム以下のもの）	五％	G／HS／八七	
八八〇二・四〇＊	飛行機その他の航空機（自重が一五、〇〇〇キログラムを超えるもの）	五％	G／HS／八七	
八八〇二・五〇	宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及びその打上げ用ロケット	六・五％	G／HS／八七	
八八〇三	部分品（第八八・〇一項又は第八八・〇二項の物品のものに限る。）			
八八〇三・一〇	プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品			
＊	飛行機用プロペラ並びにヘリコプター用の回転翼及び回転翼のブレード	七・二％	G／HS／八七	
＊	その他のもの	五％	G／HS／八七	
八八〇三・二〇＊	着陸装置及びその部分品	五％	G／HS／八七	
八八〇三・三〇＊	飛行機又はヘリコプターのその他の部分品	五％	G／HS／八七	
八八〇三・九〇＊	その他のもの	五％	G／HS／八七	
八八〇四・〇〇	落下傘（可導式落下傘を含む。）及びロートシュート並びにこれらの部分品及び附属品	八・二％	G／HS／八七	
八八〇五	航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品	七・二％	G／HS／八七	
八八〇五・一〇	航空機射出装置及び着艦拘束制動装置その他これに類する装置並びにこれらの部分品	七・二％	G／HS／八七	
八八〇五・二〇＊	航空用地上訓練装置及びその部分品	七・二％	G／HS／八七	
八九〇一	客船、遊覧船、フェリーボート、貨物船、はしけその他これらに類する船舶（人員又は貨物の輸送用のものに限る。）			

八九〇一・一〇	客船、遊覧船その他これらに類する船舶（主として人員の輸送用に設計したものに限る。）及びフェリーボート	無税	G／HS／八七	
八九〇一・二〇	タンカー	無税	G／HS／八七	
八九〇一・三〇	冷蔵船及び冷凍船（第八九〇一・二〇号のものを除く。）	無税	G／HS／八七	
八九〇一・九〇	その他の貨物船及び貨客船	無税	G／HS／八七	
八九〇二・〇〇	漁船及び工船その他漁獲物の加工用又は保存用の船舶	無税	G／HS／八七	
八九〇三	ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓櫂船及びカヌー			
八九〇三・一〇	膨脹式のもの	三％	G／HS／八七	
八九〇三・九一	その他のもの			
	セールボート（補助原動機付きであるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	
八九〇三・九二	モーターボート（船外機付きのものを除く。）	三％	G／HS／八七	
八九〇三・九九	その他のもの			
八九〇四・〇〇	曳航用又は押航用の船舶	三％	G／HS／八七	
八九〇五	照明船、消防船、しゆんせつ船、クレーン船その他の船舶（航行以外の機能を主とするものに限る。）、浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム	無税	G／HS／八七	
八九〇五・一〇	しゆんせつ船	無税	G／HS／八七	
八九〇五・二〇	浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム	無税	G／HS／八七	
八九〇五・九〇	その他のもの	三％	G／HS／八七	
八九〇六・〇〇のうち	その他の船舶（軍艦及び救命艇を含むものとし、櫓櫂船を除く。）	三％	G／HS／八七	
	軍艦以外のもの	無税	G／HS／八七	
	総トン数が一〇〇トン未満のもの	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	三％	G／HS／八七	
八九〇七	その他の浮き構造物（例えば、いかだ、タンク、コファダム、浮き桟橋、ブイ及び水路浮標）	無税	G／HS／八七	

八九〇七・一〇	膨脹式いかだ	三%	G／HS／八七	
八九〇七・九〇	その他のもの	三%	G／HS／八七	
八九〇八・〇〇	解体用の船舶その他の浮き構造物	無税	G／HS／八七	
	注　日本国は、この税率の適用に当たり、関税国内法令に基づき特定用途方式を関税行政において採用する権利を留保する。もつとも、当該方式を採用する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害する結果をもたらさないようにする。			
九〇〇一	光ファイバー（束にしたものを含む。）、光ファイバーケーブル（第八五・四四項のものを除く。）、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ（コンタクトレンズを含む。）、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）	四%	G／HS／八七	
九〇〇一・一〇	光ファイバー（束にしたものを含む。）及び光ファイバーケーブル	四・八%	G／HS／八七	
九〇〇一・二〇	偏光材料製のシート及び板	四・八%	G／HS／八七	
九〇〇一・三〇	コンタクトレンズ	四・九%	G／HS／八七	
九〇〇一・四〇	ガラス製の眼鏡用レンズ	四・八%	G／HS／八七	
九〇〇一・五〇	その他の材料製の眼鏡用レンズ	四・八%	G／HS／八七	
九〇〇一・九〇＊	その他のもの	四・八%	G／HS／八七	
九〇〇二	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限り、光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）	四・二%	G／HS／八七	
	対物レンズ			
九〇〇二・一	写真機用、映写機用、投影機用、写真引伸機用又は写真縮小機用のもの	四・二%	G／HS／八七	
九〇〇二・一九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
九〇〇二・二〇＊	フィルター	四・二%	G／HS／八七	
九〇〇二・九〇＊	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
九〇〇三	眼鏡のフレーム及びその部分品	七%	G／HS／八七	
九〇〇三・一〇	フレーム	七%	G／HS／八七	
九〇〇三・一九	プラスチック製のもの	七%	G／HS／八七	
	その他の材料製のもの			
九〇〇三・九〇	金属製のもの	七%	G／HS／八七	
九〇〇四	その他のもの	七%	G／HS／八七	
九〇〇四・九〇	部分品	七%	G／HS／八七	
九〇〇四	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡	八%	G／HS／八七	
九〇〇四・一〇	サングラス	八%	G／HS／八七	
九〇〇四・九〇	その他のもの	八%	G／HS／八七	
九〇〇五	双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具	四・二%	G／HS／八七	
九〇〇五・一〇	双眼鏡	四・二%	G／HS／八七	
九〇〇五・八〇	その他の機器	四・二%	G／HS／八七	
九〇〇五・九〇	部分品及び附属品（支持具を含む。）	四・二%	G／HS／八七	
九〇〇六	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八五・三九項の放電管を除く。）	五・七%	G／HS／八七	
九〇〇六・一〇	製版に使用する種類の写真機	五・七%	G／HS／八七	
九〇〇六・二〇	文書記録に使用する種類の写真機（マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームに記録するものに限る。）	五・七%	G／HS／八七	
九〇〇六・三〇	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ	二・三%	G／HS／八七	
	内臓の医学的検診用のもの（エックス線用のものを除く。）			

	その他のもの			
	水中用のもの及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ		五・七%	G／HS／八七
	その他のもの		四・二%	G／HS／八七
九〇〇六・四〇	インスタントプリントカメラ		五・七%	G／HS／八七
	その他の写真機			
九〇〇六・五一	一眼レフレックスのもの（幅が三五ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。）		五・七%	G／HS／八七
九〇〇六・五二	その他のもの（幅が三五ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）		五・七%	G／HS／八七
九〇〇六・五三	その他のもの（幅が三五ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）		五・七%	G／HS／八七
	その他のもの			
九〇〇六・五九	写真用のせん光器具及びせん光電球			
九〇〇六・六一	せん光器具（放電管を使用したもの（電子式のもの）に限る。）		五・七%	G／HS／八七
九〇〇六・六二	せん光電球、フラッシュキューブその他これらに類するもの		五・七%	G／HS／八七
九〇〇六・六九	その他のもの		五・七%	G／HS／八七
	部分品及び附属品			
九〇〇六・九一	写真機用のもの		五・七%	G／HS／八七
九〇〇六・九九	その他のもの		五・七%	G／HS／八七
九〇〇七	映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）		五・七%	G／HS／八七
	撮影機			
九〇〇七・一一	幅が一六ミリメートル未満のフィルム又はダブル八ミリメートルフィルムを使用するもの		五・七%	G／HS／八七
九〇〇七・一九	その他のもの		四%	G／HS／八七
	映写機			
九〇〇七・二一	幅が一六ミリメートル未満のフィルムを使用するもの		四%	G／HS／八七

九〇〇七・二九	その他のもの		四%	G／HS／八七
	部分品及び附属品			
九〇〇七・九一	撮影機用のもの		五・七%	G／HS／八七
九〇〇七・九二	映写機用のもの		五・七%	G／HS／八七
九〇〇八	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）			
九〇〇八・一〇	スライド映写機		四%	G／HS／八七
九〇〇八・二〇	マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームのリーダー（複写することができないかを問わない。）		四%	G／HS／八七
九〇〇八・三〇	その他の投影機		四%	G／HS／八七
九〇〇八・四〇	写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）		無税	G／HS／八七
九〇〇八・九〇	部分品及び附属品			
九〇〇九	投影機用のもの		四%	G／HS／八七
	その他のもの			
九〇〇九・一一	感光式複写機（光学的機構を有するもの及び密着式のものに限る。）及び感熱式複写機		無税	G／HS／八七
	静電式の感光式複写機			
九〇〇九・一二	原本の映像を感光面に直接複写する方式（直接式）のもの		無税	G／HS／八七
九〇〇九・一三	原本の映像を感光面に媒体を介して複写する方式（間接式）のもの		無税	G／HS／八七
九〇〇九・一九	その他の感光式複写機			
九〇〇九・二一	光学的機構を有するもの		無税	G／HS／八七
九〇〇九・二二	密着式のもの		無税	G／HS／八七
九〇〇九・二三	感熱式複写機		四%	G／HS／八七
九〇〇九・三〇	部分品及び附属品		無税	G／HS／八七
九〇〇九・九〇	写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影する装置を含むものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン		無税	G／HS／八七
九〇一〇			無税	G／HS／八七

九〇一〇・一〇	写真用又は映画用の自動現像機（ロール状のフィルム及び紙を処理するものに限る。）及び現像したフィルムをロール状の写真用の紙に自動的に露光する機器	無税	G／HS／八七		
九〇一〇・二〇	その他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器及びネガトスコープ	無税	G／HS／八七		
九〇一〇・三〇	映写用又は投影用のスクリーン	四％	G／HS／八七		
九〇一〇・九〇	部分品及び附属品	無税	G／HS／八七		
九〇一一	光学顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む。）	四・二％	G／HS／八七		
九〇一一・一〇	双眼実体顕微鏡	四・二％	G／HS／八七		
九〇一一・二〇	その他の顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る。）	四・二％	G／HS／八七		
九〇一一・八〇	その他の顕微鏡	四・二％	G／HS／八七		
九〇一一・九〇	部分品及び附属品	四・二％	G／HS／八七		
九〇一二	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器	四・八％	G／HS／八七		
九〇一二・一〇	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器の部分品及び附属品	四・八％	G／HS／八七		
九〇一三	液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。）、レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）	無税	G／HS／八七		
九〇一三・一〇	武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第一六部の機器の部分品として設計した望遠鏡	無税	G／HS／八七		
九〇一三・二〇	レーザー（レーザーダイオードを除く。）	無税	G／HS／八七		
九〇一三・八〇	その他の機器	無税	G／HS／八七		
九〇一三・九〇	部分品及び附属品	無税	G／HS／八七		
九〇一四	羅針盤その他の航行用機器	四・二％	G／HS／八七		
九〇一四・二〇＊	羅針盤	無税	G／HS／八七		
九〇一四・三〇	空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）	無税	G／HS／八七		
＊	電気式のもの	四・八％	G／HS／八七		
＊	その他のもの	無税	G／HS／八七		
九〇一四・八〇	その他の機器	四・二％	G／HS／八七		
九〇一四・九〇＊	部分品及び附属品	四・二％	G／HS／八七		
九〇一五	土地測量（写真測量を含む。）用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（羅針盤を除く。）及び測距儀	無税	G／HS／八七		
九〇一五・一〇	測距儀	四・八％	G／HS／八七		
九〇一五・二〇	経緯儀及び視距儀	四・八％	G／HS／八七		
九〇一五・三〇	水準器	四・八％	G／HS／八七		
九〇一五・四〇	写真測量用機器	四・八％	G／HS／八七		
九〇一五・八〇	その他の機器	無税	G／HS／八七		
九〇一五・九〇	部分品及び附属品	無税	G／HS／八七		
九〇一六・〇〇	電気式機器用のもの	四・二％	G／HS／八七		
	その他のもの	四・八％	G／HS／八七		
	はかり（感量が五〇ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅を附属させてあるかないかを問わない。）	四・二％	G／HS／八七		
九〇一七	電気式はかり並びにその部分品及び附属品	四・二％	G／HS／八七		
	その他のもの	無税	G／HS／八七		
	製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）	無税	G／HS／八七		
九〇一七・一〇	写図台及び写図機械（自動式であるかないかを問わない。）	四・二％	G／HS／八七		
九〇一七・二〇	その他の製図機器、けがき用具及び計算用具	四・二％	G／HS／八七		
九〇一七・三〇	マイクロメーター、パス及びゲージ	無税	G／HS／八七		
	電気式のもの	四・二％	G／HS／八七		

九〇一七・八〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
	その他の機器	無税	G／HS／八七	
	電気式のもの	四・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
九〇一七・九〇	部分品及び附属品			
九〇一八	医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）			
	診断用電気機器（機能検査用又は生理学的パラメーター検査用の機器を含む。）			
九〇一八・一二	心電計	五・八%	G／HS／八七	
九〇一八・一九	その他のもの			
	超音波診断装置	四・六%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	獣医用のもの	四・九%	G／HS／八七	
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
九〇一八・二〇	紫外線又は赤外線を使用する機器			
	注射器、針、カテーテル、カニューレその他これらに類する物品			
九〇一八・三一	注射器（針を付けてあるかないかを問わない。）	四・九%	G／HS／八七	
	歯科用のもの	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	三・九%	G／HS／八七	
九〇一八・三三	金属製の管針及び縫合用の針			
	歯科用のもの	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	三・九%	G／HS／八七	
九〇一八・三九	その他のもの			
	歯科用のもの	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	三・九%	G／HS／八七	
九〇一八・四一	歯科用エンジン（同一の台上に他の歯科用機器を取り付けてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	
九〇一八・四九	その他のもの			
	歯科用のいす	四・八%	G／HS／八七	
	その他の歯科用の電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）並びにその部分品及び附属品	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	無税	G／HS／八七	
九〇一八・五〇	その他の機器（眼科用のものに限る。）	三・九%	G／HS／八七	
九〇一八・九〇	その他の機器			
	外科用のもの（電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）及び鉗子、ナイフ、はさみその他の手道具並びにこれらの部分品及び附属品を除く。）	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	三・九%	G／HS／八七	
九〇一九	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器及びオゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器			
九〇一九・一〇	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器	四・九%	G／HS／八七	
九〇一九・二〇	オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器	無税	G／HS／八七	
九〇二〇・〇〇*	その他の呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスクを除く。）	四・九%	G／HS／八七	
九〇二一	整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帯を含む。）、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）、人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具			
	人造関節その他の整形外科用機器及び骨折治療具	五・八%	G／HS／八七	

九〇二二・二	人造関節	無税	G／HS／八七		
九〇二二・九	その他のもの	無税	G／HS／八七		
九〇二二・二	義歯及び歯用の取付用品	四％	G／HS／八七		
九〇二二・二九	義歯	無税	G／HS／八七		
九〇二二・三〇	その他のもの	無税	G／HS／八七		
九〇二二・四〇	その他の人体の部分	四％	G／HS／八七		
九〇二二・五〇	補聴器（部分品及び附属品を除く。）	無税	G／HS／八七		
九〇二二・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七		
九〇二三	エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、いすその他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機				
九〇二三・一一	医療用又は獣医用のもの	無税	G／HS／八七		
	コンピュータ断層撮影装置	三・四％	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八％	G／HS／八七		
	獣医用のもの	三・四％	G／HS／八七		
	その他のもの	四・六％	G／HS／八七		
九〇二三・一九	その他の用途に供するもの	四・六％	G／HS／八七		
	アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）				
九〇二三・二一	医療用又は獣医用のもの	四・六％	G／HS／八七		
九〇二三・二九	その他の用途に供するもの	四・六％	G／HS／八七		

九〇二三・三〇	エックス線管	五・八％	G／HS／八七		
	医療用のもの	三・四％	G／HS／八七		
	その他のもの（部分品及び附属品を含む。）				
九〇二三・九〇	アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器の部分品及び附属品	四・六％	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八％	G／HS／八七		
	医療用のもの	三・四％	G／HS／八七		
	その他のもの	四・二％	G／HS／八七		
九〇三〇・〇〇	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型	無税	G／HS／八七		
九〇二四	硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機（材料（例えば、金属、木材、紡織用繊維、紙及びプラスチック）の機械的性質を試験するものに限る。）	四・二％	G／HS／八七		
九〇二四・一〇	材料試験機（金属を試験するものに限る。）	無税	G／HS／八七		
	電気式のもの	四・二％	G／HS／八七		
九〇二四・八〇	その他のもの	無税	G／HS／八七		
	その他の機器	四・二％	G／HS／八七		
	電気式のもの	四・二％	G／HS／八七		
九〇二四・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七		
	部分品及び附属品	四・二％	G／HS／八七		
九〇二五	ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品				
九〇二五・一一 *	温度計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）	四・二％	G／HS／八七		
	液体封入のもの（直読式のものに限る。）	無税	G／HS／八七		
九〇二五・一九 *	その他のもの				
	電気式のもの				

九〇三五・二〇＊	気圧計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）	無税	G／HS／八七	
九〇三五・八〇＊	その他の機器	無税	G／HS／八七	
九〇三五・九〇＊	部分品及び附属品	四・二％	G／HS／八七	
九〇三六	液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第九〇・一四項、第九〇・一五項、第九〇・二八項又は第九〇・三二項の機器を除く。）			
九〇三六・一〇	液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの			
＊＊	電気式のもの	無税	G／HS／八七	
＊＊	その他のもの	四・九％	G／HS／八七	
九〇三六・二〇	圧力の測定用又は検査用のもの			
＊＊	電気式のもの	無税	G／HS／八七	
＊＊	その他のもの	四・九％	G／HS／八七	
九〇三六・八〇	その他の機器			
＊＊	電気式のもの	無税	G／HS／八七	
＊＊	その他のもの	四・九％	G／HS／八七	
九〇三六・九〇＊	部分品及び附属品	四・二％	G／HS／八七	
九〇三七	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム			
九〇三七・一〇	ガス又は煙の分析機器	無税	G／HS／八七	
九〇三七・二〇	クロマトグラフ及び電気泳動装置	無税	G／HS／八七	
九〇三七・三〇	分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	四・二％	G／HS／八七	
	電気式のもの	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	四・二％	G／HS／八七	
九〇三七・四〇	露出計			
九〇三七・五〇	その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	無税	G／HS／八七	
九〇三七・八〇	その他の機器			
	電気式のもの	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	四・二％	G／HS／八七	
九〇三七・九〇	ミクロトーム並びに部分品及び附属品	四・二％	G／HS／八七	
九〇三八	気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器			
九〇三八・一〇	ガス用計器	四・二％	G／HS／八七	
九〇三八・二〇	液体用計器	四・二％	G／HS／八七	
九〇三八・三〇	電気用計器	四・二％	G／HS／八七	
九〇三八・九〇	部分品及び附属品	四・二％	G／HS／八七	
九〇三九	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品並びに速度計及び回転速度計（第九〇・一五項のものを除く。）並びにストロボスコープ			
九〇三九・一〇＊	速度計、回転速度計及びストロボスコープ	無税	G／HS／八七	
	電気式のもの	四・二％	G／HS／八七	
	その他のもの	無税	G／HS／八七	
九〇三九・二〇＊	部分品及び附属品	四・二％	G／HS／八七	
九〇三〇	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第九〇・二八項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器			
九〇三〇・一〇＊	電離放射線の測定用又は検出用の機器	無税	G／HS／八七	

九〇三〇・二〇*	陰極線オシロスコープ及び陰極線オシログラフ	無税	G／HS／八七					
九〇三〇・三一*	電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器（記録装置を有しないものに限る。）							
九〇三〇・三九	マルチメーター							
*	その他のもの							
	電圧計及び電流計	無税	G／HS／八七	四・九%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	四・二%
*	その他のもの	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	四・二%
九〇三〇・四〇*	遠隔通信用に特に設計したその他の機器（例えば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計及び雑音計）	無税	G／HS／八七					
九〇三〇・八一*	その他の機器							
九〇三〇・八九*	記録装置を有するもの	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	四・二%
九〇三〇・九〇*	その他のもの							
	部分品及び附属品	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	四・二%
九〇三一	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機	無税	G／HS／八七	四・八%	G／HS／八七	四・二%	G／HS／八七	四・二%
九〇三一・一〇	釣合試験機	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	四・二%
九〇三一・二〇	テストベンチ	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	四・二%
九〇三一・三〇	輪郭投影器	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	四・二%
九〇三一・四〇	その他の光学式機器	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	四・二%
九〇三一・八〇	その他の機器	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	四・二%
	電気式のもの	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	四・二%
*	その他のもの	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	四・二%
九〇三一・九〇*	部分品及び附属品	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	四・二%
九〇三二	自動調整機器							
九〇三二・一〇*	サーモスタット	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	四・二%
九〇三二・二〇*	マノスタット	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	四・二%
九〇三二・八一*	その他の機器							
九〇三二・八九*	液体式又は気体式のもの	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	四・二%
九〇三二・九〇*	その他のもの	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	四・二%
九〇三三	部分品及び附属品							
九〇三三・〇〇*	この類の機器の部分品及び附属品（この類の他の項に該当するものを除く。）	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	四・二%

九一〇一	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張つた金属を使用したものに限る。）							
九一〇一・一一	腕時計（電池により作動するものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）							
九一〇一・一九	機械式表示部のみを有するものオプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの							
	その他のもの	五・四%	G／HS／八七	五・四%	G／HS／八七	五・四%	G／HS／八七	五・四%
九一〇一・二一	その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）	五・四%	G／HS／八七	五・四%	G／HS／八七	五・四%	G／HS／八七	五・四%
九一〇一・二九	自動巻きのもの	五・四%	G／HS／八七	五・四%	G／HS／八七	五・四%	G／HS／八七	五・四%
	その他のもの							
九一〇一・九一	電池により作動するもの	五・四%	G／HS／八七	五・四%	G／HS／八七	五・四%	G／HS／八七	五・四%
九一〇一・九九	その他のもの	五・四%	G／HS／八七	五・四%	G／HS／八七	五・四%	G／HS／八七	五・四%
九一〇二	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）							
九一〇二・一一	腕時計（電池により作動するものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）							
九一〇二・一九	機械式表示部のみを有するものオプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの							
	その他のもの	五・四%	G／HS／八七	五・四%	G／HS／八七	五・四%	G／HS／八七	五・四%
九一〇二・二一	その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）	五・四%	G／HS／八七	五・四%	G／HS／八七	五・四%	G／HS／八七	五・四%
九一〇二・二九	自動巻きのもの	五・四%	G／HS／八七	五・四%	G／HS／八七	五・四%	G／HS／八七	五・四%
	その他のもの							
九一〇二・九一	電池により作動するもの	五・四%	G／HS／八七	五・四%	G／HS／八七	五・四%	G／HS／八七	五・四%

九一〇一・九九	その他のもの	五・四%	G／HS／八七	
九一〇二	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）			
九一〇二・一〇	電池により作動するもの	四・八%	G／HS／八七	
九一〇二・九〇	その他のもの	五・六%	G／HS／八七	
九一〇四・〇〇*	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）	五・六%	G／HS／八七	
九一〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）			
九一〇五・一一	目覚まし時計			
	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	四・八%	G／HS／八七	
九一〇五・一九	その他のもの	五・六%	G／HS／八七	
九一〇五・二九	掛時計			
九一〇五・三一	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	四・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	五・六%	G／HS／八七	
九一〇五・九一	その他のもの			
	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	四・八%	G／HS／八七	
九一〇五・九九	その他のもの	五・六%	G／HS／八七	
九一〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）			
九一〇六・一〇	タイムレジスター及びタイムレコーダー	四・八%	G／HS／八七	
九一〇六・二〇	パーキングメーター	四・八%	G／HS／八七	
九一〇六・八〇	その他のもの	四・八%	G／HS／八七	
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）	四・八%	G／HS／八七	
九一〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）			
	電池により作動するもの	四・八%	G／HS／八七	
九一〇八・二	機械式表示部のみを有するもの	五・四%	G／HS／八七	
	及び機械式表示部を組み込むことができる装置を有するもの			
九一〇八・三	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの	五・四%	G／HS／八七	
九一〇八・一九	その他のもの	五・四%	G／HS／八七	
九一〇八・二〇	自動巻きのもの	五・四%	G／HS／八七	
	その他のもの			
九一〇八・九一	幅、長さ又は直径が三三・八ミリメートル以下のもの	五・四%	G／HS／八七	
九一〇八・九九	その他のもの	五・四%	G／HS／八七	
九一〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）			
九一〇九・一一	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	五・四%	G／HS／八七	
九一〇九・一九*	目覚まし時計のもの	五・四%	G／HS／八七	
九一〇九・九〇*	その他のもの	五・四%	G／HS／八七	
九一一〇	その他のもの			
	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント			
九一一〇・一一	携帯用時計のもの			
	ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）	五・九%	G／HS／八七	
九一一〇・一二	未完成のムーブメントで組み立てたもの	五・四%	G／HS／八七	
	ラフムーブメント			
九一一〇・一九	その他のもの	五・九%	G／HS／八七	
九一一〇・二〇	携帯用時計のケース及びその部分品			
九一一一	ケース（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）	五・七%	G／HS／八七	
九一一一・一〇	ケース（卑金属製のものに限るものとし、金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。）	五・七%	G／HS／八七	
九一一一・二〇				

九二一・八〇	その他のケース	五・七%	G／HS／八七		
九二一・九〇	部分品	五・七%	G／HS／八七		
九二二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品				
九二二・一〇	金属製のケース	七・二%	G／HS／八七		
九二二・八〇	その他のケース	七・二%	G／HS／八七		
九二二・九〇	部分品	七・二%	G／HS／八七		
九二三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品				
九二三・一〇	貴金属製又は貴金属を張つた金属製のもの				
	銀製又は白金（イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含む。）製のもの	七・八%	G／HS／八七		
	その他のもの	八・二%	G／HS／八七		
九二三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。）	五・六%	G／HS／八七		
	貴金属をめつきしたもの	六・六%	G／HS／八七		
	その他のもの				
九二三・九〇	その他のもの				
	革製又はコンポジションレザー製のもの	一二・五%	G／HS／八七		
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	一二・五%	G／HS／八七		
	その他のもの	二〇%	G／HS／八七		
	その他のもの	三・四%	G／HS／八七		

九二四	その他の時計の部分品	三・二%	G／HS／八七		
九二四・一〇	ばね（ひげぜんまいを含む。）	一・九%	G／HS／八七		
九二四・三〇	石	五・四%	G／HS／八七		
九二四・四〇	文字板	五・九%	G／HS／八七		
九二四・九〇	地板及び受け	五・四%	G／HS／八七		
九二〇一	その他のもの				
	ピアノ（自動ピアノを含む。）、ハープシコードその他鍵盤のある弦楽器	四・八%	G／HS／八七		
九二〇一・一〇	アップライトピアノ	四・八%	G／HS／八七		
九二〇一・二〇	グランドピアノ	四・八%	G／HS／八七		
九二〇一・九〇	その他のもの	四・八%	G／HS／八七		
九二〇二	その他の弦楽器（例えば、ギター、バイオリン及びハープ）				
九二〇二・一〇	弓で弾くもの	四・二%	G／HS／八七		
九二〇二・九〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
九二〇三・〇〇	鍵盤のあるパイプオルガン並びにフリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵盤楽器	四・八%	G／HS／八七		
九二〇四	アコーディオンその他これに類する楽器及びハーモニカ				
九二〇四・一〇	アコーディオンその他これに類する楽器	四・八%	G／HS／八七		
九二〇四・二〇	ハーモニカ	四・八%	G／HS／八七		
九二〇五	その他の吹奏楽器（例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ）				
九二〇五・一〇	金管楽器	四・八%	G／HS／八七		
九二〇五・九〇	その他のもの	四・八%	G／HS／八七		
九二〇六・〇〇	打楽器（例えば、太鼓、木琴、シンバル、カスタネット及びマラカス）	三・六%	G／HS／八七		
九二〇七	電気的に音を発生し又は増幅する楽器（例えば、オルガン、ギター及びアコーディオン）				
九二〇七・一〇	鍵盤楽器（アコーディオンを除く。）	四・一%	G／HS／八七		
九二〇七・九〇	その他のもの	三・六%	G／HS／八七		
九二〇八	オルゴール、オーケストリオン、バーバリアオルガン、機械式鳴き				

九二〇九・一〇	鳥、ミュージカルソーその他の楽器（この類の他の項に該当するものを除く。）、おとり笛及びホイッスル、角笛その他の音響信号用笛	四・八%	G／HS／八七	
九二〇八・九〇	オルゴール			
九二〇九	その他のもの	四・八%	G／HS／八七	
	楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び附属品（例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール）、メトロノーム、音さ並びに調子笛			
九二〇九・一〇	メトロノーム、音さ及び調子笛	四・二%	G／HS／八七	
九二〇九・二〇	オルゴールの機構	四・二%	G／HS／八七	
九二〇九・三〇	楽器用の弦	四・二%	G／HS／八七	
	その他のもの			
九二〇九・九一	ピアノの部分品及び附属品	四・二%	G／HS／八七	
九二〇九・九二	第九二・〇二項の楽器の部分品及び附属品	四・二%	G／HS／八七	
九二〇九・九三	第九二・〇三項の楽器の部分品及び附属品	四・二%	G／HS／八七	
九二〇九・九四	第九二・〇七項の楽器の部分品及び附属品	四・二%	G／HS／八七	
九二〇九・九九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
九三〇三	その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの（例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ベリー氏式けん銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃）	八・二%	G／HS／八七	
九三〇三・一〇	口装の火器	八・二%	G／HS／八七	
九三〇三・二〇	その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用の散弾銃（散弾銃とライフルとを組み合わせたものを含む。）	九・五%	G／HS／八七	
九三〇三・三〇	その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用のライフル	八・二%	G／HS／八七	
九三〇三・九〇	その他のもの	八・二%	G／HS／八七	

九三〇四・〇〇	その他の武器（例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒。第九三・〇七項の物品を除く。）	八・二%	G／HS／八七	
九三〇五	第九三・〇一項から第九三・〇四項までの物品の部分品及び附属品	八・二%	G／HS／八七	
九三〇五・一〇のうち	けん銃のもの			
	軍用の武器のもの以外のもの	八・二%	G／HS／八七	
	第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの			
九三〇五・二一のうち	散弾銃の銃身	八・二%	G／HS／八七	
九三〇五・二九のうち	その他のもの	八・二%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	軍用の武器のもの以外のもの			
	革製又はコンポジションレザー製のもの	一二・五%	G／HS／八七	
九三〇六	その他のもの	八・二%	G／HS／八七	
	爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。）			
九三〇六・二一のうち	散弾銃用弾薬筒及びその部分品並びに空気銃用小弾丸	八・二%	G／HS／八七	
九三〇六・二九のうち	弾薬筒	八・二%	G／HS／八七	
九三〇六・三〇のうち	その他のもの			
九四〇一	その他の弾薬筒及びその部分品	八・二%	G／HS／八七	
	狩猟用又はスポーツ用のもの			
九四〇一・一〇※	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品	四・八%	G／HS／八七	
九四〇一・二〇	航空機に使用する種類の腰掛け	四・八%	G／HS／八七	
九四〇一・三〇	自動車に使用する種類の腰掛け	四・八%	G／HS／八七	
	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）			
	革張りのもの	五・四%	G／HS／八七	
	とう製のもの	五・七%	G／HS／八七	

九四〇一・四〇	その他のもの	四・八%	G	HS	八七
	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）				
九四〇一・五〇	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け	四・八%	G	HS	八七
	とう製のもの	五・七%	G	HS	八七
	その他のもの	四・八%	G	HS	八七
	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）				
九四〇一・六一	アップホルスターのもの				
	革張りのもの	五・四%	G	HS	八七
	その他のもの	四・八%	G	HS	八七
九四〇一・六九	その他のもの	四・八%	G	HS	八七
	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）				
九四〇一・七一	アップホルスターのもの	四・八%	G	HS	八七
九四〇一・七九	その他のもの	四・八%	G	HS	八七
九四〇一・八〇	その他の腰掛け				
	大理石製のもの	無税	G	HS	八七
	その他のもの	四・八%	G	HS	八七
九四〇一・九〇	部分品	四・八%	G	HS	八七
九四〇二	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品	四・八%	G	HS	八七
九四〇二・一〇	歯科用又は理髪用のいすその他これに類するいす及びこれらの部分品	四・八%	G	HS	八七
九四〇二・九〇	その他のもの	四・八%	G	HS	八七
九四〇三	その他の家具及びその部分品				
九四〇三・一〇	事務所において使用する種類の金属製家具	四・八%	G	HS	八七
九四〇三・二〇＊	その他の金属製家具	四・八%	G	HS	八七
九四〇三・三〇	事務所において使用する種類の木製家具	四・八%	G	HS	八七
九四〇三・四〇	台所において使用する種類の木製家具	四・八%	G	HS	八七
九四〇三・五〇	寝室において使用する種類の木製家具	四・八%	G	HS	八七
九四〇三・六〇	その他の木製家具				
	棚付き家具（食器棚及び本箱を除く。掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するように設計したものに限る。）	四%	G	HS	八七
	その他のもの	四・八%	G	HS	八七
九四〇三・七〇＊	プラスチック製家具	四・三%	G	HS	八七
九四〇三・八〇	その他の材料（とう、オージア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具				
	とう製のもの	五・七%	G	HS	八七
九四〇三・九〇	大理石製のもの	無税	G	HS	八七
九四〇四	その他のもの	四・三%	G	HS	八七
	部分品	四・八%	G	HS	八七
九四〇四・一〇	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート				
	マットレスサポート	四・八%	G	HS	八七
九四〇四・二一	マットレス				
	セルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のもの（被覆してあるかないかを問わない。）	五・七%	G	HS	八七
九四〇四・二九	その他の材料製のもの	五・七%	G	HS	八七
九四〇四・三〇	寝袋	五・七%	G	HS	八七
九四〇四・九〇	その他のもの	五・七%	G	HS	八七

九四〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）							
九四〇五・一〇	シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。）							
九四〇五・一〇	大理石製のもの	無税	G／HS／八七					
	その他のもの	四・八％	G／HS／八七					
九四〇五・二〇	卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプ							
	木製のもの	四％	G／HS／八七					
	大理石製のもの	無税	G／HS／八七					
	その他のもの	四・八％	G／HS／八七					
九四〇五・三〇	クリスマスツリーに使用する種類の照明セット	四・八％	G／HS／八七					
九四〇五・四〇	電気式のランプその他の照明器具（他の号に該当するものを除く。）							
	サーチライト及びスポットライト	無税	G／HS／八七					
	その他のもの							
	木製のもの	四％	G／HS／八七					
	大理石製のもの	無税	G／HS／八七					
	その他のもの	四・八％	G／HS／八七					
九四〇五・五〇	非電気式のランプその他の照明器具							
	大理石製のもの	無税	G／HS／八七					
	その他のもの	四・八％	G／HS／八七					
九四〇五・六〇	イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品							
	木製のもの	四％	G／HS／八七					
	ガラス製のもの	五・五％	G／HS／八七					

	腸製、ゴールドビーターススキン製、ぼうこう製又は腱製のもの	四・九％	G／HS／八七					
	その他のもの	七・二％	G／HS／八七					
九四〇六・九一	部分品							
	ガラス製のもの	五・八％	G／HS／八七					
	プラスチック製のもの	五・八％	G／HS／八七					
九四〇六・九九	その他のもの							
	木製のもの	四％	G／HS／八七					
	大理石製のもの	無税	G／HS／八七					
	その他のもの	四・八％	G／HS／八七					
九四〇六・〇〇	プレハブ建築物	三・九％	G／HS／八七					
九五〇一・〇〇	車輪付きがん具（幼児が乗るために設計したものに限る。例えば、三輪車、スクーター及び足踏み式自動車）及び人形用乳母車	四・八％	G／HS／八七					
九五〇二	人形（人間を模したものに限る。）							
九五〇二・一〇	人形（服を着せてあるかないかを問わない。）	五・八％	G／HS／八七					
九五〇二・九一	部分品及び附属品							
	衣類、衣類附属品、履物及び帽子	五・八％	G／HS／八七					
九五〇二・九九	その他のもの							
九五〇三	その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル	五・八％	G／HS／八七					
九五〇三・一〇	電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）							
	車金属製又はプラスチック製のもの	五・八％	G／HS／八七					
九五〇三・二〇	その他のもの							
	縮尺模型の組立てキット（作動するかしないかを問わないものとし、第九五〇三・一〇号のものを除く。）	四・二％	G／HS／八七					
	車金属製又はプラスチック製のもの	五・八％	G／HS／八七					
	その他のもの	四・二％	G／HS／八七					

九五〇三・三〇	その他の組立てセット及び組立てがん具	五・八%	G／HS／八七	
	卑金属製又はプラスチック製のもの	四・二%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）			
九五〇三・四一	詰物をしたもの			
	紡織用繊維の織物製又はプラスチック製のもの	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
九五〇三・四九	その他のもの			
	紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
九五〇三・五〇	楽器類（がん具に限る。）			
	紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
九五〇三・六〇	パズル			
	卑金属製又はプラスチック製のもの	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
九五〇三・七〇	その他のがん具（セットにしたものに限る。）			
	紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
九五〇三・八〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）			
	紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
九五〇三・九〇	その他のもの			
	紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	

九五〇四	遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ビンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）	無税	G／HS／八七	
九五〇四・一〇	テレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム	無税	G／HS／八七	
九五〇四・二〇	ビリヤード用の物品及び附属品	無税	G／HS／八七	
九五〇四・三〇	その他のゲーム用のもの（硬貨又はディスクを挿入することにより作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。）	四・八%	G／HS／八七	
九五〇四・四〇	遊戯用カード	四・八%	G／HS／八七	
九五〇四・九〇	その他のもの			
	チェスその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品	四・八%	G／HS／八七	
	ボーリングボール	五・七%	G／HS／八七	
	その他のもの	無税	G／HS／八七	
九五〇五	祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術用具を含む。）	四・八%	G／HS／八七	
九五〇五・一〇	クリスマス用品	四・八%	G／HS／八七	
九五〇五・九〇	その他のもの			
九五〇六	体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール	二・四%	G／HS／八七	
九五〇六・一	スキー用具			
九五〇六・一一	スキー	二・四%	G／HS／八七	
九五〇六・一九	スキーの締め具	二・四%	G／HS／八七	
	その他のもの	二・四%	G／HS／八七	
九五〇六・二	水上スキー、サーフボード、セールボードその他の水上運動用具	無税	G／HS／八七	
九五〇六・二一	セールボード	無税	G／HS／八七	
九五〇六・二九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
九五〇六・三	ゴルフクラブその他のゴルフ用具			
	クラブ（完成品に限る。）	無税	G／HS／八七	

九五〇六・三三 九五〇六・三六 九五〇六・四〇	ボールその他のもの	無税	G／HS／八七						
九五〇六・五一 九五〇六・五九	卓球用具 テニスラケット、バトミントンラケットその他これらに類するラケット（ガットを張つてあるかないかを問わない。） テニスラケット（ガットを張つてあるかないかを問わない。） その他のもの ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。）	無税	G／HS／八七						
九五〇六・六一 九五〇六・六二 九五〇六・六九	テニスボール 空気入れ式のもの その他のもの	四・八％	G／HS／八七						
九五〇六・七〇	アイススケート及びローラースケート（これらを取り付けたスケート靴を含む。） その他のもの	無税	G／HS／八七						
九五〇七・一〇 九五〇七・二〇	釣りざお、釣針その他の魚釣用具及びたも網、捕虫網その他これらに類する網並びにおとり具（第九二・〇八項又は第九七・〇五項のものを除く。）その他これに類する狩猟用具 釣りざお 釣針（はりすを付けてあるかないかを問わない。）	四・八％	G／HS／八七						
九五〇七・三〇 九五〇七・九〇	釣り用リール その他のもの	四・八％	G／HS／八七						
九五〇八・〇〇	回転木馬、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備	四・八％	G／HS／八七						
九六〇一	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び	四・八％	G／HS／八七						

九六〇一・一〇	製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。） アイボリー（加工したものに限る。）及びその製品	七・五％	G／HS／八七						
九六〇一・九〇	ぞうげのもの その他のもの その他のもの べっこう又はさんごの加工品及び製品 真珠光沢を有する貝殻の加工品及び製品（ボタンの製造に適する形状にしたものに限る。） その他のもの	五・八％	G／HS／八七						
九六〇二・〇〇	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品	八・二％	G／HS／八七						
九六〇三	ゼラチンカプセル その他のもの ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）	四・八％	G／HS／八七						
		五・一％	G／HS／八七						
		三・七％	G／HS／八七						
		五・八％	G／HS／八七						

九六〇三・一〇	ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を結束したものに限るものとし、柄を有するか有しないかを問わない。）	三・七%	G／HS／八七			
九六〇三・二一	歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、つめ用ブラシ、まつげ用ブラシその他化粧用ブラシ（器具の部分品を構成するブラシを含むものとし、身体に直接使用するものに限る。）					
九六〇三・二九	歯ブラシ	一〇%	G／HS／八七			
九六〇三・三〇	その他のもの	一〇%	G／HS／八七			
九六〇三・四〇	美術用又は筆記用の筆その他これに類するブラシで化粧用のもの	一〇%	G／HS／八七			
九六〇三・五〇	塗装用、ワニス用その他これらに類する用途に供するブラシ（第九六〇三・三〇号のブラシを除く。）、ペイントパッド及びペイントローラー	一〇%	G／HS／八七			
九六〇三・九〇	その他のブラシ（機械類又は車両の部分品を構成するものに限る。） その他のもの	四・九%	G／HS／八七			
九六〇四・〇〇	羽毛ダスター	八・二%	G／HS／八七			
九六〇五・〇〇	ほうき製造用又はブラシ製造用に結束し又は房状に取りそろえた物品	三・二%	G／HS／八七			
九六〇六	床掃除機	無税	G／HS／八七			
	その他のもの	一〇%	G／HS／八七			
	手ふるい	四・八%	G／HS／八七			
	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）	一〇%	G／HS／八七			
	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク					
九六〇六・一〇	プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品	一〇%	G／HS／八七			
九六〇六・二〇	ボタン					
	プラスチック製のもので紡織用繊維を被覆してないもの	八%	G／HS／八七			
九六〇六・三	卑金属製のもので紡織用繊維を被覆してないもの	八%	G／HS／八七			
九六〇六・二九	その他のもの					
	貝殻製のもの	四・九%	G／HS／八七			
	その他のもの	八%	G／HS／八七			
九六〇六・三〇	ボタンの部分品（ボタンモールドを含む。）及びボタンのブランク	無税	G／HS／八七			
九六〇七	スライドファスナー及びその部分品					
	スライドファスナー					
九六〇七・一一	卑金属製の務歯を取り付けたもの	四・二%	G／HS／八七			
九六〇七・一九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七			
九六〇七・二〇	部分品	四・二%	G／HS／八七			
九六〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）					
九六〇八・一〇	ボールペン					
	軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	七・五%（その率が一本につき一円八九銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七			
	その他のもの	無税	G／HS／八七			

九六〇八・二〇	フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー	五・八%	G／HS／八七	
九六〇八・三一	万年筆その他のペン			
	製図用ペン（墨汁を使用するものに限る。）	無税	G／HS／八七	
九六〇八・三九	その他のもの			
	軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	無税	G／HS／八七	
九六〇八・四〇	その他のもの			
	シャープペンシル	無税	G／HS／八七	
九六〇八・五〇	軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	無税	G／HS／八七	
	その他のもの			
九六〇八・六〇	第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの二以上の号の物品をセットにしたもの	七・五%（その率が一本につき七五銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
	ボールペン用中しん（ポイント及びインク貯蔵部から成るものに限る。）	七・五%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	ペン先及びニブポイント	無税	G／HS／八七	
九六〇九・一〇	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	四・二%	G／HS／八七	
九六〇九・二〇	鉛筆及びクレヨン（硬いさやの中にしんを入れたものに限る。）	四・八%	G／HS／八七	
九六〇九・三〇	鉛筆のしん（色を問わない。）	四・八%	G／HS／八七	
九六〇九・九〇	その他のもの	四・八%	G／HS／八七	
九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	四・二%	G／HS／八七	
九六一二	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット	四・八%	G／HS／八七	
九六一三・一〇	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）	四・二%	G／HS／八七	
九六一三・二〇	リボン	四・二%	G／HS／八七	
九六一三	インキパッド	四・八%	G／HS／八七	
	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式			

九六一三・一〇	であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	六・四%	G／HS／八七	
九六一三・二〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）	五・一%	G／HS／八七	
九六一三・三〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）	三・七%	G／HS／八七	
九六一三・八〇	貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	五・一%	G／HS／八七	
九六一三・九〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
九六一四	卓上用ライター	五・八%	G／HS／八七	
九六一四・一〇	その他のライター部分品	五・八%	G／HS／八七	
九六一四・二〇	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	八・二%	G／HS／八七	
九六一四・三〇	パイプの製造用に粗く成形した木又は根の塊	六・四%	G／HS／八七	
九六一四・九〇	パイプ及びパイプボールその他のもの	五・一%	G／HS／八七	
九六一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品	五・八%	G／HS／八七	
九六一五・一一	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品	五・八%	G／HS／八七	
九六一五・一九	硬質ゴム製又はプラスチック製のもの	五・八%	G／HS／八七	
九六一五・九〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	四%	G／HS／八七	
	木製のもの			
	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	五・一%	G／HS／八七	
	鉄鋼製のもの	三・七%	G／HS／八七	
	アルミニウム製のもの	五・一%	G／HS／八七	
	その他の卑金属製のもの（貴金属をめつきしたものを除く。）	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	六・四%	G／HS／八七	
九六一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド			
九六一六・一〇	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部	五・八%	G／HS／八七	
九六一六・二〇	化粧用のパフ及びパッド	五・八%	G／HS／八七	
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	五・八%	G／HS／八七	
九六一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの	四・八%	G／HS／八七	
九七〇一	書画の複製品、手作業で描き又は装飾した加工物及び第四九・〇六項の図案を除く。）及びコラージュその他これに類する装飾板	無税	G／HS／八七	
九七〇一・一〇	書画	無税	G／HS／八七	
九七〇一・二〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	
九七〇二・〇〇	銅版画、木版画、石版画その他の版画	無税	G／HS／八七	
九七〇三・〇〇	彫刻、塑像、鋳像その他これらに類する物品（材料を問わない。）	無税	G／HS／八七	
九七〇四・〇〇	郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品（使用したもの並びに使用してないもののうち仕向国において通用及び発行のいずれもしてないものに限る。）	無税	G／HS／八七	

九七〇五・〇〇	収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学、史学、考古学、古生物学、民族学又は古銭に関するものに限る。）	無税	G／HS／八七		
九七〇六・〇〇	こつとう（製作後一〇〇年を超えたものに限る。）	無税	G／HS／八七		

星印（*）は、これを付した物品には民間航空機貿易に関する協定により免税待遇を与えられる同協定の対象産品を含むことを意味する。付表参照

付表

民間航空機貿易に関する協定附属書に掲げる産品

注　次の表において「関税率表番号のうち」とは、当該番号に対応して品名欄に掲げる産品には統一システムの下における当該番号の産品のすべてを含むものではないことを意味する。

関税率表番号のうち	品名
三九一七・二一	硬質の管及びホース（継手付きのものでエチレンの重合体製のものに限る。）
三九一七・二二	硬質の管及びホース（継手付きのものでプロピレンの重合体製のものに限る。）
三九一七・二三	硬質の管及びホース（継手付きのもので塩化ビニルの重合体製のものに限る。）
三九一七・二九	硬質の管及びホース（継手付きのものでその他のプラスチック製のものに限る。）
三九一七・三一	プラスチック製のフレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（継手付きのもので破裂圧が二七・六メガパスカル以上のものに限る。）
三九一七・三三	プラスチック製のフレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（継手付きのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）
三九一七・三九	プラスチック製のフレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（継手付きのもので他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものに限る。）
三九一七・四〇	管及びホースの継手（プラスチック製のものに限る。）
三九二六・九〇	その他のプラスチック製品
四〇〇八・二九	加硫したゴム（セルラーラバー及び硬質ゴムを除く。）の形材（特定の大きさに切つたものに限る。）
四〇〇九・五〇	加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製の管及びホース（継手付きのもので液体用又は気体用のものに限る。）
四〇一一・三〇	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）
四〇一二・一〇	ゴム製の空気タイヤ（更生したものに限る。）
四〇一二・二〇	ゴム製の空気タイヤ（中古のものに限る。）
四〇一六・一〇	その他の加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製品（セルラーラバー製のものに限る。）
四〇一六・九三	加硫したゴム（セルラーラバー及び硬質ゴムを除く。）製のガスケット、ワッシャーその他のシール
四〇一六・九九	その他の加硫したゴム（セルラーラバー及び硬質ゴムを除く。）製品
四〇一七・〇〇	硬質ゴム製の管及びホース（継手付きのもので液体用又は気体用のものに限る。）
四五〇四・九〇	ガスケット、ワッシャーその他のシール（凝集コルク製のものに限る。）
四八二三・九〇	ガスケット、ワッシャーその他のシール（紙製又は板紙製のものに限る。）
六八一二・九〇	その他の石綿製品
六八一三・一〇	ブレーキライニング及びブレーキパッド（取り付けてないもので石綿その他の鉱物性材料をもととした摩擦材料のものに限る。）
六八一三・九〇	クラッチ用その他これに類する用途に供するその他の製品（取り付けてないもので石綿その他の鉱物性材料をもととした摩擦材料のものに限る。）
七〇〇七・二一	風防ガラス（合わせガラスのものに限る。）
七三〇四・三一	鉄製又は非合金鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供し、かつ、冷間引抜き又は冷間圧延をしたものに限るものとし、継目があるもの及び鋳鉄製のものを除く。）
七三〇四・三九	鉄製又は非合金鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるもの、鋳鉄製のもの及び冷間引抜き又は冷間圧延をしたものを除く。）
七三〇四・四一	ステンレス鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供し、かつ、冷間引抜き又は冷間圧延をしたものに限るものとし、継目があるものを除く。）
七三〇四・四九	ステンレス鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるもの及び冷間引抜き又は冷間圧延をしたものを除く。）
七三〇四・五一	合金鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供し、かつ、冷間引抜き又は冷間圧延をしたものに限るものとし、継目があるもの及びステンレス鋼製のものを除く。）
七三〇四・五九	合金鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるもの、ステンレス鋼製のもの及び冷間引抜き又は冷間圧延をしたものを除く。）
七三〇四・九〇	鉄鋼製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるもの、鋳鉄製のもの及び円形の横断面を有するものを除く。）
七三〇六・三〇	鉄製又は非合金鋼製の溶接管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）

七三〇六・四〇	ステンレス鋼製の溶接管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）
七三〇六・五〇	合金鋼製の溶接管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、ステンレス鋼製のものを除く。）
七三〇六・六〇	鉄鋼製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、円形の横断面を有するものを除く。）
七三一二・一〇	鉄鋼製のより線、ロープ及びケーブル（継手付きのものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）
七三一二・九〇	鉄鋼製の組ひも、スリングその他これらに類する物品（継手付きのものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）
七三一三・九〇	動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（鉄鋼製のものに限るものとし、電気加熱式のもの及び部分品を除く。）
七三一四・一〇	ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台
七三一四・九〇	その他の衛生用品（鉄鋼製のものに限る。）
七三一六・二〇	鉄鋼の線から製造した製品
七四一三・〇〇	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する物品（継手付きのものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）
七六〇八・一〇	アルミニウム製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、アルミニウム合金製のものを除く。）
七六〇八・二〇	アルミニウム合金製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）
八一〇八・九〇	チタン製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）
八三〇二・一〇	卑金属製のちょうつがい
八三〇二・二〇	卑金属製の取付具付きキャスター
八三〇二・四二	卑金属製の取付具その他これに類する物品（家具に適するものに限る。）
八三〇二・四九	その他の卑金属製の取付具その他これに類する物品
八三〇二・六〇	卑金属製のドアクローザー
八三〇七・一〇	鉄鋼製のフレキシブルチューブ（継手付きのものに限る。）
八三〇七・九〇	卑金属製のフレキシブルチューブ（継手付きのものに限るものとし、鉄鋼製のものを除く。）
八四〇七・一〇	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンで、航空機用のものに限る。）
八四〇八・九〇	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジンで、航空機用のものに限る。）
八四〇九・一〇	第八四〇七・一〇号又は第八四〇八・九〇号の航空機用エンジンに専ら又は主として使用する部分品
八四一一・一一	ターボジェット（推力が二五キロニュートン以下のものに限る。）
八四一一・一二	ターボプロペラ（出力が一、一〇〇キロワット以下のものに限る。）
八四一一・二二	ガスタービン（出力が一、一〇〇キロワットを超えるものに限る。）
八四一一・八一	ガスタービン（出力が五、〇〇〇キロワット以下のものに限るものとし、ターボジェット及びターボプロペラを除く。）
八四一一・八二	ガスタービン（出力が五、〇〇〇キロワットを超えるものに限るものとし、ターボジェット及びターボプロペラを除く。）
八四一一・九一	ターボジェット又はターボプロペラの部分品
八四一一・九九	ガスタービンの部分品（ターボジェット又はターボプロペラのものを除く。）
八四一二・一〇	反動エンジン（ターボジェットを除く。）
八四一二・二一	液体原動機（直線運動式（シリンダー式）のものに限る。）
八四一二・二九	液体原動機（直線運動式のものを除く。）
八四一二・三一	気体原動機（直線運動式（シリンダー式）のものに限る。）
八四一二・三九	気体原動機（直線運動式のものを除く。）
八四一二・八〇	電気式でない原動機（反動エンジン、液体原動機及び気体原動機を除く。）
八四一二・九〇	部分品（反動エンジン、液体エンジン、気体エンジンその他の電気式でない原動機のものに限る。）
八四一三・一九	液体ポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。）
八四一三・二〇	液体ハンドポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものを除く。）
八四一三・三〇	燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ（ピストン式内燃機関用のものに限る。）
八四一三・五〇	往復容積式液体ポンプ（第八四一三・一九号、第八四一三・二〇号又は第八四一三・三〇号のポンプを除く。）
八四一三・六〇	回転容積式液体ポンプ（第八四一三・一九号、第八四一三・二〇号又は第八四一三・三〇号のポンプを除く。）
八四一三・七〇	液体遠心ポンプ（第八四一三・一九号、第八四一三・二〇号又は第八四一三・三〇号のポンプを除く。）
八四一三・八一	液体ポンプ（第八四一三・一九号、第八四一三・二〇号、第八四一三・三〇号、第八四一三・五〇号、第八四一三・六〇号又は第八四一三・七〇号のポンプを除く。）
八四一三・九一	液体ポンプの部分品
八四一四・一〇	真空ポンプ
八四一四・二〇	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ
八四一四・三〇	気体圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。）
八四一四・五一	ファン（出力が一二五ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。）

八四一四・五九	ファン（第八四一四・五一号のものを除く。）
八四一四・八〇	その他の気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファンの部分品
八四一四・九〇	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファンの部分品
八四一五・八一	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有し、かつ、冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切替え用バルブを自蔵するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）
八四一五・八二	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有し、かつ、冷却ユニットを自蔵するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含み、冷却加熱サイクルの切替え用バルブを自蔵するものを除く。）
八四一五・八三	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含み、冷却ユニットを自蔵するものを除く。）
八四一五・九〇	エアコンディショナー（第八四一五・八一号、第八四一五・八二号又は第八四一五・八三号のものに限る。）の部分品
八四一八・一〇	冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）
八四一八・三〇	横置き型冷凍庫（容量が八〇〇リットル以下のものに限る。）
八四一八・四〇	直立型冷凍庫（容量が九〇〇リットル以下のものに限る。）
八四一八・六一	圧縮式の冷蔵用機器（凝縮器が熱交換器であるものに限る。）
八四一八・六九	冷蔵用又は冷凍用の機器（家庭用冷蔵庫及び第八四一八・一〇号、第八四一八・三〇号、第八四一八・四〇号又は第八四一八・六一号のものを除く。）
八四一九・五〇	熱交換装置
八四一九・八一	ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器
八四一九・九〇	部分品（第八四一九・五〇号の熱交換装置のものに限る。）
八四二一・一九	遠心分離機
八四二一・二一	水のろ過機及び清浄機
八四二一・二三	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機
八四二一・二九	水及び飲料以外の液体のろ過機及び清浄機（第八四二一・二三号のものを除く。）
八四二一・三一	内燃機関の吸気用のろ過機
八四二一・三九	気体のろ過機及び清浄機（内燃機関の吸気用のろ過機を除く。）
八四二四・一〇	消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）
八四二五・一一	プーリータックル及びホイスト（電動機により作動するものに限るものとし、スキップホイストを除く。）
八四二五・一九	プーリータックル及びホイスト（電動機以外の動力により作動するものに限るものとし、スキップホイストを除く。）
八四二五・三一	ウインチ及びキャプスタン（電動機により作動するものに限る。）
八四二五・三九	ウインチ及びキャプスタン（電動機以外の動力により作動するものに限る。）
八四二五・四二	ジャッキ（液圧式のものに限る。）
八四二五・四九	ジャッキ（液圧式のものを除く。）
八四二六・九九	その他のクレーン
八四二八・一〇	昇降機及びスキップホイスト
八四二八・二〇	ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ
八四二八・三三	連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものに限る。）
八四二八・三九	連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものに限るものとし、ベルト型のものを除く。）
八四二八・九〇	その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械
八四七一・一〇	アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械
八四七一・二〇	ディジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているものに限るものとし、入力装置と出力装置とが一体となつているかいないかを問わない。）
八四七一・九一	ディジタル式処理装置（記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているものを含むものとし、システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）
八四七一・九二	入力装置及び出力装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）
八四七一・九三	記憶装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）
八四七九・八九	次の機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、第八四類の第八四・七九項以外の項に該当するものを除く。）
八四七九・九〇	始動装置（電気式でないものに限る。）
八四八三・一〇	プロペラ調整器（電気式でないものに限る。）
八四八三・三〇	サーボ機構（電気式でないものに限る。）
	ウインドスクリーンワイパー（電気式でないものに限る。）
	油圧―空気圧式蓄圧器
	空気圧式始動装置（ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン用のものに限る。）
	トイレットユニット（航空機用に設計されたものに限る。）
	逆スラスト装置用作動機
	空気加湿装置及び空気除湿装置
	部分品（前号に掲げる機器のものに限る。）
	伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受

八四八三・四〇	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュー並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）
八四八三・五〇	はずみ車及びプーリー（プーリーブロックを含む。）
八四八三・六〇	クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）
八四八三・九〇	部分品（第八四八三・一〇号、第八四八三・三〇号、第八四八三・四〇号、第八四八三・五〇号又は第八四八三・六〇号の製品のものに限る。）
八四八四・一〇	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）
八四八四・九〇	材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの
八五〇一・二〇	交直両用電動機（出力が七三五ワットを超え一五〇キロワット以下のものに限る。）
八五〇一・三一	直流電動機（出力が七三五ワットを超え七五〇ワット以下のものに限る。）及び直流発電機（出力が七五〇ワット以下のものに限る。）
八五〇一・三二	直流電動機及び直流発電機（出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のものに限る。）
八五〇一・三三	直流電動機（出力が七五キロワットを超え一五〇キロワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）及び直流発電機（出力が七五キロワットを超え三七五キロワット以下のものに限る。）
八五〇一・三四	直流発電機（出力が三七五キロワットを超えるものに限る。）
八五〇一・四〇	単相交流電動機（出力が七三五ワットを超え一五〇キロワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）
八五〇一・五一	多相交流電動機（出力が七三五ワットを超え七五〇ワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）
八五〇一・五二	多相交流電動機（出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）
八五〇一・五三	多相交流電動機（出力が七五キロワットを超え一五〇キロワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）
八五〇一・六一	交流発電機（出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のものに限る。）
八五〇一・六二	交流発電機（出力が三七五キロボルトアンペアを超え七五〇キロボルトアンペア以下のものに限る。）
八五〇一・六三	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関とセットにしたもので出力が七五キロボルトアンペア以下のものに限る。）
八五〇二・一一	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関とセットにしたもので出力が三七五キロボルトアンペアを超えるものに限る。）
八五〇二・一二	発電機（ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたもので出力が七五キロボルトアンペア以下のものに限る。）
八五〇二・一三	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関とセットにしたもので出力が三七五キロボルトアンペアを超えるものに限る。）
八五〇二・二〇	発電機（その他の原動機とセットにしたものに限る。）
八五〇二・三〇	ロータリーコンバーター
八五〇二・四〇	放電管用安定器
八五〇四・一〇	トランスフォーマー（容量が一キロボルトアンペア以下のものに限るものとし、絶縁性の液体を使用するものを除く。）
八五〇四・三一	トランスフォーマー（容量が一キロボルトアンペアを超え一六キロボルトアンペア以下のものに限るものとし、絶縁性の液体を使用するものを除く。）
八五〇四・三二	トランスフォーマー（容量が一六キロボルトアンペアを超え五〇〇キロボルトアンペア以下のものに限るものとし、絶縁性の液体を使用するものを除く。）
八五〇四・三三	スタティックコンバーター
八五〇四・四〇	インダクター（放電管用安定器を除く。）
八五〇四・五〇	鉛蓄電池（ピストンエンジンの始動に使用する種類のものに限る。）
八五〇七・一〇	その他の鉛蓄電池
八五〇七・二〇	ニッケル・カドミウム蓄電池
八五〇七・三〇	ニッケル・鉄蓄電池
八五〇七・四〇	その他の蓄電池
八五〇七・八〇	部分品（蓄電池のものに限る。）
八五〇七・九〇	点火プラグ
八五一一・一〇	点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機
八五一一・二〇	ディストリビューター及びイグニションコイル
八五一一・三〇	スターター及び始動充電発電機
八五一一・四〇	その他の発電機（火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関に使用する種類のものに限る。）
八五一一・五〇	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類のその他の電気機器及びこれらの内燃機関に使用する種類の開閉器
八五一一・八〇	電熱用抵抗体（単に絶縁物と接続子とを取り付けたもので着氷の防止用又は除去用のものに限る。）
八五一六・八〇	マイクロホン及びそのスタンド
八五一八・一〇	単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）
八五一八・二一	複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）
八五一八・二二	拡声器（エンクロージャーに取り付けたものを除く。）
八五一八・二九	マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン及びイヤホン
八五一八・三〇	可聴周波増幅器
八五一八・四〇	

八五一八・五〇	電気式音響増幅装置
八五二〇・九〇	磁気式テープレコーダーその他の録音器（音声再生装置を自蔵するものを除く。）
八五二一・一〇	ビデオの記録用又は再生用の機器（磁気テープ式のものに限る。）
八五二二・九〇	第八五二〇・九〇号の製品の部分組立品（二以上の部品を固定し又は接続したものに限る。）
八五二五・一〇	無線電話用又は無線電信用の送信機器（受信機器を自蔵するものを除く。）
八五二五・二〇	無線電話用又は無線電信用の送信機器（受信機器を自蔵するものに限る。）
八五二六・一〇	レーダー
八五二六・九一	航行用無線機器
八五二六・九二	無線遠隔制御機器
八五二七・九〇	無線電話用又は無線電信用の受信機器（ラジオ放送用受信機器を除く。）
八五二九・一〇	アンテナ及びアンテナ反射器（第八五・二五項から第八五・二七項までの機器に専ら又は主として使用するものに限る。）
八五二九・九〇	第八五・二六項の機器の部分組立品（二以上の部分品又は部品を固定し又は接続したもので、民間航空機用に設計したものに限る。）
八五三一・一〇	盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器
八五三一・二〇	表示盤（液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。）
八五三一・八〇	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（第八五三一・一〇号又は第八五三一・二〇号のものを除く。）
八五三九・一〇	シールドビームランプ
八五四二・八〇	フライトレコーダー、電気式シンクロ及び電気式変換器並びに電気抵抗体を使用した疊り除去装置（航空機用のものに限る。）
八五四三・九〇	フライトレコーダーの部分組立品（二以上の部分品又は部品を固定し又は接続したものに限る。）
八五四四・三〇	点火用配線セットその他の配線セット（航空機に使用する種類のものに限る。）
八八〇一・一〇	グライダー及びハンググライダー
八八〇一・九〇	原動機を有しない航空機（グライダー及びハンググライダーを除く。）、気球及び飛行船
八八〇二・一一	ヘリコプター（自重が二、〇〇〇キログラム以下のものに限る。）
八八〇二・一二	ヘリコプター（自重が二、〇〇〇キログラムを超えるものに限る。）
八八〇二・二〇	飛行機その他の原動機を有する航空機（自重が二、〇〇〇キログラム以下のものに限る。）
八八〇二・三〇	飛行機その他の原動機を有する航空機（自重が二、〇〇〇キログラムを超え一五、〇〇〇キログラム以下のものに限る。）
八八〇二・四〇	飛行機その他の原動機を有する航空機（自重が一五、〇〇〇キログラムを超えるものに限る。）
八八〇三・一〇	プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品
八八〇三・二〇	着陸装置及びその部分品
八八〇三・三〇	飛行機又はヘリコプターの部分品（第八八〇三・一〇号又は第八八〇三・二〇号のものを除く。）
八八〇三・九〇	その他の部分品（第八八・〇一項又は第八八・〇二項の物品のものに限る。）
八八〇五・二〇	航空用地上訓練装置及びその部分品
九〇〇一・九〇	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）
九〇〇二・九〇	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わず、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限るものとし、対物レンズ、フィルター及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）
九〇一四・一〇	羅針盤
九〇一四・二〇	空中航行用の機器（羅針盤を除く。）
九〇一四・九〇	部分品及び附属品（羅針盤又は空中航行用の機器（羅針盤を除く。）のものに限る。）
九〇二〇・〇〇	呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスク並びに部分品を除く。）
九〇二五・一一	温度計（液体封入のもので直読式のものに限るものとし、その他の機器と組み合わせたものを除く。）
九〇二五・一九	その他の温度計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）
九〇二五・二〇	気圧計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）
九〇二五・八〇	その他の電気式又は電子式機器（第九〇・二五項のものに限る。）
九〇二五・九〇	部分品及び附属品（第九〇二五・一一号、第九〇二五・一九号、第九〇二五・二〇号又は第九〇二五・八〇号のものに限る。）
九〇二六・一〇	液体の流量又は液位の測定用又は検査用の機器
九〇二六・二〇	液体又は気体の圧力の測定用又は検査用の機器
九〇二六・八〇	液体又は気体の変量の測定用又は検査用の機器（第九〇二六・一〇号又は九〇二六・二〇号の機器を除く。）
九〇二六・九〇	部分品（第九〇二六・一〇号、第九〇二六・二〇号又は第九〇二六・八〇号の機器のものに限る。）
九〇二九・一〇	積算回転計（電気式又は電子式のものに限る。）
九〇二九・二〇	速度計及び回転速度計
九〇二九・九〇	部分品及び附属品（積算回転計、速度計又は回転速度計のものに限る。）
九〇三〇・一〇	電離放射線の測定用又は検出用の機器
九〇三〇・二〇	陰極線オシロスコープ及び陰極線オシログラフ
九〇三〇・三一	マルチメーター（電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のもので、記録装置を有しないものに限る。）
九〇三〇・三九	電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器（記録装置を有しないものに限るものとし、第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・二〇号又は第九〇三〇・三一号のものを除く。）

九〇三〇・四〇	電気的量の測定用又は検査用の機器（遠隔通信用に特に設計したものに限るものとし、第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・二〇号、第九〇三〇・三一号又は第九〇三〇・三九号のものを除く。）
九〇三〇・八一	電気的量の測定用又は検査用の機器（記録装置を有するものに限るものとし、第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・二〇号又は第九〇三〇・四〇号のものを除く。）
九〇三〇・八九	電気的量の測定用又は検査用の機器（記録装置を有しないものに限るものとし、第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・二〇号、第九〇三〇・三一号、第九〇三〇・三九号、第九〇三〇・四〇号、第九〇三〇・八一号又は第九〇三〇・八九号の機器のものに限る。）
九〇三〇・九〇	部分品及び附属品（第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・二〇号、第九〇三〇・三一号、第九〇三〇・三九号、第九〇三〇・四〇号、第九〇三〇・八一号又は第九〇三〇・八九号の機器のものに限る。）
九〇三一・八〇	測定用又は検査用の機器（第九〇・三〇項に該当するものを除く。）
九〇三一・九〇	部分品及び附属品（第九〇三一・八〇号の機器のものに限る。）
九〇三二・一〇	サーモスタット
九〇三二・二〇	マノスタット
九〇三二・八一	自動調整機器（液体式又は気体式のものに限る。）
九〇三二・八九	その他の自動調整機器
九〇三二・九〇	部分品及び附属品（第九〇・三二項の自動調整機器のものに限る。）
九一〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（航空機用のものに限る。）
九一〇九・一九	時計（目覚まし時計を除く。）用ムーブメント（完成品であつて、五〇ミリメートル以下の幅又は直径を有し、かつ、電池又は送配電系統により供給される電力により作動するものに限る。）
九一〇九・九〇	時計（目覚まし時計を除く。）用ムーブメント（完成品であつて、五〇ミリメートル以下の幅又は直径を有するものに限るものとし、電池又は送配電系統により供給される電力により作動するものを除く。）
九四〇一・一〇	腰掛け（革張りのものを除く。）
九四〇三・二〇	金属製家具（腰掛けを除く。）
九四〇三・七〇	プラスチック製家具（腰掛けを除く。）
九四〇五・一〇	天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（卑金属製又はプラスチック製のものに限る。）
九四〇五・六〇	イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品（卑金属製又はプラスチック製のものに限る。）
九四〇五・九二	部分品（第九四〇五・一〇号又は第九四〇五・六〇号の製品のもので、プラスチック製のものに限る。）
九四〇五・九九	部分品（第九四〇五・一〇号又は第九四〇五・六〇号の製品のもので、卑金属製のものに限る。）

第二部　特恵関税率表

該当するものはない。

民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）

民間航空機貿易に関する協定（以下「協定」という。）の署名国は、

商品の名称及び分類についての統一システム（以下「統一システム」という。）を導入するため並びに協定附属書を統一システム及び関税協力理事会品目表（改正）に移行するために交渉を行い、

それぞれの代表者を通じて、次のとおり協定した。

1　この議定書の附属書は、3の規定によるこの議定書の効力発生の日に、民間航空機貿易に関する委員会による千九百八十四年三月二十二日の決定並びに改正及び訂正に関する第三確認書（千九百八十五年一月一日作成）により定められた協定附属書に代わる。

2　この議定書は、千九百八十七年十月三十一日又は民間航空機貿易に関する委員会が決定する同日よりも遅い日まで、協定署名国が署名その他の方法によつて行う受諾のために開放しておく。

3　この議定書は、千九百八十八年一月一日又は商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の効力発生の日のいずれか遅い日前に受諾した協定署名国については、当該いずれか遅い日に効力を生ずる。他の協定署名国については、この議定書は、その受諾の日の翌日に効力を生ずる。

4　この議定書は、ガット事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、各協定署名国及び一般協定の各締約国に対し、この議定書の認証謄本及び2の規定によるこの議定書の受諾の通告書を速やかに送付する。

5　この議定書は、国際連合憲章第百二条の規定により登録する。

千九百八十六年十二月二日にジュネーヴで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

附属書

対象産品

1　対象産品は、民間航空機貿易に関する協定第一条に定める産品とする。

2　署名国は、関税協力理事会品目表（改正）番号又は統一システム番号の下に関税を課する目的で適切に分類されている産品（表に掲げるもの）について、当該産品が民間航空機又は航空用地上訓練装置（注）の製造、修繕、整備、再組立て、改修又は改造の過程で使用されるものであつて機体又は装置の一部を構成することとなるものである場合には、無税又は免税待遇を与える。

3　次の産品には、2の無税又は免税待遇を与えない。

未完成品

民間航空機用又は航空用地上訓練装置（注）用の完成された部分品、コンポーネント若しくはサブ・アセンブリー又は装備品としての重要な特性を備えているもの（例えば、民間航空機製造業者の部品番号が付されているもの）を除く。

すべての形状の素材（例えば、シート、板、形材、ストリップ、棒及び管）

民間航空機用又は航空用地上訓練装置（注）に取り付けるため、一定の大きさ及び型に切断されたもの又は形作られたもの（例えば、民間航空機製造業者の部品番号が付されているもの）を除く。

原材料及び消耗品

4　次の表において、「CCCN（改正）番号のうち」又は「HS番号のうち」とは、当該番号に対応して品名欄に掲げる産品には関税協力理事会品目表（改正）又は統一システムの下における当該番号の産品のすべてを含むものではないことを意味する。

注　この協定1.1の適用上、「航空用地上訓練機」は、統一システムの第八八〇五・二〇号に規定する航空用地上訓練装置とする。

CCCN（改正）番号のうち	HS番号のうち	品名
三九・一七	三九一七・二一	硬質の管及びホース（継手付きのものでエチレンの重合体製のものに限る。）
三九・一七	・二二	硬質の管及びホース（継手付きのものでプロピレンの重合体製のものに限る。）
三九・一七	・二三	硬質の管及びホース（継手付きのもので塩化ビニルの重合体製のものに限る。）
三九・一七	・二九	硬質の管及びホース（継手付きのものでその他のプラスチック製のものに限る。）
三九・一七	・三一	プラスチック製のフレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（継手付きのもので破裂圧が二七・六メガパスカル以上のものに限る。）
三九・一七	・三三	プラスチック製のフレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（継手付きのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）
三九・一七	・三九	プラスチック製のフレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（継手付きのもので他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものに限る。）
三九・一七	・四〇	管及びホースの継手（プラスチック製のものに限る。）
三九・二六	三九二六・九〇	その他のプラスチック製品
四〇・〇八	四〇〇八・二九	加硫したゴム（セルラーラバー及び硬質ゴムを除く。）の形材（特定の大きさに切つたものに限る。）
四〇・〇九	四〇〇九・五〇	加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製の管及びホース（継手付きのもので液体用又は気体用のものに限る。）
四〇・一一	四〇一一・三〇	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）
四〇・一二	四〇一二・一〇	ゴム製の空気タイヤ（更生したものに限る。）
四〇・一二	・二〇	ゴム製の空気タイヤ（中古のものに限る。）
四〇・一六	四〇一六・一〇	その他の加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製品（セルラーラバー製のものに限る。）
四〇・一六	・九三	加硫したゴム（セルラーラバー及び硬質ゴムを除く。）製のガスケット、ワッシャーその他のシール
四〇・一六	・九九	その他の加硫したゴム（セルラーラバー及び硬質ゴムを除く。）製品
四〇・一七	四〇一七・〇〇	硬質ゴム製の管及びホース（継手付きのもので液体用又は気体用のものに限る。）
四五・〇四	四五〇四・九〇	ガスケット、ワッシャーその他のシール（凝集コルク製のものに限る。）
四八・二三	四八二三・九〇	ガスケット、ワッシャーその他のシール（紙製又は板紙製のものに限る。）
六八・一二	六八一二・九〇	その他の石綿製品
六八・一三	六八一三・一〇	ブレーキライニング及びブレーキパッド（取り付けてないもので石綿その他の鉱物性材料をもととした摩擦材料のものに限る。）
六八・一三	・九〇	クラッチ用その他これに類する用途に供するその他の製品（取り付けてないもので石綿その他の鉱物性材料をもととした摩擦材料のものに限る。）
七〇・〇七	七〇〇七・二一	風防ガラス（合わせガラスのものに限る。）
七三・〇四	七三〇四・三一	鉄製又は非合金鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供し、かつ、冷間引抜き又は冷間圧延をしたものに限るものとし、継目があるもの及び鋳鉄製のものを除く。）
七三・〇四	・三九	鉄製又は非合金鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるもの、鋳鉄製のもの及び冷間引抜き又は冷間圧延をしたものを除く。）
七三・〇四	・四一	ステンレス鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供し、かつ、冷間引抜き又は冷間圧延をしたものに限るものとし、継目があるものを除く。）
七三・〇四	・四九	ステンレス鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるもの及び冷間引抜き又は冷間圧延をしたものを除く。）
七三・〇四	・五九	合金鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供し、かつ、冷間引抜き又は冷間圧延をしたものに限るものとし、継目があるもの及びステンレス鋼製のものを除く。）
七三・〇四	・九〇	合金鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるもの、ステンレス鋼製のもの及び冷間引抜き又は冷間圧延をしたものを除く。） 鉄鋼製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるもの、鋳鉄製のもの及び円形の横断面を有するものを除く。）

七三・〇六	七三〇六・三〇	鉄製又は非合金鋼製の溶接管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）
七三・〇六	・四〇	ステンレス鋼製の溶接管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）
七三・〇六	・五〇	合金鋼製の溶接管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、ステンレス鋼製のものを除く。）
七三・〇六	・六〇	鉄鋼製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、円形の横断面を有するものを除く。）
七三・一二	七三一二・一〇	鉄鋼製のより線、ロープ及びケーブル（継手付きのものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）
七三・一二	・九〇	鉄鋼製の組ひも、スリングその他これらに類する物品（継手付きのものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）
七三・二二	七三二二・九〇	動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（鉄鋼製のものに限るものとし、電気加熱式のもの及び部分品を除く。）
七三・二四	七三二四・一〇	ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台
七三・二四	・九〇	その他の衛生用品（鉄鋼製のものに限る。）
七三・二六	七三二六・二〇	鉄鋼の線から製造した製品
七四・一三	七四一三・〇〇	鋼製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する物品（継手付きのものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）
七六・〇八	七六〇八・一〇	アルミニウム製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、アルミニウム合金製のものを除く。）
七六・〇八	・二〇	アルミニウム合金製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）
八一・〇八	八一〇八・九〇	チタン製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）
八三・〇二	八三〇二・一〇	卑金属製のちようつがい
八三・〇二	・二〇	卑金属製の取付具付きキャスター
八三・〇二	・四二	卑金属製の取付具その他これに類する物品（家具に適するものに限る。）
八三・〇二	・四九	その他の卑金属製の取付具その他これに類する物品
八三・〇二	・六〇	卑金属製のドアクローザー
八三・〇七	八三〇七・一〇	鉄鋼製のフレキシブルチューブ（継手付きのものに限る。）
八三・〇七	・九〇	卑金属製のフレキシブルチューブ（継手付きのものに限るものとし、鉄鋼製のものを除く。）

八四・〇七	八四〇七・一〇	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンで、航空機用のものに限る。）
八四・〇八	八四〇八・九〇	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジンで、航空機用のものに限る。）
八四・〇九	八四〇九・一〇	第八四〇七・一〇号又は第八四〇八・九〇号の航空機用エンジンに専ら又は主として使用する部分品
八四・一一	八四一一・一一	ターボジェット（推力が二五キロニュートン以下のものに限る。）
八四・一一	・一二	ターボジェット（推力が二五キロニュートンを超えるものに限る。）
八四・一一	・二一	ターボプロペラ（出力が一、一〇〇キロワット以下のものに限る。）
八四・一一	・二二	ターボプロペラ（出力が一、一〇〇キロワットを超えるものに限る。）
八四・一二	・八一	ガスタービン（出力が五、〇〇〇キロワット以下のものに限るものとし、ターボジェット及びターボプロペラを除く。）
八四・一二	・八二	ガスタービン（出力が五、〇〇〇キロワットを超えるものに限るものとし、ターボジェット及びターボプロペラを除く。）
八四・一二	・九一	ターボジェット又はターボプロペラの部分品
八四・一二	・九九	ガスタービンの部分品（ターボジェット又はターボプロペラのものを除く。）
八四・一二	八四一二・一〇	反動エンジン（ターボジェットを除く。）
八四・一二	・二一	液体原動機（直線運動式（シリンダー式）のものに限る。）
八四・一二	・二九	液体原動機（直線運動式のものを除く。）
八四・一二	・三一	気体原動機（直線運動式（シリンダー式）のものに限る。）
八四・一二	・三九	気体原動機（直線運動式のものを除く。）
八四・一二	・八〇	電気式でない原動機（反動エンジン、液体原動機及び気体原動機を除く。）
八四・一二	・九〇	部分品（反動エンジン、液体エンジン、気体エンジンその他の電気式でない原動機のものに限る。）
八四・一三	八四一三・一九	液体ポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。）
八四・一三	・二〇	液体ハンドポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものを除く。）
八四・一三	・三〇	燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ（ピストン式内燃機関用のものに限る。）
八四・一三	・五〇	往復容積式液体ポンプ（第八四一三・一九号、第八四一三・二〇号又は第八四一三・三〇号のポンプを除く。）

八四・一三	・六〇	回転容積式液体ポンプ（第八四一三・一九号、第八四一三・二〇号又は第八四一三・三〇号のポンプを除く。）
八四・一三	・七〇	液体遠心ポンプ（第八四一三・一九号、第八四一三・二〇号又は第八四一三・三〇号のポンプを除く。）
八四・一三	・八一	液体ポンプ（第八四一三・一九号、第八四一三・二〇号、第八四一三・三〇号、第八四一三・五〇号、八四一三・六〇号又は第八四一三・七〇号のポンプを除く。）
八四・一三	・九一	液体ポンプの部分品
八四・一四	八四一四・一〇	真空ポンプ
八四・一四	・二〇	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ
八四・一四	・三〇	気体圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。）
八四・一四	・五一	ファン（出力が一二五ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。）
八四・一四	・五九	ファン（第八四一四・五一号のものを除く。）
八四・一四	・八〇	その他の気体ポンプ及び気体圧縮機
八四・一四	・九〇	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファンの部分品
八四・一五	八四一五・八一	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有し、かつ、冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切替え用バルブを自蔵するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）
八四・一五	・八二	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有し、かつ、冷却ユニットを自蔵するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含み、冷却加熱サイクルの切替え用バルブを自蔵するものを除く。）
八四・一五	・八三	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含み、冷却ユニットを自蔵するものを除く。）
八四・一五	・九〇	エアコンディショナー（第八四一五・八一号、第八四一五・八二号又は第八四一五・八三号のものに限る。）の部分品
八四・一八	八四一八・一〇	冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）
八四・一八	・三〇	横置き型冷凍庫（容量が八〇〇リットル以下のものに限る。）
八四・一八	・四〇	直立型冷凍庫（容量が九〇〇リットル以下のものに限る。）
八四・一八	・六一	圧縮式の冷蔵用機器（凝縮器が熱交換器であるものに限る。）
八四・一八	・六九	冷蔵用又は冷凍用の機器（家庭用冷蔵庫及び第八四一八・一〇号、第八四一八・三〇号、第八四一八・四〇号又は第八四一八・六一号のものを除く。）
八四・一九	・五〇	熱交換装置
八四・一九	・八一	ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器
八四・一九	・九〇	部分品（第八四一九・五〇号の熱交換装置のものに限る。）
八四二一	・一九	遠心分離機
八四・二一	・二一	水のろ過機及び清浄機
八四・二一	・二三	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機
八四・二一	・二九	水及び飲料以外の液体のろ過機及び清浄機（第八四二一・二三号のものを除く。）
八四・二一	・三一	内燃機関の吸気用のろ過機
八四・二一	・三九	気体のろ過機及び清浄機（内燃機関の吸気用のろ過機を除く。）
八四二四・一〇		消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）
八四二五・一一		プーリータックル及びホイスト（電動機により作動するものに限るものとし、スキップホイストを除く。）
八四・二五	・一九	プーリータックル及びホイスト（電動機以外の動力により作動するものに限るものとし、スキップホイストを除く。）
八四・二五	・三一	ウインチ及びキャプスタン（電動機により作動するものに限る。）
八四・二五	・三九	ウインチ及びキャプスタン（電動機以外の動力により作動するものに限る。）
八四・二五	・四二	ジャッキ（液圧式のものに限る。）
八四・二五	・四九	ジャッキ（液圧式のものを除く。）
八四二六・九九		その他のクレーン
八四二八・一〇		昇降機及びスキップホイスト
八四・二八	・二〇	ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ
八四・二八	・三三	連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものでベルト型のものに限る。）
八四・二八	・三九	連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものに限るものとし、ベルト型のものを除く。）
八四・二八	・九〇	その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械
八四七一	・一〇	アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械
八四・七一	・二〇	ディジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているものに限るものとし、入力装置と出力装置とが一体となつているかいないかを問わない。）

八四・七一	・九一	ディジタル式処理装置（記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているものを含むものとし、システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）
八四・七一	・九二	入力装置及び出力装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないか及び同一のハウジングに記憶装置を収納しているかいないかを問わない。）
八四・七一	・九三	記憶装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）
八四・七九	八四七九・八九	次の機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、第八四類の第八四・七九項以外の項に該当するものを除く。）
八四・七九	・九〇	始動装置（電気式でないものに限る。）
八四・八三	八四八三・一〇	プロペラ調整器（電気式でないものに限る。）
		サーボ機構（電気式でないものに限る。）
		ウインドスクリーンワイパー（電気式でないものに限る。）
八四・八三	・三〇	油圧―空気圧式蓄圧器
八四・八三	・四〇	空気圧式始動装置（ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン用のものに限る。）
		トイレットユニット（航空機用に設計されたものに限る。）
		逆スラスト装置用作動機
		空気加湿装置及び空気除湿装置
八四・八三	・五〇	部分品（前号に掲げる機器のものに限る。）
八四・八三	・六〇	伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク
八四・八三	・九〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受
八四・八三	・四〇	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュー並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）
八四・八三	・五〇	はずみ車及びプーリー（プーリーブロックを含む。）
八四・八三	・六〇	クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）
八四・八三	・九〇	部分品（第八四八三・一〇号、第八四八三・三〇号、第八四八三・四〇号、第八四八三・五〇号又は第八四八三・六〇号の製品のものに限る。）
八四・八四	八四八四・一〇	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）
八四・八四	・九〇	材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの
八五・〇一	八五〇一・二〇	交直両用電動機（出力が七三五ワットを超え一五〇キロワット以下のものに限る。）
八五・〇一	・三一	直流電動機（出力が七三五ワットを超え七五〇ワット以下のものに限る。）及び直流発電機（出力が七五〇ワット以下のものに限る。）
八五・〇一	・三二	直流電動機及び直流発電機（出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のものに限る。）
八五・〇一	・三三	直流電動機（出力が七五キロワットを超え一五〇キロワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）及び直流発電機（出力が七五キロワットを超え三七五キロワット以下のものに限る。）
八五・〇一	・三四	直流発電機（出力が三七五キロワットを超えるものに限る。）
八五・〇一	・四〇	単相交流電動機（出力が七三五ワットを超え一五〇キロワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）
八五・〇一	・五一	多相交流電動機（出力が七三五ワットを超え七五〇ワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）
八五・〇一	・五二	多相交流電動機（出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）
八五・〇一	・五三	多相交流電動機（出力が七五キロワットを超え一五〇キロワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）
八五・〇一	・六一	交流発電機（出力が七五キロボルトアンペア以下のものに限る。）
八五・〇一	・六二	交流発電機（出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のものに限る。）
八五・〇一	・六三	交流発電機（出力が三七五キロボルトアンペアを超え七五〇キロボルトアンペア以下のものに限る。）
八五・〇二	八五〇二・一一	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関とセットにしたもので出力が七五キロボルトアンペア以下のものに限る。）
八五・〇二	・一二	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関とセットにしたもので出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のものに限る。）

八五・〇二	・一三	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関とセットにしたもので出力が三七五キロボルトアンペアを超えるものに限る。）
八五・〇二	・二〇	発電機（ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。）
八五・〇二	・三〇	発電機（その他の原動機とセットにしたものに限る。）
八五・〇二	・四〇	ロータリーコンバーター
八五・〇四	八五〇四・一〇	放電管用安定器
八五・〇四	・三一	トランスフォーマー（容量が一キロボルトアンペア以下のものに限るものとし、絶縁性の液体を使用するものを除く。）
八五・〇四	・三二	トランスフォーマー（容量が一キロボルトアンペアを超え六キロボルトアンペア以下のものに限るものとし、絶縁性の液体を使用するものを除く。）
八五・〇四	・三三	トランスフォーマー（容量が一六キロボルトアンペアを超え五〇〇キロボルトアンペア以下のものに限るものとし、絶縁性の液体を使用するものを除く。）
八五・〇四	・四〇	スタティックコンバーター
八五・〇四	・五〇	インダクター（放電管用安定器を除く。）
八五・〇七	八五〇七・一〇	鉛蓄電池（ピストンエンジンの始動に使用する種類のものに限る。）
八五・〇七	・二〇	その他の鉛蓄電池
八五・〇七	・三〇	ニッケル・カドミウム蓄電池
八五・〇七	・四〇	ニッケル・鉄蓄電池
八五・〇七	・八〇	その他の蓄電池
八五・一一	・九〇	部分品（蓄電池のものに限る。）
八五・一一	八五一一・一〇	点火プラグ
八五・一一	・二〇	点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機
八五・一一	・三〇	ディストリビューター及びイグニションコイル
八五・一一	・四〇	スターター及び始動充電発電機
八五・一一	・五〇	その他の発電機（火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関に使用する種類のものに限る。）
八五・一一	・八〇	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類のその他の電気機器及びこれらの内燃機関に使用する種類の開閉器
八五・一六	八五一六・八〇	電熱用抵抗体（単に絶縁物と接続子とを取り付けたもので着氷の防止用又は除去用のものに限る。）
八五・一八	八五一八・一〇	マイクロホン及びそのスタンド
八五・一八	・二一	単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）
八五・一八	・二二	複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）
八五・一八	・二九	拡声器（エンクロージャーに取り付けたものを除く。）
八五・一八	・三〇	マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン及びイヤホン
八五・一八	・四〇	可聴周波増幅器
八五・一八	・五〇	電気式音響増幅装置
八五・二〇	八五二〇・九〇	磁気式テープレコーダーその他の録音機（音声再生装置を自蔵するものを除く。）
八五・二一	八五二一・一〇	ビデオの記録用又は再生用の機器（磁気テープ式のものに限る。）
八五・二二	八五二二・九〇	第八五二〇・九〇号の製品の部分組立品（二以上の部品を固定し又は接続したものに限る。）
八五・二五	八五二五・一〇	無線電話用又は無線電信用の送信機器（受信機器を自蔵するものを除く。）
八五・二五	・二〇	無線電話用又は無線電信用の送信機器（受信機器を自蔵するものに限る。）
八五・二六	八五二六・一〇	レーダー
八五・二六	・九一	航行用無線機器
八五・二六	・九二	無線遠隔制御機器
八五・二七	八五二七・九〇	無線電話用又は無線電信用の受信機器（ラジオ放送用受信機器を除く。）
八五・二九	八五二九・一〇	アンテナ及びアンテナ反射器（第八五・二五項から第八五・二七項までの機器に専ら又は主として使用するものに限る。）
八五・二九	・九〇	第八五・二六項の機器の部分組立品（二以上の部分品又は部品を固定し又は接続したもので、民間航空機用に設計したものに限る。）
八五・三一	八五三一・一〇	盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器
八五・三一	・二〇	表示盤（液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。）
八五・三一	・八〇	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（第八五三一・一〇号又は第八五三一・二〇号のものを除く。）
八五・三九	八五三九・一〇	シールドビームランプ
八五・四三	八五四三・八〇	フライトレコーダー、電気式シンクロ及び電気式変換器並びに電気抵抗体を使用した曇り除去装置（航空機用のものに限る。）
八五・四三	・九〇	フライトレコーダーの部分組立品（二以上の部分品又は部品を固定し又は接続したものに限る。）

八五・四四	八五四四・三〇	点火用配線セットその他の配線セット（航空機に使用する種類のものに限る。）
八八・〇一 八八・〇一	八八〇一・一〇 ・九〇	グライダー及びハンググライダー 原動機を有しない航空機（グライダー及びハンググライダーを除く。）、気球及び飛行船
八八・〇二	八八〇二・一一 ・一二	ヘリコプター（自重が二、〇〇〇キログラムを超えるものに限る。）
八八・〇二	・二〇	飛行機その他の原動機を有する航空機（自重が二、〇〇〇キログラム以下のものに限る。）
八八・〇二	・三〇	飛行機その他の原動機を有する航空機（自重が二、〇〇〇キログラムを超え一五、〇〇〇キログラム以下のものに限る。）
八八・〇二	・四〇	飛行機その他の原動機を有する航空機（自重が一五、〇〇〇キログラムを超えるものに限る。）
八八・〇三 八八・〇三 八八・〇三	八八〇三・一〇 ・二〇 ・三〇	プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品 着陸装置及びその部分品 飛行機又はヘリコプターの部分品（第八八〇三・一〇号又は第八八〇三・二〇号のものを除く。）
八八・〇三	・九〇	その他の部分品（第八八・〇一項又は第八八・〇二項の物品のものに限る。）
八八・〇五 九〇・〇一	八八〇五・二〇 九〇〇一・九〇	航空用地上訓練装置及びその部分品 レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）
九〇・〇二	九〇〇二・九〇	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わず、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限るものとし、対物レンズ、フィルター及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）
九〇・一四 九〇・一四 九〇・一四	九〇一四・一〇 ・二〇 ・九〇	空中航行用の機器（羅針盤を除く。） 部分品及び附属品（羅針盤又は空中航行用の機器（羅針盤を除く。）のものに限る。）
九〇・二〇	九〇二〇・〇〇	呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスク並びに部分品を除く。）
九〇・二五	九〇二五・一一 ・一九	温度計（液体封入のもので直読式のものに限るものとし、その他の機器と組み合わせたものを除く。） その他の温度計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）
九〇・二五	九〇二五・二〇 ・八〇	気圧計（その他の機器と組み合わせたものを除く。） その他の電気式又は電子式機器（第九〇・二五項のものに限る。）
九〇・二五	・九〇	部分品及び附属品（第九〇二五・一一号、第九〇二五・一九号、第九〇二五・二〇号又は第九〇二五・八〇号のものに限る。）
九〇・二六 九〇・二六 九〇・二六	九〇二六・一〇 ・二〇 ・八〇	液体の流量又は液位の測定用又は検査用の機器 液体又は気体の圧力の測定用又は検査用の機器 液体又は気体の変量の測定用又は検査用の機器（第九〇二六・一〇号又は第九〇二六・二〇号の機器を除く。）
九〇・二六	・九〇	部分品（第九〇二六・一〇号、第九〇二六・二〇号又は第九〇二六・八〇号の機器のものに限る。）
九〇・二九 九〇・二九 九〇・二九	九〇二九・一〇 ・二〇 ・九〇	積算回転計（電気式又は電子式のものに限る。） 速度計及び回転速度計 部分品及び附属品（積算回転計、速度計又は回転速度計のものに限る。）
九〇・三〇 九〇・三〇 九〇・三〇	九〇三〇・一〇 ・二〇 ・三一	電離放射線の測定用又は検出用の機器 陰極線オシロスコープ及び陰極線オシログラフ マルチメーター（電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のもので、記録装置を有しないものに限る。）
九〇・三〇	・三九	電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器（記録装置を有しないものに限るものとし、第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・二〇号又は第九〇三〇・三一号のものを除く。）
九〇・三〇	・四〇	電気的量の測定用又は検査用の機器（遠隔通信用に特に設計したものに限るものとし、第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・二〇号、第九〇三〇・三一号又は第九〇三〇・三九号のものを除く。）
九〇・三〇	・八一	電気的量の測定用又は検査用の機器（記録装置を有するものに限るものとし、第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・二〇号又は第九〇三〇・四〇号のものを除く。）
九〇・三〇	・八九	電気的量の測定用又は検査用の機器（記録装置を有しないものに限るものとし、第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・二〇号、第九〇三〇・三一号又は第九〇三〇・四〇号のものを除く。）
九〇・三〇	・九〇	部分品及び附属品（第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・二〇号、第九〇三〇・三一号、第九〇三〇・三九号、第九〇三

九〇・三二	九〇三二・八〇・九〇	〇・四〇号、第九〇三〇・八一号又は第九〇三〇・八九号の機器のものに限る。）
九〇・三二		測定用又は検査用の機器（第九〇・三〇項に該当するものを除く。）
九〇・三二	九〇三二・一〇・二〇	部分品及び附属品（第九〇三二・八〇号の機器のものに限る。）
九〇・三二		サーモスタット
九〇・三二		マノスタット
九〇・三二		自動調整機器（液体式又は気体式のものに限る。）
九〇・三二		その他の自動調整機器
九〇・三二		部分品及び附属品（第九〇・三二項の自動調整機器のものに限る。）
九一・〇四	九一〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（航空機用のものに限る。）
九一・〇九	九一〇九・一九	時計（目覚まし時計を除く。）用ムーブメント（完成品であつて、五〇ミリメートル以下の幅又は直径を有し、かつ、電池又は送配電系統により供給される電力により作動するものに限る。）
九一・〇九		時計（目覚まし時計を除く。）用ムーブメント（完成品であつて、五〇ミリメートル以下の幅又は直径を有するものに限るものとし、電池又は送配電系統により供給される電力により作動するものを除く。）
九四・〇一	九四〇一・一〇	腰掛け（革張りのものを除く。）
九四・〇三	九四〇三・二〇	金属製家具（腰掛けを除く。）
九四・〇三	・七〇	プラスチック製家具（腰掛けを除く。）
九四・〇五	九四〇五・一〇	天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（卑金属製又はプラスチック製のものに限る。）
九四・〇五	・六〇	イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品（卑金属製又はプラスチック製のものに限る。）
九四・〇五	・九二	部分品（第九四〇五・一〇号又は第九四〇五・六〇号の製品のもので、プラスチック製のものに限る。）
九四・〇五	・九九	部分品（第九四〇五・一〇号又は第九四〇五・六〇号の製品のもので、卑金属製のものに限る。）

（署名欄は省略）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国は、

共に千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）は、日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

合衆国軍隊又は地位協定第十五条1(a)に定める諸機関のために労務に服する労働者で日本国が雇用するもの（以下「労働者」という。）の安定的な雇用は、合衆国軍隊の効果的な活動に資するものであることを認め、

両国を取り巻く最近の経済情勢の変化が、労働者の安定的な雇用を損なうおそれがあることに留意し、

労働者の安定的な雇用の維持を図り、もつて合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、合衆国軍隊を維持することに伴う経費の負担の原則を定める地位協定第二十四条についての特別の措置を講ずることが必要であることを認めて、

次のとおり協定した。

第一条

日本国は、この協定が効力を有する期間、労働者に対する次の手当の支払に要する経費の一部を、当該経費の二分の一に相当する金額を限度として負担する。

(a) 調整手当、扶養手当、通勤手当及び住居手当

(b) 夏季手当、年末手当及び年度末手当

(c) 退職手当

第二条

日本国は、同国の会計年度ごとに、第一条の規定に基づいて負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報する。

第三条

日本国及びアメリカ合衆国は、この協定の実施に関するすべての事項につき、地位協定第二十五条1に定める合同委員会を通じて協議することができる。

第四条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、千九百九十二年三月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百八十七年一月三十日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
倉成　正

アメリカ合衆国のために
マイケル・J・マンスフィールド

国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約

この条約の締約国は、

国際の平和の維持並びに諸国間の友好関係及び協力の促進に関する国際連合憲章の目的及び原則に留意し、

外交官その他の国際的に保護される者に対する犯罪であつてこれらの者の安全を害するものが、諸国間の協力のために必要である正常な国際関係の維持に対する重大な脅威を生じさせることを考慮し、

このような犯罪が行われることは国際社会にとつて重大な関心事であることを信じ、

このような犯罪の防止及び処罰のための適当かつ効果的な措置を緊急にとる必要があることを確信して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約の適用上、

1　「国際的に保護される者」とは、次の者をいう。

(a)　国の元首（当該国の憲法に基づき元首の任務を遂行する団体の構成員を含む。）、政府の長及び外務大臣であつて外国にあるもの並びにこれらの者に同行している家族

(b)　国の代表者又は職員及び政府間国際機関の職員又は委託を受けた者であつて、これらの者又はその公的施設、個人的施設若しくは輸送手段に対する犯罪が行われる時及び場所において、国際法に基づき、身体、自由又は尊厳に対するあらゆる侵害からの特別の保護を受ける権利を有するもの並びにその世帯に属する家族

2　「容疑者」とは、次条に定める一若しくは二以上の犯罪を行い又はこれに加担したと一応判断するに十分な証拠のある者をいう。

第二条

1　締約国は、自国の国内法により、故意に行う次の行為を犯罪とする。

(a)　国際的に保護される者を殺し又は誘拐すること及びその者の身体又は自由に対するその他の侵害行為

(b)　国際的に保護される者の公的施設、個人的施設又は輸送手段に対する暴力的侵害行為であつて、その者の身体又は自由を害するおそれのあるもの

(c)　これらの行為を行うとの脅迫

(d)　これらの行為の未遂

(e)　これらの行為に加担する行為

2　締約国は、1の犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

3　1及び2の規定は、いかなる意味においても、国際的に保護される者の身体、自由又は尊厳に対するその他の侵害を防止するためすべての適当な措置をとるという国際法に基づく締約国の義務を免れさせるものではない。

第三条

1　締約国は、次の場合において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(a)　犯罪が自国の領域内で又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合

(b)　容疑者が自国の国民である場合

(c)　犯罪が、自国のために遂行する任務に基づき第一条に定義する国際的に保護される者としての地位を有する者に対して行われる場合

2　締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、自国が1のいずれの締約国に対しても第八条の規定による当該容疑者の引渡しを行わない場合において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。

3　この条約は、国内法に従つて行使される刑事裁判権を排除するものではない。

第四条

締約国は、特に次の方法により、第二条に定める犯罪の防止について協力する。

(a)　自国の領域内又は領域外で行われる犯罪の自国の領域内における準備を防止するためあらゆる実行可能な措置をとること。

(b)　犯罪を防止するため、適当な場合には、情報を交換し及び行政上の措置その他の措置を調整すること。

第五条

1　第二条に定める犯罪のいずれかが自国において行われた締約国は、容疑者が自国の領域から逃亡したと信ずるに足りる理由がある場合には、当該犯罪に関するすべての関連事実及び当該容疑者の特定に関するすべての入手可能な情報を、直接に又は国際連合事務総長を通じて他のすべての関係国に通報する。

2　国際的に保護される者に対して第二条に定める犯罪のいずれかが行われた場合には、この被害者及び当該犯罪の状況に関する情報を有する締約国は、当該者が任務をそのために遂行していた締約国に対し、自国の国内法に規定する条件に従い、十分かつ速やかに当該情報を伝達するよう努める。

第六条

1　容疑者が領域内に所在する締約国は、状況によつて正当であると認める場合には、訴追又は引渡しのために当該容疑者の所在を確実にするため、自国の国内法により適当な措置をとる。この措置は、直接に又は国際連合事務総長を通じて次の国及び機関に遅滞なく通報する。

(a)　犯罪が行われた国

(b)　容疑者の国籍国又は容疑者が無国籍者である場合には当該容疑者が通常居住している国

(c)　当該国際的に保護される者が任務をそのために遂行していた国

(d)　その他のすべての関係国

(e)　当該国際的に保護される者がその職員又は委託を受けた者である国際機関

2　いずれの者も、自己について1の措置がとられている場合には、次の権利を有する。

(a)　当該者の国籍国その他当該者の権利を保護する資格を有する国又は当該者が無国籍者である場合には当該者の要請に応じてその権利を保護する意思を有する国の最寄りの適当な代表と遅滞なく連絡を取る権利

(b)　(a)の国の代表の訪問を受ける権利

第七条

容疑者が領域内に所在する締約国は、当該容疑者を引き渡さない場合には、いかなる例外もなしに、かつ、不当に遅滞することなく、自国の法令による手続を通じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

第八条

1　第二条に定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約に引渡犯罪として掲げられていない場合には、当該条約における引渡犯罪とみなされる。締約国は、相互間で将来締結されるすべての犯罪人引渡条約に同条に定める犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。

2　条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合において引き渡すことを決定するときは、この条約を第二条に定める犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。この犯罪人引渡しは、請求を受けた国の法令に定める手続規定及びその他の条件に従う。

3　条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、犯罪人引渡しの請求を受けた国の法令に定める手続規定及びその他の条件に従い、相互間で、第二条に定める犯罪を引渡犯罪と認める。

4　第二条に定める犯罪は、締約国間の犯罪人引渡しに関しては、当該犯罪が発生した場所のみでなく、第三条1の規定に従つて裁判権を設定しなければならない国の領域内においても行われたものとみなされる。

第九条

いずれの者も、自己につき第二条に定める犯罪のいずれかに関して訴訟手続がとられている場合には、そのすべての段階において公正な取扱いを保障される。

第十条

1　締約国は、第二条に定める犯罪についてとられる刑事訴訟手続に関し、相互に最大限の援助（当該訴訟手続に必要であり、かつ、自国が提供することができるすべての証拠の提供を含む。）を与える。

2　1の規定は、他の条約に規定する司法上の相互援助に関する義務に影響を及ぼすものではない。

第十一条

容疑者を訴追した締約国は、訴訟手続の確定的な結果を国際連合事務総長に通報する。同事務総長は、当該情報を他の締約国に伝達する。

第十二条

この条約は、その採択の日に効力を有する庇護に関する諸条約の当事国間における当該諸条約の適用に影響を及ぼすものではない。もつとも、この条約の締約国は、当該諸条約の当事国でない他の締約国に対して当該諸条約を援用することができない。

第十三条

1　この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2　締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係においては1の規定に拘束されない。

3　2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第十四条

この条約は、千九百七十四年十二月三十一日まで、ニュー・ヨークにある国際連合本部において、すべての国による署名のために開放しておく。

第十五条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

第十六条

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第十七条

1　この条約は、二十二番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　二十二番目の批准書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し又はこれに加入する国については、この条約は、その批准書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第十八条

1　いずれの締約国も、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。

2　廃棄は、国際連合事務総長が1の通告を受領した日の後六箇月で効力を生ずる。

第十九条

国際連合事務総長は、すべての国に対し、特に次の事項を通報する。

(a)　第十四条から第十六条までの規定によるこの条約の署名及び批准書又は加入書の寄託並びに前条の規定による通告

(b)　第十七条の規定によりこの条約が効力を生ずる日

第二十条

中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、その認証謄本をすべての国に送付する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、千九百七十三年十二月十四日にニュー・ヨークで署名のために開放されたこの条約に署名した。

人質をとる行為に関する国際条約

この条約の締約国は、

国際の平和及び安全の維持並びに諸国間の友好関係及び協力の促進に関する国際連合憲章の目的及び原則に留意し、

特に、世界人権宣言及び市民的及び政治的権利に関する国際規約に規定するようにすべての者は生命、自由及び身体の安全についての権利を有することを認識し、

国際連合憲章、国際連合憲章による諸国間の友好関係及び協力についての国際法の諸原則に関する宣言その他関連する国際連合総会決議にうたう人民の同権及び自決の原則を再確認し、

人質をとる行為は国際社会が重大な関心を有する犯罪であること及び人質をとる行為を行う者はこの条約により訴追され又は引き渡されなければならないことを考慮し、

国際的なテロリズムとして行われるすべての人質をとる行為を防止し、訴追し及び処罰するための効果的な措置を立案し及びとるに当たって諸国間の国際協力を発展させることが急務であることを確信して、

次のとおり協定した。

第一条

1　人を逮捕し又は拘禁し及び当該逮捕され又は拘禁された者(以下「人質」という。)の殺害、傷害又は拘禁の継続をもつて脅迫をする行為であつて、人質の解放のための明示的又は黙示的な条件として何らかの行為を行うこと又は行わないことを第三者（国、政府間国際機関、自然人若しくは法人又は人の集団）に対して強要する目的で行うものは、この条約にいう人質をとる行為とし、犯罪とする。

2　次の行為も、この条約において犯罪とする。

(a)　人質をとる行為の未遂

(b)　人質をとる行為（未遂を含む。）に加担する行為

第二条

締約国は、前条に定める犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

第三条

1　犯人が領域内で人質を捕らえている締約国は、人質の事態を緩和するため、特に、人質の解放を確保するため及び必要な場合には人質の解放の後その出国を容易にするため、適当と認めるすべての措置をとる。

2　締約国は、人質をとる行為の結果として犯人が取得した物件を保管しているときは、場合に応じて人質若しくは第一条に規定する第三者に対し、又はこれらの者の関係する適当な当局に対し、当該物件をできる限り速やかに返還する。

第四条

締約国は、特に次の方法により、第一条に定める犯罪の防止について協力する。

(a)　自国の領域内又は領域外で行われる犯罪の自国の領域内における準備を防止するためあらゆる実行可能な措置（人質をとる行為を助長し、扇動し、組織し又は行う個人、集団及び団体が行う不法な活動を自国の領域内において禁止する措置を含む。）をとること。

(b)　犯罪を防止するため、適当な場合には、情報を交換し及び行政上の措置その他の措置を調整すること。

第五条

1　締約国は、次の場合において第一条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(a)　犯罪が自国の領域内で又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合

(b)　犯罪が自国の国民によって行われる場合及び自国が適当と認めるときは犯罪が自国の領域内に常居所を有する無国籍者によって行われる場合

(c)　犯罪が、何らかの行為を行うこと又は行わないことを自国に対して強要する目的で行われる場合

(d)　自国が適当と認めるときは、犯罪が自国の国民を人質として行われる場合

2　締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、自国が1のいずれの締約国に対しても当該容疑者の引渡しを行わない場合において第一条に定める犯罪について自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。

3　この条約は、国内法に従つて行使される刑事裁判権を排除するものではない。

第六条

1　容疑者が領域内に所在する締約国は、状況によつて正当であると認める場合には、刑事訴訟手続又は犯罪人引渡手続を開始するために必要とする期間、当該容疑者の所在を確実にするため、自国の法令に従つて抑留その他の措置をとる。当該締約国は、事実について直ちに予備調査を行う。

2　1の抑留その他の措置は、直接に又は国際連合事務総長を通じて次の国及び機関に遅滞なく通報する。

(a)　犯罪が行われた国

(b)　強要の対象とされ又はされようとした国

(c)　強要の対象とされ又はされようとした自然人又は法人の国籍国

(d)　人質の国籍国及び人質が領域内に常居所を有する国

(e)　容疑者の国籍国又は容疑者が無国籍者である場合には当該容疑者が領域内に常居所を有する国

(f)　強要の対象とされ又はされようとした政府間国際機関

(g)　いずれの者も、自己について1の措置がとられている場合には、次の権利を有する。

(a)　当該者の国籍国その他当該者と連絡を取る資格を有する国又は当該者が無国籍者である場合には当該者が領域内に常居所を有する国の最寄りの適当な代表と遅滞なく連絡を取る権利

(b)　(a)の国の代表の訪問を受ける権利

3　3に定める権利は、容疑者が領域内に所在する締約国の法令に反しないように行使する。もつとも、当該法令は、3に定める権利の目的とするところを十分に達成するようなものでなければならない。

5　3及び4の規定は、前条1(b)の規定に従つて裁判権を設定した締約国が、赤十字国際委員会

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

に対し容疑者と連絡を取り又は容疑者を訪問するよう要請する権利を害するものではない。

6　1の予備調査を行う国は、その結果を2の国及び機関に対して速やかに報告するものとし、また、自国が裁判権を行使する意図を有するか有しないかを明らかにする。

第七条

容疑者を訴追した締約国は、自国の法令に従い、訴訟手続の確定的な結果を国際連合事務総長に通報する。同事務総長は、当該情報を他の関係国及び関係する政府間国際機関に伝達する。

第八条

1　容疑者が領域内で発見された締約国は、当該容疑者を引き渡さない場合には、犯罪が自国の領域内で行われたものであるかないかを問わず、いかなる例外もなしに、自国の法令による手続を通じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負う。その当局は、自国の法令に規定する通常の重大な犯罪の場合と同様の方法で決定を行う。

2　いずれの者も、自己につき第一条に定める犯罪のいずれかに関して訴訟手続がとられている場合には、そのすべての段階において公正な取扱い（当該者が領域内に所在する国の法令に規定するすべての権利及び保障の享受を含む。）を保障される。

第九条

1　この条約による容疑者の引渡しの請求を受けた締約国は、次の場合には、当該請求に応じてはならない。

(a)　第一条に定める犯罪に関する犯罪人引渡しの請求が、人種、宗教、国籍、民族的出身又は政治的意見を理由として当該容疑者を訴追し又は処罰するために行われたと信ずるに足りる実質的な根拠がある場合

(b)　当該容疑者の地位が次の理由により害されるおそれがあると信ずるに足りる実質的な根拠がある場合

(i)　(a)に掲げるいずれかの理由

(ii)　保護権を行使する資格を有する国の適当な当局が当該容疑者と連絡を取ることができないという理由

2　締約国間で適用されるすべての犯罪人引渡条約及び犯罪人引渡取極は、この条約に定める犯罪について、この条約と両立しない限度において当該締約国間で修正される。

第十条

1　第一条に定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。締約国は、相互間で将来締結されるすべての犯罪人引渡条約に同条に定める犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。

2　条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、随意にこの条約を第一条に定める犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。この犯罪人引渡しは、請求を受けた国の法令に定めるその他の条件に従う。

3　条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、犯罪人引渡しの請求を受けた国の法令に定める条件に従い、相互間で、第一条に定める犯罪を引渡犯罪と認める。

4　第一条に定める犯罪は、締約国間の犯罪人引渡しに関しては、当該犯罪が発生した場所のみでなく、第五条1の規定に従つて裁判権を設定しなければならない国の領域内においても行われたものとみなされる。

第十一条

1　締約国は、第一条に定める犯罪についてとられる刑事訴訟手続に関し、相互に最大限の援助（当該訴訟手続に必要であり、かつ、自国が提供することができるすべての証拠の提供を含む。）を与える。

2　1の規定は、他の条約に規定する司法上の相互援助に関する義務に影響を及ぼすものではない。

第十二条

この条約は、戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年のジュネーヴ諸条約又は同諸条約の追加議定書に規定する武力紛争（千九百七十七年の追加議定書Ⅰ第一条4に規定する武力紛争、すなわち、国際連合憲章及び国際連合憲章による諸国間の友好関係及び協力についての国際法の諸原則に関する宣言にうたう人民の自決の権利の行使として人民が植民地支配、外国による占領及び人種差別体制に対して戦うものを含む。）において行われた人質をとる行為については、当該人質をとる行為について同諸条約又は同諸条約の追加議定書が適用され、かつ、この条約の締約国が当該人質をとる行為を行つた者を訴追し又は引き渡すことを同諸条約により義務付けられる限り、適用しない。

第十三条

この条約は、犯罪が単一の国において行われ、人質及び容疑者が当該国の国民であり、かつ、当該容疑者が当該国の領域内で発見された場合には、適用しない。

第十四条

この条約のいかなる規定も、国の領土保全又は政治的独立に対する侵害であつて国際連合憲章に違反するものを正当化するものと解してはならない。

第十五条

この条約は、その採択の日に効力を有する庇護に関する諸条約の当事国間における当該諸条約の適用に影響を及ぼすものではない。もつとも、この条約の締約国は、当該諸条約の当事国でない他の締約国に対して当該諸条約を援用することができない。

第十六条

1　この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2　各国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3　2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第十七条

1　この条約は、千九百八十年十二月三十一日まで、ニュー・ヨークにある国際連合本部において、すべての国による署名のために開放しておく。

2　この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

3　この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第十八条

1　この条約は、二十二番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　二十二番目の批准書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し又はこれに加入する国については、この条約は、その批准書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第十九条

1　いずれの締約国も、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。

2　廃棄は、国際連合事務総長が1の通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

第二十条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、その認証謄本をすべての国に送付する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、千九百七十九年十二月十八日にニュー・ヨークで署名のために開放されたこの条約に署名した。

発行所　〒105　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　大蔵省印刷局　官報課　電話　ダイヤルイン（三五八）三〇二一　定価一部一、九八〇円